

(別添1)

厚生労働行政推進調査事業費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する
検討に資する研究 (21AA2008)

令和4年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 山田 篤裕

令和五(2023)年10月

(別添 2)

目 次

I. 総括研究報告

- 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 ----- 1
山田篤裕

II. 分担研究報告

1. 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性-----21
百瀬優
2. 独仏瑞における障害者所得保障制度：3 か国の比較-----25
永野仁美
3. 就職氷河期世代の所得格差-----29
四方理人
4. 高齢者の所得格差の要因分解 -----33
田中聡一郎
5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響 -----37
藤井麻由・渡辺久里子
6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化：Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証-----41
山田篤裕・荒木宏子
7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響：生活水準法と実態費用法に基づく試算 -----45
山田篤裕・百瀬優
8. 日本における労働所得移動-----49
四方理人
9. 障害基礎年金のみの受給権者（第 30 条の 4 を除く）のうち、厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合の推計 -----53
山田篤裕・百瀬優

10. 国民年金保険料の納付状況に関する「匿名年金情報」の集計 -----	57
大津唯	
11. 老齢年金の受給資格期間短縮が国民年金保険料の納付行動に及ぼした影響 -----	61
山田篤裕・大津唯	
12. 国民年金保険料の納付状況の月次推移：「匿名年金情報」を利用して -----	65
大津唯	
III. 報告書論文	
1. 障害厚生年金の被保険者要件の見直し -----	71
百瀬優	
2. ドイツにおける障害年金の仕組み -----	77
福島豪	
3. フランスにおける障害者所得保障制度 -----	103
永野仁美	
4. スウェーデンの障害年金制度 -----	133
中野妙子	
5. 独仏瑞における障害者所得保障：3か国の比較 -----	165
永野仁美	
6. 就職氷河期世代の所得格差 -----	177
四方理人	
7. 高齢者の所得格差の要因分解 -----	193
田中聡一郎	
8. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響 -----	203
藤井麻由・渡辺久里子	
9. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその 就労率への影響：生活水準法と実態費用法に基づく試算 -----	229
山田篤裕・百瀬優	

10. 日本における労働所得移動 四方理人	-----259
11. 障害基礎年金のみの受給権者（第30条の4を除く）のうち、厚生年金保険料の納付記録を 一定年数以上有している者の割合の推計 山田篤裕・百瀬優	-----287
12. 国民年金保険料の納付状況に関する「匿名年金情報」の集計 大津唯	-----321
13. 老齢年金の受給資格期間短縮が国民年金保険料の納付行動に及ぼした影響 山田篤裕・大津唯	-----345
14. 国民年金保険料の納付状況の月次推移：「匿名年金情報」を利用して 大津唯	-----405
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----423

(別添 3)

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総括研究報告書

公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

本研究は、次期制度改正の中で公的年金制度における所得保障の仕組み、所得再分配機能の在り方の検討に資する基礎資料を提供するため、大規模統計の再集計を行い、老齢年金制度について所得格差の要因分析、障害年金制度、特に精神障害者について必要な年金水準および就労率への影響、海外の障害年金制度、遺族年金制度について受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響等を明らかにすることを目的とする。

令和4年度は、文献調査や独・仏・瑞の関係機関に対するインタビュー調査の他、大規模統計として厚生労働省「障害者雇用実態調査」「障害年金受給者実態調査」「遺族年金受給者実態調査」「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「国民年金被保険者実態調査」等の調査票情報や年金局の保有する「匿名年金情報」を活用し、計量経済学的分析を行った。

精神障害者の賃金に最低賃金引上げが直接的な影響を与えた可能性、厚生年金 2 級・3 級の障害年金額の引き上げは精神障害を伴う障害年金受給者の就労率低下を伴う可能性、障害厚生年金の被保険者要件見直しの方向性案、独・仏・瑞における障害年金の位置付け、氷河期世代の可処分所得格差の相対的拡大、高齢者の所得構成における同居世帯員の勤労所得の比率低下と公的年金・恩給の比率増大、中高齢寡婦加算に就労抑制効果がある可能性は低いこと等が明らかになった。また「匿名年金情報」を用いた一連の分析により、2000 年代後半以降の男性での労働所得階級間移動の低下、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)で厚生年金保険料の納付済期間 10 年以上は 2 割強、20 年以上は 1 割弱存在すること、老齢年金の受給資格期間短縮に伴う未納率低下の緩和傾向、過去 2 年間に免除・猶予・未納期間がある者の割合は第 1 号被保険者の半数を占めていたこと、国民年金保険料未納の動向に景気動向・制度変更という外生要因による免除・猶予適用状況が大きく作用していること等が明らかになった。

研究分担者：

百瀬優	流通経済大学教授
永野仁美	上智大学教授
四方理人	関西学院大学准教授
田中聡一郎	駒澤大学准教授
大津唯	埼玉大学准教授
藤井麻由	北海道教育大学講師
渡辺久里子	神奈川大学助教

研究協力者：

中野妙子	名古屋大学法学部教授
福島 豪	関西大学法学部教授
稲垣誠一	年金シニアプラン総合研究機構主任研究員
荒木宏子	慶應義塾大学訪問研究員

A. 研究目的

公的年金制度がその制度目的を適切に果たすためには、社会保険として適当な設計を保ちつつ、国民の生活、就労、疾病、家族の在り方その他社会情勢の変化を適時に反映し、適切な保障内容と所得再分配機能の維持を図ることが望ましい。

本研究では、①老齢年金制度については、高齢者や就職氷河期世代の所得格差の要因分析を行うこと、②障害年金制度については、特に精神障害者について必要な年金水準および就労率への影響、海外の障害年金制度、現行制度の課題、③遺族年金制度については、中高齢寡婦加算が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響を明らかにすること、を目的とする。また分析にあたって、年金局の保有する「匿名年金情報」の活用可能性を探ることも目的とする。

B. 研究方法

厚生労働省「障害者雇用実態調査」「障害年金受給者実態調査」「遺族年金受給者実態調査」「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「国民年金被保険者実態調査」の大規模統計の調査票情報を活用し、研究を行った。委託先(みずほリサーチ&テクノロジーズ)に一部データの整備を依頼し、その他の研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的分析を行った。

令和4年度は、1) 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性、2) 独・仏・スウェーデンにおける障害者所得保障制度、3) 就職氷河期世代の所得格差、4) 高齢者の所得格差の要因分解、5) 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響、6) 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化、7) 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響、8) 労働所得階級間移動性向の変化、9) 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握、10) 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握、11) 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響、12) 免除・猶予制度の変更が保険料納付状況に与える影響の各テーマについて分析した。

計量経済学的手法を用いた分析において特に、3) ではコホート別にみた相対所得やジ

ニ係数の推計、4)では Shorrocks (1982)の手
法にならった所得格差全体に与える各所得要
素別の寄与度分解、5)では遺族厚生年金の
中高齢寡婦加算制度による回帰不連続デザ
イン(regression discontinuity design)、6)では
Blinder-Oaxaca 分解、7)では生活水準法
(Standard of Living 法)、8)では Shorrocks
(1978)による移動性指標・硬直性指標や 2 時
点間の収入の順位相関に基づく検討、9)では
障害年金基礎のみの受給者と障害厚生年金
受給者との比較のための Logit モデル、11)で
は線形確率関数に基づく固定効果モデルや
Logit モデルを用いた DID(差の差)分析を実
施した。なお 8)~12)の研究はいずれも「匿名
年金情報」を使用した分析である。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計調査票情報の 2 次
利用であり、世帯や個人が特定化できないよう、
結果数値が 1 又は 2 となる場合に秘匿するな
どの処理のうえで分析を行った。

C. 研究結果

C-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題 とその改革の方向性

1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

日本の障害年金は、発病日、初診日、障害
認定日のうち、初診日が保険事故の発生時点
とされている。発病日については、その判断が
技術的に難しいこと、障害認定日については、

逆選択が生じる可能性があることが、保険事故
の発生時点とされなかった理由である。

初診日が保険事故の発生時点とされている
ため、障害厚生年金では、初診日において厚
生年金保険の被保険者であること(被保険者
要件)が支給要件の 1 つとなっている。その結
果として、①発病日が厚生年金保険の被保険
者期間中にあったが、初診日が退職後(被保
険者資格喪失後)になったケース、②厚生年
金保険の被保険者であった者が、一時的な離
職期間中や転職活動期間中などに傷病を負
い、初診日がそれらの期間中になったケース、
③長期間にわたって厚生年金保険料を納付し
ていたが、初診日が退職後(被保険者資格喪
失後)になったケースなどで、障害厚生年金が
支給されない。そのことが障害者の所得保障
に格差や不利益を生んでいる可能性がある。

一方で、ドイツの一般年金保険の障害年金
では、保険事故発生時に一般年金保険の被
保険者であることが支給要件とはされていない。
また、フランス、スウェーデンの制度では、保
険事故の発生時に被保険者資格を有する場合
に保険給付を行うことを原則としつつも、保
険事故の発生が被保険者資格喪失後であつて
も、喪失後 1 年以内までであれば、保険給付
の対象としている。

2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金の理念を一言で表すのであれば、
遺族に対する生活保障になるが、この給付が

有する性格は1つではなく、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承の4つに整理することができる。

日本の遺族基礎年金は、②の性格を有する一方で、③の性格を有していない。遺族厚生年金は、遺族が妻である場合、②の性格と③の性格を強く有するとともに、①の性格も部分的に有している。遺族が夫である場合、②の性格や③の性格は限定的であり、①の性格は考慮されていない。また、かつての遺族厚生年金は④の性格が強かったが、現在は、その側面は弱くなっている。

このような遺族年金のあり方は固定的なものではなく、社会の変容にあわせて修正していくべきものと考えられる。とりわけ、遺族年金の見直しを迫る環境の変化として、①女性の労働力率の上昇や男女間賃金格差の縮小、②厚生年金保険料を納付する女性及び老齢厚生年金を受給する女性の増加、③世帯のあり方の多様化の三点が挙げられる。

以上のような環境の変化を踏まえれば、これからの遺族年金のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合な

ど、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという4つが考えられる。

C-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

まず、ドイツでは、老齢年金と同じ枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、「被保険者の稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、完全稼得能力減退及び一部稼得能力減退の場合に、支給される。障害年金を補足する社会扶助に属する仕組みとして、障害時基礎保障の仕組みも存在している。

フランスでは、老齢年金ではなく、疾病保険の枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、ドイツと同様に、「労働・稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、労働・稼得能力が3分の2以上減退している場合に支給される。ただし、障害者に対する所得保障の仕組みとしては、障害年金と並んで、社会扶助の仕組みである成人障害者手当(AAH)が重要な役割を果たしており、予算規模や受給者の規模は後者の方が大きい。

スウェーデンでも、疾病保険の枠組みの中で障害者に対する所得保障給付がなされている。19歳に達する年の7月から30歳未満を対象とする活動補償金と30歳から老齢年金の受給開始前まで支給される障害補償年金の2つからなり、これらは、独仏と同じく、「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられてい

る。そして、労働能力が4分の1以上低下した場合に、低下の程度に応じて設定された額の支給が行われる。スウェーデンのみに見られた特徴としては、居住に基づく給付によって、1つの制度の枠の中で、最低所得保障を行っていることを挙げることができる。

C-3. 就職氷河期世代の所得格差

まず、労働所得については、氷河期世代の男性では、前の世代と比較して、就業率の低下により相対所得が低下し、世代内格差も大きくなっていった。そのうえ、就業している者の中でも氷河期世代は前の世代より大きな労働所得の格差を経験した。逆に氷河期世代の女性においては、就業率の上昇を反映して、前の世代より労働所得が相対的に上昇し、世代内格差も縮小している。なお、労働所得を得ている者だけを対象とした場合、氷河期世代の男性の年齢別の労働所得が他の世代より低いわけではなかった。

世帯でみた等価可処分所得においては、男女ともに氷河期世代の相対所得の水準が他の世代と大きく異なるわけではない。その一方、等価可処分所得の氷河期世代の世代内格差は、男女ともに20代後半と30代後半において前後の世代より大きくなっている。

C-4. 高齢者の所得格差の要因分解

国際比較からは、日本の高齢者の所得格差の主な特徴としては、OECD各国をみれば、

高齢者の所得格差は総人口の所得格差よりも小さい国が多いが、日本の場合は必ずしもそうではなく、ジニ係数でみると所得格差は総人口と高齢者に大きな差がないこと(総人口:0.334、65歳超:0.339)、また高齢者の所得構成についても公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きいという点が明らかになった。

また高齢者の所得格差の分析については、2004年から2016年の変動係数(所得格差指標)は大きな変化はなかった。2016年の寄与度分解の結果をみると、所得格差全体の61.7%は65歳以上の勤労所得、所得格差の43.5%は65歳未満の勤労所得に起因するものであった。また財産所得も所得格差全体に対して9.1%の要因となっていた。

C-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

RDDによる因果的効果の推定結果から、就労行動については、就労率、正規就労率、就労収入、週労働時間のいずれに対しても、遺族年金受給額の影響は観察されなかった。また、経済状況については、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄のいずれでみても、遺族年金受給額の増加による改善は見られなかった。したがって、今回の分析では、遺族年金受給額が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

以上の結果は、年金受給前に被用者以外

で就労していたサンプル(自営業等)を除いても、年金受給前に就労・非就労だったサンプルに分けても、最終学歴が大学・大学院以外のサンプルだけを用いても、遺族年金の受給期間が5年以下とそれ以上のサンプルに分けても変わらない。

C-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

2013年から2018年の5年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害3級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。一方で、1,000人以上規模企業では、この上昇を相殺するような賃金率の低下(構造変化)も確認した。

また2011年から2016年にかけて、精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合を推計したところ、3級手帳取得者の比率が他の等級に比べ増加しており、この増加傾向は生産年齢人口でより顕著であった。

C-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

主な知見は以下5点である。①精神障害に

基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%に達する。

②精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害等である場合と同じ生活保護非併給率になるため追加的に必要な障害年金額は65歳未満の厚生年金2級で20%、同3級で49%であり、65歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。

③国民年金2級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金1級で31%、厚生年金1級で86%多くかかる。国民年金2級と厚生年金2級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。

④精神障害である場合、身体障害等と比較し、65歳未満の国民年金1級で53%、65歳以上の国民年金2級で32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため65歳以上の国民年金1級と65歳以上の国民年金2級の生活保護併給率が高い可能性も示唆された。

⑤65歳未満で身体障害等の厚生年金2級・3級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよ

う引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント低下すると予測される。

C-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

1990年代以降、厚生年金被保険者男性の労働所得格差が拡大する一方、同女性の労働所得格差は縮小した結果、労働者全体では労働所得格差は安定していた。

5年ベースの移動性指標に基づくと、1970年代に労働所得階級間の移動性が低下し、その後安定していたが、厚生年金被保険者男性では、2000年代後半以降の移動性は低下傾向にある。

1年後との労働所得の順位相関(労働所得階級が1年後も同じままに留まる度合い)は、安定的に推移してきたが、10年後もしくは15年後との順位相関は1990年代にやや低下し、2000年代に再度上昇した。このことから長期的な労働所得の移動性は低下傾向にある。特に20代後半の厚生年金被保険者男性では、10年後だけでなく、5年後や1年後との順位相関も近年上昇傾向にある。

C-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

主な知見は以下4点ある。①障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、

厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後1年以下のサンプルでも2年以下のサンプルでも4割前後、10年以上ある割合は2割前後、20年以上ある割合は1割弱であった。

②20歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合である、厚年納付率が3分の1以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後1年以下のサンプルでも2年以下のサンプルでも2割、2分の1以上ある割合は1割、3分の2以上ある割合は4~5%であった。

③一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が1歳高くなる毎に2%前後低く、厚生年金保険料納付月数1か月長くなる毎に0.2%毎高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で10%から20%高く、障害等級2級と比較して、障害等級1級で6%から7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

④2015年度と比較して、2017年度から2020年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高かった。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

C-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

主な知見は以下 3 点ある。①過去 2 年間に保険料未納期間がある人は 320 万人で第 1 号被保険者全体の 22%を占める。このうち、過去 2 年間の保険料が全て未納である人は 104 万人（第 1 号被保険者全体の 7%）で、ここに第 1 号被保険者でなかった期間がある人や、一部の期間については保険料納付していた人を含めると 213 万人（同 15%）であった。一方、過去 2 年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人も 108 万人（同 8%）いた。この中には一部免除適用期間の未納、すなわち減額された保険料の未納者 44 万人（同 3%）が含まれる。

②過去 2 年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、626 万人（同 44%）であった。これに過去 2 年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方がある人を加えると 733 万人で、第 1 号被保険者の 51%を占める。

③過去 2 年間に保険料未納がある人の割合を年齢階級別にみると、25～34 歳では 3 割前後で、20～24 歳や高年齢層に比べ高い。しかし人数ベースでみると、25～34 歳の各歳未納者数はむしろ他の年齢層より低い。第 1 号被保険者全体の 17%を占める 20～22

歳は、未納者全体の 11%（37 万人）を占めている。

C-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響

主な知見は以下 5 点である。①「匿名年金情報」に基づく、制度改正時に 30～49 歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が 25 年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月 0.3%ポイント遅くなった可能性がある。ただし、50 歳以上では同様の効果は観察されなかった。

②「国民年金被保険者実態調査」に基づく、本人の記憶する受給資格期間が 10 年以上 25 年未満かつ 55～59 歳の場合、期間短縮により 1 号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

③「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が 10 年以上必要である」という制度理解があると、本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満である場合、1 号期間滞納率や今後の保険料納付を拒否する割合が相対的に高い一方、未納率に関してはそうした傾向を確認できなかった。

④さらに、55～59 歳で本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満あるいは 25 年未満である場合、期間短縮は今後の保険料納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

⑤その他に、世帯所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する制度理解があると1号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)の場合、1号滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究での知見も再確認された。

C-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保険料納付状況に与える影響

主な知見は以下2点である。①分析対象期間(2009年4月～2019年3月)の長期的傾向としては、いずれの生年度コホートにおいても国民年金保険料の未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートにおける納付猶予制度の割合は、2016年7月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね10%前後で推移をしている。

②国民年金保険料の未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額

免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016年7月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

D. 考察

D-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し
現行制度の問題点と諸外国の状況を踏まえれば、障害厚生年金の被保険者要件に関する見直しの方向性として、以下の2案が考えられる。いずれの案でも、障害厚生年金の支給に当たっては、現行の保険料納付要件や障害要件を満たすことを前提としている。

①案は、「厚生年金被保険者資格喪失後も、喪失後一定期間内に初診日がある場合は、被保険者要件を満たすものとして、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。②案は、「厚生年金保険料を一定期間以上納付していれば、初診日が厚生年金被保険者資格喪失後であっても、被保険者要件を問わずに、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。

ただし、保険事故の発生が被保険者期間から大きく外れている場合にまで、保険給付の対象とすることは困難であると考えられることから、基本的には、①案の方向性で、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討すべきと思われる。

2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえれば、現行の遺族年金の主な課題として、①遺族厚生年金の支給要件の男女差、②子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間、③子のいる遺族配偶者に対する遺族年金のあり方、④生計維持要件、⑤高齢遺族に対する遺族年金の5つが挙げられる。

今後の方向性として、①については、現存する男女差を解消すること、②については、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金を男女ともに有期給付とすること、③については、遺児に着目した中長期的な所得保障としての役割を今後も堅持すること、④については、収入要件以外での年金額の調整あるいは収入要件の廃止、⑤については、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法の見直しなどが考えられる。

D-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

ドイツ・フランス・スウェーデンの3か国に共通して、障害年金は「稼得・労働能力の減退」に対する給付と位置付けられていることが分かった。その帰結として、障害要件も「稼得・労働能力の減退」の観点から設定されている。この点は、障害年金における障害を「日常生活に対する制限」と捉える日本とは大きく異なっており、また、実際の障害認定が、日本では、機能障害をベースとする医学モデルに立脚してなされていることとも異なっている。

もともとドイツ・フランスにおける障害年金の仕組みは、稼得活動に従事している者の労働・稼得能力の低減に対する給付という性格を有し、あらゆる人を対象とする日本の基礎年金制度とは性格を異にする。ただ、日本の基礎年金制度に類似する仕組み(居住に基づく給付)を備えているスウェーデンにおいても、障害年金は「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている点は、注目される。

D-3. 就職氷河期世代の所得格差

男性における就職氷河期世代の労働所得の水準の低さは、主に無業割合が高いことによると考えられる。その一方で、この世代の平均的な可処分所得が低いとは言えない。その理由は、未婚者が親との同居することで所得を維持していると考えられる。しかしながら、氷河期世代の可処分所得の格差は、その前後の世代よりも大きくなっている。その理由として、労働所得の変化だけではなく、20代後半では未婚化および親との同居の変化、そして、30代後半では夫婦の所得の組合せの変化によると考えられる。

D-4. 高齢者の所得格差の要因分解

所得格差全体に与える各所得要素の寄与度分解からは、高齢者の所得格差拡大要因としては勤労所得(65歳以上、65歳未満)、財産所得の寄与度が大きいことが明らかになった。依然として高齢者の所得格差

を説明するものとしては勤労所得の影響が大きい、2010年代に入ってから65歳以上の勤労所得の影響は大きくなっているのに対して、65歳未満の勤労所得の影響は低下した点も特徴と考えられる。

D-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

日本の遺族年金は、裁定後、受給者の収入によって支給が打ち切られる、あるいは減額されることはない。そのため、例えば在職老齢年金や児童扶養手当のように、代替効果を通じて就労インセンティブを阻害するような制度設計とはなっていないが、今回の分析結果では、所得効果も観察されなかった。さらに、中高齢寡婦加算が受給世帯の経済状況を改善する効果も見いだすことはできなかった。

今回の分析で遺族年金受給額の因果的効果が確認されなかった要因としては、就労収入や経済状況などの重要なアウトカムの情報が階級値でしか分からなかったことが挙げられる。そのため、実際には遺族年金受給額の因果的効果があるにもかかわらず、検出できなかった可能性がある。また、サンプル制約やRDDの性質上、今回の結果を、遺族年金受給者全体に当てはまるものとして一般化することはできない。

以上のような限界はあるが、就労率や正規就労率に対して遺族年金の影響が観察さ

れなかったことは意味を持つだろう。これは、子どものいない単身の遺族女性の就労状況は、40歳前後において、遺族年金受給額に大きく左右されないこと意味する。この結果は、仮に中高齢寡婦加算をなくす、あるいは年齢要件を引き上げるという見直しをしても、少なくとも受給者の就労に対する正の影響は限定的である。つまり就労が大幅に促進される可能性は低いことを示唆している。

D-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

精神障害者の賃金分布は知的障害者と同様に、かなり低い水準に偏っているため、最低賃金引上げが直接的な影響を与えた可能性が示唆される。

また、従来、困難を抱えながらも一般枠で就労していた、あるいは就労を目指していた、相対的に軽度の精神障害を抱える人々の一部が、手帳取得によってより働きやすい障害者雇用枠での就労に切り替えたとすれば、3級精神障害の雇用者の集団属性に、賃金上昇に寄与する変化が生じた可能性が考えられる。

D-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保護併給率)に対応するために、仮に厚生年金2級・3級の障害年金額を引き

上げたとしても、たんなる障害年金額の引き上げでは、就労率低下を伴う可能性がある。

D-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

厚生年金被保険者の標準報酬の長期データから確認される男性における1990年代後半から2000年代にかけての格差拡大は、賃金構造基本統計調査を用いた先行研究と整合的である。また1970年代後半に労働所得の移動性は低下し、その後安定するが、2000年代後半以降、男性で再びその移動性が低下しつつあることがうかがえる。

D-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級1級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢と共に増大していく可能性がある。事実、2015年度と比較して相対的に2017年度以降に障害厚生年金の受給確率が高く

なったのは、2016年10月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、残された課題である。

D-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

国民年金保険料の免除・猶予制度の適用基準を満たしながら手続きを行わない人や、基準を満たさないものの保険料を納付する経済的余力が無い人が相当数いることが示唆される。免除・猶予制度の周知徹底も重要であるが、自ら申請しなければ免除・猶予制度の適用を受けられない現行制度に限界がある可能性もある。また一部免除適用を受け、保険料を減額されながら未納となっている人が40万人以上いることを踏まえると、免除・猶予制度の適用基準の緩和も一考に値する。

さらに20~22歳の進学率上昇に伴い、学生納付特例の申請手続きを行わない学生未納者の存在が国民年金保険料納付率に大きな影響を及ぼす可能性がある。しかし、彼らに遅滞なく学生納付特例の手続きを行わせるには、手続き勧奨や事務手続きに係る負担も大きいことを勘案すると、学生特例納付制度の創設期と異なり、この年齢層に国民年金保険料の納付義務を課し続けることが妥当か議論の余地がある。

D-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う 保険料納付状況への影響

受給資格期間短縮という制度改正の効果が、トレンド項や年齢階級と、制度改正時点前後を表すダミー変数との交差項でとらえられることを前提としている。そのため、当該交差項に他の制度改正の効果が入り込んでいる可能性や、逆に他の制度改正の効果と相殺されていて統計的に有意となっていない可能性もある。また未納率低下のトレンドを統御するかどうか、あるいはどの指標あるいはどの基準カテゴリーを採用するかで、期間短縮の効果は異なって捉えられる。

D-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保険 料納付状況に与える影響

国民年金保険料の未納の割合の推移は、少なくとも短期的には、免除・猶予の適用状況と密接に大きく左右されている。免除・猶予の適用は本人の申請に基づくので、免除・猶予の適用状況は制度の認知度にも左右されるが、一方で実質的な所得基準は変わっていないことから、第1号被保険者の所得水準の変化という外的な要因によっても影響を受ける。また、納付猶予制度の対象拡大の影響がそうであるように、制度の在り方そのものにも大きく左右される。

E. 結論

E-1. 現行の障害年金および遺族年金の課題 とその改革の方向性

障害厚生年金の被保険者要件については、保険原理を重視すれば、その見直しは簡単ではない。しかしながら、①障害年金の支給対象となる障害の中心が外部障害から内部障害・精神障害に移行した結果、発病日と初診日が大きくずれる可能性が高まっていること、②制度間格差が存在するために、初診日が僅かに厚生年金保険の被保険者期間を外れているだけで、障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じていること、③社会保険が私保険とは異なる原理も有する制度であることなどから、スウェーデンやフランスのような延長保護の仕組みを取り入れることが望ましいと考えられる。

遺族年金については、本研究で取り上げることのできなかつた論点も含めて、社会経済状況の変化に合わせた見直しが求められる。とりわけ、次回の年金改正に際しては、十分な移行措置・経過措置を設けることを前提として、遺族厚生年金の支給要件の男女差の解消と子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の有期化(の範囲拡大)の2点が大きな検討課題になると思われる。

E-2. 独仏瑞における障害者所得保障制度

現在の日本では、就労における困難性とは無関係に障害年金の支給が行われているが、その結果として、就労により所得を得ることができていないにもかかわらず、障害年金を受

給できない者が発生している。障害年金制度が抱える課題は複数あり、それぞれが重要性を有しているが、とりわけ障害年金と就労との関係については、改めて再考する必要があるのではないかと。

E-3. 就職氷河期世代の所得格差

就職氷河期世代は、現在 40 代に到達しており、公的年金の受給開始年齢に達するまであと 20 年程度となっている。特に男性においては、労働所得が低く、その格差も大きい。現在、氷河期世代は、家族の収入により可処分所得は他の世代と平均的には遜色ない水準となっているため、この世代の貧困や低所得の問題は見えにくくなっている。しかしながら、この世代の男性の労働所得の低さは、将来の低い年金水準につながり、労働所得の格差が大きいことで、年金額の格差も大きくなると考えられる。特にこの世代の男性は、30 代での無業割合が高かったことから、厚生年金保険料を負担できておらず、国民年金保険料の未納が多くなっている。そのため、氷河期世代のなかで低年金者の増加が懸念されるが、この世代は、団塊ジュニア世代にあたっており、人口規模がその後の世代より非常に大きいため、低年金問題はより深刻となるだろう。

E-4. 高齢者の所得格差の要因分解

高齢者の所得構成では子世代との同居世帯の減少による、65 歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになってきている。ただ所得格差については依然として勤労所得の影響が大きく、今後は高齢者自身の就労所得の影響がさらに強まる可能性も考えられる。

E-5. 中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の 2 点である。第一に、中高齢寡婦加算が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている影響について、今回は経済状況を表す変数がすべて階級値となっていたため、十分に検証できたとは言い難く、さらなる研究が必要である。中高齢寡婦加算を受給している世帯は、被保護率も相対的に低くなっているものの、四方・渡辺(2022)によれば、現役の死別女性は未婚女性と比べても貧困率は高い。したがって、遺族年金改革の議論は、遺族年金が受給者の経済厚生に与える因果的効果を把握し、その防貧

機能を確認したうえで行われることが重要である。

E-6. 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化

身体障害雇用者と比較して、精神障害雇用者の賃金分布は低く、知的障害者の賃金分布に近い。したがって、精神障害雇用者の賃金上昇はあっても、障害程度が相対的に軽い精神障害者への年金給付水準の低さ(たとえば障害厚生年金3級の給付水準)を埋め合わせるには不十分であった可能性が高い。実際に、地域別最低賃金との相関が高いことは、その賃金水準自体の低さを示すものと考えられる。精神障害雇用者の賃金上昇が精神障害雇用者全体の貧困リスク緩和にどれほど寄与したかを把握することは、残された課題である。

E-7. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準およびその就労率への影響

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高いが、仮に所得保障水準を何らかの方法で引き上げるのであれば、就労率低下とならないよう雇用政策との連携が必須となる。

E-8. 厚生年金被保険者の労働所得階級間移動性の変化

2000年代以降、厚生年金被保険者男性の

労働所得(標準報酬)の格差拡大が生じているが、同期間、労働所得間の移動性は上昇せず、2000年代後半以降、移動性はむしろ低下している。したがって、各年別にみた厚生年金被保険者男性の労働所得の格差拡大は、長期的な労働所得階級間の移動性変化では相殺されずに、実質的にさらに拡大している。

E-9. 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料納付済期間の把握

厚生年金保険料の納付記録を一定期間以上有するにも関わらず障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケースを減らすには、厚生年金保険のさらなる適用拡大は有効な政策的対応である。

また「匿名年金情報」では、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができないため障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を直接は判断できない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくないとの推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向で見直しを検討する余地はある。

E-10. 国民年金保険料の免除・猶予・納付状況の把握

第1号被保険者の保険料負担能力の乏しさ

が改めて示されたことから、免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直しや、20～22歳への保険料賦課の在り方の見直しなどの検討の余地がある。

E-11. 老齢年金の受給資格期間短縮に伴う保険料納付状況への影響

受給資格期間短縮が一部の属性集団において、1号期間滞納率や今後の保険料納付意欲を低下させ、月ごとの未納率の低下傾向をやや緩和させたとすれば、保険料免除制度や保険料納付猶予制度の周知あるいは申請に頼らない積極的な制度適用、そして雇用者への被用者保険のさらなる適用拡大は有効な政策的対応となりうる。

E-12. 免除・猶予制度の変更が国民年金保険料納付状況に与える影響

国民年金保険料の未納の解消は公的年金制度における主要な政策目標となっているが、その評価に当たっては、外的要因や制度変更が保険料未納の動向に大きな影響を与えていることに留意することが求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・ 大津唯「遺族年金受給者の就業状況に関

する分析」『社会政策』第15巻第2号、21-32頁、2023年。

- ・ 四方理人「賃金の軌道からみたライフコースでの賃金格差：年金保険料の記録データによる分析」『週刊社会保障』第3171号、48-53頁、2022年。
- ・ 四方理人「就職氷河期世代の所得格差」『週刊社会保障』第3234号、42-47頁、2023年。
- ・ 四方理人「公的年金支給開始年齢の引き上げと高齢者の貧困」『個人金融』、2023年(予定)。
- ・ 四方理人・渡辺久里子「配偶関係別にみた高齢女性の貧困と公的年金制度」『社会政策』第15巻第2号、8-20頁、2023年。
- ・ 田中聡一郎「日本の資産分配：OECDの国際比較から」『共済新報』第63巻11号、10-17頁、2022年。
- ・ 田中聡一郎「高齢者の所得格差の要因分解」『週刊社会保障』第3232号、48-53頁、2023年。
- ・ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』6号、29-41頁、2022年。
- ・ 藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・家計に及ぼす影響」『社会政策』第15巻第2号、33-44頁、2023年。
- ・ 百瀬優「遺族年金の性格と現行制度の課題」『年金と経済』41巻3号、3-9頁、2022年。

- ・ 山田篤裕「公的年金の部分繰下げ受給による貧困回避の可能性」『週刊社会保障』第3199号、42-47頁、2022年。
 - ・ 山田篤裕・荒木宏子、「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34巻2号、68-86頁、2023年。
 - ・ 藤井麻由・渡辺久里子 “How does survivors pension affect women's labor supply and standard of living?” The 19th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network (EASP), 16th September 2023 in Sydney.
- 2.学会発表
- ・ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第6回研究大会(令和3年11月オンライン開催)。
 - ・ 大津唯「遺族年金受給者の就業状況に関する分析」社会政策学会第144回2022年春季(オンライン、令和4年5月14日)。
 - ・ 四方理人 “Intragenerational earnings mobility in Japan” The 19th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network (EASP), 16th September, 2023 in Sydney.
 - ・ 四方理人・渡辺久里子「離死別女性の貧困と公的年金制度」社会政策学会第144回2022年春季(オンライン、令和4年5月14日)。
 - ・ 藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・家計に及ぼす影響」社会政策学会第144回2022年春季(オンライン、令和4年5月14日)。
 - ・ 藤井麻由・渡辺久里子「中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響」日本経済政策会第80回全国大会(於:中央大学、令和5年5月21日)。
- H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況
- 1.特許取得
なし
 - 2.実用新案登録
なし
 - 3.その他
なし

(別添 4)

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

II. 分担研究報告

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

研究分担者 百瀬 優 流通経済大学経済学部教授

研究要旨

本研究では、障害年金及び遺族年金の見直しに向けて、2つの研究を行った。

第一に、障害年金について、以下のような研究を行った。まず、日本の障害年金において、保険事故の発生時点が初診日とされていることの理由を整理した。次に、現行の障害厚生年金の被保険者要件によって、過去に厚生年金保険料を納付していた場合でも、初診日の僅かな違いで障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じてしまうことがあることを確認した。最後に、諸外国における障害年金の支給要件も踏まえて、障害厚生年金の被保険者要件について、どのような方向性で見直すべきかを論じた。

第二に、遺族年金について、以下のような研究を行った。まず、遺族年金の性格を4つに整理し、日本の遺族年金が、どの性格を重視した制度となっているのかを確認した。次に、遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえて、これからの制度の在り方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直す、という4つが考えられることを指摘した。最後に、現行制度に関わる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。

A. 研究目的

2022年10月から社会保障審議会年金部会が次回の2025年の年金改正に向けた議論を開始している。今回の年金部会では、障害年金および遺族年金に関する検討も行われる見込みである。このような状況を背景として、本研

究は、現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性に関する検討を行った。

B. 研究方法

B-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し
文献調査をもとに、日本の障害年金におい

て、保険事故の発生時点が初診日とされていることの理由を確認した。また、現行の障害厚生年金の被保険者要件によって生じている問題を整理した。さらに、海外の障害年金に関するインタビュー調査をもとに、諸外国における障害年金の支給要件を整理した。最後に、海外の状況も参考にしながら、障害厚生年金の被保険者要件の見直しについて検討した。

B-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

文献調査をもとに、遺族年金の性格を4つに整理し、日本の遺族年金がどの性格を重視した制度となっているのかを確認した。次いで、遺族年金を取り巻く環境がどのように変化しているのかを整理し、それをもとに、今後の制度の在り方について検討した。最後に、現行制度に関わる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。

C. 研究結果

C-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

日本の障害年金は、発病日、初診日、障害認定日のうち、初診日が保険事故の発生時点とされている。発病日については、その判断が技術的に難しいこと、障害認定日については、逆選択が生じる可能性があることが、保険事故の発生時点とされなかった理由である。

初診日が保険事故の発生時点とされているため、障害厚生年金では、初診日において厚生年金保険の被保険者であること(被保険者

要件)が支給要件の1つとなっている。その結果として、①発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケース、②厚生年金保険の被保険者であった者が、一時的な離職期間中や転職活動期間中などに傷病を負い、初診日がそれらの期間中になったケース、③長期間にわたって厚生年金保険料を納付していたが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケースなどで、障害厚生年金が支給されない。そのことが障害者の所得保障に格差や不利益を生んでいる可能性がある。

一方で、ドイツの一般年金保険の障害年金では、保険事故発生時に一般年金保険の被保険者であることが支給要件とはされていない。また、フランス、スウェーデンの制度では、保険事故の発生時に被保険者資格を有する場合に保険給付を行うことを原則としつつも、保険事故の発生が被保険者資格喪失後であっても、喪失後1年以内までであれば、保険給付の対象としている。

C-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金の理念を一言で表すのであれば、遺族に対する生活保障になるが、この給付が有する性格は1つではなく、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承

の4つに整理することができる。

日本の遺族基礎年金は、②の性格を有する一方で、③の性格を有していない。遺族厚生年金は、遺族が妻である場合、②の性格と③の性格を強く有するとともに、①の性格も部分的に有している。遺族が夫である場合、②の性格や③の性格は限定的であり、①の性格は考慮されていない。また、かつての遺族厚生年金は④の性格が強かったが、現在は、その側面は弱くなっている。

このような遺族年金のあり方は固定的なものではなく、社会の変容にあわせて修正していくべきものと考えられる。とりわけ、遺族年金の見直しを迫る環境の変化として、①女性の労働力率の上昇や男女間賃金格差の縮小、②厚生年金保険料を納付する女性及び老齢厚生年金を受給する女性の増加、③世帯のあり方の多様化の三点が挙げられる。

以上のような環境の変化を踏まえれば、これからの遺族年金のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという4つが考えられる。

D. 考察

D-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

現行制度の問題点と諸外国の状況を踏まえれば、障害厚生年金の被保険者要件に関する見直しの方向性として、以下の2案が考えられる。いずれの案でも、障害厚生年金の支給に当たっては、現行の保険料納付要件や障害要件を満たすことを前提としている。

①案は、「厚生年金被保険者資格喪失後も、喪失後一定期間内に初診日がある場合は、被保険者要件を満たすものとして、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。②案は、「厚生年金保険料を一定期間以上納付していれば、初診日が厚生年金被保険者資格喪失後であっても、被保険者要件を問わずに、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。

ただし、保険事故の発生が被保険者期間から大きく外れている場合にまで、保険給付の対象とすることは困難であると考えられることから、基本的には、①案の方向性で、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討すべきと思われる。

D-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえれば、現行の遺族年金の主な課題として、①遺族厚生年金の支給要件の男女差、②子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間、③子のいる遺族配偶者に対する遺族年金のあり方、④生計維持要件、⑤高齢遺族に対する遺族年金の5つが挙げられる。

今後の方向性として、①については、現存する男女差を解消すること、②については、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金を男女ともに有期給付とすること、③については、遺児に着目した中長期的な所得保障としての役割を今後も堅持すること、④については、収入要件以外での年金額の調整あるいは収入要件の廃止、⑤については、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法の見直しなどが考えられる。

E. 結論

障害厚生年金の被保険者要件については、保険原理を重視すれば、その見直しは簡単ではない。しかしながら、①障害年金の支給対象となる障害の中心が外部障害から内部障害・精神障害に移行した結果、発病日と初診日が大きくずれる可能性が高まっていること、②制度間格差が存在するために、初診日が僅かに厚生年金保険の被保険者期間を外れているだけで、障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じていること、③社会保険が私保険とは異なる原理も有する制度であることなどから、スウェーデンやフランスのような延長保護の仕組みを取り入れることが望ましいと考えられる。

遺族年金については、本研究で取り上げることのできなかつた論点も含めて、社会経済状況の変化に合わせた見直しが求められる。とりわけ、次回の年金改正に際しては、十分な移行措置・経過措置を設けることを前提として、

遺族厚生年金の支給要件の男女差の解消と子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の有期化(の範囲拡大)の2点が大きな検討課題になると思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

・百瀬優「遺族年金の性格と現行制度の課題」『年金と経済』41(3)、3-9 頁、2022 年。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

独仏瑞における障害者所得保障:3か国の比較

研究分担者 永野 仁美 上智大学法学部教授

研究要旨

本研究では、研究協力者(名古屋大学法学部中野妙子教授、関西大学法学部福島豪教授)の協力を得て、ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度について調査を行った。また、その成果をもとに、これら3か国における障害者所得保障制度(特に障害年金)の比較・分析を行い、今後の日本の障害年金制度の在り方について、一定の示唆を得ることを試みた。

A. 研究目的

本研究の目的は、ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度(障害年金制度、及び関連制度)について調査し、比較法の観点から、日本における障害年金制度の在り方に対し一定の示唆を得ることにある。

B. 研究方法

本研究では、ドイツ・フランス・スウェーデンの障害者所得保障制度について、研究協力者である中野妙子教授、及び福島豪教授からの協力を得つつ、文献調査(法令・書籍・インターネット)と、オンラインでのインタビュー調査を行った。その後、3か国における仕組みの比較・分析を行うことで、日本の障害年金制度に対する示唆を得ることを試みた。

C. 研究結果

ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度の基本的な情報を収集することができた。様々な論点について調査したが(詳細は添付の報告書を参照のこと)、以下では、障害年金の位置付けと障害要件について、簡潔にまとめる。

まず、ドイツでは、老齢年金と同じ枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、「被保険者の稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、完全稼得能力減退及び一部稼得能力減退の場合に、支給される。障害年金を補足する社会扶助に属する仕組みとして、障害時基礎保障の仕組みも存在している。

フランスでは、老齢年金ではなく、疾病保険の枠組みの中で障害年金の支給がなされて

いる。障害年金は、ドイツと同様に、「労働・稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、労働・稼得能力が3分の2以上減退している場合に支給される。ただし、障害者に対する所得保障の仕組みとしては、障害年金と並んで、社会扶助の仕組みである成人障害者手当(AAH)が重要な役割を果たしており、予算規模や受給者の規模は後者の方が大きい。

スウェーデンでも、疾病保険の枠組みの中で障害者に対する所得保障給付がなされている。19歳に達する年の7月から30歳未満を対象とする活動補償金と30歳から老齢年金の受給開始前まで支給される障害補償年金の2つからなり、これらは、独仏と同じく、「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている。そして、労働能力が4分の1以上低下した場合に、低下の程度に応じて設定された額の支給が行われる。スウェーデンのみに見られた特徴としては、居住に基づく給付によって、1つの制度の枠の中で、最低所得保障を行っていることを挙げることができる。

D. 考察

ドイツ・フランス・スウェーデンの3か国に共通して、障害年金は「稼得・労働能力の減退」に対する給付と位置付けられていることが分かった。その帰結として、障害要件も「稼得・労働能力の減退」の観点から設定されている。この点は、障害年金における障害を「日常生活に

対する制限」と捉える日本とは大きく異なっており、また、実際の障害認定が、日本では、機能障害をベースとする医学モデルに立脚してなされていることとも異なっている。

もともとドイツ・フランスにおける障害年金の仕組みは、稼得活動に従事している者の労働・稼得能力の低減に対する給付という性格を有し、あらゆる人を対象とする日本の基礎年金制度とは性格を異にする。ただ、日本の基礎年金制度に類似する仕組み(居住に基づく給付)を備えているスウェーデンにおいても、障害年金は「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている点は、注目される。

E. 結論

現在の日本では、就労における困難性とは無関係に障害年金の支給が行われているが、その結果として、就労により所得を得ることができていないにもかかわらず、障害年金を受給できない者が発生している。障害年金制度が抱える課題は複数あり、それぞれが重要性を有しているが、とりわけ障害年金と就労との間の関係については、改めて再考する必要があるのではないかと。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

- ・「目的から考える障害年金の要保障事由」
『障害法』6号、29-41頁、2022年。

2.学会発表

- ・「目的から考える障害年金の要保障事由」
日本障害法学会第6回研究大会(令和3年11月オンライン開催)。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

就職氷河期世代の所得格差

研究分担者 四方理人 関西学院大学准教授

研究要旨

本研究では、1990年代中ごろから2000年代中ごろに学卒年齢に達する1972年から1983年生まれを就職氷河期世代とし、その前後の世代と比較して、労働所得と世帯の可処分所得が相対的に低下しているのか、また、世代内の所得格差が拡大しているのかについて男女別に検討を行った。1989年から2019年までの「国民生活基礎調査」(厚生労働省)を使用し、6時点を6歳階級でつないだ疑似コホートによる分析を行った。その結果、就職氷河期世代の男性では、本人の労働所得は前の世代より低下し、世代内格差も拡大したが、氷河期世代の女性では逆に労働所得は上昇し世代内格差は縮小した。一方、世帯でみた等価可処分所得については、男女ともに氷河期世代は他の世代と相対的な水準に違いはないが、世代内格差は前後の世代より大きいことが明らかになった。

A. 研究目的

本研究では、1990年代中ごろから2000年代中ごろに学卒年齢に達する1972年から1983年生まれを就職氷河期世代とし、その前後の世代と比較して、労働所得と世帯の可処分所得が相対的に低下しているのか、また、世代内の所得格差が拡大しているのかについて男女別に検討を行う。

B. 研究方法

世代についての分析には方法論的に困難がある。調査年と年齢とコホートは二つが決ま

ると他の一つも決まってしまう関係にあるため、3つの効果を同時に識別することはできない。そのため、本研究では多変量解析などの手法は用いず、コホート別にみた相対所得やジニ係数を推計する記述的な分析を行う。

使用データは、厚生労働省「国民生活基礎調査」の3年ごとに実施される大規模調査の所得票を用いる。ただし、出生年を6か年で区分したコホートの推移をみるため、1989、1995、2001、2007、2013、2019年の6時点分を使用する。この6時点を6歳階級でつないだ疑似コホートによる分析を行う。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

まず、労働所得については、氷河期世代の男性では、前の世代と比較して、就業率の低下により相対所得が低下し、世代内格差も大きくなっていった。そのうえ、就業している者の中でも氷河期世代は前の世代より大きな労働所得の格差を経験した。逆に氷河期世代の女性においては、就業率の上昇を反映して、前の世代より労働所得が相対的に上昇し、世代内格差も縮小している。なお、労働所得を得ている者だけを対象とした場合、氷河期世代の男性の年齢別の労働所得が他の世代より低いわけではなかった。

世帯でみた等価可処分所得においては、男女ともに氷河期世代の相対所得の水準が他の世代と大きく異なるわけではない。その一方、等価可処分所得の氷河期世代の世代内格差は、男女ともに 20 代後半と 30 代後半において前後の世代より大きくなっている。

D. 考察

男性における就職氷河期世代の労働所得の水準の低さは、主に無業割合が高いことによると考えられる。その一方で、この世代の平

均的な可処分所得が低いとは言えない。その理由は、未婚者が親との同居することで所得を維持していると考えられる。しかしながら、氷河期世代の可処分所得の格差は、その前後の世代よりも大きくなっている。その理由として、労働所得の変化だけではなく、20 代後半では未婚化および親との同居の変化、そして、30 代後半では夫婦の所得の組合せの変化によると考えられる。

E. 結論

就職氷河期世代は、現在 40 代に到達しており、公的年金の受給開始年齢に達するまであと 20 年程度となっている。特に男性においては、労働所得が低く、その格差も大きい。現在、氷河期世代は、家族の収入により可処分所得は他の世代と平均的には遜色ない水準となっているため、この世代の貧困や低所得の問題は見えにくくなっている。しかしながら、この世代の男性の労働所得の低さは、将来の低い年金水準につながり、労働所得の格差が大きいくことで、年金額の格差も大きくなると考えられる。特にこの世代の男性は、30 代での無業割合が高かったことから、厚生年金保険料を負担できておらず、国民年金保険料の未納が多くなっている。そのため、氷河期世代のなかで低年金者の増加が懸念されるが、この世代は、団塊ジュニア世代にあたっており、人口規模

がその後の世代より非常に大きいため、
低年金問題はより深刻となるだろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

- ・四方理人「賃金の軌道からみたライフコースでの賃金格差：年金保険料の記録データによる分析」『週刊社会保障』第3171号、48-53頁、2022。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

高齢者の所得格差の要因分解

研究分担者 田中聡一郎 駒澤大学経済学部准教授

研究要旨

本研究では、『所得再分配調査』の個票データを用いて、2004～2016年にかけての高齢者の所得格差の要因分析を行った。

まず日本の高齢者の所得分配の特徴を捉えるため、OECDの国際比較統計から、高齢者の所得水準、所得格差、所得源の3つの観点から検討を行った。OECD諸国の場合、高齢者の所得格差が総人口の所得格差よりも小さい国が多いが、日本の場合は必ずしもそうではなく(ジニ係数では同じ程度)、また高齢者の所得構成についても公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きいという特徴があった。

一方、『所得再分配調査』を用いた高齢者格差の分析では、高齢者の所得構成や格差の要因分析を行った。高齢者の所得構成では子世代との同居世帯の減少が生じたことによる、65歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになっている。

また格差の要因分析では、所得格差全体に与える各所得要素の寄与度分解を行ったところ、高齢者の所得格差の拡大要因としては、勤労所得(65歳以上、65歳未満)、財産所得の寄与度が大きかった。依然として高齢者の所得格差を説明するものとしては勤労所得の影響が大きいだが、2010年代に入ってから65歳以上の勤労所得の影響は大きくなっているのに対して、65歳未満の勤労所得の影響は低下した点が特徴であった。

A. 研究目的

本研究では、日本の高齢者の所得格差の現状把握のために、OECDの『Pensions at a Glance 2021』からの国際比較分析、『所得再分配調査』(平成17年～平成29年調査)の個

票データを用いた要因分析を行った。

これまでの高齢者の所得格差に関する先行研究では1980年代後半から2000年代までのデータを用いて、所得格差の要因について検討がなされていた。具体的には勤労所得を主

な要因と捉えて、また公的年金についても所得比例の年金の役割が大きくなるにつれて、格差拡大要因にもなるという点が明らかにされてきた。その後、2010年代の高齢者の所得格差についてはあまり研究がなされていなかった。そこで本研究では高齢者の所得格差が安定的に推移している、2000年後半以降の状況について検討を行った。

B. 研究方法

まず高齢者の所得格差の国際比較を行った。具体的には、OECDの『Pensions at a Glance』(2021年版)から高齢者の所得水準、所得格差、所得源の3つの点について確認を行っている。

次に、高齢者の所得格差の要因を検証した。具体的には、Shorrocks(1982)の手法にならって、所得格差全体に与える各所得要素別の寄与度分解を行った。本研究では、『所得再分配調査』から推計した等価可処分所得の変動係数を、①65歳以上の勤労所得、②65歳未満の勤労所得、③公的年金・恩給、④その他の社会保障給付金、⑤企業・個人年金、⑥財産所得、⑦その他所得、⑧直接税、⑨社会保険料の9つの所得要素に寄与度分解した。その手法から、所得格差全体に対して、それぞれの所得要素が格差拡大や縮小にどれだけ寄与しているのかを明らかにした。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の2次利用であり、

また世帯や個人が特定化できないように分析・集計を行っている。

C. 研究結果

国際比較からは、日本の高齢者の所得格差の主な特徴としては、OECD各国をみれば、高齢者の所得格差は総人口の所得格差よりも小さい国が多いが、日本の場合は必ずしもそうではなく、ジニ係数で見ると所得格差は総人口と高齢者に大きな差がないこと(総人口:0.334、65歳超:0.339)、また高齢者の所得構成についても公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きいという点が明らかになった。

また高齢者の所得格差の分析については、2004年から2016年の変動係数(所得格差指標)は大きな変化はなかった。2016年の寄与度分解の結果をみると、所得格差全体の61.7%は65歳以上の勤労所得、所得格差の43.5%は65歳未満の勤労所得に起因するものであった。また財産所得も所得格差全体に対して9.1%の要因となっていた。

D. 考察

所得格差全体に与える各所得要素の寄与度分解からは、高齢者の所得格差拡大要因としては勤労所得(65歳以上、65歳未満)、財産所得の寄与度が大きいことが明らかになった。依然として高齢者の所得格差を説明するものとしては勤労所得の影響が大きい、2010年

代に入ってから 65 歳以上の勤労所得の影響は大きくなっているのに対して、65 歳未満の勤労所得の影響は低下した点も特徴と考えられる。

E. 結論

本研究では、『所得再分配調査』の個票データを用いて、高齢者の所得構成や所得格差の要因分析を行った。高齢者の所得構成では子世代との同居世帯の減少による、65 歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになっている。ただ所得格差については依然として勤労所得の影響が大きく、今後は高齢者自身の就労所得の影響がさらに強まる可能性も考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・田中聡一郎(2022)「日本の資産分配 : OECD の国際比較から」『共済新報』第 63 巻 11 号、p.10-17。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

研究分担者 藤井麻由 北海道教育大学教育学部講師

研究分担者 渡辺久里子 神奈川大学経済学部助教

研究要旨

本研究では、厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データを用いて、遺族年金受給額が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響について分析する。具体的には、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算制度により、夫死亡時の妻の年齢40歳という閾値で、遺族年金受給額が不連続に増加することを利用し、回帰不連続デザインによる因果的効果の識別を試みた。その結果、遺族年金受給額の増加が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の2点である。第一に、少なくとも中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている因果的効果について、十分に検証できたとは言い難い。しかし、現役の死別女性においても貧困率が高いことが指摘されているため、遺族年金改革の議論は、遺族年金の防貧機能や所得保障機能を確認したうえで行われることが重要である。

A. 研究目的

本研究の目的は、遺族年金受給額が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響について分析することである。近年、遺族年金については、女性の労働参加や家族形態の

等の社会経済状況の変化を受けて、諸外国でその制度設計の見直しが進められている。こうした政策動向を背景に、国外では、遺族年金が受給者の就労行動や経済状況にどのような影響を及ぼすかについて、大規模な行政デー

タを用いた実証的な研究が蓄積されはじめて
いる。

日本においても、遺族年金の改革は、重要な政策課題になっている。しかしながら、諸外国における研究の蓄積と比べ、主にデータの制約から、日本の遺族年金に関する実証的研究は限定的である。そこで今回は、厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データを用いて、この課題へのアプローチを試みる。特に、(1) 遺族年金受給額が遺族配偶者の就労行動に与える影響だけでなく、彼らの世帯収入や消費支出等の経済状況に及ぼす影響についても分析することにより、遺族年金が遺族配偶者の経済厚生維持という本来の保険としての機能を果たしているか否かも検証する点、(2) 中高齢寡婦加算制度を利用して、遺族年金受給額の因果的効果の識別を図る点に特徴がある。

B. 研究方法

使用データは、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」のクロスセクションの個票データである。

分析にあたっては、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算制度による回帰不連続デザイン(regression discontinuity design。以下「RDD」という。)を利用した。具体的には、中高齢寡婦加算の支給条件から、夫が厚生年金保険の被保険者であり、その夫の死亡時に18歳未満

の子どもがいなかったケースに着目するならば、夫死亡時の妻の年齢40歳を閾値として、受給できる遺族年金額が中高齢寡婦加算分だけ不連続に増加することを利用し、夫死亡時の年齢が40歳をわずかに下回ったグループ(中高齢寡婦加算無グループ)と40歳あるいはそれをわずかに上回ったグループ(中高齢寡婦加算有グループ)の就労行動や経済状況を比較することで、遺族年金の因果的効果を推定した。

分析に使用したサンプルは、女性で、調査時点で厚生年金のみを受給していて基礎年金歴がない個人に限定した。この2つの制約を課すことにより、夫死亡時の本人(=妻)の年齢40歳を閾値として中高齢寡婦加算の有無が決まるサンプルとなるため、上述したRDDの枠組みを利用することが可能となる。さらに、夫死亡時の本人(=妻)の年齢が30歳以上50歳未満、遺族年金受給開始から1年以上経過しており、調査時点において単身世帯であった個人に限定し、最終的なサンプル数は1,271となった。

就労行動に関する分析では、アウトカムの変数として、調査時点での受給者の就業の有無、正規就業の有無、前年の就労収入、週労働時間を採用した。また、経済状況に関する分析では、アウトカムの変数として、前年の世帯収入、前年の世帯支出の月平均、世帯貯蓄を使用した。最後に、共変数群としては、受給者の最終学歴および年金受給前の就業状

況、年金受給前の週労働時間を用いる。なお、就労収入、週労働時間、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄、年金受給前の週労働時間については、階級値で尋ねているため、各階級の中央値に置き換えて連続変数のように扱う。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

C. 研究結果

RDD による因果的効果の推定結果から、就労行動については、就労率、正規就労率、就労収入、週労働時間のいずれに対しても、遺族年金受給額の影響は観察されなかった。また、経済状況については、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄のいずれでみても、遺族年金受給額の増加による改善は見られなかった。したがって、今回の分析では、遺族年金受給額が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

以上の結果は、年金受給前に被用者以外で就労していたサンプル(自営業等)を除いても、年金受給前に就労・非就労だったサンプルに分けても、最終学歴が大学・大学院以外のサンプルだけを用いても、遺族年金の受給期間が5年以下とそれ以上のサンプルに分けても変わらない。

D. 考察

日本の遺族年金は、裁定後、受給者の収入によって支給が打ち切られる、あるいは減額されることはない。そのため、例えば在職老齢年金や児童扶養手当のように、代替効果を通じて就労インセンティブを阻害するような制度設計とはなっていないが、今回の分析結果では、所得効果も観察されなかった。さらに、中高齢寡婦加算が受給世帯の経済状況を改善する効果も見いだすことはできなかった。

今回の分析で遺族年金受給額の因果的効果が確認されなかった要因としては、就労収入や経済状況などの重要なアウトカムの情報が階級値でしか分からなかったことが挙げられる。そのため、実際には遺族年金受給額の因果的効果があるにもかかわらず、検出できなかった可能性がある。また、サンプル制約やRDDの性質上、今回の結果を、遺族年金受給者全体に当てはまるものとして一般化することはできない。

以上のような限界はあるが、就労率や正規就労率に対して遺族年金の影響が観察されなかったことは意味を持つだろう。これは、子どものいない単身の遺族女性の就労状況は、40歳前後において、遺族年金受給額に大きく左右されないこと意味する。この結果は、仮に中高齢寡婦加算をなくす、あるいは年齢要件を引き上げるという見直しをしても、少なくとも受給者の就労に対する正の影響は限定的である。つまり就労が大幅に促進される可能性は低い

ことを示唆している。

E. 結論

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の2点である。第一に、中高齢寡婦加算が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている影響について、今回は経済状況を表す変数がすべて階級値となっていたため、十分に検証できたとは言い難く、さらなる研究が必要である。中高齢寡婦加算を受給している世帯は、被保護率も相対的に低くなっているものの、四方・渡辺(2022)によれば、現役の死別女性は未婚女性と比べても貧困率は高い。したがって、遺族年金改革の議論は、遺族年金が受給者の経済厚生に与える因果的効果を把握し、その防貧機能を確認したうえで行われることが重要である。

参考文献:

四方理人・渡辺久里子. (2023). 離死別女性の貧困と公的年金制度. *社会政策学会誌*, 近刊

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

・「中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響」日本経済政策会第80回全国大会(於: 中央大学, 令和5年5月21日)

・“How does survivors pension affect women's labor supply and standard of living?” The 19th Annual Conference of the EASP (September 2023 in Sydney)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学教授

研究協力者 荒木宏子 慶應義塾大学訪問研究員

研究要旨

本研究では、近年急増した精神障害雇用者の賃金分布がどのように変化したか、厚生労働省「障害者雇用実態調査(平成25、30年)」と「生活のしづらさなどに関する調査(平成23、28年)」の個票データに基づき分析した。2013年から2018年の5年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害3級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。地域別最低賃金との相関が高いことは、精神障害者の賃金水準の低さを示すものと考えられる。近年の精神障害者の賃金上昇が、貧困リスクの緩和にどれほど寄与したかを把握することは、今後に残された課題である。

A. 研究目的

近年、精神障害者雇用を量的に促進する制度基盤が整備され、障害種別の人口分布の変化ともあいまって、精神障害者雇用は急速に拡大した。しかし、そうした精神障害者雇用の量的変化の中で、雇用の質的变化、特に賃金構造の変化についての知見は限られている。そこで本稿では、厚生労働省「障害者雇用実態調査」の個票に基づき、急速に精神障害者の雇用が拡大した2013年から2018年の精神障害者の賃金変化とその要因を、障害である

ことが判明した時点も統御した上で明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

厚生労働省「障害者雇用実態調査(平成25、30年)」個票を用い賃金関数を推定し、「生活のしづらさなどに関する調査(平成23、28年)」個票を用い精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合の推移を推計した。

賃金関数の説明変数としては、①障害の程度、②年齢、③経験年数、④雇用形態(短時

間、有期等)、⑤企業規模、⑥事業所の常用障害者雇用比率、⑦性別、⑧地域別最低賃金(賃金率と同様に消費者物価指数により実質化)を用い、身体障害と精神障害の別に、また障害が判明した時点が採用前か後かで、サンプルを分けて推計した。

また 2013 年から 2018 年までの各グループの 2 時点の賃金変化については、Blinder-Oaxaca 分解に基づき、説明変数の分布(各集団の属性)が変化したことによる「構成変化」と、説明変数の係数自体が変化したことによる賃金関数の「構造変化」の大きさを各々推計した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

2013 年から 2018 年の 5 年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害 3 級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。一方で、1000 人以上規模企業では、この上昇を相殺するような賃金率の低下(構造変化)も確認した。

また 2011 年から 2016 年にかけて、精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合を推計したところ、3 級手帳取得者の比率が他の等級に比べ増加しており、この増加傾向は生産年齢人口でより顕著であった。

D. 考察

精神障害者の賃金分布は知的障害者と同様に、かなり低い水準に偏っているため、最低賃金引上げが直接的な影響を与えた可能性が示唆される。

また、従来、困難を抱えながらも一般枠で就労していた、あるいは就労を目指していた、相対的に軽度の精神障害を抱える人々の一部が、手帳取得によってより働きやすい障害者雇用枠での就労に切り替えたとすれば、3 級精神障害の雇用者の集団属性に、賃金上昇に寄与する変化が生じた可能性が考えられる。

E. 結論

身体障害雇用者と比較して、精神障害雇用者の賃金分布は低く、知的障害者の賃金分布に近い。したがって、精神障害雇用者の賃金上昇はあっても、障害程度が相対的に軽い精神障害者への年金給付水準の低さ(たとえば障害厚生年金 3 級の給付水準)を埋め合わせるには不十分であった可能性が高い。実際に、地域別最低賃金との相関が高いことは、その賃金水準自体の低さを示すものと考えられる。精神障害雇用者の

賃金上昇が精神障害雇用者全体の貧困リスク緩和にどれほど寄与したかを把握することは、今後に残された課題である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

山田篤裕・荒木宏子(2023)「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化：Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34(2): 68-86。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準および

その就労率への影響:生活水準法と実態費用法に基づく試算

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

研究分担者 百瀬優 流通経済大学教授

研究要旨

本研究では、3時点(2009、2014、2019年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、①精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し3~5%ポイントほど高く、特に精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%に達すること、②精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害者等と同じ生活保護併給率になるには、障害年金額を65歳未満の厚生年金2級で20%、同3級で49%引き上げる必要があること、③国民年金2級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金1級で31%、厚生年金1級で86%多くかかること、④精神障害である場合、身体障害等と比較し、65歳未満の国民年金1級で53%、65歳以上の国民年金2級で32%、治療・療養・介助費用が高いこと、⑤65歳未満で身体障害等の厚生年金2級・3級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測され、精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよう引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント低下することが予測されること等を明らかにした。

A. 研究目的

本研究では、3時点(2009、2014、2019年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)身体障害者等(=精神・知的障害以外の障害者)と同程度に生活保護

を併給しないために必要な障害年金額の水準、

(2)そこまで年金水準を引き上げた場合、どれほど精神障害による障害年金受給者の就労率に影響が及ぶのか、明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

生活保護「非」併給となるために、障害年金額を何%増額しなければならないかは、生活水準法(Standard of Living: SoL 法)を援用し、下式を Logit Model で推計し、 $-\gamma/\beta \times 100$ を求めることで把握した。

$$\Pr(\text{生活保護「非」併給}) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{障害年金額}) + \gamma \cdot \text{精神障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

また生活水準法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、1 か月間にかかった治療・療養・介助費用(食費を除く)についても、制度・障害等級や精神障害の有無によってどのように異なるのか区間回帰モデルを用いて把握した。

さらに、身体障害者等による障害年金受給者の生活保護併給率と同じになるよう、精神障害による障害年金受給者の年金額を引き上げた場合に、どれほど就労率が低下するのか、障害年金額と就労率との関係について Logit Model で推計した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

主な知見は以下 5 点である。

① 精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019 年時点で障害年金受給者全体と比較し 3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金 3 級の生活保護併給率は 12%に達する。

② 精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害等である場合と同じ生活保護併給率になるため追加的に必要な障害年金額は 65 歳未満の厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 49%であり、65 歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。

③ 国民年金 2 級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金 1 級で 31%、厚生年金 1 級で 86%多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。

④ 精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため 65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護併給率が高い可能性も示唆された。

⑤ 65 歳未満で身体障害等の厚生年金 2 級・3 級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障

害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよう引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント低下すると予測される。

D. 考察

精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保護併給率)に対応するために、仮に厚生年金2級・3級の障害年金額を引き上げたとしても、たんなる障害年金額の引き上げでは、就労率低下を伴う可能性がある。

E. 結論

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高いが、仮に所得保障水準を何らかの方法で引き上げるのであれば、就労率低下とならないよう雇用政策との連携が必須となる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

日本における労働所得移動

研究分担者 四方理人 関西学院大学准教授

研究要旨

本研究は、厚生年金の標準報酬のデータを用いて1970年代後半から2010年代にかけての世代内の労働所得移動について分析を行う。1990年代後半以降、日本の所得格差や賃金格差は拡大しているが、同時に所得移動が増加する場合は長期所得でみた格差は拡大していない可能性がある。逆に、所得移動が低下する場合は、長期所得でみた格差も拡大しているといえる。分析の結果、1970年代後半に労働所得の移動性は低下し、その後安定するが、2000年代後半以降、男性で再び移動性が低下しつつあることが明らかになった。したがって、男性の労働所得の格差拡大が生じているが、所得移動は増加せず、2010年あたりからその移動性も低下している。単年でみた労働所得の格差拡大は、長期的な労働所得移動の増加により相殺されておらず、男性における労働所得の格差は、実質的により大きくなっているといえる。

A. 研究目的

本研究は、1970年代後半から2010年代にかけての世代内の労働所得移動について分析を行う。世代内所得移動とは、生涯のある2時点間における個人の所得の変化である。日本では、近年、所得格差や賃金格差の拡大が生じているが、各時点における所得格差だけでなく、生涯所得や生涯賃金の格差も拡大しているといえるだろうか。所得移動が大きい場合は、1時点における所得格差が大きくとも、生涯でみた所得格差は大きくない可能性がある一方、1時点の所得格差が小さくとも、所得

移動がほとんどない場合は、生涯における所得格差は大きいものとなる。したがって、賃金や所得の格差拡大が、生涯所得や生涯賃金の格差の拡大を引き起こしているのかについては、個人における所得移動をみる必要がある。そこで、世代内の労働所得移動の分析を行うことで、所得移動が固定化し、生涯でみた格差がより大きくなったのか、それとも労働所得移動が増加することで、所得格差や賃金格差の拡大が相殺されたかを検証する必要があるだろう。

B. 研究方法

労働所得移動については、同一個人の収入を複数時点で把握する必要がある。本研究では、1970年代以降の年金保険料の業務データを用いることで、長期の世代内労働所得移動を明らかにする。

分析手法は、ジニ係数や対数分散を用いたShorrocks(1978)による移動性指標および硬直性指標である。この指標は、5年間の平均収入の格差と各年の収入格差の水準を比較し、長期の収入により、短期の収入に由来する格差がどの程度平準化されるかを見ることで、所得移動を測ることができる。

そのほかの手法として、2時点間の収入の順位相関、対数収入の分散による恒常的収入と一時的収入の変化、5分位収入階級の2時点間のクロス表分析を行う。

本研究の使用データは、年金局の保有する「匿名年金情報」のうち、2016年時点の厚生年金の被保険者(厚年一般)について1/51で抽出し、匿名化したデータである。同データからは、2016年時点における、これまでの厚生年金加入者の性別と生年月と過去の標準報酬を把握することができる。そのため、すでに厚生年金を受給もしくは死亡している者も含まれることになる。したがって、厚生年金に加入経験がないものは含まれない。また、厚生年金に加入経験がある者であっても、公務員等の共済年金、農林年金、船員年金に加入している機関の標準報酬は含まれない。なお、厚生年金

基金加入者も含まれる。したがって、公務員を除く、労働時間週30時間以上の雇用労働者がほとんどカバーされると考えられる。

標準報酬は、各期間における累計額のみ情報になり、その期間もばらつきがあるため、各期間の月数で累計額を割った月収を用いる。また、標準報酬には上限があるため、トップコーディングとして、標準報酬月額の上限に達する月収は、パレート分布を仮定し、当該年の『賃金構造基本調査』(厚生労働省)の公表データからの分布から逆関数法により置き換えた。

次に、ボトムコーディングとして、各年の『賃金構造基本調査』の下位1%の月収を線形補間により求め、その値を下限として除外した。

(倫理面への配慮)

匿名化された業務データの2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

1990年代以降、男性の労働所得の格差が拡大する一方、女性の労働所得の格差は縮小し、結果として、労働者全体では労働所得の格差は安定していた。5年間平均の男性の労働所得の格差は、1980年代、1990年代と安定的であったが、2000年代以降拡大傾向になる。

5年平均所得のジニ係数と単年の所得のジニ係数の5年平均の比から求めた移動性指標

によると、1970年代に移動性が低下し、その後安定する。ただし、男性については、2000年代後半以降移動性が低下傾向にある。

1年後との順位相関は、安定的に推移してきたが、10年後もしくは15年後との順位相関は1990年代にやや低下し、2000年代に再度上昇した。長期的な所得の移動性は低下傾向にある。特に、20代後半の男性では、10年後だけでなく、5年後や1年後との順位相関も近年上昇傾向となっている。

D. 考察

厚生年金の標準報酬の長期データから確認される1990年代後半から2000年代にかけての男性における格差拡大は、賃金構造基本統計調査を用いた先行研究と同様である。そして、1970年代後半に労働所得の移動性は低下し、その後安定するが、2000年代後半以降男性で再びその移動性が低下しつつある。

E. 結論

2000年代以降、男性の労働所得の格差拡大が生じているが、その間労働所得移動は増加せず、2000年代後半以降、移動性が低下している。したがって、単年でみた労働所得の格差拡大は、長期的な労働所得移動の増加により相殺されておらず、男性における労働所得の格差は、実質的により大きくなっているといえる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・四方理人「賃金の軌道からみたライフコースでの賃金格差：年金保険料の記録データによる分析」『週刊社会保障』第3171号、48-53頁、2022。
- ・四方理人「就職氷河期世代の所得格差」『週刊社会保障』第3234号、42-47頁、2023。

2. 学会発表

- ・Shikata, Masato “Intragenerational earnings mobility in Japan” The 19th Annual Conference of the East Asian Social Policy Research Network (EASP), Sydney, Sep. 16, 2022.

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、

厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合の推計

研究代表者 山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

研究分担者 百瀬 優 流通経済大学経済学部教授

研究要旨

本研究では、年金局から提供された匿名年金情報を用い、一定期間、厚生年金保険料を納付しながら、障害厚生年金の受給に結びつかないケースの実態を把握した。さらに、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースに焦点を当てるため、分析対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルとした。

主な知見として、第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は4割前後、10年以上ある割合は2割前後であった。同じく20年以上ある割合は1割弱であった。

第二に、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚生年金保険料納付率」と定義した場合、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料納付率が3分の1以上ある割合は2割、2分の1以上ある割合は1割、3分の2以上ある割合は4～5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合でも、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で、障害基礎年金のみの受給権者となる確率は相対的に高かった。

第四に、2015年度と比較して、2016年度は有意差を確認できなかったが、2017～2020年度は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者となる確率が有意に7～11%高かった。

ただし匿名年金情報では、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付履歴を把握できないため、本研究の結果解釈には留意が必要である。

A. 研究目的

厚生年金保険から支給される障害厚生年金を受給するためには、初診日に厚生年金保険の被保険者であることが求められる。そのため、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが存在する。

一般に保険は、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であるため、こうしたケースが存在するのは当然であるとも考えられる。その一方で、私保険とは異なる社会保険においては、被保険者資格喪失後も一定期間内であれば、保険加入中と同様に扱われることが容認されるという考え方もあり得る。そうした事例は、海外の制度においてもみられる。また、厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もあり得る。

本研究の目的は、こうした考え方に基づいて制度を見直すことの是非を判断するために、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を把握することにある。

B. 研究方法

年金局から提供された受給権者に関する「匿名年金情報(2015~2020年度の6時点分)」を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)を抽出した上、厚生年金

保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を、いくつかの閾値を設定した上で推計した。

さらに、特定の疾患により、年齢や厚生年金保険料の納付状況が同じにも関わらず、障害厚生年金の受給状況が異なるかどうか確認するため、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。

なお、厚生年金保険料の納付記録を有する障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)には、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースだけでなく、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたケースも含まれる。本研究では、特に前者のケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルに絞り込んでいる。ただし、この絞り込みをしたとしても、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたサンプルが一部混じる可能性を排除できない。

C. 研究結果

主な研究結果は以下のとおりである。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は、障害基礎年

金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後であった。同じく 20 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルで 9%であった。

第二に、20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合である、厚年納付率が 3 分の 1 以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4~5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が 1 歳高くなる毎に 2%前後低く、厚生年金保険料納付月数 1 か月長くなる毎に 0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で 10~20%高く、障害等級 2 級と比較して、障害等級 1 級で 6~7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級 1 級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015 年度と比較して、2017~2020 年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に 7~11%高かった。2016 年度については 2015 年度との統計的な有意差を確認できなかった。

D. 考察

今回の研究結果から、以下の可能性を指摘できる。

年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級 1 級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、冒頭で指摘した初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢とともに増大していく可能性がある。事実、2015 年度と比較して相対的に 2017 年度以降に障害厚生年金の受給確率が高くなったのは、2016 年 10 月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、本稿の残された課題である。

E. 結論

本研究の結果に基づけば、受給権発生後 1 年ないしは 2 年の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)であっても、厚生年金保険料の納付記録を有する者が少なくない。10 年以上あるいは 20 年以上の長期の納付記

録を有する者も、2割前後あるいは1割弱存在すると推測される。

このようなケースを減らすには、厚生年金保険の更なる適用拡大が有効であると考えられる。もっとも、本研究だけでは、障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を判断することはできない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくないという推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向での見直しを検討する余地はあるものと考えられる。

ただし、匿名年金情報では、各受給権者が受給権を有する年金の種類、受給権発生日、厚生年金保険料の納付期間などは確認できるが、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができない。そのため、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付期間を把握することはできない。把握できるのは、あくまでも、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付期間を有する者がどのくらい存在するのか、また、その納付期間の月数がどのくらいなのかだけである。この点について結果解釈の際には留意が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

国民年金保険料の納付状況に関する「匿名年金情報」の集計

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学部准教授

研究要旨

本研究では、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(匿名年金情報)を独自に集計し、過去2年間の保険料納付状況、特に保険料未納の実態について詳細な把握を行った。主な知見は、次の3点である。

第1に、過去2年間に保険料の未納期間がある人は320.2万人で、第1号被保険者全体の22.4%を占めていた。このうち、過去2年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人は107.5万人(同7.5%)おり、この中には一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人も44.4万人(同3.1%)含まれる。

第2に、過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、625.9万人(同43.8%)であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間が両方ある人を加えると733.4万人で、第1号被保険者に占める割合は51.3%であった。

第3に、過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢別にみると、20歳代半ばから30歳代半ばが30%前後で、20歳代前半や高齢層に比べて高かった。しかし、これを人数で見ると、20歳代半ばから30歳代半ばにかけての各歳の未納者数はむしろ他の年齢層より低かった。第1号被保険者全体の16.8%を占める20～22歳は、未納者全体の11.4%(36.5万人)を占めていた。

以上の知見から、第1号被保険者の保険料負担能力の乏しさが示された。免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直し、20～22歳への保険料賦課の在り方の見直しなどが必要ではないかと考えられる。

A. 研究目的

20～59歳の全ての人が加入する国民年金は、国民皆年金である日本の公的年金制度の

根幹を成している。ところが、2000年前後から

国民年金保険料の納付率が低迷し、保険料の未納対策が年金制度における最重要課題

の一つとなっている。

しかし、国民年金保険料を納付するのは第1号被保険者のみであり、かつ納付率という指標は保険料を納付している人の割合を示している訳ではない。一方、厚生労働省が毎年発表している年度末時点の「未納者」数は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されている。そのため、一部の期間については保険料を納付したという人や、年度末時点で保険料の免除・猶予の適用を受けている人は「未納者」に含まれていない。

そこで本研究では、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」を独自に集計することにより、2020年末における国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料納付状況、とりわけ保険料未納の実態について詳細な把握を試みた。

B. 研究方法

年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金被保険者(第2号被保険者を除く)に関する「匿名年金情報」の独自集計を行った。

「匿名年金情報」は、被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免除期間、過去11年間の月ごとの保険料納付状況について100分の1の確率で抽出されたものである。本研究では、そこから国民年金の第3号被保険者と任意加入被保険者を除外し、強制加入の第1号被保険者についてのみ、年度ごとに過去2年間の

納付状況に関する集計を行った(N=142,871)。

(倫理面への配慮)

個人を特定できないようにしている。

C. 研究結果

第1に、過去2年間に保険料が未納であった期間がある人は320.2万人で、第1号被保険者全体の22.4%を占めていた。このうち、過去2年間の保険料が全て未納である人は103.7万人(第1号被保険者全体に占める割合は7.3%)で、ここに第1号被保険者でなかった期間がある人や、一部の期間については保険料を納付していたという人を含めると212.7万人(同14.9%)であった。一方で、過去2年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人も107.5万人(同7.5%)いた。この中には一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人も44.4万人(同3.1%)含まれている。

第2に、過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、625.9万人(同43.8%)であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方があるという人を加えると733.4万人で、第1号被保険者に占める割合は51.3%と、半数を超えていた。

第3に、過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢別にみると、20歳代半ばから30

歳代半ばが 30%前後で、20 歳代前半や高年齢層に比べて高かった。しかし、これを人数で見ると、20 歳代半ばから 30 歳代半ばにかけての各歳の未納者数はむしろ他の年齢層より低かった。第 1 号被保険者全体の 16.8%を占める 20～22 歳は、未納者全体の 11.4% (36.5 万人)を占めていた。

D. 考察

過去 2 年間に何らかの免除・猶予の適用を受けた人が国民年金第 1 号被保険者の半数以上を占めているということは、それだけ第 1 号被保険者には低所得者が多く、保険料の負担能力がある人が少ないということを示している。加えて、過去 2 年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方あるという人が 100 万人以上いるということは、免除・猶予の適用基準を満たしていながら手続を行っていなかった期間がある人や、基準を満たさないものの保険料を納付する経済的余力がない人が相当数いることが示唆される。前者の存在を踏まえると、保険料の免除・猶予制度の周知徹底も重要であるが、自ら申請しなければ免除・猶予を受けることができない現行制度の限界も認める必要がある。一方、後者については、一部免除の適用を受けた保険料を減額されながら未納となっている人が 40 万人以上いることも踏まえると、免除・猶予の基準を緩和する必要があるのではないと考えられる。

次に、20～22 歳の各歳の第 1 号被保険者

数と未納者数が他の年齢層よりも顕著に高いことを考えると、学生納付特例の申請手続を行わず、かといって保険料を納付する訳でもない学生の未納者が相当数いることが推察される。このことは、学生納付特例の対象者が申請手続を遅滞なく行っているかどうか国民年金保険料の納付率に大きな影響を及ぼしていることを示唆している。毎年 100 万人近くが 20 歳到達により第 1 号被保険者となる中で、彼らに遅滞なく学生納付特例の手続を行わせることは、間違いなく至難の業であり、手続の勧奨や事務手続にかかる負担も大きい。大学等への進学者が少数であった制度の創設期と異なり、20～22 歳の大多数が学生である現状においては、この年齢層に保険料の納付義務を課し続けることが妥当かどうか議論されてもよいのではないだろうか。

E. 結論

本研究では、第 1 号被保険者の保険料負担能力の乏しさが示された。免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直し、20～22 歳への保険料賦課の在り方の見直しなどが必要ではないかと考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

老齢年金の受給資格期間短縮が国民年金保険料の納付行動に及ぼした影響

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学部准教授)

研究要旨

本稿では 2017 年 8 月 1 日に行われた年金の受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮(期間短縮)により、国民年金保険料の納付行動あるいは納付意欲が変化していないか、「匿名年金情報」と「国民年金被保険者調査」調査票情報の 2 つのデータに基づき検討した。

「匿名年金情報」に基づくと、制度改正時に 30～49 歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が 25 年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月 0.3%ポイント遅くなった可能性がある。

「国民年金被保険者実態調査」に基づくと、本人の記憶する受給資格期間が 10 年以上 25 年未満かつ 55～59 歳の場合、期間短縮により 1 号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

また「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が 10 年以上必要である」という知識は、本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満である場合、1 号期間滞納率や今後の納付を拒否する割合を相対的に高めた可能性がある一方、未納率に関してはそうした可能性を確認できなかった。

さらに、55～59 歳で本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満あるいは 25 年未満である場合、期間短縮は今後の納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

その他に、所得の代理変数である消費額が高いこと、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いこと、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する知識があると 1 号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者の場合、1 号期間滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究による知見も再確認された。

A. 研究目的

の受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮

本稿では 2017 年 8 月 1 日に行われた年金

(期間短縮)により、国民年金保険料の納付行

動あるいは納付意欲が変化していないか、「匿名年金情報」(2020年度末時点における国民年金被保険者第1号被保険者の2016年7月～2019年3月分の保険料納付状況)と「国民年金被保険者調査」(2017年、2020年)調査票情報の2つのデータに基づき検討した。

B. 研究方法

将来的に達成可能な受給資格期間が10年以上25年未満であった人は、期間短縮により受給資格期間を満たせる可能性が復活したことで、保険料を積極的に支払うようになる可能性がある一方、25年から10年へと受給資格期間の要件が緩和されたことで、逆に保険料を納付しなくなる可能性もある。

「匿名年金情報」に基づく分析では、月次の未納状況の変数が入手可能であるため、被説明変数を月ごとの未納の有無とし、説明変数として、将来的に達成可能な受給資格期間3区分(10年未満、10年以上25年未満、25年以上)および制度改正(2017年8月)以降かどうかの交差項を用いることで、期間短縮という制度改正前後で、未納率が変化したかを線形確率モデル(固定効果)に基づき検証した。

「国民年金被保険者実態調査」に基づく分析では、被説明変数を、調査年度前の過去2年間の実際の保険料納付状況(1号期間滞納および一部納付)と、これからの国民年金の保険料納付に対する拒否(もうこれ以上納めない)とし、説明変数として年齢階級と制度改正後と

なる2020年調査ダミーの交差項を用い、本人が記憶する受給資格期間3区分(10年未満、10年以上25年未満、25年以上)別にLogit Modelで推計することで、期間短縮という制度改正の前後で、未納行動が変化したかを検証した。

(倫理面への配慮)

匿名化された業務データ・調査票情報の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

主な知見は以下5点である。

① 「匿名年金情報」に基づく、制度改正時に30～49歳で、年金給付を受給するために達成可能な受給資格期間が25年未満である場合、未納率の相対的な低下速度は、期間短縮により毎月0.3%ポイント遅くなった可能性がある。ただし、50歳以上では同様の効果は観察されなかった。

② 「国民年金被保険者実態調査」に基づく、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満かつ55～59歳の場合、期間短縮により1号期間滞納率を上昇させた可能性がある一方、未納率に関しての効果は正負混在していた。

③ 「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が10年以上必要である」という制度理解があると、本人の記憶する受給資格期

間が10年未満である場合、1号期間滞納率や今後の保険料納付を拒否する割合が相対的に高い一方、未納率に関してはそうした傾向を確認できなかった。

④ さらに、55～59歳で本人の記憶する受給資格期間が10年未満あるいは25年未満である場合、期間短縮は今後の保険料納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

⑤ そのほかに、世帯所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する制度理解があると1号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向がある一方、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)の場合、1号滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にあること等、先行研究による知見も本稿が用いた新たなデータにおいても再確認された。

D. 考察

受給資格期間短縮という制度改正の効果が、トレンド項や年齢階級と、制度改正時点前後を表すダミー変数との交差項で捉えられることを前提としている。そのため、当該交差項に他の制度改正の効果が入り込んでいる可能性や、逆に他の制度改正の効果と相殺されていて統計的に有意となっていない可能性もある。また未納率低下のトレンドを統御するかどうか、あるいはどの指標あるいはどの基準カテゴリーを

採用するかで、期間短縮の効果は異なって捉えられる。

E. 結論

受給資格期間短縮が一部の属性集団において、1号期間滞納率や今後の保険料納付意欲を低下させ、月ごとの未納率の低下傾向をやや緩和させたとすれば、保険料免除制度や保険料納付猶予制度の周知あるいは申請に頼らない積極的な制度適用、そして雇用者への被用者保険のさらなる適用拡大は重要な政策的対応となり得る。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

国民年金保険料の納付状況の月次推移:「匿名年金情報」を利用して

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学部研究科准教授

研究要旨

本研究では、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(匿名年金情報)を独自に集計し、2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況の月次推移を確認した。主な知見は、次の2点である。

第1に、この期間の長期的な傾向としては、いずれのコホートにおいても未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートにおける納付猶予制度の割合は、2016年7月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね10%前後で推移をしている。

第2に、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016年7月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

以上のように、国民年金保険料の未納の動向には、景気動向や制度変更といった外生的な要因による免除・猶予の適用状況が大きく作用している。保険料の未納対策の評価に当たっては、この点に留意することが求められる。

A. 研究目的

本研究では、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(匿名年金情報)を独自に集計し、2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況の月次推移を確認することを目

的とする。

B. 研究方法

「匿名年金情報」を用いて、2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2009年4月分～2019年3月分の保険料納

付状況別の割合と、その対前年同月差の推移を、出生コホート別に確認した。その際、保険料納付状況は元の 20 以上の分類を、「納付」、「未納」、「全額免除」、「一部免除納付」、「一部免除未納」、「学生納付特例」、「納付猶予」、「その他」の 8 つに集約した。(倫理面への配慮)
個人を特定できないようにしている。

C. 研究結果

第 1 に、この期間の長期的な傾向としては、いずれのコホートにおいても未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90 年度生まれのコホートと 1991～2000 年度生まれのコホートにおける納付猶予制度の割合は、2016 年 7 月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね 10%前後で推移をしている。

第 2 に、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014 年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016 年 7 月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

D. 考察

未納の割合の推移は、少なくとも短期的には、免除・猶予の適用状況と密接に大きく左右されている。免除・猶予の適用は本人の申請に基づくので、免除・猶予の適用状況は制度の認知度にも左右されるが、一方で実質的な所得基準は変わっていないことから、第 1 号被保険者の所得水準の変化という外的な要因によっても影響を受ける。また、納付猶予制度の対象拡大の影響がそうであるように、制度の在り方そのものにも大きく左右される。

E. 結論

国民年金保険料の未納の解消は公的年金制度における主要な政策目標となっているが、その評価に当たっては、外的要因や制度変更が保険料未納の動向に大きな影響を与えていることに留意することが求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

Ⅲ. 報告書論文

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」

障害厚生年金の被保険者要件の見直し

研究分担者 百瀬 優 (流通経済大学経済学部教授)

1. はじめに

厚生年金保険は、労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行い、労働者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする社会保険である。その保険給付の1つである障害厚生年金は、障害の発生を保険事故とする保険給付である。ここで論点となるのは、保険事故となる障害をどのように定義し、またどのように認定するかであるが、もう1つの論点として、保険事故の発生時点をどこに置くのかを挙げることもできる。

日本では、障害年金が支給されるまでに、一般的に次のような経過をたどる¹。まず、障害の原因となった病気や怪我(傷病)が発生する。傷病の発生日を「発病日」という。次に、その傷病について医師等の診療を受ける。当該傷病について、初めて医師等の診療を受けた日が「初診日」である。そして、初診日から1年6か月を経過した日あるいは傷病が治癒または固定化した日に障害の状態が確認される。この確認日が「障害認定日」である。最後に、障害認定日に障害の状態が法令に定める障害の状態に該当すれば、障害認定日の翌月から障害年金が支給される。

厚生労働省の資料によれば、上記の3つの時点のうち、日本の障害年金は、初診日をもって保険事故の発生時点としている²。そして、初診日の前日において保険料納付要件を満たしていれば、初診日に被保険者であった年金制度から障害年金が支給される。それゆえ、障害厚生年金を受給するためには、初診日の前日に保険料納付要件を満たしていることに加えて、初診日に厚生年金保険の被保険者であること(以下、この要件を「被保険者要件」とする。)が求められる。それゆえ、発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったとしても、初診日が被保険者資格喪失後であれば、障害厚生年金を受給することができない。逆に、初診日が厚生年金保険の被保険者期間中にあれば、障害認定日が被保険者資格喪失後であったとしても、障害厚生年金を受給することができる。

保険事故の発生時点を発病日としないことの理由として、障害の原因となる傷病の発生時点を一義的に判断することが技術的に難しいことが指摘されている³。1985年改正前の旧厚生年金保険法では、発病日に厚生年金保険の被保険者であることが障害年金の支給要件の1つとなっており、初診日が保険事故の発生時点とされていた訳ではない⁴。それに対して、旧国民年金法は、初診日を保険事故の発生時点とする考え方が取ら

¹ 事後重症などの場合はここでは割愛する。

² 厚生労働省「[年金制度の仕組みと考え方] 第12 障害年金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_012.html

³ 同上

⁴ ただし、旧厚生年金保険法でも、保険料納付要件は初診日前の納付状況で判断されていた。また、障害認定日も、原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日とされていた。

れていた。両制度で異なる取扱いとなった理由として、被用者については、一定の職場において健康管理が行われ、また医療保険における保障が行われているのに対して、自営業者等については傷病がいつ発生したかを把握するのが技術的に困難であることが挙げられていた⁵。過去においては、このような違いがあったものの、1985年改正によって、保険事故の発生時点に関する考え方は、旧国民年金法の考え方に統一されている。

一方で、保険事故の発生時点を障害認定日としないことについては、国民年金法制定時の厚生官僚による解説書に基づけば、保険料納付要件との関連において、逆選択が行われる可能性が大きいことが指摘されている⁶。ここでいう逆選択は、一般的な用語法とは異なり、保険事故が確実に発生する状況で保険に加入しようとする行動を指している。現行の国民年金に置き換えて考えれば、次のようになる。もし、障害認定日を保険事故の発生時点とした場合、初診日の時点で国民年金に未加入の者や国民年金保険料を長期間滞納していた者であっても、初診日から障害認定日までの間に加入手続きや保険料納付をし、障害認定日の時点で被保険者要件や保険料納付要件を満たせば、障害基礎年金を受給できることになる。さらに、これを現行の厚生年金保険に置き換えれば、保険事故の発生時点を障害認定日とした場合、初診日の時点で国民年金のみ加入していた被保険者が、障害の状態に至ることを見越して、障害認定日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得すれば、障害基礎年金に加えて障害厚生年金を受給できることになる。このような行動を認めないというのが、障害認定日を保険事故の発生時点としない理由と考えられる。

2. 問題の所在

障害厚生年金における保険事故の発生時点を初診日とする場合、初診日より前に厚生年金保険料を一定期間納付していたとしても、次のようなケースでは被保険者要件を満たすことができない。初診日に厚生年金保険の被保険者ではない場合は、障害認定日に障害等級に該当したとしても、1級、2級であれば、障害基礎年金のみの受給となり、3級であれば、障害厚生年金と障害基礎年金のいずれも受給することができない。

第一に、発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったが、初診日が退職後（被保険者資格喪失後）になったケースである（第一のケース）。

例えば、厚生年金保険の被保険者が、若年認知症の症状により就労の継続が困難となったものの、厚生年金保険の適用事業所を退職した後に、当該症状について初めて医療機関を受診した場合である。この場合、発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったとしても、初診日は厚生年金保険の被保険者資格喪失後である。そのため、障害認定日に障害等級に合致した場合でも、過去の厚生年金保険料の納付状況にかかわらず、障害厚生年金の支給要件を満たすことはできない。その他にも、障害年金の申請代行を手がける社会保険労務士からは、精神疾患の場合に、職場に知られることをおそれて受診をためらい、受診が退職後となるケースがあること、がんの場合でも、調子が悪くなって仕事を辞め、その後で医師にかかるというケースがあることなどが指摘されている⁷。いずれのケースも、障害厚生年金を受給することはできない。

障害年金の支給対象となる障害の中心が外部障害であった時代には、発病日と初診日は一致（あるいは、ほぼ一致）することが多かったと考えられる。しかしながら、内部障害や精神障害が増加する中で、発病日と初

⁵ 小山進次郎(1959)『国民年金法の解説』(時事通信社)173-174頁

⁶ 同上

⁷ 47NEWS「障害年金の支給額に「落とし穴」、多いか少ないかは運が左右する場合も 国が法改正を検討」2022年8月28日

<https://www.47news.jp/8239483.html>

診日が大きくなる可能性は高まっている。結果として、厚生年金保険の被保険者期間中に発生した傷病による障害であっても、初診日の違いによって、受給できる障害年金に大きな格差が生じてしまうことがある。このような格差が生じないような制度改正の検討が必要と思われる。

第二に、厚生年金保険の被保険者であった者が、一時的な離職期間中や転職活動期間中などに傷病を負い、初診日がそれらの期間中になったケースである(第二のケース)。

例えば、新卒で入社した会社に5年間勤務した後に退職し、転職活動によって次の就職先も決まっていたものの、転職先に入社する前に傷病が発生し、医療機関を受診した場合である。この場合、転職前後の会社が厚生年金保険の適用事業所であり、初診日の前後が厚生年金保険の被保険者期間で満たされていたとしても、初診日が厚生年金保険の被保険者期間中にはないため、障害厚生年金は支給されない。

それに対して、離職や転職によって一時的に厚生年金保険の被保険者でなかった期間があったとしても、老後は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することができる。厚生年金保険の被保険者でなかった期間が短ければ、老齢厚生年金の年金額への影響も極めて少ない。障害と老齢は、長期的に所得の減少や喪失をもたらす可能性があるという点では共通するところがあるが、障害は老齢とは異なり、いつ発生するかが分からない点に特徴がある。そのため、老齢年金については一時的な離職や転職があったとしても、制度間格差の影響をほとんど受けないが、障害年金については、その間に保険事故が発生すれば、制度間格差の影響を大きく受けてしまう。障害年金についても、一時的な離職や転職による大きな不利益が生じないような仕組みとすることを検討する余地がある。

第三に、長期間にわたって厚生年金保険料を納付していたが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケースである(第三のケース)。

例えば、20歳で就職した厚生年金保険の適用事業所を45歳で退職した後、自営業者になって間もなくに傷病が発生し、医療機関を受診した場合である。この場合、厚生年金保険料を25年という長期にわたって納付していたとしても、初診日が厚生年金保険の被保険者資格喪失後となるため、障害厚生年金を受給することができない。

一方で、このケースにおいて、自営業者になって間もなくに死亡した場合、死亡という保険事故は厚生年金保険の被保険者資格喪失後に生じているが、遺族には、長期要件の遺族厚生年金が支給される。障害と死亡では保険事故が異なるため、単純な比較はできない。しかし、厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もあり得る。

以上、3つのケースを挙げたが、いずれのケースにおいても、老後は老齢厚生年金を受給できる。しかし、障害厚生年金を受給できなければ、老齢期に到達するまでの経済的な安定に大きなマイナスとなる。さらに、障害厚生年金は年金額を計算する際に300月のみなしがあるが、老齢厚生年金にはそれがない。比較的若い時期に障害の状態に至った者が、被保険者要件を満たせずに障害厚生年金を受給できず、さらに障害の状態に至った後の就労も難しかった場合は、老後に老齢厚生年金を受給できるとしても、その金額は低額となる。

また、被保険者要件を満たせずに障害厚生年金が受給できなかったとしても、本人が死亡した場合は、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上あれば、長期要件の遺族厚生年金が遺族に支給される。しかしながら、1級または2級の障害厚生年金を受給することができれば、本人が死亡した場合、その遺族に対して短期要件の遺族厚生年金が支給される。短期要件の遺族厚生年金では、長期要件の遺族厚生年金とは異なり、年金額の計算に300月のみなしが行われる。そのため、障害厚

生年金を受給できないことは、本人が死亡した後の遺族の所得保障にも影響を及ぼす可能性がある。

3. 諸外国における障害年金の支給要件

前節の検討を踏まえれば、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討することが求められる。その参考資料として、本節では、諸外国における障害年金の支給要件を確認したい。取り上げるのは、今回の研究事業で調査対象としたドイツ、フランス、スウェーデンの3か国である。

詳細については、本報告書に記載されている各国の障害年金に関する論文⁸に譲るが、各国ともに、初診日を保険事故の発生時点とする考え方はとられていない。障害年金の支給要件の判定日は、ドイツでは、稼働能力減退が発生したと判断される日、フランスでは、労働の停止または障害の確認があった日、スウェーデンでは、医療行為やリハビリがすべて終了し、それでもなお労働能力が低下していると判断された時点となっている。それゆえ、各国では、これらの時点を保険事故の発生時点と捉えていると考えられる。本稿の問題関心から言えば、重要となるのは、障害年金の支給要件として、保険事故の発生時点において被保険者であることが求められているか否かである。

ドイツにおいて、民間被用者を対象とする一般年金保険では、障害年金を受給するためには、保険事故発生前に5年間の保険料納付済期間があり、かつ、保険事故発生前の直近5年間のうち3年間は強制保険料を納めている必要がある。一方で、保険事故発生時に一般年金保険の被保険者であることは支給要件とはされていない。ドイツでは、保険事故発生時に被保険者であるか否かではなく、保険事故発生前に被保険者が保険料を納付していたか否かのみに着目して、障害年金を支給している。ただし、直近5年間のうち3年間の保険料納付という要件があるため、障害年金を受給することができるのは、被保険者資格を喪失してから、最大でも2年間以内に保険事故が発生した場合に限定される。つまり、過去に保険料を納付していたとしても、それが保険事故発生よりもかなり前の時点にあり、対象者と一般年金保険との結びつきが遠い過去のものとなっていれば、障害年金が支給されることはない。

次に、フランスにおいて、主として商工業被用者を対象とする一般制度では、障害年金を受給するためには、保険事故の発生時点で12か月以上の被保険者期間が必要であり、また、その間に一定の保険料納付をしていることが求められる。フランスでは、ドイツとは異なり、保険事故の発生時点において被保険者であることが求められている。ただし、被保険者資格の喪失後12か月間は、障害年金を受給する権利を維持することができる。つまり、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合でも、それが被保険者資格喪失から近い時期にあれば、障害年金を受給できる可能性が残されている。こうした仕組みは、私保険の原則とは相容れないものであるが、一般制度が社会保険であり、連帯の要素を有することの現れの1つであると考えられる。

最後に、スウェーデンの制度は、就労者対象の所得比例年金(社会保険方式)と全国民対象の最低保障年金(社会扶助方式)を組み合わせたものになっている。前者による障害年金を受給するためには、保険事故の発生時に就労に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない。また、保険事故発生前の一定期間内に1年以上は、一定額以上の所得を獲得している必要がある⁹。スウェーデンでも、保険事故発生時点で被保険者資格を有することが求められている。ただし、転職等による就労の中断により社会保険による保護

⁸ 福島豪「ドイツにおける障害年金の仕組み」、永野仁美「フランスにおける障害者所得保障制度」、中野妙子「スウェーデンの障害年金制度」を参照。

⁹ 被用者の場合、障害年金に関わる保険料は全額事業主が負担する。

を失わないよう、1年間の延長保護期間が認められる。保険事故発生時に被保険者資格を有していなくても、この延長保護期間中であれば、被保険者資格を有している場合と同様に、所得比例年金が支給される。

4. 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

厚生労働省の社会保障審議会年金部会が2019年に発表した「議論の整理」では、「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき」という指摘が行われている。2022年10月から、社会保障審議会年金部会は、次回の2025年の年金改正に向けた審議を開始しているが、そこでの議論の結果も踏まえて、今後、障害年金の見直しが進められる可能性はある。

ただし、障害年金を見直すとしても、保険原理を重視して、障害厚生年金の被保険者要件については、見直しの対象外とすることも1つの選択肢である。ただし、その場合は、2節で論じた問題点が放置されることになる。逆に、保険事故の発生時点を初診日ではなく別の時点に移動するという大きな見直しをすることも1つの選択肢である。ただし、見直しが大きくなれば、それだけ改革の実現可能性が低下する。

そこで、本稿では、保険事故の発生時点を初診日とするという考え方を変更せずに、現在生じている問題にどのような形であれば対応できるのか考えてみたい。

2節と3節の整理をもとに考えられる大きな方向性は、2つである。①案は、「厚生年金被保険者資格喪失後も、喪失後一定期間内に初診日がある場合は、被保険者要件を満たすものとして、障害厚生年金を支給する」という方向性である。②案は、「厚生年金保険料を一定期間以上納付していれば、初診日が厚生年金被保険者資格喪失後であっても、被保険者要件を問わずに、障害厚生年金を支給する」という方向性である。いずれの案でも、障害厚生年金の支給に当たっては、現行の保険料納付要件や障害要件を満たすことを前提としている。

2節では、3つのケースを取り上げたが、このうち、第一のケースや第二のケースで障害厚生年金が支給されないことの解決を重視するのであれば、①案の方向性が望ましいということになる。すなわち、障害厚生年金を受給するためには、保険事故の発生時に厚生年金保険の被保険者であることを原則としつつも、スウェーデンやフランスのように、保険事故の発生が被保険者資格喪失後、一定期間の範囲内であれば、障害厚生年金の被保険者要件を満たしている場合と同じように扱うというものである。これによって、初診日が僅かに厚生年金保険の被保険者期間を外れているだけで、障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じるという問題点を解消することができる。

一方で、2節で取り上げた3つのケースのうち、第三のケースで障害厚生年金が支給されないことを最大の問題と捉えるのであれば、②案の方向性が望ましいということになる。すなわち、障害厚生年金においても、遺族厚生年金の長期要件のような支給要件を認めることで、初診日に厚生年金保険の被保険者でなかったとしても、過去に厚生年金保険料を納付していれば、広く障害厚生年金の支給を認めるというものである。ただし、②案では、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、例えば、10年や20年といった相当の期間が経過した後に初診日があったとしても、障害厚生年金が支給されることになる。保険事故の発生時点で被保険者であることを求めないドイツの一般年金保険の障害年金でも、被保険者資格の喪失から保険事故の発生までの期間が2年を超えていれば、障害年金が支給されることはない。私保険とは異なる社会保険であったとしても、保険事故の発生が被保険者期間から大きく外れている場合にまで、保険給付の対象とすることは困難であろう。

それゆえに、基本的には、①案の方向性で、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討すべきと思わ

れる。ただし、①案では、延長保護の対象とする一定期間の設定が難しいだけでなく、初診日が新たに設定した一定期間からも外れてしまえば、障害厚生年金の支給の対象外となる。例えば、この一定期間を1年間とした場合、初診日が被保険者資格喪失の1年後であったケースと1年1か月後であったケースで大きな違いが生じる。制度上、どこかで期限を区切ることはやむを得ないと思われるが、延長保護期間の長さによっては、この点が問題視される可能性は残る。

ドイツにおける障害年金の仕組み

研究協力者 福島 豪(関西大学法学部教授)

1. 本稿の目的

ドイツでは、障害者の生計を維持するための社会保障制度として、障害年金と障害者向けの扶助給付が挙げられる¹。本稿は、ドイツにおける障害年金の仕組みを、可能な限り関連する制度にも言及しながら紹介することを目的とする²。併せて、障害年金を補完する障害者向けの扶助給付も取り上げる。

2. 障害年金の基礎データ³

(1) 障害年金の受給者数

ドイツにおける障害年金の受給者数(既裁定者[Rentenbestand])は、2021年で180万9,973人(男性:83万8,085人、女性:97万1,888人)である。人口(約8,322万人)に対する割合は、約2.17%である。このうち、一部稼得能力減退年金の受給者数は8万7,544人(男性:3万8,100人、女性:4万9,444人)、完全稼得能力減退年金の受給者数は171万6,710人(男性:79万4,570人、女性:92万2,140人)である。他方で、老齢年金の受給者数は、1,851万8,939人である。

(2) 障害年金の新規裁定者

障害年金の申請者は、2021年で35万1,556人である。これに対して、障害年金の新規裁定者(Rentenzugang)は、16万5,803人(男性:7万9,386人、女性:8万6,417人)である。このうち、一部稼得能力減退年金の新規裁定者は2万0,691人(男性:8,388人、女性:1万2,303人)、完全稼得能力減退年金の新規裁定者は14万4,600人(男性:7万5,144人、女性:7万4,086人)である。他方で、老齢年金の新規裁定者は、85万8,368人である。

障害年金の新規裁定者のうち、期間の定めのある年金の新規裁定者は7万8,077人(全体の47.1%)、労働市場年金の新規裁定者は2万1,514人(全体の12.3%)、割引を伴う障害年金の新規裁定者は15万9,540人(全体の96.2%)である。

新規裁定者の診断群別構成割合を見ると、2021年で、筋骨格系の疾患が11.5%、心血管系の疾患が9.1%、代謝性・消化器系の疾患が3.2%、腫瘍性の疾患が15.3%、精神疾患が41.7%、呼吸器系の疾患が3.

¹ Welti, Behinderung und Rehabilitation im sozialen Rechtsstaat, 2005, S. 630.

² 本稿は、前年度の報告書に掲載した原稿を加筆修正したものである。また、ドイツの障害年金の仕組みを紹介する際に、2022年12月8日に連邦労働社会省とドイツ年金保険連合に対してオンラインで実施した調査も参照する。この調査を参照する場合には、単に「ドイツ調査」と引用する。

³ Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen, 28. Aufl., 2022.

3%、神経・感覚器系の疾患が7.1%、皮膚系の疾患が0.3%、その他が8.2%である。

障害年金の新規裁定者の平均支給開始年齢(Durchschnittliche Zugangsalter)は、2021年で53.6歳(男性:54.1歳、女性:53.1歳)である。他方で、老齢年金の新規裁定者の平均支給開始年齢は、64.1歳である。

(3) 障害年金受給者の平均支給月額

障害年金受給者(既裁定者)の平均支給月額(Durchschnittliche Zahlbeträge)は、2021年で877ユーロ(男性:871ユーロ、女性:882ユーロ)である。一部稼働能力減退年金の平均支給月額は571ユーロ(男性:616ユーロ、女性:537ユーロ)、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は894ユーロ(男性:885ユーロ、女性:901ユーロ)である。他方で、老齢年金受給者の平均支給月額は、993ユーロである。

(4) 新規裁定者の平均支給月額

新規裁定者の障害年金の平均支給月額は、2021年で917ユーロ(男性:956ユーロ、女性:882ユーロ)である。一部稼働能力減退年金の平均支給月額は541ユーロ(男性:586ユーロ、女性:511ユーロ)、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は972ユーロ(男性:1,002ユーロ、女性:944ユーロ)である。他方で、新規裁定者の老齢年金の平均支給月額は、1,022ユーロである。

(5) 障害年金の支出総額

障害年金の支出総額は、2021年で210億290万ユーロであり、年金保険の支出総額(3,107億2,700万ユーロ)の6.77%である。他方で、老齢年金の支出総額は、2,435億8,600万ユーロであり、全体の78.39%である。

3. 障害年金の目的と歴史

(1) 障害年金の目的と機能

ドイツの障害年金は、被保険者の稼働能力の減退(Minderung der Erwerbsfähigkeit)および老齡(Alter)の場合の所得保障(社会法典第1編4条2項1文2号)を目的とする年金保険(Gesetzliche Rentenversicherung)から支給される年金給付であり、法律上、稼働能力の減退を理由とする年金(Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit)と呼ばれる(社会法典第1編23条1項1号、社会法典第6編33条1項)。

稼働能力の減退は、ドイツでは、„Invalidität“と同じ意味で用いられる。„Invalidität“としての障害は、まずは軍人恩給で用いられ、もともと軍人が軍務との関係で無価値になることを意味したけれども、年金保険に引き継がれてからは、稼働労働を中心とする社会において人が自らの労働力を(もはや)活用することができないことを意味する⁴。「稼働能力の減退」とは、稼働活動に従事することを通じて生計を支える所得を稼働能力という意味での稼働能力が健康上の理由に基づき制限されることをいい、これにより被保険者に生ずる所得の損失を補填することが、障害年金の目的である⁵。したがって、障害年金は、老齡年金(Renten wegen Alter)と同じく、被保険者の所得の喪失を補填する機能を有する⁶。これは、賃金または所得代替機能(Lohn- oder Einkommensersatzfunktion)と呼ばれる。

⁴ Welti, a. a. O. (Fn. 1), S. 24.

⁵ BSGE 30, 167, 174 f.

⁶ BVerfGE 76, 256, 306; BSGE 30, 192, 199.

(2) 障害年金の歴史と種類

ドイツの障害年金は、もともとブルーカラーに相当する現業労働者 (Arbeiter) に対する障害年金とホワイトカラーに相当する職員 (Angestellte) に対する障害年金との間に差異があったけれども、1957年年金改革⁷⁾によって統一された⁸⁾。これによって、すべての労働者 (Arbeitnehmer) について、職業不能年金 (Rente wegen Berufsunfähigkeit) と稼得不能年金 (Rente wegen Erwerbsunfähigkeit) という2種類の障害年金が導入された⁹⁾。

このうち、「職業不能」とは、被保険者の稼得能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識および能力を有する健康な被保険者の稼得能力の半分未満に低下することをいう。職業不能年金は、健康上の理由に基づき職業資格にふさわしい業務に従事できないけれども、その他の専門性の低い業務には従事できる場合に支給された。これに対して、「稼得不能」とは、被保険者が健康上の理由に基づき稼得活動に一定程度定期的に従事すること、または平均報酬月額¹⁰⁾の7分の1を超える賃金を稼ぐことができないことをいう。職業不能と稼得不能は、稼得能力の制限の程度が半分以上か完全であるかとともに、従事することを求められる稼得活動の範囲が職業資格にふさわしい業務であるか一般労働市場のあらゆる業務であるかによって区別された。

職業不能年金と稼得不能年金からなる2種類の障害年金は、職業不能年金が結果として高度の職業資格を有する被保険者にしか支給されなかったため、すべての被保険者が保険料納付の範囲内で等しく保険給付を受給する可能性を有しなければならないという平等原則の要請から、2001年障害年金改革法¹⁰⁾によって廃止された¹¹⁾。その代わりに、2001年1月から2段階の稼得能力減退年金 (Rente wegen Erwerbsminderung) が導入された。同時に、後述するように、障害年金の支給要件の厳格化、障害年金の割引の導入、障害年金の期間設定の原則化が行われた。しかし、障害年金が年金保険の枠内において支給されることは維持されている。その意味で、2001年障害年金改革法は、制度それ自体の改革 (Reform des System) ではなく、制度の枠内での改革 (Reform im System) であった¹²⁾。

ドイツの障害年金の種類としては、一部稼得能力減退年金 (Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)、完全稼得能力減退年金 (Rente wegen voller Erwerbsminderung) および鉱山労働者に対する年金 (Rente für Bergleute) がある (社会法典第6編33条3項)¹³⁾。このうち、本稿は、すべての被保険者に対する一部稼得能力減退年金およ

⁷⁾ Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 45, Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Angestellten vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 88 und Gesetz zur Neuregelung der knappschaftlichen Rentenversicherung vom 21. 5. 1957, BGBl. I S. 533.

⁸⁾ Welti, a. a. O. (Fn. 1), S. 27 f.

⁹⁾ Köbl, Berufsunfähigkeit, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd. 3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 23 Rdnr. 1.

¹⁰⁾ Gesetz zur Reform der Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit vom 20. 12. 2000, BGBl. I S. 1827.

¹¹⁾ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 f.

¹²⁾ Köbl, Erwerbsminderungsrenten, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 354.

¹³⁾ 2001年障害年金改革法による職業不能年金の廃止に伴う経過措置として、1961年1月1日以前に生まれた被保険者に対する職業不能時の一部稼得能力減退年金がある。「職業不能」とは、被保険者の稼得能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識を有する健康な被保険者の稼得能力と比較して6時間未満に低下することをいう (社会法典第6編240条2項)。このような被保険者がその他の支給要件を満たす場合に、一部稼得能力減退年金の受給権を取得する (社会法典第6編240条1項)。その額は、老齢年金の半額である (社会法典第6編67条2号)。

び完全稼働能力減退年金を取り上げるものの、鉱山労働者に対する年金は取り上げない。

4. 障害年金の位置づけと基本的な枠組み

(1) 根拠法

ドイツの障害年金の根拠法は、社会法典第6編(Sozialgesetzbuch Sechstes Buch)である。これは、1992年年金改革法¹⁴により現業労働者に対するライヒ保険法と職員に対する職員保険法を社会法典の1つの編として纏めたものであり、年金保険法に相当する。したがって、障害年金は、年金保険の枠内において、保険料を主な財源として、被保険者の稼働能力が減退した場合に、所定の支給要件を満たした被保険者に対して支給される。

(2) 障害リスクと老齢リスクとの関係

年金保険は、稼働能力の活用を必要とするすべての者が遭遇しうる障害および老齢という定型的な所得喪失リスクに対する保障を行う¹⁵。ドイツでは、老齢リスクは、一定年齢への到達によって稼働活動に従事することが期待できないし、その必要もないという意味で、障害リスクの典型的な事故と理解されている。この理解を前提として、障害年金は、老齢年金を補足するものとして、稼働能力の減退に関する具体的な認定を必要とする非典型的な事故を対象としている。したがって、障害年金は老齢年金に制度的に依存しており、障害リスクと老齢リスクは統一的な保険事故(Versicherungsfall)と捉えられている¹⁶。

ドイツの年金保険が、老齢リスクに対する保障のみならず、障害リスクに対する保障も行うことは、今日まで継続している。老齢年金と障害年金を1つの保障領域に統合することは、決して自明ではないものの、ビスマルク社会保険立法以来の歴史から導き出すことができる。その他の選択肢として、障害リスクを疾病リスクに分配する、または独自の保障領域を創設することが考えられるものの、ドイツでは真剣に議論されてこなかった¹⁷。しかし、近年、学説において、後述する障害年金の割引の導入を背景に、障害リスクを老齢年金の早期受給というリスクと明確に区別するため、障害リスクを労働生活への参加(Teilhabe am Arbeitsleben)の制限による所得の喪失と定義した¹⁸上で、障害リスクを老齢年金から制度上切り離して、期間の定めのない永続的な給付を連想させる年金ではなく、稼働能力減退手当(Erwerbsminderungsgeld)という独自の賃金代替給付によって保障し、その額は傷病手当金の額を参考にする一方で、労働生活への参加という目的を達成するため、リハビリテーション給付との接続を強化することが提案されている¹⁹。

(3) 年金保険者

年金保険の運営主体(Träger der gesetzlichen Rentenversicherung)としての年金保険者(Rentenversicherungsträger)は、ドイツ年金保険(Deutsche Rentenversicherung)と呼ばれる。これは、現業労働者

¹⁴ Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 18.12.1989, BGBl. I S.2261.

¹⁵ Ruland, Grundprinzipien des Rentenversicherungsrechts, in: Eichenhofer/ Rische/ Schmähl (Hrsg.), Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung, 2. Aufl., 2012, Kap. 9 Rdnr. 20.

¹⁶ Eichenhofer, Invalidität als versichertes Risiko in den Alterssicherungssystemen Europas, DRV 2012, S. 6 f.

¹⁷ Igl, Grundsatzfragen der Alterssicherung - Sinn und Ausprägung der Rentenversicherung, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 48.

¹⁸ Welti/ Groskreutz, Vorschlag für grundlegende Reform im Erwerbsminderungsrecht, SozSich 2013, S. 310.

¹⁹ Welti, Ein Schritt nach vorn – aber es bleibt noch viel Reformbedarf, SozSich 2019, S. 341 f.

と職員で分立していた年金保険者を2005年に統一したものである²⁰。年金保険者は、連邦運営主体(Bundesträger)と14の州直轄の地域運営主体(Regionalträger)に分かれている。このうち、連邦運営主体は、ドイツ年金保険連合(Deutsche Rentenversicherung Bund)と呼ばれ、原則的・横断的任務と年金保険者共通の案件を行う(社会法典第6編125条)。

(4) 被保険者

保険加入義務を負う被保険者(Versicherte Personen)は、原則として報酬の対価として就労する被用者(Beschäftigte)である(社会法典第6編1条1文1号)。「就労」(Beschäftigung)とは、特に労働関係における非独立の労働をいう(社会法典第4編7条1項1文)。被用者は、現業労働者および職員を含むので、労働者とおおむね一致する。また、職業訓練のために就労する者や障害者作業所(Werkstätten für behinderte Menschen)²¹で就労する障害者(Behindete Menschen)も、被用者に含まれる(社会法典第6編1条1文1号・2号)。ただし、僅少就労(Geringfügige Beschäftigung)(社会法典第4編8条1項)の被用者のうち、就労期間が1年間のうちに最長3か月または70労働日に限定される被用者で、就労が専門職ではなく、賃金が月額450ユーロ以下である者(短期就労の被用者)は、年金保険により保障する必要がないと考えられるので、法律に基づき保険加入義務を免除される(社会法典第6編5条2項1号)。したがって、僅少就労の被用者のうち、賃金が月額450ユーロ以下である被用者(僅少賃金の被用者)は、原則として年金保険の強制被保険者となる。

他方で、自営業者(Selbständig Tätige)は、原則として強制被保険者とならない。ただし、労働者と類似の立場にある自営業者は、例外的に強制被保険者となる。法律に基づき強制被保険者となるのは、労働者と類似のリスクにさらされている一部の自営業者、具体的には独立自営の教育者、看護師、助産師、水先人、芸術家・ジャーナリスト、家内工業者、沿岸漁業者、手工業者である(社会法典第6編2条1文1号～8号)。また、実際には従属労働として働いているけれども、契約形式により自営業と扱われる仮装自営業(Scheinselbständigkeit)を防ぐため、保険加入義務を負う労働者を使用しておらず、もっぱら特定の委託者のためだけに業務を行っている自営業者は、労働者類似の自営業者(Arbeitnehmerähnliche Selbständige)として、法律に基づき強制被保険者となる(社会法典第6編2条1文9号)。

要するに、障害年金を受給することができる強制被保険者は、従属的であれ独立的であれ稼得活動に従事している者であるから、稼得活動に従事していない者は、障害年金を受給することができない。なぜなら、稼得活動に従事している者に限り、稼得能力の減退によって稼得活動で得られた所得が失われ、失われた所得を賃金代替給付によって補填する必要が生じるからである²²。したがって、保険事故が発生する前に稼得活動に従事したことがない若年障害者は、原則として障害年金を受給することができず²³、公的扶助による所得保障の対象となる。

²⁰ ただし、鉱山・鉄道・海上労働者については、依然として別の保険者が管轄している。

²¹ 「障害者作業所」とは、障害者の労働生活への参加および統合のための施設をいい、障害を理由として一般労働市場において就労することができない障害者に職業訓練および就労の提供を行い、一般労働市場への移行を支援する(社会法典第9編219条1項)。障害者作業所の対象となる障害者は、障害を理由として一般労働市場において就労することができないけれども、少なくとも最低限の経済的に有用な労務給付を提供することができる障害者である(社会法典9編219条2項)。

²² Ruland, a. a. O. (Fn. 15), Rdnr. 14.

²³ ただし、例外的に障害年金の支給要件を満たす場合がある。後述する。

(5)財源

障害年金の財源は、老齢年金と一緒に賄われている。老齢年金と区別された障害年金固有の基金は存在しない。財源の中心は、保険料(Beiträge)である。保険料は、収入全体の約4分の3を占める²⁴。残りは、連邦補助(Bundeszuschüsse)などである。

5. 稼働能力減退の概念と認定

(1)稼働能力減退の概念

ドイツの障害年金の保険事故である障害(Invalidität)は、前述の通り、稼働能力減退(Erwerbsminderung)である。これは、2001年障害年金改革法により、その程度に応じて軽度のものから、一部稼働能力減退(Teilweise Erwerbsminderung)と完全稼働能力減退(Volle Erwerbsminderung)に分かれている。

このうち、「一部稼働能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の下で1日3時間以上6時間未満しか稼働活動に従事することが長期にわたって²⁵できないことをいう(社会法典第6編43条1項2文)。これに対して、「完全稼働能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の下で1日3時間未満しか稼働活動に従事することが長期にわたってできないことをいう(社会法典第6編43条2項2文)。つまり、稼働能力減退は、働くことができる労働時間によって2段階に分かれている。

働くことができる労働時間によって障害年金の保険事故を把握するドイツモデルは、ヨーロッパ諸国の中では珍しい²⁶。ドイツでは、労働関係の尺度が労働時間とそれに基づく賃金査定によって標準化されているので、障害年金の保険事故が働くことができる労働時間か稼働することができる賃金のどちらによって把握されるのかは、さほど重要でないという²⁷。

(2)具体的考察方法

完全稼働能力減退の認定基準を1日3時間未満とした理由は、失業保険において、少なくとも1週15時間(つまり1日3時間)稼働活動に従事できることが失業の要件(つまり失業手当の支給要件)であるからである²⁸。したがって、一部稼働能力減退は、被保険者が依然として一般労働市場において働くことができることを前提としている。

しかし、一部稼働能力減退に該当する被保険者が、残された能力に適した職場を見つけることができない、具体的には障害年金の申請時から1年以内に職場があっせんされない²⁹ので、労働市場から排除されている²⁹場合には、完全稼働能力減退と認定される(社会法典第6編43条3項の反対解釈)。これは、具体的考察方法

²⁴ 年金保険の収入総額は、2021年で3.476億6,400万ユーロである。このうち、保険料収入は2,626億400万ユーロである。Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 238.

²⁵ 「長期にわたって」とは、稼働能力の制限が6か月を超えて存在することをいう。したがって、稼働能力制限後6か月間は障害年金が支給されない(社会法典第6編101条1項)。この期間については、疾病保険法上の傷病手当金が支給される。

²⁶ Eichenhofer, a. a. O. (Fn. 16), S. 9.

²⁷ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 363 f.

²⁸ BT-Drucks. 13/8011, S. 54 f.

²⁹ 労働市場の閉鎖性の認定に際しては、職場が実際に供給されているかどうかや、空きポストが存在しているかどうか審査されるわけではない。結果として職場があっせんされないという事実が重要である。

(Konkrete Betrachtungsweise)または労働市場年金(Arbeitsmarktsrente)と呼ばれる。具体的考察方法は、連邦社会裁判所の判例によって形成された³⁰。具体的考察方法によって、年金保険は、1日6時間未満しか働くことができない被保険者の障害リスクのみならず、労働市場リスクを負担している。労働市場は、経済的・技術的变化による絶え間ない構造変化の影響下にも、顕著な景気変動の影響下にもあるので、明確に完全な障害という極端な事例は別にして、健康上の理由に基づく稼得能力の制限により生じる所得の喪失というリスクは、労働機会の欠如を理由とする労働力の不活用というリスクと明確に区別することができない³¹。

具体的考察方法は、失業者の増加に伴って、障害年金の受給者増をもたらす³²。1990年代には、障害年金の新規裁定者の約3分の1が労働市場年金で占められていた。したがって、具体的考察方法は、障害年金改革の最大の争点であったものの、2001年障害年金改革法では、労働市場の状態が望ましくないことを理由に維持された³³。

他方で、一般労働市場の通常の条件の下で1日6時間以上稼得活動に従事することができる者は稼得能力減退ではなく、その際、その時々労働市場の状態は考慮されてはならない(社会法典第6編43条3項)。つまり、一部稼得能力減退の認定基準を1日6時間未満とすることによって、1日6時間以上フルタイム未満働くことができる者は、一般労働市場の業務に従事することを求められることになった。このことは、従来の実務と比べると、被保険者にとって悪化を意味する³⁴。立法者は、このことが、稼得能力のあらゆる損失ではなく、重大な損失のみが年金受給権をもたらすべきであることと合致しており、これにより、個々の被保険者は被保険者全体の連帯共同体と自身との間でのリスク分散に適切に関与すると説明する³⁵。同時に、若年の被保険者について職業不能年金が廃止されたので、2001年障害年金改革法により、障害年金の要件は厳格化され、受給権者の範囲が後退した³⁶。

結果として、障害年金の新規裁定者数は、2000年に21万4,082人であったけれども、2005年に16万3,960人に減少し、2010年に18万2,678人、2021年に16万5,803人となった。また、障害年金の新規裁定者に占める労働市場年金の新規裁定者の割合は、1990年代末に約3分の1を占めていたけれども、2005年に16.6%に減少し、2010年に14.7%、2021年に12.3%となった³⁷。

(3) 稼得能力減退の認定基準

稼得能力減退の認定基準は、図表1の通り、一般労働市場において通常の週5日制の枠内で働くことができる労働時間である。2001年障害年金改革法が1日3時間または6時間という具体的な時間数を認定基準としたのは、すべての被保険者について統一的かつ平等に稼得能力減退を認定するためである³⁸。確かに、稼得能力減退の認定基準は、明確に特定された、そして理論的に特定可能な時間数に基づき稼得能力減退を認定するとい

³⁰ BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 4/ 69, BSGE 30, 167; BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 2/ 68, BSGE 30, 192; BSG Beschluss vom 10. 12. 1976 – GS 2/ 75, GS 3/ 75, GS 4/ 75, GS 3/ 76, BSGE 43, 75.

³¹ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 367.

³² Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 1/ 2010, S. 3 f.

³³ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 und 25.

³⁴ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 365.

³⁵ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23.

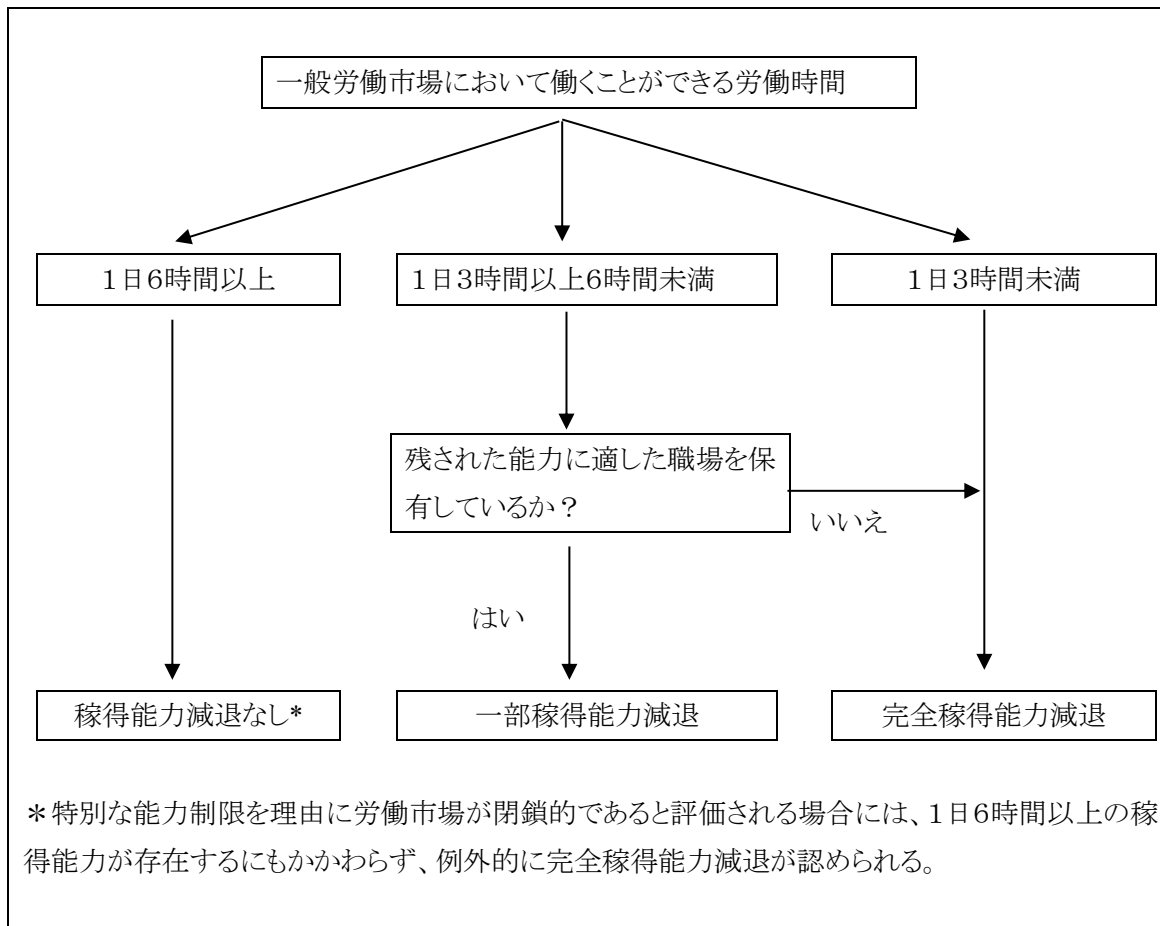
³⁶ Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 61.

³⁷ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 92 und 95.

³⁸ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

う意味で、法的明確性と法的安定性に貢献する³⁹。しかし、残された能力を特定の時間数に換算することは可能であるものの、具体的な業務を念頭に置いたとしても困難であると指摘される⁴⁰。したがって、連邦社会裁判所の判例は、1日3時間未満または6時間未満の稼得能力という認定基準を個別ケースで緩和する補足的な基準を形成してきた⁴¹。

図表1 稼得能力減退の認定基準



³⁹ Jousen, Die Rente wegen voller und teilweiser Erwerbsminderung nach neuem Recht, NZS 2002, S. 295.

⁴⁰ Bieback, Anmerkungen zur Reform der Absicherung bei Minderung der Erwerbsfähigkeit, in: Faber/ Feldhoff/ Nebe/ Schmidt/ Wasser (Hrsg.), Gesellschaftliche Bewegungen – Recht unter Beobachtung und in Aktion, FS Kohte, 2016, S. 548.

⁴¹ すなわち、被保険者が1日6時間以上稼得活動に従事することができる場合であっても、一般労働市場における被保険者の稼得可能性に重大な疑問が生じるほどの異常な能力制限の併存 (Summierung ungewöhnlicher Leistungsbeschränkung) または重度の特殊な機能障害 (Schwere spezifische Leistungsbehinderung) が存在するときや、職場の稀少性のために労働市場の著しい閉鎖性が認められる例外ケース (例えば、健康上の理由に基づき職場に通うことができないケース) が問題になるときは、「一般労働市場の通常の下で」稼得活動に従事することができないので、例外的に完全稼得能力減退が認められる。BSG Beschluss vom 19. 12. 1996 – GS 2/ 95, BSGE 80, 24; BSG Urteil vom 19. 10. 2011 – B 13 R 78/09 R, BSGE 109, 189; Gürtner, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 112. Aufl., 2020, § 43 SGB VI Rdnr. 37 ff.

他方で、機能障害の程度は、稼得能力減退の認定基準となっていない。しかし、稼得能力の制限は、例えば年齢、ドイツ語の知識不足または離職ではなく、疾病(Krankheit)または機能障害(Behinderung)に起因していなければならない⁴²。このうち、「疾病」とは、被保険者の稼得能力の制限をもたらす、正常でない身体的、知的または精神的状態をいう。疾病には、精神疾患も含まれる⁴³。被保険者が治療を拒んでいる場合であっても、治療の可能性と必要性は、稼得能力減退の発生を妨げるものではなく、被保険者が治療を受けていないことは、精神疾患を疾病と評価することを排除しない⁴⁴。また、「機能障害」とは、疾病と同じく正常でない身体的、知的または精神的状態をいうものの、疾病と異なり回復不可能な状態をいう⁴⁵。したがって、疾病または機能障害の区別は実際上意味がなく、稼得能力が心身の健康状態の不正常によって制限されていることが重要である。

(4) 稼得能力減退の認定

稼得能力減退の認定は、障害年金の行政手続の中で行われる。これは、障害年金の申請が行われた場合に、医師による社会医学的判定(Sozialmedizinisches Gutachten)に基づき、年金保険者により行われる。判定医(Ärztliche Gutachter)は、被保険者の主治医ではなく、客観的・中立的な専門家という役割を果たす⁴⁶。たいていの年金保険者には、医学的な問題について行政に助言を行い、独立して判断を行う医師職員(Ärztlicher Dienst)がいる⁴⁷。

社会医学的判定では、どのような健康侵害状態が存在しており、それによっていかなる業務にどれだけの時間数まで従事することができるのかが明らかにされる⁴⁸。残された能力(Restleistungsvermögen)の認定は、被保険者が、健康侵害状態を考慮して、従来の職業(Bisheriger Beruf)、すなわち直前に従事していた業務に従事することが何時間できないのかを確認し、これが6時間未満である場合には、一般労働市場(Allgemeiner Arbeitsmarkt)の業務に従事することが何時間できるのかを確認する⁴⁹。これは、量的能力(Quantitatives Leistungsvermögen)と呼ばれる。一般労働市場の業務に従事する能力は、一般労働市場には多様な業務が存在することを前提に、いずれかの業務に従事することができることを意味し⁵⁰、どの程度の肉体労働(軽度、中度、重度)、作業姿勢(立つ、歩く、座る)および勤務態勢(昼間勤務、早朝・夕方勤務、夜間勤務)が可能であるか(能力の積極面[Positives Leistungsbild])、そして、精神的な耐久力、感覚器官、運動・姿勢器官、危険・負荷要因に制限があるか(能力の消極面[Negatives Leistungsbild])によって判断される⁵¹。これは、質的能力(Qualitatives Leistungsvermögen)と呼ばれる。具体的な疾患ごとの社会医学的判定の留意点は、ドイツ年金保険

⁴² BSG Urteil vom 9. 5. 2012 – B 5 R 68/ 11 R, SozR 4-2600 §43 Nr. 18.

⁴³ Kolakowski, in: Kreikebohm/ Rossbach (Hrsg.), SGB VI Kommentar, 6. Aufl., 2021, § 43 Rdnr. 21 f.

⁴⁴ BSG Beschluss vom 28. 9. 2020 – B 13 R 45/19 B, BeckRS 2020, 29355; Hensen/ Keller, Auswirkung unterbliebener Behandlung bei Erwerbsminderungsrente wegen psychischer Erkrankung, NJW 2021, 974 ff.

⁴⁵ Kolakowski, a. a. O. (Fn. 43), Rdnr. 22.

⁴⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Das ärztliche Gutachten für die gesetzliche Rentenversicherung - Hinweise zur Begutachtung, 2. Aufl., 2018, S. 24.

⁴⁷ Marschang, Verminderte Erwerbsfähigkeit: Der Ratgeber zu den renten- und sozialrechtlichen Fragen, 2002, S. 122.

⁴⁸ Gürtner, a. a. O. (Fn. 41), Rdnr. 26.

⁴⁹ Kolakowski, a. a. O. (Fn. 43), Rdnr. 24.

⁵⁰ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

⁵¹ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 46), S. 30.

連合が編纂した『年金保険のための社会医学的判定〔第7版〕』（2011年）⁵²で示される⁵³。

例えば、パン職人であった被保険者が、アレルギーを発症したため、従来のパン製造業に従事することができないものの、未熟練業（例えば清掃業や映画館のチケット販売業）に1日6時間以上従事することができる場合には、稼得能力減退に当たらない。また、銀行員のマネージャーであった被保険者が、自動車事故時の頭部損傷により言語障害と集中力の欠如を被ったため、従来の指導・監督業に従事することができないものの、単純労働に1日4時間従事することができる場合には、一部稼得能力減退に当たる⁵⁴。

社会医学的判定により稼得能力減退と認定された被保険者が実際に稼得活動に従事していることは、生計を支える所得を稼ぐのに十分な能力があることを推定する。この場合、一般労働市場におけるフルタイム労働に、通常の労働条件の下で、かつ、健康への負担もなく従事している場合には、稼得能力減退は問題にならない。また、パートタイム労働に従事している場合には、一部稼得能力減退が問題になる。これに対して、一般労働市場の外部にある障害者作業所で働いていたり、特に有利な労働条件の下で働いていたり、健康に配慮した働き方をしたりしている場合には、稼得能力減退が問題になる。この場合、一般労働市場における業務に従事する能力が1日3時間または6時間を下回る限りで、稼得能力減退が認められる。したがって、その他の支給要件を満たせば、障害年金を受給しながら稼得活動に従事することができる⁵⁵。

例えば、糖尿病を理由に1日5時間しか働くことができない被保険者が、経験者として不可欠な人材であるため、使用者から半日勤務を提案されている場合には、残された能力に適した職場を保有しているため、一部稼得能力減退に当たり、一部稼得能力減退年金を受給しながら半日勤務の提案を受け入れることができる。また、娘の出生後に旅行会社で半日勤務をしていた被保険者が、夫の死亡事故により精神疾患を患ったため、1日4時間しか働くことができない場合には、パートタイム職場を保有しているため、一部稼得能力減退に当たり、一部稼得能力減退年金を受給しながら半日勤務を継続することができる⁵⁶。

6. 障害年金の支給要件とその判断日

(1) 障害年金の支給要件

障害年金の支給要件は、①老齢年金支給開始年齢の到達前に稼得能力減退が発生しており、②稼得能力減退の発生前に一般的受給資格期間（*Allgemeine Wartezeit*）、つまり5年間の保険料納付済期間（社会法典第6編50条1項、51条1項）を満たしており、かつ、③稼得能力減退の発生前の直近5年間のうち強制保険料を3年間納めていることである（社会法典第6編43条1項1文、2項1文）。

したがって、ドイツでは、稼得能力減退の発生時点において被保険者であることは、障害年金の支給要件とされていない⁵⁷。ドイツ調査によると、障害年金は、被保険者が過去に保険料を納めていたことに基づき支給している。ただし、③の要件により、障害年金は、稼得能力減退の発生日から遡って2年前までに強制保険料を納めて

⁵² Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), *Sozialmedizinische Begutachtung für die gesetzliche Rentenversicherung*, 7. Aufl., 2011.

⁵³ 詳細については、深田聡『ドイツ及びスウェーデンの障害認定制度に関する調査報告』（2013年）12頁以下を参照。

⁵⁴ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 76 f.

⁵⁵ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 46.

⁵⁶ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 77.

⁵⁷ ドイツの社会保障法の教科書によると、給付受給権が発生するために、保険事故の発生時点において保険料負担義務を負う保険関係が存在していることは不要である。Igl/ Welti, *Sozialrecht*, 8. Aufl., 2007, § 31 Rdnr. 10.

いた被保険者に支給されるので、被保険者が障害年金を受給することができるのは、保険加入義務を課せられた就労または業務を退職してから原則として2年間に限定される⁵⁸。5年の枠期間は、強制保険料の納付を免除された期間、例えば算入期間(Anrechnungszeiten)の分だけ延長される(社会法典第6編43条4項)。「算入期間」とは、被保険者が、労働不能の期間やリハビリテーション給付の受給期間、産前産後の保護期間、失業の期間、職業訓練の期間のように、被保険者個人に生じた特別な事情により保険料を納めることができなかつた期間をいい(社会法典第6編58条1項)、保険料を免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。

(2) 保険法上の要件

障害年金の②および③の要件は、保険法上の要件(Versicherungsrechtliche Voraussetzungen)と呼ばれる。

保険法上の要件のうち、②の要件でいう保険料の納付は、強制保険料(Pflichtbeiträge)の納付(保険加入義務の対象となる就労または業務に従事する場合)に限られず、任意保険料(Freiwillige Beiträge)の納付(自営業者または専業主婦などが任意に加入する場合)も含まれる。これに対して、③の要件は、強制保険料の納付に限定される。その意味で、③の要件は、任意加入者、すなわち自営業者または専業主婦の障害年金の受給を排除する機能を有する⁵⁹。③の要件は、稼得能力の減退により現に所得の喪失を被っていない人的範囲の障害年金の受給を排除することを目的として、1984年予算付随法⁶⁰によって導入された。すなわち、1982年の被保険者年金の新規裁定者の約半分が障害年金を受給していたけれども、約8割が稼得生活からの早期引退のために障害年金を受給しており、結果として障害年金が一種の早期受給の老齢年金になっていたという。このことを背景として、通常は就労しており、稼得能力の減退によって所得の喪失が発生する被保険者にのみ障害年金を支給することで、障害年金の賃金代替機能を強化するため、③の要件が導入された⁶¹。

保険法上の要件は、稼得能力減退の発生前に満たされていることが必要である。②の要件は、発生日の前日までのいずれかで60か月の保険料納付済期間があれば足りるのに対して、③の要件は、発生日の前日から起算した60か月の期間内で36か月の強制保険料納付が必要である。ただし、保険法上の要件については例外規定が設けられており、保険料納付済期間が短縮されることがある⁶²。さらなる例外として、②の要件を満たす前からすでに完全稼得能力減退である障害者は、20年間の受給資格期間(これも保険料納付が必要)を満たす場合、例えば障害者作業所で20年間働く場合には、完全稼得能力減退年金の支給要件を満たすことができる(社会法典第6編43条6項、50条2項)。これは、一般労働市場において働くことができないものの、障害者作業所で就労

⁵⁸ Marschang, a. a. O. (Fn. 47), S. 30.

⁵⁹ Köbl, a. a. O. (Fn. 9), Rdnr. 13.

⁶⁰ Gesetz über Maßnahmen zur Entlastung der öffentlichen Haushalte und zur Stabilisierung der Finanzentwicklung in der Rentenversicherung sowie über die Verlängerung der Investitionshilfeabgabe (Haushaltsbegleitgesetz 1984) vom 22. 12. 1983, BGBl I S. 1532.

⁶¹ BT-Drucks. 10/335, S. 59 f. 障害年金の③の要件は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたけれども、特別な保険法的要件を、障害年金の賃金代替機能の強化による年金財政の安定化という目的を理由に合憲と判断した。BVerfG Beschluss vom 8. 4. 1987 – 1 BvR 564, 684, 877, 886, 1134, 1636, 1711/ 84, BVerfGE 75, 78.

⁶² 例えば、教育・訓練修了後6年経過前に完全稼得能力減退が発生した場合において、直近2年間のうち1年間強制保険料を納めているときは、②の要件が満たされるという規定(社会法典第6編53条2項)が存在し、この場合には、③の要件は不要であるという規定(社会法典第6編43条5項)もあるので、大学教育や職業訓練修了直後に若くして稼得能力減退に遭遇した者は、事前に1年間強制保険料を納めていれば、障害年金の支給要件を満たす。また、労働災害または職業病により稼得能力減退が発生した場合についても、同内容の例外規定が置かれている(社会法典第6編53条1項、43条5項)。

することはできる若年障害者のための支給要件である⁶³。しかし、障害年金の支給要件を満たすためには、事後的ではあるものの長期の保険料納付が必要である。したがって、年金保険の枠内に障害者向けの無拠出給付は存在しない。

障害年金の支給要件を満たさない障害者は、障害者向けの扶助給付の対象となる。もっとも、学説において、保険法上の要件は、特に若年障害者を不利に取り扱うので、保険法上の要件を稼働能力減退の場合に維持すべきなのか、どのように緩和すべきなのかは、依然として問われなければならないという指摘がある⁶⁴。

(3) 支給要件の判断日

障害年金の支給要件を判断するための基準日は、疾病または機能障害の初診日ではなく、稼働能力減退の発生日である。法律は、いかなる要件の下で稼働能力減退が存在するのかを客観的に定めるので、稼働能力減退の発生日は、客観的な基準によって認定される⁶⁵。例えば、急性の出来事(脳卒中、心筋梗塞、事故)の発生日、症状の悪化日、直近の労働不能の開始日、疾病を理由とする辞職日によって認定される。しかし、慢性疾患または潜行性疾患のように、稼働能力減退の発生日の認定が困難である場合には、入院日や申請日によって認定される⁶⁶。ドイツ調査によると、実際には、年金保険者の医師職員が稼働能力減退が発生したと判断した日が多くなっている。

7. 障害年金の給付設計

(1) 給付設計の考え方

ドイツでは、障害年金の額は、従前生活保障(Lebensstandardsicherung)の考え方にに基づき、稼働能力減退発生前の加入期間と従前所得に応じて算定される(社会法典第6編63条)。障害年金の算定方法は、老齢年金と共通である。なぜなら、障害年金のうち、完全稼働能力減退年金は被保険者に老齢年金と同一の給付水準を保障するものであるからである⁶⁷。障害年金が従前生活保障の考え方にに基づき算定されるようになったのは、1957年年金改革によってである⁶⁸。

しかし、被保険者が若くして稼働能力減退となった場合には加入期間が短くなる。したがって、十分な年金額を保障するため、稼働能力減退発生時から満67歳までの期間について、従前所得の平均に基づく保険料を納めたものとみなして追加的に期間を加算する。この期間は、加算期間(Zurechnungszeit)と呼ばれ(社会法典第6編59条)、保険料を免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。これにより、加入期間が短いことによる低年金化は防がれている。

他方で、ドイツの年金保険には、基礎的生活保障の要素は組み込まれておらず、最低年金額が存在しない⁶⁹。したがって、従前所得が低いと、年金額も低くなる可能性がある。実際に、障害年金の平均支給月額を支給開始

⁶³ 障害者作業所の対象となる障害者は、機能障害を理由として一般労働市場において就労することができないものの、少なくとも経済的に有用な労務給付の最低限を提供することができる障害者である(社会法典第9編136条)。

⁶⁴ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 340.

⁶⁵ Gürtner, a. a. O. (Fn. 41), Rdnr. 27.

⁶⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 46), S. 31.

⁶⁷ Köbl, a. a. O. (Fn. 12), S. 381.

⁶⁸ Frerich/ Frey, in: Schuln (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd. 3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 2 Rdnr. 101.

⁶⁹ Bieback, Alterssicherung durch Rente, Grundsicherung im Alter und Sozialhilfe, NDV 2010, S. 520.

年齢ごとでみると、支給開始年齢が若ければ若いほど、障害年金の平均支給月額も低くなる傾向を確認することができる。2007年の完全稼働能力減退年金の平均支給月額(男性)は、50歳を超えて受給し始めた場合には700ユーロを超えているのに対して、30歳で受給し始めた場合には約544ユーロである⁷⁰。障害年金の額が最低生活水準を下回る場合には、障害者向けの扶助給付の対象となる。

(2)年金算定式

年金の月額は、個人報酬ポイント(Persönliche Entgeltpunkte)、年金種別係数(Rentenartfaktor)および年金現在価値(Aktueller Rentenwert)の積である(社会法典第6編64条)。これは、年金算定式(Rentenformel)と呼ばれる。

個人報酬ポイントは、保険料納付済期間(Beitragszeiten)の報酬ポイントと保険料免除期間(Beitragsfreie Zeiten)の報酬ポイントの合計値である(社会法典第6編66条1項)。保険料納付済期間の報酬ポイントは、ある年の被保険者個人の報酬⁷¹を、同年の全被保険者の平均報酬で除して得た数値である(社会法典第6編70条1項)。例えば、ある年の報酬が同年の平均報酬と同額である場合には、その年の報酬ポイントは1.0となる。保険料免除期間の報酬ポイントは、保険料納付済期間の報酬ポイントの合計値を、保険事故発生前までの全保険加入期間で除して得た数値である(社会法典第6編71条1項)。加算期間は、算入期間とともに保険料免除期間である(社会法典第6編54条4項)から、加算期間の報酬ポイントは従前所得の平均となる。

年金種別係数は、一部稼働能力減退年金については0.5であり、完全稼働能力減退年金について1.0である(社会法典第6編67条2号、3号)。前者は老齢年金の半分に相当し、後者は老齢年金と同一である。したがって、完全稼働能力減退年金は老齢年金と同額であり、完全な所得代替機能を有するけれども、一部稼働能力減退年金は老齢年金の半額であり、完全な所得代替機能を有しない。一部稼働能力減退年金が完全な所得代替機能を有しないのは、一部稼働能力減退に該当する者は、1日6時間未満という制限はあるものの、一般労働市場において働く能力を有していると考えられるからである。

年金現在価値は、相対的なポイントを現在の金銭価値に換価するものであり、ユーロで示される。年金現在価値は、毎年7月1日に改定され、基本的には、年金受給者の生活水準の保障のため、全被保険者の平均報酬の変動に応じて改定される。2022年7月1日以降の年金現在価値は、36.02ユーロ(旧西独地域)である。障害年金独自の改定は行われていない。

以上の年金算定式によると、年金額は、個人報酬ポイント、すなわち全被保険者の平均所得に対する従前所得の割合という各人の算定基礎により決定され、年金現在価値という共通の算定基礎によりスライドされる。したがって、年金算定式は、特定の年金額を保障するものではなく、全被保険者の中での相対的な地位を保障するものである⁷²。なお、配偶者や子に対する加算は存在しない。

⁷⁰ Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 36), S. 63 ff.

⁷¹ 報酬ポイントの対象となる「報酬」は、保険料算定の基礎となった賃金および所得であり、保険料算定基礎(Beitragsbemessungsgrundlage)と呼ばれる(社会法典第6編161条)。ただし、上限(保険料算定限度額[Beitragsbemessungsgrenze])と呼ばれ、2023年で月額7,300ユーロ(旧西独地域)である)があり(社会法典第6編159条)、その限りで報酬が保険料の算定において考慮され、年金額の算定にも反映される。したがって、障害年金の額には上限がある。

⁷² Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGB 2009, S. 630.

完全稼得能力減退年金の算定例(2022年)は、図表2の通りである⁷³。

図表2 完全稼得能力減退年金の算定例(2022年)

加入年数 (加算期間を含む)	完全稼得能力減退年金の月額(旧西独地域)		
	報酬ポイント0.7	報酬ポイント1.0	報酬ポイント1.3
25年	630.35ユーロ	900.50ユーロ	1170.65ユーロ
30年	756.42ユーロ	1080.60ユーロ	1404.78ユーロ
35年	882.49ユーロ	1260.70ユーロ	1638.91ユーロ
40年	1008.56ユーロ	1440.80ユーロ	1873.04ユーロ
45年	1134.63ユーロ	1620.90ユーロ	2107.17ユーロ

8. 障害年金の割引と給付水準の改善

(1) 障害年金の割引

障害年金が満65歳以前に支給開始される場合には、月0.3%(年3.6%)ずつ割引(Abschläge)が行われる(社会法典第6編77条2項1文3号)。障害年金の割引は、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には満62歳が割引率決定の基準となるという規定(社会法典第6編77条2文)があるので、最高10.8%(=0.3%×36か月)である⁷⁴。したがって、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には、一律10.8%の割引が行われる。他方で、障害年金が満65歳以後に支給される場合には、割引は行われない。障害年金の割引の期間は、2007年の年金支給開始年齢調整法⁷⁵により、老齢年金の支給開始年齢が満65歳から満67歳に引き上げられたことに伴い、満60歳から満63歳までの期間から、満62歳から満65歳までの期間に引き上げられた。

障害年金の割引は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴って改正されたことからわかるように、老齢年金との関係で導入された。すなわち、1992年年金改革法により老齢年金を繰り上げ受給する場合には老齢年金の割引が行われることになったので、割引を伴う早期受給の老齢年金を回避するため、労働市場の閉鎖性を理由とする障害年金の支給を申請する者が増加した。このことは、具体的考察方法の維持により今後も継続することが予想されたので、障害年金の額と早期受給の老齢年金の額を調整するため、2001年障害年金改革法により障害年金の割引が導入された⁷⁶。したがって、老齢年金の受給が問題にならない若年者について障害年金の割引の影響を緩和するため、2001年障害年金改革法により加算期間の延長が同時に行われた。具体的には、満55歳から満60歳までの間の期間は、2001年障害年金改革法以前は3分の1しか加算されなかった(社会法典第6編旧59条3項)けれども、2001年障害年金改革法により完全な加算期間として評価されることになった(社会法典第6編59条2項)。これにより、若年者への割引の影響は、最大3.3%に緩和された⁷⁷。

⁷³ Deutsche Rentenversicherung, Erwerbsminderungsrente: Das Netz für alle Fälle, 17. Aufl., 2022, S. 14.

⁷⁴ 障害年金の割引は、報酬ポイントの合計値に支給開始係数(Zugangsfaktor)を乗じて行われる。支給開始係数は、障害年金が満65歳以後に支給開始される場合には、1.0であるけれども、障害年金が満65歳以前に支給開始される場合には、1.0から1月あたり0.003ずつ割引が行われ、最高で0.108の割引が行われる。

⁷⁵ Gesetz zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) vom 20. 4. 2007, BGBl I S. 544.

⁷⁶ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24 und 26.

⁷⁷ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24.

このように、2001年障害年金改革法の立法者は、障害年金の割引が高齢者を主たる対象者としており、その余波として若年者にも及ぶと説明していた。しかし、障害年金の割引は、実際には一律減額を意味していた。なぜなら、障害年金の9割超が満60歳以前に支給開始されているからである。2005年には、障害年金の新規裁定者の96.9%が割引を受けていた⁷⁸。年金保険者は、障害年金の割引が満60歳未満の障害年金受給者にも妥当すると解釈していたので、障害年金が満60歳以前に支給開始される場合にも、経過規定(社会法典第6編264条c)の存在により2004年1月から、10.8%の割引が行われていた。

しかし、障害年金の割引が若年者にも妥当するのか、それとも高齢者に限定されるのかは、2001年障害年金改革法以降、裁判上の争点となった。しかし、最終的には、年金保険の財政を安定化し、もって制度の機能性を維持するという目的を達成するために必要な手段であるとして、障害年金の割引が若年者にも及ぶことで決着した⁷⁹。

(2) 障害年金の給付水準の改善

他方で、2001年障害年金改革法によって、障害年金の平均支給月額が低下した。具体的には、新規裁定者の完全稼働能力減退年金の平均支給月額は、2000年の738ユーロから2011年の634ユーロとなった⁸⁰。平均支給月額が低下した要因として、障害年金の割引の導入が指摘された⁸¹。しかし、高齢者に対する所得保障と異なり、企業年金や民間保険が障害年金の上乗せとして障害者に対する所得保障を補完しているわけではないので、健康上の理由に基づきもはや稼働活動に従事することができない者は、年金保険を必要としている⁸²。

したがって、障害年金の給付水準を改善するため、加算期間は、2014年の年金保険給付改善法⁸³により、2014年7月から満60歳までの期間から満62歳までの期間に延長された。加算期間は、2017年の障害年金給付改善法⁸⁴により2018年1月から段階的に満65歳までの期間に延長され、さらに2018年の年金保険給付改善・安定化法⁸⁵により、2019年1月から延長の時期が繰り上げられた上で、2020年1月から段階的に満67歳までの期間に延長された。具体的には、加算期間は、2018年に満62歳3か月までの期間に延長され、2019年に満6

⁷⁸ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 83.

⁷⁹ この間の経緯を述べると、障害年金の割引が若年者には及ばないとした2006年の連邦社会裁判所第4法廷判決 (BSG Urteil vom 16. 5. 2006 - B 4 RA 22/05 R, BSGE 96, 209)を契機として、学説において議論が展開された。Vgl. dazu Ruland, Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 2086 ff; Meyer, Nochmals: Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 3682 ff. しかし、2008年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとした連邦社会裁判所第5法廷判決 (BSG Urteil vom 14. 8. 2008 - B 5 R 32/07 R, BSGE 101, 193; BSG Urteil vom 25. 11. 2008 - B 5 R 112/08 R, BeckRS 2009, 52293)が出された。これを受けて、連邦憲法裁判所に対して憲法異議が提起されたものの、2011年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとしても合憲であるという判断が連邦憲法裁判所により示された。BVerfG Beschluss vom 11. 1. 2011 – 1 BvR 3588/08, 1 BvR 555/09, BVerfGE 128, 138.

⁸⁰ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 120.

⁸¹ Rische, a. a. O. (Fn. 32), S. 4; Kohler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 36), S. 62.

⁸² BT-Drucks. 18/ 909, S. 15; BT-Drucks. 18/ 11926, S. 14; BT-Drucks. 19/ 4668, S. 21.

⁸³ Gesetz uber Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 23. 6. 2014, BGBl. I, S. 787.

⁸⁴ Gesetz zur Verbesserung der Leistungen bei Renten wegen verminderter Erwerbsfahigkeit und zur anderung anderer Gesetze (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 17. 7. 2017, BGBl. I, S. 2509.

⁸⁵ Gesetz uber Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz) vom 28. 11. 2018, BGBl. I, S. 2016.

5歳8か月までの期間に延長された後、図表3の通り、2020年から2027年までの間に1年に1か月ずつ、2028年から2031年までの間に1年に2か月ずつ引き上げられ、2031年から満67歳までの期間に延長される(社会法典第6編253a条)。これによって、新規裁定者の完全稼得能力減退年金の平均支給月額、2014年の664ユーロから2021年の972ユーロに上昇した⁸⁶、

もともと、以上の給付改善が行われる前に既に障害年金を受給していた障害者は、これらの改正によって完全にまたは部分的にしか利益を受けることができなかった⁸⁷。しかし、2001年から2018年までの間に障害年金を受給し始めた者がその他の障害年金受給者と比べて不利に取り扱われることは、社会政策上および憲法上正当化することが難しい⁸⁸。そこで、既裁定の障害年金受給者に対する給付改善を行うため、2022年の年金スライド・既裁定障害年金改善法⁸⁹により、この間に障害年金を受給し始めた者は、2024年7月から一定率の割増(Zuschlag)を受けられることになった。具体的には、2001年1月から2014年6月までの間に障害年金を受給し始めた者については、7.5%の割増が行われ、2014年7月から2018年12月までの間に障害年金を受給し始めた者については、4.5%の割増が行われる(社会法典第6編307i条)⁹⁰。

図表3 加算期間の延長

年金支給開始年	延長する月数	延長する年齢
2020年	1か月	満65歳9か月
2021年	2か月	満65歳10か月
2022年	3か月	満65歳11か月
2023年	4か月	満66歳0か月
2024年	5か月	満66歳1か月
2025年	6か月	満66歳2か月
2026年	7か月	満66歳3か月
2027年	8か月	満66歳4か月
2028年	10か月	満66歳6か月
2029年	12か月	満66歳8か月
2030年	14か月	満66歳10か月
2031年	16か月	満67歳0か月

9. 障害年金と追加報酬

(1) 追加報酬限度額の趣旨

⁸⁶ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 120.

⁸⁷ BT-Drucks. 20/ 1680, S. 17.

⁸⁸ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 339.

⁸⁹ Gesetzes zur Rentenanpassung 2022 und zur Verbesserung von Leistungen für den Erwerbsminderungsrentenbestand (Rentenanpassungs- und Erwerbsminderungsrenten-Bestandsverbesserungsgesetz) vom 28. 6. 2022, BGBl. I, S. 975.

⁹⁰ 障害年金の割増は、個人報酬ポイントに一定率(0. 0750または0. 0450)を乗じることで行われる。

障害年金は、受給期間中に獲得される別の報酬、つまり追加報酬 (Hinzuverdienst)⁹¹が年間の限度額を超えない場合に限り、満額で支給される(社会法典第6編96a条1項)。この限度額は、追加報酬限度額 (Hinzuverdienstgrenze)と呼ばれる。障害年金の追加報酬限度額は、障害年金の所得代替機能を強化するため、1996年第2次社会法典第6編改正法⁹²により導入された。立法趣旨によると、被保険者が障害年金と追加報酬によって稼働能力減退の発生前に獲得された所得を超える総所得を稼ぐ場合には、稼働能力減退により所得の喪失が生じておらず、障害年金は賃金代替機能を有しないので、障害年金の賃金代替機能を強化するため、追加報酬がある場合に障害年金が減額される制度が導入された⁹³。他方で、障害年金受給者が年金を受給しながら稼働活動に一定程度従事することは、禁止されるわけではない。したがって、許容される追加報酬の限度額が定められた⁹⁴。

1996年の第2次社会法典第6編改正法によると、追加報酬の額に応じて、一部稼働能力減退年金は満額または半額で支給され、完全稼働能力減退年金は満額、4分の3の額、半額または4分の1の額で支給された(社会法典第6編旧96a条1a項)。これらの障害年金の額ごとに許容される追加報酬の限度額が一定額として定められており(社会法典第6編旧96a条2項)、追加報酬が追加報酬限度額を超える場合には、障害年金はより低い額となった。しかし、このような段階的な制度では、追加報酬が追加報酬限度額をほんの少しだけ超えた場合に、障害年金は大きく減額された⁹⁵。追加報酬限度額の超過によって本来の追加報酬を超えて障害年金が減額されないようにするため、2017年年金弾力化法⁹⁶により、追加報酬を無段階で障害年金に算入する制度が導入された⁹⁷。その後、2022年の第8次社会法典第4編改正法⁹⁸により、障害年金受給者が残された稼働能力の枠内で従来よりも高額の追加報酬を稼ぐことを可能にすることで、労働市場への再統合を促進するため、追加報酬限度額が引き上げられた⁹⁹。

(2) 追加報酬限度額の制度

完全稼働能力減退年金の追加報酬限度額は、1日3時間未満という稼働能力の制限に配慮して、年額で平均報酬月額 (Monatliche Bezugsgröße) の14倍の8分の3 (2023年で1万7, 823. 75ユーロ) である。これに対して、

⁹¹ 追加報酬には、就労および自営業により得られる賃金および所得が含まれるので、資産収入や賃貸収入は含まれない。ただし、障害者が障害者作業所の事業者から獲得する報酬は、追加報酬に含まれない(社会法典第6編96a条2項)。また、一部稼働能力減退年金受給者が年金の受給開始後に生じた労働不能に基づく傷病手当金を受給する場合には、傷病手当金の基礎となる賃金または所得が追加報酬に含まれる(社会法典第6編96a条3項)。

⁹² Zweites Gesetz zur Änderung des Sechsten Buches Sozialgesetzbuch (Zweites SGB VI -Änderungsgesetz – 2.SGB VI -ÄndG) vom 2. 5. 1996, BGBl. I S. 659.

⁹³ BT-Drucks. 13/ 2590, S. 19 f. und 23.

⁹⁴ 追加報酬がある場合の障害年金の減額の制度は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦社会裁判所は、導入の目的が正当であり、かつ、その目的を達成するための手段も比例原則に反しないと合憲と判断した。BSG Urteil vom 28. 4. 2004 – B 5 RJ 60/03 R, NZS 2005 S. 373 ff.

⁹⁵ Rolfs, Das neue Flexirente, NZS 2017, S. 165.

⁹⁶ Gesetz zur Flexibilisierung des Übergangs vom Erwerbsleben in den Ruhestand und zur Stärkung von Prävention und Rehabilitation im Erwerbsleben (Flexirentengesetz) vom 8. 12. 2016, BGBl. I, S. 2838.

⁹⁷ BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

⁹⁸ Achstes Gesetz zur Änderung des Vierten Buches Sozialgesetzbuch und anderer Gesetze (8. SGB IV-Änderungsgesetz - 8. SGB IV-ÄndG) vom 20. 12. 2022, BGBl. I S. 2759.

⁹⁹ BT-Drucks. 20/ 3900, S. 59.

一部稼働能力減退年金の追加報酬限度額は、年額で稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイントに平均報酬月額9.72倍を乗じて得た額であるけれども、最低でも平均報酬月額の14倍の8分の6(2023年で3万5,647.5ユーロ)である(社会法典第6編96a条1c項)。後者の最低追加報酬限度額は、1日6時間未満という残された稼働能力に対応する¹⁰⁰。

このように追加報酬限度額が異なるのは、完全稼働能力減退の被保険者は追加報酬を稼ぐことを制限されているのに対して、一部稼働能力減退の被保険者は残された稼働能力の範囲内で追加報酬を稼ぐことを期待されているからである。追加報酬が年間を通して追加報酬限度額を超える場合には、障害年金は一部しか支給されない。一部支給の障害年金は、追加報酬限度額を超える額の12分の1の40%が満額の障害年金から控除されることによって算定される。障害年金から控除すべき追加報酬が満額の障害年金の額に達する場合には、障害年金は支給されない(社会法典第6編96a条1a項)。

具体例を挙げると、完全稼働能力減退年金受給者が1月から8月まで1日2.5時間働いており、月額で780ユーロを稼いでいる場合には、この受給者の追加報酬は年額で6,240ユーロとなり、完全稼働能力減退年金の追加報酬限度額の範囲内にとどまっているので、完全稼働能力減退年金は減額されない¹⁰¹。また、月額で650ユーロの一部稼働能力減退年金受給者が月額で3,200ユーロ(年額で3万8,400ユーロ)の追加報酬を稼いでおり、この受給者の追加報酬限度額が年額で3万7,200ユーロである場合には、この受給者は追加報酬限度額を年額で1,200ユーロ分だけ超えているので、超過分は月額に換算して100ユーロとなるものの、超過分の40%、つまり40ユーロしか年金から控除されず、結果として一部稼働能力減退年金は月額で610ユーロに減額される¹⁰²。

10. 障害年金の期間設定と支給期間

(1) 障害年金の期間設定

障害年金は、原則として最長3年間の期間を定めて(auf Zeit)支給される。ただし、労働市場の状態にかかわらずもっぱら健康上の理由に基づく稼働能力減退の場合で、かつ、稼働能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を定めずに(unbefristet)支給される(社会法典第6編102条2項1文、2文、5文)。したがって、障害年金が期間を定めて支給されるのは、労働市場年金として支給される場合または稼働能力減退の回復の見込みがある場合である。

定められた期間の経過後、障害年金の支給が必要であるかどうか審査される。稼働能力減退が改善していない場合には、期間が更新される。更新される期間は、従前の期間が経過してから最長3年間である。ただし、期間が合計9年間となった場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項3文、4文、5文)。他方で、稼働能力が改善したために障害年金の支給要件が消滅した場合には、障害年金の支給は終了する(社会法典第6編100条3項)。

障害年金の期間設定(Befristung)について、2000年までは、期間を定めずに支給されるのが原則であり、期間を定めて支給されるのは例外であった。2001年障害年金改革法により、原則と例外の関係が逆転された¹⁰³。

¹⁰⁰ BT-Drucks. 20/ 3900, S. 99.

¹⁰¹ Deutsche Rentenversicherung, Erwerbsminderungsrente: So viel können Sie hinzuverdienen 32. Aufl., 2023, S. 12.

¹⁰² Deutsche Rentenversicherung, a. a. O. (Fn. 101), S. 9.

¹⁰³ BT-Drucks. 14/ 4230, S. 27.

期間設定の原則化により、障害年金の新規裁定者に占める期間の定めのある障害年金の割合は、2000年の23.8%から、2005年の45.6%、2021年の47.1%に増加した¹⁰⁴。

もっとも、ドイツ調査によると、実際には、期間の定めのある障害年金の98%が期間の定めのない障害年金に移行している。

(2) 障害年金の支給期間

期間の定めのある障害年金は、稼得能力減退の発生日から6か月が経過してから(社会法典第6編101条1項)、定められた期間が経過するまで支給される(社会法典第6編102条1項)。障害年金が支給されるまでの6か月間は、疾病保険法上の傷病手当金の支給対象となる。これに対して、期間の定めのない障害年金は、障害年金の①の要件により、稼得能力減退の発生日(の翌月)から(社会法典第6編99条1項1文)¹⁰⁵、老齢年金支給開始年齢(=67歳)の満了日(の属する月)まで支給される。

11. 障害年金の行政手続と権利救済手続

(1) 障害年金の行政手続と支給要件の審査

障害年金は、被保険者の申請(Auftrag)に基づき支給される(社会法典第6編115条1項1文)。障害年金の行政手続は、被保険者が年金保険者に障害年金の支給を申請することによって開始し、年金保険者が稼得能力減退の認定など障害年金の支給要件の審査を行い、申請の認否について書面による裁定(Bescheid)を行うことによって終了する(社会法典第6編117条)。

ドイツ調査によると、障害年金の支給要件の審査は次の通りである¹⁰⁶。すなわち、申請書が届いた段階で、障害年金専門の担当職員が、②および③の要件を満たしているかどうかを審査する。これらの保険法上の要件の充足が確認された段階で、年金保険者の医師職員が、①の医学的な要件を審査する。稼得能力減退の認定に際して、まずは被保険者から提出された申請書が重要となり、被保険者は申請書に主治医の所見を添付することを求められる。被保険者の状態が明確である場合には、主治医の所見だけで十分であるものの、そうでない場合には、年金保険者は、関係機関から医学的記録を収集したり、専門医による判定を求めたりする。年金保険者の医師職員は、以上を踏まえて、社会医学的判定を行う。医師職員の意見を踏まえて、年金保険者は裁定を行う。

(2) 障害年金の権利救済手続

被保険者は、年金保険者による裁定に対して異議(Widerspruch)および訴訟(Klage)を提起することができる。年金保険者による権利侵害に対する被保険者の訴訟の提起については、社会裁判所(Gericht der Sozialgerichtsbarkeit)が管轄する(社会裁判所法51条1項1号)。社会裁判所は、いわゆる三審制を採用している。すなわち、各州に地方社会裁判所(Sozialgericht)と州社会裁判所(Landessozialgericht)が、連邦に連邦社会裁判所(Bundessozialgericht)がそれぞれ存在する(社会裁判所法2条)。

¹⁰⁴ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 92.

¹⁰⁵ 期間の定めのない障害年金が稼得能力減退の発生日(の翌月)から支給されるのは、申請が適時に、すなわち稼得能力減退が発生した月が経過してから3か月が終了するまでに行われた場合に限られる(社会法典第6編99条1項1文)。申請が遅れた場合には、期間の定めのない障害年金は、申請が行われた月から支給される(社会法典第6編99条1項2文)。

¹⁰⁶ 併せて、深田・前掲注53)8頁以下も参照。

ただし、社会裁判所に訴訟を提起する前に、裁定の適法性および合目的性を前置手続(Vorverfahren)において審査するものとする(社会裁判所法78条)。前置手続は、異議の提起により開始され、裁定が不服申立人に知られてから1か月以内に、裁定を行った年金保険者に対して提起するものとする(社会裁判所法84条)。年金保険者は、異議を唱えられた裁定が措置を違法または目的違反と判断する場合には、異議に応じて救済を行う(社会裁判所法85条1項)。これに対して、年金保険者が救済を行わない場合には、異議は異議決定により拒否されなければならない(社会裁判所法85条2項)。

訴訟は、異議決定の送達後1か月以内に管轄権を有する社会裁判所に提起しなければならない(社会裁判所法87条、90条)。訴訟類型としては、取消訴訟(Anfechtungsklage)、義務付け訴訟(Verpflichtungsklage)、給付訴訟(Leistungsklage)および確認訴訟(Feststellungsklage)が認められている(社会裁判所法54条、55条)。訴訟手続の詳細は、社会裁判所法で定められる。

第一審裁判所である地方社会裁判所による判決に対しては、控訴(Berufung)および上告(Revision)が認められている。控訴審裁判所は州社会裁判所であり、上告審裁判所は連邦社会裁判所である(社会裁判所法143条、160条)。

12. 障害年金から老齢年金への切り替え

障害年金受給者が老齢年金の支給開始年齢に到達した場合には、障害年金から老齢年金への切り替えが職権により行われる(社会法典第6編115条3項)。障害年金受給者が働いておらず被保険者でなかった場合には、老齢年金への切り替えに際して老齢年金の額が障害年金の額より低くなることを防ぐため、満67歳までの障害年金受給期間、つまり加算期間が算入期間と評価され(社会法典第6編58条1項1文5号)、老齢年金の算定が行われる。算入期間の報酬ポイントは加算期間の報酬ポイントと同一であるので、障害年金と同額の老齢年金が保障される。

これに対して、障害年金受給者が働いており被保険者であった場合には、保険料負担義務を負う。その際、障害年金の支給額は追加報酬に応じて減額されるものの、老齢年金への切り替えに際して、減額期間も障害年金受給期間(加算期間)として算入期間と評価される。その上で、算入期間(加算期間)に保険料を納めていた場合には、その期間は保険料減額期間(Beitragsgeminderte Zeiten)(保険料納付済期間でも算入期間または加算期間でもある期間。社会法典第6編54条3項)と評価され、その期間の報酬ポイントが保険料免除期間の報酬ポイントより割増の対象となる(社会法典第6編71条2項)。したがって、働いていなかった障害年金受給者と比べて高額な老齢年金が保障される。

老齢年金の種類としては、満67歳であり、かつ、一般的受給資格期間(5年間の保険料納付済期間)を満たしている被保険者に対する通常老齢年金(Regelaltersrente)(社会法典第6編35条)と、その他の老齢年金が存在する。後者のうち、障害者に対する所得保障として重要であるのが、重度障害者のための老齢年金(Altersrente für schwerbehinderte Menschen)である。重度障害者のための老齢年金の支給要件は、被保険者が満65歳であり、支給開始時に重度障害者¹⁰⁷と認定されており、かつ、35年の受給資格期間を満たしていることである(社会

¹⁰⁷ 「重度障害者」とは、障害の程度(Grad der Behinderung)が50以上であり、かつ、住所、通常の居所または職場が適法にドイツにある者をいう(社会法典第9編2条2項)。障害の程度は、本人の申請に基づき、援護行政によって認定される。障害が社会生活への参加に与える影響は、10等級に格付けされる。障害の程度が20以上である場合に限り、障害が認定される(社会法典第9編152条1項)。障害の程度は、機能障害が労働生活に限られずすべての生活領域に及ぼす影響を問題にするので、障害年金の保険事故である稼得能力減退とは異なる概

法典第6編37条1文)。重度障害者のための老齢年金の支給開始年齢が通常老齢年金の支給開始年齢より早期であるのは、重度障害者はそれ以外の者と比べて早期に稼働能力が減退しているため職場を見つけにくいからである。35年の受給資格期間には、保険料納付済期間のみならず保険料免除期間も含まれる(社会法典第6編51条3項)ので、障害年金受給期間(加算期間)も含まれる。通常老齢年金と比べて年金額の算定方法に違いはないものの、重度障害者のための老齢年金は満65歳から割引を伴わずに支給される。

13. 障害年金と傷病手当金・労災保険給付との関係

(1) 疾病保険法上の傷病手当金

疾病により労働不能(Arbeitsunfähigkeit)が発生した場合には、社会法典第5編に基づく疾病保険(Gesetzliche Krankenversicherung)から傷病手当金(Krankengeld)が支給される(社会法典第5編44条1項)。傷病手当金の保険事故である「労働不能」とは、直前に従事していた稼働活動または同様の業務に従事することができないか、または状態の悪化という危険を冒す場合に限り従事することができることをいう¹⁰⁸。したがって、労働不能の認定に際しては、被保険者が直前にいかなる業務に従事していたのか、健康状態によればその業務に依然として従事できるかどうかが問題となる。被保険者が直前の稼働活動に一時的にしか従事することができないのか、それとも永続的に従事することができないと見込まれるのかは、労働不能の認定に際して考慮されない¹⁰⁹。こうして、労働不能は、疾病のみを原因とし、長期にわたり永続する必要がない点で、障害年金の保険事故である稼働能力減退と区別される。傷病手当金の額は、標準報酬の70%である(社会法典第5編47条1項)。傷病手当金は、同一の疾病を理由とする労働不能について、各3年間のうちに最長で78週間支給される(社会法典第5編48条1項)。

傷病手当金と障害年金の関係について、疾病保険の被保険者が完全稼働能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金の受給権は年金の支給開始により消滅し、年金の支給開始後に新たな傷病手当金の受給権は生じない(社会法典第5編50条1項)。これに対して、疾病保険の被保険者が労働不能の発生後に一部稼働能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金は年金の支給額分だけ減額支給される(社会法典第5編50条2項)。逆に、一部稼働能力減退年金の支給開始後に労働不能が発生して傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金を含む報酬が一定額を超えると一部稼働能力減退年金が減額支給される(社会法典第6編96a条3項)。

(2) 労災保険法上の被災者年金

他方で、稼働能力が労働災害(Arbeitsunfall)または職業病(Berufskrankheit)(社会法典第7編7条以下)に起因して26週を超えて20%以上減退する場合には、社会法典第7編に基づく労災保険(Gesetzliche Unfallversicherung)から被災者年金(Verletztenrente)が支給される(社会法典第7編56条1項)。「稼働能力の減

念であり、認定基準も異なる。障害の程度が50以上であると認定された重度障害者は、重度障害者法としての社会法典第9編第3部による労働法上の特別な保護の適用を受け、それによって特別な地位を取得する。その法的効果は、重度障害者の雇用義務、特別な解雇制限および重度障害従業員代表、租税の減免、道路上の駐車に際しての軽減措置、放送受信料金および電話通信料金の割引、公共交通機関の無料利用など、多様な生活領域に及ぶ。

¹⁰⁸ BSGE 19, 179, 181.

¹⁰⁹ BSG Urteil vom 30. 5. 1967 – 3 RK 15/ 65, BSGE 26, 288.

退」とは、身体的および精神的能力の制限により生じる一般労働市場における稼得可能性の減少をいう(社会法典第7編56条2項)。稼得能力の減退の程度は、軽度のものから10%から100%まで5%または10%刻みで示される。したがって、労働災害または職業病により被災者年金の保険事故である稼得能力の減退が発生したからといって、当然に障害年金の保険事故である稼得能力減退が生じるわけではない。被災者年金の額は、稼得能力の減退の程度が100%の場合には満額(直近の報酬の3分の2の額)であるけれども、稼得能力の減退の程度が100%より低い場合には満額に稼得能力の減退の程度の百分率を乗じて得た額である(社会法典第7編56条3項)。

障害年金と被災者年金は、併給可能である。ただし、両者の合計額が一定額を超える場合には、障害年金が支給停止される(社会法典第6編93条)。

14. 障害者向けの扶助給付:障害時基礎保障

(1) 障害時基礎保障の目的と基本的な枠組み

障害年金を受給することができない障害者、特に障害年金の支給要件を満たさない若年障害者や、障害年金の額が最低生活水準を下回る障害者は、稼得不能の要扶助者に対する公的扶助としての社会扶助(Sozialhilfe)の対象となる。この場合の障害者に対する所得保障は、一般的な扶助給付ではなく、障害者向けの扶助給付として行われる。これは、障害時基礎保障(Grundsicherung bei Erwerbsminderung)と呼ばれる。障害時基礎保障は、原則として自治体(郡または群に属しない市)が実施する(社会法典第12編3条、97条)。

障害時基礎保障は、障害年金の支給要件を満たさず、かつ、それ以外の方法によっては生計を維持することができない障害者の所得保障を目的として、老齢期基礎保障(Grundsicherung im Alter)とともに2003年に導入された。

老齢期および障害時基礎保障は、隠れた貧困を回避すること(Verhinderung verschämter Armut)を主たる目的としている。すなわち、施設外で生活する高齢者は、社会扶助法に基づく生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)の支給要件についての情報や知識の欠如、役所への訪問や社会的な統制に対する懸念、扶養義務のある子への費用償還請求に関する不安を理由として、社会扶助給付の受給権を有するにもかかわらず、それを請求しなかった¹¹⁰。また、施設外で生活する若年障害者は、その多くが成人後も親と同居しており、親が養うだけの所得または資産を有している場合には生計扶助の支給要件を満たすことができなかったもので、しばしば親の扶養に依存していた¹¹¹。したがって、特に若年障害者との関係では、親に依存しない最低生活保障とそれによる一定の経済的自立をもたらすことも目的である¹¹²。これらの目的を達成するため、2001年老齢資産法¹¹³により、高齢者および障害者に対して生計費に関する基礎的需要を保障する独自の社会給付を定める法律として、連邦社会扶助法(Bundessozialhilfegesetz)とは別の独立した基礎保障法(Grundsicherungsgesetz)が制定された¹¹⁴。

しかし、基礎保障法は、扶助の領域に属するにもかかわらず、連邦社会扶助法から部分的に解放されているも

¹¹⁰ BT-Drucks. 14/ 4595, S. 43.

¹¹¹ Rademacker, Sicherstellung des Lebensunterhalts von Geburt an behinderter Menschen durch Leistungen der Rentenversicherung, NDV 1993, S. 261.

¹¹² Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: Ruland/ Becker/ Axer (Hrsg.), Sozialrechtshandbuch, 5. Aufl., 2012, § 23 Rdnr. 114.

¹¹³ Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens (Altersvermögensgesetz — AVmG) vom 26. 6. 2001, BGBl. I S. 1310.

¹¹⁴ BT-Drucks. 14/ 5150, S. 48.

の、完全にそうになっているわけでないという意味で、中途半端な産物(Zwittergebilde)であり、体系的な検討が不十分であると批判された¹¹⁵。そこで、基礎保障法は、2003年の連邦社会扶助法の社会法典への編入に関する法律¹¹⁶により、2005年から社会扶助法に相当する社会法典第12編(Sozialgesetzbuch Zwölftes Buch)に統合された(社会法典第12編第4章)。したがって、障害時基礎保障は、現在では社会扶助の枠内において支給されている(社会法典第12編8条2号)。

障害時基礎保障は、デラックスな社会扶助(Sozialhilfe de luxe)と呼ばれる。なぜなら、給付の需要充足性においても給付額においても一般的な扶助給付としての生計扶助に依拠しているからである。ただし、障害時基礎保障は、後述するように、家族に対する扶養請求に関して扶助給付の受給に際しての障壁を取り除いた独自の給付と評価されている¹¹⁷。

障害時基礎保障の受給者は、2003年の18万1,097人から2021年の53万3,595人に増加している。また、障害年金と併給している障害時基礎保障の受給者は、2003年の55,559人(障害年金受給者の4.1%)から2021年の19万1,100人(障害年金受給者の14.8%)に増加している¹¹⁸。したがって、障害時基礎保障は、無年金や低年金の障害者に対する補完的な所得保障の役割を拡大している。

(2) 障害時基礎保障の支給要件

障害時基礎保障の支給要件は、国内に通常の居所を有しており、永続的に完全稼得能力減退であり、かつ、所得および資産によって生計費を賄うことができないことである(社会法典第12編41条1項)。永続的な完全稼得能力減退(Dauerhafte volle Erwerbsminderung)を理由とする受給権者は、満18歳以上で、その時々々の労働市場の状態にかかわらず¹¹⁹社会法典第6編43条2項の意味で完全稼得能力減退、すなわち1日3時間未満しか稼得活動に従事することができない状態であり、かつ、完全稼得能力減退が回復する見込みがない者である(社会法典第12編41条3項)。したがって、障害時基礎保障の人的範囲は、期間を定めずに支給される完全稼得能力減退年金の人的範囲と同一であり、一般労働市場において働くことができない者に相当する。例えば、障害者作業所で就労する障害者である(社会法典第12編41条3a項)。

これに対して、1日3時間以上稼得活動に従事することができる、つまり稼得可能な要扶助者は、社会法典第2編に基づく求職者基礎保障(Grundsicherung für Arbeitssuchende)の対象となり(社会法典第2編7条1項、8条1項)、市民手当(Bürgergeld)という名称の定型的な扶助給付を受給しながら就労支援を受けることになる。求職者基礎保障は、失業者・生活困窮者の労働市場への統合を志向する就労支援型の公的扶助である。

自らの稼得能力の活用、自らの所得および資産によって自助可能な者、または第三者とりわけ家族もしくはその他の社会給付主体から必要な給付を受けることができる者は、社会扶助を受けられない(社会法典第12編2条1項)。これは、社会扶助の後順位性(Nachrang der Sozialhilfe)と呼ばれる。したがって、自治体は、活用される所得(Einkommen)および資産(Vermogen)の認定を行う。

¹¹⁵ Schellhorn, Sozialhilfe als Grundsicherung?, in: Boecken/ Ruland/ Steinmeyer (Hrsg.), Sozialrecht und Sozialpolitik in Deutschland und Europa, FS v. Meydell, 2002, S. 597 f.

¹¹⁶ Gesetz zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. 12. 2003, BGBl. I S. 3022.

¹¹⁷ もっとも、基礎保障の行政が一般的な公的扶助の行政から切り離されていない限りで、依然として独立性の問題が残ると指摘される。Bieback, a. a. O. (Fn. 72), S. 638.

¹¹⁸ Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 272 f.

¹¹⁹ 「その時々々の労働市場の状態にかかわらず」という支給要件により、障害時基礎保障は具体的考察方法を明示的に排除している。

ただし、障害時基礎保障の受給に際しての障壁を取り除くため、同居の配偶者または生活パートナーの所得および資産が考慮されるものの、それ以外の者との同居による生計費の獲得の推定はなされない(社会法典第12編43条)。また、10万ユーロ未満の年収の親および子に対する扶養請求権は考慮されない(社会法典第12編94条1a項)。親および子に対する扶養請求の制限は、2019年の家族負担軽減法¹²⁰により、扶養義務を負う親および子の負担を軽減するため、障害時基礎保障の特別規定から所得および資産の考慮に関する一般規定に移行した。これにより、社会扶助の後順位性が一般的な制限を受ける¹²¹。

所得には、現金または金銭的価値を有するすべての収入が含まれるので、就労所得も含まれる。ただし、所得税および社会保険料は、所得から控除されなければならない。また、障害時基礎保障の場合には、就労インセンティブに配慮して、受給権者の自営業および非自営業による所得のうち30%の額が控除されなければならない(社会法典第12編82条)。

自治体は、支給要件が満たされ、かつ、考慮される所得および資産では生計費を完全に賄えない場合には、年金保険者に対して障害認定を要請する。年金保険者の決定は、要請した自治体を拘束する。これにより、同一の基準による障害認定が保障される。ただし、この要請は、年金保険者がすでに完全稼得能力減退の認定を行っている場合には行われない(社会法典第12編45条、社会法典第6編109a条2項)。

(3) 障害時基礎保障の額

社会扶助の給付は、個々の特殊性、とりわけ需要の性質に従って決定される(社会法典第12編9条1項)。これは、社会扶助の個別化原則(*Grundsatz der Individualisierung der Sozialhilfe*)と呼ばれる。したがって、障害時基礎保障の額は、障害者の需要(*Bedarfe*)に即して算定される。この需要は、必要生計費に関する基準需要段階(*Regelbedarfsstufen*)による基準額(*Regelsätze*)、障害者に関する増加需要(*Mehrbedarf*)、疾病保険および介護保険のための保険料の引き受け、住居および暖房のための適切な実費を含む(社会法典第12編42条)。

このうち、基準額は、2023年で、居宅で単身生活する成人(基準需要段階1)の場合には1人あたり502ユーロ、居宅で配偶者または生活パートナーと生活する成人(基準需要段階2)の場合には1人あたり451ユーロ、施設に入所する成人(基準需要段階3)の場合には1人あたり402ユーロである(社会法典第12編28条別表)。また、完全稼得能力減退である者については、増加需要として、適用される基準需要段階の17%が認められる(社会法典第12編30条1項)。以上を合算した需要額から、賃金、年金などの収入額を控除した額が、支給額となる。

障害時基礎保障の平均総需要(*Durchschnittliche Bruttobedarf*)は、2021年12月で月額885ユーロであり、考慮される所得を控除した後の平均支給額(*Durchschnittliche Nettobedarf*)は、月額668ユーロである。

(4) 障害時基礎保障の行政手続と年金保険者による情報提供

障害時基礎保障は、受給権者の申請に基づき支給される(社会法典第12編44条1項)。申請の提出先は、自治体でも年金保険者でもかまわない。障害時基礎保障は、通常12か月間について承認される(社会法典第12編44条3項)。

障害時基礎保障についての積極的な情報提供のため、年金保険者は、障害年金受給者が障害時基礎保障の支給要件に該当する場合には、障害時基礎保障に関する情報提供・助言を行う。障害年金の額が年金現在

¹²⁰ Gesetz zur Entlastung unterhaltsverpflichteter Angehöriger in der Sozialhilfe und in der Eingliederungshilfe (Angehörigen-Entlastungsgesetz) vom 10. 12. 2019, BGBl. I S. 2135.

¹²¹ Richter, in: Grube/ Warendorf/ Flint (Hrsg.), SGB XII, 7. Aufl. 2020, § 43 Rdnr. 1.

価値の27倍の額を下回る場合には、年金保険者は、情報提供に際して申請書を添付しなければならない。年金保険者は、提出された申請書を自治体に転送する。その際、障害年金の額や基礎保障の支給要件の存在に関して自治体に情報提供する(社会法典第12編46条、社会法典第6編109a条1項)。

15. 障害年金の課題

ドイツ調査では、障害年金の課題として次の3点が指摘された。

第1の課題は、精神障害を理由とする障害年金受給者が増加していることである。新規裁定者に占める精神疾患の割合は、1993年の15.3%から、2000年の24.2%、2010年の38.8%、2021年の41.7%に増加している¹²²。したがって、障害年金を支給する前に稼働能力減退を予防することが重視されている。予防のために重要なのが、労働不能の状態にある労働者の労働関係を維持するための使用者の解雇予防手続としての事業所内統合マネジメント(Betriebliche Eingliederungsmanagement)¹²³である。年金保険者は、年金に対するリハビリテーションの優先(Rehabilitation vor Rente)という原則により、障害年金を支給する前に医学的および職業リハビリテーション給付を支給することを求められる¹²⁴ので、事業所内統合マネジメントの義務を負う使用者を支援している。

第2の課題は、期間の定めのある障害年金について、実際には、長期にわたって障害年金を受給していた者のうち、健康になることができず、労働市場に再統合することができない者が多いことである。2011年に期間の定めのある障害年金を受給し始めた者が2020年に保険加入義務を負う被用者(僅少就労の被用者および年金を

¹²² Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 3), S. 105.

¹²³ 事業所内統合マネジメントは、労働者が1年以内に6週間を超えて労働不能の状態にある場合に、使用者が、重度障害者代表(Schwerbehindertenvertretung)や従業員代表委員会(Betriebsrat)といった事業所内の利益代表とともに、本人の同意と関与の下で、労働不能の克服、再度の労働不能の防止および職場の維持のための方法を明らかにする手続である(社会法典第9編167条2項)。これにより、使用者は、労働不能を克服して職場を維持するための選択肢を明らかにする手続を実施しなければならない。つまり、事業所内統合マネジメントは、6週間を超えて継続する疾病を抱える労働者の労働関係を継続させるための措置を早期に解明することで解雇を予防する手続であり、労働市場への統合に対して既存の労働関係の維持を優先するという考え方に基づいている。Deinert, Kündigungsprävention und betriebliches Eingliederungsmanagement, NZA 2010, S. 969 und 971.

¹²⁴ 年金保険者は、障害年金を支給するとともに、疾病または機能障害が被保険者の稼働能力に与える影響を予防し、除去し、または克服し、かつ、被保険者の労働生活からの早期の引退を回避し、または被保険者を労働生活に統合するため、医学的リハビリテーション給付(Leistungen zur medizinischen Rehabilitation)および職業リハビリテーション給付(労働生活参加給付[Leistungen zur Teilhabe am Arbeitsleben])を支給する(社会法典第6編9条1項1文)。このうち、リハビリテーション給付は、原則として障害年金に優先する(社会法典第6編9条1項3文、社会法典第9編9条2項1文)。年金に対するリハビリテーションの優先は、年金保険者の審査義務によって実現される。すなわち、年金保険者は、障害年金の申請が行われた場合には、障害年金に関する判断とは別に、年金保険法上のリハビリテーション給付が成果を収めると見込まれるかどうかを審査しなければならない(社会法典第9編9条1項1文)。障害年金の支給が認められるのは、リハビリテーション給付が事前に支給されていたか、またはリハビリテーション給付の成果が期待できない場合である。Kater, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 112. Aufl., 2020, § 9 SGB VI Rdnr. 7.

同時受給する者を除く)であった割合は、1.9%である¹²⁵。しかし、ドイツ年金保険連合は、労働市場に再統合する可能性のある障害年金受給者に対して、積極的にリハビリテーション給付を支給することを考えている。なぜなら、年金保険者は、障害年金受給者が稼得能力減退を克服するため、障害年金の支給期間中もリハビリテーション給付を支給することを求められるからである¹²⁶。したがって、連邦労働社会省とドイツ年金保険連合が協力して、期間の定めのある障害年金受給者が労働市場に再統合することができない原因を調査している。

第3の課題は、障害年金の裁定に時間がかかることである。特に老齢年金の裁定は3か月以内に終了するのに対して、障害年金の裁定は平均で140日を要し、長い場合には1年かかることがある。その理由として、稼得能力減退の認定が医学的な審査を要するので複雑であることが指摘された。しかし、ドイツ年金保険連合は、手続の電子化(ペーパーレス化)によって裁定に要する期間を短縮することを考えている。

以上のように、ドイツの障害年金は、保険事故である稼得能力減退が、ライフコースにおける健康上の理由に基づく労働生活の中断または早期の終了¹²⁷として、多様な政策領域の交差点(Schnittstelle)にある¹²⁸ことを示している。

¹²⁵ Drahs/ Krickl/ Kruse, Rückkehr von Erwerbsminderungsrentnern ins Erwerbsleben: Ergebnisse aus Längsschnittuntersuchungen der Statistikdatensätze der Deutschen Rentenversicherung, RVaktuell 3/ 2022.

¹²⁶ Welti, a. a. O. (Fn. 19), S. 341.

¹²⁷ Welti, Abschied vom Normalarbeitsverhältnis? – Neue Beschäftigungsformen, Diskontinuität von Lebensläufen und Sozial- und Arbeitsrecht, SGB 2010, S. 446.

¹²⁸ Welti/ Groskreutz, a. a. O. (Fn. 18), S. 308.

フランスにおける障害者所得保障制度

研究分担者 永野 仁美(上智大学法学部教授)

1. はじめに

障害者の中には、労働市場での就労により十分な所得を得ることが困難な者もいることから、障害者に対する所得保障は、フランスにおいても重要な社会政策の1つとなっている。本稿では、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革を確認した上で、主たる所得保障制度として障害年金及び成人障害者手当を、関連する給付としてその他の給付(障害補償給付及び住宅手当)を紹介し、最後に統計について触れる。

2. 所得保障制度の沿革

(1) 貧困者から障害者へ

今日、障害者(*personnes handicapées* 又は *personnes en situation de handicap*)と呼ばれている人々は、古くから公的救済の対象となってきた。フランスにおいて、障害者を対象とする実効性のある公的救済制度が導入されたのは、1905年7月14日の法律によってである。同法は、障害者(*infirmes*)を、知的障害児や不治の病の者、高齢者と同じ制度のもとに置きつつ、公共団体に対し、金銭給付又は施設収容(主として施療院(*hospices*))の形で上記の者らに扶助を提供する厳格な義務を課した。障害者(*infirmes*)は、働くことが困難で、貧困に陥りやすい他の類型の者と特に区別されることなく、救済の対象とされていたと言える。

その一方で、19世紀末から20世紀初頭にかけて、労災や職業病の被害者に対する給付制度も整えられていった。すなわち、1898年4月9日の法律や1919年10月27日の法律により、被災労働者を対象とする治療制度や年金制度が整えられ、彼らに対する救済が開始された(障害に対する給付は、*indemnités pour incapacité permanente de travail* という言葉で表現された)。こうした制度の導入の背景には、産業革命による賃金労働の一般化によって、19世紀末には、障害が「健康な人が一時的又は決定的な労働不能状態に陥る過程」として捉えられるようになっていたことがある。

そして、第一次世界大戦後の1919年には、傷痍軍人や戦争孤児・未亡人に支給される軍人年金の制度も整えられる。1914年から1918年にかけての第一次世界大戦は、多くの戦死者を出すとともに、働くことのできない障害者を数多く生み出した。傷痍軍人や戦争被害者への対応が、政府の重要課題となる中で¹、彼らを対象とする年金制度も整えられていった。

さらに、1928年には、労災や戦争を原因としない、すなわち、私傷病を原因とする障害を対象とする年金制度も登場する。労働者を対象とする社会保険制度の登場である(1928年4月5日の法律、1930年4月30日

¹ 雇用義務制度も、傷痍軍人等を対象として、1924年4月26日の法律により創設されている。雇用政策の対象となった障害者(=傷痍軍人)には、*mutilé* という名称が与えられ、*infirmes* という表現を避けるために、しばしば *invalides* という表現が使われた。

の法律)。フランスでは、19世紀から20世紀にかけて、老齢や疾病のリスクを保障する自主的な保障組織(共済組合(sociétés de secours mutuels)等)が発展してきていた。しかし、第一次世界大戦後には、次第にその限界が露呈するようになる。そうした状況の中で、第一次世界大戦の終結により、ドイツの社会保険立法の適用を受けていたアルザス・ロレーヌ地方がフランスへ返還されたことがきっかけとなり、社会保険制度導入の機運が高まることとなった。こうして、被用者を被保険者として、疾病・障害・老齢・死亡等を保険事故とする社会保険(Sécurité Sociale)の仕組みが導入されることとなり、労働・稼得能力が3分の2以上減退した被保険者(被用者)に対して障害年金(Pension d'invalidité)が支給されることとなった(=私傷病障害を対象とする障害年金制度の開始)。

(2) 障害者を対象とする施策の展開

第二次世界大戦後には、社会保険(Sécurité Sociale)の人的適用範囲を全国民へ拡大すること(社会保障の一般化)が目指されることとなった。しかし、この試みは挫折し、むしろ社会保険の拡大により消えゆくものと考えられた社会扶助の分野において、盲人や重度障害者(grands infirmes)を対象とする手当制度が整えられていく(1945年7月3日のオルドナンス、1949年8月2日の法律、1953年11月29日のデクレ)。

そして、1975年6月30日の法律により、従来の手当や給付を再編し、配偶者以外の扶養義務者の所得を考慮にいない成人障害者手当(AAH: Allocation aux adultes handicapés)が創設されるに至る。これによって、労災年金や障害年金等の受給資格を持たない障害者を対象として、最低所得保障がなされることとなった²。

(3) 2005年の大改革

その後のフランスの障害者施策は、1975年法をベースとして展開されるが、障害者に関する施策に大きな注目が集まることなく、30年近い時間が流れることとなる。しかし、2000年代に入ると、とりわけペルシュ判決(2000年11月17日破毀院判決³)をきっかけとして、障害者施策に対する政治的・社会的関心が高まることとなり、それが、2005年2月11日の法律(障害者の権利と機会の平等、参加、市民権に関する法律)による障害者施策の大改正へとつながった。ペリュシュ判決は、風疹への罹患の有無についての医師・検査機関の誤診のために先天性障害を持って生まれてきた子の医師・検査機関に対する損害賠償請求を認めたものであるが、これは、いわゆる Wrongful life 訴訟を認めたもので、フランス社会に大きな衝撃を与えた。そして、フランスの障害者施策の不十分性を再確認させることにつながった。

そうした背景のもとで制定された 2005 年法⁴は、特に新たな給付として障害補償給付(PCH: Prestation de

² なお、handicap という表現については、1957年に制定された障害者の雇用義務制度等を定める法律で、障害労働者(travailleurs handicapés)という形で使われていたのだが、1967年の報告書(障害者に対する支援を行うための改革の必要性を説いた報告書)の中や、1975年法でも使用され、フランスで一般に使用されるようになった。現在では、行政文書等では、personnes handicapées という表現に代えて、personnes en situation de handicap という表現が使われることが多い。

³ Cass. Ass. plén., 17 nov. 2000 : Bulletin 2000 A.P.n°9p.15.

⁴ 2005年法は障害の定義についても定め、障害とは、「1つ又は複数の身体・感覚器官・知能・認識・精神に関する機能の実質的永続的決定的悪化、重複障害(polyhandicap)、又は、健康上のトラブルを理由として、障害者が、その環境において被る活動の制限又は社会生活への参加の制約のすべて」を言うとした(社会福祉・家族法典L.114条)。この定義は、2001年に世界保健機関(WHO)が採択した国際生活機能分類(ICF)に着想を得たもの

compensation du handicap)を創設したことで注目される。PCH は、ペリュシュ判決によって喚起された「障害により生じる特別な費用」については、国民連帯によって賄う必要があり、障害者は障害の結果について補償される権利を有するという考えを具体化するものである。そして、この PCH の創設によって、1975 年法により創設されていた AAH は生活の基本的部分を保障する給付として位置づけられることとなり、PCH が障害の結果生じる特別な費用を保障する役割を担うこととなった。現在もこの役割分担は継続している。

(4)近年の動き

2005 年法は、フランスの障害者施策に大きな変革をもたらしたが、2005 年法以降も、障害者の所得保障に関して、いくつかの重要な見直しが行われている。まず、2000 年代後半以降、AAH の支給額の引上げが数度にわたり試みられた。引上げの背景には、サルコジ元大統領が、その任期中(2007 年 5 月～2012 年 5 月)に AAH を 25%引き上げることを選挙公約として掲げたことが挙げられる。これにより、2008 年 1 月には月額 628.10 ユーロであった AAH の支給額は、2012 年 9 月には月額 776.59 ユーロとなり、150 ユーロ近い引上げが実現された。また、マクロン大統領も、2017 年の大統領選に際し、当時月額約 800 ユーロであった AAH を 100 ユーロ引き上げ、900 ユーロ以上とすることを公約に掲げた⁵。2023 年 4 月現在、AAH は、月額 971.37 ユーロの水準にあり、15 年の間にその支給額は約 1.5 倍となっている⁶。

次に、2022 年 8 月 16 日の法律⁷により、AAH の支給に際し配偶者の収入を考慮しないこととする見直し(“Déconjugalisation”と呼ばれる)が行われた(2023 年 10 月 1 日施行)。Déconjugalisation に向けた議論は、数年前から沸き起こっていたが、特に 2022 年の大統領選で争点の1つになったことで、改正が実現されることとなった。改正が必要とされた背景には、AAH の支給に際し配偶者の所得を考慮することで、障害者が配偶者に経済的に依存するという状況が生じていたことある。障害者の配偶者からの経済的自立の確保のために、同改正は行われたと言える。この見直しにより、12 万人のカップルで生活している障害者が、平均して 350 ユーロの AAH の増額を受けることになることとされている(うち 8 万人は新規に受給資格を獲得する)⁸。なお、この見直しは、誰も不利益を被ることがないように行われる。すなわち、計算方法の変更は、AAH を受給している者の利益になる場合にのみ行われる⁹。

3. 障害年金(Pension d'invalidité)

と言われている。

⁵ <https://storage.googleapis.com/en-marche-fr/COMMUNICATION/Programme-Emmanuel-Macron.pdf>(2023 年 4 月最終閲覧) これを受けて、AAH は 2018 年 11 月 1 日に 41 ユーロ、2019 年 11 月 1 日に 40 ユーロ引き上げられた。

⁶ 日本の障害基礎年金は、2 級で月額 6 万 6250 円、1 級で月額 8 万 1812 円である(2023(令和 5)年度)。

⁷ L'article 10 de la loi n°2022-1158 du 16 août 2022 portant mesures d'urgence pour la protection du pouvoir d'achat.

⁸ <https://handicap.gouv.fr/deconjugalisation-de-laah-les-reponses-aux-questions-que-vous-vous-posez>(2023 年 4 月最終閲覧)

⁹ 2023 年 10 月 1 日に既に AAH を受給している者で、配偶者の収入を考慮して計算した方が有利である者については、現在の計算方法が維持される。ひとたび配偶者の収入を考慮しないで AAH の計算がなされると、配偶者の収入を考慮する計算方法には戻れない。2023 年 10 月 1 日以降の新規受給者については、配偶者の収入を考慮しない計算方法のみが採用される。<https://handicap.gouv.fr/deconjugalisation-de-laah-publication-du-decret-necessaire-la-mise-en-oeuvre-de-la-reforme>(2023 年 4 月最終閲覧)

障害者に対する所得保障の仕組みとしては、まず、社会保険の形をとる「障害年金」の仕組みがある。フランスでは、障害年金は疾病保険(正確には、疾病・障害・出産・死亡保険)から支給されることとなっている。フランスの疾病保険制度は職域ごとに細分化されており、多数の制度が並存する複雑な構造となっているが、以下では、最も多くの人をカバーしている主として商工業被用者(民間セクターの賃金労働者)を対象とする「一般制度(régime général)」¹⁰の障害年金の仕組みについて紹介したい。

(1)位置づけ

障害は疾病の延長と捉えられており、障害年金の仕組みは疾病保険の中に組み込まれている。また、障害年金にいう障害(invalidité)は、労働・稼得能力の減退を指し、障害年金は、労働・稼得能力の減退に対する給付と位置付けられている。障害年金は、労働市場で働いていた中途障害者を念頭においた仕組みであると言える。

(2)支給要件

障害年金は、以下の要件を満たす場合に支給される。すなわち、

- －私傷病の結果¹¹、労働・稼得能力が3分の2以上減退している(すなわち、従前所得の3分の1を超える賃金を得ることができない¹²) (社会保障法典 L.341-1 条、R.341-2 条)、
- －労働の停止又は障害の確認¹³があった月の初日の時点で、12 か月以上の被保険者期間¹⁴がある¹⁵ (L.341-2 条、R.313-5 条)、

¹⁰ より正確には、年齢に関係なく、年金受給者であっても、1人又は複数の使用者のために働く者は、国籍、性別、報酬、契約の形式・性質を問わず、一般制度に強制的に加入するとされている(社会保障法典 L.311-2 条)。また、職域による基準で、被保険者として、あるいは、被扶養者として、いずれの制度にも所属しない場合は、フランス国内に安定的に居住することを条件として、自動的に一般制度の被保険者となる。笠木映里「フランスの民間医療保険」ファイナンシャル・レビュー111号(2012年)113頁。

¹¹ 業務上の傷病については、労災保険の仕組みが適用され、恒久的な障害に対して終身年金(老齢年金と併給可)が支給される。後遺障害率が10%未満の場合には、一時金の支払いとなる。Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.196(<https://drees-site-v2.cegedim.cloud/sites/default/files/2022-07/Retraites2022.pdf>).

¹² 2019年12月24日の法律(Loi n°2009-1446 du décembre 2019)による修正以前は、「従前従事していた職業における同じ地域圏の同種労働者の標準的な賃金の3分の1を超える賃金を獲得できない場合に」とされていたが、本人の従前所得を基準とするよう見直しがなされている。

¹³ フランスでは、傷病手当金からの切り替えで障害年金の支給決定がなされることがほとんどである。それ以外のケースでは、障害年金の申請日と診断書の作成日にずれが生じることがありうる。その場合には、申請日ではなく診断書の作成日に被保険者であることが条件となる。なお、遡っての障害年金の支給は1年までしか認められない(CNAM へのインタビュー)。

¹⁴ ただし、労働契約終了後の「権利の維持」に関する仕組みにより、被保険者資格の喪失後も12か月の間は、一般制度又は他の制度で新たに給付を受ける権利を確立するに至るまで、住所要件を満たす限り、疾病・出産・障害・死亡のリスクに対する金銭給付を受ける権利を維持することができる(L.161-8 条、R.161-3 条)。この12か月の間に障害年金の申請を行う場合は、労働契約の終了日(=被保険者資格の喪失日)が、支給要件に関する基準日となる。社会保険は、「連帯」の理念に支えられるものであり、純粹に保険原理に基づいて実施される私保険とは自ずと異なることが、こうした仕組みが設けられている理由である(CNAM へのインタビュー)。

¹⁵ 障害年金の支給を停止された後に就労を再開した場合には、支給停止に先だつ1年間につき、障害年金の受給に必要な L.341-2 条に定められた条件を満たすとみなされる(R.341-20 条)。

一労働の停止又は障害の確認の前の12か月(又は365日)に少なくとも600時間の労働時間がある、又は、時間当たり最低賃金(SMIC)の2030倍にあたる賃金に課せられる保険料を納付している(L.341-2条、R.313-5条)、
という要件を満たす場合に支給される。

具体例:労働の停止が2020年6月10日である場合、障害年金受給権は、次の2つの条件を満たす場合に認められる。

- 一2019年6月1日の時点で、社会保険の被保険者である。
- 一2019年6月1日から2020年6月1日の間に、600時間以上就労しているか、又は、少なくとも2万1457ユーロの報酬に課せられる保険料を支払っている。

(3) 障害要件

以上のうち、私傷病の結果、労働・稼得能力が3分の2以上減退しているか否か、すなわち従前賃金の3分の1以上を得ることができるか否か(障害要件)については、初級疾病保険金庫(CPAM:Caisse primaire d'assurance maladie)の顧問医(médecin-conseil)が、①事故の場合は怪我の症状の固定後、②傷病手当金を受給する場合はその受給期間の満了後、もしくは、受給期間中に症状が固定する場合はその固定後、又は、③身体が早期に衰える場合は障害が医学的に確認された時点において、被保険者の残された労働能力、一般的状況、年齢、身体的精神的能力、適性・職業訓練を考慮して判断する(L.341-3条)。その際、顧問医は、障害年金の支給が検討されている当事者に実際に会い、医学的側面に加え、社会的側面及び職業的側面についても判断をし、報告書を作成する¹⁶。

なお、「労働・稼得能力の3分の2以上の減退」という基準は、制度発足以降、見直されていないが、それをどう判断するかに関しては、時代の変化に合わせた修正がみられる(全国疾病保険金庫(CNAM:Caisse nationale d'assurance maladie)へのインタビューより)。

参考:傷病手当金(indemnités journalières)

被保険者が私傷病を理由として休業する場合には、原則として3日間の待機期間の後(すなわち、休業の4日目から)、疾病保険から傷病手当金を受け取ることができる(L.321-1条、L.323-1条、R.323-1条1項)。支給期間は、長期疾患(affection de longue durée)の場合で、最大3年間である(R.323-1条2項)。傷病手当金の額は、基準賃金日額(休業日前3か月の平均日額賃金)の2分の1であるが(L.323-4条、R.323-5条)、50.58ユーロ(2023年4月現在)の上限がある。これを6か月間受給するためには、労働の中断の日に先立つ3か月ないし90日の間に150時間以上働いているか、又は、労働

¹⁶ 労働・稼得能力の喪失・減退が明らかな場合には、報告書は簡潔なものとなるが、複雑な悩ましい判断が必要となる場合には、より詳細なものとなる。報告書は、既往歴などについて触れる部分と、現在の医学的・社会的・職業的所見を述べる部分とから構成されるのが一般的である。また、当該報告書については、内部統制の仕組み(内規で定める主任医等によるセカンド・オピニオンやスーパーヴィジョンの仕組み)によりチェックがなされることとなっている。この仕組みについては、2023年より見直しに向けて実験的な取組み(特別なケースの特定や、産業医によるセカンド・オピニオンの実施等)を行うことを予定している(CNAMへのインタビューより)。

の中断に先立つ6か月の間に、時間当たり最低賃金(SMIC)の1015倍以上の賃金にかかる保険料を支払っていることが求められる(例えば、2022年7月1日から労働を中断している場合、2022年4月1日から2022年6月30日の間に150時間以上働いているか、2022年1月1日から2022年6月30日の間に、11439.05ユーロの報酬にかかる保険料を支払っていることが求められる)。また、6か月を超えて受給するには、労働の中断日において、社会保険に12か月以上加入しており、中断に先立つ12か月の間に600時間以上就労しているか、または、時間当たり最低賃金(SMIC)の2030倍以上に相当する賃金にかかる保険料を支払っていることが求められる。その他、全国レベルの全産業を対象とする労使協定の適用により、使用者から上乘せの賃金保障もなされる¹⁷。

(4) 手続き

障害年金の支給手続きは、CPAMが行う(L.341-7条)。CPAMが上記の障害年金の支給要件を満たすと判断した場合には¹⁸、CPAMがイニシアティブをとり、障害年金の支払決定を対象者に書留で通知する(R.341-9条)。このイニシアティブをCPAMがとらない場合は、本人が、症状の固定日、障害が医学的に確認された日、CPAMによる症状安定日、傷病手当金の満了日、又は、傷病手当金の支給廃止日から12か月内にCPAMに対して申請を行うこととなる。CPAMは、自身で申請できる期間について、被保険者に通知する義務を負っている。

本人が申請を行う場合には、申請から2か月以内に通知がなされる。通知がなければ、申請は拒否されたものとみなされる。拒否決定に不服がある場合には、上記の12か月以内に新規の申請を行うか、CPAMに対し不服申立をすることになる(L.341-8条、R.341-8条)。

申請が認められると、障害年金の受給権が、①事故の場合は怪我の症状が固定した日、②傷病手当金を受給する場合はその受給期間が満了した日、もしくは、受給期間中に症状が固定する場合はその固定日、③身体が早期に衰える場合は障害が医学的に確認された日、④障害・症状が固定ないし安定した日から発生することになる(L.341-9条)。すなわち、障害年金は、申請日ではなく、障害の状態が確認された日から支給される(R.341-12条)。

(5) 支給額

障害年金の支給額は、就労が可能か否か、第三者による介護が必要か否かにより異なる(L.341-4条)。

就労¹⁹が可能なのは、カテゴリー1に分類され、被保険者期間のうちの賃金(保険料賦課の対象となる賃金²⁰)の高かった10年²¹の平均年収の30%が支給される(R.341-4条)。就労は不可能だが、第三者の介護を必

¹⁷ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3053> (2023年4月最終閲覧)

¹⁸ 上述のように、障害年金の支給開始は、病気休業中の傷病手当金からの移行による場合がほとんどである。病気休業の認定はかかりつけ医が行うが、傷病手当金の支払いを管理する過程で、CPAMが当該被用者については復職は困難であろうと判断した場合に、CPAMのイニシアティブにより障害年金の支払決定が行われることとなる(CNAMへのインタビューより)。

¹⁹ 報酬を伴うあらゆる労働が想定されており、労働支援機関・サービス(ESAT: Etablissement ou service d'aide par travail)、すなわち、福祉的就労の場での就労も含まれる(CNAMへのインタビューより)。

²⁰ 上限月額3666ユーロ(2023年)。

²¹ 被保険者期間が10年に満たない場合は、被保険者期間中の平均年収を算出する。

要としない者は、カテゴリ2に分類され、同平均年収の50%が支給される(R.341-5条)。最後に、就労が不可能で、かつ、第三者の介護を必要とする者²²は、カテゴリ3に分類され、同平均年収の50%に加えて、第三者介護加算として同平均年収の40%も支給される(R.341-6条)。支給額には、最低保障額も設定されている(L.341-5条)²³。

対象者がどのカテゴリに属するかを決めるのは、CPAMの顧問医である。支給決定がなされると、毎月、支給がなされ、例えば、10月の障害年金が11月の初めに支給される。なお、カテゴリ2ないし3に位置づけられることは、自動的に労働不適性(inaptitude)を意味するわけではない。労働不適性は、労働医が確認するものであり、労働医は、カテゴリ2ないし3の者に対して、一定の条件のもと働くことができると宣言し得る。

表 1: 障害年金の支給額(2023年4月)

カテゴリ	年平均賃金に対する%	最低保障額(月額)	最高額(月額)	平均(月額)
カテゴリ1	30%	311.56 ユーロ	1099.80 ユーロ	550 ユーロ
カテゴリ2	50%	311.56 ユーロ	1833.00 ユーロ	840 ユーロ
カテゴリ3	50%+40% (第三者介護加算)	311.56 ユーロ +1192.55 ユーロ	1833.00 ユーロ +1192.55 ユーロ	1860 ユーロ

(注)平均(月額)は、2020年末の数字

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.203

(6) 変更・支給停止・消滅

障害年金の受給権は、終身のものではないことから、毎年、支払機関であるCPAMにより確認される(初回の確認は6か月後)²⁴。ただし、就労している場合には、3か月ごとに確認がなされる(R.341-14条)。

障害の状態に変化がある場合には、CPAM又は受給者のイニシアティブにより見直しがなされる(L.341-11条)。例えば、障害の状態が悪化している場合には、悪化がみられた月からCPAMによりカテゴリの見直しが行われる。CPAMが要請した診察を受けなかった場合には、支給は停止又は廃止となりうる。他方、障害の状

²² 第三者の介護を必要とするか否かは、①一人で起きる・寝ることができるか、②一人で座れるか・椅子から立ち上がれるか、③住居内を一人で動き回ることができるか(車いすを利用する場合を含む)、④車いすに一人で乗り降りできるか、⑤転倒した際に一人で起き上がれるか、⑥緊急時に一人で家を出ることができるか、⑦一人で衣類の着脱ができるか、⑧一人で飲食できるか、⑨トイレ介助が必要か、⑩一人で装具をつけることができるか、⑪精神障害の場合、自身又は他者に重大な危険があるかを見て判断される。Appréciation des Conditions d'octroi de la majoration pour tierce personne, l'annexe 1 de la circulaire DGR 2707/92 du 19/02/1992. なお、被保険者が入院し、外部の支援を必要としない場合は、入院した日の翌月から加算分は支給停止となる(R.341-6条)。

²³ 年金の計算の基礎となった賃金及び支払われている年金については、毎年4月1日に次の係数で再評価される(L.341-6条)。すなわち、同日の前々月に国立統計経済研究所(INSEE)が公表した直近12か月の消費者物価指数(タバコを除く)に基づき計算された年平均物価の変動率で再評価される。なお、変動率が1未満である場合は、再評価係数は1とされる(L.161-25条)。

²⁴ なお、障害年金の支給は、障害の状態が固定化した後に行うことがほとんどであり、その支給に有効期間が付くことはほとんどないが(ただし、終身年金というわけではない)、ごく稀に、しばらく様子を見るために有効期間が付されることがある。なお、障害認定の見直しにより、障害年金の支給廃止に至るケースは、わずかである。復職により、カテゴリ2からカテゴリ1に移行することはある(CNAMへのインタビューより)。

態が改善し、就労を再開した場合には、年金の全部又は一部が支給停止とされる(L.341-12 条)。また、稼得能力が 50%を超えるようになった場合には、停止又は廃止がなされることとなる(L.341-13 条、R.341-3 条、R.341-16 条)²⁵。

(7) 老齢年金との関係(L.341-15 条～L.341-17 条)

原則として、老齢年金の受給可能年齢(62 歳)になると、老齢年金受給可能年齢に達した日の翌月の 1 日以降、老齢年金を受給することになる。老齢年金の受給開始年齢になっても就労している場合には、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給できる²⁶。満額年金を受給できる年齢に達すると、障害年金は自動的に老齢年金に切り替わる。

表 2: 満額年金を受給できる年齢

生年	自動的に満額年金を受給できる年齢	満額年金の受給に必要な被保険者期間
1954 年	66 歳 7 か月	165 四半期(41 年 3 か月)
1955 年～1957 年	67 歳	166 四半期(41 年 6 か月)
1958 年～1960 年	67 歳	167 四半期(41 年 9 か月)
1961 年～1963 年	67 歳	168 四半期(42 年)
1964 年～1966 年	67 歳	169 四半期(42 年 3 か月)
1967 年～1969 年	67 歳	170 四半期(42 年 6 か月)
1970 年～1972 年	67 歳	171 四半期(42 年 9 か月)
1973 年以降	67 歳	172 四半期(43 年)

また、次の条件を満たす場合は、老齢年金の受給可能年齢に達した後も 6 か月間は障害年金を受給することができる。すなわち、

- －年金受給可能年齢に達したときに、失業中であった
- －その年齢に達する前の 6 か月の間に、就労していた

場合である。この 6 か月の間に雇用を見つけれられた場合は、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給することができるが、見つけれなかった場合は、老齢年金に切り替わる²⁷。

(8) 障害補足手当(ASI: Allocation supplémentaire d'invalidité) (L.815-24 条～L.815-29 条)

²⁵ CPAM が状態の改善は恒久的であると判断する場合は廃止され、状態の改善は恒久的ではないと判断する場合は、支給停止となる。ただし、治療を受けている、研修・職業訓練等を受けている場合は、障害年金の 50% までの範囲で一部受給することができる。https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14946(2023 年 4 月最終閲覧)

²⁶ 障害年金の額よりも老齢年金の額の方が低いことを理由に、67 歳まで就労を続けることを希望する人もいる(CNAM へのインタビューより)。

²⁷ https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F672(2023 年 4 月最終閲覧)

障害年金には、これを補足する手当が存在している。すなわち、障害年金を受給している障害者で、年齢要件のために高齢者連帯手当 (ASPA: Allocation de solidarité aux personnes âgées)²⁸を受給できない者には、障害補足手当 (ASI) が支給される。1957 年に創設された給付で、フランスに居住する、労働・稼得能力を 3 分の 2 以上喪失した障害者に対し、一定の所得制限のもと支給される。ASI も疾病保険から支給される。

ASI を受給するための所得制限²⁹は、単身者の場合は月額 860.00 ユーロであり、カップルの場合は月額 1505.01 ユーロである (2023 年 4 月 1 日現在)。例えば、単身者で、障害年金を最低保障額で受給している場合は、860.00 ユーロと最低保障額の差額を ASI として受給することとなる³⁰。なお、2019 年末までは、受給者が死亡した際に、その遺産 (3 万 9000 ユーロを超える場合) から支給分を回収することとされていたが、2020 年以降、廃止されている³¹。

(9) 財源

障害年金は、保険料の拠出を前提とする社会保険給付である。疾病保険 (正確には、疾病・障害・出産・死亡保険) の保険料は、使用者のみが負担することになっており、その保険料率は、賃金が 1 年の最低賃金 (SMIC) の 2.5 倍を超えない被用者について 7%、それ以外の被用者について 13% とされている (2023 年 1 月 1 日)³²。1997 年以降、一般社会拠出金 (CSG: Contribution sociale généralisée) が疾病保険財源として投入されており、CGS が疾病保険の財源に占める割合は次第に増大している (租税代替化)。この租税代替化の過程の中で、被用者負担分は、2018 年以降、なくなっている³³。2022 年社会保障財政法³⁴ ANNEXE C によると、約 2100 億ユーロの歳入に占める保険料収入は約 780 億ユーロと、37% を占めるに過ぎない。

(10) 今後の展望

現在、障害年金に関して複数の見直しが検討されている。まず、カテゴリー 1 及び 2 の区分をやめ、障害年金と就労所得の調整のルールについて見直すことが検討されている。また、現在は顧問医が 1 人で行っている障害認定について、特に複雑なケースの場合に合議制を導入することも検討されている。すなわち、産業医や福祉サービスの関係者、雇用サービスの関係者の参加が検討されている。2023 年より実験的に実施し、その実現可能性や財政への影響等について検証を行うこととなっている (CNAM へのインタビューより)。

4. 成人障害者手当 (AAH: Allocation aux adultes handicapés)

生まれながらにして障害があるなど、社会保険の仕組みから障害年金を受け取ることができない者を念頭に

²⁸ 2007 年に導入された 65 歳以上の高齢者向けの最低所得保障給付。

²⁹ 就労所得については一部控除される。また、社会住宅手当 (ALS) や家族手当等の一部の手当は収入から排除される。

³⁰ カップルで、うち一人のみが ASI を受給する場合は、カップルの収入が月額 956.56 ユーロまでは月額 548.44 ユーロが支払われ、月額 956.56 ユーロを超える場合は、月額 1505.01 ユーロとの差額が支給される。

³¹ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16940>

³² <https://www.urssaf.fr/portail/home/taux-et-baremes/taux-de-cotisations/les-employeurs/les-taux-de-cotisations-de-droit.html> (2023 年 4 月最終閲覧)。

³³ 稲森公嘉「フランスの医療制度」岩村正彦・嵩さやか・中野妙子 (編) 『社会保障制度－国際比較でみる年金・医療・介護』東京大学出版会 (2022 年) 98 頁。

³⁴ Loi n°2021-1754 du décembre 2021 de financement de la sécurité sociale pour 2022

おき、フランスでは、税財源の成人障害者手当(AAH)も用意されている。

(1)位置づけ

AAH は、非拋出制の給付であり、障害者を対象とする最低所得保障給付として位置づけられている。他の給付が支給されない場合、あるいは、他の給付が AAH 満額よりも少ない場合に補足的に支給される点に特徴がある。AAH の存在によって、所得保障を必要とする障害要件を満たす者が、所得の面で無保障の状態に置かれることはない。

(2)支給要件

AAH は、以下の要件を満たす者に対して支給される(社会保障法典 L.821-1 条)。

－20 歳以上の成人である。

ただし、家族手当の受給要件を満たさなくなった場合には、16 歳以上 20 歳未満の者にも支給される(R.821-1 条 1 項)。

－障害率が 80%以上である(障害要件)(D.821-1 条 1 項)。

ただし、障害率が 50%～79%の者であっても、1 年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に制限されていると障害者権利自立委員会(CDAPH: Commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)³⁵により認定された場合には、支給される(L.821-2 条、D.821-1 条 2 項)。

－以下の居住要件を満たしている。すなわち、

－フランス国籍保有者については、フランス本国、海外県(Guadeloupe、Guyane、Martinique、La Réunion、Saint-Barthélemy、Saint-Martin、Saint-Pierre-et-Miquelon)に居住している。

－EU 加盟国又は欧州経済領域協定の締約国の国籍保有者については、フランスに 3 か月以上居住している(職業活動等をしている場合や、その配偶者・子等については、3 か月要件は不要)。

－その他の外国人については、フランスに 3 か月以上居住しており(職業活動等をしている場合や、その配偶者・子等については、3 か月要件は不要)、在留資格(更新手続き中も可)も有している。

－以下の所得要件を満たしている(L.821-3 条、D.821-2 条、D.821-8-1 条)。すなわち、

－単身者の場合は、収入が月額 971.37 ユーロ(AAH 満額(2023 年 4 月))を超えない。

－カップルの場合は、収入が月額 1758.17 ユーロ(AAH 満額の 1.81 倍)を超えない。

なお、扶養する子がいる場合には、子一人につき月額 485.67 ユーロ(AAH 満額の 0.5 倍)が加算される。また、AAH 受給者でない配偶者の収入については、5000 ユーロ(扶養する子一人につき 1400 ユーロがプラス)の定額控除が認められる。所得として考慮される収入には、障害年金や老齢年金、労災補償給付等が含まれる。また、給与所得や ESAT で得る保障報酬(⇒(5)を参照)、自営業収入、農業収益等については、その一部が収入として算入される(不動産収入は全額算入)。パラリンピックのメダリストに支給される報奨金等は、収入として算入されない。

³⁵ CDAPH は、社会福祉・家族法典に根拠を置く委員会であり、AAH の支給決定のほか、障害補償給付(PCH)の支給決定や障害労働者認定等を行う。23 名の委員で構成され、その 3 分の1は障害者団体の代表でなければならないとされている(社会福祉・家族法典 L.241-5 条、L.241-6 条)。

表 3: AAH の支給に際する所得制限(年額)

扶養する子の数	シングル	カップル
0 人	1 万 1656 ユーロ	2 万 1098 ユーロ
1 人	1 万 7485 ユーロ	2 万 6926 ユーロ
2 人	2 万 3313 ユーロ	3 万 2755 ユーロ
3 人	2 万 9141 ユーロ	3 万 8583 ユーロ
4 人	3 万 4969 ユーロ	4 万 4411 ユーロ

(注) ただし、2023 年 10 月 1 日以降は、配偶者の収入は考慮されない。

(3) 障害要件

障害要件(障害率)については、社会福祉・家族法典 Annexe 2-4 が定める認定基準(Guide-barème pour l'évaluation des déficiences et incapacités des personnes handicapées)を参照して認定が行われる(D.821-1 条)。認定基準の目的は、年齢に関わりなく、障害の原因となっている疾患(affection)の医学的な性質だけでなく、機能障害とその日常生活における影響の分析に基づいて、その人の障害の程度を判断できるようにすることにある。また、障害率の決定は、次の 3 つの次元の相互作用の分析に基づくとされている。すなわち、機能障害(déficience)、能力障害(incapacité)、(社会的)不利(désavantage)の 3 つである。

まず、機能障害は、心理的、生理的、解剖学的な構造または機能の実質的な損失または悪化を意味する。これは、病変の側面に相当し、障害の定義では、機能障害という概念に相当する。次に、能力障害は、機能障害の結果生じる、ある活動を行う能力の一部又は全部の減退を言う。能力障害は、身体的又は精神的なあらゆる機能的側面に対応し、障害の定義においては、活動制限という概念と同等である。最後に、(社会的)不利は、年齢、性別、社会的・文化的要因に関連して、通常の社会的役割を果たすことが制限される(あるいは不可能になる)ことを言う。(社会的)不利(つまり、障害という具体的な状況)は、機能障害、能力障害、そして環境との間の相互作用から生じるものである。これら 3 つの次元は密接に関連するが、それぞれの関連の仕方は人によりかなり異なっており、また、時間の経過により変わり得る。

なお、障害率 80%以上は、日常生活に大きな支障をきたし、個人の自律性が損なわれる重篤な障害に相当する。この個人の自律性とは、日常生活において、人が自分自身に関して行わなければならないすべての行為として定義される。これらの行為を行うのに、全部又は部分的に支援や見守りが必要な場合、あるいは最大限の困難がある場合は、障害率が 80%のレベルに達していることになる。また、障害率 50%~79%は、社会生活に顕著な支障をきたす著しい障害を意味する。その障害は、生活の中で具体的に特定され、社会生活が維持されるように補償されうるが、そのためには多大な努力や特定の補償を必要とする。ただし、日常生活の基本的な行為については、自律性が保たれている状態である。

また、障害率 50%から 79%の者が AAH を受給する場合の要件である「雇用へのアクセスの実質的永続的な制限」については、次の事項を考慮して評価がなされる。まず、「実質的な制限」については、①障害の原因となっている機能障害、②機能障害に直接的に起因する活動の制限、③障害により生じる治療やケアに関連する制約、④機能障害や活動制限を悪化させ得る障害(trouble)が考慮される。雇用へのアクセスに関する困難が障害と関連しているかどうかを評価する際には、障害のない者との比較も行われるが、以下により克服可能な場合には、実質的な制約があるとはみなされない。すなわち、①不均衡な負担を生じさせることなく行われ

る、雇用へのアクセスを容易にするための障害を補う措置、②不均衡な負担を生じさせることなく使用者により行われる労働ポストの調整、③労働の場の障害への適応可能性が考慮される。次に、「永続的な制限」については、それが申請書の提出した日から少なくとも1年間予見可能であれば、医学的な状況が安定していなくても「永続的」とされる。そして、「雇用へのアクセスの実質的永続的な制限」は、1年から5年の期間で認定される(社会保障法典 D.821-1-2 条)。

なお、保護された環境下での就労(すなわち、ESAT での就労)は、雇用とはみなされないことから(全国自立連帯金庫(CNSA:Caisse nationale de solidarité pour l'autonomie)提供資料)、ESAT で働く者は、L.821-2 条に規定された AAH(すなわち、障害率 50%~79%の者を対象とする AAH)を受給できる。ESAT での就労の他に、労働市場での半日未満の労働や職業訓練への従事も、「実質的永続的な制限」の認定に適合するとされる(D.821-1-2 条)

参考:1年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であると言えるか否かに関して、具体的な例として次の2つが示されている(CNSA 提供資料)。

具体例①:移動が制限される障害を持ち、その移動の問題を補償する手段が見つからない者は、1年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であるという要件を満たしているとみなされる。すなわち、適切な補償手段がない場合、その障害によって労働能力が制限されていなくても、地理的な移動が大幅に制限されることにより、仕事にアクセスすることができないと考える。

具体例②:障害者が、労働市場の状況により、障害の有無とは関係なく仕事を見つけることができない場合、雇用にアクセスできないのは、障害が原因ではなく、経済状況の悪化のためであるため、この条件を満たさない。ただし、障害ゆえに、仕事のあるセクターで雇用可能となるための職業訓練を受けられない場合、又は、障害が活動範囲を制限するために職業訓練がうまくいかない場合には、この条件を満たすと考える。

(4) 手続き

AAH を受給したい者は、住所地の県障害者センター(MDPH:Maison départementale des personnes handicapées)に申請書を提出しなければならない(社会福祉・家族法典 R.146-25 条)³⁶。申請書には6か月以内に作成された医師の診断書や生活計画、その他の添付書類を添える必要がある(R.146-26 条)。申請書等が提出されると、MDPH内の学際チーム(équipe pluridisciplinaire)³⁷による調査・評価を経て、最終的にMDPH内に設置されたCDAPHが、通常4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は拒否されたものとみなされる(R.241-33 条)³⁸。なお、AAHは、申請して初めて支給されるものであることから、申請日より前に遡って支給がなされることはない(CNSA へのインタビュー、R.821-7 条)。また、AAHの支払いを求める権利は2年で時効にかかる(社会保障法典 L.821-5 条)。

³⁶ 各県におかれる MDPH は、2005 年法により創設された機関で、障害者にとってのワン・ストップ・サービス窓口(guichet-unique)としての機能を有している。

³⁷ 医師、作業療法士、看護師、心理士、ソーシャルワーカーなどで構成される。学際チームの介入により、障害率の決定に際して、障害の医学的側面にとどまらない、多面的な判断が可能となっている。

³⁸ CDAPH の決定から1か月を経ても MDPH から連絡がない場合も、請求は拒否されたものとみなされる(R.821-2 条)。

なお、障害要件については CDAPH で判断がなされるが、その他の要件については家族手当金庫(CAF: Caisse d'allocation familiale)³⁹で審査がなされる。そのため、申請が拒否された場合、障害要件については、MDPH において不服申立て(決定権者への決定事項の変更要求)を、その他の要件については、CAF の審査委員会に不服申立てをすることになる。また、障害要件に関して、申請者は、MDPH 所長に対して、調停任務を遂行する有資格者の指名を求めることもできる(CNSA 提供資料)。

(5) 支給額

AAH の支給額は、満額で月額 971.37 ユーロである(2023 年 4 月)⁴⁰。障害年金や老齢年金、労災年金等を受給する場合は 971.37 ユーロとの差額が支給され、就労所得がある場合は、所得に応じて支給額の調整がなされる(下記参照)。AAH は、申請書が提出された翌月の 1 日から、毎月後払いで支給される(R.821-7 条)。

なお、施設入所等をして 60 日が経過すると、原則として、その月の初日から支給額は満額の 30%となる(L.821-6 条、R.821-8 条)⁴¹。

³⁹ 農業従事者を対象とする制度の対象となっている場合は、農業社会共済(MSA: Mutualité sociale agricole)で手続きを行う(L.821-7 条、R.821-6 条)。

⁴⁰ AAH は、毎年 4 月 1 日に、L.161-25 条が定める方法(すなわち、障害年金の改定と同じ方法)で改定される(L.821-3-1 条)。

⁴¹ ただし、次の 3 つの場合には減額されない(L.821-6 条、R.821-8 条)。

- 入院時定額負担(forfait journalier)を支払う義務がある場合、又はこの日額が共済(CMU-C を除く)でカバーされる場合。
- 受給者に扶養すべき子又は尊属が少なくとも一人いる場合。
- 受給者の配偶者(事実婚等を含む)が、CDAPH が有効と認めた理由で働かない場合。

参考⁴²: 就労所得がある場合の AAH の計算

1. 労働市場で働いている場合 (R.821-4-1 条、D821-9 条等)

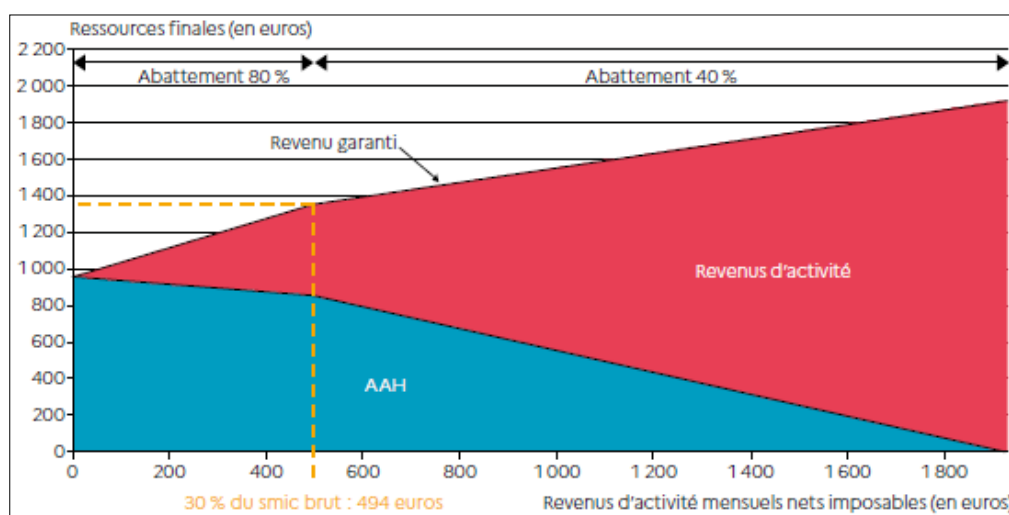
- 就労を開始した場合、6 か月間の収入は、収入認定されない。
- 6 か月を過ぎると、控除後の収入と AAH 満額との差額が支給される。
- 収入の状況は、3 か月分の収入を対象として、四半期ごとに確認がなされる。

表 4: AAH の支給に際して考慮される就労所得

月の総賃金	控除率	AAH の計算に際し考慮される所得
512.79 ユーロ*まで	80%	月額総賃金の 20%
512.79 ユーロを超える場合	40%	月額総賃金の 60%

* 151.67 時間分の最低賃金 (SMIC) の 30%

図 1: AAH と就労所得の関係 (単身者で子どもがない場合、2022 年 7 月)



出典: Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES, p.212

2. ESAT で働いている場合 (R.821-4 条、D.821-5 条、D.821-10 条等)

- 保障報酬 (最低賃金 (SMIC) の 55.7%~110.7%) の支払い。
ESAT で就労する場合、保障報酬が支払われる。ESAT の最低負担分は SMIC の 5% で、ESAT が 5% から 20% の負担を行うとき、国は SMIC の 50.7% を負担する。その後は、ESAT の負担分が 1% 増えるごとに、国が負担する部分は 0.5% ずつ差し引かれることになる。
- AAH と保障報酬の合計額は、以下の額 (151.67 時間分の最低賃金 (SMIC)) を超えてはならない。
 - シングルの場合: 1709.28 ユーロ
 - カップルの場合: 2222.07 ユーロ (シングルの場合の 30% 増)

⁴² 社会保障法典の規定のほか、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21615> (2023 年 4 月最終閲覧) を参照。

一扶養する子ども又は尊属が一人いる場合:256.39 ユーロ(シングルの場合の 15%)の加算
合計額が上記の額を超える場合には、AAH は減額されるが、このような上限は、ESAT で働く障害者が最低賃金(SMIC)に近い水準の収入を受け取れるようにすることを念頭においている。

表 5:AAH の支給に際して考慮される保障報酬

保障報酬(ESAT 負担分)	控除率	考慮される保障報酬
0.56~1.13 未満ユーロ	3.5%	96.5%
1.13~1.69 未満ユーロ	4%	96%
1.69~2.25 未満ユーロ	4.5%	95.5%
2.25~5.64 未満ユーロ	5%	95%

(6) 支給期間

AAH の支給には、障害の状態に応じた支給期間がある。障害率が 80%以上で、恒久的障害を有する場合は、無期限で支給されるが⁴³、障害が非恒久的な場合は、1年から10年⁴⁴の支給期間が設定される。障害率が50~79%の場合の支給期限は、1年から2年であるが、期間中に障害及び雇用へのアクセスに対する実質的永続的制限が改善しえない場合は、5年まで延長可能である。また、障害の状態に変化があった場合、支給期間内であっても、見直し申請ができる(L.821-4条、R.821-5条)。

(7) 退職年齢に達した場合の AAH への権利(L.821-1条)

退職年齢に達した場合は、高齢者を対象とする最低所得給付との支給調整が行われる。障害率が 80%以上の場合は、AAH を満額で受給するか⁴⁵、又は、高齢者連帯手当(ASPA)(2022年7月1日以降、月額961.08ユーロ)との差額分を受給できる。障害率が79%までの場合は、AAH に代わり ASPA が支給される。

(8) 自立生活加算(MVA:Majoration pour la vie autonome)(L.821-1-2条)

AAH の受給者に関しては、一定の条件を満たす場合に AAH を補足する目的で支給される税財源の給付(自立生活加算(MVA))も存在している⁴⁶。MVA は、障害に関連する費用(例えば、住宅の改修など)の一部にあてるための給付として位置づけられており、支給額は月額 104.77 ユーロ(2023年)である。ただし、施設入所等して 60 日以上経つと、支給は停止となる。

⁴³ 期限を設けない形での支給は、2019年1月に導入された(Décret n°2018-1222 du 24 décembre 2018 portant diverses mesures de simplification dans le champ du handicap)。障害者施策全般において、行政手続きを簡素化し、障害者の手続き負担を軽減する観点から、障害の状態に変化が見られないと見込まれる者につき、期限を設けない措置が導入された(CNSA へのインタビュー)。

⁴⁴ 2020年1月より、従来の5年に変えて10年とされた。

⁴⁵ 2017年1月以降、障害率80%以上のAAH受給者は、優先的に高齢者連帯手当(ASPA)に申請する義務を負わなくなった。

⁴⁶ 2019年11月までは、所得補足手当(Complément de ressources)も存在していたが、現在では廃止されている。ただし、最大10年の経過措置が残っており、対象者には月額179.31ユーロ(2023年)が支給されている。

支給要件は、次のとおりである。

- －AAH(満額又は補足)を受給している(又は、障害補足手当(ASI)⁴⁷を受給している)。
- －恒久的に障害率が80%以上である。
- －独立して住宅に住んでいる(個人宅に住んでいる場合は、それがカップル(法律婚、事実婚、PACS)として住んでいる者の住宅である場合にのみ、独立しているとみなされる(R.821-5-2条))。
- －住宅手当を受給している。
- －職業活動による賃金を得ていない。

(9)財源

AAH及びMVAは、CAFにより家族給付として支給される(L.821-5条、L.821-7条、R.821-6条)。税財源の給付であり、国がその予算を負担する⁴⁸。CAFからは、家族政策に関連する給付と貧困対策に関連する給付とが支給されるが、前者が、社会保険料や一般社会拠出金(CSG)を主たる財源とするのに対し、後者は、国や自治体からの分担金を財源としている。

5. 障害補償給付(PCH: Prestation de compensation du handicap)

障害のある者の中には、障害福祉サービスの利用を含め、障害ゆえに特別の追加費用を要する者もいる。その費用をカバーする給付として、障害補償給付(PCH)が用意されている。上述のとおり、2005年の法改正に際し、従来の第三者補償手当(ACPT: Allocation compensatrice pour tierce personne)に代えて導入されたものである。2006年の段階で60歳未満でACPTを受給していた者は、ACPTを受給し続けることも、PCHを選択することもできるとされたことから、経過措置としてACPTが残っている。以下ではPCHについて、その支給要件等を確認する⁴⁹。

(1)位置づけ

PCHは、障害の種類や原因を問わず、障害の結果生じる特別な費用(例えば、福祉サービスの利用費や装具の購入費等)を保障するための給付で、個人のニーズに合わせて支給される個別化された給付である。県が財政負担を行う給付で、全国自立連帯金庫(CNSA: Caisse nationale de solidarité pour l'autonomie)が、その予算の一部を負担している。PCHの存在によって、前述の成人障害者手当(AAH)は、生活の基本的部分を保障するための給付であるとの位置づけが明確となっている。

(2)支給要件

PCHは、以下の要件を満たす者に支給される。

⁴⁷ 障害補足手当(ASI)については、⇒2(8)。

⁴⁸ <https://www.vie-publique.fr/fiches/262485-qui-finance-la-prise-en-charge-du-handicap-et-de-la-dependance> (2023年4月最終閲覧)

⁴⁹ PCHについての記述は、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14202> (2023年4月最終閲覧)を参照して作成している。

－障害の結果、重要な日常活動⁵⁰の1つを行うことが極めて困難である⁵¹、又は、重要な日常活動の少なくとも2つを行うことに重大な困難がある⁵²。

－60歳未満である。

ただし、60歳未満で既に支給要件を満たしている者や就労を継続している者は、60歳以降も受給が可能である。また、20歳未満の場合は、障害児養育手当を受給していることが要件となる。

－在宅の場合、フランスに居住している。

外国人の場合は、3か月以上の滞在が求められるが、学生である場合や職業訓練を受けている場合は3か月要件は不要とされる。有効な滞在資格を有していることも求められる。

(注)施設入所の場合も、PCHを受給できる。また、施設入所の場合は、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリア、スペインの施設に入所することも可能とされる(CDAPHによる決定が必要)。ただし、滞在期間は1年～5年で、滞在中、医療保険又は県の社会扶助によって費用負担がなされる必要がある。また、フランス出国前にPCHの申請がなされていることが求められる。

PCHの支給には所得要件が課されていない点が、重要である。

(3) 手続き

PCHの支給を受けたい者は、住所地の県障害者センター(MDPH)に申請書等を提出しなければならない。申請書等が提出されると、MDPH内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)が、通常、4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

(4) PCHの種類

PCHには、5つの種類が存在する(それぞれ支給上限がある)。1つめの人的支援は、介護サービスに係る費用を保障するものであり、家族介護に対する支給もある。2つめの技術的支援は、器具・設備等の購入・レンタルに係る費用を保障するものであり、3つめの住宅・交通に対する支援は、自宅や自動車の改修費、交通にかかる超過費用等を保障するものである。そして、4つめの特別・例外的負担は、障害に起因する費用であるが、他の項目でカバーされないものを保障する。最後に、5つめの動物による支援は、盲導犬・介助犬に係る費用を保障するためのものである。

① 人的支援

人的支援は、家族支援者(Aidant familial)(このために雇われた家族は除く)や在宅支援サービス等によりなされる第三者による介護をカバーするものである。2023年1月1日以降、以下に困難がある場合に人的支援を利用することができる。

⁵⁰ 日常活動は、①可動性(起立、歩行、住居内の移動、外出等)、②セルフケア(入浴、排泄、着衣、食事)、③コミュニケーション(話す、聞く、見る、コミュニケーションツールの利用)、④一般的要請・他者との関係(時間把握、空間把握、安全確保、行動抑制、複数タスクの実施)の4つに大きく分類されている(社会福祉・家族法典Annexe2-5)。

⁵¹ 「極めて困難である」とは、自分の力ではある行為を全くできない場合を指す。

⁵² 「重大な困難がある」とは、ある行為をかなりうじてできる、あるいは、通常よりも損なわれた方法でしかできない場合をいう。

- － 予期せぬ出来事に直面した際のストレス管理
- － 社会的相互関係の管理
- － 日常的又は非日常的活動時間の計画、オーガナイズ、管理等
- － 日常生活における様々なタスクの実施(食事の準備、診察等)

以上のほか、移動支援(交通機関の利用支援)にも人的支援を使うことができる。

人的支援は、1日3時間まで利用できるものであり、12か月の期間につき時間クレジットの形で割り当てられる。これらの時間は、代替して何かを行うためではなく、支援のために使われる。例えば、70デシベル以上の聴覚障害があり、人的なコミュニケーション支援を必要とする場合には、月に443.82ユーロの支援を受けることができる。正常視力の20分の1以下の視力である視覚障害の場合は、月50時間、すなわち、月739.70ユーロの支援を受けることができる。聴覚障害と視覚障害の重複障害を有する場合は、月30時間、50時間又は80時間の人的支援を受けることができる。

表 6: 人的支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
第三者の直接雇用	上限:1時間 16.88ユーロ(気管内ケアや吸引が伴う場合は1時間 17.15ユーロ)
委任方式	上限:1時間 18.57ユーロ(気管内ケアや吸引が伴う場合は、1時間 18.87ユーロ)
派遣方式	上限:1時間 23ユーロ、又は、認可サービスと県の間で決めた金額
家族支援者	上限:1時間 4.39ユーロ(職業活動を制限・断念している場合は6.59ユーロ)

(注)委任方式の場合、使用者は障害者自身であるが、使用者としての事務は非営利組織が行う。派遣方式では、非営利組織が使用者となり、すべての事務を行う。

②技術的支援

技術的支援は、障害を補うための機器(車いすなど)の購入やレンタル費用をカバーするものである。社会保障制度(疾病保険制度)による償還の対象となるか否かにより、保障水準は異なる。また、技術的支援は、子どもが3歳又は6歳になるまでの育児用品(おしめ・着替え用の台、ベビーカー)などにも利用できる。

表 7: 技術的支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
社会保障による償還対象	費用の100%(上限:10年で1万3200ユーロ)。技術的支援が3000ユーロ以上となる場合、限度額の引上げがある。
社会保障による償還の対象外	費用の75%(上限:10年で1万3200ユーロ)

③住宅・交通に対する支援

住宅・交通に対する支援は、住宅や車の改修費用、交通に係る追加的費用をカバーするものである。

住宅改修費用については、家族と同居する場合にも支援がなされるが、その場合は、親、祖父母、曾祖父母、子、孫、ひ孫、あるいは、4親等以内の傍系家族(兄弟姉妹、伯父・伯母、叔父・叔母、従兄弟・従姉妹など)でなければならない(配偶者のこれらも含む)。また、改修費用があまりにも高い場合には、アクセシビリティの

保障された家への引っ越し費用の保障がある(上限:10年で3000ユーロ)。

表 8:住宅改修費用の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
1500ユーロまでの自宅改修工事	費用の100%(上限:10年で1万ユーロ)
1500ユーロを超える自宅改修工事	費用の50%(上限:10年で1万ユーロ)

交通支援として車の改修費用の保障を受けるには、適応運転への言及のある免許証を所持していることが必要である。また、次のいずれかについて、交通費支援がなされる。

- －日常的に必要な交通、バカンスのための交通
- －自宅と医療福祉施設との間の移動(第三者による場合、又は、往復50キロを超える場合)

表 9:交通支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
1500ユーロまでの自動車の改修	100%
1500ユーロを超える自動車の改修	75%(上限:10年で1万ユーロ)
自家用車での移動の追加的費用	100%(上限:1キロ0.50ユーロ、10年で2万4000ユーロ)
他の交通手段での移動の追加的費用	75%(上限:10年で1万ユーロ)

④特別・例外的負担

特別費用は、他でカバーされない恒久的かつ予見可能な費用を指し、例えば、車いすの維持費用などがこれに該当する。例外的費用は、他でカバーされない1回限りの費用で、例えば、医療用ベッドの修理費などがこれに該当する。

表 10:特別費用・例外的費用の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
特別費用	75%(上限:1か月100ユーロ)
例外的費用	75%(上限:10年で6000ユーロ)

⑤動物による支援

動物による支援は、例えば盲導犬の取得と維持を目的とするものである。盲導犬等の動物は、資格のある訓練士によって訓練されていなければならない。10年間で最大6000ユーロを上限として、費用の100%が保障される(自己負担ゼロの場合)。

(5)自己負担

PCHは、普遍的給付と位置付けられており、上述のとおり、支給に当たり所得(収入)要件は課せられない。ただし、収入により異なる自己負担率が設定されており、収入(年額)が2万9061.72ユーロ(2023年4月)以

下の者の自己負担は 0%とされている一方、収入(年額)が 2 万 9061.72 ユーロを超える者は 20%の自己負担を負う。もともと以下のものは、収入には含まれないとされており(社会福祉・家族法典 1.245-6 条)、障害ゆえにかかる超過費用については、本人が負担するのは適当ではないとの考え方が示されている。

- －本人の就労所得
- －労災被害者及びその被扶養者に支給される一時金や給付、終身年金
- －一定の代替所得(高齢・障害に対する給付など)
- －配偶者(事実婚、PACS を含む)、同居し実際に支援を行っている家族支援者、両親(同居の場合)の就労所得
- －終身年金(障害貯蓄契約や遺族年金)(本人又は両親・法定代理人・祖父母・兄弟姉妹・子が本人のために設定したもの)
- －固有の目的を有する一定の社会給付(家族給付、住宅手当等)
- －パラリンピックでメダルを取得したフランスチームの選手に国から支払われる報奨金

(6) 支給期間

PCH の支給にも有効期間がある。ただし、障害の状態が改善しない場合は、無期とされており、そうでない場合にのみ、最大 10 年の有効期間が付される。

(7) 財源

1980 年代初頭に行われた地方分権化法以降、県が、PCH の前身である ACTP 及び PCH に係る費用を負担してきた。現在では、CNSA から予算の一部がもたらされている⁵³。

なお、2021 年には、第 5 の社会保障分野として「自立(介護)(*dépendance*)」が創設されることとなり、CNSA が管理運営に当たっている。従来、CNSA には、多くの予算が一般制度から移転されていたが、今後は、その財源のほとんどが、独自財源(一般社会拠出金(CSG)、自立連帯拠出金(CSA: *Contribution solidarité autonomie*)、連帯追加拠出金(CASA: *Contribution additionnelle de solidarité*))で賄われることとなる⁵⁴。

6. 住宅手当

フランスでは、住宅手当⁵⁵の仕組みも充実しており、賃貸住宅や施設(foyer)・寮に住む者の金銭的負担を軽減している。住宅手当には、個別住宅支援(APL: *Aide personnalisée au logement*)、家族住宅手当(ALF: *Allocation de logement familiale*)及び社会住宅手当(ALS: *Allocation de logement social*)の3つがある。いずれも、一定の基準を満たしたフランス国内にある「適正住宅(*logement décent*)⁵⁶」に居住する者を対象とし、世

⁵³ <https://www.vie-publique.fr/fiches/262485-qui-finance-la-prise-en-charge-du-handicap-et-de-la-dependance> (2023 年 4 月最終閲覧)

⁵⁴ *La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.78*

⁵⁵ 住宅手当についての記述は、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20360> (2023 年 4 月最終閲覧)を参照して作成している。

⁵⁶ 賃貸人(家主)は、適正な住宅を賃借人に対して提供しなければならない。適正住宅は、次の5つの基準を満たしている必要がある。すなわち、①最低面積、②安全や健康に対するリスクの不在、③有害動物や害虫・寄生

帯所得・世帯構成・資産(3万ユーロを超える場合)・地域・家賃等を考慮に入れて、家族手当金庫(CAF)から支給される(併給は不可)。明示的な所得制限は設定されていないが、支給額は所得に応じて逡減するため、高所得者は給付を受けとれない(支給額のイメージは、図2を参照)。障害者あるいは障害者を扶養する者が支給対象となることの多いこれらの住宅手当について、簡潔に紹介する。

(1)個別住宅支援(APL)

APL(1977年創設)は、賃借人等⁵⁷が年間8か月以上居住する主たる住居に対して支給されるものである。その住居が、一定の基準を満たす「適正住宅」で、国と住居の所有者(又は管理組織)の間で協定が結ばれた「協定住宅」である場合に、家賃を軽減するために支払われる。住居に対して支給されるため、未婚・既婚や扶養家族の有無等は問われない。なお、HLM(Habitation à loyer modéré)と呼ばれる社会賃貸住宅の大半は、APLの対象である。

支給に年齢制限はないが(未成年の場合は、両親が賃貸借契約に署名をしている必要がある)、一定の所得制限(世帯構成や居住地により異なる)のもと、世帯収入に基づいて支給がなされる。APLは、家族手当金庫(CAF)(一般制度に属する場合)から直接住居の所有者に支払われることから、住居の所有者はその分を家賃から差し引くこととなる。

施設や寮(高齢者向け住居施設や学生寮)に住む場合にも、当該施設や寮に年間8か月以上居住しており、当該施設や寮が一定の基準を満たす「適正住宅」である場合、APLの支給対象となる。APLは、施設・寮の管理者に支給され、その分が利用料(redevance)から差し引かれる。

(2)家族住宅手当(ALF)

ALF(1948年創設)は、APLが支給されない場合に、賃借人等⁵⁸の家族の状況を理由として支給がなされるものである。具体的には、以下の場合に支給がなされる。

- 家族手当又は障害児養育手当(AEEH: Allocation de l'enfant handicapé)を受給している
- 21歳以下の扶養する子がいるが、家族手当又はAEEHの受給権を有しない
- 子どもがいない若年カップル(年齢の合計が55歳を超えない)
- 扶養家族がなく、妊娠4か月目の翌暦月の初日から出産月までの間にある
- 高齢者連帯手当(ASPA)の支給上限を超える収入がない、65歳以上の扶養家族(親、祖父母、曾祖父母)がいる(就労していない場合や退役軍人等の場合は60歳以上)
- 恒久的な障害率が80%以上の障害を持つ、又は障害ゆえに雇用に就くことができない扶養家族(兄弟姉妹等の傍系親族を含む)がいる(雇用につくことができないことは、障害者権利自立委員会(CDAPH)で認定を受ける必要がある)。

虫の不在、④最低限のエネルギー性能、⑤一定の設備の5つである。

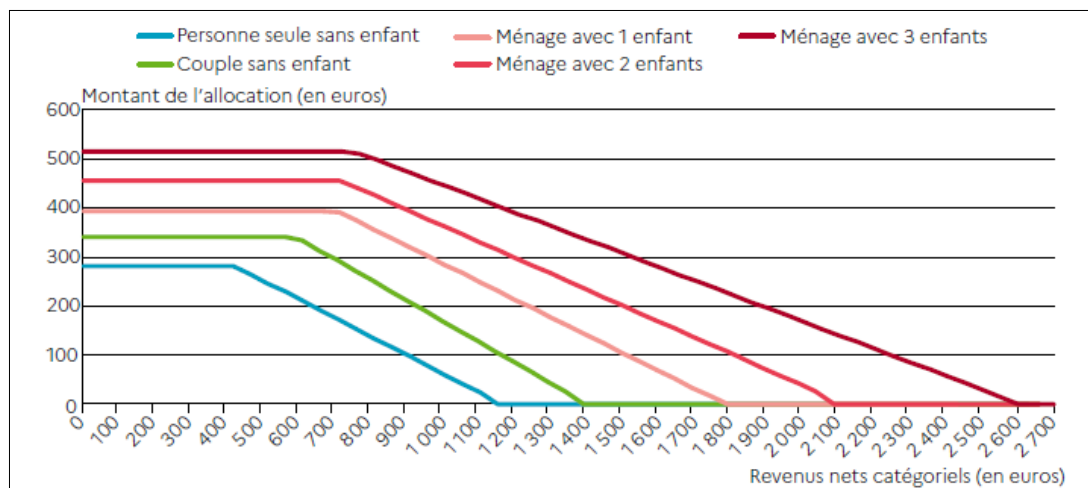
⁵⁷ 30歳未満である、又は、里親等の受入家族(accueillant familial)のもとにいる場合は、転借人でも良い。

⁵⁸ 転借人の場合、住居の賃借人又は所有者と親戚関係にないことが条件となる。家族的受入れ(accueil familial)の枠組みで個人宅に住む高齢者や障害者、30歳未満の者が念頭におかれている。

(3) 社会住宅手当 (ALS)

ALS (1971 年創設) は、APL 及び ALF の受給要件を満たさない場合に支給される。ALS は、創設当初は、社会的に不利な状況におかれた者 (特に、障害者、若年被用者、長期失業者等) を支給対象としていたが、次第に支給対象が広がり、他の住宅手当 (APL 及び ALF) から排除された者すべてを対象とすることとなった。

図 2: 世帯構成・世帯収入別の住宅手当月額 (ゾーン 2、2022 年 7 月 1 日現在)



青: 1 人 (子どもなし) 緑: カップル (子どもなし) ピンク: 子ども 1 人世帯 赤: 子ども 2 人世帯 赤紫: 子ども 3 世帯

出典: Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES, p.271

7. 統計

最後に、障害関連の統計も確認しておきたい。障害関連給付の財政規模を概観した後、主要給付である障害年金、成人障害者手当 (AAH) と障害補償給付 (PCH) について、受給者数やその推移を確認することとする。

(1) 財政規模

2021 年には、障害関係の社会給付 (労災給付及び 60 歳以上の高齢者の介護給付を除く) に 444 億ユーロが支出された。これは、社会給付全体の 5.3% に当たる。受給者数の増大や、医療福祉分野の支援施策の増大により、昨年比 1.0% 増であった (2020 年は 3.7% 増)。ただ、増大幅は、AAH の引上げ計画 (2018-2020 年)⁵⁹ の終了により緩やかになっている (AAH の増大幅は、2020 年には 7.0% であったのに対し、2021 年は 2.1% であった)。

ここ 10 年の間、AAH の予算は、支給額の相次ぐ引上げと受給者数 (特に、障害率 50%~79% の受給者) の増加により大きく増えている。受給者数の増加⁶⁰ については、2010 年の年金改革により老齢年金の受給開始年齢が引き上がったことも影響している (AAH の受給期間が長くなるため)。加えて、PCH (及びその前身の ACTP) も、2006 年の創設以降、伸び続けている (2020 年 5.9% 増、2021 年 5.7% 増)。障害年金は、受給者数の減少でわずかに減少した (0.4% 減)。2020 年にも受給者数は減少していたが、その理由としては、新型コロナ

⁵⁹ 2020 年の改定率は 1.4% であったが、2021 年の改定率は 0.1% に抑えられた。

⁶⁰ 2012 年から 2018 年の間に、2.6% 増加した。2020 年は 1.3% 増、2021 年は 1.2% 増であった。

ナウウイルスの蔓延によるステイホームで、障害の原因となる一定の事故が発生しにくかったことが考えられる⁶¹。

表 11: 障害関連の給付額(2019 年～2021 年)

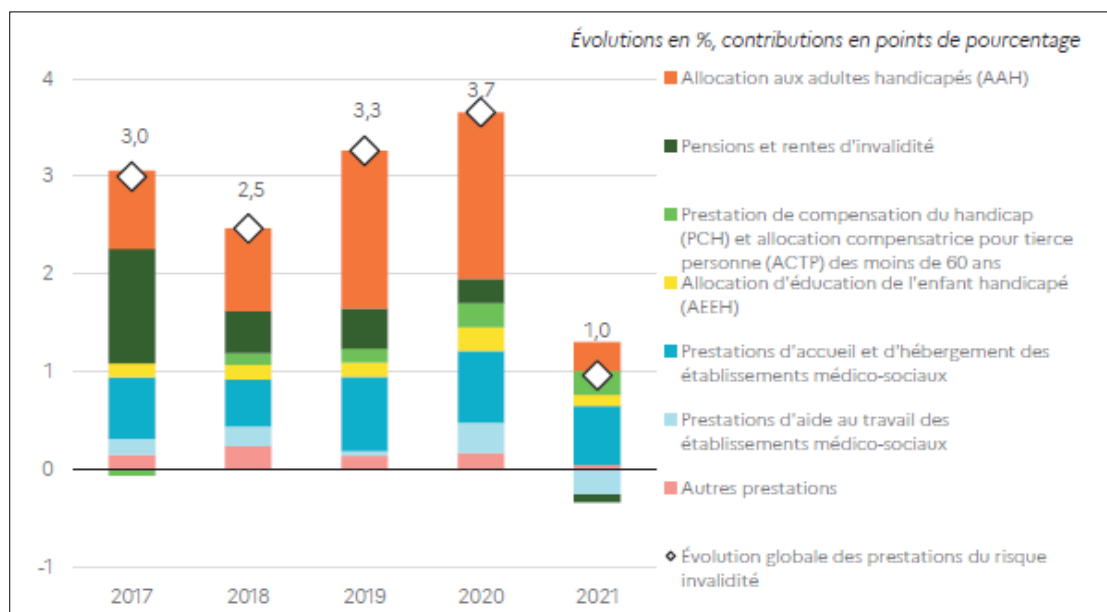
		水準(単位:億ユーロ)			増減(%)		割合(%)
		2019	2020	2021	20/19	21/20	
障害関連給付		424	440	444	3.7	1.0	100
金銭給付	AAH	104	111	112	7.0	1.2	25.3
	障害年金	81	82	82	1.3	-0.4	18.5
	PCH/ACTP	18	19	20	5.9	5.7	4.4
	AEEH	11	12	12	9.7	4.3	2.7
医療福祉施設 によるサービス	入所・通所	154	157	160	2.0	1.7	36.0
	就労支援	32	33	32	4.2	-3.4	7.3
その他		25	26	26	2.8	0.7	5.8

(注) ACTP は、次第に PCH に置き換わっている。60 歳以上の者の介護費用については、老齡リスクの方に計上。

(注) 就労支援には、ESAT(福祉的就労の場)への給付と障害労働者への保障報酬(Garantie de ressources)が含まれている。

出典: La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.79

図 3: 障害関連給付の増加割合(各給付の寄与度)



上から、AAH、障害年金、PCH/ACTP、AEEH、入所・通所施設、就労支援、その他

出典: La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.79

⁶¹ La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES (https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2023-01/CPS2022_MAJ.pdf) pp.77-79.

(2) 受給者数

2019 年に行われた EHIS (欧州健康調査: European Health Interview Survey) によると、15 歳以上の約 700 万人が、身体、感覚器官、認知機能に少なくとも1つの重大な制限があると申告しており、約 490 万人が、健康上の問題を理由として、通常の活動が著しく制限されていると申告している⁶²。彼らのうち、障害年金や AAH、PCH の支給の対象となっている者の数は、次のとおりである。

① 障害年金の受給者数等

2020 年 12 月末の段階で、83 万 1000 人が障害年金を受給している。うち、一般制度の障害年金の受給者が 70 万 8000 人を占め、7 万 9000 人が公務員を対象とする制度、3 万 9000 人が農業社会共済 (MSA) から障害年金を受給している。2020 年には、一般制度と自営業者の制度とが統合したため、一般制度の障害年金受給者が 3.6% 増大している。しかし、全体として 2019 年に比して受給者は減少している (新型コロナウイルスの影響とされる)。もっとも、2019 年までは徐々に増えており、2014 年から 2016 年の間に 3.5%、2016 年から 2019 年の間で 1.6% の増大が見られた。

一般制度や農業社会共済では、約 4 分の 3 が、就労ができない者を対象とする年金を受け取っている (カテゴリ 2・3)。全体の比率に対して、新規受給者では、カテゴリ 1 に分類される者が多いが、その理由は、状態が悪化するとカテゴリの見直しがなされることにある。

障害年金の受給者は、年齢と共に増大する傾向にある。2020 年末には、40 歳の受給者が 9100 人、50 歳の受給者が 2 万 7400 人、60 歳の受給者が 7 万 800 人であった。老齢年金に切り替わる前の 61 歳では、人口の約 9% が障害年金を受給することとなっている。カテゴリ別にみても、年齢による相違がみられ、年齢とともに、カテゴリ 1 の受給者は減り、カテゴリ 2 の受給者が増える⁶³。

表 12: 障害年金の受給者数 (2020 年末)

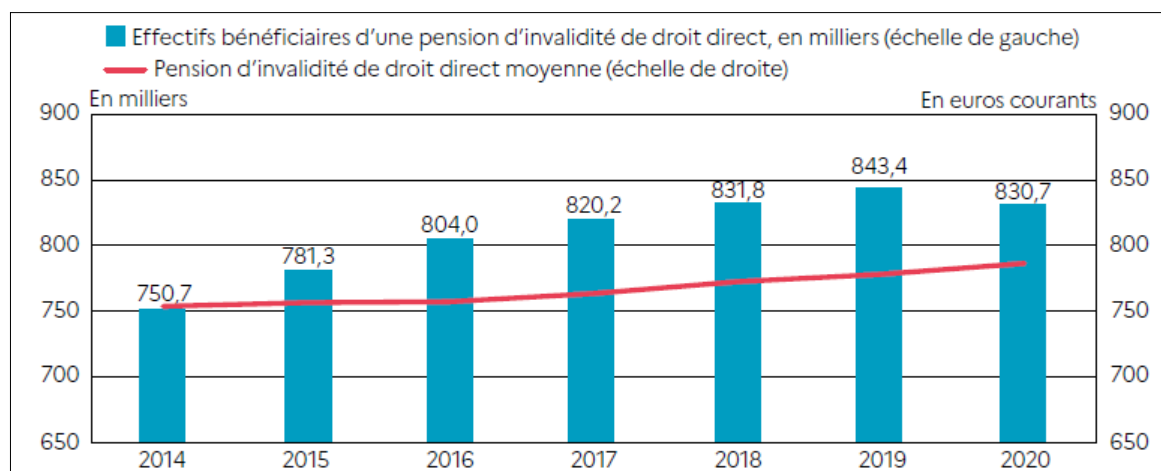
	障害年金の受給者			割合 (%)			
	受給者 (千人)	平均年齢	女性 (%)	カテ1	カテ2	カテ3	その他
DREES が調査した全制度	830.7	53.0	54	24	64	2	10
一般制度 (CNAM)	707.5	53.3	55	27	71	2	-
MSA (被用者)	28.0	53.3	44	28	70	2	-
MSA (非被用者)	10.6	55.7	37	40	57	2	-
CNIEG (電気ガス産業)	2.7	51.0	57	29	69	2	<1
国家公務員	17.1	56.3	61	-	-	-	100
国家公務員 (軍人)	22.6	34.5	16	-	-	-	100
CNRACL (地方・病院)	39.8	55.5	68	-	-	-	100

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.200

⁶² L'aide et l'action sociales en France, Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion, édition 2022, DREES (<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2022-12/AAS2022.pdf>), p128.

⁶³ Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES (<https://drees-site-v2.cegedim.cloud/sites/default/files/2022-07/Retraites2022.pdf>), pp.199-204.

図 4:障害年金の受給者数・支給額の推移(2014 年以降)



受給者数の推移(単位:千):青 支給額の推移(単位:ユーロ):赤線

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.201

②AAH の受給者数

2021 年末の段階で、125 万人が AAH を受給している(2020 年末の 124 万人から、1.2%増)。社会的最低所得保障給付の中では、活動的連帯所得(RSA:Revenu de solidarité active)に次いで受給者数が多く、その創設以降、40 年以上に渡り受給者は増え続けている。1987 年から 2005 年の間は、平均して 2.8%増で推移してきたが、その理由は、45 歳から 60 歳人口(ベビーブーマー)が増えたこと、障害者の平均寿命が延びたことによる。2007 年から 2012 年にかけては、平均して 4.2%増の顕著な増大が見られたが、その主たる理由は、同期間中に AAH の支給額が引き上げられたことにある。2012 年から 2018 年の間は平均して 2.6%増であるが、いくつかの制度的要因(高齢者向け給付の支給開始年齢の引上げ、AAH 支給額の引上げ、AAH の最長支給期間の延長等)によると考えられる。

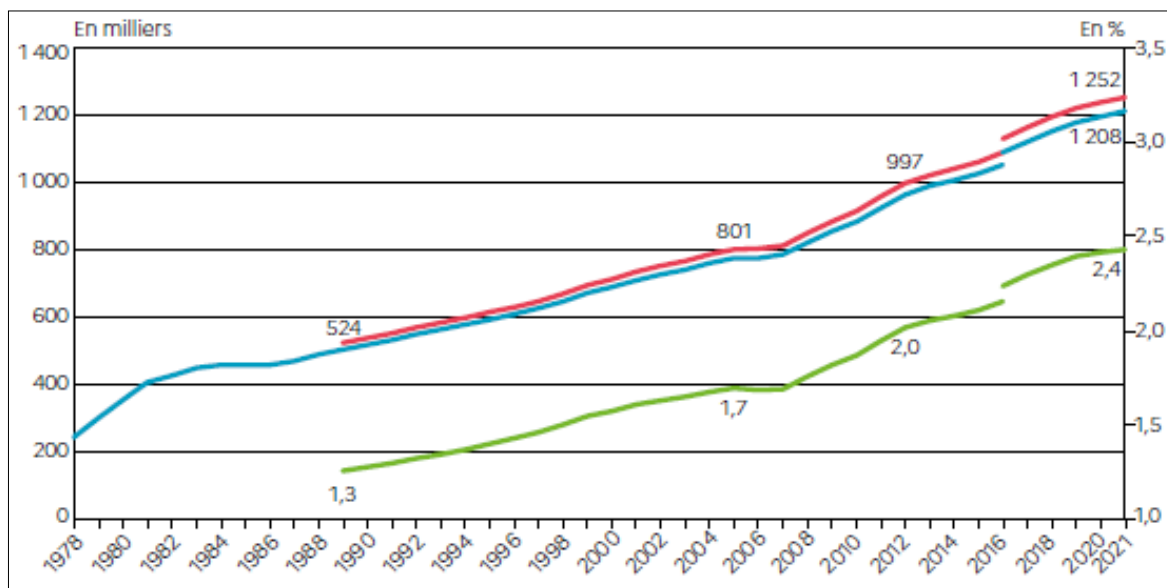
受給者の 4 分の 3 は単身者で、大多数が子どもを持たない。40 歳以上が 70%を占め、50 歳以上が 47%である。52%が 80%以上の障害率であり、障害率 80%以上の者は年齢が上がるにつれ増えている。なお、60 歳以上で障害率 50%~79%の者の割合が減少するのは、年金受給開始年齢になると、高齢者向けの給付に移行するからである。Pôle Emploi(公共職業紹介所)に登録している者は、受給者の 12%で、障害率 50~79%の者で多い(19%)。

2020 年末に AAH を受給している者の 9%は、新規受給者である。この率は、2012 年以降、安定している。ただ、障害率 50%~79%の者の率の方が、障害率 80%以上の者の率よりも高い(前者が 13%なのに対して、後者は 6%)。他方、2019 年に AAH を受給していた者の中で、2020 年には受け取っていない者の率(退出率⁶⁴)は 7%で、障害率 50%~79%の者の率の方が、障害率 80%以上の者の率よりもわずかに高い(前者が 8%なのに対して、後者は 6%)。なお、AAH を受け取らなくなった者の 30%は、死亡による⁶⁵。

⁶⁴ 高齢者向けの給付に移行した者は除く。

⁶⁵ Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES (<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2022-10/Minima2022Maj2510.pdf>), pp.210-216.

図 5:AAH 受給者数(1978 年以降)及び 20 歳以上人口に占める割合(1989)の推移



フランス本土(単位:千):青

20 歳以上人口に占める割合(%):緑

フランス全土(単位:ユーロ):赤

出典:Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.216

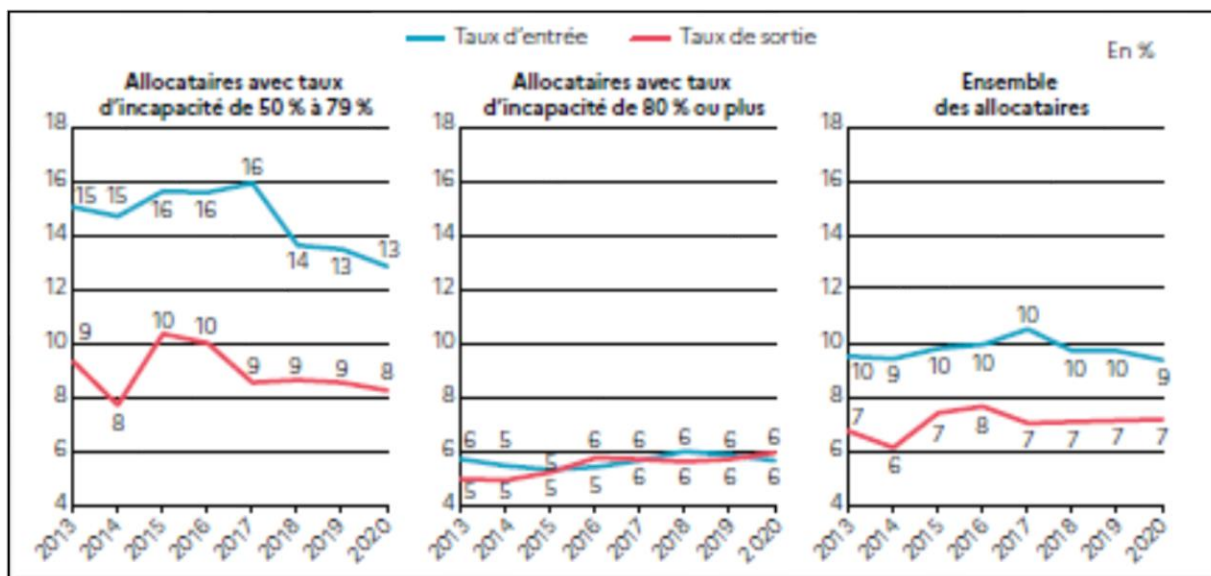
表 13:AAH 受給者(2020 末)

	AAH 受給者			20 歳以上 人口
	障害率 50~79%	障害率 80%	全体	
受給者数(人)	599 599	637 700	1 237 800	49 746 900
性別 男性	49	47	48	53
女性	51	53	52	47
年齢 20 代	15	11	13	15
30 代	18	15	17	16
40 代	24	22	23	17
50 代	34	31	32	17
60 代以上	8	21	15	35
家族 単身者(子なし)	68	77	72	23
単身者(子あり)	8	3	6	9
カップル(子なし)	13	13	13	32
カップル(子あり)	11	7	9	36
AAH 全額受給	60	60	60	-
一部受給	40	40	40	-
補足手当 自立生活加算	受給資格なし	25	13	-
所得補足手当	受給資格なし	10	5	-
Pôle Emploi 登録	19	6	12	-

単位:%

出典:Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.213

図 6:AAH 受給者の新規率・退出率(2013 年以降)



新規率: 青、退出率: 赤

出典: Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.214

③PCH 又は ACTP の受給者

2020 年末の段階で、約 40 万人が PCH 又は ACTP の支給を受けており、年間約 26 億円が支出されている。PCH 又は ACTP の受給者数は、2006 年より前と比較して、3 倍近い増大となっている。PCH の受給者数の伸び率は、人口の伸び率を上回っていることから、今後も伸びていくことが予想される。

フランスでは、2020 年の段階で、1000 人に 5.9 人が PCH 又は ACTP を受給しているが、県により受給に差がある(この点は、フランスにおいて課題とされている)。1000 人に 2 人から 4.5 人未満が 8 県、1000 人に 4.5 人から 5.6 人未満が 30 県、5.6 人から 6.8 人未満が 30 県、6.8 人から 8 人未満が 17 県、8 人から 9.3 人未満が 8 県、9.3 人から 13 人未満が 7 県となっている。これらの差は、①人口に占める障害者数や年齢分布の地域差、②障害認定の地域差、③PCH に拡充の余地がある県があること、④高齢者向けの APA への転換における地域差によって説明される。また、1 人当たりの年間平均支出についても県による差が確認されている(2800 ユーロから 1 万 1800 ユーロの開きがある)。

PCH の 94%は、人的支援にあてられており、3%が住宅・交通に対する支援、1%が技術的支援にあてられている。動物による支援への支出は 0.03%に過ぎない。人的支援を受給した者については、2 人に 1 人が家族介護を利用しており、4 分の 1 が認可サービスを利用している。直接雇用は 10%と少なく、委任サービスの利用も 1%に過ぎない。

年齢別にみると、20 歳未満の子どもの PCH 利用は、1000 人に 2 人⁶⁶と少なく、20 歳を超えると、倍増する。理由として、20 歳になると障害児養育手当(AEEH)が支給されなくなることが挙げられる。また、PCH の利用は年齢とともに増加し、50 歳から 64 歳の利用が多い。65 歳以降で減少するのは、高齢者向けの給付(APA)に移行するからである⁶⁷。

⁶⁶ AEEH については 20 歳未満の 1000 人に 23 人が受給している。

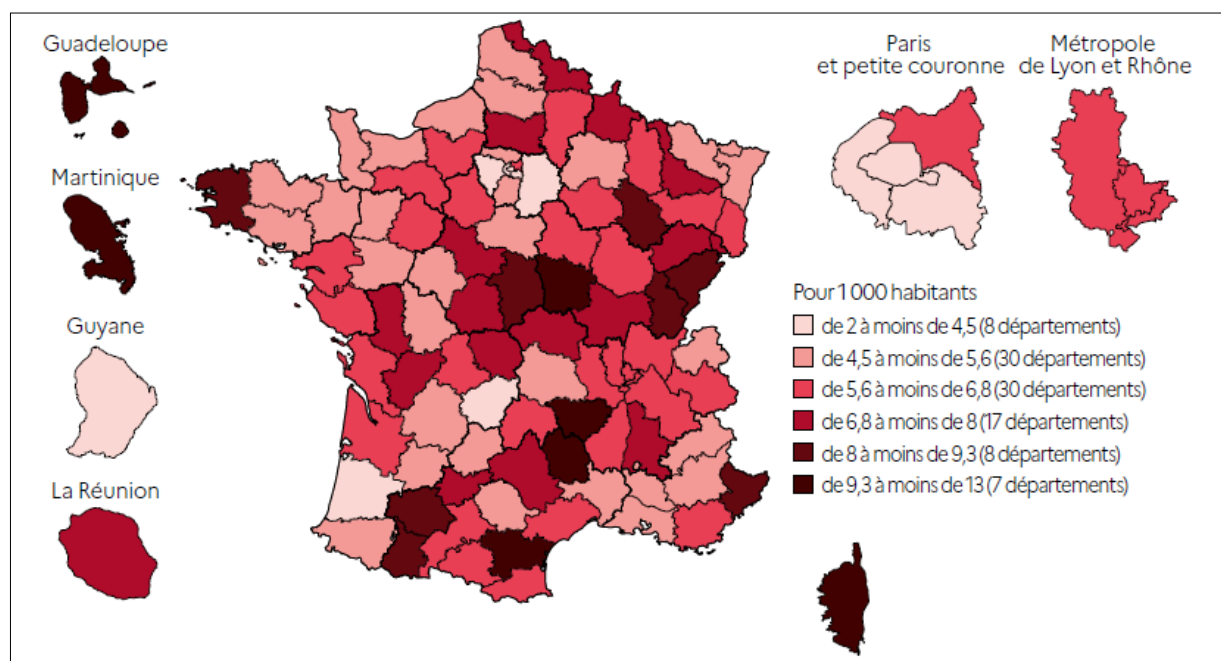
⁶⁷ L'aide et l'action sociales en France, Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion, édition

表 14: PCH 及び ACTP の推移

	12 月 31 日時点の受給者数、年間支出						増加率 (%)			
	2000	2005	2010	2015	2019	2020	2005/ 2010	2010/ 2015	2015/ 2019	2019/ 2020
受給者数(千人)	142	137	247	342	388	399	12.6	6.8	3.2	2.8
ACTP	142	137	92	69	55	52	-7.7	-5.6	-5.4	-5.6
PCH	-	-	155	273	333	347	-	12.0	5.1	4.2
年間支出(百万ユーロ)	764	753	1652	2171	2523	2606	17.0	5.6	5.1	3.3
ACTP	764	753	559	447	369	352	-5.8	-4.4	-6.2	-4.8
PCH	-	-	1094	1724	2153	2255	-	9.5	7.7	4.7
受給者 1 人当たり月額(ユーロ)	422	466	590	541	552	552	4.8	-1.7	0.6	0.1
ACTP	422	466	486	528	543	548	0.9	1.7	0.9	1.0
PCH	-	-	662	544	553	553	-	-3.8	0.5	0.0

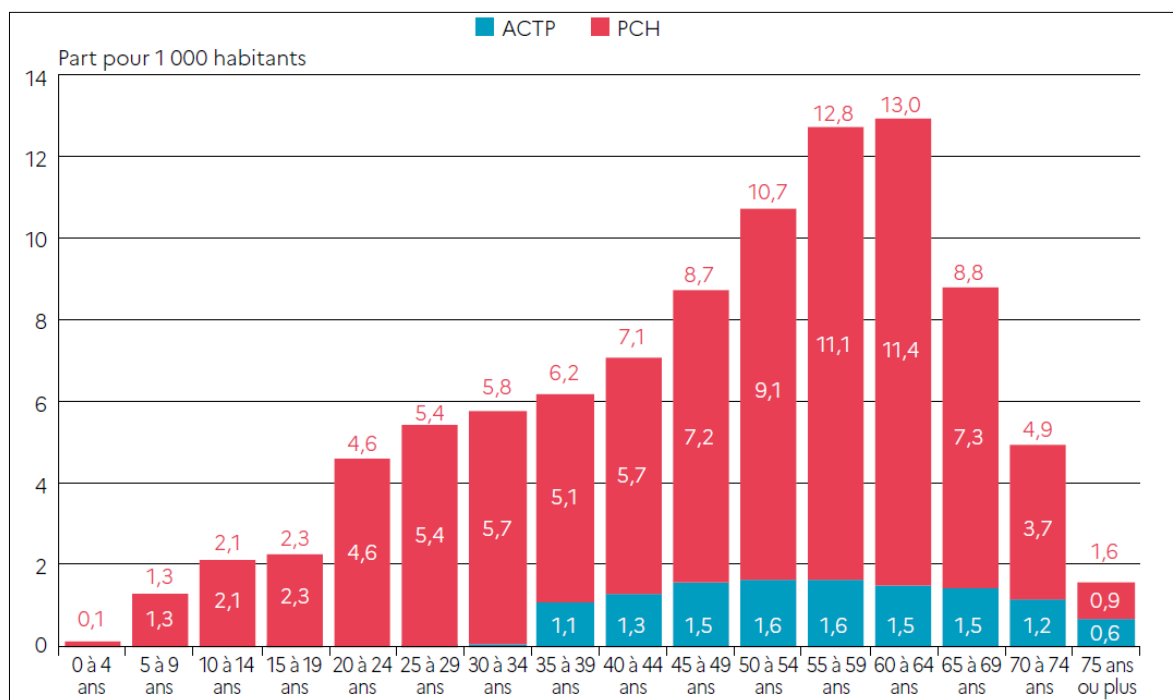
出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.152

図 7: 県ごとの PCH 又は ACTP 受給率(2020 年)



出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.154

図 8: PCH 又は ACTP の受給者の年齢分布 (2020 年)



出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.156

主たる参考資料

Michel Borgetto, Rober Lafore, Droit de la sécurité sociale, 19^e édition, DALLOZ, 2019

永野仁美『障害者の雇用と所得保障－フランス法を手がかりとした基礎的考察』信山社(2013年)

社会保障法典 (Code de la sécurité sociale)

社会福祉・家族法典 (Code de l'action sociale et des famille)

<https://www.service-public.fr/> (2023年4月最終閲覧)

、令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

スウェーデンの障害年金制度

研究協力者 中野妙子(名古屋大学法学部教授)

1. 2001年の障害年金改革

スウェーデンでは、1960年の付加年金改革により、定額の国民年金(folkpension)に所得比例の付加年金(tilläggs pension, ATP)を上乗せする二階建ての年金制度が導入された。1990年代までの公的年金制度は、老齢年金、障害年金(förtidspension)および遺族年金を内容としていた。当時の障害年金は¹、16歳以上64歳以下の国民保険(allmän försäkring)の被保険者(スウェーデン国内に居住する者または就労する者)で、疾病またはその他の身体的・精神的機能の低下により労働能力が4分の1以上低下し²、かつその低下が永続的であると認められる者に支給された。また、労働能力の低下が永続的とは認められないが、一定期間継続すると見込まれる場合、被保険者は有期給付である疾病手当(sjukbidrag)を受給することができた。障害年金および疾病手当は、労働能力の低下の程度により、全額、4分の3額、半額または4分の1額が支給された。

経済の低成長や少子高齢化による老齢年金の深刻な財源不足などを背景として、1998年に老齢年金の抜本的な改革が行われた(2001年1月より全面施行)。今日の老齢年金は、保険料で賄われる所得比例老齢年金を全額国庫負担の最低保障年金が補う構成になっている。老齢年金の給付の算定方法が従前の制度から大きく変更されたため(付加年金では年金ポイント³を獲得した30年間のうち最も高い15年間の年金ポイントに基づき年金を計算していたのに対し、改革後の所得比例老齢年金では生涯所得に基づき年金額を算定する。また定額の国民年金および補足給付から構成されていた基礎的保障部分が、所得比例老齢年金の額に応じて減額される最低保障年金に置き換えられた)、障害年金についても制度の見直しが必要となった⁴。

2001年の改革により障害年金は公的年金制度から切り離され、疾病保険の中に位置づけら

¹ 2001年改革前の障害年金制度の概要については、Prop. 2000/01:96, s. 63f および百瀬優『障害年金の制度設計』(光生館、2010年)122-124頁を参照。

² なお、1997年まで、60歳代前半の高齢者については、医学的な理由のみでなく労働市場の状況も考慮した障害年金の受給が認められていた。1990年代までの障害年金が高齢失業者に対する所得保障として機能していたことにつき、木村陽子「スウェーデンにおける障害年金改革」海外社会保障研究140号(2002年)49頁以下参照。

³ 年金ポイント(pensionspoäng)とは、過去の所得を現在価値に再評価するための指標であり、年金受給権の基礎となる稼働所得に基づき毎年の年金ポイントが算定された。

⁴ Prop. 2000/01:96, s. 69.

れることとなった。障害年金を疾病保険の給付とすることで、疾病およびその他の心身の機能の低下による所得の喪失を、その期間の長短を問わず包括する、財政的に統一された保険制度が形成された。改革の基本的な方向性としては、①経済的な保障と就労の促進の間でバランスを取ることを、また、②障害年金受給者が活動的な生活を送ることを可能にすることが目指された⁵。①については、既に2000年1月から、旧障害年金制度において、障害年金の受給者が年金の受給権を失うことなく一定期間の就労体験を行うことが可能となっていた。2001年1月時点で約700人がこの制度を利用しており、改革後もこの仕組みを維持することになった⁶。②については、1980年代より、若年障害者に対する障害年金の支給が、これらの者が活動的な生活を送り、個人の発達のための機会を活用できるようにするための前提条件を改善すべきだという、社会的な潮流に反しているとの指摘がなされていた。そこで、2001年の改革では、障害年金の受給開始年齢を従前の16歳から引き上げるとともに、30歳未満の若年障害者については、個人の発達や就労の可能性の維持を目的とする様々なアクティビティ(ハビリテーション、リハビリテーション等)と結び付いた有期給付を導入することとなった⁷。

2001年の改革は2003年1月に施行された。この改革により従前の障害年金制度は廃止され、原則として30歳以上の者を対象とする傷病補償年金(sjukersättning)と30歳未満の者を対象とする活動補償金(aktivitetsersättning)から構成される、新しい障害年金制度が導入された⁸。

2. 傷病補償年金・活動補償金の仕組み⁹

(1) 制度の位置づけ

上述したように、2001年の改革によってスウェーデンの障害年金制度は公的年金制度から切り離され、疾病保険の一部となった。スウェーデンでは医療の現物給付は県(レギオン)による保健医療サービスとして提供されており、疾病保険は傷病補償年金・活動補償金のほか、傷病手当、リハビリテーション手当、近親者等介護手当といった現金給付を支給する制度となっている¹⁰。

⁵ Prop. 2000/01:96, s. 69.

⁶ Prop. 2000/01:96, s. 70.

⁷ Prop. 2000/01:96, s. 71.

⁸ 各給付の和名は厚生労働省「2021年 海外情勢報告 定例報告 第2章第3節 スウェーデン王国」8頁(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-05.pdf>, 2022年12月15日最終閲覧)に倣った。

⁹ 現行の障害年金制度については、百瀬優「第1章 スウェーデンの障害年金—傷病補償金および活動補償金」『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 欧米諸国における障害年金を中心とした障害者に係る所得保障制度に関する研究 平成22年度総括・分担研究報告書』(2011年)17頁以下および福地潮人「スウェーデンの障害年金制度」賃金と社会保障 1751号(2020年)30頁以下を参照。また、2022年9月に社会保険庁に対して書面での質問調査を行い、2022年11月11日に社会保険庁のUlrica Svedell氏、Suzanna Petersson Kero氏およびBodhi Pieris氏にオンラインでのヒアリング調査を行った。各調査に際しては流通経済大学経済学部の百瀬優教授、厚生労働省年金局の片山裕太氏、在スウェーデン大使館の大宮貴司氏、通訳のEmil Östberg氏に大変お世話になった。記して感謝を申し上げる。

¹⁰ 百瀬・前掲注(1)126頁は、スウェーデンでは疾病保険が傷病手当を中心とする現金給付制度

疾病保険の一部となったことに伴い、給付の名称に「年金 (pension)」という文言が用いられなくなり、支給事由も「年金事故 (pensionsfall)」から「保険事故 (försäkringsfall)」へと改められた¹¹。しかし、傷病補償年金・活動補償金はともに、医学上の理由に基づく労働能力の長期的・恒常的な低下による所得の喪失・減少を保障するための、定期的かつ長期的な現金給付であり、わが国の障害年金に相当する制度であるといえる。

傷病補償年金・活動補償金の管理運営は、社会保険庁 (Försäkringskassan) が行う (社会保険法典 (Socialförsäkringsbalk (SFS2010:10)、以下「SFB」という) 23 章 5 条)。社会保険庁は社会保険制度の大部分 (疾病保険、親保険、労災保険の他、児童手当、住宅手当などの各種手当も含む) の運営に責任を負う行政庁であり、各給付の支給に係る事務を行う¹²。なお、社会保険料の徴収は租税と併せて国税庁 (Skatteverket) が行っている。

(2) 被保険者資格

傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、スウェーデンの社会保険の被保険者資格を有し、かつ、各給付の支給要件を満たさなければならない。スウェーデンの社会保険給付は、最低保障を提供する居住に基づく給付と、所得比例給付である就労に基づく給付に大別される (SFB4 章 2 条)。傷病補償年金・活動補償金も、居住に基づく最低保障部分と就労に基づく所得比例給付から構成される。

居住に基づく給付は、スウェーデンに居住する者が対象となる。原則として、スウェーデン国内に自身の住居を有する者が、スウェーデンに居住する者と認められる (SFB5 章 2 条)。スウェーデンに入国し、同国内に 1 年以上滞在すると見込まれる者は、スウェーデンに居住するとみなされる。また、スウェーデンに居住していた者が出国する場合、外国での滞在が 1 年以内と見込まれるならば、引き続きスウェーデンに居住するものとみなされる (SFB5 章 3 条)¹³。したがって、後述する保険事故の発生時にスウェーデン国外に居住していた者がその後同国に移住しても、居住に基づく給付を受けることはできない。

就労に基づく給付は、スウェーデン国内での就労により被保険者資格が得られる。スウェーデン国内での就労とは、原則として、同国内で営まれる事業における有償労働をいう (SFB6 章 2 条 1 段)¹⁴。被用者の場合は雇用期間の初日から社会保険が適用され、その他の就労者 (自営業者、請負など) は就労が開始された日から社会保険の適用を受ける (SFB6 章 8 条 1 段)。就労に基づく社会保険による保護は被保険者が就労している限り継続するが、実際に就労してい

であるため、障害年金を疾病保険に取り込むことに大きな違和感がなかったと考えられると指摘する。

¹¹ Prop. 2000/01:96, s. 72.

¹² 老齢年金および遺族年金に係る業務は年金庁 (Pensionsmyndigheten) が管轄する。

¹³ 国家公務員、外交官、海外派遣労働者、派遣留学生およびこれらの者に同行する家族に関する特例がある (SFB5 章 4 条から 8 条)。

¹⁴ 船員、海外派遣労働者、外交官等に関する特例がある (SFB6 章 3 条から 5 条)。

る日のみでなく、休日や休暇による一時的な休業中も社会保険の適用は継続する¹⁵。

休日、休暇またはこれに相当する休業以外の理由により就労が停止された場合、その日から3か月間(傷病補償年金・活動補償金については1年間)は被保険者資格が維持され(延長保護期間、*efterskyddstid*)、当該期間の経過後に就労に基づく社会保険の適用が終了する(SFB6章8条2段)。就労に基づく給付は就労を阻害する要因により生じた所得の喪失を補うことを目的とするため、原則として、雇用等の終了をもって社会保険の適用も終了するが、転職等を理由とする短期的な就労の中断により社会保険による保護を失わないようにするために延長保護期間が設けられている¹⁶。傷病補償年金・活動補償金に係る延長保護期間は、これらの給付が長期的な生活保障の性格を有することを考慮して、1年間となっている¹⁷。社会保険庁によれば、実際にこの延長保護期間に基づき傷病補償年金・活動補償金を受給する者の割合は非常に小さい¹⁸。

また、就労に基づく社会保険の適用が終了する時点で就労に基づく給付(傷病手当、所得比例の傷病補償年金等)が支給されている場合、当該給付の支給が続く間は社会保険の適用も継続する(SFB6章9条)。奨学金を受けての就学、失業扶助給付を受給しながらの職業訓練への参加、妊娠出産、親休暇など、被保険者が所得比例給付の算定基礎となる推定所得を保障されている期間(傷病手当基礎所得(SGI)保護期間、*SGI-skyddad tid*)も、就労に基づく社会保険の適用は継続する(SFB6章10条)。

(3) 支給要件

① 障害要件

(a) 概要

傷病補償年金・活動補償金の受給のためには、まず、疾病またはその他の身体的あるいは精神的な機能の低下により、被保険者の労働能力が4分の1以上低下したことが必要である(SFB33章5条)。傷病補償年金を受給するためには、労働能力の低下が恒久的であると認められ、かつ、医学的な治療やリハビリテーションによって労働能力が回復しないと判定されなければならない(SFB33章6条)。活動補償金は、労働能力の低下が1年以上続くと認められる場合に支給される(SFB33章7条)。

労働能力の低下は、医学的な理由によるものでなければならない。労働能力を低下させる医学的要因としては、身体的または精神的な疾病、あるいは疾病の後遺症、先天性の障害がある¹⁹。かつては、労働能力の低下の程度を判定するに際して、特別な理由がある場合には、被保険者の年齢、居住環境、教育、活動歴その他これに類する事情を考慮することができた²⁰。しか

¹⁵ Prop. 1998/99:119, s. 115.

¹⁶ Prop. 1998/99:119, s. 117.

¹⁷ Prop. 2000/01:96, s. 77.

¹⁸ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

¹⁹ Prop. 2007/08:124, s. 40.

²⁰ 旧規定が設けられた際の法律案では、被保険者の年齢が老齢年金の受給開始年齢に近く、再

し、2008年改正により、これらの事情、すなわち医学的理由以外の要素を考慮することは許されなくなった²¹。このことから敷衍して、判例は、傷病補償年金の支給決定に際し、被保険者が最低保障の老齢年金の受給開始年齢(当時65歳)²²に達した後に初めて労働能力を回復しようと認められるリハビリテーションを考慮から除外してはならないとしている²³。

労働能力の低下は、被保険者が労働市場における有償労働を通じて生計を維持する能力に照らして判定される(SFB33章10条)。ここでいう労働市場とはスウェーデン全土の労働市場を指し²⁴、被保険者の通常の職務や、労働能力の判定時に被保険者が実際にアクセス可能な職務に限られるわけではない。また、「労働を通じて生計を維持する能力」とは、被保険者がフルタイムで就労し、当該労働に適用される労働協約等に基づく賃金を得る能力をいう²⁵。したがって、被保険者が障害のために労働や職務内容を変更したことで所得が低下したとしても、フルタイムで就労しているならば傷病補償年金・活動補償金の受給権は得られない²⁶。

最高行政裁判所の判例により、障害者のための保護的雇用や、賃金補助を受けた雇用、Samhall(障害者に雇用を提供することを目的とする国有企業)での雇用など、障害者のための

就職が困難な場合が、医学的要因以外の事情を考慮する場合の例として挙げられていた。Prop. 1996/97:28, s 11f.

²¹ Prop. 2007/08:136, s. 88

²² 2019年の年金制度改正により、これまで65歳だった最低保障の老齢年金(最低保障年金)の受給開始年齢を、2023年1月から66歳に引き上げることとなった。2026年以降は、最低保障年金の受給開始年齢(riktåldern)は平均余命の伸びに応じて毎年引き上げられる(2026年・2027年は67歳)。所得比例老齢年金は、従来61歳から受給が可能であったが、2020年1月からは62歳、2023年1月からは63歳へ引き上げられ、2026年以降は最低保障年金の受給開始年齢の3年前から受給が可能となる。老齢年金の受給開始年齢の引き上げに合わせて、傷病補償年金の支給上限年齢も今後引き上げられていく。

²³ 最高行政裁判所2019年12月9日判決(HFD 2019 ref. 69)。本件では、慢性かつ重度の肝疾患を有する者(申請時に62歳)が4分の3額の傷病補償年金の支給を申請したのに対し、社会保険庁が肝移植による労働能力改善の可能性があると申請を却下した。この決定について、社会保険のための国民オンブズマンが、労働能力の判定は65歳に達するまでの期間を対象としてなされるべきであり、前記申請者については65歳以降に初めて肝移植が可能になるから、これを理由としてリハビリテーションが尽くされていないとすることはできないと主張して、不服申立てを行った。最高行政裁判所は、労働能力の低下の審査判定は被保険者の年齢にかかわらず同じ方法で行われなければならない、被保険者が65歳に達した後に初めて労働能力を改善しようという理由でリハビリテーションの可能性を除外してはならないとして、前記申請者についてはリハビリテーションが尽くされておらず、同人の労働能力が恒久的に1/4以上低下したとは認められないと判断した。

²⁴ Prop. 1996/97:28, s 17.

²⁵ Prop. 1996/97:28, s 22 och 27.

²⁶ Försäkringskassan, Sjukersättning, Vägledning 2013:1 Version7, s 41.

労働市場プログラムを通じた雇用²⁷も労働市場における有償労働の概念に含まれる²⁸。ただし、障害者の就労を可能とするために必要な労働条件・職場環境の調整等があまりに広範かつ重大で、使用者にとって当該障害者を雇用する経済的価値を欠くような場合は、同人が調整や支援を受ければ何らかの職務を遂行可能であるとしても、それは労働市場における有償労働とはみなされない²⁹。

ただし、2022年の法改正により、高齢者についての特別な規定が導入された(安心年金(trygghetspension)、2022年9月施行)。傷病補償年金の支給上限(すなわち最低保障の老齢年金の受給開始年齢に達する月の前月)まで5年以内の年齢に達し、かつ労働市場に一般的に存在する有償労働の経験を有する者について労働能力の低下を判定するに際しては、社会保険庁は、労働市場に一般的に存在しかつ同人が経験を有する有償労働、または同人がアクセス可能なその他の適切な労働を通して、同人が生計を維持できるか否かを考慮する。傷病補償年金の申請前15年間に被保険者が就労したことのある仕事が、被保険者が経験を有する有償労働とみなされる(SFB33章10a条)。「労働市場に一般的に存在する有償労働」とは、被保険者がその疾病にかかわらず、医学的な就労阻害要因に対する調整なしに、遂行することができる労働をいい、労働市場プログラム等による補助を受けた労働は含まない。「アクセス可能なその他の適切な労働」は、賃金補助を受けた雇用、Samhallでの雇用など、各種の補助を受けた労働を指す。その他の適切な労働は、被保険者が現にSamhallで雇用されているなど、補助を受けた労働に就くことが実際に可能な場合にのみ考慮される³⁰。特別規定の対象となる高齢者については、労働能力の低下の判断基準となる労働の内容が限定されることになる³¹。2022年改正は、高齢者について若年層と同じように包括的なりハビリテーションや転職の要求をすることは、社会的な費用および個人の負担の両面から非合理的であるとの考えに基づく。この改正により、転職が困難で、しばしば所得比例老齢年金の繰上げ受給に頼らざるをえなかった(そしてそのことが生涯にわたる老齢年金の額の低下に繋がっていた)高齢被保険者に対する経済的保障の改善が目指されている³²。

²⁷ 障害者のための労働市場プログラムについては百瀬・前掲注(9)39頁を参照。

²⁸ 最高行政裁判所2011年10月19日判決(HFD 2011 ref. 63 I -III)。

²⁹ 最高行政裁判所2019年10月11日判決(HFD 2019 ref. 48)。本件では、アスペルガー症候群に伴う広範な活動制限を有する障害者について社会保険庁が満額の傷病補償年金の支給を決定したことにつき、社会保険のための国民オンブズマンが、前記障害者は同人の強みを生かす領域(特にプログラミング)でかつ同人の条件に適合するよう調整された仕事であれば遂行することが可能であり、4分の1の労働能力を有すると主張して、支給決定の取消または4分の3額の支給決定への変更を求めた。最高行政裁判所は、報酬を払うに値する労働を前記障害者が遂行できるようにするために必要な労働環境等の調整は非常に広範で、使用者にそのような調整を期待することは非現実的であり、したがって同人の労働能力は労働市場における有償労働との関係で完全に喪失されていると判断した。

³⁰ Prop. 2021/22:220, s. 11f.

³¹ これに対し、この規定の対象とならない、すなわち傷病補償年金の申請前15年間に就労経験のない高齢者については、通常の場合と同様に労働能力の低下が判断される。

³² Prop. 2021/22:220, s. 1 och 10f. なお、社会保険庁へのヒアリング調査における回答によれば、

労働能力の低下の判断は、心身のいずれの機能が低下しているかにかかわらず同じ基準で、またフルタイム労働との関係で、行われなければならない(SFB33 章 11 条 1 段)。通常は週 40 時間がフルタイム労働となるので、その 4 分の 3 以上、すなわち週 30 時間以上の就労が不可能であることが、傷病補償年金・活動補償金の受給要件となる³³。

(b) 障害認定の手順³⁴

傷病補償年金・活動補償金の支給申請は書面で行わなければならない(SFB110 章 4 条 1 段)。すなわち、受給を希望する被保険者は、健康状態に関する医師の意見書を添えて申請書を提出しなければならない(傷病補償年金および活動補償金に関する政令(Förordning (2002:986) om sjukersättning och aktivitetsersättning)3 条)。傷病補償年金の場合、申請書には、①申請する給付割合(4 分の 1、半額、4 分の 3 または満額)、②医師による意見書の提出方法、③労働の状況(被用者・請負人・自営業の別、使用者・注文者・事業の名、失業者か否か、最終就労日、失業保険給付の受給の有無)、④労働時間の状況(傷病補償年金を受給しながら就労する予定があるか、週の労働時間の配分)、⑤60 歳以上の場合は過去 15 年間の職歴、⑥国外での居住・就労の有無、⑦外国の社会保障給付の受給状況等を記載する³⁵。

医師の意見書には、①所見の根拠(自身の診察、診療記録、患者の親族等からの聞き取り、他の医学的根拠など)、②労働能力の低下の原因となっている疾病の診断、③疾病の経緯、④障害についての所見および障害の程度(知能、包括的な心理的・社会的機能、注意・集中・行動機能、その他の精神的機能、感覚・痛み、平行・調整・動作機能、その他の身体的機能といった機能の類型別に、所見および機能低下の程度(軽度・中度・重度・廃止の 4 段階)を記入する)、⑤活動に対する制限(障害により患者が何を行うことが困難となっているか)、⑥医学的治療・措置の経過と効果(これまでに行われたもの・現在行われているもの・これから行われるもの)、⑦就労に関する医学的条件(患者の就労に関する医学的条件がどのように変化すると見込まれるか、特別な労働時間が必要な場合の医学的理由、疾病等にかかわらず患者がどのような労務を遂行可能か)などを記載する³⁶。

社会保険庁の審査担当者(handläggare)は、必要に応じて、社会保険庁の医師職員から医学

2022 年改正は高齢被保険者について従前の職歴を考慮するようになったにとどまり、2008 年改正以前ほど緩やかかつ多様な考慮を認めるものではない。

³³ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

³⁴ 社会保険庁に対する書面による質問調査およびヒアリング調査の結果のほか、百瀬・前掲注(9)24-25 頁、深田聡「ドイツ及びスウェーデンの障害認定制度に関する調査報告」(厚生労働省年金局国際年金課欧米諸国の障害年金制度の運用体制に関する研究会、2013 年)52-54 頁を参照。

³⁵ 社会保険庁の HP に掲載されている傷病補償年金の申請書を参照した

(<https://www.forsakringskassan.se/download/18.6ee1b669175da6fd958bc7/1667404006359/3030-ansok-om-sjukersattning.pdf>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

³⁶ 社会保険庁の HP に掲載されている医師の診断書用フォーマットを参照した

(<https://www.forsakringskassan.se/download/18.62c6089e1799604047f12d8/1663569504772/7800-lakarutlatande-for-sjukersattning.pdf>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

的な助言を得ることができる。この医師職員は、被保険者を直接診察するものではない。また、審査担当者は、①被保険者の使用者、主治医、その他必要な情報を提供できる者に質問を行う、②被保険者と面談する、③医師またはその他の専門家に意見書を求める、④保険医学的な診察 (försäkringsmedicinska utredning) またはその他の診察の受診、あるいは調整会議 (avstämningsmöte) への参加を被保険者に求めることができる (SFB110 章 14 条)。

保険医学的診察は、社会保険法に基づく給付の支給決定のために被保険者の心身の機能や活動能力を判定するもので、社会保険庁の要請に基づき、保健医療サービスを管轄するレギオンの医師または他の医療専門職が被保険者の診察を行うものである (保険医学的診察に関する法律 (SFS2018:744) 1 条、2 条)。医師以外の専門職として、臨床心理士や理学療法士などが診察のプロセスに参加することができる³⁷。

調整会議とは、被保険者、社会保険庁および被保険者の状況に影響を与える者 (主治医、使用者、職業紹介所等) が参加する会議で、被保険者の障害や労働能力の状態・変化を判定し、様々なリハビリテーションを提案・計画することを目的とする。主に活動補償金の受給者について、実習先、将来の就労に向けたリハビリテーション、より簡易なアクティビティー (障害者の身体的・精神的な健康の回復のための訓練、学習サークルへの参加等) などを話し合うために行われるが、傷病補償年金の受給者についても数年おきに実施する³⁸。

被保険者が以上の調査への協力を正当な理由なく拒む場合には、給付の支給拒否または減額が可能である (SFB110 章 53 条)。最終的に、社会保険庁の決定者 (beslutsfattare) が、各事案において収集された資料から傷病補償年金または活動補償金の受給要件が充足されているかを決定する³⁹。

機能障害を列挙したリストや統一的な認定基準は存在しない。ただし、社会福祉庁 (Socialstyrelsen) が、「保険医学的な判断支援」(Försäkringsmedicinskt beslutstöd)⁴⁰として、疾病群別の機能低下および活動制限の判断指針を作成している。これは傷病手当の支給判定のためのガイドラインであり、法的拘束力を有するわけではないが、診察に当たる医師および社会保険庁の職員の双方が活用することが期待されている。傷病補償年金・活動補償金の支給判定に際してもこのガイドラインを参照することがある⁴¹。

② 障害要件以外の支給要件

(a) 所得比例の傷病補償年金・活動給付金

所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故の発生時に、前述した就労に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない (SFB33 章 5 条 1 段)。

³⁷ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

³⁸ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

³⁹ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁴⁰ 社会福祉庁 HP で公開されている (<https://roi.socialstyrelsen.se/fmb>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

⁴¹ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

ただし、保険事故が18歳に達する年より前に発生した場合は、保険事故発生時に被保険者であることは要求されない(同条2段)。ここでいう保険事故発生時とは、被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間(前述①(a)参照)に達した時点をいう⁴²。したがって、障害の原因となる傷病の初診日ではなく、医療行為やリハビリがすべて終了し、それでもなお労働能力が低下していると判断された時点が保険事故の発生時となる⁴³。

障害年金のリスク分散機能が機能するためには、原則として、給付の額は加入期間の長さや保険料の拠出額とは無関係であるべきであると考えられた。そのため、所得比例の傷病補償年金・活動補償金についても、保険事故発生時点で社会保険を適用されていることが支給要件とされ、保険事故発生前の加入期間の長さや受給権の取得は要件とされていない⁴⁴。

ただし、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故発生の直前の一定期間(算定対象期間、ramtid)内に最低1年以上、年金基礎所得(pensionsgrundande inkomst, PGI)を認定されている必要がある(SFB34章2条)。算定対象期間の長さは保険事故発生時の年齢により異なり、53歳以上で5年、50歳以上52歳以下で6年、47歳以上49歳以下で7年、46歳以下で8年となっている(SFB34章3条)。年金基礎所得は所得比例老齢年金の算定基礎となる所得で、国税庁が算定する(SFB59章2条)。被保険者の雇用による所得およびその他の有償労働により得る所得が算定の対象となり(SFB59章3条)、親手当、傷病手当、所得比例の傷病補償年金・活動補償金、近親者等介護手当などの社会保険給付も算定対象に含まれる(SFB59章13条)。被保険者が一年間に得る所得の合計のうち、その年の物価基礎額⁴⁵(2023年は52,500SEK)の42.3%以上の部分が年金基礎所得として算定され、所得基礎額⁴⁶(2023年は74,300SEK)の7.5倍までの所得が算入される(SFB59章4条・5条)。

(b) 最低保障の傷病補償年金・活動補償金

最低保障の傷病補償年金・活動補償金は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給できない、またはその額が一定水準(最低保障水準、garantinivå)に満たない者に支給される(SFB35章2条)。

最低保障給付としての傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故の発生時(被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間に達した時点)において、前述(2)参照した居住に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない。したがって、スウェーデンでの居住を開始した時点で既に障害を

⁴² Prop. 2000/01:96, s. 76.

⁴³ 百瀬・前掲注(9)25頁。

⁴⁴ Prop. 2000/01:96, s. 75.

⁴⁵ 物価基礎額(prisbasbelopp)は、社会保険の各種給付の算定に用いられる数値で、消費者物価指数の変動に合わせて政府が毎年改定する(SFB2章6~9条)。

⁴⁶ 所得基礎額(inkomstbasbelopp)は所得比例老齢年金の算定に用いられる数値で、平均賃金の変動に合わせて政府が毎年改定する(SFB58章26~28条)。

負っていた者は、最低保障給付を受けることはできない。ただし、保険事故が 18 歳に達する年よりも前に発生した場合は、この要件は要求されない(SFB33 章 5 条 2 段)。

加えて、最低保障給付は、被保険者の保険加入期間(försäkringstid)が 3 年以上ある場合にのみ支給される(SFB35 章 3 条)。保険加入期間は、被保険者が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間(実際の保険加入期間、faktisk försäkringstid)と、保険事故発生の年から 65 歳に達する年(2025 年 12 月からは最低保障年金の受給開始年齢に達する年の前年。以下本項において同じ)までの期間(将来の保険加入期間、framtida försäkringstid)から構成される(SFB35 章 4 条)。

被保険者がスウェーデン国内での居住に基づく被保険者資格を得ていた期間が、実際の保険加入期間として算入される(SFB35 章 6 条。難民についての特例あり)。実際の保険加入期間が被保険者が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間の 5 分の 4 以上ある場合、その後被保険者が 65 歳に達する年までの全期間が将来の保険加入期間として算定される(SFB35 章 12 条)。実際の保険加入期間が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間の 5 分の 4 に満たない場合、将来の保険加入期間は比例的に算定される。すなわち、保険事故が発生した年から被保険者が 65 歳に達する年までの期間につき、実際の保険加入期間と被保険者が 16 歳に達した年から保険事故の前年までの期間の 5 分の 4 との比率に相当する割合をもって、将来の保険加入期間が算定される(SFB35 章 13 条)。

保険事故が被保険者が 18 歳になる年よりも前に発生した場合には特別の規定があり、被保険者が 16 歳に達した年から 65 歳に達する年までの全ての期間が保険加入期間として算定される(SFB35 章 15 条)。この規定により、先天性または若年期の障害を原因とする労働能力の低下について、最低保障給付の受給が可能となっている⁴⁷。

最低保障給付としての傷病補償年金・活動補償金の目的は、スウェーデンに居住する者に対し、保険事故発生前にスウェーデンと一定の結び付きを有していることを条件として、基礎的な保障を与えることにある。EU の社会保障に関する規則(EEG1408/71)との関係で、スウェーデンに短期間しか居住しなかった者に対してもスウェーデンが無拠出の最低保障給付を支給することは適切ではないこと、他方で、EU 域内を移動する者に対しては基礎的な保障を提供すべきであることを考慮して、最低保障給付は従前の保険加入期間に結び付けられている。また、同じ理由により、満額の最低保障給付を受給するためにはスウェーデンとのより長い結びつきが要求される(後述(5)③参照)⁴⁸。

(4) 支給期間

傷病補償年金・活動補償金の受給権は、被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間に達し、かつ前述した他の支給要件が満たされたときに発生する。傷病補償年金・活動補償金は各給付の受給権が発生した月から支給

⁴⁷ 百瀬・前掲注(9)27 頁。2014 年改正により、スウェーデン国籍の要求は削除された。

⁴⁸ Prop. 2000/01:96, s 105-107.

されるが、支給申請をした月から3か月以上過去に遡っての支給はなされない(SFB33 章 14 条 1 段)。したがって、支給申請に添付する医師の診断書において過去に遡って障害を診断することは可能であるが、申請日より前3か月を超えて、遡って給付を受給することはできない。この点で、スウェーデンの障害年金制度においては初診日は重要性を持たず、申請日がより重要となる⁴⁹。

傷病補償年金は、原則として被保険者が30歳に達した月から、66歳に達する月の前月(2025年12月からは最低保障年金の受給開始年齢に達する月の前月)まで支給される。ただし、2016年改正(2017年2月施行)により、被保険者の労働能力が完全またはほぼ完全に喪失している場合(すなわち、満額の傷病補償年金の支給対象となる場合)は、19歳に達する年の7月から傷病補償年金の受給が可能となった(SFB33 章 16 条)。2016年改正以前は、19歳以上29歳以下の若年の障害者は活動補償金しか受給できなかったが、後述するように活動補償金は有期給付であるため、給付の継続を希望する場合は少なくとも3年ごとに再申請をしなければならない。そこで、広範な機能低下により労働能力の向上が不可能と見込まれる若年者については、再申請に係る心理的・手続き的な負担を取り除くため、19歳から傷病補償年金の受給を可能とする改正がなされた⁵⁰。

傷病補償年金は労働能力の恒久的な低下が認められる場合に支給されるものであり、期間の定めのない給付である⁵¹。ただし、傷病補償年金の支給決定後3年以内に、社会保険庁は被保険者の労働能力の追跡調査を行わなければならない。その後も、社会保険庁は最低でも3年に一度、被保険者の労働能力を追跡調査する。被保険者が61歳に達した以降は⁵²、労働能力の追跡調査は行われない(SFB33 章 17 条)。社会保険庁によれば、毎年、追跡調査の結果、1~2%程度の受給者が労働能力に何らかの変化が生じたと判定されている。すなわち、労働能力の向上により傷病補償年金が減額される、労働能力の減退により傷病補償年金が増額される、傷病補償年金を受けながら制度内で就労または就学を試みる(休眠傷病補償年金制度、後述(7)②参照)、などの変化が生じている⁵³。

活動補償金は、被保険者が19歳に達する年の7月から受給が可能であり⁵⁴、最長で30歳に達する月の前月まで支給される。活動補償金は有期給付であり、一度の支給決定は3年を超えることはできない(SFB33 章 18 条・19 条)。支給期間の経過後も受給を希望する場合は、

⁴⁹ 書面による質問調査およびヒアリング調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁵⁰ Prop. 2016/17:1, Utgiftsområde 10, s 52.

⁵¹ かつては、労働能力の低下が恒久的ではないが1年以上継続すると認められる場合、期間の定めのある傷病補償年金が支給されたが、2008年の法改正により廃止された。

⁵² 最低保障年金の受給開始年齢の引上げに合わせて傷病補償年金の支給上限年齢が引き上げられることに伴い、労働能力の追跡調査を行う上限年齢も引き上げられる。2025年12月以降は、最低保障年金の受給開始年齢の5年前になると追跡調査が行われなくなる。

⁵³ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁵⁴ 就学期間の長期化により労働市場への参入が16歳よりも遅くなった(実際に就労による所得を得る年齢に到達する前に障害年金が支給されるようになっていた)ことを背景として、2001年改正により支給開始年齢の下限が従前の16歳から19歳に引き上げられた。Prop. 2000/01:96, s 71.

被保険者は活動補償金を再申請するか、傷病補償年金の申請をする必要がある。2021年は、活動補償金の受給期間の満了後に再申請をした者のうち、5.5%が支給要件を満たさないとして申請を却下された。活動補償金の再申請を却下される者の割合は近年減少傾向にある(2019年の15%→2020年の9.4%→2021年の5.5%)。社会保険庁は、2019年10月の最高行政裁判所の判決⁵⁵によって労働市場における有償労働の概念が明確化されたことが、活動補償金の支給判定に影響していると分析している⁵⁶。

30歳に達したことで活動補償金の支給が終了した者のうち、約半数は傷病補償年金の受給に移行している(2020年7月から2021年6月の1年間では51%)。その他の者は就労または就学を開始し、職業紹介所に失業者として登録し、あるいは傷病手当、公的扶助またはその他の社会保障給付によって生計を立てている。もっとも、活動補償金の支給期間終了後に就労または就学する者の割合は非常に小さい。2021年は、就労した者の割合は4.3%、就学した者は1.9%であった。活動補償金の受給者の多くは就労経験がなく、かつ重度の障害を有する者が多いことが要因と考えられている⁵⁷。

(5) 支給額

① 通則

傷病補償年金・活動補償金の支給額は、被保険者の労働能力の低下の程度に応じて4段階となっている。すなわち、①労働能力が完全またはほぼ完全に低下している場合は満額、②労働能力が4分の3以上低下しているが①には至らない場合は4分の3額、③労働能力が2分の1以上4分の3未満低下している場合は半額、④労働能力が4分の1以上2分の1未満低下している場合は4分の1額の支給となる(SFB33章9条)。社会保険庁の実務では、①の満額支給の対象となるか否かは、被保険者が残存する労働能力により遂行できる労働がフルタイム労働の8分の1(週5時間)を超えず、かつ当該労働により得られる収入が同じ労働をフルタイムで行って得られる通常の収入の8分の1を超えないことを基準として判断される⁵⁸。

前述したように、傷病補償年金・活動補償金は、所得比例給付と最低保障給付から構成される。障害要件(前述(3)①参照)を満たすが、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給できない、またはその額が一定水準(最低保障水準)を下回る被保険者に対して、最低保障の傷病補償年金・活動補償金が支給される(SFB35章2条)。

傷病補償年金・活動補償金には所得制限は設けられておらず、受給期間中の本人または家

⁵⁵ 前掲注(29)参照。

⁵⁶ Försäkringskassan, Försäkringskassans årsredovisning 2021, 2022, s 100. ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答では、この他に障害者団体による運動の影響も原因の一つとして挙げられた。

⁵⁷ Försäkringskassan, supra note 56, s 101f.

⁵⁸ 傷病補償年金・活動補償金に関する社会保険庁の一般的助言(Riksförsäkringsverkets allmänna råd (RAR 2002:17) om sjukersättning och aktivitetsersättning)。

族の所得により支給額が影響を受けることはない⁵⁹(受給期間中の就労により労働能力の低下の程度の判断が変わる場合の問題については、後述(7)を参照)。

② 所得比例給付の支給額

所得比例の傷病補償年金・活動補償金は所得の喪失に対する保障を原則とし、医学的な理由による労働能力の低下によって失われた被保険者の将来の所得を給付の算定の基礎とする。2001年改革前の付加年金と異なり、現行制度では、支給額は保険事故発生前の保険加入期間の長さには関連付けられていない⁶⁰。

具体的には、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の支給額は、労働能力の低下により失われたと推定される所得、すなわち推定所得(antagandeinkomst)に基づき算定される。推定所得は、保険事故発生前の一定期間(算定対象期間)における被保険者の年間総所得に基づき計算される(SFB34章4条)。算定対象期間の長さは前述の通り(3)エラー! 参照元が見つかりません。(a)参照)、保険事故発生時の年齢により、5年から8年となっている(SFB34章3条)。保険事故発生前の一定期間の所得のみを参照するのは、遡る期間が長くなるほど失われた将来所得との関係性が弱まるためである。また、若年層は所得が低く、育児や就学などによる所得の減少も起こりやすいことなどから、若年層ほど算定対象期間の年数が長くなっている⁶¹。

推定所得の算定基礎となる年間総所得は、原則として、被保険者の毎年の年金基礎所得(PGI、前述(3)エラー! 参照元が見つかりません。(a)参照)にその年の国民年金保険料の拠出額を加えたものである(SFB34章6条)⁶²。ただし、所得が生じた年の物価基礎額の7.5倍を超える所得は算定から除外される(SFB34章7条)。また、年間総所得は、当該所得が生じた年の物価基礎額と傷病補償年金または活動補償金の支給が開始される年の物価基礎額の比率に応じて再計算される(SFB34章8条)。すなわち、物価基礎額の変動を基準に現在価値への再評価がなされる。

算定対象期間における、再評価された年間総所得のうちで、最も高い3年間の所得の平均が推定所得となる。算定対象期間内に年間総所得が1年間または2年間しか認定されない場合は、不足分の2年間または1年間については年間総所得が0であったとみなして、推定所得を計算する(SFB34章9条)。また、30歳に達する前月までの傷病補償年金および活動補償金については特別な規定があり、上記の額の代わりに、3年間の算定対象期間のうちで最も高い2年間の年間総所得の平均をもって推定所得とすることができる(SFB34章10条。被保険者にとってより有利な額が用いられる)。これは、保険事故発生前の就労期間が短い若年者に対し

⁵⁹ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

⁶⁰ Prop. 2000/01:96, s 90.

⁶¹ Prop. 2000/01:96, s 98f.

⁶² 年金基礎所得の算定時に、国民年金保険料相当額が控除されているためである(SFB59章36条2段参照)。なお、被保険者が保険事故発生前に傷病補償年金または活動補償金を既に受けていた場合は、傷病補償年金・活動補償金に基づき認定される年金基礎額(pensionsgrundande belopp)も推定所得の算定基礎となる。

てより良い保護を与えるための規定である⁶³。推定所得は支給開始時の物価基礎額に結び付けられ、毎年、物価基礎額の変動に応じて再計算される(SFB34 章 5 条)。すなわち、支給開始後の給付額について物価スライドはなされるが、賃金スライドは行われない⁶⁴。

所得比例の傷病補償年金・活動補償金の額は、満額支給時に、被保険者の推定所得の 64.7%である(SFB34 章 12 条)。2001 年改革の際には、従前の障害年金制度における給付水準との連続性や、所得喪失に対する保険として十分な給付水準を提供すべきこと、協約保険による補完的な給付の余地を残すべきことなどを考慮して、給付水準は 64%とされた⁶⁵。その後、2014 年の改正により、相対的に低所得の者に対する給付を改善すべきであるとして、現在の 64.7%に引き上げられている(2015 年 10 月施行)⁶⁶。①で述べたように、労働能力の低下の程度に応じ、満額、4 分の 3 額、半額、4 分の 1 額の支給となる(SFB34 章 13 条)。

以上に述べた方法により算定される所得比例の傷病補償年金・活動補償金は、所得の高い者ほど支給額も高くなるが、年間総所得に算入される所得に上限が設けられているため給付額にも上限がある。満額支給時の所得比例の傷病補償年金・活動補償金の最高額は、2023 年は年 254,756SEK(月 21,230SEK、課税前)である⁶⁷。

③ 最低保障給付の支給額

最低保障給付の主たる目的は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受けられないまたはその額が低い者に対し、その者が保険事故の発生前にスウェーデンと一定の結び付きを有していたことを条件として基礎的保障を提供することにある⁶⁸。そのため、最低保障給付の支給額は、被保険者の保険加入期間(現実の保険加入期間と将来の保険加入期間の合計、前述(3)②(b)参照)が 40 年に足りない場合、不足する程度に応じて(1 年不足するごとに 40 分の 1 ずつ)減額される(SFB35 章 20 条)。

満額時(すなわち労働能力を完全にまたはほぼ完全に喪失している場合)の最低保障給付の支給水準(最低保障水準)は、被保険者が 30 歳に達した月以降は、物価基礎額の 2.78 倍である(SFB35 章 18 条。2023 年は年 145,950SEK、月額 12,163SEK)。30 歳未満の者については、高等教育や労働市場政策に参加した後に賃金水準が伸びる年齢層であることを反映するために、年齢別の最低保障水準が設けられている⁶⁹。すなわち、21 歳に達する月の前月までは物価基礎額の 2.48 倍、21 歳に達する月から 23 歳に達する月の前月までは同 2.53 倍、23 歳に達する月から 25 歳に達する月の前月までは同 2.58 倍、25 歳に達する月から 27 歳に達する月の

⁶³ Prop. 2000/01:96, s 95 och 100.

⁶⁴ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。2022 年 6 月に、賃金スライドの必要性を検討する委員会が政府内で立ち上げられている(Kommittédirektiv 2022:62)。

⁶⁵ Prop. 2000/01:96, s 101.

⁶⁶ Prop. 2014/15:99, s 87.

⁶⁷ 社会保険庁 HP より(<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/e-tjanster-blanketter-och-informationsmaterial/aktuella-belopp>, 2023 年 5 月 1 日最終閲覧)。

⁶⁸ Prop. 2000/01:96, s 107.

⁶⁹ Prop. 2000/01:96, s 111f.

前月までは同 2.63 倍、27 歳に達する月から 29 歳に達する月の前月までは同 2.68 倍、29 歳に達する月から 30 歳に達する月の前月までは同 2.73 倍となる(SFB35 章 19 条)。

上述のように、最低保障給付の支給水準は物価基礎額に結び付けられているので、毎年の物価の変動に応じて給付額が自動的に変動する(すなわち、物価スライドがなされるが、賃金スライドは行われぬ)。最低保障給付の水準は、全ての障害者に正当な生活水準、すなわち住宅費を除く⁷⁰通常の消費需要を全て賄える生活水準を保障すべきであるという考えに基づき、設計されている。また、医学的理由により労働不能となった現役世代に対しては老齢年金の受給者よりも高い基礎的保障をするのが合理的であるとの考えに基づき、老齢年金における最低保障年金の給付水準(単身者につき物価基礎額の 2.43 倍、配偶者がある者につき同 2.2 倍。SFB67 章 21 条、23 条)よりも高い水準となっている⁷¹。

被保険者が所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受けられない場合、満額時の最低保障給付の支給額は最低保障水準と同額となる(SFB35 章 23 条)。被保険者が所得比例給付を受けられるが、その給付額が最低保障水準を下回る場合は、最低保障水準と所得比例給付の差額が最低保障給付の支給額となる。被保険者の保険加入期間が 40 年に満たない場合、保険加入期間の不足に応じた最低保障水準の減額がなされたうえで、所得比例給付との差額が算定される(SFB35 章 24 条)。さらに、被保険者の労働能力の低下の程度に応じて、最低保障給付の支給額は満額、4 分の 3 額、半額、4 分の 1 額となる(SFB35 章 25 条)。

(6) 財源

所得比例の傷病補償年金・活動補償金の財源は、使用者および自営業者が負担する疾病保険料により賄われる。保険料率は、使用者につき 3.55%、自営業者につき 3.64%である(社会保険料法(Socialavgiftslag, SFS2000:980)2 章 26 条、3 章 13 条)。疾病保険料は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の他、傷病手当、リハビリテーション手当、近親者等介護手当などの給付の財源にも充てられる(社会保険料の分配に関する法律(Lag om fördelning av socialavgifter, SFS2000:981)3 条・4 条)。

最低保障の傷病補償年金・活動補償金の財源は国庫負担(租税)である。

(7) 受給者の就労・就学と障害年金の調整

① 原則

原則として、傷病補償年金・活動補償金の受給者が、支給決定時に失われたものと判定された労働能力を活用して有償労働をしている場合、同人は、有償労働がなされているのと同じ期間・程度について傷病補償年金・活動補償金を受給する権利を有しない(SFB36 章 9 条)。満額の(すなわち、完全またはほぼ完全な労働能力の喪失による)傷病補償年金・活動補償金の受給者は、週 5 時間以内(フルタイム就労の 8 分の 1 以下)の労働で、かつ収入が当該労働に

⁷⁰ 住宅費は、別途、住宅手当(bostadstillägg)によりカバーされる(後述 3 参照)。

⁷¹ Prop. 2000/01:96, s 114.

フルタイムで従事して得られる通常の収入の 8 分の 1 以下である場合には、給付を受給しながら就労することができる。しかし、この程度を超えて就労する場合は受給権の再審査が行われ（再審査の根拠規定は SFB36 章 19 条）、労働能力の回復の程度に応じて傷病補償年金・活動補償金の支給額の減額または支給停止がなされる⁷²。

② 休眠傷病補償年金・休眠活動補償金

ただし、受給者の労働生活への復帰を促進するために⁷³、一定期間、傷病補償年金・活動補償金の受給権を失わずに就労を試すことができる仕組みが設けられている（休眠傷病補償年金／活動補償金、Villande sjukersättning / aktivitetsersättning）。就労時の支給休止制度は既に旧・障害年金制度の 1999 年改正により 2000 年から導入されていたもので、2006 年の改正によって就学時にも同様の仕組みが拡大された。就学が多くの場合に労働生活への復帰を促進・可能にすることから、傷病補償年金・活動補償金の受給権を失わずに就学を試すことができるのが望ましいと考えられたためである⁷⁴。

現在の仕組みでは⁷⁵、傷病補償年金・活動補償金を 12 カ月以上受給している被保険者が当該給付の支給決定時に失われたものと判定された労働能力を活用して就労または就学する場合、同人からの申請により、社会保険庁は傷病補償年金または活動補償金の受給権の全部または一部の休止を決定することができる（SFB36 章 10 条）。傷病補償年金・活動補償金とも、最長で 24 カ月の休止が可能である（SFB36 章 14 条、15 条 1 段）。休止期間中は休止された分の傷病補償年金・活動補償金は支給されない（SFB36 章 11 条）。被保険者が就労を試みる場合、就労しようとする程度を考慮して給付のどれだけの部分を休止するかが決定される（SFB36 章 12 条）。また、休止された傷病補償年金・活動補償金の 25% に相当する額が毎月支給される（SFB36 章 18 条。最長 24 カ月の支給）。これに対し、被保険者が就学を試みる場合は、当該就学がフルタイムであるかパートタイムであるかを問わず、給付は全部休止となる。また、就学の場合、傷病補償年金・活動補償金の一部支給はなく、代わりに中央奨学金委員会（Centrala studiestödsnämnden、CSN）による奨学金を利用することになる。

被保険者が休止制度を利用して就労または就学している間は、傷病補償年金・活動補償金の受給権は影響を受けない。すなわち、受給権の再審査（SFB36 章 19 条）は行われない。休止期間中または休止期間の終了後に、就労や就学の継続ができない場合は、引き続き休止前の給付を受給することができる。しかし、休止期間の終了後に就労を継続できる場合には、受給権の再審査が行われ、給付の減額等がなされることになる⁷⁶。

2021 年には、休眠傷病補償年金を利用して月平均 769 人が就労し、月平均 130 人が就学し

⁷² 百瀬・前掲注(9)34 頁。Försäkringskassan, supra note26, s 119.

⁷³ Prop.1999/2000:4, s 21.

⁷⁴ Prop. 2005/06:159, s 21.

⁷⁵ 2008 年 7 月より前から無期限の傷病補償年金を受給していた者については社会保険法典 37 章に特別な規定が設けられている。詳細は、百瀬・前掲注(9)35-36 頁を参照。

⁷⁶ 百瀬・前掲注(9)34 頁。Försäkringskassan, supra note26, s 118f.

た。また、休眠活動補償金を利用して就労または就学した者は月平均 391 人であった⁷⁷。

③ 活動補償金に関する特別の規定

1 で述べたように、2001 年の障害年金改革で活動補償金を導入した目的は、若年障害者に対し個人の発達や就労の可能性の維持を可能にする様々なアクティビティへの参加を奨励することにあった。そこで、社会保険庁には、活動補償金の支給を決定する際には、被保険者の健康状態または心身の機能に有益な効果をもたらすアクティビティに当該被保険者が参加することが可能かどうかを審査する義務が課されている(SFB33 章 21 条)。被保険者がそのようなアクティビティに参加可能であると判断される場合、社会保険庁は、同人にとってどのようなアクティビティが適切であるかより詳細な計画を作成する。計画の作成に当たっては、被保険者との協議のうえ、可能な限り同人の希望を考慮しなければならない(SFB33 章 22 条)。

活動補償金の受給者が参加するアクティビティとして、具体的には、教育、社会活動、デイケア、スポーツその他の余暇活動、芸術活動への参加などを通じた様々な能力の向上が挙げられる。また、基礎的な教育や、研修による職業体験など、より労働生活に結びつく活動も含まれる⁷⁸。社会保険庁は各種のアクティビティを自ら提供するものではない。ただし、社会保険庁は、計画されたアクティビティが実施されるよう調整し、被保険者が当該アクティビティに参加することが容易になるような措置を講じなければならない(SFB33 章 23 条)。また、被保険者が参加するアクティビティにかかる費用は、その一定部分が国から支給される(SFB33 章 25 条)。このように、社会保険庁はすべての活動補償金の受給者にアクティビティへの参加の機会を提供するが、アクティビティへの参加は受給者の任意に委ねられている⁷⁹。

さらに、活動補償金を 12 カ月以上受給している被保険者が就学を希望する場合、社会保険庁は、同人からの申請に基づき、最長 6 か月間、活動補償金の減額なしに就学することを決定することができる(試験的就学期間(aktivitetsersättning under prövotid)、SFB36 章 9a 条)。6 か月を超えて就学を希望する場合は、②で述べた休眠活動補償金の制度を利用することになる。この場合は、試験的就学期間と合わせて最長 24 カ月の休止が認められる(SFB36 章 15 条 2 段。したがって、休止期間は 24 か月より短くなる)。

(8) 老齢年金との関係

① 現行の老齢年金制度の概要⁸⁰

(a) 所得比例老齢年金

現在の老齢年金制度の中心は、所得比例老齢年金(inkomstgrundad ålderspension)である。

⁷⁷ Försäkringskassan, supra note 56, s 97 och 100. この他に、2008 年 7 月以前の旧制度に基づき傷病補償年金の受給権を保持しながら就労する者が月平均 4,029 人いた。

⁷⁸ Prop. 2000/01:96, s 86f.

⁷⁹ Försäkringskassan, Aktivitetsersättning, Vägledning 2013:2 Version 11, s 192f.

⁸⁰ 老齢年金制度の概要については、厚生労働省・前掲注(8)9 頁以下、百瀬・前掲注(9)32 頁以下、中野妙子「老齢年金－1998 年改革の意義と課題」海外社会保障研究 178 号(2012 年)21 頁

所得比例老齢年金は、納付した保険料総額に応じて老後の年金額を決定する、確定拠出方式に基づく。スウェーデン国内で就労する者が所得比例老齢年金の被保険者となる(SFB6 章 6 条)。所得比例老齢年金はさらに、所得比例年金(inkomstpension)およびプレミア年金(premiepension)からなる。

(3)②(a)で述べたように、毎年、被保険者が雇用またはその他の有償労働により得た所得は、所得基礎額(2023 年は 74,300SEK)の 7.5 倍を上限として、年金基礎所得(PGI)として認定される(SFB59 章 3 条)。親手当、傷病手当、所得比例の傷病補償年金・活動補償金などの社会保険給付も、年金基礎所得に算入される(SFB59 章 13 条)。年金基礎所得の認定に年齢制限はなく、所得が存在する限り生涯にわたり年金受給権の基礎として認定される。

これに加えて、一定の場合には、就労による所得を喪失した者の年金権の保護のために、年金庁が年金基礎額(Pensionsgrundande belopp, PGB)という架空の所得を認定する(SFB60 章 2 条)。年金基礎額の認定対象となるのは、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の受給者、兵役の従事者、奨学金を受給する学生、乳幼児を育児中の親である(SFB60 章 3 条)。被保険者が満額の(すなわち、完全またはほぼ完全な労働不能による)傷病補償年金・活動補償金を受給している場合、当該給付の算定基礎となる被保険者の推定所得(antagandeinkomst、(5)②を参照)の 93%⁸¹の 12 分の 1 と、当該給付に基づき認定される年金基礎所得(PGI)の差額が、年金基礎額として認定される(SGB60 章 9 条、10 条)。被保険者が 4 分の 1 額、半額または 4 分の 3 額の傷病補償年金・活動補償金を受給している場合は、給付の割合を推定所得に乗じて算定に用いる(SFB60 章 11 条)⁸²。年金基礎額は、年金基礎所得との合計がその年の所得基礎額の 7.5 倍を超えない範囲で認定される(SFB60 章 5 条)。

被保険者の毎年の年金基礎所得(PGI)と年金基礎額(PGB)の合計が、所得比例老齢年金の算定基礎となる(SFB58 章 5 条)。原則として、合計額のうち 16.0%が所得比例年金の年金権(pensionsrätt)、2.5%がプレミア年金の年金権となる(合計 18.5%、SFB61 章 6 条)。

所得比例年金は賦課方式であるが、被保険者が獲得した所得比例年金の年金権は、概念上の個人別年金口座に積み立てられる。積み立てた年金権およびそのみなし運用利回り⁸³の合計額が、年金の給付額の算定基礎(年金権総額、pensionsbehållning)となる(SFB62 章 5 条。この仕組みを概念上の拠出立て(Notional Defined Contribution, NDC)と呼ぶ)。受給開始時の年金額は、年金権総額を一定の「除数」(delningstal)で割って算定される(SFB62 章 28 条)。「除数」は、受給開始時における当該受給者層の平均余命を基礎とし(SFB62 章 35 条)、将来の所得上昇率も考慮して決定される。すなわち、ある世代の平均余命が伸びれば、当該世代の年金額は引き下げられる。

以下等を参照。

⁸¹ 年金保険料の被保険者本人負担分(7%)を控除したものである。Prop. 2000/01:96, s 144.

⁸² すなわちこの場合の計算方法は、[年金基礎額 = 推定所得 × 0.93 × 支給割合 / 12 - 年金基礎所得]となる。

⁸³ みなし運用利回りは、所得上昇率、年金受給開始前に死亡した被保険者の年金権を同年齢の被保険者に分配した相続益(arvsvinster)、および管理運営費を考慮して定められる。

2.5%分のプレミア年金は、積立方式で運営される。プレミア年金の支給額は、年金受給開始時まで積み立てた保険料およびその運用益の合計額に基づいて、算定される(SFB64 章 2 条)。

所得比例老齢年金(所得比例年金およびプレミア年金)の受給は、従来、61 歳から可能であったが、人口の高齢化に伴い、段階的に年金支給開始年齢の引き上げが行われている。2020 年 1 月からは 62 歳、2023 年 1 月からは 63 歳へ引き上げられ、2026 年以降は最低保障年金の受給開始年齢の 3 年前から受給が可能となる予定である(SFB56 章 3 条 1 段)。被保険者は受給開始を自由に繰り下げることができ、受給を遅らせるほど年金額は増大する。ただし、雇用保護法(Lag (1982:80) om anställningsskydd, LAS)による雇用保護が及ぶ年齢には上限がある⁸⁴。

所得比例老齢年金の財源は、保険料である。保険料率は 18.5%で、使用者および自営業者が 10.21%(社会保険料法 2 章 26 条、3 章 13 条)、被保険者本人が 7.0%を負担する(国民年金保険料法(Lag (1994:1744) om allmän pensionsavgift) 2 条)。これは純所得に対する保険料率であり、本人負担年金保険料を控除した後の所得に対する割合は、合計約 18.5%となる。なお、年金基礎所得(PGI)の算定対象となる社会保険給付については、使用者負担に相当する保険料を国庫が負担する。また、年金基礎額(PGB)として認定される架空の所得にかかる保険料は、全額を国庫が負担する。したがって、所得比例の傷病補償年金・活動補償金に係る保険料も、全額が国庫負担となる(老齢年金に対する国庫負担に関する法律(Lag (1998:676) om statlig ålderspensionsavgift) 2 条、5 条)。

(b) 最低保障年金

所得比例老齢年金が受けられない、またはその額が一定水準を下回る者は、最低保障年金(garantipension)を受給することができる(SFB55 章 10 条)。最低保障年金は居住に基づく社会保険であり、受給権を得るためには被保険者の保険加入期間が 3 年以上必要である(SFB67 章 2 条)。原則として、被保険者が 16 歳に達した年から最低保障年金の受給開始年齢の前年までの間で、スウェーデン国内に居住していた期間が保険加入期間として認定される(SFB67 章 5 条、11 条)⁸⁵。さらに、満額の最低保障年金を受給するためには、40 年以上の保険加入期間が必要である。保険加入期間が 40 年に満たない場合、不足に応じて年金額は減額される(SFB67 章 25 条)⁸⁶。

満額支給時の最低保障年金(基礎水準、basnivån)は、単身者について物価基礎額の 2.43

⁸⁴ 老齢年金の受給開始年齢の引き上げに伴い、雇用保護法による雇用保護の上限も、従前の 67 歳から 2020 年に 68 歳へ、2023 年に 69 歳へと段階的に引き上げられている(LAS32a 条)。

⁸⁵ ただし、16 歳以上 24 歳以下の期間は、一定以上の所得がある場合にのみ保険加入期間として算入される(SFB67 章 12 条)。

⁸⁶ このため、スウェーデン国内での居住期間が短い者は、最低保障年金のみでは正当な生活水準を充足できない恐れがある。そこで、2003 年から、ミーンズテスト付きの高齢者生計扶助(äldreförsörjningsstöd)が導入された。

倍(2023年は月 10,631SEK)、既婚者について物価基礎額の 2.2 倍(2023年は月 9,625SEK)である⁸⁷。この額が、所得比例老齢年金の支給額に応じて減額される。単身者の場合、所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.26 倍(2023年は月 5,513SEK)を超えないときは、基礎水準から所得比例老齢年金を差し引いた額が最低保障年金として支給される。所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.26 倍を超える場合は、物価基礎額の 1.17 倍(2023年は月 5,119SEK)から、物価基礎額の 1.26 倍を超える所得比例老齢年金の 48%を差し引いた額が、最低保障年金の支給額となる(SFB62 章 21 条、22 条)。したがって、単身者の場合、所得比例老齢年金の額が物価基礎額の約 3.7 倍(2023年は月 16,177SEK)を超えると、最低保障年金は支給されなくなる。既婚者の場合は、所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.14 倍(2023年は月 4,988SEK)以下ならば、基礎水準から所得比例老齢年金を差し引いた額が最低保障年金として支給される。所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.14 倍を超える場合は、物価基礎額の 1.06 倍(2023年は月 4,638SEK)から、物価基礎額の 1.14 倍を超える所得比例老齢年金の 48%を差し引いた額が、最低保障年金の支給額となる(SFB62 章 23 条、24 条)。したがって、既婚者の場合、所得比例老齢年金の受給額が物価基礎額の約 3.35 倍(2023年は月 14,649SEK)を越えると、最低保障年金は支給されなくなる。このように、所得比例老齢年金の受給権を有する者は、最低保障年金のみを受ける者よりも、公的年金の受給総額が段階的に高くなる仕組みとなっている。

最低保障年金は、従来は 65 歳に達した月から受給が可能であったが、2022 年の法改正により段階的に受給開始年齢が引き上げられる。すなわち、2023 年からは 66 歳に達した月から、2026 年以降は平均余命の伸びに応じて自動的に算定される受給開始年齢(riktålder)に達した月から受給が可能となる(SFB67 章 4 条)。

最低保障年金の財源は、全額が国庫により賄われる。

② 障害年金から老齢年金への移行

以上に見たように、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給していた場合、まず、所得比例給付自体が年金基礎所得(PGI)として認定され、所得比例老齢年金の算定基礎となる。しかし、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の給付水準は被保険者の推定所得の 64.7%であるため、このままでは障害の状態に至らなかった場合と比べて将来の老齢年金額が大きく減少することになる。そこで、年金基礎額(PGB)として、年金保険料の被保険者本人負担分を控除した後の推定所得(推定所得の 93%)と所得比例給付の差額を認定することにより、年金権の保護が図られている。すなわち、年金基礎所得と年金基礎額を合計すると、障害によって失われたと推定される所得の全額が所得比例老齢年金の算定基礎となり、被保険者はその 18.5%を年金権として獲得することができる。また、18.5%の年金保険料は全額が国庫負担により賄われる

⁸⁷ 年金制度における基礎的保障の強化のために、最低保障年金の給付水準は、2019 年改正によって月額 200SEK 引き上げられ(Prop.2018/19:134, s 16)、さらに 2022 年改正によって 2022 年 8 月より月額 1000SEK 引き上げられた(Prop.2021/22:269, s 50)。

これに対し、最低保障の傷病補償年金・活動補償金は、所得比例老齢年金の算定基礎とはならない。

このように、障害による所得の喪失が老齢年金の受給に際して不利にならないように、老齢年金の制度上、一定の配慮がなされている。ただし、所得比例老齢年金の給付額は、経済動向や平均余命の伸び率なども考慮して算出される。そのため、障害者が所得比例老齢年金の受給を開始した際に、それまで受給していた傷病補償年金と同額の老齢年金を保障されるわけではない。また、老齢年金における最低保障年金の基礎水準は傷病補償年金・活動補償金の最低保障給付よりも低く設定されている(前述(5)③参照)。そのため、最低保障給付の傷病補償年金を受給してきた障害者が老齢に達して最低保障年金のみを受給する場合、年金の受給額は下がることになる。

所得比例老齢年金の受給開始時期は自由に繰り下げることができるが、前述(4参照)のように、最低保障の老齢年金の受給開始年齢と連動する形で傷病補償年金の支給期間に上限が設けられている。したがって、最低保障の老齢年金の受給開始年齢に達すると、障害年金から老齢年金への切り替えが生じることが制度上予定されている。老齢年金は被保険者が申請した月から支給を開始するのが原則であるが(SFB56章4条)、被保険者が満額の傷病補償年金を受給していた場合は、申請がなくとも、最低保障年金の受給開始年齢に達した月から老齢年金が支給される(SFB56章4a条)。これは、事務の効率化と、申請や審査の遅れにより老齢年金の支給が遅れるのを予防するためである⁸⁹。これに対し、部分給付(4分の3額、半額、または4分の1額)の傷病補償年金を受給している被保険者にはこの規定(SFB56章4a条)は適用されない。部分給付たる傷病補償年金の受給者は通常、就労しており、最低保障年金の受給開始年齢をもって退職し、老齢年金を満額受給するとは限らないためである⁹⁰。代わりに、受給開始年齢に達する月の前月において部分給付たる傷病補償年金を受給している被保険者が、当該月において老齢年金の受給を申請しない場合、年金庁は当該被保険者が老齢年金を受給する意思を有するかどうか調査しなければならない(SFB56章8条)。

(9) 基礎的な統計データ

① 障害年金の受給者数・新規裁定数

原則として30歳以上の者を対象とする傷病補償年金の受給者数は、2005年の約54万人をピークとして減少傾向にあり、2021年12月には約22万2千人であった(図1参照)。受給者数減少の理由の一つは、受給者の多くが高齢であり、老齢年金の受給開始年齢への到達に伴う支給終了が多いことにある。もう一つの理由は、2008年の法改正によって傷病補償年金の支給要件が厳格化されたことにより(前述(3)①(a)参照)、新規受給者の数が大きく減少したことで

⁸⁸ 百瀬・前掲注(9)33頁、Prop.2000/01:96, s.146.

⁸⁹ Prop.2012/13:169, s.48.

⁹⁰ Prop.2012/13:169, s.47.

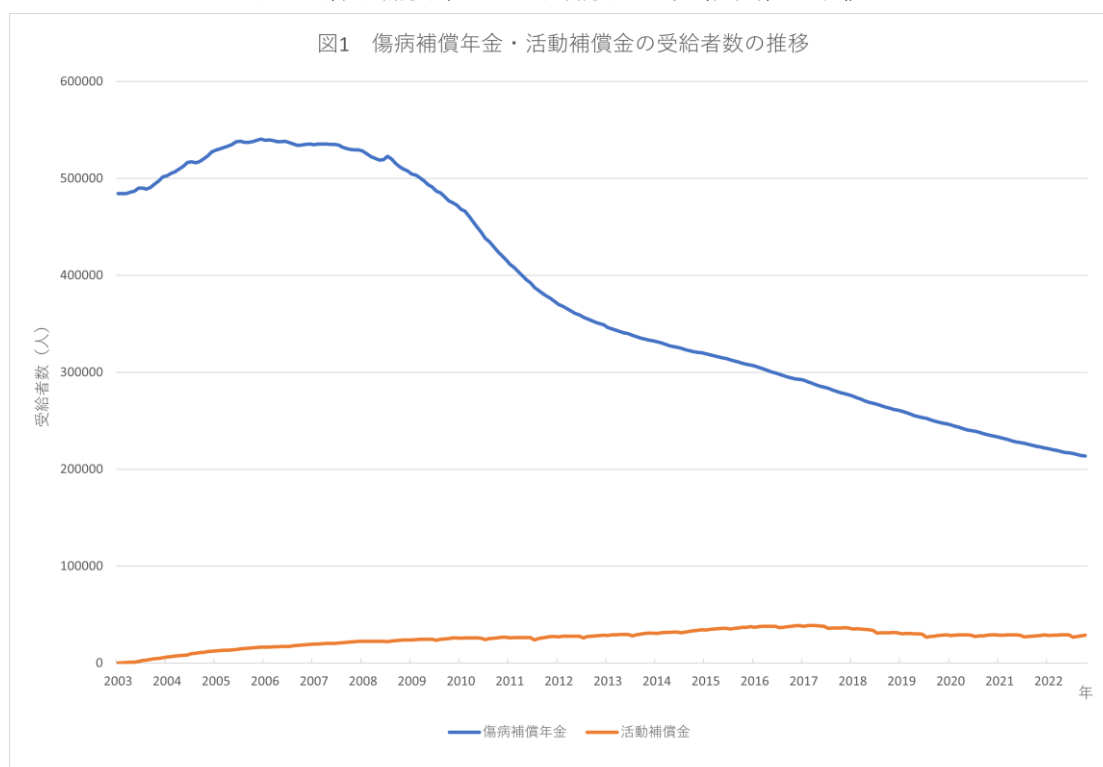
ある(図2参照)。2021年の新規受給者数は5,433人で、2020年の5,769人から6%減少した。なお、2016年改正により2017年2月から、30歳未満でも完全またはほぼ完全に労働能力を喪失している場合は傷病補償年金の受給が可能となった(前述(4)参照)。2021年の新規受給者のうち99人は30歳未満の者である⁹¹。

19歳以上30歳未満の者を対象とする活動補償金の受給者数は、2021年12月時点で約2万8900人であった。活動補償金の受給者数も、2016年には約3万8000人であったのが、その後は減少傾向となっている(図1参照)。受給者数の減少の理由としては、受給者の多くが30歳に達して支給終了となったことや、2016年改正により完全またはほぼ完全に労働能力を喪失している場合は19歳から傷病補償年金の受給が可能となったことが挙げられている⁹²。

傷病補償年金・活動補償金の受給者は、19歳以上64歳以下人口の約4%に当たる。年齢が高くなるほど受給者が人口に占める割合は高くなり、60歳以上64歳以下の年齢層では女性の15%、男性の10%が傷病補償年金を受給している(表2参照)⁹³。

なお、受給者全体に占める部分給付(4分の3額、半額、2分の1額)の受給者の割合は、傷病補償年金では女性の29%、男性の19%、活動補償金では女性の7%、男性の5%となっている(2021年12月時点)⁹⁴。

図1: 傷病補償年金・活動補償金の受給者数の推移



⁹¹ Försäkringskassan, supra note56, s 96.

⁹² Försäkringskassan, supra note56, s 98.

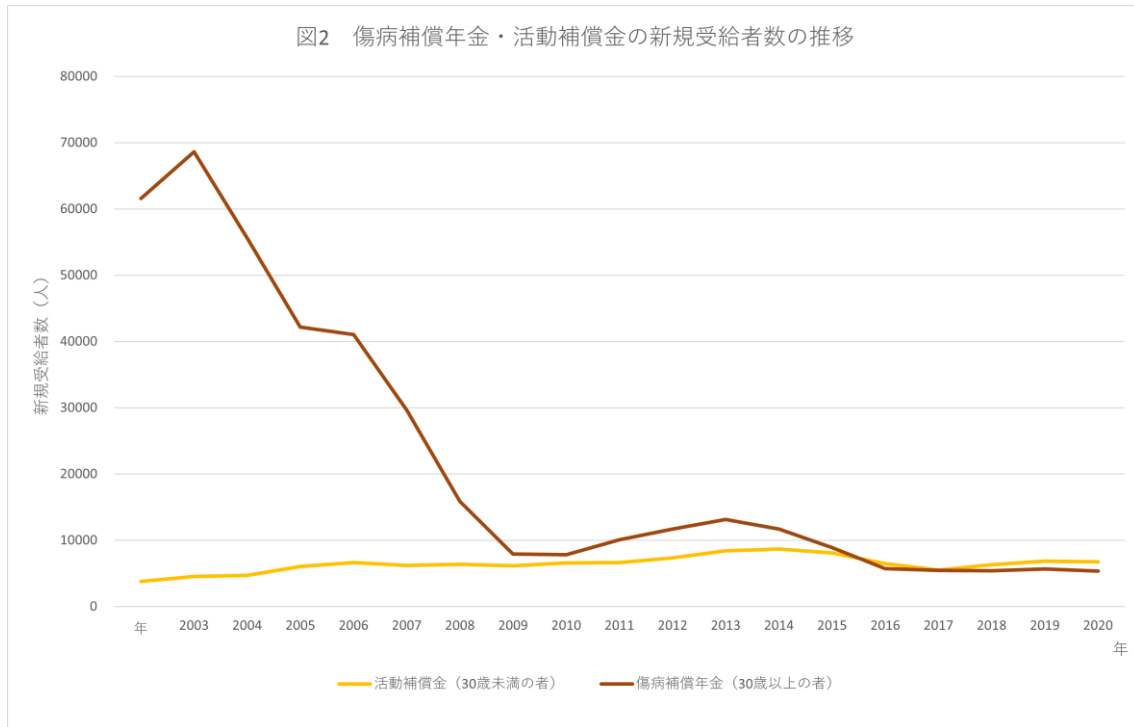
⁹³ Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 70.

⁹⁴ Försäkringskassan, supra note93, s 66.

出典：Försäkringskassan, statistik inom området sjuk

(<https://www.forsakringskassan.se/statistik/sjuk/aktivitetsersattning-sjukersattning-bostadstillag>)より作成。

図 2：傷病補償年金・活動補償金の新規受給者数の推移



資料：Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 65 より作成。

② 障害年金の給付総額・平均支給額

2021年の活動補償金の給付総額は約34億SEKであった。活動補償金の受給者の多くは就労に基づく保険給付の受給権を獲得することができないため、最低保障給付のみを受けている。2021年12月の時点で、女性受給者の88%、男性受給者の93%が、最低保障給付のみを受給していた。月の平均支給額は、女性につき9,004SEK、男性につき9,064SEKである(表1参照)⁹⁵。

2021年の傷病補償年金の給付総額は約276億SEKである。受給者数は、年齢層が上がるほど増える傾向にある。若年層では満額の傷病補償年金を受給する者が多いが、高齢層では部分給付の受給者が多くなる。また、年齢が上がるほど、保険事故発生前の有償労働により所得比例給付の受給権を獲得する機会があるため、平均支給額が高くなる。2021年12月の時点で、女性の77%、男性の63%が所得比例の傷病補償年金を受給していた。月の平均支給額は、女性につき9,680SEK、男性につき10,650SEKであった(表2参照)⁹⁶。

⁹⁵ Försäkringskassan, supra note93, s 70.

⁹⁶ Försäkringskassan, supra note93, s 71.

表 1:活動補償金の支給状況(2021 年 12 月)

年齢	受給者数		平均支給額 (月額、SEK)		対人口比(%)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19	1,055	1,413	8,811	8,838	2.0	2.5
20-24	5,568	6,580	8,871	8,909	2.2	2.4
25-29	6,565	7,766	9,149	9,237	2.1	2.4
合計	13,188	15,759	9,004	9,064	2.1	2.4

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 70 より作成。

表 2:傷病補償年金の支給状況(2021 年 12 月)

年齢	受給者数		平均支給額 (月額、SEK)		対人口比(%)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19-24	428	698	9,106	9,097	0.1	0.2
25-29	796	1,230	9,639	9,644	0.3	0.4
30-34	4,558	5,980	9,468	9,619	1.3	1.6
35-39	6,036	6,629	9,193	9,586	1.9	2.0
40-44	7,885	7,151	9,342	9,884	2.6	2.3
45-49	12,792	9,244	9,439	10,287	4.0	2.8
50-54	21,600	13,541	9,615	10,689	6.7	4.1
55-59	33,135	20,981	9,768	10,990	10.2	6.3
60-64	42,476	26,852	9,878	11,272	15.0	9.5
合計	129,706	92,306	9,680	10,650	4.5	3.1

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 71 より作成。

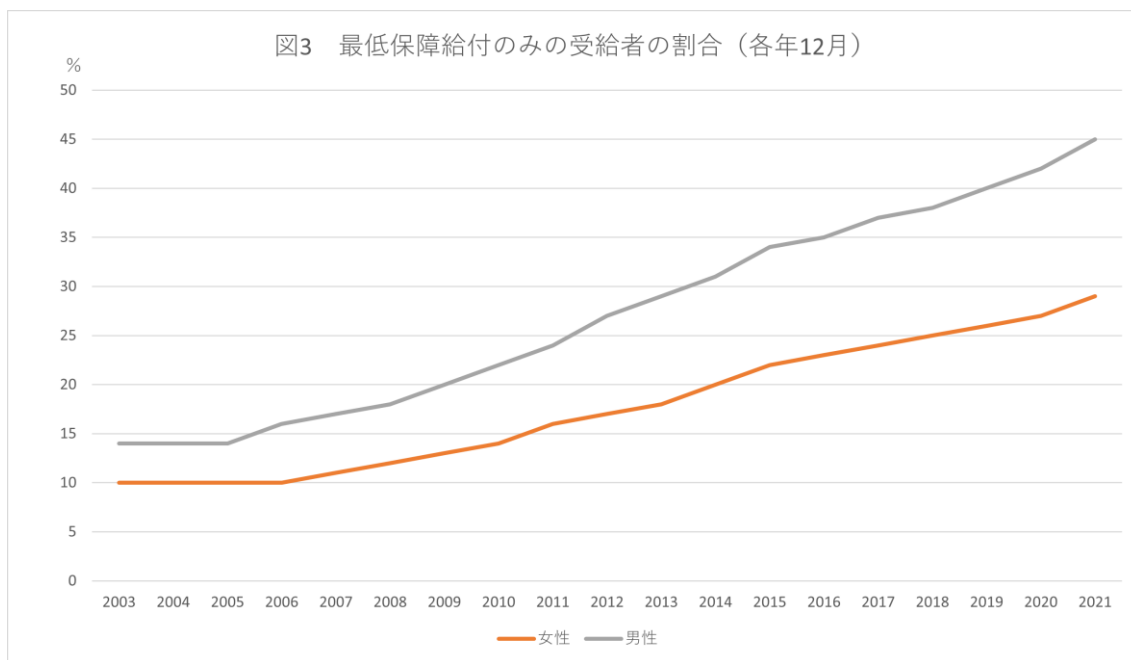
傷病補償年金・活動補償金の受給者総数に対する最低保障給付のみの受給者数が占める割合は上昇傾向にある(図 3 参照)。2007 年には女性の 11%、男性の 17%が最低保障給付のみを受給していたが、2021 年にはこの割合は女性で 29%、男性で 45%へと増加した⁹⁷。社会保険庁によれば、最低保障給付のみを受給する者の割合は若年層において高い。19 歳では女性の 98%、男性の 99%が最低保障給付のみを受給しているが、60 歳以上 64 歳以下の年齢層ではこの割合は女性の 10%、男性の 15%にとどまる⁹⁸。傷病補償年金の受給者数が減少す

⁹⁷ Försäkringskassan, supra note93, s 66.

⁹⁸ Försäkringskassan, supra note93, s 67.

る一方で活動補償金の受給者数は増加していることから、受給開始前に労働市場で就労する機会を得られなかった受給者が増えていることが、最低保障給付のみの受給者が増加している一因として考えられる⁹⁹。

図 3:最低保障給付のみの受給者の割合(各年 12 月)



資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 66 より作成。

③ 受給者の診断群別構成割合

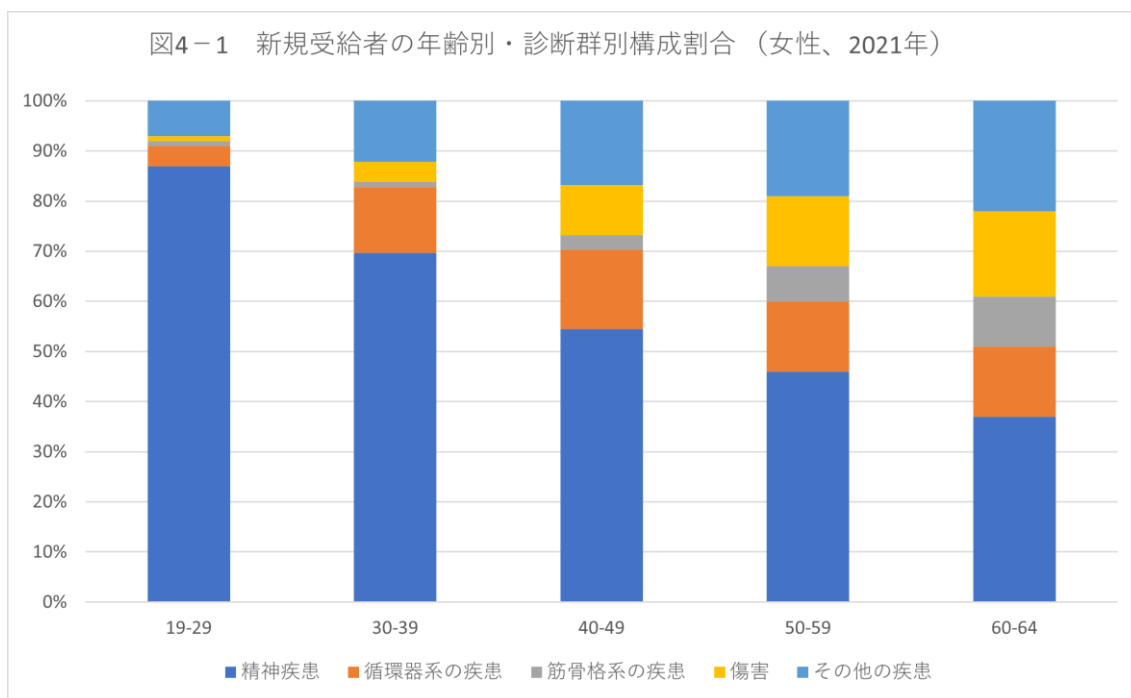
図 4-1 および図 4-2 は、傷病補償年金・活動補償金の新規受給者の性別・年齢別・診断群別構成を示すものである。性別・年齢層を問わず、精神疾患を理由とする受給が多くなっているが、特に若年層ほど精神疾患が占める割合が大きい。30歳未満の若年者を対象とする活動補償金では、2021年の新規受給者のうち、女性で87%、男性で90%が精神疾患を有していた。

傷病補償年金では、かつては筋骨格系の疾患(リウマチなど)が新規受給者の大きな割合を占めていた(2003年に女性の44%、男性の36%)が、2021年にはその割合は女性で12%、男性で7%まで縮小している。代わって精神疾患を有する受給者の割合が増加しており、2003年から2021年にかけて、女性では29%から50%へ、男性では26%から49%へと増えている¹⁰⁰。

⁹⁹ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

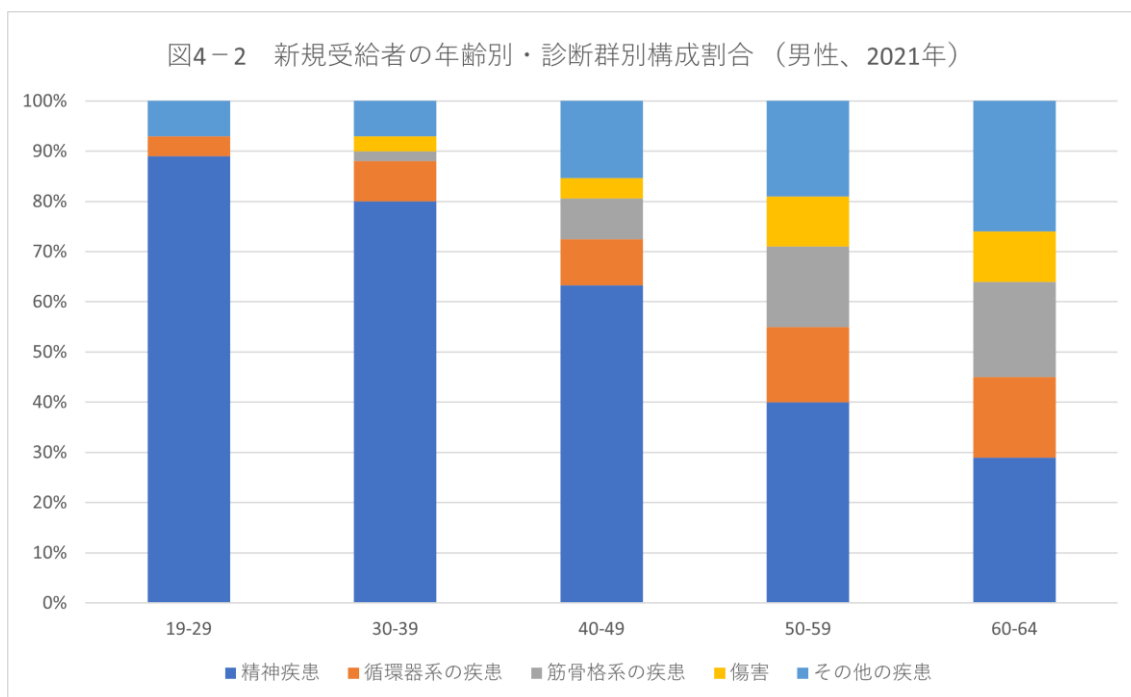
¹⁰⁰ Försäkringskassan, supra note93, s 67f.

図 4-1:新規受給者の年齢別・診断群別構成割合(女性、2021年)



資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 68 より作成。

図 4-2:新規受給者の年齢別・診断群別構成割合(男性、2021年)



資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 68 より作成。

3. 障害年金受給者のための住宅手当

(1) 障害年金以外の現金給付

障害者に係る所得保障制度としては、障害により失われた所得を保障する障害年金(傷病補償年金・活動補償金)の他に、障害により生じる追加費用を保障する追加費用手当(merkostnadsersättning)、日常生活におけるパーソナルアシスタントの利用費用を保障するパーソナルアシスタンス補償金(assistansersättning)、障害者の自動車購入・改造等の費用を保障する自動車補助(bilstöd)、障害のある児童を介護・監護する親に支給される障害児介護手当(omvårdnadsbidrag)などがある¹⁰¹。これらの給付の支給判定に際しては社会福祉庁による障害の定義が用いられており、その支給対象者の範囲は傷病補償年金・活動補償金の受給者とは必ずしも一致しない¹⁰²。

また、一般的な公的扶助制度を受給する障害者も一定数存在する。2021年には、最低生活費の保障である生計扶助の受給者総数 207,174 人のうち、6,177 人が傷病補償年金または活動補償金の受給者であった¹⁰³。

本稿では、傷病補償年金・活動補償金の最低保障給付によってカバーされない住宅費を賄う、年金受給者のための住宅手当(bostadstillägg)について、障害年金を補完する給付として取り上げることとする¹⁰⁴。年金受給者のための住宅手当は基本的には年金庁が管轄するが、被保険者またはその配偶者が傷病補償年金または活動補償金を受給している場合は、社会保険庁がその事務を行う(SFB93 章 5 条 2 段)。住宅手当は所得審査付きの給付で、その目的は、低所得者であっても合理的な水準の住宅に居住することを可能にすることにある¹⁰⁵。老齢年金等の他の社会保険給付に上乗せして支給され、住宅手当(bostadstillägg)と特別住宅手当(särskilt bostadstillägg)の二種類がある(SFB100 章 2 条)。

(2) 支給要件

住宅手当は、①傷病補償年金または活動補償金の受給者、②満額の老齢年金の受給者、③寡婦年金の受給者、④スウェーデンの年金または上記給付に相当する、欧州経済領域

¹⁰¹ 厚生労働省・前掲注(8)8頁。従前支給されていた成人障害者に対する障害手当(handikappersättning)と障害児を介護する親に対する介護手当(vårdbidrag)は2018年末をもって廃止され、2019年1月から上記の追加費用手当と障害児介護手当に再編された。

¹⁰² 書面による質問調査およびヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

¹⁰³ Socialstyrelsen, Försörjningshinder och ändamål med ekonomiskt bistånd år 2021, 2022, s 2 (<https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/statistik/2022-10-8173.pdf>, 2022年11月16日閲覧)。

¹⁰⁴ 現行制度の概要については、秋朝礼恵「第2章 スウェーデン—傷病補償金および活動補償金以外の、障害者への経済的支援について」『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 欧米諸国における障害年金を中心とした障害者に係る所得保障制度に関する研究 平成22年度総括・分担研究報告書』(2011年)52頁以下(特に71頁以下)および社会保険庁HP (<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/funktionsnedsattning/aktivitetsersattning/bostadstillagg>, 2022年11月16日閲覧)を参照した。

¹⁰⁵ 最高行政裁判所 2017年6月22日判決(HFD2017:43)。

(EEA)に属する国の年金または障害給付の受給者に対して支給される(SFB101 章 3 条)。傷病補償年金または活動補償金が休眠状態にある場合も(前記 2(7)②参照)、住宅手当の支給を受けることができる(SFB101 章 4 条)。

(3) 支給額

① 通則

住宅手当の支給額は、被保険者の居住費用と所得に基づき決定される。すなわち、居住費用に基づき受給可能な住宅手当の最高額が計算され、控除対象所得(reduceringsinkomst)との差額をもって実際に支給される手当の額が決定される(SFB102 章 21 条)。

受給者が婚姻している場合、配偶者の所得も考慮される(SFB102 章 2 条)。同棲は、住宅手当の支給に際しては婚姻と同視される(SFB100 章 3 条)。一方で、婚姻していても、配偶者と恒常的に別居している場合には、その者は単身者と同視される(SFB100 章 4 条)。

以下では、住宅手当が傷病補償年金・活動補償金の受給者に支給される場合について述べる。老齢年金の受給者に支給される場合は、居住費用および控除対象所得の算定方法が異なる。

② 居住費用の算定

住宅手当は、被保険者が主として居住する住居(定住住居、permanentbostad)についてのみ支給される¹⁰⁶。被保険者が高齢者や障害者のための特別住宅(施設サービス)に住んでいる場合、アパート形式の住居か、寝室が 1 または 2 部屋の住居についてのみ、住宅手当が支給される(SFB101 章 7 条)。

住宅手当は、被保険者の所得を考慮して定める一定の居住費用については支給されない(SFB101 章 8 条)。すなわち、居住費用の一部は自己負担となる。

単身者の場合、1 か月につき、5,000SEK を超えない居住費用の 96%、5,000SEK を超え 7,500SEK までの居住費用の 70%が、住宅手当の算定基礎となる(SFB102 章 22 条)。すなわち、住宅手当の最高額は月額 6,550SEK となる。月 7,500SEK を超える居住費用については、住宅手当は支給されない。

婚姻している場合、居住費用の総額を配偶者の間で等分する。そのうえで、1 か月につき、2,500SEK を超えない居住費用の 96%、2,500SEK を超え 3,750SEK までの居住費用の 70%が、住宅手当の算定基礎となる(SFB102 章 22 条)。したがって、住宅手当の最高額は、配偶者の一方につき月額 3,275SEK となる。月 3,750SEK を超える居住費用については、住宅手当は支給されない。

¹⁰⁶ 被保険者が二軒の建物からなる不動産を有し、そのうちの二軒に被保険者本人が居住し、もう一軒の建物には親族が居住していた事案において、最高行政裁判所 2017 年 6 月 22 日判決(HFD2017:43)は、被保険者が他人に使用させている建物にかかる費用は住宅手当の支給対象となる居住費用に算入されるべきではなく、したがって当該建物は被保険者の財産を算定する際にも定住住居には含まれない(すなわち資産に算入される)と判断した。

なお、特別住宅の2寝室の住居に住んでいる場合、居住者の一人につき、月額2,250SEKまでの居住費用が住宅手当の支給対象となる(SFB102章23条)。すなわち、この場合の住宅手当の最高額は月額2,160SEKとなる。

借家権、また貸し、グループホームまたは下宿など、借家に住んでいる場合、暖房費および水道料を含む家賃が居住費用として算定される。また、住居に付属するその他の料金も居住費用に含まれる。ただし、電気代は居住費用に含まれない(住宅手当および高齢者生計扶助における居住費用の算定に係る年金庁規則(Pensionsmyndighetens föreskrifter (2010:6) om beräkning av bostadskostnad i ärenden om bostadstillägg och äldreförsörjningsstöd)4条・5条・8条)。一軒家(一または二家族で住むことを目的とする比較的小さな家)に住んでいる場合、暖房費その他の経費(ただし電気代は除く)、当該住宅を担保として借りたローンの金利の70%、コミュニの不動産税、借地料の70%および土地の使用料を居住費用に算入することができる(同規則4条・5条・6条・10条)。被保険者が他の者と同居している場合、当該住居に住む者の間で居住費用は頭割りされる。ただし、20歳未満で、自身で生計を維持していない子については、人数から除外される(同規則21条)。

③ 控除される所得の算定

就労による所得(賃金、協約年金、民間の年金保険、失業手当、親手当、傷病手当など)、事業活動による所得、資本所得(利子等)、財産(預貯金、株式、定住住居以外の不動産¹⁰⁷等)の一部¹⁰⁸、およびその他の非課税所得(奨学金、外国の年金など)が、控除対象所得の算定の基礎となる(手当基礎所得(bidragsgrundande inkomst)、SFB102章7条)。

ただし、これらの所得の全額が支給額から控除されるわけではない。傷病補償年金、活動補償金、老齢年金、寡婦年金、外国法に基づき支給される障害年金、資本所得および財産の100%、就労所得に基づく手当基礎所得(賃金、事業所得)の50%、ならびにその他の手当基礎所得(失業手当、親手当、傷病手当など)の80%の合計から、一定額(fribelopp)を減額した額が、控除対象所得(reduceringsinkomst)となる(SFB102章16条)。傷病補償年金・活動補償金の受給者の場合、これらの給付の満額支給時の最低保障水準に相当する額が、一定額(fribelopp)として差し引かれる(SFB102章18条)。すなわち、30歳に達した月以降は物価基礎額の2.78倍、30歳未満については年齢別に定められた額が(SFB35章18条・19条。前掲2(5)③参照)、控除対象所得の算定に際して差し引かれる。

被保険者が婚姻している場合、配偶者のそれぞれについて手当基礎所得を算定したうえで

¹⁰⁷ 社会保険法典102章13条により、財産の算定は「特定の給付の算定における財産に関する法律(財産法(förmögenhetslagen)、SFS2009:1053)」によることとされている。財産法4条により自宅の不動産および権利は資産に算入されるが、同法5条により定住住居および当該住居を担保とした負債は算定から除外される。

¹⁰⁸ 単身者の場合は100,000SEKを超える財産の15%が、既婚者の場合は200,000SEKを超える財産を配偶者間で等分した額の15%が、手当基礎所得に算入される(SFB102章11条、12条)。

(SFB102 章 4 条)、夫婦の控除対象所得の合計額を等分したものが、それぞれの控除対象所得となる(SFB102 章 6 条)。

こうして算定された控除対象所得のうち、物価基礎額を越えない部分の 62%および物価基礎額を超える部分の 50%が、上記②で述べた手当の最高額から減額され、実際の支給額が決定される(SFB102 章 21 条・25 条)。

④ 特別住宅手当

特別住宅手当は、正当な居住費用を控除した後の被保険者の所得が住居費以外に係る正当な生活水準を下回る場合に、その下回る程度に相当する額をもって支給される(SFB102 章 26 条)。

正当な居住費用として認められるのは、最高で、単身者について月額 7,500SEK、婚姻している者につき月額 3,750SEK である(SFB102 章 27 条)。住居費以外に係る正当な生活水準は、単身者の場合は 1 か月当たり物価基礎額の 1.5357 倍の 12 分の 1、婚姻している場合は 1 か月上旬物価基礎額の 1.2353 倍の 12 分の 1 である(SFB102 章 28 条)。

特別住宅手当の算定に際して考慮される被保険者の所得は、租税および保険料を控除した後の就労による所得および事業所得、30%の控除をした後の資本所得、財産の一部、その他の所得(奨学金、外国の年金など)ならびに住宅手当である(SFB102 章 29 条)。なお、租税および保険料を控除した後の就労による所得および事業所得、30%の控除をした後の資本所得、ならびに財産の一部の合計額は、少なくとも、被保険者に適用される一定額(fribelopp)から租税を控除した後の額の 12 分の 1 はあるものとみなされる(SFB102 章 30 条)。

特別住宅手当は、被保険者に対し、正当な居住費用を支払った後に正当な生活水準を保障することを目的とした給付である。特別住宅手当の受給には、住宅手当が支給されていることが前提となる(SFB101 章 2 条 2 段)。特別住宅手当の受給のための申請は不要であり、住宅手当の申請をした者につき特別住宅手当の支給の必要性が審査される。

(4) 支給期間

住宅手当は申請がなされた月から支給され、申請月から 3 カ月以上遡っては支給されない(SFB101 章 10 条)。ただし、傷病補償年金または活動補償金の支給決定がなされた月の翌月までに住宅手当の申請がなされた場合、住宅手当は傷病補償年金または活動補償金が支給される月から支給を開始される(SFB101 章 10a 条)。

住宅手当は原則として無期給付であるが、支給期間を限ることも可能である(SFB101 章 11 条)。

(5) 基礎的な統計データ

① 住宅手当の受給者数

傷病補償年金・活動補償金の受給者に占める最低保障給付の受給者の割合が増加する、す

なわち低額の給付の受給者の割合が増加するのに伴い、住宅手当(特別住宅手当を含む)の受給者の割合も増加している。2021年には、傷病補償年金・活動補償金の受給者のうち、女性で41%、男性で50%が住宅手当を受給した(2003年は女性23.9%、男性26.3%)。受給者数は合計で113,086人、うち女性が58,969人、男性が54,117人であった(表3参照)。

障害年金の受給者に占める住宅手当の受給者の割合は、自身の住居に住まうことが一般的となる年齢層で高くなるが、所得比例給付を受給することが多い高齢者では低くなる¹⁰⁹。

② 住宅手当の給付総額・平均給付額

2021年の住宅手当(特別住宅手当を含む)の平均支給額は、女性につき月額3,548SEK、男性につき月額3,625SEKであった(表3参照)。2021年の1年間の給付総額は約50億SEKである¹¹⁰。

表3:活動補償金または傷病補償年金の受給者に対する住宅手当(2021年12月)

年齢	受給者数		活動補償金・傷病補償年金の受給者に占める住宅手当受給者の割合(%)		平均支給額(月額、SEK)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19	311	438	29	30	2797	2598
20-24	3565	4332	60	60	3497	3447
25-29	5038	6418	68	71	3911	3925
30-34	3302	4578	72	77	4093	4075
35-39	3874	4904	64	74	3861	3938
40-44	4290	4659	54	65	3750	3807
45-49	5719	5194	45	56	3577	3702
50-54	8107	6298	38	47	3484	3470
55-59	11642	8392	35	40	3412	3390
60-64	13121	8904	31	33	3294	3334
合計	58969	54117	41	50	3548	3625

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 72 より作成。

¹⁰⁹ Försäkringskassan, supra note93, s 72.

¹¹⁰ Försäkringskassan, supra note93, s 72.

独仏瑞における障害者所得保障:3か国の比較

研究分担者 永野 仁美(上智大学法学部教授)

1. はじめに

本研究事業では、独仏瑞の3か国について、障害者への所得保障がどのように行われているのかを調査した。本稿で、独仏瑞の仕組みを比較しつつ整理することで、今後の日本における障害者所得保障制度の在り方を検討する際の材料を提供することとしたい。なお、比較を行う事項は、特に日本の障害年金制度が抱える課題との関係で関心が高いものを選んでいく。日本への示唆については、必要に応じて項目ごとに言及する。

2. 所得保障の構造

(1) 障害年金制度の枠組み

ドイツでは、日本と同様、老齢年金と同じ仕組みの中で障害年金の支給が行われているが、フランス及びスウェーデンでは、疾病保険の枠組みの中でその支給がなされている。フランスは、第二次世界大戦前の制度創設以来、疾病保険の枠組みのなかで障害年金を支給してきたが、スウェーデンについては、もともと老齢年金と同じ仕組みの中で支給してきた障害年金を、1998年に行われた老齢年金の抜本的改革を契機として、老齢年金の枠組みから切り離し、疾病保険の枠組みへと移行させたという経緯がある。

これらの例は、障害のリスクについては、「老齢による稼働不能の早期の到来」と捉えるのか、それとも「疾病の延長」と捉えるのか、2つの考え方がありうることを示している。なお、老齢年金の枠組みの中で障害年金の支給を行っているドイツでも、学説において、障害リスクを老齢年金と切り離す議論が存在している。

(2) 障害年金の目的

もっとも、障害年金の目的については、3か国に共通の考え方がみられる。すなわち、稼働・労働能力の減退に対して所得保障給付を行うことが目的とされている。

ドイツでは、疾病又は機能障害に起因する「被保険者の稼働能力の減退」により被保険者に生ずる所得の損失を補填することが障害年金の目的とされている。フランスでも同様に、障害年金は、私傷病を原因とする労働・稼働能力の減退に対する給付と位置付けられている¹。ドイツ及びフランスにおいては、障害年金における「障害」を表すものとして使われている言葉、すなわち、“Invalidität”(独)、“Invalidité”(仏)が、そもそも「稼働能力の減退」を指す言葉として使用されていることも指摘しておく必要がある。そして、スウェーデンにおいても、傷病補償年金・活動補償金は、医学上の理由に基づく労働能力の低下による所得の喪失・減少を補う給付と

¹ フランスの障害年金においては、第三者の介護を必要とする者に介護加算(被保険者期間のうちの賃金(保険料賦課の対象となる賃金)の高かった10年の平均年収の40%)が支給されることから、介護費用の保障も念頭においていることがうかがえる。

して位置づけられている。

いずれも、障害を理由とする労働ないし稼働能力の減退に対し、現金給付を行うことが制度目的になっていると言える。なお、日本においても、政府は繰り返し、障害年金は「稼働能力の喪失又は減少」に対し所得保障給付を行うことで障害者の生活の安定・向上を図るものであるとの説明をしてきている²。

(3) 社会保険と社会扶助・公的扶助

他方、障害年金に最低所得保障という目的を持たせるか否かに関しては、3か国において相違がみられる。

ドイツ及びフランスでは、社会保険の役割と社会扶助の役割が明確に区分されている。すなわち、社会保険(独:年金保険、仏:疾病保険)の仕組みにより「障害年金」を保障する一方、保険原理の帰結として障害年金を受給できない者に対しては、税財源の社会扶助制度(独:障害時基礎保障、仏:成人障害者手当(AAH; Allocation aux adultes handicapés)により最低所得保障を行っている。それぞれは、独立した制度として存在している。ドイツでもフランスでも、社会保険は、基本的に保険事故発生前に稼働活動に従事している者を対象とする。それゆえ、例えば、稼働活動に入る前に障害を負った若年障害者は、障害年金の支給の対象外とされる。こうした背景のもと、社会扶助による最低所得保障の仕組みが整えられている。

他方、スウェーデンでは、「傷病補償年金・活動補償金」という1つの枠組みの中で、所得比例の所得保障(就労に基づく給付)を行いつつ、最低所得保障(居住に基づく給付)も行っている。スウェーデンの社会保険(疾病保険を含む)の仕組みが、スウェーデンに居住する者(1年以上滞在すると見込まれる者)を対象として、居住に基づく給付(=最低保障給付)を行うこととしていることが、こうした仕組みを可能にしている。したがって、スウェーデンにも公的扶助の仕組みが存在するものの、これに頼る障害者は極めて少ない。

基礎年金制度を有する日本の障害年金の構造は、ドイツ及びフランスの障害年金よりもスウェーデンのものに近いと言える。ドイツ及びフランスの障害年金の仕組みから何らかの示唆を得ようとする場合にも、この基本構造の相違には留意する必要があるだろう。ただ、スウェーデンの仕組みにおいても、障害年金は、労働能力の低下による所得の喪失・減少を補う給付として位置づけられている点は、日本の障害基礎年金及び障害厚生年金の1級・2級が「日常生活に対する制限」に対する給付として位置づけられているのと比較して、着目に値する。

3. 障害年金の支給要件

障害年金は、どのような場合に支給されるのか。障害年金の支給要件の中でも特に重要と思われる年齢要件、保険料納付要件(被保険者要件を含む)、障害要件について、以下で比較する。

(1) 年齢要件

いずれの国においても、障害年金は、老齢年金の受給開始年齢に達するまでの給付として位置づけられている。ドイツでは、障害年金の支給にあたり、稼働活動に従事し、年金保険の被保険者となっている者が、老齢年金支給開始年齢の到達前に「稼働能力減退」を発生させていることが求められている。また、老齢年金の支

² 安部敬太「障害年金における等級認定(1)―その歴史的変遷」早稲田大学大学院法研論集 176号(年)2頁、19-20頁。

給開始年齢に達すると、障害年金から老齢年金への支給の切替えが行われる³。フランスの障害年金も同様に、退職年齢に達する前の被保険者をその支給対象としており、老齢年金の受給可能年齢になると、障害年金から老齢年金への支給の切替えがなされる⁴。さらに、スウェーデンの傷病補償年金も、老齢年金の支給開始年齢に到達すると、老齢年金への切替えが行われる⁵。日本とは異なり、老齢年金への切替えが必ずなされるが、それが原因で低年金となることへの配慮は、それぞれの国においてなされている。

年齢の下限については、ドイツ及びフランスの障害年金の仕組みでは、特に言及がないものの、稼得活動に従事し、社会保険(独:年金保険、仏:一般制度)の被保険者となっていることが前提とされる。他方、スウェーデンには、30歳以上の者を支給対象とする傷病補償年金と、30歳未満の者を支給対象とする活動補償金とが存在し、年齢により受給できる給付が異なっている。傷病補償年金は、原則として被保険者が30歳に達した月から66歳に達する月の前月(2025年12月以降は、最低保障年金の受給開始年齢に達する月の前月)まで支給されるが、労働能力を完全又はほぼ完全に喪失している場合には、19歳に達する年の7月から支給される。活動補償金は、被保険者が19歳に達する年の7月から受給が可能であり、最長で30歳に達する月の前月まで支給される。年齢により異なる給付がなされるのは、若年障害者に個人の発達や就労可能性の維持を可能とすることを保障するためとされている。

(2) 保険料納付要件(被保険者要件を含む)

老齢年金と同じ仕組みの中か、疾病保険の枠組みの中かという相違はあるものの、いずれの国においても、社会保険の仕組みの中で障害年金の支給がなされている。社会保険の仕組みを採る場合には、保険であることの帰結として、保険事故の発生時に被保険者であることや、保険事故の発生前に一定の保険料納付をしていることが原則として求められる。

ドイツでは、障害年金の支給に際して、稼得能力減退の発生前に5年間の保険料納付済み期間を有していること、及び、同発生前の直近5年間のうちに強制保険料を3年間納めていることが求められる(後者は、障害年金により賃金代替給付を受ける必要のない任意加入者を排除する意図がある)。ただ、この帰結として、保険事故発生時に被保険者である必要は必ずしもなく、保険加入義務を課せられる就労・業務を退職してから原則として2年間は障害年金の支給を受けられる。また、5年間の保険料納付済み期間の要件を満たす前から完全稼得能力減退である障害者は、事後の20年間にわたる保険料納付により、障害年金の受給資格を有することとなるが、いずれにせよ、無拋出の給付はない。

フランスも同様に無拋出の給付は持たない。障害年金を受給するためには、労働の停止又は障害の確認があった月の初日の時点で12か月以上の被保険者期間が必要であり、また、その12か月の間に少なくとも600

³ 切替えに際して、障害年金と同額の老齢年金が保障されることになるが、就労して保険料を負担していた場合は、就労していなかった障害年金受給者と比較して高額な老齢年金を保障される。また、重度障害者は満65歳から割引の伴わない老齢年金を受給できる(⇒6)。

⁴ 高齢期においては、高齢者連帯手当(ASPА; Allocation de solidarité aux personnes âgées)による最低所得保障があり、ASPАが障害者向けの最低所得保障給付である成人障害者手当(AAH; Allocation aux adultes handicapés)の支給額を下回る場合には、AAHが補足的に支給される。

⁵ 老齢年金の算定に際しては、障害によって失われたと推定される所得の全額を所得比例老齢年金の算定基礎とすることで、老齢年金額の減少を防ぐことが測られている。ただし、傷病補償年金と同額の老齢年金を保障するわけではない。また、受給者が老齢に達し、老齢年金における最低保障年金のみを受給する場合には、その受給額は下がることになる。

時間の労働時間を有するか、時間当たり最低賃金 (SMIC; Salaire minimum interprofessionnel de croissance) の 2,030 倍の賃金に課せられる保険料を納付していることが求められる。もっとも、フランスにおいても被保険者資格の喪失後 12 か月間は、障害年金を受給する権利を維持できる(「権利の維持」に関する仕組み)。

スウェーデンでは、就労に基づく所得比例給付と居住に基づく最低保障給付とが存在するが、前者を受給するためには、保険事故の発生時に就労に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない(保険事故が 18 歳に達する年より前に発生した場合には保険事故発生時に被保険者であることは要求されない)、また、保険事故発生の直前の一定期間(年齢により異なる)内に 1 年以上、年金基礎所得を認定されている必要がある。ただ、この点に関しては、転職等による就労の中断により社会保険による保護を失わないよう、1 年間の延長保護期間が設けられている。他方、後者を受給するためには、保険事故発生時に居住に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない。保険事故が 18 歳に達する年よりも前に発生した場合は、この要件は要求されないが、スウェーデンでの居住を開始した時点で既に障害を負っている場合は、最低保障給付を受給できない。また、最低保障給付は、保険加入期間(16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間と、保険事故発生の年から 65 歳に達する年(2025 年 12 月以降は、最低保障年金の受給開始年齢に達する年の前年)までの期間(保険事故発生の前年までの実際の保険加入期間による調整あり)の合計)が 3 年以上ある場合にのみ支給される。ただし、保険事故が被保険者が 18 歳になる年よりも前に発生した場合は、16 歳に達した年から 65 歳に達する年までの全ての期間が保険加入期間として算定され、先天性又は若年期の障害に対しても、最低保障給付がなされることとなっている。最低保障給付では、スウェーデンとの一定の結びつきを有していることが重要とされる。

以上のような被保険者・保険料納付に関する要件が存することから、特にドイツ及びフランスでは、とりわけ先天性の障害を有する者や若年期に障害を負った者が障害年金を受給できない。ただ、それは社会扶助の仕組みで補足することとなっている。他方、傷病補償年金・活動補償金に最低所得保障の機能を持たせているスウェーデンでは、保険原理の修正を行うことで、すなわち、先天性又は若年期の障害に対し被保険者要件ないし保険料納付要件を課さないことで、傷病補償年金・活動補償金を普遍的給付とすることが試みられている。また、スウェーデンにおいては、社会保険料の徴収が徹底されていることも(疾病保険の保険料は全額使用者負担であり、自営業者についても社会保険料は租税と合わせて徴収される)、傷病補償年金・活動補償金を受給できない障害者を発生させないことに寄与していると言えよう。

この他、いずれの国においても、保険原理を修正し、被保険者資格を失った後も一定期間は給付を受けられる仕組みを設けている点も、注目すべき点と言える。社会保険は、一般の保険とは自ずと異なることから、被保険者であった者を一定の期間保障の対象とすることは、十分にありうる選択肢である。

(3) 障害要件(労働・稼得能力の低下)

いずれの国においても、障害年金における障害は、「労働ないし稼得能力の減退」として捉えられている。障害年金が、「稼得・労働能力の減退」に対する所得保障給付と位置づけられていることの帰結と言えるが、この点は、障害年金は「稼得能力の喪失又は減少」に対する所得保障給付であると説明しつつ(⇒2(2))、障害年金(障害基礎年金及び障害厚生年金 1 級・2 級)における障害を「日常生活に対する制限」としている日本とは異なっている。

ドイツでは、障害を「一部稼得能力減退」又は「完全稼得能力減退」という概念で捉えており、それぞれを労働時間により定義づけている。すなわち、一部稼得能力減退は、疾病又は機能障害を理由として「一般労働市

場の通常の条件の下で1日3時間以上6時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたってできない」ことを指し、完全稼得能力減退は「一般労働市場の通常の条件の下で1日3時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたってできない」ことを指す。労働時間を基準とした理由については、すべての被保険者について統一かつ平等に稼得能力減退を認定するためであるとの説明がなされている。なお、一部稼得能力減退は、一般労働市場において働くことができることを前提とするが、労働市場の状況により労働市場から1年以上にわたり排除されている場合には、完全稼得能力減退とされる。

フランスも同様に、障害を「稼得・労働能力の減退」として捉えており、私傷病の結果、労働・稼得能力が3分の2以上減退している場合に、障害年金の支給を行うこととしている。労働・稼得能力が3分の2以上減退しているか否かは、従前賃金の3分の1以上を得ることができるか否かによって判断されるが、その際には、残された労働能力、一般的状況、年齢、身体的精神的能力、適性・職業訓練が考慮される。

最後に、スウェーデンでは、傷病補償年金・活動補償金の受給のために、「労働能力が4分の1以上低下していること」が求められている。傷病補償年金については、労働能力の低下が恒久的で、治療やリハビリテーションにより労働能力が回復しないと判定されなければならないとされる一方、活動補償金は、労働能力の低下が1年以上続く場合に支給される。具体的な判断においては、例えば、満額支給の対象となる労働能力の完全又はほぼ完全な低下があるか否かは、残存する労働能力により遂行できる労働がフルタイム労働の8分の1（週5時間）を超えず、かつ当該労働により得られる収入が同じ労働をフルタイムで行って得られる通常の収入の8分の1を超えないことが基準とされており、労働時間や収入がメルクマールとされる。なお、労働能力の低下は、医学的な理由によるものでなければならないとされており、それ以外の事情（年齢、居住環境、教育、活動歴等）は考慮されない。また、労働能力の低下は、労働市場における有償労働（障害者のための労働市場プログラムを通じた雇用も含むが、労働条件・職場環境の調整等があまりに広範かつ重大なものは除かれる）を通じて生計を維持する能力に照らして判定されることとなっている。もっとも、老齢年金の受給開始年齢まで5年以内の年齢に達している者については、同人が経験を有する有償労働や同人がアクセス可能なその他の適切な労働を通じて生計を維持できるか否かが考慮される。

以上の3か国における状況からは、障害年金における障害を「労働・稼得能力の低減」と捉えつつ、その程度については、労働時間ないし賃金を基準として測りうることが示唆される（ドイツでは労働時間が基準とされているものの、それは、労働関係が労働時間とそれに基づく賃金査定により標準化されているため、労働時間か賃金かの相違がそれほど重要性をもたないとも言われている）。また、労働市場の状況や障害者が労働市場において置かれている状況も考慮されうることを指摘できる。障害者に関する雇用政策が実施されていてもなお、障害者が労働市場において不利な立場に置かれていることは考慮すべき事項と言えよう。そして、全体として、障害年金と労働・就労との関係が明確な制度設計になっている点は、今後の日本における障害年金の在り方を考えるうえで、重要な点と言える。

4. 手続き／具体的な認定方法

日本では、申請のあった障害基礎年金については、2017年4月以降、東京にある障害年金センターで一元的に裁定がなされることとなっている。主として認定医が書類のみで審査を行っていること、また、実際の障害認定が機能障害をベースとした医学モデルに基づくこと（結果として、就労に困難のある障害者が障害年金を受給できないケースがあること）が課題として認識されているところである。

この点、ドイツでは、被保険者から障害年金の申請がなされると、年金保険者が稼得能力減退などの支給要

件の審査を行うこととなっている。保険法上の要件(保険料納付済み期間や強制保険料支払い期間)が充足された段階で、年金保険の医師職員(判定医)が稼得能力減退についての社会医学的判定を行う。具体的には、直前に従事していた業務を行う能力を確認した後に、一般労働市場には多様な業務が存在することを前提として、そこで業務に従事する能力が測られる。その際に考慮されるのは、どの程度の肉体労働、作業姿勢、勤務体制が可能であるか(能力の積極面)、及び、精神的な耐久性、感覚器官、運動・姿勢器官、危険・負荷要因に制限があるか(能力の消極面)である。具体的な疾患ごとの社会医学的判定の留意点については、ドイツ年金保険連合が編纂した「年金保険のための社会医学的判定(第7版)」で示されてもいる。

フランスでは、障害年金の支給手続きは、初級疾病保険金庫(Caisse primaire d'assurance maladie。以下「CPAM」という。)が担当している。傷病手当金からの切替えて障害年金が支給されることがほとんどであることから、CPAM がイニシアティブをとって障害年金の支給決定をすることが多いが、CPAM がイニシアティブをとらない場合には、被保険者自身で申請を行うことになる。支給決定の際には、CPAM の顧問医が、当事者と実際に面談をし、医学的側面に加えて社会的・職業的側面についても判断をし(その際の認定基準は用意されていない)、報告書を作成することとなっており、その作成された報告書に対しては、CPAM の内部統制(主任医によるセカンド・オピニオンやスーパービジョンの仕組み)によりチェックが行われる。なお、特に複雑なケースについては、医師以外の者も参加する合議制で障害認定を行うことが、2023 年以降実験的に行われる予定とされている。

スウェーデンでは、傷病補償年金・活動補償金の管理運営を社会保険庁が実施しており、給付に係る事務も行っている。傷病補償年金・活動補償金の支給を希望する者が、医師の意見書を添えて申請書を提出し、社会保険庁の審査担当者が、必要に応じて社会保険庁の医師職員から医学的な助言を得つつ、手続きを進めるが、その際、審査担当者は、被保険者と面談をしたり、被保険者の使用者や主治医等に質問を行ったりすることができる。また、支給決定のために被保険者の心身の機能や活動能力を判定する保険医学的診察が、保健医療サービスを管轄するレギオン(日本の県に相当する広域自治体)の医師や医療専門職により行われることとなっており、加えて、被保険者の障害や労働能力の状態・変化を判定し、様々なリハビリテーションを提案・計画するために、被保険者や社会保険庁及び被保険者の状況に影響を与えうる者が参加する調整会議も開かれる。そして、これらを経て、最終的に社会保険庁の決定者が、受給要件が充足されているかを決定することとなっている。なお、認定基準については、統一的なものは存しないが、傷病手当の支給判定のためのガイドライン(「保険医学的な判断支援」)が参照されることがある。

以上からは、具体的な障害の状態(労働・稼得能力の減退の程度)を測るに際しては、いずれの国においても、医師が重要な役割を果たしていることが分かる。ただ、単に医学的な側面を見るのではなく、それが持つ社会的・職業的な側面についても、判断を加えることが期待されていることがうかがわれる。また、フランスやスウェーデンでは、認定に際し、申請者との面談が行われるなど、申請者の置かれた状況を申請者から確認する機会が用意されている。フランスでは今後、スウェーデンでは既に、医師以外の専門職が認定手続きに関わることもなっている。申請者の置かれた状況を多角的な側面から判断するには、本人さらには医師以外の専門職が支給決定に参加することが重要であることが示唆される。

5. 支給要件の判定日

日本では、障害年金の支給要件(より正確には、被保険者要件/保険料納付要件)の判定日は、障害の原因となる傷病の初診日であるが、いずれの国においても、初診日は判定日とはされていない。

まず、ドイツでは、支給要件の判定日は、稼働能力減退の発生日である。急性の出来事の発生日、症状の悪化日、直近の労働不能の開始日、疾病を理由とする辞職日等の客観的な基準により認定されるが、実務上は、年金保険者の医師職員が稼働能力減退が発生したと判断した日が判定日となることが多いとされる。フランスでは、労働の停止又は障害の確認があった日が被保険者要件等の判定日となっている。フランスの特徴としては、上述のとおり、障害年金の支給の多くが傷病手当金からの切替えであり、支給手続きのイニシアティブは初級疾病保険金庫(CPAM)がとる点も指摘しておきたい。そして、スウェーデンでも、保険事故の発生日は、障害の原因となる傷病の初診日ではなく、医療行為やリハビリテーションがすべて終了し、それでもなお労働能力が低下していると判断された時点である。また、申請日より前 3 か月を超えて、遡って給付を受給することはできないため、申請日が重要な意味を持っている。

6. 支給額の算定方法(支給水準)

障害年金の算定方法、及び、その支給水準は、障害者の生活に直結する重要な論点である。

ドイツでは、障害年金の支給額は、従前生活保障の考え方に基づき、稼働能力減退発生前の保険加入期間と従前所得により決定される。算定方法は、老齢年金と共通であるが、老齢年金の場合と比して保険加入期間が短くなることを勘案して、稼働能力減退発生時から満 67 歳までの期間については、追加的に期間を加算する。最低保障額の設定はないが、これにより低年金となることの防止がなされている。一部稼働能力減退年金の場合は、保険加入期間と従前所得により算出された額の 0.5 倍が支給額となる。また、老齢年金の繰上げ受給との関係で、満 65 歳以前に障害年金を受け取る場合には、月 0.3% ずつの割引がある(最高 10.8%)。結果として(諸々の経過措置があり、実際の計算はより複雑だが)、一部稼働能力減退年金の平均支給月額 は 571 ユーロ、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は 894 ユーロとなっている(既裁定者、2021 年)。

フランスでは、障害年金の支給額は、就労が可能か否か、第三者による介護が必要か否かによって異なっている。就労が可能な者は、カテゴリー1 に分類され、被保険者期間のうちの賃金(保険料賦課の対象となる賃金)の高かった 10 年の平均年収の 30% が支給される。就労は不可能だが、第三者の介護を必要としない者は、カテゴリー2 に分類され、同平均年収の 50% が支給される。最後に、就労が不可能で、かつ、第三者の介護を必要とする者は、カテゴリー3 に分類され、同平均年収の 50% に加えて、第三者介護加算として同平均年収の 40% も支給される。結果として、カテゴリー1 の者には、平均して月額 550 ユーロ、カテゴリー2 の者には月額 840 ユーロ、カテゴリー3 の者には月額 1,860 ユーロが支給されている(2020 年)。

スウェーデンの所得比例の傷病補償年金・活動補償金の支給額は、労働能力の低下によって失われた将来の所得(推定所得)を算定基礎として計算されている。推定所得は、保険事故発生前の一定期間(年齢により 5~8 年)における被保険者の年間総所得(上限あり)に基づいて算出される。また、最終的な支給額は、労働能力の低下の程度に応じて 4 段階に分かれており、①労働能力が完全又はほぼ完全に低下している場合は満額(推定所得の 64.7%)、②労働能力が 4 分の 3 以上低下しているが①に至らない場合は 4 分の 3 の額、③労働能力が 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満低下している場合は半額、④労働能力が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満低下している場合は 4 分の 1 の額となる。他方、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給できない場合、又はその額が最低保障水準を下回る場合には、最低保障の傷病補償年金・活動補償金が支給される。満額時の支給水準は、30 歳に達した月以降は、物価基礎額の 2.78 倍(月額 1 万 2,163 SEK (2023 年))(老齢最低保障年金の給付水準よりも高い水準)で、30 歳未満の者についても、年齢別の最低保障水準が設けられている(年齢が若いほど低い)。最低保障給付の水準は、すべての障害者に正当な生活水準を保障すべきであ

るという考え方にに基づき設計されている。なお、最低保障給付は、保険事故発生前にスウェーデンと一定の結びつきを有していたことを条件として基礎的保障を行うものであるから、その支給額は、被保険者の保険加入期間(⇒3(2))が40年に足りない場合、1年不足するごとに40分の1ずつ減額される。平均すると、傷病補償年金の支給額は、女性で月額9,680SEK、男性で月額1万650SEKであり、活動補償金の支給額は、女性で月額9,004SEK、男性で月額9,064SEKである(2021年)。

介護加算の考え方を導入している国は、フランスのみであるが、いずれの国においても、就労の状況により支給水準を変えている点は共通する。フランスは、労働・稼働能力の3分の2以上の減退を前提として、就労が可能か否かの区別をしているが、ドイツ及びスウェーデンでは、減退の程度が緩やかな場合を想定した形で場合分けがなされており、給付水準もそれに合わせて調整されている(ドイツよりもスウェーデンの方がきめ細やかな場合分けとなっている)。障害者の労働・稼働能力の低減の程度はグラデーションであること、及び、障害者雇用促進策により障害者の労働市場での就労を促進することが求められていることに鑑みると、例えばスウェーデンのようなきめ細やかな段階設定で、障害者の労働・稼働能力の低減の程度に応じた給付水準を用意することが望ましいようにも思われる。

また、最終的な支給水準については、物価の相違や他の社会保障給付(例えば、最低所得給付、住宅手当、福祉サービスに関する給付)の存在等との関係もあり、単純な比較はできないが、老齢年金の給付水準の抑制に連動して障害年金の給付水準も抑制されつつある日本において、参考となる数字が提示されていると言えよう。

7. 受給者が就労した場合の年金への影響

6(支給額の算定方法(支給水準))とも関連するが、障害年金の受給者が就労する場合の障害年金の取扱いは、障害者の雇用促進とも絡んで重要な意味を持つ。実際のところ、ドイツでは、障害年金の受給者の労働市場への再統合が課題とされているところでもある。

ドイツでは、特に一部稼働能力減退の場合は、労働市場で働くことが想定されており、一部稼働能力減退年金を受給しながら、例えばパートタイム勤務を行うことができる。就労することで得る追加報酬が、年間の限度額を超えない限り、障害年金は満額で支給される。完全稼働能力減退年金の追加報酬限度額は、1日3時間未満という稼働能力の制限に配慮して、年額で平均報酬月額⁶の14倍の8分の3(2023年で1万7,823.75ユーロ)とされており、一部稼働能力減退年金については、稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイント⁶に平均報酬月額の9.72を乗じて得た額(ただし、最低でも平均報酬月額の14倍の8分の6)とされる。限度額を超えると、超える額の12分の1の40%が障害年金から控除される。

フランスでは、とりわけカテゴリー1の者について、就労することが想定されている。就労している場合には、通常6か月に一度の受給権の確認も3か月ごとに行われる。障害の状態が改善し、就労を再開した場合には、年金の全部又は一部が支給停止とされ、稼働能力が50%を超えるようになった場合には、支給の停止又は廃止がなされる(障害の状態の改善が恒久的ではないと判断される場合には停止、恒久的であると判断される場合には廃止となる)。ただし、治療を受けていたり、研修・職業訓練を受けている場合等は、障害年金の50%までの範囲で一部受給も可能である。

⁶ 例えば、保険料納付期間の報酬ポイントは、被保険者個人の報酬を全被保険者の平均報酬で除した数値である。

スウェーデンでは、傷病補償年金・活動補償金の受給者が、支給決定時に失われたものと判定された労働能力を活用して有償労働をする場合には、有償労働がなされているのと同じ期間・程度について傷病補償年金・活動補償金を受給する権利を有しないとされる。例えば、満額の傷病補償年金・活動補償金の受給者は、週5時間以内の労働で、かつ収入が当該労働にフルタイムで従事して得られる通常の収入の8分の1以下である場合には、給付を受給しながら就労できるが、この程度を超えて就労する場合は受給権の再審査が行われ、労働能力の回復の程度に応じて傷病補償年金・活動補償金の減額又は支給停止がなされる。もっとも、受給者の労働生活への復帰の促進のために、一定期間は、受給権を失わずに就労を試すことができる。また、就労期間中は、その就労の程度に応じて休止された傷病補償年金・活動補償金の25%に相当する額が支給される。

以上のような各国における取扱いからは、障害者の就労インセンティブへの配慮が見受けられる。すなわち、①一定額までは障害年金を減額されることなく、就労所得を得られるとすること、②所得が一定額を超える場合にも、障害年金を一部停止(一部給付)ないし停止とし、受給権そのものは維持させること、③就労所得の一部については収入から控除すること等が就労インセンティブに配慮するための措置として考えられる。また、労働・稼働能力が回復した場合にも、職業訓練を受ける間は障害年金を一部支給する措置は、障害者の労働市場への(再)参入を支援する措置と言えよう。日本の障害年金制度は、20歳以上に初診日がある者については、就労の有無は障害年金の支給に影響を与えないが、仮に就労との関係を重視した制度設計とするならば、障害者の就労インセンティブに配慮する措置は、重要な検討課題となりうる。

8. 支給期間

障害の状態は、症状が固定した状態であり、不変であると考えられてきたが、近年では、障害の状態は可変的であるとの考え方が広まってきている。障害の状態が変わりうるものであることを前提とすると、その支給期間をどのように設定するのも、重要な論点となりうる。

ドイツでは、障害年金の支給期間は原則として3年である。しかし、労働市場の状態にかかわらず、もっぱら健康上の理由に基づく稼働能力減退の場合で、かつ、稼働能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を定めずに支給される。また、支給期間が合計9年となった場合には、期間を定めずに支給されることとなる。一方、稼働能力の改善により支給要件が消滅した場合には、障害年金の支給は終了する。

フランスでは、障害年金の受給権は終身のものではないとされ、毎年、支払機関であるCPAMにより確認がなされることとなっている(上述のように、就労している場合には3か月ごとに確認がなされる)。

スウェーデンの傷病補償年金も、期間の定めのない給付であるが、その支給決定後、被保険者が61歳に達するまでは、少なくとも3年に一度、社会保険庁は被保険者の労働能力の追跡調査をしなければならない。他方、活動補償金は、有期給付であり、一度の支給決定は3年を超えることはできないとされる。

障害者が負う行政手続き上の負担に配慮して、期間の定めのない給付を一部で認めつつ、就労の状況との関係で給付内容(給付水準)が異なる場合には、特に障害者の就労を促す観点から、有効期間を設けることも選択肢であると言えよう。

9. 財源

障害年金は、社会保険の仕組みの中で支給されることから、いずれの国においても、保険料が財源となっている。ただし、保険料収入を補足するため、税財源も多く投入されている。

ドイツでは、障害年金の支出総額は、210 億 290 万ユーロに及んでいる(2021 年)。その主な財源は、労使が負担する保険料であり、収入全体の約 4 分の 3 を占めている。残りは、連邦からの補助で賄われる。

フランスでも、同様に保険料が重要な税源となっている。ただ、疾病保険においては、財源の租税代替化が進んでおり、その過程で 2018 年以降は保険料の労働者負担分はなくなっている。そして、2022 年現在、疾病保険財政に占める保険料収入の割合は 4 割弱にすぎない状況となっている。障害年金の給付額は、82 億ユーロであり(2021 年)、ドイツと比較すると少ないが、フランスでは、成人障害者手当(AAH)の給付額が 112 億ユーロと大きく、これが障害者の所得保障のために果たしている役割が大きい(2021 年)。

スウェーデンの場合は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金と、最低保障の傷病補償年金・活動補償金とで、異なる財源となっている。すなわち、前者が、使用者及び自営業者が負担する疾病保険料により賄われているのに対し、後者の財源は国庫負担(租税)である。傷病補償年金の給付総額は約 276 億 SEK、活動補償金の給付総額は約 34 億 SEK である(2021 年)。

なお、日本では、障害年金の支給に約 2 兆 1,910 億円が使われているが⁷、日本の人口規模に鑑みると、相対的に予算規模は大きくないと言える。

10. 障害年金を補足する最低所得保障給付

以上は、障害年金についての記述であるが、ドイツ及びフランスにおいては、受給者数の面でも、社会扶助に属する最低所得保障給付も重要な役割を果たしていることから、若干の言及をしておきたい。実際のところ、ドイツでは、約 53 万 3,600 人が障害時基礎保障を受給しており(2021 年)、フランスでは障害年金(約 83 万 1,000 人(2020 年))よりも多い、約 125 万人が AAH を受給している(2021 年)。特にフランスでは、障害者に対する所得保障の仕組みとしては、障害年金よりも AAH が果たす役割の方が大きいことがうかがえる。

(1) 最低所得保障給付の支給要件

ドイツの障害時基礎保障は、①ドイツ国内に通常の居所を有していること、②永続的に完全稼働能力減退であること、③所得及び資産によって生活費を賄うことができないことを要件として支給される。家族等から必要な給付を受けることができる者は社会扶助を受けられない。また、1 日 3 時間以上稼働活動に従事することができる場合には、障害時基礎保障ではなく求職者基礎保障の対象となり、扶助給付を受給しつつ、就労支援を受けることとなる。なお、所得・資産については、同居の配偶者又は生活パートナーの所得・資産も考慮されるが、受給者の就労インセンティブに配慮して、その自営・非自営による所得の 30%が控除される。

フランスでは、原則として 20 歳以上の者を AAH の支給対象とし、障害率が 80%以上である、又は、障害率が 50~79%で 1 年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に制限されている場合に、所得要件の下で給付が行われる。支給に際し考慮される所得には、配偶者・パートナーの収入が含まれていたが、2023 年 10 月以降は、受給者本人の収入のみが考慮されることとなった。また、就労所得については、一定の控除が行われることになっており(控除率:月額 512.79 ユーロまでは 80%、月額 512.79 ユーロを超える場合は 40%)、AAH 受給者の就労インセンティブへの配慮がみられる。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「令和 2 年度社会保障費用統計」(https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R02/fsss_R02.html)集計表 1

(2) 最低所得保障額

ドイツの障害時基礎保障の支給額は、障害者の需要に即して算定される。この需要には、必要生計費に関する基準需要段階による基準額、障害者に対する増加需要、疾病保険・介護保険のための保険料負担、住居及び暖房のための適切な実費が含まれる。基準額は、居宅で単身生活する成人については月 502 ユーロ、配偶者又は生活パートナーと生活する成人については 451 ユーロとされており(2023 年)、完全稼得能力減退による増加需要として、適用される基準額の 17%が加味される。

他方、フランスの AAH は、生活の基本的部分を保障するための給付と位置付けられており(障害に起因する特別な費用を保障する給付として、別途障害補償給付(PCH;Préstation de compensation du handicap)がある)、満額で月 971.37 ユーロ(2023 年 4 月)が支給される。障害年金(カテゴリー1 及び 2)の平均支給額よりも高いことから、障害年金を補足して AAH を受給する者も多いと思われる。

11. 受給者の動向

日本では、人口約 1 億 2,507 万に対して、約 231 万の障害年金受給者(2021 年 3 月末)⁸がいるが、最後に、各国における障害年金の受給者の動向についても確認しておきたい。

ドイツでは、人口 8,322 万に対し、約 181 万人が障害年金を受給している(2021 年)。一部稼得能力減退年金の受給者が約 8 万 7,500 人であるのに対し、完全稼得能力減退年金の受給者が約 171 万 6,700 人で、完全稼得能力減退年金の受給者が大半を占めている。新規裁定者の平均年齢は 53.6 歳で、精神疾患を有する者が約 4 割を占めているという特徴もある。

フランスでは、人口約 6,804 万人(2023 年)に対し、約 83 万 1,000 人が障害年金を受給している(2020 年)(上述のとおり、約 125 万人(2021 年)が AAH を受給していることにも留意が必要である。AAH の受給者は、制度発足以降、増加し続けている)。そのうちの約 4 分の 3 が、就労ができない者を対象とする障害年金(カテゴリー2 及び 3)を受給している。障害年金の受給者は、年齢と共に増大する傾向にあり、老齢年金に切り替わる前の 61 歳で、人口の約 9%が障害年金を受給している。また、年齢とともに、就労可能なカテゴリー1 の受給者は減り、就労ができないカテゴリー2 の受給者が増える傾向がみられる。

スウェーデンでは、人口 1,025 万に対し、約 22 万 2,000 人が傷病補償年金を、約 2 万 8,900 人が活動補償年金を受給している(2021 年)。人口の約 4%が受給をしており、年齢が高くなるほど受給者が人口に占める割合は高くなっている。傷病補償年金の受給者は、受給者の老齢年金受給開始年齢の到達や支給要件の厳格化により、減少傾向がみられる。傷病補償年金の受給者のうち、若年層では満額の傷病補償年金を受給する者が多いが、高齢層では部分給付の受給者が多くなる。ただ、年齢が上がるほど、所得比例給付の受給権を獲得する機会があるため、平均支給額は高くなる。最低保障給付のみの受給者が占める割合は上昇傾向にあり、特に、活動補償金の受給者の多くが、就労に基づく保険給付の受給権を獲得できないことを理由として、最低保障給付のみを受給している。また、スウェーデンでも、性別・年齢を問わず、精神疾患を理由とする受給が多くなっており、特に若年層ほど精神疾患が占める割合が高いこととなっている。

フランスは、障害種別ごとの統計を持たないが、ドイツ及びスウェーデンにおいては、精神障害者の受給が

⁸「厚生年金保険・国民年金事業年報(令和 3 年度)」
(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/dl/gaiyou_r03.pdf) 3 頁。

増大する傾向が見られ、日本における状況と重なる⁹。また、当然のことのようにも思われるが、年齢とともに障害年金の受給者が増大するのは、いずれの国にも共通する特徴である。

⁹ 日本では、障害基礎年金の新規裁定者の約 8 割が精神障害・知的障害である。日本年金機構「障害年金業務統計(令和 3 年度決定分)」(2022 年)3 頁。

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

就職氷河期世代の所得格差¹

研究分担者 四方理人(関西学院大学准教授)

1. はじめに

就職氷河期世代(以下、氷河期世代)とは、明確な定義が存在するわけではないが、バブル崩壊後の新規学卒採用が特に厳しかった1993年から2004年頃に学校卒業期を迎えた世代とされる(堀 2019, 竹森ほか 2019)。日本においては、新規学卒一括採用の雇用慣行により、学卒時の労働市場の環境が悪い場合において良好な雇用機会に恵まれず、生涯にわたって労働市場に不利な影響がある(玄田 1997)。氷河期世代は、学卒時の失業率が高く、有効求人倍率も低い環境であったことに加え、非正規雇用が拡大する時期にも当たっており、仕事に就いたとしても、低賃金になりやすい傾向にあった(太田ほか 2007)。そのうえ、この世代は、ちょうど団塊ジュニア世代にも当たり人口規模が大きいために、良好な雇用機会にあふれやすいため、無業者も多くなっている。一方、2005年以降は、景気がやや回復し、団塊の世代が労働市場を退出する時期も重なったことにより新規学卒者の就職状況が好転したが、氷河期世代はその後厳しい労働市場の環境にあったとされる(堀 2019)。

一方で、氷河期世代においては、賃金や雇用機会といった労働市場の変化だけでなく、未婚化や出生率の低下といった人口要因の変化も経験している。未婚のまま親と同居し続ける若者の増加は、結婚せずに親の経済力を享受する「パラサイト・シングル」との認識もあった(山田 1999)。本人が経済的に不安定であったとしても、経済的に安定した親との同居により、世帯で見ると低い所得になるとは限らない。氷河期世代の厳しい労働市場の環境が、直接的に可処分所得の低下や世帯でみた所得格差の拡大につながるかどうかは、検証する必要がある。

本稿では実際に氷河期世代がその前後の世代と比較して、不利な状況にあったかについて考察を行う。年功賃金の賃金体系では、20代では低い賃金であり、40代から50代前半で高い賃金水準となる。そのため、特定の世代が不利かどうかは、ある程度の年齢に達しないと判断が難しいと言えるが、氷河期世代は、2020年前後で30代後半から40代となっており、十分に検証が可能な年齢に達している。

ただし、世代についての分析には方法論的に困難がある。調査年と年齢とコホートは二つが決

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

まると他の一つも決まってしまう関係にあるため、3つの効果を同時に識別することはできない。たとえば、年齢別の所得に対するコホートの効果は、調査年の効果と同じになってしまう。そのため、本稿では多変量解析などの手法は用いず、コホート別にみた相対所得やジニ係数を推計する記述的な分析を行う。

2. 使用データと分析手法

使用データは、1986年から現在まで厚生労働省により実施されてきた「国民生活基礎調査」である。同調査は毎年実施されているが、3年ごとの大規模調査における所得調査を用いる。大規模調査年の所得票は、毎回約5万世帯が対象とされている。本研究では、出生年を6か年で区分したコホートの推移をみるため、1989年から2019年にかけての6時点を6歳階級でつないだ疑似コホートによる分析を行う。年齢については、世帯主年齢ではなく本人の満年齢を用いている。年齢は、24-29歳、30-35歳、36-41歳、42-47歳、48-53歳、54-59歳に区分している。59歳までとした理由は、本研究は比較的若い世代を対象としている点と、過去の定年退職年齢が一般的に60歳であり、60歳以上については近年の高齢者雇用の進展影響が強く出ることが考えられるためである。24歳以上を対象とする理由は、それより若い年齢層では学生が多く含まれるため、大学進学率の上昇による年齢内における学生の割合が直接所得や就労率に影響すると考えられるためである。コホートは、1936-41年、1942-47年、1948-53年、1954-59年、1960-65年、1966-71年、1972-77年、1978-83年、1984-89年、1990-96年の生まれに設定した。これは、年齢区分の設定に対応してのものである。ここで、1972-77年と1978-83年生まれが氷河期世代に当たる。

次に、定義の所得は、以下となる。

労働所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

社会保障所得＝公的年金・恩給＋雇用保険＋児童手当等＋その他の社会保障給付

可処分所得＝労働所得＋社会保障所得＋その他の所得(利子・地代、仕送り、企業年金・個人年金等)－税・社会保険料

そして、「可処分所得」については、世帯人員数の平方根で除した等価可処分所得を用いて個人当たりの所得水準として分析を行う。また、「労働所得」と「その他の所得」は、各世帯員の所得として特定できる。そこで、世帯所得を「個人の労働所得」、「その他の個人所得」、「家族の所得」、「社会保障所得」に世帯内の所得要素として区分することができ、そのシェアの変化についても考察を行う。

3. コホート別労働所得の分析

図1は、コホート別の就業率の推移である。まず、男性において、24-29歳では1972-77年および1978-83年生まれである氷河期世代の就労率はその前後の世代より低い就労率にあるとは言えない。1960-65年生まれよりは低い水準となっているが、1966-71年生まれと近い就労率となっている。

る。しかしながら、30-35 歳では、氷河期世代は、前の世代より 4~5%ポイントほど低い就業率となっている。そして、1972-77 年生まれでは 30 代後半でも前の世代より低い就業率となっているものの、1978-83 年生まれは 30 代後半でやや就業率が上昇したため、氷河期世代の前の世代との差は小さくなっている。

次に女性については、24-29 歳においても 30-35 歳においても若いコホートほど就業率が上昇している。そのため、氷河期世代はそれ以前の世代より就業率が高くなっている。また、その傾向は氷河期世代の後の 1984-89 年生まれで顕著であり、30-35 歳での就業率がこの世代は前の世代より 10%ポイント程度高くなっている。

そして、男女別にみると 24-29 歳では氷河期世代の就業率は前の世代より高いが、30-35 歳では氷河期世代の男性の就業率の低下と女性の就業率上昇が合わさり、すぐ前の就業率と同じ水準となっている。

図 1 コホート別就業率の推移

図 2 と図 3 は、コホート別に平均労働所得をみたものである。各年齢層における平均を 24-59 歳の男女計の平均で除した相対指標とした。図 2 は、労働所得が 0 となる者を含んだ平均値であり、図 3 はそれらを含めないものとなっている。いずれの図でも男性は年齢が上がるにつれ労働所得の水準が高くなっているが、女性は年齢が上昇しても労働所得はほとんど上昇しないと言える。男女ともに平均労働所得は、男女計の平均値との比で表しているため、この図から男女の大きな労働所得の格差もみてとれる。

所得 0 を含んだ図 2 からは、男性では 30 代後半以降に氷河期世代の労働所得が前の世代より低くなっていることがみてとれる。一方、同じく女性については、30 代前半から後半にかけて、氷河期世代の平均労働所得が前の世代より高くなっている。すなわち、男性では氷河期世代の平均労働所得は前の世代より低い、女性では前の世代より高くなっている。結果として男女計では、氷河期世代の平均労働所得は、前の世代より 30 代後半でやや低くなっているものの大きな差がないと言えるだろう。

図 3 は、労働所得 0 の者を除いた年齢ごとにみたコホート別平均労働所得である。男女共に、図 2 とは異なり、氷河期世代とその他の世代で大きな差はみてとることができない。したがって、図 2 でみた男性の氷河期世代における 30 代後半以降の相対平均労働所得の低下は、主に就業率の差に起因していると考えられる。女性についても、近年の労働所得の上昇は、就業率上昇が主な要因であると言える。

図 2 コホート別、所得 0 を含む平均労働所得：対各年の 24-59 歳男女計の平均値

図 3 コホート別、所得 0 を除く平均労働所得：対各年の 24-59 歳の男女計の平均値

図 4 は、労働所得が 0 となる場合も含む、ジニ係数である。男性については、40 代以下の年齢層で若いコホートほどジニ係数が大きくなっている。特に、24-29 歳ではその変化が顕著である。したがって、氷河期世代は前の世代と比較して世代内所得格差が大きくなっていると言える。ただし、氷河期世代より後の 1984 年生まれ以降のコホートは、氷河期世代より 24-29 歳でのジニ係数が大きくなっている。女性については、どの年齢層でも若いコホートほどジニ係数が低下する傾向にある。これは、就業率が上昇することで労働所得が 0 の女性が減少したことによる。そして、年齢別のジニ係数における男性での拡大傾向と、女性での縮小傾向が相殺され、男女計ではコホートによる差がほとんどみられない。ただし、30-35 歳において 1984-89 年生まれでジニ係数が低下している。

図 5 は、労働所得が 0 となる場合を除いたジニ係数である。こちらは、男女ともに年齢が上昇するにつれジニ係数が高くなる傾向がみとれる。年齢内ジニ係数の変化については、1972-77 年生まれのコホートでは、24-29 歳と 36-41 歳において前の世代よりやや高くなっている。そして、1978-83 年生まれのコホートは、より顕著にジニ係数が上昇していることがみとれる。したがって、無業等による労働所得が 0 となる者を除いた場合でも、氷河期世代の労働所得の格差は前の世代より大きくなっている。ただし、氷河期世代より後の 1984 年以降生まれのコホートも同様に高いジニ係数となっている。

一方、女性については、氷河期世代のジニ係数は他の世代と大きな差はないと言える。したがって、図 4 でみた女性の氷河期世代の労働所得のジニ係数の大きな低下は、無業の割合が低下したことによると考えられる。

最後に男女計でみた年齢別の労働所得のジニ係数は、男性におけるジニ係数の上昇を反映し、前の世代より氷河期世代で高い水準となっている。ここでも、氷河期世代の後の世代は、氷河期世代と同様の格差の水準となっているため、氷河期世代だけが高い所得格差を経験しているわけではない。

このように、労働所得でみる場合、年齢別就業率の男性での低下と女性での上昇を反映し、氷河期世代の相対労働所得は男で低下し、女性で上昇している。ただし、無業等による労働所得が 0 となる者を除くと、男女ともに氷河期世代の労働所得は前の世代より低い水準にあるとは言えない。一方、労働所得格差については、男性では労働所得が 0 になる者を含んだ場合でも、含まない場合でも氷河期世代は前の世代よりジニ係数が大きくなっている。女性においては、労働所得が 0 となる者を含むと氷河期世代の労働所得格差は縮小するが含まない場合は他の世代と同様の水準の格差となっている。

図 4 コホート別、所得 0 を含む労働所得のジニ係数

図 5 コホート別、所得 0 を除く労働所得のジニ係数

4. コホート別にみた可処分所得の分析

図6は、年齢別に各コホートの等価可処分所得でみた相対所得の推移である。等価可処分所得は、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで、個人当たりの所得でみた厚生水準と考えることができる。また、その値を各年の男女計の平均値で割ることで、各年における相対的な水準に変換している。年齢別にみると、男女ともに24-29歳で1あたりの水準で、30代および40代前半で1を下回り、40代後半で再び1を上回る。30代および40代で等価可処分所得が低下する理由は、夫婦になった後子どもが生まれることにより、同じ収入でも等価可処分所得は低下することが考えられる。その後、50代後半の等価可処分所得は、男性でやや上昇するものの、女性ではやや低下する。これは、女性の配偶者となる男性が年上となる場合が多く、配偶者が退職年齢となることで女性の等価可処分所得が低下すると考えられる。

コホート別の推移をみると、男女別の等価可処分所得の水準は、各年齢でほとんど変化がないが、男性の氷河期世代で30-35歳の等価可処分所得が前の世代よりやや上昇している。男女計でみると、30代において氷河期世代以降の世代で等価可処分所得の水準が前の世代より高くなっている。その理由として、未婚化や少子化により世帯人員数が減少することで、一人当たりの等価可処分所得が高くなるためであろう。

図6 コホート別、等価可処分所得の相対所得:対各年の24-59歳男女計の平均値

図7は、等価可処分所得のジニ係数の推移である。男女ともにジニ係数は、24-29歳および54-59歳で高い水準にあり、30代で低くなるU字の形状となっている。24-29歳は、労働所得でのジニ係数が低いにもかかわらず、等価可処分所得でのジニ係数が高い。その理由は、この年齢層の未婚者の多くが親と同居しており、親世代である50代の所得格差が反映されるためである。

年齢別のジニ係数の推移をみると男女ともに24-29歳で1972-77年生まれのコホートにおけるジニ係数が他の世代より高くなっている。この世代の男性のジニ係数は30-35歳になると一つ前の世代である1966-71年生まれと同じ水準となるが、36-41歳では再び前の世代より高いジニ係数となる。女性では氷河期世代より前の世代である1967-71年生まれが30-35歳で高いジニ係数となっているため、氷河期世代のジニ係数がその世代より高いわけではない。しかしながら、より若い1984-89年生まれのジニ係数はいずれの年齢でも氷河期世代よりジニ係数が低くなっている。

男女計でみると、1972-77年生まれと1978-83年生まれの氷河期世代は、他の世代より24-29歳と36-41歳でジニ係数が高くなっている。特に、他の世代とは異なり1978-83年生まれでは30-35歳から36-41歳にかけてジニ係数が上昇している。このように、等価可処分所得でみた場合、氷河期世代は20代後半と30代後半において他の世代より所得格差が大きくなっている。

図7 コホート別、等価可処分のジニ係数

図8は、世帯所得に占める本人の個人所得と同居する家族の収入および社会保障収入の割合

である。個人所得については、労働所得のほかにその他の個人所得を掲載しているが、それらは非常に小さい割合で無視できる。男性では、20代後半から40代にかけて本人の労働収入のシェアが低下している。24-29歳の男性では、氷河期世代以降、労働所得と等価可処分所得のジニ係数が高まっていることから、親や配偶者の所得割合の上昇は世帯でみた所得格差を拡大させた可能性がある。30-35歳では、1972-77年生まれ以降の氷河期世代において急速に男性本人の労働所得のシェアが低下している。ただし、この年齢層では等価可処分所得のジニ係数は上昇しておらず、配偶者の収入の増加や未婚者の親との同居割合の上昇が所得格差に与える影響は大きくないだろう。36-41歳と42-47歳においても、1972年生まれ以降の氷河期世代の男性本人の労働所得が世帯所得に占める割合が低下している。この世代の男性の等価可処分所得は、低下していないことから、男性の労働所得の低下に対し、家族収入を増やすことで可処分所得の低下を免れていたと考えられる。ただし、36-41歳において氷河期世代が等価可処分所得のジニ係数が上昇していることから、家族の収入が男性の労働所得における格差拡大を相殺するようには働いていない。

次に、女性における本人の個人所得と家族の収入等の対世帯所得シェアについては、男性と異なり、どの年齢層でも個人労働所得のシェアが上昇している。ただし、それでもそのシェアは男性の3分の1にも満たない。女性の労働所得のジニ係数は、氷河期世代以降の世代で大きく低下したが、等価可処分所得のジニ係数は1972-77年生まれの世代においては前の世代より大きくなっていった。配偶者との所得の組合せや未婚化による親との同居の増加といった家族収入の変化が世帯でみた所得格差を拡大させていると考えられる。

最後に男女計でみると、個人労働所得のシェアは、男性での低下と女性での上昇が合わさりどの年齢でも変化が小さい。男性の労働所得のシェアの低下が、女性のそれの上昇により相殺され、個人の労働所得のシェアは変化していないと考えられる。しかしながら、氷河期世代において、20代後半と30代後半で他の世代より高い可処分所得の格差を経験しており、主に男性で無業が増えたことによる労働所得の格差拡大が、他の世帯員、特に女性の労働所得の上昇によって相殺されなかったと言える。

図8 年齢、コホート別にみた所得要素の割合

5. おわりに

本研究では、1990年代中ごろから2000年代中ごろに学卒年齢に達する1972年から1983年生まれを就職氷河期世代とし、その前後の世代と比較して、労働所得と世帯の可処分所得が相対的に低下しているのか、また、世代内の所得格差が拡大しているのかについて男女別に検討を行った。

まず、労働所得については、氷河期世代の男性では、前の世代と比較して、就業率の低下により相対所得が低下し、世代内格差も大きくなっていった。そのうえ、就業している者の中でも氷河期世代は前の世代より大きな労働所得の格差を経験した。逆に氷河期世代の女性においては、就

業率の上昇を反映して、前の世代より労働所得が相対的に上昇し、世代内格差も縮小している。なお、労働所得を得ている者だけを対象とした場合、氷河期世代の男性の年齢別の労働所得が他の世代より低いわけではなかった。この分析結果は、「賃金構造基本調査」の所定内給与を用いた Lise et.al.(2014)が示す男性の 1970 年代生まれの年齢別賃金とその前のコホートの賃金より低下しているという結果と異なる。これは、Lise et.al. (2014)が消費者物価指数を用いた実質賃金で比較している一方、本研究では、労働所得を各年の(男女計の)平均との比から相対所得として示している点による。実質賃金で見ると、氷河期世代の労働所得は男性においても低下しているが、日本全体の労働所得も低下しているため、相対所得で見ると氷河期世代であっても有業者の所得水準が低いとは言えない。

氷河期世代においては、男性は、無業割合の高まりにより労働所得の相対的な低下と格差の拡大を経験する一方、女性は労働所得の相対的な上昇と格差の縮小を経験した。しかしながら、世帯でみた等価可処分所得においては、男女ともに氷河期世代の相対所得の水準が他の世代と大きく異なるわけではない。その一方、等価可処分所得の世代内格差は、男女ともに 20 代後半と 30 代後半において前後の世代より大きくなっている。このように、氷河期世代は、可処分所得の格差も大きくなっている。その理由として、労働所得の変化だけではなく、20 代後半では未婚化および親との同居の変化や 30 代後半における夫婦の所得の組合せの影響があると考えられる。それらは、所得格差に対する人口学的な要因についての研究になるが、今後の課題である。

就職氷河期世代は、現在 40 代に到達しており、公的年金の受給開始年齢に達するまであと 20 年程度となっている。特に男性においては、労働所得が低く、その格差も大きい。現在、氷河期世代は、家族の収入により可処分所得は他の世代と平均的には遜色ない水準となっているため、この世代の貧困や低所得の問題は見えにくくなっている。しかしながら、この世代の男性の労働所得の低さは、将来の低い年金水準につながり、労働所得の格差が大きいことで、年金額の格差も大きくなると考えられる。特にこの世代の男性は、30 代での無業割合が高かったことから、厚生年金保険料を負担できておらず、国民年金保険料の未納が多くなっている。そのため、氷河期世代のなかで低年金者の増加が懸念されるが、この世代は、団塊ジュニア世代に当たっており、人口規模がその後の世代より非常に大きいので、低年金問題はより深刻となるだろう。

参考文献

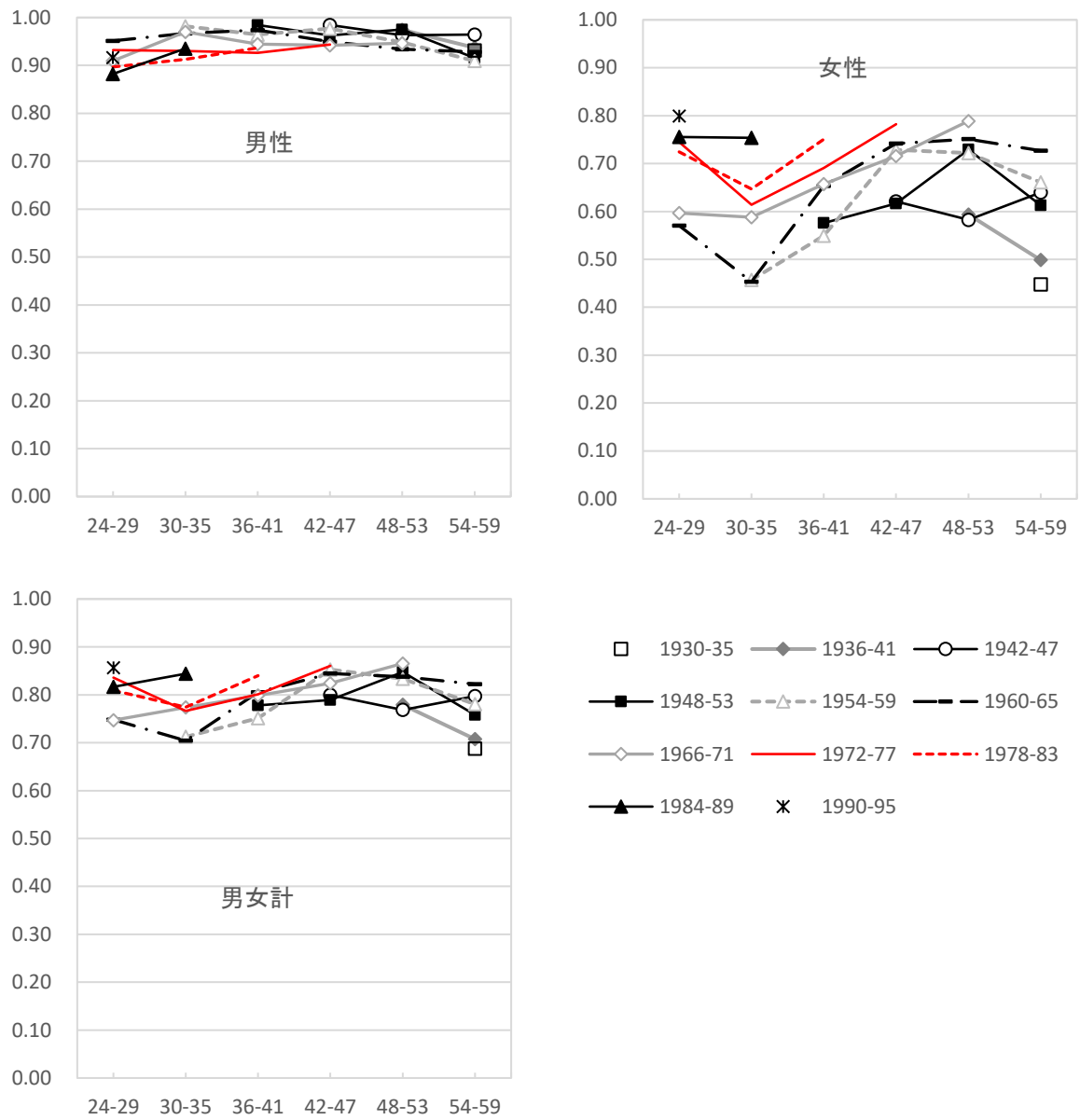
- 玄田有史(1997)「チャンスは一度--世代と賃金格差」『日本労働研究雑誌』39(10), 2-12.
- 堀有喜衣(2019)「就職氷河期世代」の現在—移行研究からの検討」『日本労働研究雑誌』61(5), 17-27.
- Lise, Jeremy, Nao Sudo, Michio Suzuki, Ken Yamada, and Tomoaki Yamada. (2014) “Wage, Income and Consumption Inequality in Japan, 1981–2008: From Boom to Lost Decades.” *Review of Economic Dynamics* 17(4):582–612. doi: 10.1016/j.red.2014.01.001.
- 太田聡一、玄田有史、近藤絢子(2007)「溶けない氷河—世代効果の展望」『日本労働研究雑

誌』No.569、pp.4-16.

竹森俊平,中西宏明,新浪剛史,柳川範之(2019)「就職氷河期世代の人生再設計に向けて」(経済財政諮問会議資料,2019年4月10日)。

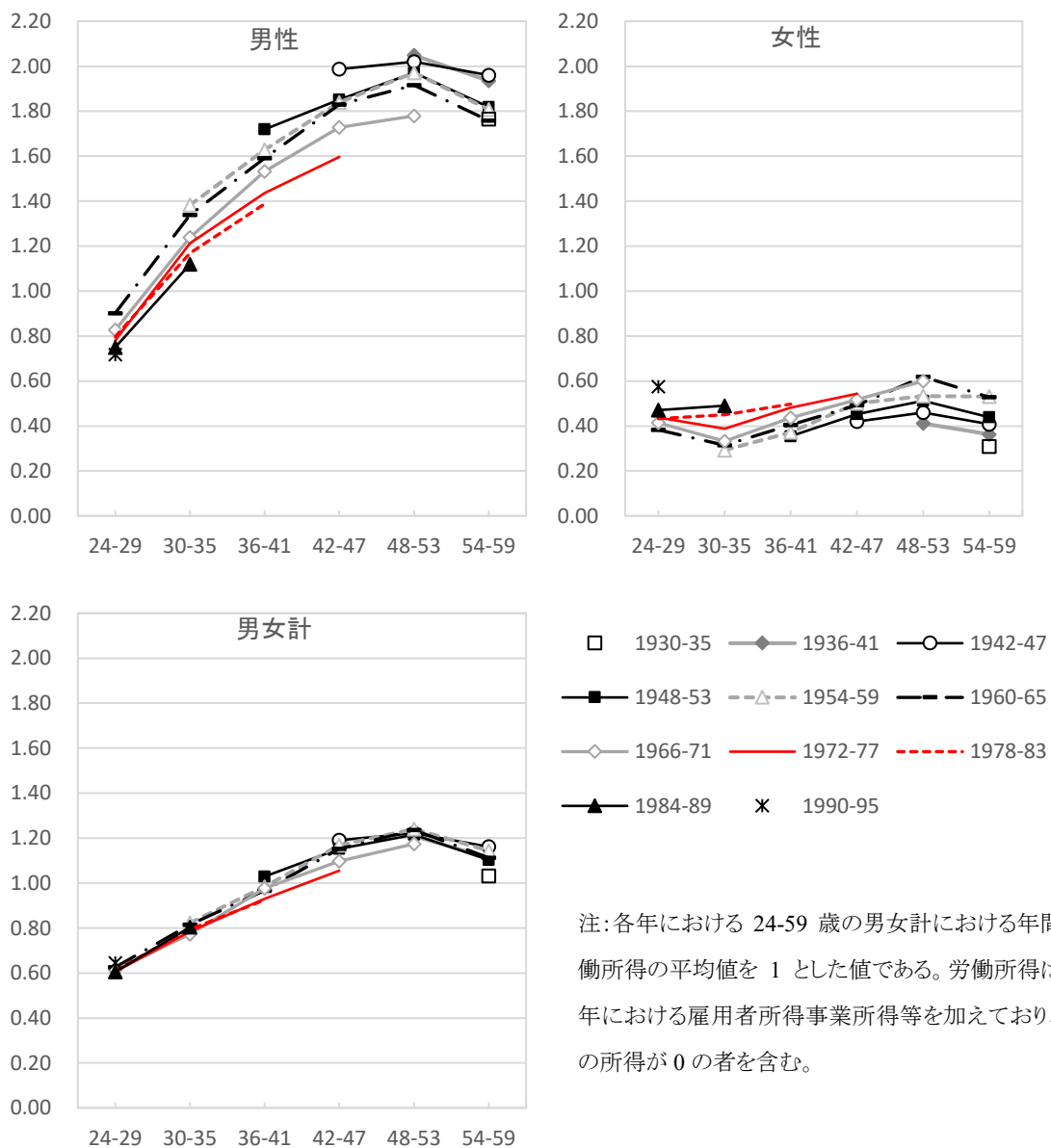
山田昌弘(1999)『パラサイト・シングル時代』(ちくま新書)

図1 コホート別就業率の推移



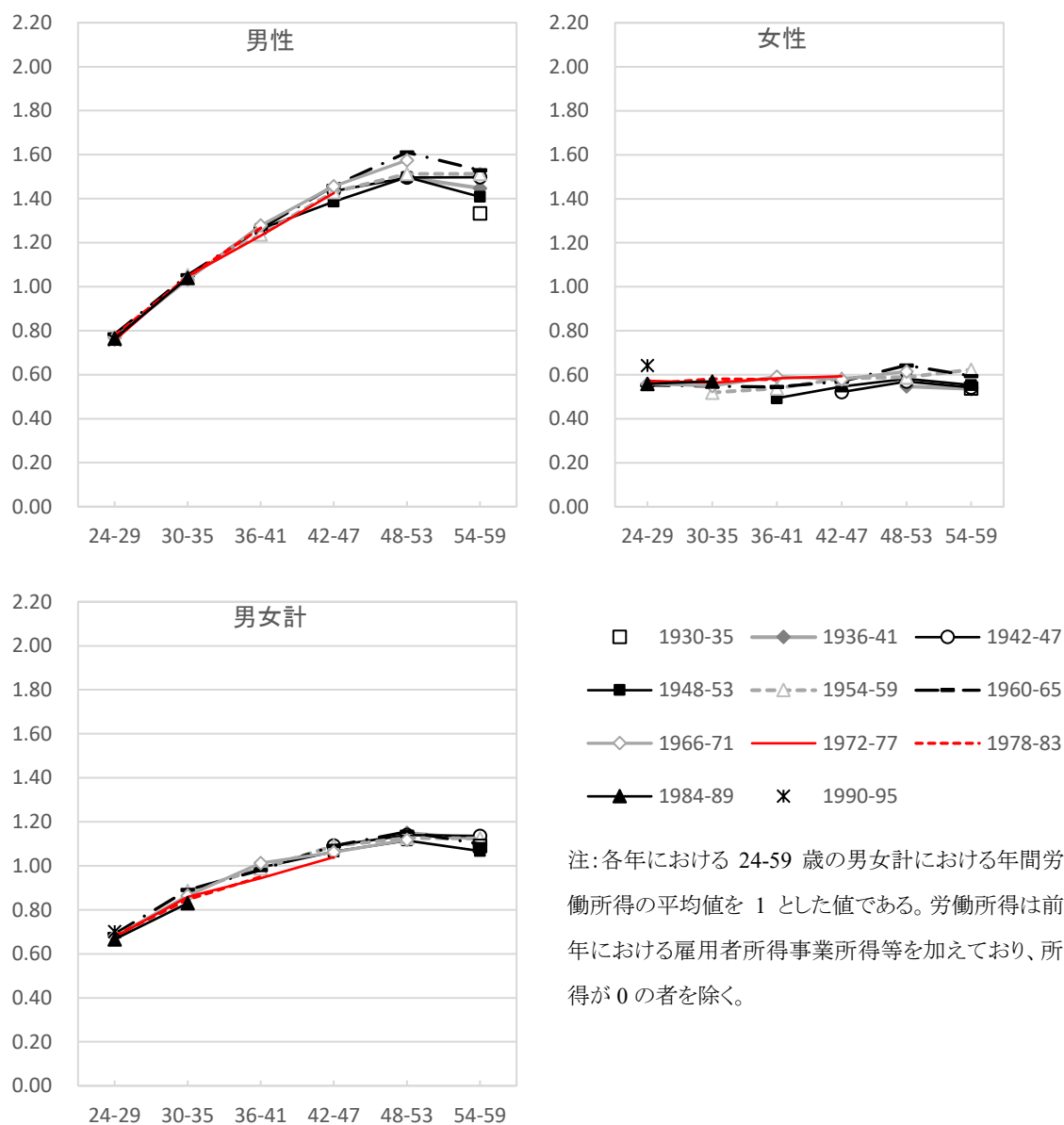
出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

図2 コホート別、所得0を含む平均労働所得:対各年の24-59歳男女計の平均値



出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

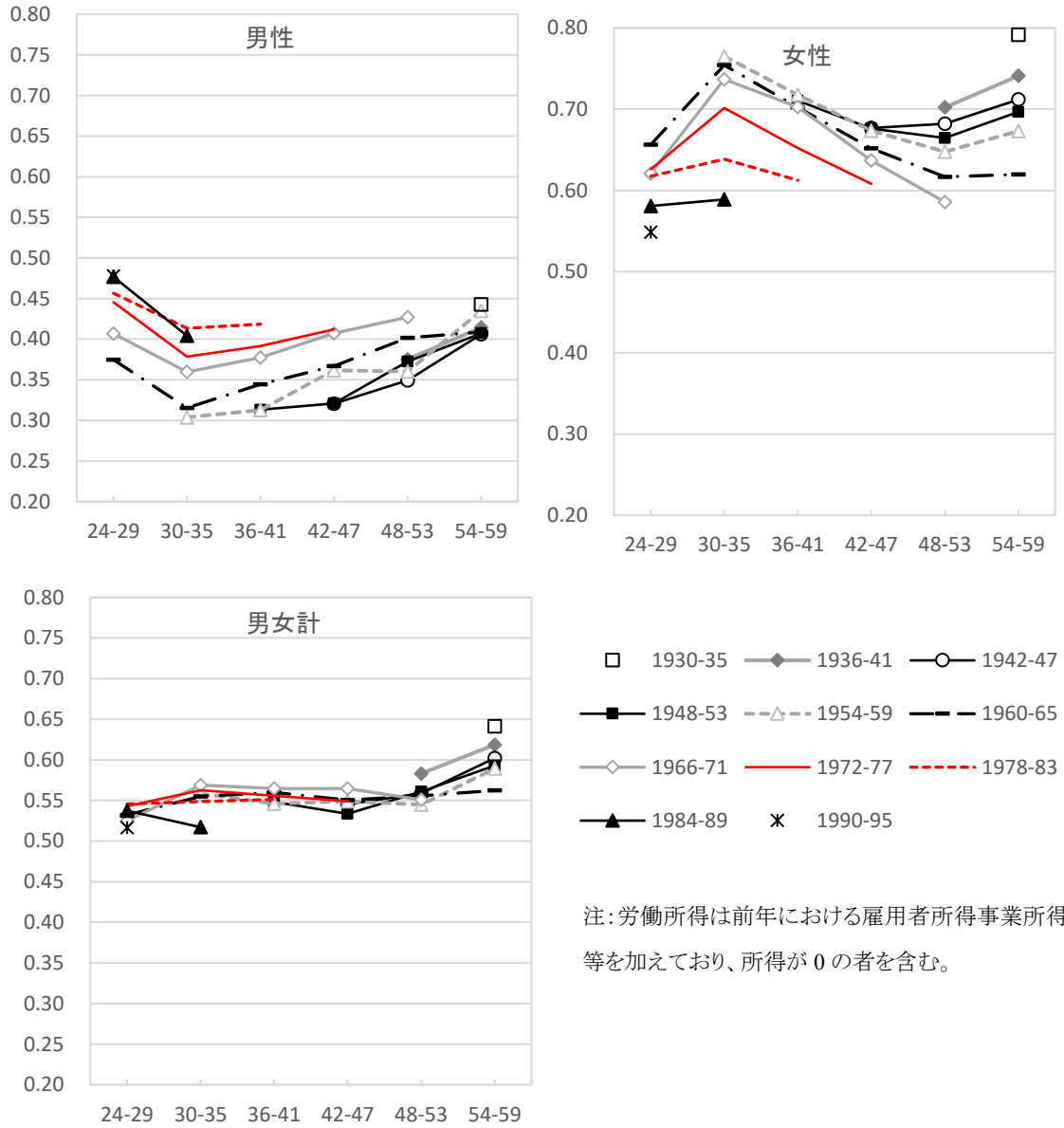
図3 コホート別、所得0を除く平均労働所得:対各年の24-59歳の男女計の平均値



注:各年における24-59歳の男女計における年間労働所得の平均値を1とした値である。労働所得は前年における雇用者所得事業所得等を加えており、所得が0の者を除く。

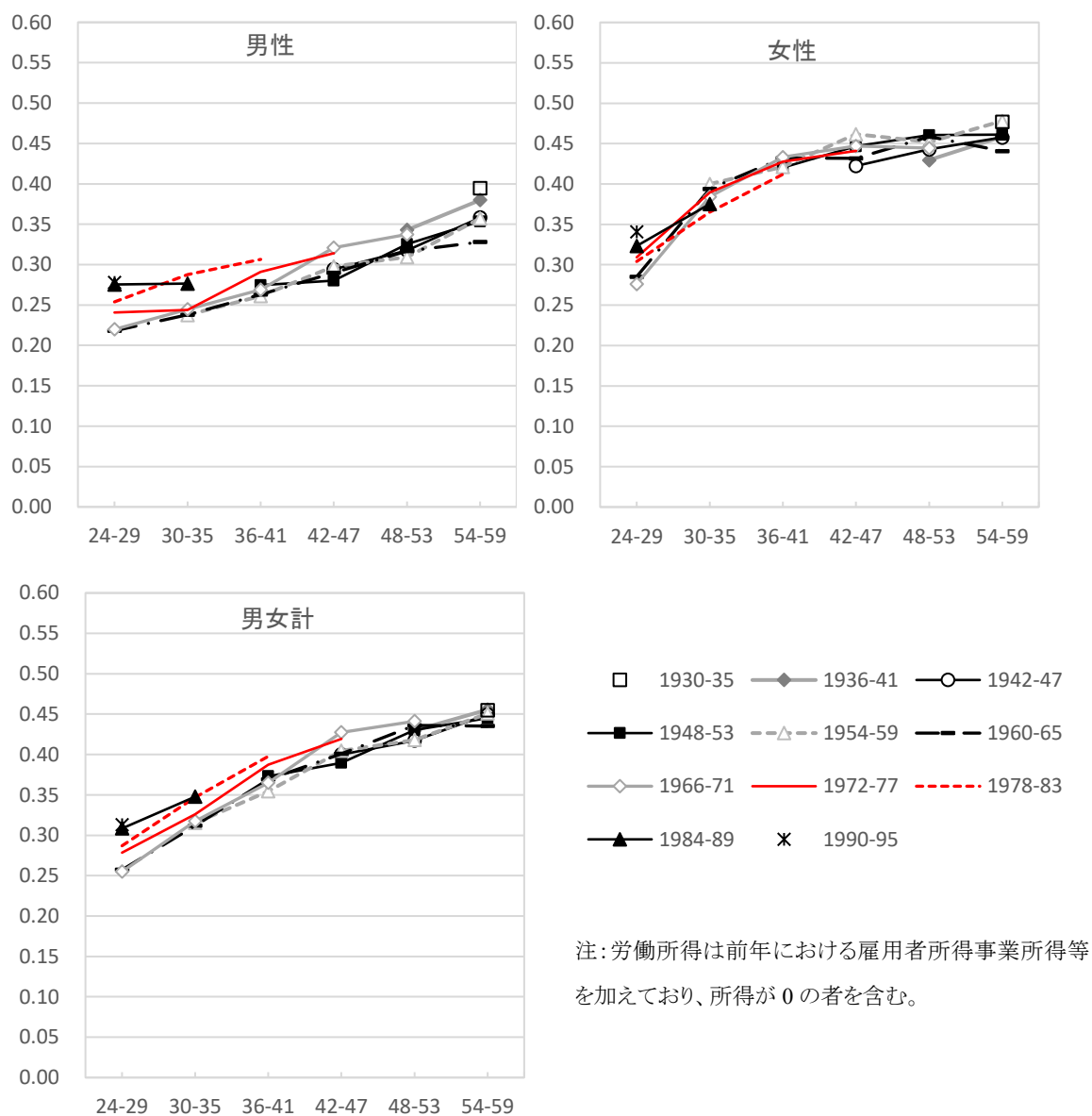
出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

図4 コホート別、所得0を含む労働所得のジニ係数



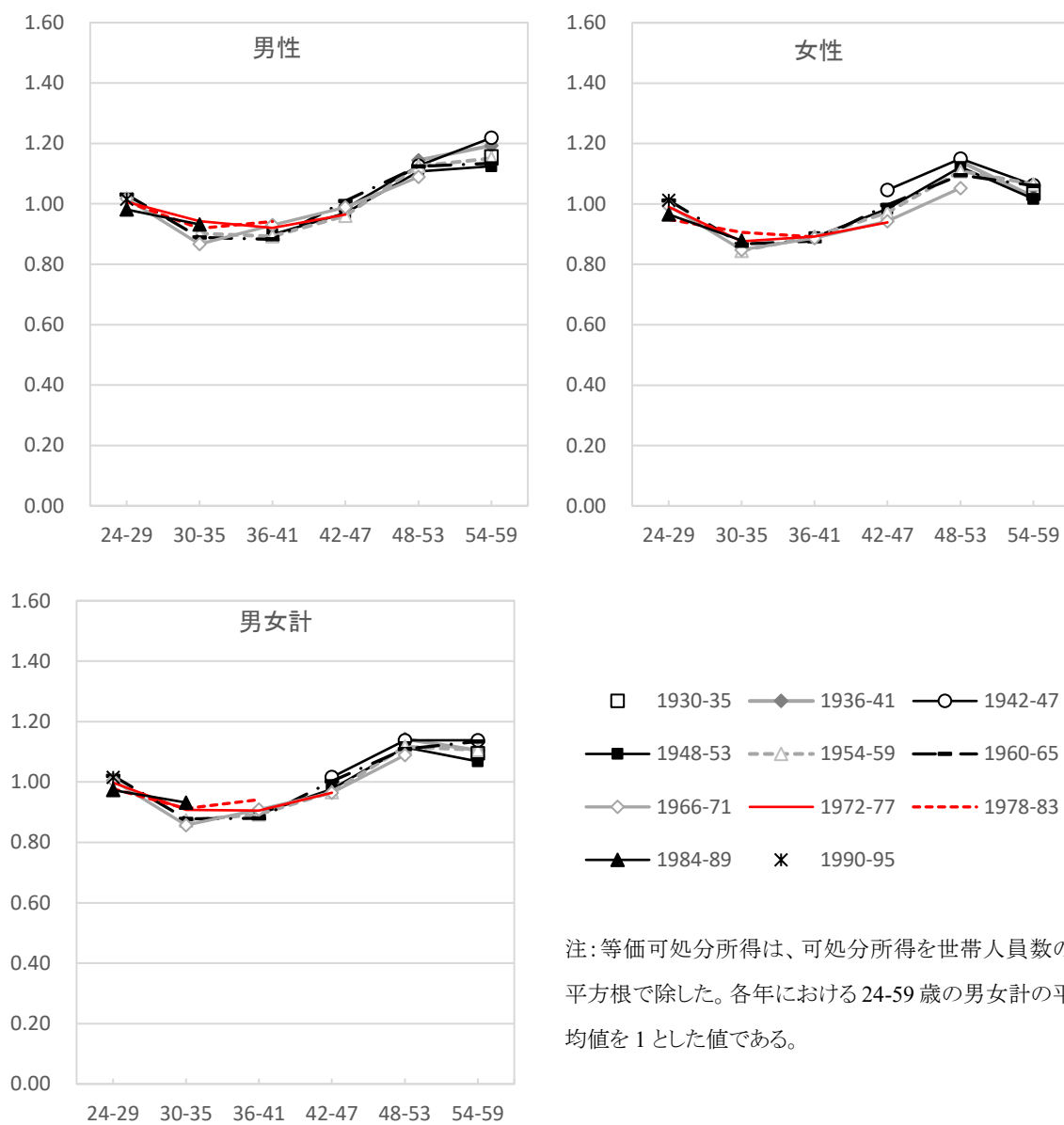
出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

図5 コホート別、所得0を除く労働所得のジニ係数



出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

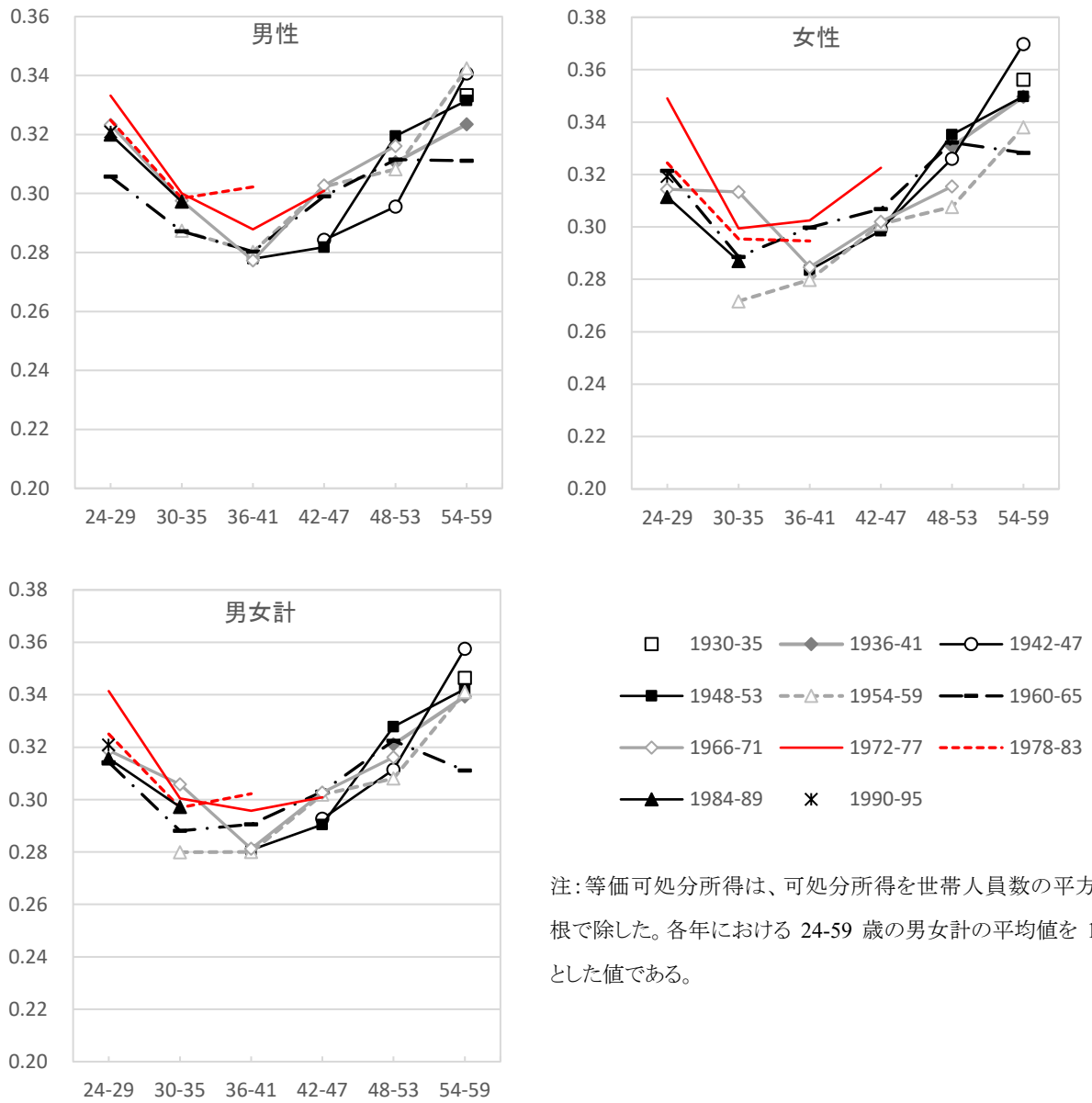
図6 コホート別、等価可処分所得の相対所得: 对各年の24-59歳男女計の平均値



注: 等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員数の平方根で除した。各年における24-59歳の男女計の平均値を1とした値である。

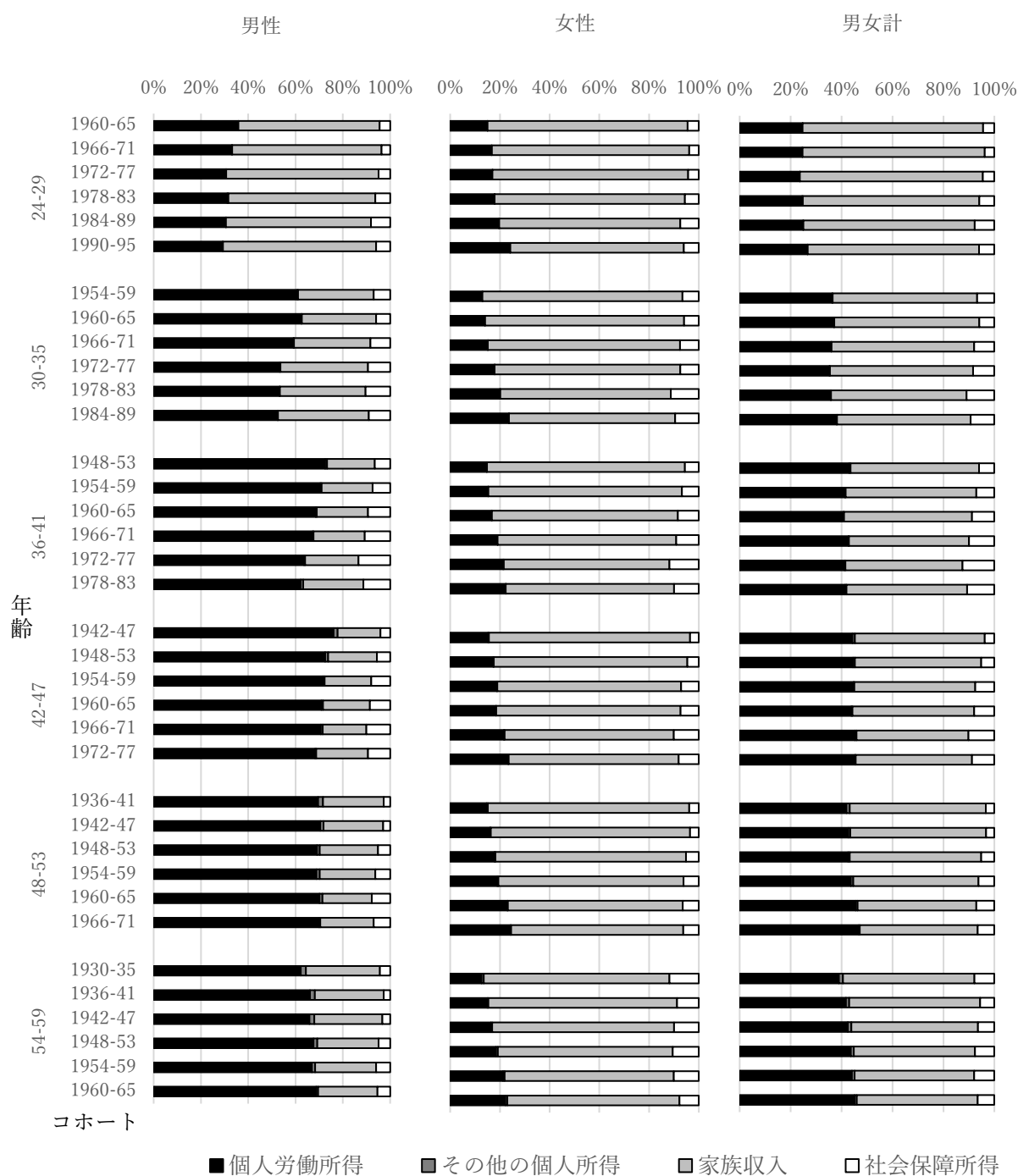
出典: 「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

図7 コホート別、等価可処分所得のジニ係数



出典：「国民生活基礎調査」（1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年）より作成

図8 年齢、コホート別にみた所得要素の割合



出典:「国民生活基礎調査」(1989年,1995年,2001年,2007年,2013年,2019年)より作成

注:家族所得は、同居家族の所得である。

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

高齢者の所得格差の要因分解¹

研究分担者 田中聡一郎(駒澤大学経済学部准教授)

1. はじめに

本稿では、2004年から2016年の高齢者の所得格差について、『所得再分配調査』の個票データを用いて要因分解を行う。2000年代前半までの研究(例えば、大竹2005)では、日本の1980年代・90年代の所得格差の主な要因として人口高齢化要因が注目されることが多かった。それは日本の高齢者の所得格差が、現役世代の格差よりも大きいという特徴に基づく説明である。

しかし国際比較に基づけば OECD 諸国では、必ずしも高齢者の所得格差のほうが大きいわけではない。またそもそも高齢者の所得保障政策において、日本では年金受給しながら勤労所得を得ることを可能とした政策がとられてきたことから、高齢者の所得格差を拡大させている可能性もある(山田2012)。その場合は、高齢化それ自体が問題なのではなく、高齢者の所得分配の在り方が問題となる。

一方2000年代以降は、日本の高齢者のジニ係数をみってみると大きな変動はなく、所得格差は安定的に推移したといえるだろう²。

ただ、近年は高齢者の所得格差の研究が少なく、その背景の検証は十分とはいえない。例えば、高齢者就業が増加する中で、勤労所得の影響が大きい日本の高齢者の格差はどのように変化したのか、また再分配政策(年金、他の社会保障給付、直接税)の格差縮小効果は維持できているのか。そうした高齢者の所得格差の要因について、所得要素別の寄与度分解から検討してみたい。

構成は、第2節で高齢者の所得格差の先行研究(主に2000年代)をまとめたうえで、国際的な日本の高齢者の所得格差の特徴について検討したい。具体的には、OECDの統計を用いながら、高齢者の所得水準や所得源、ジニ係数、等価可処分所得の分布におけるパーセンタイル比(p90/p10、p50/p10)といった格差指標を確認する。第3節では『所得再分配調査』の個票データ(2004~2016年)を用いて、高齢者の所得源の動向分析や所得格差の要因分析を行いたい。結びとして、今回の分析を踏まえたうえでの高齢者の所得分配の現状についてまとめたい。

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「所得再分配調査」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、報告書等に公表されている数値とは一致しない。

² OECD Social and Welfare Statistics(日本のデータは国民生活基礎調査)によれば66歳超は2006年0.348、2009年0.341、2012年0.341、2015年0.351、2018年0.338である。一方、18-65歳は2006年0.323、2009年0.332、2012年0.32、2015年0.332、2018年0.323である。依然として高齢者の所得格差のほうが高いので、人口高齢化の影響は残っていると考えられる。

2. 先行研究と国際比較の現状

(1) 先行研究

高齢者の所得格差の研究は 2000 年代までの研究が中心である。ここでその内容について、紹介したい。

八代他(1997)では『国民生活基礎調査』(1992 年)の個票データを用いて、高齢者の経済的地位の検証を行っている。所得格差については、高齢者世帯のジニ係数は全世帯のそれよりも大きく、所得分布も低所得者層に大きく偏っているという特徴を指摘している。こうした所得格差の要因については、もっとも大きな要因として雇用者所得をあげ、さらには財産所得の格差の存在も指摘している。また、公的年金制度については世代間の所得格差の縮小には役立っている一方で、高齢者の所得格差を拡大させる効果を持っていると述べている。

小島(2001)では『国民生活基礎調査』(1986 年、1998 年)の個票データを用いて、1985 年と 1997 年の高齢者の所得格差とその変動要因の分析を行っている。その分析結果によれば、高齢者の所得格差は総人口や現役世代と比べて大きいのが、縮小傾向にある。高齢者の格差の多くは雇用者所得により説明されるが、年金などの社会保障移転は所得格差を縮小させていること等を指摘している。

所得格差の国際比較研究には山田(2002)、Yamada(2007)がある。山田(2002)では『国民生活基礎調査』と OECD の調査データを用いて引退期の所得格差の国際比較を行っている。日本の特徴としては、所得全体に占める就労収入比率が高いために就労世代(18 歳以上 64 歳以下)より引退世代(65 歳以上)のほうが所得格差は大きく、80 年代半ばから 90 年代半ばまでの(就労世代と比べた)引退世代内の所得格差も高止まりのままであることを指摘している。さらには同じ時期に、引退世代においては社会保障資源の配分を最も手厚く受けたのは中間所得層のみであり、最も低い所得階層(第 1 所得 5 分位)では社会保障給付の配分自体が低下していることを指摘している。

また Yamada(2007)は、『所得再分配調査』(1987 年、1996 年、2002 年)を用いて、同じく高齢者間の所得格差の分解や社会保障給付の配分についての検討を行っている。所得格差の主な要因として勤労所得があり、さらに二階部分の年金給付(厚生・共済年金)の所得格差に対する寄与度も徐々に大きくなっていること等を指摘している。

最後に紹介する、田中、四方、駒村(2013)では『全国消費実態調査』(1994~2009 年)の個票データを用いて、高齢者の所得格差の変動について所得源別の寄与度分解により検証を行っている。高齢者内の所得格差は、年金以外の高齢者自身の収入と家族の収入の変化によってほとんどが説明されることを明らかにしている。年金収入については、総収入に占める割合が大きいにもかかわらず、所得格差に与える影響は小さい(ただし、年々上昇している)。

以上のように、この時期の研究は 1980 年代後半から 2000 年代までのデータを用いて、高齢者の所得格差の要因について検討がなされていた。具体的には勤労所得を主な要因と捉えて、また公的年金についても所得比例の年金の役割が大きくなるにつれて、格差拡大要因にもなるという点も強調されている。その後、高齢者の所得格差についての研究は少ない。本稿では高齢者の所得格差が安定的に推移している、2000 年後半以降の状況について検討したい。

(2) 国際比較からみる高齢者の所得格差の特徴

ここで、日本の高齢者の所得格差の現状について、国際比較から確認しておきたい。利用する統計は、

OECD の『Pensions at a Glance』(2021 年版)である。具体的には、高齢者の所得水準、所得格差、所得源の 3 つの点について確認を行う。

表1 高齢者の所得水準(2018 年、または入手可能な直近の年)

総人口の平均所得に対する割合で示した年齢別平均所得

単位(%)

	65歳超の者全体	66~75歳	75歳超	65歳超の者全体：2000年または近傍		65歳超の者全体	66~75歳	75歳超	65歳超の者全体：2000年または近傍
オーストラリア	75.2	82.7	63.5	5.9	ラトビア	67.1	75.1	58.8	-5.4
オーストリア	94.0	95.4	92.1	6.9	リトアニア	70.5	75.1	65.7	-2.7
ベルギー	80.0	85.0	73.2		ルクセンブルク	107.8	111.4	101.9	
カナダ	90.8	95.1	83.8	2.3	メキシコ	92.2	97.9	83.1	6.0
チリ	93.5	95.8	90.0	-8.0	オランダ	85.6	91.2	76.9	1.0
コロンビア					ニュージーランド	86.2	95.4	71.1	5.5
コスタリカ	107.8	112.6	100.5		ノルウェー	91.4	100.6	77.4	20.2
チェコ	73.3	76.2	68.2	-5.1	ポーランド	85.7	85.6	85.8	-10.0
デンマーク	81.3	86.6	73.1	9.9	ポルトガル	99.1	106.9	90.2	18.7
エストニア	67.4	74.5	59.5		スロバキア	87.0	89.2	82.5	7.2
フィンランド	82.6	89.9	72.2	4.3	スロベニア	85.3	88.7	80.2	1.0
フランス	99.8	103.9	94.5	1.9	スペイン	95.8	102.4	88.1	14.8
ドイツ	88.8	92.5	85.5	0.8	スウェーデン	86.3	97.5	70.8	8.2
ギリシャ	95.0	101.2	87.8	13.4	スイス	82.8	87.9	76.5	1.1
ハンガリー	93.2	94.3	91.3	6.2	トルコ	97.6	101.5	91.3	7.4
アイスランド	95.0	103.8	77.5	14.6	イギリス	81.3	86.4	74.3	8.3
アイルランド	83.9	91.1	74.4	13.9	アメリカ	93.8	102.1	80.9	10.7
イスラエル	103.4	110.9	91.6	21.9	OECD	87.9	93.5	80.0	6.0
イタリア	100.0	109.3	90.6	14.5					
日本	85.2	91.8	78.0	-4.5	ロシア	84.3	86.4	81.3	
韓国	65.8	73.1	56.0		南アフリカ	95.8	94.3	99.2	

出典：OECD(2021)

注1：最新のデータは、2018 年である。ただし以下の国を除く：コスタリカ(2020 年)、カナダ、スウェーデン、英国(2019 年)、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、ロシア連邦、スイス、米国(2017 年)、オランダ(2016 年)、南アフリカ(2015 年)、ニュージーランド(2014 年)。コロンビアのデータは利用不可能で未掲載であった。また過去のデータ(2000 年近傍)について、ベルギー、エストニア、韓国、ルクセンブルク、コスタリカ、ロシア連邦、南アフリカのデータは利用できない等の理由で未掲載であった。

表 1 は、高齢者の所得水準(平均所得)を総人口の平均所得との比で検討したものである。またここ 30 年の動向を確認するために、2000 年(または近傍)時点の値(=65 歳超の平均所得/総人口の平均所得)からの増減率も示している。

まず OECD 全体の状況を確認すると、多くの国々で、高齢者の所得水準は総人口の平均所得よりも低く、OECD 平均では 65 歳超の高齢者全体の場合は 87.9%となっている。また 75 歳超の値をみれば分かるように、

年齢が上がるほど、相対的な所得水準は低下する傾向がある³。OECD 平均では 66～75 歳では 93.5%、75 歳超では 80.0%へととなる。

こうした傾向は、日本においても同様であり、65 歳超の高齢者全体の所得水準は、総人口の平均所得の 85.2%という水準である。また 66～75 歳では 91.8%、75 歳超では 78.0%へと低下する。いずれの高齢者の年齢層においても、OECD 平均よりも低い状況である。

また過去の比較でみると、2000 年(または近傍)時点との対比では、OECD 諸国では 65 歳超の所得は総人口の所得よりも増加しており、平均で 6.0 ポイント増加している。このように多くの国々で高齢者の所得のほうが増加しているが、日本の場合は 65 歳超の所得のほうが増加しているが総人口の所得よりも低下していることが特徴である。

表 2 高齢者の所得格差(2018 年、または入手可能な直近の年)

ジニ係数、等価可処分所得の分布におけるパーセンタイル比(p90/p10、p50/p10)

	ジニ係数		P90/P10		P50/P10			Gini		P90/P10		P50/P10	
	65歳超	全人口	65歳超	全人口	65歳超	全人口		65歳超	全人口	65歳超	全人口	65歳超	全人口
オーストラリア	0.346	0.325	3.5	4.3	1.5	2.2	ルクセンブルク	0.272	0.318	3.4	4.1	1.9	2.1
オーストリア	0.271	0.280	3.4	3.5	1.9	2.0	メキシコ	0.473	0.418	9.8	6.4	3.2	2.5
ベルギー	0.237	0.258	2.6	3.2	1.5	1.9	オランダ	0.235	0.285	2.4	3.4	1.4	1.9
カナダ	0.292	0.301	3.4	4.0	1.8	2.1	ニュージーランド	0.354	0.349	3.8	4.3	1.6	2.1
チリ	0.441	0.460	6.6	7.2	2.5	2.5	ノルウェー	0.226	0.262	2.6	3.1	1.6	1.9
コロンビア							ポーランド	0.263	0.281	3.2	3.6	1.9	2.0
コスタリカ	0.502	0.497	9.9	11.0	2.4	3.0	ポルトガル	0.336	0.317	4.2	4.1	1.8	2.0
チェコ	0.201	0.249	2.4	3.0	1.5	1.8	スロバキア	0.205	0.236	2.5	3.0	1.5	1.8
デンマーク	0.237	0.264	2.3	3.0	1.3	1.8	スロベニア	0.251	0.249	3.1	3.1	1.7	1.8
エストニア	0.297	0.305	3.4	4.7	1.5	2.4	スペイン	0.300	0.330	3.7	4.8	1.9	2.4
フィンランド	0.240	0.269	2.7	3.1	1.6	1.8	スウェーデン	0.295	0.280	3.1	3.4	1.6	2.0
フランス	0.275	0.292	3.0	3.5	1.7	1.9	スイス	0.306	0.299	3.9	3.7	2.0	1.9
ドイツ	0.269	0.289	3.1	3.6	1.7	2.0	トルコ	0.369	0.397	4.6	5.4	2.1	2.3
ギリシア	0.265	0.306	3.2	4.1	1.8	2.2	イギリス	0.331	0.366	3.8	4.5	1.9	2.2
ハンガリー	0.255	0.289	2.8	3.4	1.6	1.9	アメリカ	0.411	0.390	6.9	6.2	2.7	2.7
アイスランド	0.275	0.250	2.6	2.8	1.5	1.7	OECD	0.309	0.318	4.0	4.4	1.9	2.2
アイルランド	0.281	0.292	3.1	3.5	1.6	1.9							
イスラエル	0.382	0.348	6.0	5.3	2.6	2.6							
イタリア	0.315	0.330	4.0	4.6	2.0	2.4	ブラジル	0.440	0.470	5.5	8.7	1.9	3.0
日本	0.339	0.334	4.8	5.2	2.4	2.6	中国	0.545	0.514	29.0	23.0	8.9	7.8
韓国	0.406	0.345	6.5	5.5	2.5	2.7	インド	0.536	0.495	13.2	9.4	3.7	2.9
ラトビア	0.362	0.351	4.5	5.3	1.7	2.6	ロシア	0.292	0.317	3.5	4.3	1.7	2.1
リトアニア	0.322	0.361	3.7	5.4	1.8	2.4	南アフリカ	0.600	0.620	12.5	25.6	2.4	4.8

出典:OECD(2021)

³ その要因としては、実質賃金の伸びは次世代により高い所得をもたらす一方で、年金給付は物価変動に応じて改定されていくこと、年金の給付水準が男性より低い女性のほうが平均寿命が長いこと、単身世帯化していくなかで等価可処分所得の算出から低く計測されること等が指摘されている(OECD2021)

注 1:各国の調査年については表1の注1を参照。

次に、高齢者の所得格差の国際比較をみてみたい。表 2 は、格差指標であるジニ係数、等価可処分所得の分布におけるパーセンタイル比 (p90/p10、p50/p10) で示している。ここでも総人口の所得格差指標との比較を行っている。

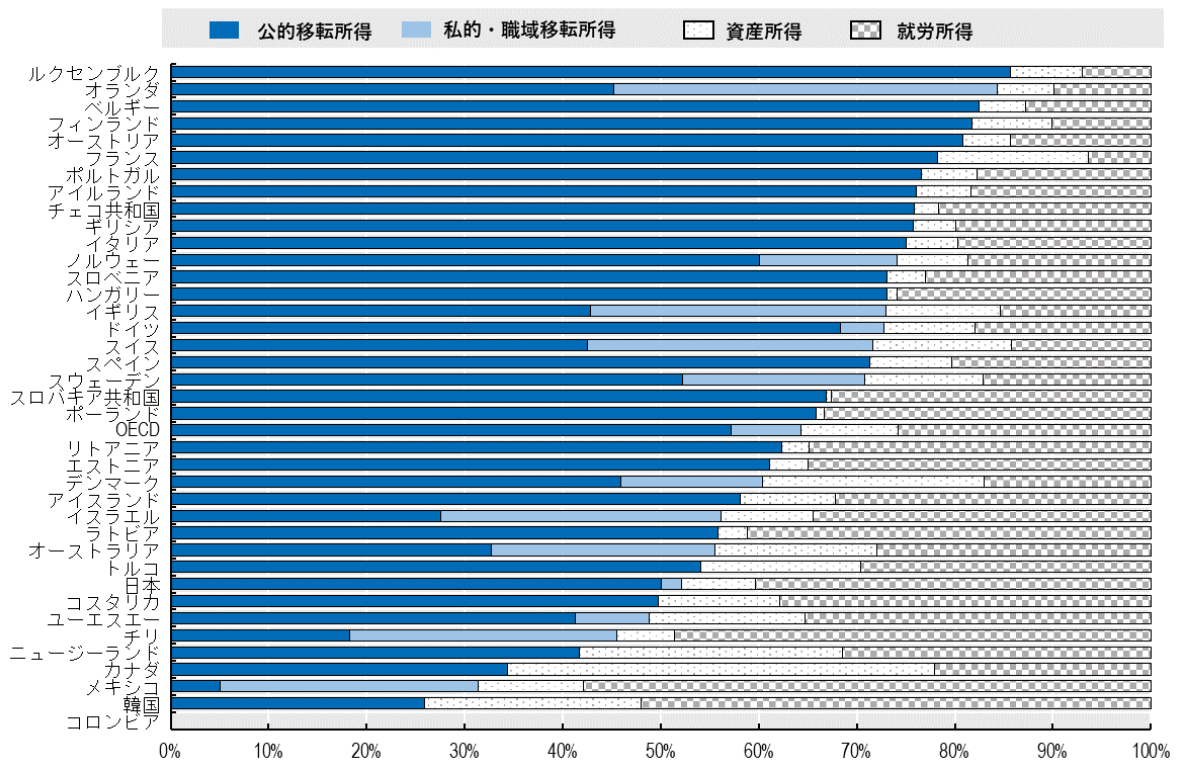
まず OECD 全体の状況をみれば、高齢者の所得格差は総人口の所得格差よりも小さい。具体的に確認すれば、ジニ係数は総人口では 0.318、65 歳超では 0.309 となっている。P90/P10 では総人口の場合 4.4、65 歳超の場合 4.0 である。また P90/P50 では総人口の場合 2.2、65 歳超では 1.9 という水準になっており、いずれの指標をみても高齢者のほうが格差が小さいことが分かる。

一方、現在の日本の高齢者の所得格差を、指標によって結果が異なるので、総人口の格差との対比での評価は難しい。代表的な格差指標であるジニ係数は、総人口では 0.334、65 歳超は 0.339 ではほぼ同等である(ただし OECD Social and Welfare Statistics で調べた 18-65 歳のジニ係数 0.323[2018 年]よりは大きい)。一方で P90/P10 は総人口では 5.2、65 歳超は 4.8 である。また P90/P50 では総人口の場合 2.6、65 歳超では 2.4 で、高齢者の所得格差のほうが小さくなる。

図 1 高齢者の所得源(2018 年、または入手可能な直近の年)

等価総所得に占める割合

単位 (%)



出典:OECD(2021)

注1:公的移転所得は所得比例年金、資力調査つき給付等、私的・職域移転所得には年金、退職手当、死亡給付金等である。

資産所得には私的・個人年金、年金以外の貯蓄からの収益を含む、就労所得は勤労所得、自営業所得からなる。

表 3 では、高齢者の所得源について検討を行っている。具体的には、総所得に占める公的移転所得、私的・職域移転所得、資産所得、就労所得の 4 つの要素から検討している。OECD 平均では、65 歳超の高齢者所得のうち公的移転所得が 57.1%、私的・職域移転所得には 7.1%の割合を占めている。一方、資産所得は 9.9%、就労所得は 25.8%である。

対して、日本は公的移転所得が 50.1%、私的・職域移転所得には 2.1%の割合を占めている。一方、資産所得は 7.5%、就労所得は 40.3%である。OECD 平均よりも、公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きい。山田(2012)で指摘されているような、就業する年金受給者モデルという日本の特徴は現存しているといえるだろう。

3. 利用データ

本稿では『所得再分配調査』の個票データ(平成 17、20、23、22、26、29 年)を用いる。近年は所得再分配調査では、『国民生活基礎調査』(世帯票、所得票)の調査票情報を突合して利用しており、拠出金および受給金の状況、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所の利用状況などを独自に調査する形式となっている。また所得情報については前年の所得を用いているため、表も前年で表記している(例えば、平成 17[2005]年調査の場合は、2004 年)

本稿の推計のベースとなる所得は、等価可処分所得である。『所得再分配調査』を用いた場合、等価可処分所得は次のように計算される⁴。

当初所得 = 勤労所得(雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得)
+ 資本所得(財産所得+企業年金・個人年金等)
+ その他所得(仕送り+その他の所得+生命保険・損害保険の保険金)

総所得 = 当初所得
+ 現金給付(公的年金・恩給+雇用保険+児童手当等+その他の社会保障給付金)

世帯可処分所得 = 世帯総所得
- 直接税(所得税+住民税+固定資産税+自動車税・軽自動車税)
- 社会保険料(医療保険料+年金保険料+介護保険料+雇用保険料)

等価可処分所得 = 世帯可処分所得 / √世帯人員

またサンプルのうち、①本人年齢が不詳の世帯、②等価可処分所得がマイナスの世帯、③勤労所得がある 16 歳未満の世帯員がいる世帯を除外して分析している。また④拠出金(税金や社会保険料)の有無が不詳、拠出金(税金や社会保険料)の金額が不詳の世帯のサンプルも除外して分析している。

⁴ 所得再分配調査の調査票情報には、勤労所得、資本所得、現金給付、直接税、社会保険料という所得区分があるわけではないが、本稿の所得格差の要因分解ではその所得区分を用いて分析を行う。

4. 高齢者の所得格差の推移と要因

(1) 高齢者の所得構成

表 3: 高齢者の所得構成

	勤労所得		社会移転		資本所得		其他所得	直接税	社会保険料	等価可処分所得(万円)
	65歳以上	65歳未満	公的年金・恩給	その他の社会保障	企業・個人年金	財産所得				
2004	10.7%	31.7%	65.6%	1.6%	1.4%	2.6%	3.0%	-6.8%	-9.7%	267.8
2007	10.7%	23.3%	72.7%	1.3%	2.4%	3.1%	3.4%	-7.7%	-9.3%	257.4
2010	10.7%	20.2%	74.1%	1.5%	3.4%	3.7%	2.4%	-7.6%	-8.4%	256.8
2013	12.0%	20.5%	73.6%	1.7%	3.9%	3.0%	2.1%	-7.7%	-9.0%	251.7
2016	12.9%	18.0%	75.1%	1.4%	4.1%	3.0%	2.3%	-7.7%	-9.1%	251.4

出典: 厚生労働省『所得再分配調査』の個票データより筆者作成

注 1: 等価可処分所得に占める等価所得、等価負担の割合を示している。

まずは高齢者の所得の状況から確認してみたい。表1は 2004年から 2016 年にかけての高齢者の所得構成を示している。ここでの所得構成とは、等価可処分所得に占める各所得要素の割合であり、勤労所得、社会移転、資本所得、その他の所得の割合の合計から直接税、社会保険料の割合を差し引くと 100%となる⁵。

高齢者の所得源の近年の特徴としては、次のような点が挙げられる。

第 1 は、高齢者の所得水準(等価可処分所得)が低下する中で、マクロの労働市場の動向と同じように、家計の所得構成に占める高齢者の勤労所得の割合が増加している点である(2004年 10.7%から2016年 12.9%)。一方三世帯同居の減少等の世帯構造の変化により、同居する 65 歳未満の勤労所得の割合は低下しているため、高齢者自身が勤労所得を得ることがますます必要になっている⁶。

第 2 に、公的年金・恩給の所得割合が大幅に増加している点である(2004年 65.6%から2016年 75.1%)。年金の成熟化などを迎えて、2000 年代後半以降は公的年金・恩給が可処分所得に占める割合は 7 割を超えており、高齢者世帯の生活水準の主柱となっている。

第 3 に企業年金・個人年金の役割についても徐々に増してきている(2004年 1.4%から2016年 4.1%)。高齢期の所得保障の一環として私的年金の加入推進が図られているが、現在の高齢者においても徐々にその役割が高まってきていることが読み取れる。

⁵ 表3および表4の「勤労所得」は雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得が含まれている。「その他の社会保障」には雇用保険+児童手当等+その他の社会保障給付金、「其他所得」には仕送り+その他の所得+生命保険・損害保険の保険金が含まれている。「直接税」には所得税+住民税+固定資産税+自動車税・軽自動車税、「社会保険料」は医療保険料+年金保険料+介護保険料+雇用保険料である。

⁶ 先の国際比較において、日本の高齢者の所得源の特徴として、OECD 平均よりも、公的・私的職域移転所得の合計の割合は小さく、就労所得の割合は大きい点を確認した。こうして就労所得を 65 歳以上と 65 歳未満に分けて検討してみると、高齢者と同居する 64 歳未満の世帯員の就労所得の割合のほうが大きく、上記の日本の特徴は、親と同居することの多い世帯構造の影響も考えられるだろう。

以上のように 2000 年代半ばから 2010 年代半ばにかけての特徴としては、世帯構造における子世代との同居の減少による、65 歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになっている。ではこうした所得構成の変化は、高齢者の所得格差に対してどのような影響を与えたのか、次に検討してみたい。

(2) 所得格差の要因分解

次に、高齢者の所得格差について検討を行う。今回は格差指標を変動係数として寄与度分解を行う。

所得格差の分解手法は、Shorrocks(1982)による要因分解である。この分解方法では、所得格差全体に与える各所得要素の寄与度を求めることができる。具体的に本稿では、等価可処分所得の変動係数を、①65 歳以上の勤労所得、②65 歳未満の勤労所得、③公的年金・恩給、④その他の社会保障給付金、⑤企業・個人年金、⑥財産所得、⑦その他所得、⑧直接税、⑨社会保険料の寄与度を計測する⁷、所得格差全体に対して、それぞれの所得要素が格差拡大や縮小にどれだけ寄与しているのか明らかになる。

表 4: 高齢者の所得格差の要因分解

	勤労所得		社会移転		資本所得		その他所得	直接税	社会保険料	寄与率計	変動係数
	65歳以上	65歳未満	公的年金・恩給	その他の社会保障	企業・個人年金	財産所得					
2004	45.1	53.4	8.7	-0.2	1.8	8.6	4.0	-14.6	-6.9	100.0	0.73
2007	30.1	62.9	8.3	-0.1	2.3	13.3	6.2	-17.1	-5.9	100.0	0.84
2010	32.6	53.2	8.8	-0.3	4.2	28.2	9.7	-30.0	-6.4	100.0	0.80
2013	39.2	32.6	9.1	-0.1	5.2	33.9	5.9	-18.3	-7.5	100.0	0.70
2016	61.7	43.5	7.2	-0.3	4.6	9.1	5.6	-22.7	-8.7	100.0	0.71

出典: 厚生労働省『所得再分配調査』の個票データより筆者作成

表 4 が 2004 年から 2016 年の高齢者の所得格差の寄与度分解の結果である(所得格差全体への各所得要素の寄与率で表記している)。まず右端の変動係数の動向をみると、2000 年代後半に変動係数はやや上昇したが、2004 年と 2016 年時点ではほぼ同レベルであり、高齢者の所得格差としては大きな変化はなかったといえるだろう。

次に、それぞれの所得要素別の所得格差への影響をみると、所得格差拡大に大きく寄与する要因として勤労所得(65 歳以上、65 歳未満)、財産所得がある。2016 年の結果⁸をみると、所得格差全体のうち 61.7% は 65 歳以上の勤労所得、所得格差のうち 43.5% は 65 歳未満の勤労所得に起因するものである。また財産所得も所得格差全体に対して 9.1% の要因となっている。

⁷ なお①～⑨の所得や拠出金(直接税や社会保険料)については、いずれも世帯人員の平方根で割って、等価所得・拠出としている。

⁸ ただし最新の 2016 年の結果がこれまでの動向とはやや異なっており、標本抽出の関係で生じた結果なのか、トレンドに変化が生じたためなのか現時点で判断が難しく、分析結果には留意が必要である。

その一方で公的年金や私的年金と所得格差の関係をみると、可処分所得に占める割合は大きくなっている。公的年金・恩給であるが、2016年の結果では、所得格差全体に対して7.2%の影響となっている。また企業年金・個人年金の影響は若干大きくなってきているが、同じく2016年の結果では所得格差全体に対して4.6%の要因に留まっている。

5. 結語

本研究では、『所得再分配調査』の個票データを用いて、2004～2016年にかけての高齢者の所得格差の要因分析を行った。

まず日本の高齢者の所得分配の特徴を捉えるため、OECDの国際比較統計を用いて、高齢者の所得水準、所得格差、所得源の3つの観点から検討を行った。OECD諸国の場合、高齢者の所得格差が総人口の所得格差よりも小さい国が多いが、日本の場合は必ずしもそうではなく(ジニ係数では同じ程度)、また高齢者の所得構成についても公的・私的職域移転所得の割合は小さく、就労所得の割合は大きいという特徴があった。

『所得再分配調査』を用いた高齢者格差の分析では、高齢者の所得構成や格差の要因分析を行った。高齢者の所得構成の検証では子世代との同居世帯の減少による、65歳未満の勤労所得割合の低下が大きな変化と考えられる。そうしたなかで公的年金・恩給の役割が増しており、高齢者の所得構成の大部分を占めるようになってきている。

その一方で、格差の要因分析として、所得格差全体に与える各所得要素の寄与度を算出したところ、高齢者の所得格差拡大要因としては勤労所得(65歳以上、65歳未満)、財産所得の寄与度が大きかった。

依然として高齢者の所得格差を説明するものとしては勤労所得の影響が大きい。ただ、2010年代に入ってから65歳以上の勤労所得の影響は大きくなっているのに対して、65歳未満の勤労所得の影響は低下した点の特徴と考えられる。今後高齢者就業が拡大するなかで、所得格差要因としての高齢者自身の就労所得の影響がさらに強まる可能性がある。

参考文献

大竹文雄(2005)『日本の不平等 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。

大竹文雄・斎藤誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果,年齢階層間効果,人口高齢化効果—」『季刊社会保障研究』第35巻第1号、pp.65-76。

田中聡一郎、四方理人、駒村康平(2013)「高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて」『フィナンシャル・レビュー』115号、pp.117-133。

八代尚宏・小塩隆士・井伊雅子・松谷萬太郎・寺崎泰弘・山岸祐一・宮本正幸・五十嵐義明(1997)「高齢者世帯の経済分析」『経済分析:高齢化の経済分析』第151号、大蔵省印刷局

山田篤裕(2002)「引退期所得格差のOECD9カ国における動向、1985-95年:社会保障資源配分の変化および高齢化、世帯・所得構成変化の影響」『季刊社会保障研究』第38巻第3号、pp.212-228。

山田篤裕(2012)「高齢期における所得格差と貧困」、橋本俊詔『福祉+α 格差社会』ミネルヴァ書房、pp.147-164。

渡辺久里子、四方理人(2020)「高齢者における貧困率の低下」『社会政策』12(2)、pp.62-73

- Jenkins, Stephen P. (1995) "Accounting for Inequality Trends: Decomposition Analyses for the UK, 1971-86", *Economica* 62 (245):29-63.
- OECD (2021) *Pensions at a Glance 2021: OECD and G20 Indicators*, OECD Publishing, Paris,
- Shorrocks, Anthony F (1982) "Inequality Decomposition by Factor Components." *Econometrica* 50 (1):193-211.
- Shorrocks, Anthony F (1983), "The Impact of Income Components on the Distribution of Family Incomes." *The Quarterly Journal of Economics* 98 (2):311-326.
- Yamada, Atsuhiko (2007) "Income Distribution of People of Retirement Age in Japan", *Journal of Income Distribution* 16(3-4): 31-54.

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響*

研究分担者 藤井麻由(北海道教育大学教育学部講師)

研究分担者 渡辺久里子(神奈川大学経済学部助教)

1. はじめに

本研究の目的は、中高齢寡婦加算制度を利用し、遺族年金受給額が現役世代の受給者の就労行動および経済状況に与える影響について、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データに基づき、実証分析を行うことである。

近年、遺族年金については、女性の労働参加や家族形態等の社会経済状況の変化を受けて、諸外国でその制度設計の見直しが進められている(OECD, 2018)。特に、子のいない遺族配偶者に対しては、就労促進や未婚者との衡平性の観点から、遺族年金を有期給付としている国が増えている(百瀬, 2017)。

こうした政策動向を背景に、国外では、遺族年金が受給者の就労行動や経済状況にどのような影響を及ぼすかについて、大規模な行政データを用いた実証的な研究が蓄積されはじめている。これらの先行研究の焦点の一つは、いかにして遺族年金の因果的効果を識別するかにある。たとえば Faldon et al. (2019)は、アメリカの税務データを用いて、遺族年金の受給権を得ることが、夫を亡くした妻の就労収入や世帯収入にどのような影響を及ぼすかを調べている。その際、因果関係の識別のため、アメリカでは遺族年金の受給権が60歳で発生することを利用し、60歳を閾値(cutoff)とする不連続回帰デザイン(regression discontinuity design, 以下「RDD」という。)による分析を行っている。また、Giupponi (2019)は、イタリアで1995年に実施された年金改革による遺族年金給付の減額を自然実験として利用し、行政データを用いて、遺族年金受給額の減少が、遺族配偶者の就労行動、世帯収入や、他の制度(失業保険等)からの給付に及ぼす影響を推定している。同様の推定は、オランダの1996年の年金改革における、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金の廃止を自然実験とした Rabaté and Tréguier (2022)によっても行われている。

これらの国外の先行研究の結果からは、以下3点のインプリケーションが得られている。第一に、遺族年金の減額あるいは廃止は、遺族配偶者の就労を促進する可能性がある。特に、配偶者死亡時に働いていなかった遺族配偶者は就労し、既に働いていた場合は労働時間を増やす

* 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」の助成により実施された。調査票情報の提供においてご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。

傾向にある。第二に、遺族配偶者にとって、遺族年金は、配偶者の死亡というショックに対する保険として重要な価値を有しており、遺族年金の減額あるいは廃止に関する議論において、この点を見過ごしてはならない。第三に、遺族年金の減額あるいは廃止は、遺族配偶者の就労を促進する傾向にあるものの、他の制度からの給付、たとえば失業保険や障害保険からの給付を受ける確率を高める可能性がある。

日本においても、遺族年金の改革は、重要な政策課題になっている。実際、社会保障審議会年金部会(2019)は、遺族年金について「社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき」と提言しており、次期財政検証の論点となる。諸外国における研究の蓄積と比べ、主にデータの制約から、日本の遺族年金に関する実証的研究の数は限定的であったが、近年、幾つかの先駆的な研究が行われている。

国内の実証研究の例として、たとえば大津(2022)は、厚生労働省の「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)(2015年)」の個票データに基づき、遺族年金受給者の就労行動に関する詳細な分析を行っている。そして、夫を亡くした30代前半から50代前半の遺族年金受給者の就業率は、女性全体の就業率よりも高いなど、女性一般の就労行動との違いを明らかにしている。さらに、ロジット分析により、遺族厚生年金受給者について、年齢などの属性を制御しても、遺族年金受給額が多いほど就労している確率が低いという関係があることを示している¹。また、四方・渡辺(2022)は、厚生労働省による「国民生活基礎調査(1986年から2019年)」の個票データを使用し、20~64歳の女性において遺族年金があってもなお、未婚者よりも死別者の方が相対的貧困率は高いことを示している。さらに、田宮(2022)は、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)(2010年, 2015年, 2020年)」の個票データ等に基づき、遺族年金の給付額、「遺族代替率(カップルが共に生きていたときに支払われる年金の総額に対する、遺族に支払われる給付額の割合)」や、生活保護受給割合等の指標から、65歳未満の寡婦について、遺族年金は防貧と消費の平準化機能を果たしていると指摘している。一方、中高齢寡婦加算については、稼働年齢にある女性を一律に就労困難と位置づけるものであり、低年金対策としての効率性を欠くのではないかと問題提起を行っている。

国内の先行研究に対する本稿の特徴は、以下の2点である。1点目は、遺族配偶者の世帯収入や消費支出等の情報を使い、遺族年金が受給者の経済状況に及ぼす影響についても分析する点である。このことにより、遺族年金が受給者の経済厚生維持という保険としての機能を果たしているか否かについても検証する。2点目の特徴は、中高齢寡婦加算制度を利用して、遺族年金受給額の因果的効果の識別を図る点である。第2節で詳述するが、遺族厚生年金の受給権者で、夫死亡時に18歳未満の子どもがおらず、さらに夫死亡時の妻の年齢が40歳以上(65歳未満)ならば、妻が受け取る遺族厚生年金額に中高齢寡婦加算が上乘せされる。したがって、夫死亡時の妻の年齢40歳という閾値で、遺族厚生年金受給額が不連続に増加するこ

¹ 日本の遺族年金制度の課題や改革の方向性をまとめものとして、菊池(2016)や百瀬(2022)が挙げられる。

とになる。本研究ではこの点を利用し、RDD の枠組みを用いることで、夫死亡時に 18 歳未満の子どもがいなかった妻の就労行動および経済状況について、遺族年金受給額との因果関係の識別を試みる。

本研究の構成は以下のとおりである。まず第 2 節では、遺族年金制度の概要をまとめる。第 3 節では、分析手法について説明する。続く第 4 節では、利用データについて記述する。第 5 節では分析結果を提示し、第 6 節でまとめを行う。

2. 制度概要

日本の遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者等が死亡した時に、その被保険者等に生計を維持されていた遺族に支給される。遺族年金は、大きく分けて遺族基礎年金と遺族厚生年金があり、いずれも裁定後は受給者の経済状況の変化によらず、無期年金となっている²。裁定後は受給者の収入によって減額されることもなく、例えば在職老齢年金や児童扶養手当のように、代替効果を通じて就労インセンティブを阻害するような制度設計とはなっていないと言える。

遺族基礎年金は、18 歳以下の子または子のいる配偶者³が受給でき、2022 年度時点で年額 777,800 円と子の加算⁴が年金額となる。遺族厚生年金は、遺族基礎年金よりも受給権者の対象が広く、妻、子、夫、父母、孫、祖父母のうち優先順位の高いものが受給できる。遺族厚生年金額は、死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 であり、そのため厚生年金被保険者期間が長くまた拠出した厚生年金保険料額が高ければ、遺族厚生年金額も高くなる。

さらに、遺族厚生年金受給者のうち、次の二つのいずれかの条件に当てはまる場合、中高齢寡婦加算が上乗せして支給される。第 1 に夫が亡くなったとき、40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がない妻、第 2 に遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が 18 歳到達年度の末日に達した等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったときである。2022 年度時点における中高齢寡婦加算は、年額 583,400 円である。

3. 分析手法

遺族年金が受給者の就労行動や経済状況に与える因果的効果は、通常、遺族年金受給額が異なる受給者間でこれらのアウトカムを比較することでは識別できない。たとえ年齢等の観察可能な属性を制御したとしても、遺族年金受給額が異なる受給者は、研究者には観察不可能だが、彼らの就労行動や経済状況に影響を及ぼし得る属性、たとえば亡くなった配偶者の職歴や病歴等が異なる可能性があるからである。

本研究では、この問題に対処するために、中高齢寡婦加算制度による RDD の枠組みを利用

² ただし、夫死亡時に 30 歳未満で子のいない妻に対しては、5 年の有期年金である。

³ 子が障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある場合、20 歳未満まで対象である。

⁴ 2022 年度時点の子の加算額は、年額一人目及び二人目は各 223,800 円、三人目以降は各 74,600 円である。

する。第 2 節で記したように、中高齢寡婦加算が上乘せされるための二つの条件のうち、第 1 の条件では、夫が死亡したときの妻の年齢によって支給の可否が判断される、したがって、夫が厚生年金保険の被保険者であり、その夫の死亡時に 18 歳未満の子どもがいなかったケースに着目するならば、夫死亡時の妻の年齢 40 歳を閾値として、その前後で、妻が受給できる遺族年金額は中高齢寡婦加算分だけ不連続に増加する(ジャンプする)。一方で、夫の死亡時期が外生であるならば、夫死亡時の妻の年齢 40 歳前後で、彼女たちの平均的な属性が不連続に変化することはない。ゆえに、夫死亡時の妻の年齢 40 歳前後で、彼女たちの就労行動や経済状況が不連続に変化するのであれば、それは中高齢寡婦加算分だけ遺族年金受給額が増加したことによる影響だと考えることができる。このような RDD の考え方を具体的に定式化すると、以下のとおりになる⁵。

中高齢寡婦加算が適用されることを処置 (treatment) とし、個人 i が処置される場合に、
1. 処置されない場合に 0 を取るダミー変数を D_i とすると、観察可能な個人 i の就労行動・経済状況 Y_i は、

$$Y_i = (1 - D_i) \cdot Y_i(0) + D_i \cdot Y_i(1) \quad (1)$$

となる。ここで、 $Y_i(0)$ は処置されなかった場合の就労行動を表す潜在的なアウトカムを、 $Y_i(1)$ は処置された場合の潜在的なアウトカムを表す。また、中高齢寡婦加算の制度上、処置の有無を表すダミー変数 D_i は、RDD の割当変数 (forcing variable) となる夫死亡時の妻の年齢 (以下、全て月単位で測定) を X_i とすると、処置の有無を決める割当変数の閾値 c は 480 か月 (40 歳) となるため、

$$D_i = 1(X_i - 480 \geq 0) \quad (2)$$

と表すことができる。ただし、 $1(\cdot)$ はインデックス関数である。この場合、割当変数で処置が確定するため、Sharp RDD となる。

中高齢寡婦加算による遺族年金の増額が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす因果的効果を識別することの難しさは、回帰関数 $E[Y_i(0)|X_i]$ は妻の年金受給開始年齢が 480 か月未満だった場合のみしか観察できず、逆に $E[Y_i(1)|X_i]$ は妻の年金受給開始年齢が 480 か月以上だった場合のみしか観察できない点にある。この問題に対処するために、Sharp RDD の枠組みでは、 $E[Y_i(0)|X_i = x]$ および $E[Y_i(1)|X_i = x]$ が閾値 $x = 480$ で連続であると仮定 (連続性の仮定) したうえで、夫死亡時の妻の年齢が 480 か月だった場合の平均的な因果的効果 (Sharp RDD treatment effect)

⁵ この節の表記は主に Imbens and Kalyanaraman (2012) および Cattaneo et al. (2019) に基づくものである。

$$\tau_{SRD} = E[Y_i(1) - Y_i(0)|X_i = 480] = \lim_{x \downarrow 480} E[Y_i|X_i] - \lim_{x \uparrow 480} E[Y_i|X_i] \quad (3)$$

を識別する。二つ目の等式は、連続性の仮定によるものである。

RDD で因果的効果を識別するために重要な連続性の仮定は、個人が割当変数の値を正確に操作できる場合は成立しない(Lee and Lemieux, 2010)。このような場合、割当変数の値を閾値あるいはそれよりもわずかに上回るよう操作して処置を受けようとする個人と、割当変数の値が閾値よりもわずかに下回る個人とは異なる属性を持つ可能性があり、後者が前者の対照(コントロール)群にならないからである。今回の場合、夫の死亡年月日を妻が正確に操作できるとは考えにくい。遺族年金の申請時にも、夫の死亡年月日を確認できる死亡診断書等の書類を提出する必要があるため、中高齢寡婦加算の対象となることを目的に、死亡年月日を操作することも困難である。したがって、本研究のケースでは、個人が割当変数の値を完全に操作できる可能性は極めて低いと考えられるが、第 4 節では、実際のデータを用いて、割当変数や遺族年金受給開始前の個人の属性を表す共変数(pre-determined covariates)が閾値周辺で連続に変化するかどうかを検証し、連続性の仮定の妥当性を確認する。

因果的効果 τ_{SRD} の推定方法としては、局所線形回帰(local linear regression)を採用する(Hahn et al., 2001)。この手法は、連続性の仮定のもと、観察不可能な $E[Y_i(0)|X_i = x]$ および $E[Y_i(1)|X_i = x]$ を、閾値の左右一定のバンド幅内で線形近似することで τ_{SRD} を推定しようとするものである。具体的には、割当変数が閾値の左右で各々バンド幅 h_- と h_+ 内にあるサンプル($c - h_- \leq X_i \leq c + h_+$)を使用して、以下の二つの式で表されるパラメーターを推定する。

$$(\widehat{\alpha}_-, \widehat{\beta}_-) = \underset{\alpha, \beta}{\operatorname{argmin}} \sum_{i: 480 - h_- \leq X_i < 480} (Y_i - \alpha - \beta(X_i - 480))^2 \cdot K\left(\frac{X_i - 480}{h_-}\right) \quad (4)$$

$$(\widehat{\alpha}_+, \widehat{\beta}_+) = \underset{\alpha, \beta}{\operatorname{argmin}} \sum_{i: 480 \leq X_i \leq 480 + h_+} (Y_i - \alpha - \beta(X_i - 480))^2 \cdot K\left(\frac{X_i - 480}{h_+}\right) \quad (5)$$

ここで $K(\cdot)$ はカーネル関数であり、本研究では三角カーネル関数(triangular kernel)を採用する⁶。(4)および(5)式で推定されたパラメーターから、処置の因果的効果の推定値は、

$$\widehat{\tau}_{SRD} = \widehat{\alpha}_+ - \widehat{\alpha}_- \quad (6)$$

として求められる。

(4)式および(5)式のバンド幅 h_- (h_+)としては、推定量 $\widehat{\alpha}_-$ ($\widehat{\alpha}_+$)の平均二乗誤差(mean squared error。以下「MSE」という。)を最小化するバンド幅を選択する(Calónico et al., 2014a; Cattaneo et

⁶ 境界値付近の局所線形回帰では、三角カーネル関数を用いた推定が適切とされているが、一般的には、使用するカーネル関数の種類は、結果に大きな影響を及ぼさないと考えられている(Lee and Lemieux, 2010)。

al., 2019)。局所線形回帰(より一般的にはノンパラメトリック推定)におけるバンド幅の選択は、推定結果に大きな影響を及ぼす可能性がある⁷。たとえばバンド幅を大きく取ると、推定に使用できるサンプル数が増えるため推定値の分散は減少するが、近似の精度は下がるため、推定値のバイアスは増加する。MSEを最小化するバンド幅は、このバイアスと分散の間のトレードオフを最適化するものである。

推定値 $\widehat{\tau}_{SRD}$ の信頼区間としては、バイアス補正された頑健な(robust bias corrected)信頼区間を採用する(Calónico et al., 2014a)。既述のように、 $\widehat{\tau}_{SRD}$ はバンド幅内の線形近似によって求められているため、漸的に真の τ_{SRD} からのバイアスを伴う。バイアス補正された頑健な信頼区間は、この $\widehat{\tau}_{SRD}$ のバイアスを反映するために、バイアスの推定値とその推定誤差を用いて算出される。

以上、RDDの統計分析を行うにあたり、本研究では、統計ソフト STATA の `rdrobust` パッケージを使用する(Calónico et al., 2014b; Calónico et al., 2017)。

4. データ

本研究で使用するデータは、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」のクロスセクションの個票データである。同調査は、65歳未満の遺族年金受給者について、本人の就業状況や世帯の経済状況等の実態把握を目的として実施されている。調査対象者を制度別・年齢階級別に無作為抽出する標本調査であり、2021年調査は調査対象者27,222人のうち有効回答数17,895であった(厚生労働省, 2022)。

2021年時点の65歳未満の遺族年金受給者数は約408,000人、女性が占める割合は約95%、平均年金受給額は約113万円となっている(厚生労働省, 2022)。また、65歳未満で遺族年金を受給している女性について、全体の約74%に中高齢寡婦加算が支給されている(表1)。このうち、「夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻」という条件に当てはまったことにより中高齢寡婦加算が支給されているケースは、全体の約46%である。

本研究の分析で使用する変数は、遺族年金受給開始年齢(夫死亡時の妻の年齢)を表す割当変数(X_i)、受給者の就労行動および経済状況を表すアウトカム変数(Y_i)、遺族年金受給開始前の受給者の属性を表す共変数群(W_i)である。このうち、遺族年金受給開始年齢は、夫の死亡年月日と妻の生年月日から算出する。受給者の就労行動を表す変数としては、調査時点における就労の有無を表すダミー変数、正規職での就労の有無を表すダミー変数、就労収入(昨年1年間の労働による収入)、週労働時間を使用する。また、受給者の経済状況を表す変数は、世帯収入(世帯の昨年1年間の収入(年金含む))、世帯支出(世帯の昨年1年間の支出の月平均)、世帯貯蓄(世帯の現在の貯蓄額)である。遺族年金受給開始前の受給者の属性を表す共変数群としては、受給者の最終学歴および年金受給前の就業状況、年金受給前の週労働時間を使用する。なお、就労収入、週労働時間、経済状況を表す各変数、年金受給前の週労働

⁷ Cattaneo and Vazquez-Bare(2017)は、RDDの先行研究において、バンド幅がどのように選択されてきたかを整理したうえで、研究者の恣意性を排除し、データに基づく客観的な基準に沿って自動的に選択されることの重要性を強調している。

働時間については、階級値で尋ねているため、各階級の中央値に置き換えて連続変数のように扱う⁸。

分析に使用するサンプルには、幾つかの制約を設ける。具体的には、まず、(1)女性で、(2)調査時点で厚生年金のみを受給していて基礎年金歴がない個人、つまり、夫が厚生年金保険の被保険者であり、その夫の死亡時に 18 歳未満の子どもがいなかった個人とする。この二つの制約を課すことにより、夫死亡時の本人(=妻)の年齢 480 か月を閾値として中高齢寡婦加算の有無が決まるサンプルとなるため、第 3 節でも示したように、RDD の枠組みを利用することが可能となる⁹。さらに、(3)夫死亡時の本人(=妻)の年齢が 360 か月以上 600 か月未満(30 歳以上 50 歳未満)、(4)遺族年金受給開始から 1 年以上経過しており、(5)調査時点において単身世帯であった個人に限定する。(3)の制約は、女性の就業に関する意思決定が年代によって異なる可能性があるため、夫死亡時の年齢が閾値(480 か月)から大きく乖離する個人を分析対象から外す目的で設定する。(4)の制約は、幾つかのアウトカム変数(就労収入、世帯収入、世帯支出)に関して、過去 1 年間の数字を尋ねていることによる。最後に、今回は、(5)を満たす個人に限定することで、就労に関する意思決定の世帯員間の相互作用を分析から捨象する。以上の制約を満たすサンプルの数は、1,304 となる¹⁰。

最終的なサンプル数は、上述した制約をすべて満たし、使用する変数に欠測がない 1,271 である¹¹。最終的なサンプルの属性は、表 2 に表されているとおりである¹²。さらに、この最終的なサンプルを中高齢寡婦加算「あり」と「なし」のグループに分け、両者の平均的な属性の違いを比較すると(表 3)、前者は後者に比べ、年金受給開始年齢が高く、それに伴い現在の年齢が高い。また、一年間の遺族年金受給額も高い。これらの特徴は、中高齢寡婦加算制度と整合的である。調査時点での就労行動に関しては、中高齢寡婦加算「あり」のグループの方が「なし」のグループに比べて非就労率が高く、正規職で就労している割合が低く、非正規職で就労している割合が高い。さらに、就労収入も低く、週労働時間も短い。経済状況については、中高齢寡婦加算「あり」のグループの方が「なし」のグループに比べて世帯収入および世帯支出が低い。

⁸ ただし、最後の階級では、階級の下限值に置き換えている(たとえば、就労収入の最後の階級は「850 万円以上」なので、この階級を選択した個人の就労収入は 850 万円に置き換えている)。また、「現在就業していない」と回答している場合は、就労収入および週労働時間を 0 にしている。同様に、年金受給前に「仕事していなかった」と回答している場合には、年金受給前の週労働時間を 0 にしている。

⁹ ただし、2007 年 3 月 31 日以前に夫が亡くなっている場合、中高齢寡婦加算支給のための第 1 の条件は、夫死亡時の妻の年齢 35 歳以上 65 歳未満であった。また、夫の被保険者期間が 20 年未満であった場合には、夫死亡時の妻の年齢が 40 歳以上であっても、中高齢寡婦加算は支給されない。それぞれのケースに当てはまるサンプル数は 32 と 294 であったが、本研究では、これらのサンプルも除外している。

¹⁰ (1)-(5)までの制約を追加的に課していくことで、サンプル数がどのように変化するかは、参考表 1 に示してある。

¹¹ ただし、アウトカム変数のうち、就業の有無と就業形態に関する情報はあがるが、就労収入や週労働時間、経済状況に関する情報がない場合には、サンプルに含めていない。

¹² もともと階級値でしか情報のない変数に関して、階級ごとの記述統計は参考表 2a-2c に掲載している。

以上のような記述統計からは、遺族年金受給額と受給者の就労行動・経済状況の間の相関関係しか読み取れない。中高齢寡婦加算「あり」のグループと「なし」のグループは、就労行動や経済状況に影響を及ぼすと考えられる他の属性も有意に異なるからである。たとえば、既述したように、中高齢寡婦加算「あり」のグループは、遺族年金受給額が平均的に高いだけでなく、現在の平均年齢も高い。また、表 3 下段からも読み取れるように、平均的には、最終学歴が低い。さらに、遺族年金受給開始前から正規職で就労している割合も低く、週労働時間も短い。そこで、今回は、遺族年金受給額が就労行動および経済状況に及ぼす因果的効果を識別するために RDD の枠組みを利用する。次節では、まず本研究における RDD の妥当性を検証したうえで、RDD の枠組みを利用した分析の結果をまとめる。

5. 分析結果

5.1 RDD の妥当性

本研究における RDD の妥当性をチェックするため、まず、中高齢寡婦加算によって、実際に割当変数の閾値(夫死亡時の妻の年齢 480 か月)周辺で遺族年金受給額が増加することを確認する。図 1 は、遺族年金受給額(単位:万円)を、割当変数である夫死亡時の妻の年齢の関数としてプロットしたものである。実線は、割当変数が閾値未満と閾値以上の領域各々について、遺族年金受給額を被説明変数、割当変数を説明変数とした 5 次の多項式近似曲線を表したものである¹³。点は、割当変数のビン(bin)ごとの、遺族年金受給額の平均値を表したものである¹⁴。この図から、遺族年金受給額は閾値で不連続に増加していることが分かる。

次に、RDD による因果的効果の識別に必要な連続性の仮定(第 2 節参照)について、その妥当性を二つの方法で実証的に検証する。一つ目は、割当変数の確率密度関数が、閾値周辺で連続であるか否かを検証する方法である(McCrary, 2008)。第 2 節でも触れたように、連続性の仮定は、個人が、処置を受けることを目的に、割当変数の値を閾値よりもわずかに上回るよう正確に操作できる場合は成立しない。このような場合には、閾値周辺で観測数が不連続に増加することが予測される。したがって、「割当変数の確率密度関数が、閾値周辺で連続に変化する」という帰無仮説を立てて、データからこれが棄却されるのであれば、連続性の仮定の妥当性が疑われる。

本研究では、この仮説検証を、Cattaneo et al. (2020)が提案する手法を用いて行う¹⁵。彼らの手法の特徴は、割当変数の経験分布関数(empirical distribution function)を局所多項回帰(local polynomial regression)により近似し、その傾きとして割当変数の確率密度関数 $f(x)$ を推定する

¹³ 5 次に設定した理由は、Calonico et al. (2015)が 4 次か 5 次を推奨しているからである。4 次に設定しても、グラフの形状は大きくは変わらない。

¹⁴ Calonico et al.(2015)は、RDD で一般的に描くこのような図は、選択するビンの数によって見え方が大きく異なってくるため、データに基づく客観的な基準で決めるべきとし、目的に応じたビンの数の選択方法を提示している。ここでは、データのばらつきを視覚的に把握することを重視し、ビンの数は、Calonico et al.(2015)が提案するばらつき模倣(mimicking variability)アプローチによって決めている。

¹⁵ STATA の rddensity コマンドを使用している(Cattaneo et al., 2018)。

ことにある。図 2 は、割当変数(夫死亡時の妻の年齢)のヒストグラム、確率密度関数の推定値 \hat{f} (実線)と、 \hat{f} のバイアス補正された頑健な信頼区間(影部分)を描いたものである。この図のヒストグラムからは、閾値周辺で観測数が増加しているように見える。しかし、密度関数の推定値 \hat{f} に基づく検定結果からは、「割当変数の確率密度関数が、閾値周辺で連続に変化する」という帰無仮説を棄却することはできない(p 値=0.931)。

連続性の仮定の妥当性を検証する二つ目の方法として、遺族年金受給開始前の受給者の属性を表す共変数の値について、割当変数の閾値周辺で不連続に変化しないことを確認する。仮に共変数が閾値において不連続に変化するならば、割当変数が閾値よりもわずかに下回る個人とわずかに上回る個人とでは、中高齢寡婦加算の有無以外にも、就労行動に影響を与え得る属性が異なることになり、連続性の仮定の妥当性が疑われる。表 4 は、就労行動を表すアウトカム変数の代わりに各共変数を用いて、(6)式を推定した結果を表している。推定結果では、いずれの共変数に関しても、閾値における変化は有意ではないことが示されている¹⁶。

以上のことから、本研究において、遺族年金受給額が就労行動に及ぼす因果的効果の識別のために RDD を利用することは妥当だと考えられる。

5.2 因果的効果の推定

まずは、中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加と受給者の就労行動および経済状況の関係について、視覚的に把握する。図 3a-3d は、横軸に夫死亡時の妻の年齢を表す割当変数、縦軸に就労行動を表すアウトカム変数を取り、それぞれのアウトカム変数について、割当変数の閾値で不連続に変化するかどうかを図示したものである。図 1 と同様に、実線は、割当変数が閾値未満と閾値以上の領域各々について、アウトカム変数を被説明変数、割当変数を説明変数とした 5 次の多項式近似曲線を表したもので、点は、割当変数のビンごとの、アウトカム変数の平均値を表したものである。図 3a,図 3b,図 3d の実線からは、就労の有無、正規就労の有無、週労働時間について、割当変数の閾値における大幅なジャンプは見いだせない。一方、図 3c の実線から、就労収入に関しては、割当変数の閾値で下方ジャンプが観察される。しかし、いずれの図においても、プロットされた点の散らばりから、データのばらつきも大きいことが分かる。

図 4a-4c は、経済状況を表すアウトカム変数について、図 3 と同様の図を描いたものである。図 4a の実線から、世帯収入については、割当変数の閾値におけるジャンプは読み取れない。一方、図 4b および図 4c の実線から、割当変数の閾値で、世帯支出は上方に、世帯貯蓄は下方に大きくジャンプしていることが分かる。しかし、特に図 4b および図 4c の割当変数の閾値周辺ではデータのばらつきが非常に大きく、一部のサンプルの影響により、世帯支出および世帯貯蓄の値が閾値で大幅にジャンプしているように見えている可能性がある。この点については、後述する。

中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加が受給者の就労行動および経済状況に与え

¹⁶ なお、遺族年金受給開始前の受給者の属性ではないが、外生変数である調査時点での受給者の年齢および遺族年金受給期間についても、閾値での有意なジャンプは観察されない。

る因果的効果を識別するためには、(6)式の推定が必要である。就労行動をアウトカム変数として(6)式を推定した結果は、表5に示されている。いずれのアウトカム変数についても、中高齢寡婦加算の因果的効果を表す推定値の符号はマイナスではあるが、有意に0と異なる。注意したい点は、この結果から、直ちに、中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加は、受給者の就労行動に全く影響を及ぼしていないと結論づけることはできないということである。既述のように、就労収入や週労働時間については階級値で尋ねており、今回のデータには、階級幅内での変化は反映されないからである。しかし、少なくとも、中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加は、受給者の就労行動に大きな影響を与えてはいないと言えるだろう。

表6は、経済状況をアウトカム変数としたときの、(6)式の推定結果を表している。世帯収入については、中高齢寡婦加算の因果的効果を表す推定値は有意に0と異なる。この結果は、割当変数の閾値で、中高齢寡婦加算により遺族年金受給額は増加する(図1)が、就労収入は減少しない(表5)という結果と必ずしも整合的でないように見えるが、世帯収入も階級値で尋ねているため、やはり階級幅内での変化を捉えることができていないと考えられる。

世帯支出に関しては、中高齢寡婦加算の因果的効果を表す推定値は有意に正、世帯貯蓄に関しては、有意に負となっている(表6)。しかし、図4bおよび4cにも示唆されていたように、これらの結果は、閾値周辺の一部のサンプルによって引き起こされている可能性もある。そこで、Cattaneo et al. (2019)が「ドーナツの穴アプローチ(donut hole approach)」として推奨しているように、閾値周辺のサンプルを一部除外したうえで(6)式を再度推定し、推定結果の頑健性を確認する。この頑健性チェックの結果は、表7aと7bにまとめられている。今回は、割当変数の値が閾値から左右1か月以内のサンプル、左右2か月以内のサンプル・・・と、1か月単位で順に左右6か月以内のサンプルまで落としていき、推定結果がどのように変化するかを調べている。世帯支出に関しては、割当変数の値が閾値から左右3か月以内のサンプルを除外した時点で(表7a)、世帯貯蓄に関しては、割当変数の値が閾値から左右1か月以内のサンプルを除外した時点で(表7b)、中高齢寡婦加算の因果的効果を表す推定値は有意でなくなる。以上のことから、世帯支出および世帯貯蓄に対する中高齢寡婦加算の因果的効果の推定結果は、必ずしも頑健ではないことが分かる。したがって、受給者の経済状況についても、中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加が大きな影響を与えているとは言い難い。

以上の結果は、年金受給前に被用者以外で就労していたサンプル(自営業等)を除いても、年金受給前に就労・非就労だったサンプルに分けても、最終学歴が大学・大学院以外のサンプルだけを用いても、遺族年金の受給期間が5年以下とそれ以上のサンプルに分けても変わらない。

6. まとめ

本研究では、中高齢寡婦加算の制度を利用し、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データを用いて、遺族年金受給額が受給者の就労行動および経済状況に与える因果的効果について分析した。その結果、就労行動について

は、就労率、正規就労率、就労収入、週労働時間のいずれに対しても、遺族年金受給額の影響は観察されなかった。また、経済状況については、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄のいずれでみても、遺族年金受給額の増加による改善は見られなかった。したがって、今回の分析では、遺族年金受給額の増加が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

国外の先行研究の結果と異なり、今回の分析で遺族年金受給額の因果的効果が確認されなかった理由としては、データの問題が考えられる。今回は行政データを使用しているわけではないので、サンプル数が少なく、就労収入などの重要なアウトカムの情報が階級値でしか分らなかった。そのため、実際には遺族年金受給額の因果的効果があるにもかかわらず、それを検出できなかった可能性がある。また、サンプル制約や RDD の性質上、今回の結果を、遺族年金受給者全体に当てはまるものとして一般化することはできない。

以上のような限界はあるが、就労率や正規就労率に対して遺族年金の影響が観察されなかったことは意味を持つだろう。これは、子どものいない単身の遺族女性の就労状況は、40 歳前後において、遺族年金受給額に大きく左右されないこと意味する。この結果は、仮に中高齢寡婦加算をなくすあるいは年齢要件を引き上げるという見直しをしても、少なくとも受給者の就労に対する正の影響は限定的である。つまり就労が大幅に促進される可能性は低いことを示唆している。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

最後に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている影響について、今回は経済状況を表す変数がすべて階級値となっていたため、十分に検証できたとは言い難く、さらなる研究が必要である。中高齢寡婦加算を受給している世帯は、被保護率も相対的に低くなっているものの、四方・渡辺(2022)によれば、現役の死別女性は未婚女性と比べても貧困率は高い。したがって、遺族年金改革の議論は、遺族年金が受給者の経済厚生に与える因果的効果を把握したうえで行われることが重要である。

参考文献

- Calonico, S., Cattaneo, M. D., & Titiunik, R. (2014a). Robust nonparametric confidence intervals for regression-discontinuity designs. *Econometrica*, 82(6), 2295-2326.
- Calonico, S., Cattaneo, M. D., & Titiunik, R. (2014b). Robust data-driven inference in the regression-discontinuity design. *The Stata Journal*, 14(4), 909-946.
- Calonico, S., Cattaneo, M. D., & Titiunik, R. (2015). Optimal data-driven regression discontinuity plots. *Journal of the American Statistical Association*, 110(512), 1753-1769.
- Calonico, S., Cattaneo, M. D., Farrell, M. H., & Titiunik, R. (2017). rdrobust: Software for regression-discontinuity designs. *The Stata Journal*, 17(2), 372-404.
- Cattaneo, M. D., & Vazquez-Bare, G. (2017). The choice of neighborhood in regression discontinuity designs. *Observational Studies*, 3(2), 134-146.
- Cattaneo, M. D., Jansson, M., & Ma, X. (2018). Manipulation testing based on density discontinuity. *The Stata Journal*, 18(1), 234-261.
- Cattaneo, M. D., Idrobo, N., & Titiunik, R. (2019). *A practical introduction to regression discontinuity designs: Foundations*. Cambridge University Press.
- Cattaneo, M. D., Jansson, M., & Ma, X. (2020). Simple local polynomial density estimators. *Journal of the American Statistical Association*, 115(531), 1449-1455.
- Fadlon, I., Ramnath, S. P., & Tong, P. K. (2019). *Market inefficiency and household labor supply: Evidence from social security's survivors benefits* (No. w25586). National Bureau of Economic Research.
- Giupponi, G. (2019). When income effects are large: Labor supply responses and the value of welfare transfers. Centre for Economic Performance Discussion Paper No.1651.
- Hahn, J., Todd, P., & Van der Klaauw, W. (2001). Identification and estimation of treatment effects with a regression-discontinuity design. *Econometrica*, 69(1), 201-209.
- Imbens, G., & Kalyanaraman, K. (2012). Optimal bandwidth choice for the regression discontinuity estimator. *The Review of economic studies*, 79(3), 933-959.
- Lee, D. S., & Lemieux, T. (2010). Regression discontinuity designs in economics. *Journal of economic literature*, 48(2), 281-355.
- McCrary, J. (2008). Manipulation of the running variable in the regression discontinuity design: A density test. *Journal of econometrics*, 142(2), 698-714.
- OECD (2018). *OECD Pensions Outlook 2018*, OECD publications.
- Rabaté, S., & Tréguier, J. (2022). Labor Supply Effects of Survivor Insurance Evidence from Restricted Access to Survivor Benefits in the Netherlands.
- 大津唯. (2022). 遺族年金受給者の就業選択. 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 令和 3 年度総合研究報告書(厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))研究代表者:山田篤裕.

- 厚生労働省. (2022). 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年 調査結果の概要
- 菊池馨実. (2016). 遺族年金制度の課題と展望 (特集 所得保障と 2025 年: ここ四半世紀の社会・経済の変化と少子高齢化の影響の考察). *社会保障研究*, 1(2), 354-369.
- 四方理人・渡辺久里子. (2023). 離死別女性の貧困と公的年金制度. *社会政策学会誌*, 近刊.
- 社会保障審議会年金部会. (2019). 社会保障審議会年金部会における議論の整理 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000581907.pdf>) (アクセス日:2023/2/16)
- 日本年金機構 HP. 遺族厚生年金(受給要件・対象者・年金額)
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150424.html> (アクセス日:2023/3/25)
- 百瀬優. (2017). 働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究 平成 28 年度 総括・分担研究報告書(厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 研究代表者:百瀬優
- 百瀬優. (2022). 遺族年金の性格と現行制度の課題—特集 遺族年金制度の課題. *年金と経済*, 41(3), 3-9.
- 田宮遊子. (2022). 遺族年金の所得保障機能についての考察—特集 遺族年金制度の課題. *年金と経済*, 41(3), 10-16.

表 1:年金制度区分

年金制度区分	全体に占める割合(%)
基礎と厚年の両方	11.382
基礎のみ	3.212
厚年のみ	85.345
中高齢寡婦加算あり	74.028
基礎年金歴あり	28.356
基礎年金歴なし	45.672
中高齢寡婦加算なし	11.317
基礎年金歴あり	2.375
基礎年金歴なし	8.941
有期	0.061

注:集計値を算出する際には、厚生労働省より提供を受けた集計用復元倍率を用いている。

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 2:サンプルの属性に関する記述統計量

	平均	標準偏差
年金受給開始年齢(月単位)	536.899	58.763
現在の年齢(月単位)	658.182	77.590
遺族年金受給額(万円)	109.334	32.835
【調査時点の就労行動】		
現在の就労状況		
非就労	0.260	0.439
正規	0.230	0.421
非正規	0.430	0.495
その他	0.080	0.271
就労収入(万円)	155.163	151.821
週労働時間	20.365	15.893
【調査時点の世帯の経済状況】		
世帯収入(万円)	252.450	141.944
世帯支出(万円)	17.432	9.197
世帯貯蓄額(万円)	639.035	746.041
【遺族年金受給前の属性】		
最終学歴		
中学	0.035	0.184
高校	0.538	0.499
専門学校・短大・高専	0.289	0.453
大学・大学院	0.138	0.345
年金受給前の就労状況		
非就労	0.184	0.387
正規	0.229	0.421
非正規	0.450	0.497
その他	0.137	0.344
年金受給前の週労働時間	21.011	15.056
サンプル数	1,271	

注:就労収入は N=1,268,週労働時間は N=1,266,世帯収入は N=1,212,世帯支出は N=1,245,世帯貯蓄額は N=1,233,年金受給前の週労働時間は N=1269.集計値を算出する際には、厚生労働省より提供を受けた集計用復元倍率を用いている。

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 3: 中高齢寡婦加算の有無による属性の差

	中高齢寡婦加算		(A)-(B)の有意性
	あり (A)	なし (B)	
年金受給開始年齢 (月単位)	558.717	423.274	***
現在の年齢 (月単位)	675.799	566.432	***
遺族年金受給額	120.804	49.595	***
【調査時点の就労行動】			
現在の就労状況			
非就労	0.266	0.231	***
正規	0.211	0.326	***
非正規	0.458	0.284	***
その他	0.065	0.159	***
就労収入 (万円)	143.125	217.993	***
週労働時間	19.653	24.084	***
【調査時点の世帯の経済状況】			
世帯収入 (万円)	250.505	261.765	***
世帯支出 (万円)	17.216	18.564	***
世帯貯蓄額 (万円)	639.051	638.952	
【遺族年金受給前の属性】			
最終学歴			
中学	0.033	0.047	***
高校	0.568	0.381	***
専門学校・短大・高専	0.268	0.399	***
大学・大学院	0.131	0.173	***
年金受給前の就労状況			
非就労	0.184	0.182	
正規	0.222	0.266	***
非正規	0.458	0.406	***
その他	0.135	0.146	+
年金受給前の週労働時間	20.123	25.629	***
サンプル数	693	578	

注: 就労収入は、中高齢寡婦加算ありが N=692, 中高齢寡婦加算なしが N=576, 週労働時間は、中高齢寡婦加算ありが N=575, 中高齢寡婦加算なしが N=487, 世帯収入は、中高齢寡婦加算ありが N=654, 中高齢寡婦加算なしが N=558, 世帯支出は、中高齢寡婦加算ありが N=674, 中高齢寡婦加算なしが N=571, 世帯貯蓄は、中高齢寡婦加算ありが N=670, 中高齢寡婦加算なしが N=563, 年金受給前の週労働時間は、中高齢寡婦加算ありが N=691. 集計値を算出する際には、厚生労働省より提供を受けた集計用復元倍率を用いている。+ p<0.1, * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001.

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 4: 共変数の不連続性に関する推定結果

共変数	バンド幅		推定値 [信頼区間]	使用サンプル数
	閾値左	閾値右		
受給開始前の就労の有無 (有=1, 無=0)	24.398	52.463	-0.14 [-0.403, 0.096]	404
受給開始前の正規就労の有無 (有=1, 無=0)	30.779	45.307	-0.091 [-0.398, 0.187]	380
受給開始前の週労働時間	28.012	46.797	-2.238 [-12.121, 6.679]	380
最終学歴が大学・大学院	29.06	43.946	0.021 [-0.183, 0.261]	362

注: 信頼区間は、Calonico et al. (2014)のバイアス補正された頑健な信頼区間。+ p<0.1,* p<0.05,** p<0.01,*** p<0.001.

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 5: 因果的効果の推定結果(アウトカム変数: 就労行動)

アウトカム変数	バンド幅		推定値 [信頼区間]	使用サンプル数
	閾値左	閾値右		
就労の有無 (有=1, 無=0)	42.423	44.379	-0.028 [-0.251, 0.225]	428
正規就労の有無 (有=1, 無=0)	34.921	44.321	-0.03 [-0.289, 0.271]	394
就労収入 (単位: 万円)	36.335	46.226	-59.007 [-163.225, 48.158]	410
週労働時間	37.67	52.918	-2.004 [-10.796, 7.814]	458

注: 信頼区間は、Calonico et al. (2014)のバイアス補正された頑健な信頼区間。+ p<0.1,* p<0.05,** p<0.01,*** p<0.001.

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 6: 因果的効果の推定結果(アウトカム変数: 経済状況)

アウトカム変数	バンド幅		推定値 [信頼区間]	使用サンプル数
	閾値左	閾値右		
世帯収入 (単位: 万円)	45.508	43.67	4.799 [-80.421, 93.680]	417
世帯支出 (単位: 万円)	33.625	32.392	4.905* [1.242, 10.281]	314
世帯貯蓄 (単位: 万円)	26.958	30.519	-523.38* [-1301.92, -9.046]	277

注: 信頼区間は、Calonico et al. (2014)のバイアス補正された頑健な信頼区間。+ p<0.1,* p<0.05,** p<0.01,*** p<0.001.

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 7a: 閾値周辺のサンプルに対する頑健性チェック(アウトカム変数: 世帯支出)

落とすサンプル	バンド幅		推定値 [信頼区間]	使用サンプル数	落ちるサンプル数
	閾値左	閾値右			
0	33.625	32.392	4.905* [1.242, 10.281]	314	0
X-480 <=1	37.254	34.156	4.036+ [-0.666, 10.274]	324	14
X-480 <=2	37.134	31.446	4.986+ [-0.847, 12.727]	301	24
X-480 <=3	35.964	41.345	2.202 [-2.931, 7.638]	332	33
X-480 <=4	36.557	47.068	1.5783 [-3.899, 6.962]	370	39
X-480 <=5	29.859	32.343	1.228 [-4.800, 7.629]	249	53
X-480 <=6	27.12	33.881	1.897 [-4.553, 8.761]	237	61

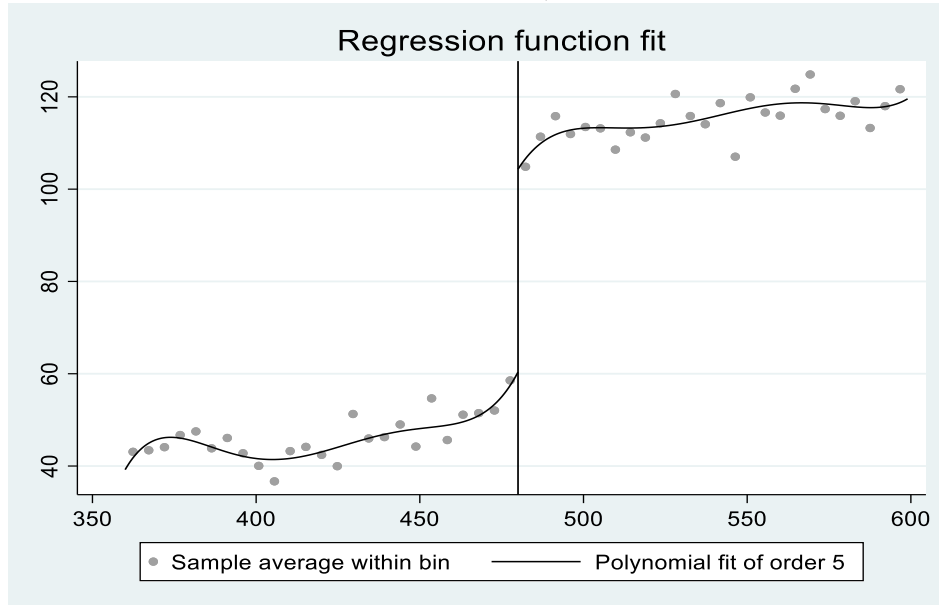
注: 信頼区間は、Calonico et al. (2014)のバイアス補正された頑健な信頼区間。+ p<0.1, * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001.
出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

表 7b: 閾値周辺のサンプルに対する頑健性チェック(アウトカム変数: 世帯貯蓄)

落とすサンプル	バンド幅		推定値 [信頼区間]	使用サンプル数	落ちるサンプル数
	閾値左	閾値右			
0	26.958	30.519	-523.38* [-1301.92, -9.046]	277	0
X-480 <=1	31.171	41.305	-229.24 [-900.005, 342.493]	333	14
X-480 <=2	28.837	50.125	-172.56 [-886.839, 471.996]	372	24
X-480 <=3	32.383	43.296	-48.654 [-742.344, 663.859]	331	33
X-480 <=4	33.182	39.687	-52.49 [-753.392, 673.55]	319	39
X-480 <=5	36.989	45.77	34.867 [-589.445, 697.466]	339	53
X-480 <=6	38.552	39.96	249.3 [-339.406, 985.449]	317	61

注: 信頼区間は、Calonico et al. (2014)のバイアス補正された頑健な信頼区間。+ p<0.1, * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001.
出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

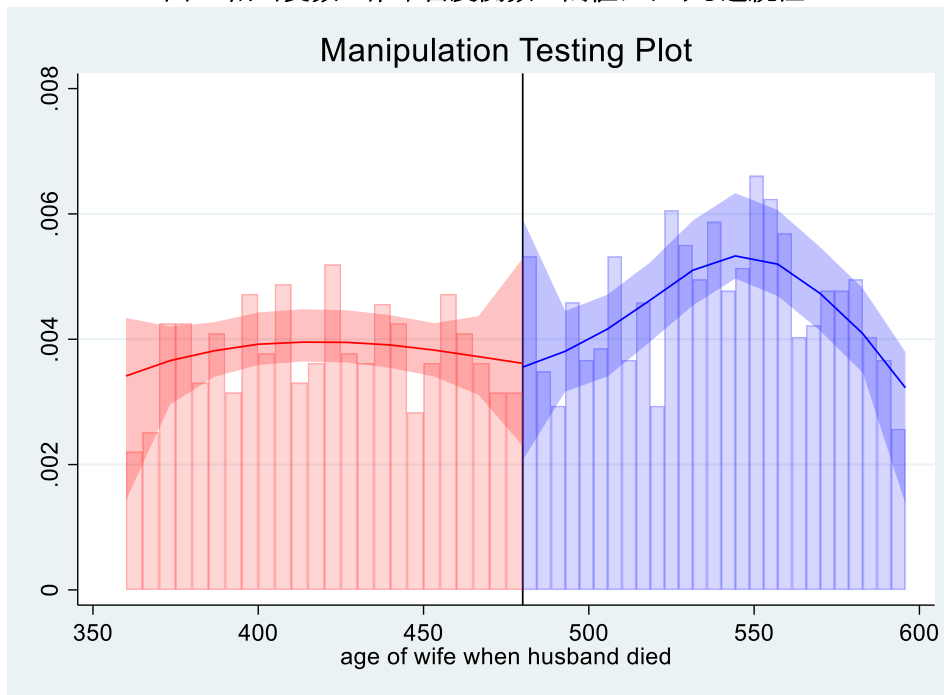
図 1: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と遺族年金受給額



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、遺族年金受給額の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、遺族年金受給額を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

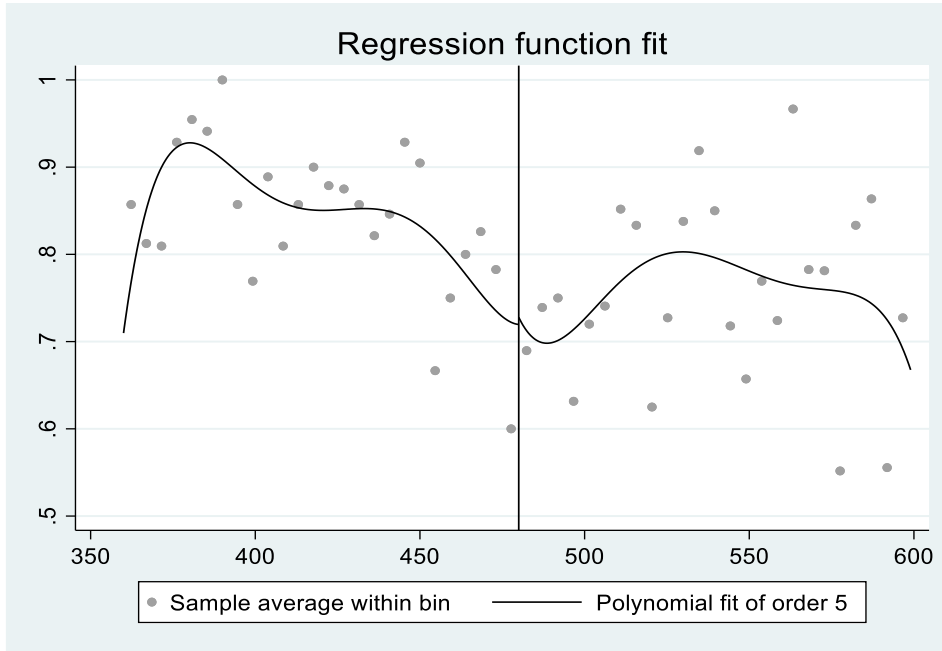
図 2: 割当変数の確率密度関数の閾値における連続性



注: 棒グラフは割当変数(夫死亡時の妻の年齢)のヒストグラム。実線は確率密度関数の推定値 \hat{f} 、影部分は \hat{f} のバイアス補正された頑健な信頼区間を表す(Cattaneo et al., 2020)。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

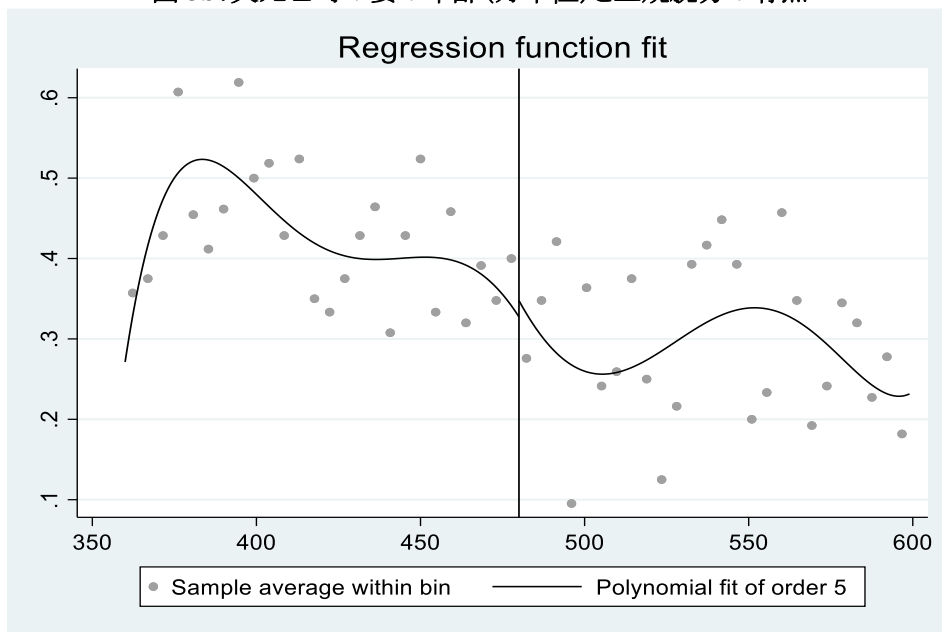
図 3a: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と就労の有無



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、調査時点での就労割合を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、調査時点で就労していることを表すダミー変数を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2021年)から筆者が作成。

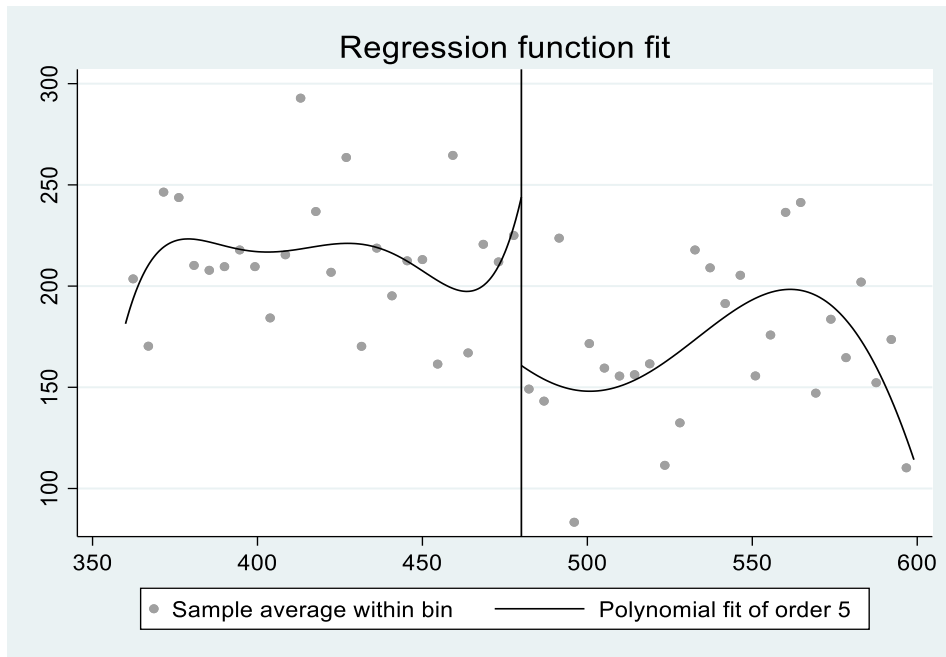
図 3b: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と正規就労の有無



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、調査時点における正規就労の割合を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、調査時点において正規就労していることを表すダミー変数を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

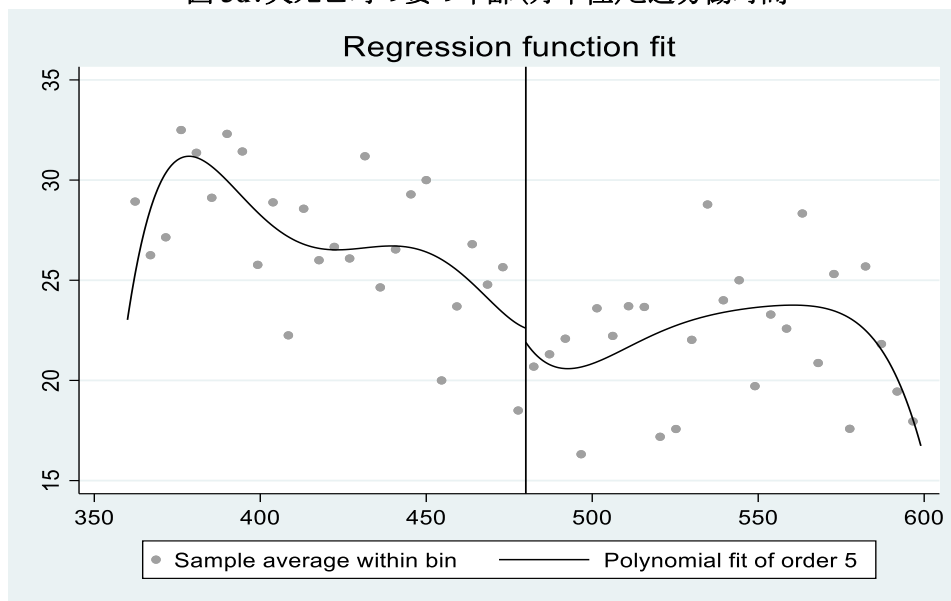
図 3c: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と就労収入



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、就労収入の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、就労収入を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

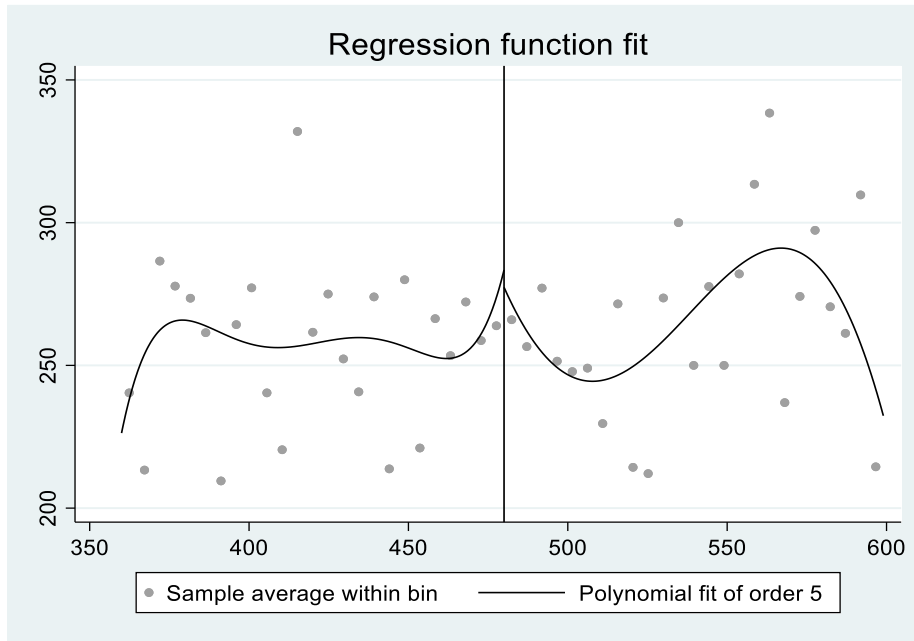
図 3d: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と週労働時間



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、週労働時間の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、週労働時間を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

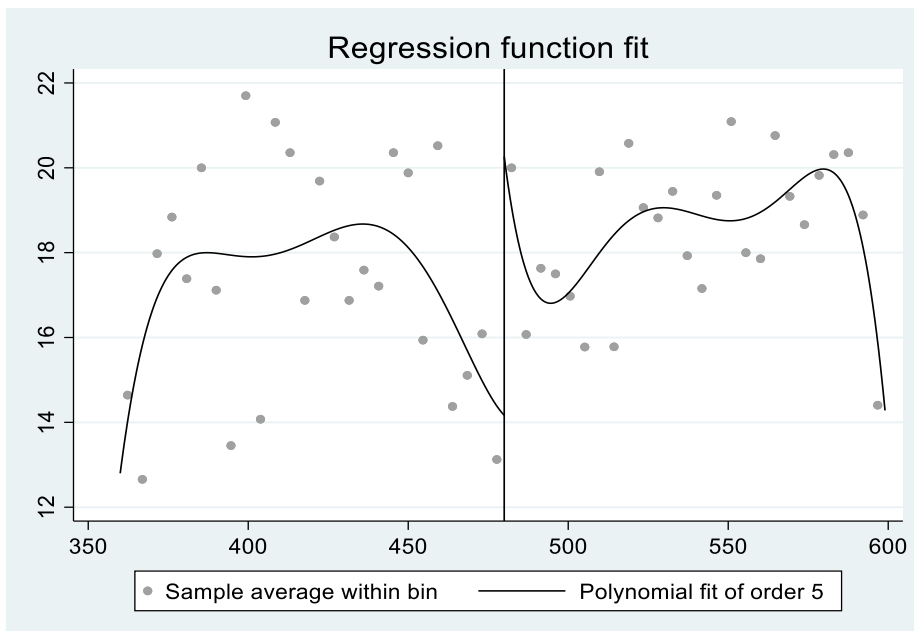
図 4a: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と世帯収入



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、世帯収入の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、世帯収入を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

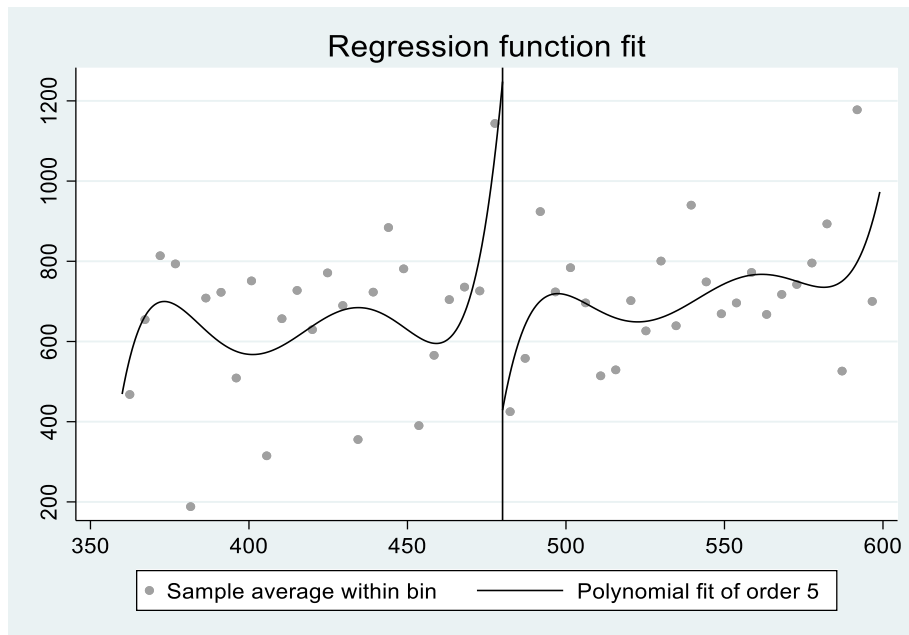
図 4b: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と世帯支出



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、世帯支出の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、世帯支出を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

図 4c: 夫死亡時の妻の年齢(月単位)と世帯貯蓄



注: 点は、ばらつき模倣アプローチによって定められたビンごとの、世帯貯蓄の平均値を表す。実線は、割当変数が閾値未満の領域と閾値以上の領域の各々で、世帯貯蓄を被説明変数、夫死亡時の妻の年齢を説明変数とした5次の多項式回帰を行い、その推定結果から算出された曲線を表す。

出典: 厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

参考表 1: サンプル制約によるサンプル数の変化

	サンプル数	全体に占める割合
制約なし	17,895	
(1)	13,893	0.776
(1)+(2)	3,108	0.174
(1)+(2)+(3)	2,217	0.124
(1)+(2)+(3)+(4)	2,052	0.115
(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,304	0.073

注:(1)女性、(2) 調査時点で厚生年金のみで基礎年金歴なし、(3)夫死亡時の年齢が360か月以上600か月未満(30歳以上50歳未満)、(4)遺族年金受給開始から1年以上経過しており、(5)調査時点において単身世帯であった個人。

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

参考表 2a: 階級値での記述統計: 調査時点の就労行動

	全体	中高齢寡婦加算		(A)-(B)の有意性
		あり (A)	なし (B)	
就労収入				
収入なし	0.281	0.289	0.241	***
50万円未満	0.044	0.048	0.024	***
50~100万円未満	0.070	0.075	0.043	***
100~150万円未満	0.170	0.183	0.100	***
150~200万円未満	0.117	0.123	0.085	***
200~250万円未満	0.070	0.060	0.125	***
250~300万円未満	0.094	0.098	0.073	***
300~400万円未満	0.089	0.088	0.095	
400~500万円未満	0.037	0.013	0.162	***
500~600万円未満	0.016	0.013	0.030	***
600~850万円未満	0.011	0.009	0.022	***
850万円以上	0.001	0.001	0.000	*
現在の労働時間				
就労していない	0.261	0.266	0.232	***
0~10時間未満	0.105	0.114	0.058	***
10~20時間未満	0.095	0.106	0.033	***
20~30時間未満	0.117	0.110	0.152	***
30~40時間未満	0.284	0.282	0.296	+
40時間以上	0.139	0.122	0.229	***
	1,271	693	578	

注:+ p<0.1,* p<0.05,** p<0.01,*** p<0.001.

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

参考表 2b:階級値での記述統計:調査時点の世帯の経済状況

	全体	中高齢寡婦加算		(A)-(B)の有意性
		あり (A)	なし (B)	
世帯収入				
50万円未満	0.010	0.000	0.060	***
50～100万円未満	0.061	0.041	0.152	***
100～150万円未満	0.231	0.260	0.092	***
150～200万円未満	0.121	0.125	0.103	***
200～250万円未満	0.149	0.154	0.125	***
250～300万円未満	0.117	0.118	0.110	
300～400万円未満	0.182	0.194	0.126	***
400～500万円未満	0.074	0.054	0.168	***
500～600万円未満	0.034	0.034	0.031	
600～850万円未満	0.019	0.016	0.033	***
850万円以上	0.003	0.004	0.000	***
世帯支出				
10万円未満	0.133	0.136	0.120	**
10～15万円未満	0.334	0.328	0.367	***
15～20万円未満	0.239	0.243	0.218	***
20～25万円未満	0.137	0.145	0.099	***
25～30万円未満	0.071	0.078	0.035	***
30～35万円未満	0.023	0.023	0.025	
35～40万円未満	0.037	0.026	0.098	***
40～45万円未満	0.003	0.003	0.003	
45～50万円未満	0.002	0.001	0.003	
50万円以上	0.020	0.018	0.033	***
世帯貯蓄				
なし	0.127	0.127	0.131	
50万円未満	0.106	0.106	0.109	
50～100万円未満	0.049	0.047	0.054	+
100～200万円未満	0.078	0.061	0.164	***
200～300万円未満	0.085	0.090	0.056	***
300～500万円未満	0.076	0.075	0.079	
500～700万円未満	0.138	0.155	0.049	***
700～1,000万円未満	0.176	0.178	0.162	**
1,000～1,500万円未満	0.050	0.047	0.069	***
1,500～2,000万円未満	0.051	0.052	0.043	**
2,000～3,000万円未満	0.018	0.014	0.036	***
3,000万円以上	0.047	0.047	0.048	
	1,271	693	578	

注:+ p<0.1,* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001.

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

参考表 2c:階級値での記述統計:遺族年金受給前の属性

	全体	中高齢寡婦加算		(A)-(B)の有意性
		あり (A)	なし (B)	
年金受給前の労働時間				
就労していない	0.184	0.184	0.182	
0～10時間未満	0.118	0.129	0.062	***
10～20時間未満	0.185	0.204	0.086	***
20～30時間未満	0.122	0.129	0.083	***
30～40時間未満	0.209	0.191	0.303	***
40時間以上	0.182	0.163	0.284	***
	1,271	693	578	

注:+ p<0.1, * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001.

出典:厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データから筆者作成。

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

**精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準および
その就労率への影響:生活水準法と実態費用法に基づく試算¹**

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 百瀬優(流通経済大学教授)

1. はじめに

日本の人口当たりの障害年金受給者数は欧米諸国に比べて少ない。それでも 1990 年代以降、障害年金受給者は増大している。その背景として人口構成変化とは別個に生じた、精神障害や知的障害に基づく障害年金受給者の増大が挙げられる(百瀬 2014; 百瀬 2022)。

一方、障害等により手助けや見守りを要する人(要介助障害者)の貧困リスクはそうでない人より 2 倍高い。しかも本人の就労所得がない場合、年金受給者であっても他の世帯員の所得だけでは貧困リスクを十分に回避できていない(山田他 2015)。とくに障害年金受給者の中で、精神障害かつ障害の程度が最も軽いとされる厚生年金 3 級の受給者が最も生活困窮に陥りやすい。その背景として、まだ精神障害に基づく障害年金受給者が少なかった 1985 年当時、就労者が多いという理由で厚生年金 3 級の給付水準だけが大幅に削減されたことが挙げられる(百瀬・大津 2020)。

本稿では、3 時点(2009、2014、2019 年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)生活保護を併給しないために必要な障害年金額の水準について、生活水準法と実態費用法という 2 つの方法(後述)に基づき検討した後、(2)年金水準を引き上げた場合、どれほど就労率に影響が及ぶのか、その可能性について検討することを目的とする。

2. 先行研究

障害に伴う費用の推計方法はいくつか存在するが 3 種類に大別可能とされる(Zaidi and Burchardt 2005)。第一の方法は実際に使用された財・サービス費用を直接把握する方法である(以下、「実態費用法」と略記)。しかし財・サービスのそもそもの入手可能性や所得が低いことによって財・サービス利用が制約されている場合、正確な費用推計はできない。第二の方法は特定の活動のために障害者が必要とする財・サービスを把握する方法であるが、そうした財・サービスを障害者もしくはその家族が把握・理解していない場合、やはり正確な費用推計はできない。これらの問題を克服する第三の方法が、生活水準(Standard of Living Approach)法と呼ばれるもので、障害者のいる世帯が、障害者のいない世帯と同じ厚生水準を達成するために必要な追加的所得

¹ 本研究は令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」の一環として実施された。厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値とは必ずしも一致しない。

を求める方法(以下、「SoL 法」と略記)である。

体系的な文献サーベイに基づくと、障害に伴う費用の推計方法としては、第三の、SoL 法に依拠している研究が最も多い(Mitra et al. 2017)。SoL 法的前提は所与の所得の下、障害の発生により追加的ニードが発生している場合に生活水準低下が生ずるというものである。この低下は限られた所得を障害に関連する財・サービスに配分した結果、生じたものである。よって障害に伴う費用とは、障害者のいない同等の世帯と同じ生活水準を達成するため、障害者のいる世帯で必要とされる追加的な所得として定義される(Zaidi and Burchardt 2005)。

SoL 法の利点は、障害に伴う費用がなぜ生じたのか、あるいはその費用について特定化する必要がないことである。したがって、障害に伴う費用とは何かという専門家の判断、あるいは当事者の判断は不要となる(Cullinan et al. 2013)。一方で、SoL 法の限界として指摘されるのは、障害に伴う逸失稼得収入、主観的厚生水準の低下、家族介護などの機会費用の発生などは捨象していることが挙げられる(Zaidi and Burchardt 2005)。

SoL 法を用いた実証分析では、下式を推定することで、障害に伴う費用を推定する(Morris et al. 2022)。

$$S = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{所得}) + \gamma \cdot \text{障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

被説明変数 S は直接には観測できない生活水準を表す代理指標である。この代理指標は障害の有無に関係なく選好される財・サービスから構成される必要があり、さらに普遍的に評価される機能(例えば、暖かい、安心する、楽しませるなど)に近く、特定の消費形態から離れているほど良い指標とされる(Zaidi and Burchardt 2005)。

所得の上昇に伴い、生活水準は上昇するが(したがって β は正の値)、障害に伴う費用があるため同じ所得かつ世帯属性も同じなら達成される生活水準は低くなる(したがって γ は負の値)。それゆえ、今の所得より何% 上昇したら達成される生活水準が同じになるか、という意味での障害に伴う費用は、 $d \text{ 所得} / d \text{ 障害} = -\gamma / \beta$ により求めることができる。

ただし同じ SoL 法とはいえ、実証分析に用いられる生活水準の代理指標は、先行研究によって多種多様であり、貯蓄の有無、物質的剥奪スコア類似の耐久消費財保有状況、家計状況の主観的評価などが用いられている(e.g. Zaidi and Burchardt 2005; Cullinan et al. 2013; Morris et al. 2022)。

本稿ではこの SoL 法を援用することで、生活保護を併給しないため、精神障害に伴う障害年金受給者の年金額を引き上げる必要があるのか定量的に把握する。また SoL 法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、治療・療養・介助費用についても、制度・障害等級ごと、あるいは精神障害の有無により相違するか定量的に把握する。そのうえで、もしこれらの費用を賄うべく障害年金額を引き上げた場合、就労率にどのような影響が及ぶのかを推計する。

3. データおよび分析枠組

(1) データ

本稿で使用するのは現時点で利用可能な最新年次を含む、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の3時点(2009年、2014年、2019年)の個票であり、本事業の遂行にあたり統計法上、利用が認められたものである。

この調査は、国民年金と厚生年金保険の障害年金の受給者を対象としている。3 時点とも調査客体数は 2 万 3 千人で回答率は 7 割である。個票データには調査票から得られる事項以外に、日本年金機構が保有する

業務上のデータ等から得られる情報(制度、障害等級、傷病名、年金額等)があり、本稿の問題意識に対応する変数が入手可能となっている。

本稿で用いる、制度・障害等級の定義は表1に示すとおりである。

表 1: 制度・障害等級の定義

(2) SoL 法の分析枠組

本稿では SoL 法を応用し、生活水準の代理指標として、憲法 25 条で保障されている最低生活水準を用いる。また所得の代わりに障害年金額を用いる。具体的には図 1 で示されるような障害年金額と生活水準の関係を仮定する。すなわち障害年金額が増大すると、生活保護を併給する生活水準を超えるものとする。

図 1: SoL 法を援用した「精神障害」による障害年金受給者の生活保護「非」併給になるために追加的に必要な年金額の推計方法

しかし、精神障害に基づく障害年金受給者の場合、精神障害に伴う追加費用があり、生活保護を併給する生活水準を超えるためには、より高い障害年金額が必要な場合、図 1 で示されるように、生活水準と障害年金額の関数は、精神障害でない障害年金受給者(破線)より、精神障害のある障害年金受給者(実線)の方が下に位置することになる。

ここで、精神障害に伴う追加費用は $B-A$ である。下式を Logit Model で推計し、 $-\gamma/\beta \times 100$ を求めることで、生活保護「非」併給となるために、障害年金額を何%増額しなければならないか定量的に把握できる。SoL 法の先行研究では、障害者のいる世帯と障害者のいない世帯とを比較して障害に伴う費用を推定しているのに対し、本稿では精神障害に基づく障害年金受給者世帯と、身体障害者等に基づく障害年金受給者世帯とを比較し、精神障害に伴う費用を推定している点が異なるが、費用の推定法は同じである。

$$\Pr(\text{生活保護「非」併給}) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{障害年金額}) + \gamma \cdot \text{精神障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

SoL 法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、1 か月間にかかった治療・療養・介助費用(食費を除く)についても、制度・障害等級や精神障害の有無によってどのように異なるのかも定量的に把握する。この実態費用に基づく推計では、治療・療養・介助費用が階級値であるため、区間回帰モデルを用いる。区間回帰モデルは、説明変数が階級値となっており階級値の下限あるいは上限が打ち切られているデータを分析する際に用いられる。

さらに、これらの費用を賄うため精神障害に伴う障害年金受給者の年金額を引き上げた場合でも、就労率が大きく減少するなら、就労所得の途絶により、想定していたように生活保護「非」併給確率が下がらない可能性もある。このことから障害年金額と就労率との関係についても明らかにする。

4. 分析結果

(1) 増大する精神障害に伴う障害年金受給者と生活保護併給率

精神障害や知的障害に伴う障害年金受給者の比率は 2000 年代以降、引き続き増大している。表 2 は障害

年金受給者の26の傷病名の分布を制度・障害等級別に示したものである。全体で見ると、2019年時点で障害年金受給者の傷病の中、最も多いのが精神障害であり35%を占める。その次に多いのが知的障害で24%を占める。3番目に多い傷病は脳血管疾患で7%を占めるに過ぎないことから、いかに障害年金受給者に占める精神障害と知的障害の比率が高いかが分かる。

また2009年から2019年までの3時点(10年間)の傷病分布の変化に着目すると、知的障害は22%から24%へと2%ポイントしか増加していない一方、精神障害は28%から35%へと7%ポイントも増加している。

表2: 障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%)

さらに制度・障害等級別に傷病分布をみても、国民年金2級、厚生年金2級と3級で、精神障害は最も大きい構成比を占める。国民年金2級では、2009年に37%、2019年には7%ポイント増え、44%を占める。厚生年金2級では2019年時点で精神障害は50%近くに達する。厚生年金3級でも40%を占める。一方、国民年金1級では、2009年時点で精神障害は16%を占め、2番目に多い傷病であり、知的障害が32%を占め、最も多い傷病である。ただし厚生年金1級でのみ脳血管疾患が最も多く、32%を占める。

以上のように全体で見れば、3人に1人が精神障害、4人に1人が知的障害に基づく障害年金受給者となっているが、とくに精神障害に基づく障害年金受給者で生活保護併給率は高い。表3は制度・障害等級別に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率を全体と比較したものである。なお知的障害に基づく厚生年金受給者については該当サンプルが存在しない、もしくは1サンプルしか存在しないため示していない(以下同じ)。

表3: 障害年金受給者の生活保護併給率(制度・障害等級・障害種別、%)

制度・障害等級別にみると、2019年時点で生活保護併給率は、国民年金1級で5%、2級で11%、厚生年金1級で2%、2級で5%、3級で7%となっている。厚生労働省「被保護者調査(2019年度確定値)」の保護率(生活保護受給率)は1.6%なので、障害年金受給者の生活保護併給率は高い。

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し、さらに3~5%ポイントほど高い。とくに精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%であり、障害年金受給者全体と比較して5%ポイントも高い。一方、精神障害の次に多い、知的障害に基づく障害年金(国民年金)受給者の生活保護併給率は障害年金受給者全体と比較して低い傾向にある。

(2) SoL法に基づく精神障害による費用の把握

なぜ精神障害を伴う障害年金受給者の生活保護併給率は相対的に高いのか。生活保護は世帯単位での給付であるため、他の世帯員との同居状況や他の世帯員の就労状況等の世帯属性が、生活保護を受給できるか否かに大きな影響を与える。これらの状況の相違が、精神障害に基づく障害年金受給者の方が他の傷病に基づく障害年金受給者の生活保護併給率より高くなっている理由として考えられる。たとえば、精神障害を伴う障害年金受給者の場合、他の傷病に基づく障害年金受給者と比べ、世帯規模の経済性が小さい単身世帯が多かったり、他の世帯員からの収入が期待しにくかったりする可能性が考えられる。

そこでこれらの世帯属性を統御し、さらに受給している障害年金額を統御した上で、精神障害の有無が生活

保護併給率に影響を与えているかどうかを確認する。前節で説明したように SoL 法を援用すれば、障害年金額と精神障害の有無の係数に基づき、生活保護を併給しないためには障害年金額を何%増額すれば良いか推計可能である。

表 4 は生活保護「非」併給率を被説明変数として、障害年金額、精神・知的障害の有無、本人属性(性別、年齢、有配偶)、世帯属性(世帯員数、18 歳以下の同居子数、本人以外の世帯員の就労者数)、調査年を説明変数とする Logit Model を、制度・障害等級ごと・65 歳未満・以上別に推計した結果を示している。表 5 は表 4 に基づく限界効果(生活保護「非」併給率確率を各変数が何%上昇させるか)を示している。また表 6 は表 4 および表 5 の結果から抜粋・計算している。生活保護「非」併給率への精神障害の限界効果は表 5 の精神障害の行の抜粋である。精神障害による追加費用は表 4 の障害年金額の係数(β)と精神障害の係数(γ)に基づき、 $-\gamma/\beta \times 100\%$ の値を求め、95%信頼区間の値も推定した。「n.s.」は 5%水準で統計的に有意でないこと(not significant)を示す。

表 4: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(係数)

表 5: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(限界効果)

表 6: 生活保護「非」併給への精神障害の影響と「非」併給に必要な年金額引上げ水準

同じ障害年金額であっても、また本人・世帯属性を統御しても、精神障害である場合、精神・知的障害を除くその他の障害(以下、「身体障害等」と略す)である場合と比較して生活保護「非」併給となる確率は、国民年金 1 級の 65 歳未満で 2%、国民年金 2 級の 65 歳未満で 5%、65 歳以上でも 5%、厚生年金の 65 歳未満で 3%、同 3 級の 65 歳未満で 7%低い。一方、国民年金 1 級の 65 歳以上、厚生年金 1 級、厚生年金の 65 歳以上、厚生年金 3 級の 65 歳以上では、精神障害である場合でも、身体障害等である場合と比較して生活保護「非」併給となる確率に統計的に有意な差を見いだせなかった。

また SoL 法を援用すると、精神障害を伴う障害年金受給者が生活保護を併給しないためには、身体障害等である場合と比較して、厚生年金 2 級の 65 歳未満で 20%(95%信頼区間では 10~33%)、同 3 級の 65 歳未満で 50%(95%信頼区間では 30~70%)、障害年金額を引き上げる必要がある。国民年金 1 級・2 級および厚生年金 1 級、そして 65 歳以上の厚生年金 2 級と同 3 級では、生活保護を併給しないため障害年金額を引き上げる必要があるかどうかは確認できなかった。

(3) 実態費用法に基づく精神障害による費用の把握

精神障害を伴う障害年金受給者は、別途、身体障害者等を伴う障害年金受給者より高い治療・療養・介助費用に直面しているかもしれない。

図 2 は昨年 1 か月あたりの治療・療養・介助費用(食費を除く)の分布を制度・障害等級ごとに 3 時点別に示したものである。推計対象サンプルからは生活保護併給世帯は除外している。理由として生活保護併給世帯の場合、医療扶助・介護扶助・障害者加算等があるため、制度的に治療・療養・介助費用が「非」併給世帯とは異なる傾向があることを考慮したためである。

相対的に当該費用の高い方、1 か月 5 万円以上の構成比率に着目すると、3 時点とも国民年金では 2 級(3 時点平均 17%)より 1 級の比率(同 26%)が高く、また厚生年金では 1 級(同 39%)、2 級(同 25%)、3 級(同 17%)の順にその比率は高い。制度・障害等級間で比較すると、1 か月 5 万円以上の構成比率は、国民年金 1

級と厚生年金 2 級、国民年金 2 級と厚生年金 3 級がほぼ同じである。

図 2: 障害年金受給者の昨年 1 か月あたりの治療・療養・介助費用の分布 (%)

相対的に当該費用の低い方、1 か月 1 万円未満の構成比率に着目すると、高い方 (5 万円以上) とは逆に、3 時点とも国民年金では 1 級 (3 時点平均 44%) より 2 級の比率 (同 54%) が高く、また厚生年金では 3 級 (同 54%)、2 級 (同 45%)、1 級 (同 29%) の順にその比率は高い。制度・障害等級間で比較すると、1 か月 1 万円未満の構成比率は、5 万円以上の構成比率と同様、国民年金 1 級と厚生年金 2 級、国民年金 2 級と厚生年金 3 級がほぼ同じである。

一方、高い方と低い方の間にある、1 か月 1 万～5 万未満の構成比率は、いずれの時点、制度・障害等級間でほぼ等しく 30% 前後となっている。

ただし図 2 に基づく分布だけでは、本人・世帯属性を統御した上で、制度・障害等級間で、治療・療養・介助費用が平均的にどれほど相違しているかは直接には分からない。それを定量的に把握するため、本人・世帯属性等を統御した上で、治療・療養・介助費用を被説明変数とする区間回帰モデルを推計した結果を表 7 に示した。最も重要な変数として、制度・障害等級ダミーが説明変数となっており、これらのダミー変数の係数を 100 倍すると、基準となる制度・障害等級 (国民年金 2 級あるいは厚生年金 2 級) より治療・療養・介助費用が何%多いかが分かる。表 8 はその値と 95% 信頼区間を示している。

表 7: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果 (制度・障害等級「間」比較)

表 8: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果 (制度・障害等級「間」比較) の 95% 信頼区間

国民年金 2 級を基準とする推計式 (表 7 の 1～3 式) に基づくと、全年齢では、国民年金 1 級で 31% (95% 信頼区間は 26～37%)、厚生年金 1 級で 86% (同 80～92%) 治療・療養・介助費用が多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。また 65 歳未満では国民年金 1 級で 41% (95% 信頼区間は 35～47%)、厚生年金 1 級で 104% (同 96～111%)、厚生年金 2 級で 39% (同 32～46%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。全年齢と同様、65 歳未満でも国民年金 2 級と厚生年金 3 級に統計的に有意な差は見いだされなかった。さらに国民年金 2 級を基準として、厚生年金 1 級で 54% (95% 信頼区間は 44～65%)、厚生年金 2 級で 23% (同 11～34%)、厚生年金 3 級で 22% (同 7～36%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。65 歳以上では国民年金 1 級と国民年金 2 級に統計的に有意な差は見いだされなかった。

厚生年金のみを対象とした推計 (表 7 の 4～6 式) に基づくと、全年齢では厚生年金 2 級を基準として、厚生年金 1 級で 52% (95% 信頼区間は 46～58%)、治療・療養・介助費用が多くかかる一方、厚生年金 3 級では逆に -31% (同 -37～-25%)、治療・療養・介助費用は少ない。65 歳未満では厚生年金 1 級で 64% (95% 信頼区間は 56～71%)、治療・療養・介助費用が多くかかる一方、厚生年金 3 級では逆に -33% (同 -40～-27%)、治療・療養・介助費用は少ない。同様に厚生年金 2 級を基準として、65 歳以上では厚生年金 1 級で 34% (95% 信頼区間は 23～44%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。65 歳以上では厚生年金 2 級と同 3 級との間に、治療・療養・介助費用の有意な差はない。

65 歳以上の国民年金 1 級を除き、国民年金、厚生年金とも 2 級の治療・療養・介助費用を 1 級は 25% 上回

ることを確認できた。また全年齢および 65 歳未満については、国民年金 2 級と厚生年金 3 級の治療・療養・介助費用には統計的に有意な差を確認できなかった。

さらに制度・障害等級ごとに、本人・世帯属性等を統御した上で精神障害の影響を区間回帰モデルにより推定した結果を表 9 に示した。

表 9: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「内」比較)

対応する障害年金受給額が有意でないため、SoL 法を援用し生活保護を併給しないために必要な障害年金の引上げ水準を推計できなかったが、65 歳未満の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級で、精神障害がある場合、生活保護「非」併給率は各々 2%、5% 低いことを確認している(表 6 参照)。また、精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため 65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護「非」併給率が高い可能性も示唆される。一方、65 歳未満の精神障害ダミーの係数は、厚生年金 2 級では身体障害等と有意な差がない上、厚生年金 3 級ではむしろ 20% 治療・療養・介助費用が低い。

(4) 就労状況および年金額の就労率への影響の可能性

最後に精神障害に伴う障害年金受給者の年金額上げが、就労率に与える影響について検討する。

まず百瀬・大津(2020)に倣い、最新の 2019 年調査を加えた 3 時点で、障害年金受給者を身体障害等、精神障害、知的障害の 3 つの障害カテゴリーに分け、就労状況のトレンドを確認する。

表 10 は 65 歳未満の障害年金受給者の就労率を 3 つの障害カテゴリーについて 3 時点、制度・障害等級ごとに比較している。まず 3 グループとも、障害者雇用の進展を背景として、制度・障害等級にかかわらず 3 時点間で就労率は上昇している。そして上昇幅は 1 級より 2 級、2 級より 3 級と、障害の程度が相対的に軽いほど大きくなっている。

表 10: 65 歳未満の障害年金受給者の就労率(制度・障害等級・障害種別、%)

また身体障害者等と比較すると、知的障害については国民年金 1 級では 2~3%ポイント就労率は低いが、同 2 級ではむしろ就労率は 2019 年時点で 26%ポイント高い。一方、精神障害は、身体障害等と比較して、いずれの制度・障害等級でも低い。精神障害の厚生年金 3 級の就労率は 2009 年に 25%、2019 年は 54%であり、29%ポイントも就労率が上昇したが、それでもまだ 2019 年の就労率は身体障害等と比較し 17%ポイント低い。厚生年金 3 級以外については、身体障害等との差はそれほど 3 時点で縮まっておらず、精神障害の就労率は 13~19%ポイント低い。

表 11 は就労している 65 歳未満の障害年金受給者の年間就労収入分布のトレンドを比較している。最も低い 0~50 万円に注目すると、身体障害等、精神障害、知的障害いずれのグループでも構成比は低下している。しかしそれでも 2019 年に 0~50 万円未満の比率は、身体障害等は 21%であるのに対し、精神障害は 54%、知的障害は 64%となっている。次に低い 50~100 万円未満に着目しても、身体障害等は 13%であるのに対し、精神障害は 22%、知的障害は 19%となっており、全般的に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低い。

表 11:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労収入分布(障害種別、%)

低い就労収入の背景として、常勤雇用の少なさ、労働時間の短さ、時間当たり賃金率の低さが挙げられる。

表 12 は 65 歳未満の障害年金受給者の就労形態の分布を示している。障害者雇用の進展とともに常勤雇用の比率も上昇している。しかし 2019 年の常勤雇用の比率は身体障害等で 45%であるのに対し、精神障害者は 9%であり、知的障害の 8%と並ぶ低さとなっている。そして調査票上の就労形態カテゴリーが、2009 年と 2014 年/2019 年との間で異なることに注意する必要がある(表注参照)が、精神障害で 2009 年から 2019 年までの間に急速に比重を増している就労形態が福祉事業所等であり、2019 年は 36%である。そして精神障害で次に多い就労形態が臨時・パート等で 33%を占める。知的障害も最も多い就労形態は福祉事業所等であり、2019 年で 49%となっている。

表 12:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労形態分布(障害種別、%)

表 13 は就労している 65 歳未満の障害年金受給者の労働時間の分布を示している。2019 年において身体障害等で最も多い週労働時間は 30~40 時間未満であり 29%、次に多い 40 時間以上も 22%となっている。もともと 40 時間以上は 2009 年時点では 25%であったので、やや低下傾向にある。一方、精神障害で最も多い週労働時間は 0~10 時間未満であり 2019 年で 34%となっており、10~20 時間未満を合わせると 56%となり、大半が 20 時間未満で就労している。とはいえ 30~40 時間未満は 2009 年の 12%から 2019 年には 15%、40 時間以上は 2009 年の 4%から 2019 年には 6%になるなど、30 時間以上の構成比率が上昇する傾向にある。知的障害については、20 時間未満で構成比率が上昇する傾向があり、2009 年に 36%であったのが 2019 年には 42%に上昇している。

表 13:65 歳未満の就労している障害年金受給者の労働時間分布(障害種別、%)

身体障害者等と比較し、精神障害者で労働時間の短い(とりわけ 20 時間未満が多い)ことは、精神障害者の就労収入の低さを説明すると考えられるが、常勤以外の就労形態(とりわけ福祉事業等)が多いことに示されるように、時間当たり賃金率自体が低いためかもしれない。

このことを確認するため、就労収入および週労働時間の階級値の中央値(たとえば就労収入階級 50~100 万円未満であれば 75 万円、労働時間階級 10~20 時間未満であれば 15 時間)を用い、1 年の週数を $365 \div 7$ とし時間当たり賃金率の分布を、3 つの障害カテゴリー別に 3 時点について示したのが図 3 である。

3 時点とも時間当たり賃金率の分布は、身体障害等が最も高く、知的障害が最も低く、精神障害は中間にあることが分かる。障害年金受給者だけでなく、雇用障害者全般の時間当たり賃金率の分布について確認した山田・荒木(2023)とも整合的な結果となっている。

図 3:65 歳未満の就労している障害年金受給者の時間当たり賃金率の分布(障害種・調査年別)

以上のように身体障害者等と比較し、精神障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低くなっているが、そ

の背景として労働時間の短さ、常勤の会社員・公務員以外の就労形態の多さ、そもそもの時間当たり賃金率の低さがあることを確認した。すなわち、65歳未満の精神障害に基づく障害厚生年金受給者に存在する追加費用の一部は、労働時間・就労形態・賃金率等、労働市場での就労に関するさまざまな制約に由来する可能性があることを確認した。

それでは、この制約を保障するために、仮に精神障害に伴う追加費用を厚生年金増額により賄った場合、就労にどのような影響があるのだろうか。標準的な労働経済学の枠組に基づけば、非就労収入（たとえば障害厚生年金額）が増大すると、これ以上であれば就労するという賃金の下限額（留保賃金）は上昇するため、就労確率は低下すると考えられる。

それを確認するため、厚生年金の障害等級ごとに、障害年金額、精神障害の有無およびそれらの交差項を説明変数とし、被説明変数を就労・非就労として、Logit Model で推定した結果を表 14 に示している。説明変数には世帯属性を統御するための変数や調査年ダミーも加えている。一方で、就労確率に影響を与える人的資本変数（教育水準等）は入手可能でないため含まれていない。この点は、結果解釈の際、留意すべきである。

表 14: 65 歳未満の障害年金受給者の就労確率の Logit Model 推定結果 (係数)

障害年金額の係数の符号に着目すると、厚生年金 1 級で係数は有意で、負の値をとっており、標準的な労働経済学の枠組で想定される結果と整合的である。推計式に教育水準に関する変数は入れず、身体・精神・重度障害等を統御した、金子 (2011) でも同様に障害基礎年金以外の年金額は 10% 水準ではあるが負の値で有意であり、その結果とも整合的である。

しかし、厚生年金 2 級および 3 級では、係数はいずれも有意で、正の値をとっており理論モデルの予想とは反対の結果である。また精神障害に基づく障害年金受給者であることは、精神障害であること自体（精神障害ダミー）の係数はいずれも有意であるが、厚生年金 1 級では負の値、2 級・3 級では正の値、さらに精神障害ダミーと障害年金額の交差項（精神障害×障害年金額(ln)）は反対に、厚生年金 1 級で正の値（ただし係数としては 5% 水準で有意でない）、2 級・3 級では負の値で有意であり、正負逆になっている。そのため、この表 14 のみから、精神障害を伴う障害厚生年金受給者の年金額の効果を把握するのは難しい。そこで交差項を含め、推定された係数を用いた障害年金額ごとの予測値を精神障害（精神障害ダミー=1）と身体障害等（精神障害ダミー=0）について各々プロットしたのが図 4 である。

図 4: 65 歳未満の障害厚生年金受給者の年金額の就労確率への影響（精神障害の有無別）

図 4 において厚生年金 1 級の推計式の精神障害と障害年金の交差項は 5% 水準で有意でないため（ただし 10% 水準では有意）、厚生年金 1 級の精神障害のプロットは参考値でしかない。したがって厚生年金 1 級では精神障害がない場合（精神障害=0）のみのプロットに注目すると、障害年金受給額と就業確率には負の関係があり、プロットされた曲線は右下がりになっていることが確認できる。厚生年金 2 級・3 級では、精神障害がある場合（精神障害ダミー=1）は障害年金受給額が上昇すると就労確率が下がる負の関係、精神障害がない場合は障害年金受給額が上昇すると就労確率がむしろ上がる正の関係となっている。

精神障害がない場合、労働経済学の一般的な理論モデルが予測するのは反対に、就労率と障害年金受給額との間に正の相関がある理由として、データ制約から人的資本に関する変数（教育水準、勤続年数等）が

投入されていないことによる可能性を指摘できる。すなわち、障害年金受給前の人的資本賦存量が多く、賃金率が高く、結果的に障害厚生年金額も高かったとする。この場合、障害は伴っていても他の条件が一定であれば(とくに障害の程度が同じであれば)労働市場では相対的に高い賃金を提示される可能性が高い。その結果、相対的に高い賃金率による就労促進効果が、同じく相対的に高い障害厚生年金による留保賃金押上げ効果を上回った結果、就労確率は高くなったという可能性である。つまり、障害厚生年金額は人的資本変数(賃金)の代理変数となっているため、就業確率との正の相関が観測されたという可能性である。

一方、精神障害に基づく障害年金受給者の場合、その障害特性から、労働市場で高い賃金率を提示される効果よりも、障害厚生年金受給額が高くなることにより留保賃金が高くなる効果の方が大きいと、就労率は低下する負の相関が観測された可能性を指摘できる。

それでは精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者の生活保護併給率と同じになるところまで障害厚生年金額を引き上げた場合、就業率をどれほど低下させるのか。表 14 で計測された係数に基づき予測すると、精神障害に基づく障害厚生年金受給者の年金平均額での就労率は、厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 39%であり、身体障害等に基づく障害厚生年金受給者の生活保護受給率と同じになるまで精神障害に基づく障害年金受給者の年金額、すなわち障害厚生年金額を 2 級で 20%、3 級で 49%各々引き上げたとすると(表 6 参照)、対応する就労率は厚生年金 2 級で 2%ポイント低く、同 3 級では 8%ポイント低くなる。

5. おわりに

本稿では、3 時点(2009 年、2014 年、2019 年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)生活保護を併給しないために必要な障害年金額の水準について検討した後、(2)年金水準を引き上げた場合、どれほど就労率に影響が及ぶのか、その可能性について検討した。

本稿の主な知見は以下 5 点に集約される。

- ① 精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019 年時点で障害年金受給者全体と比較し 3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金 3 級の生活保護併給率は 12%に達する。
- ② 精神障害に基づく障害年金受給者が生活保護「非」併給になるため追加的に必要な障害年金額は、身体障害等である場合と比較して、65 歳未満の厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 49%であり、65 歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。
- ③ 国民年金 2 級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金 1 級で 31%、厚生年金 1 級で 86%多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。
- ④ 精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため、65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護併給率が高い可能性も示唆される。
- ⑤ 65 歳未満の身体障害等の厚生年金 2 級・3 級では、障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるように引き上げた場合、65 歳未満の精神障害に基づく厚生年金 2 級で 2%ポイント、同 3 級では 8%ポイント低下すると予測される。

最後の点について若干の政策含意を述べれば、精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保

護併給率)に対応するために、仮に厚生年金 2 級・3 級の障害年金額を引き上げたとしても、単なる障害年金額の引上げでは、就労率低下を伴う可能性があるということである。そのため、精神障害に基づく障害年金受給者の所得保障水準を何らかの方法で引き上げるのであれば、雇用政策との連携が必須となる。

また本稿における研究上の留保点としては、すでに先行研究でも指摘されているように SoL 法を援用した分析では、障害に伴う逸失稼得収入、主観的厚生水準の低下、家族介護などの機会費用の発生などが捨象されている点である。また障害等級・制度による治療・療養・介助費用の相違を推計した実態費用法では財・サービスのそもそもの入手可能性や所得が低いことによって財・サービス利用が制約されている場合、正確な費用推計はできないことに注意する必要がある。さらに、そもそもなぜ精神障害が増大し続けているのか、その理由を明らかにすることは今後の課題である。

参考文献

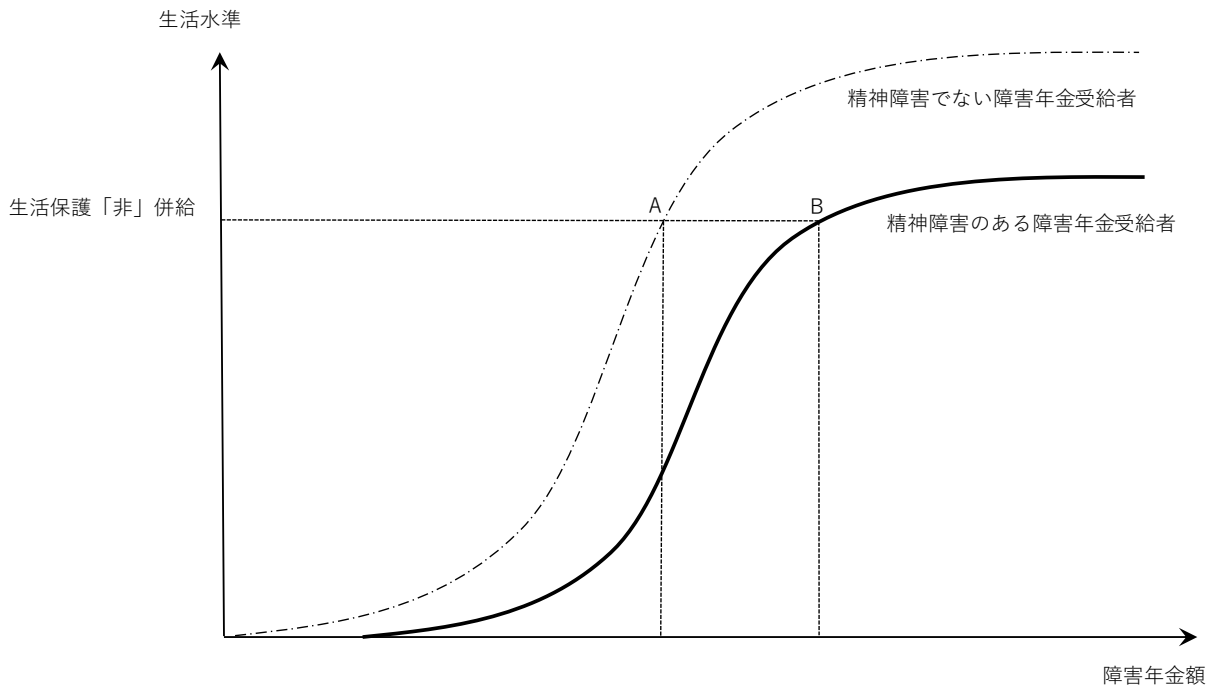
- 金子能宏(2011)「経済政策的観点からの検証」松井亮輔・岩田克彦編、『障害者の福祉的就労の現状と展望』中央法規。
- 百瀬優(2014)「なぜ障害年金の受給者は増加しているのか？」『早稲田商學』439:461-476。
- 百瀬優(2022)「障害年金受給者の動向と実態」『公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 令和 3 年度 総括・分担研究報告書』厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)。
- 百瀬優・大津唯(2020)「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』12(2):74-87。
- 山田篤裕・荒木宏子(2023)「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34(2): 68-86。
- 山田篤裕・百瀬優・四方理人(2015)「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』15: 99-121。
- Cullinan, John, Brenda Gannon and Eamon O'Shea (2013) "The Welfare Implications of Disability for Older People in Ireland," *European Journal of Health Economics*, 14:171-183. DOI 10.1007/s10198-011-0357-4
- Mitra, Sophie, Michael Palmer, Hoolda Kim, Daniel Mont, and Nora Groce (2017) "Extra Costs of Living with a Disability: A Review and Agenda for Research," *Disability and Health Journal*, 10(4): 475-484. DOI 10.1016/j.dhjo.2017.04.007
- Morris, Zachary, and Asghar Zaidi (2020) "Estimating the Extra Costs of Disability in European Countries: Implications for Poverty Measurement and Disability-Related Decommodification," *Journal of European Social Policy*, 30, 339-354. DOI 10.1177/0958928719891317
- Morris, Zachary, Stephen McGarity, Nanette Goodman, and Asghar Zaidi (2022) "The Extra Costs Associated with Living with a Disability in the United States," *Journal of Disability Policy Studies*, 33(3), 158-167. DOI 10.1177/10442073211043521
- Zaidi, Asghar, and Tania Burchardt (2005) "Comparing Incomes when Needs Differ: Equivalization for the Extra Costs of Disability in the UK", *Review of Income and Wealth*, 51(1), 89-114. DOI 10.1111/j.1475-4991.2005.00146.x

表 1: 制度・障害等級の定義

障害等級		定義
国民年金	1級	1級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
	2級	2級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
厚生年金	1級	1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	2級	2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	3級	3級の障害厚生年金を受給している者

注:それぞれ 1985 年改正以前(旧法)の受給者を含む。

図 1: SoL 法を援用した「精神障害」による障害年金受給者の生活保護「非」併給になるために追加的に必要な年金額の推計方法



出典: Zaidi and Burchardt (2005)、Morris and Zaidi (2020) および Morris et al. (2022) に基づき本稿用に改変。

表 2:障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%)

傷病名	全体			国民年金1級			国民年金2級		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
呼吸器系結核	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1
骨・関節の結核	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.3	0.1	0.1
その他の結核	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
梅毒	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
精神障害	27.9	31.1	34.6	16.3	15.7	15.5	36.6	40.6	44.0
脳血管疾患	8.4	8.1	7.1	8.6	8.7	8.3	5.3	4.9	3.9
視器の疾患・外傷	5.5	4.8	4.0	11.2	10.6	9.2	0.9	0.9	0.8
循環器系の疾患	3.1	2.2	2.4	0.5	0.5	0.2	3.7	1.6	1.7
じん肺症	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脊柱の外傷	1.1	1.3	1.0	1.2	1.6	1.1	0.3	0.3	0.2
上肢の外傷	1.8	1.5	1.3	0.4	0.2	0.3	2.0	1.8	1.6
下肢の外傷	1.3	1.2	0.9	0.5	0.5	0.4	1.6	1.4	1.1
その他の外傷	1.1	0.9	1.1	1.1	1.1	1.3	0.9	0.5	0.5
耳の疾患・外傷	5.5	5.0	4.4	13.1	13.4	12.7	1.0	0.8	0.8
脊柱の疾患	2.4	1.9	1.8	3.3	2.8	3.2	2.1	1.5	1.3
関節の疾患	3.6	2.9	2.6	2.9	2.6	1.8	3.8	2.8	2.6
中枢神経系の疾患	5.9	5.9	5.9	9.2	9.8	10.6	3.9	4.0	3.9
呼吸器系の疾患	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
腎疾患	4.9	4.6	3.8	0.2	0.3	0.2	7.0	6.4	5.1
肝疾患	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
消化器系の疾患	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
血液及び造血器の疾患	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.1
糖尿病	1.3	1.5	1.6	0.6	0.2	0.4	0.6	1.0	1.0
新生物	1.2	1.1	1.0	0.3	0.3	0.2	0.8	0.7	0.7
その他	2.0	1.8	1.9	2.3	2.4	2.5	1.3	1.0	1.3
知的障害	21.9	23.3	23.9	27.8	29.1	32.0	26.8	29.0	28.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

表 2: 障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%) (つづき)

傷病名	厚生年金 1 級			厚生年金 2 級			厚生年金 3 級		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
呼吸器系結核	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.1	0.5	0.3	0.2
骨・関節の結核	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
その他の結核	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
梅毒	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害	4.1	5.9	10.0	33.3	39.1	49.8	40.3	45.0	40.3
脳血管疾患	32.2	33.4	32.0	15.6	13.5	11.4	5.8	5.8	5.0
視器の疾患・外傷	20.6	18.5	16.6	1.4	1.7	2.0	0.5	0.5	0.3
循環器系の疾患	1.4	1.7	1.8	2.4	2.1	2.0	15.3	15.0	18.4
じん肺症	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0
脊柱の外傷	11.1	12.4	11.1	1.1	1.3	1.1	1.2	1.4	1.1
上肢の外傷	0.5	0.4	0.3	3.7	2.8	2.3	6.1	4.8	3.2
下肢の外傷	0.7	0.6	0.8	2.9	2.0	1.4	2.0	2.1	1.9
その他の外傷	4.0	3.4	4.2	1.3	1.4	1.7	1.4	1.1	1.6
耳の疾患・外傷	2.8	2.4	3.0	0.6	0.6	0.5	0.3	0.1	0.5
脊柱の疾患	1.6	1.9	1.4	1.3	1.3	0.8	1.8	1.2	1.6
関節の疾患	1.9	1.5	1.0	2.9	2.7	1.9	7.0	6.7	8.6
中枢神経系の疾患	8.9	7.3	7.7	3.2	3.1	3.0	2.1	2.2	3.5
呼吸器系の疾患	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.6	0.7	0.6
腎疾患	0.2	0.1	0.3	17.1	15.3	11.1	3.0	1.4	0.7
肝疾患	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.2	0.9	0.5	0.2
消化器系の疾患	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	1.7	1.4	1.7
血液及び造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3
糖尿病	4.5	4.8	4.4	6.3	7.9	6.9	0.8	0.7	0.9
新生物	1.5	1.4	1.7	3.3	2.8	1.9	5.0	5.2	5.9
その他	3.4	4.0	3.4	2.0	1.5	1.5	3.6	3.6	3.8
知的障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 復元倍率に基づく計算。

表 3: 障害年金受給者の生活保護併給率(制度・障害等級・障害種別、%)

制度・障害等級	調査年	全体	精神障害		知的障害	
		(R _a)	(R _p)	差 (R _p -R _a)	(R _p)	差 (R _i -R _a)
国民年金 1 級	2009	4.7	6.7	2.0	4.6	-0.1
	2014	3.9	6.1	2.2	2.6	-1.4
	2019	4.9	8.2	3.3	3.9	-1.0
国民年金 2 級	2009	8.6	11.6	3.0	7.9	-0.7
	2014	9.3	13.4	4.1	8.5	-0.8
	2019	10.5	13.6	3.1	9.4	-1.1
厚生年金 1 級	2009	1.2	2.3	1.1	n/a	
	2014	1.2	2.3	1.1		
	2019	2.1	1.4	-0.7		
厚生年金 2 級	2009	4.4	7.9	3.5		
	2014	4.2	6.6	2.4		
	2019	5.3	7.8	2.6		
厚生年金 3 級	2009	9.1	14.4	5.3		
	2014	8.6	12.6	3.9		
	2019	7.1	11.9	4.8		

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。厚生年金受給者における知的障害については該当サンプルが存在しない、あるいは存在しても 1 サンプルのため表示していない(以下同じ)。

注: 復元倍率に基づき計算。生活保護受給不詳を除く。

表 4: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(係数)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.426** (0.159)	-0.124 (0.237)	-0.646** (0.126)	-0.637** (0.192)	0.099 (0.427)	0.215 (0.615)	-0.652** (0.143)	-0.178 (0.259)	-1.148** (0.114)	-0.406 (0.254)
知的障害	0.608** (0.170)	-0.469* (0.229)	-0.232 (0.148)	-0.011 (0.277)						
障害年金額 (ln)	0.094 (0.620)	-1.643** (0.503)	0.064 (0.750)	7.260+ (4.142)	3.421** (0.799)	3.407** (0.800)	3.043** (0.527)	1.517* (0.769)	2.305** (0.400)	3.390** (0.582)
世帯員数 2 人	0.155 (0.176)	0.302 (0.281)	0.732** (0.107)	0.714** (0.261)	0.273 (0.365)	1.885** (0.713)	1.014** (0.168)	1.430** (0.549)	1.252** (0.126)	0.847* (0.363)
世帯員数 3 人	1.274** (0.223)	0.700 (0.428)	1.826** (0.140)	1.772** (0.635)	1.324* (0.601)	0.877 (0.799)	2.049** (0.245)	1.465* (0.643)	2.552** (0.241)	1.505+ (0.799)
世帯員数 4 人	0.987** (0.341)	0.721 (0.590)	1.976** (0.248)	0.643 (0.714)	3.223** (0.978)	0.557 (0.806)	2.732** (0.520)	3.007* (1.379)	3.442** (0.469)	1.999+ (1.045)
世帯員数 5 人	0.304 (0.487)	1.577 (1.196)	2.090** (0.360)	0.628 (0.727)	1.367 (1.154)	-0.144 (1.026)	3.053** (0.844)	0.924 (0.776)	3.365** (0.539)	0.925 (1.804)
世帯員数 6 人以上	1.943* (0.962)	0.718 (0.940)	1.875** (0.499)		1.648 (1.014)	0.592 (1.346)	3.217** (1.230)		3.993** (0.747)	-0.389 (1.784)
女性	0.099 (0.130)	0.007 (0.167)	-0.189* (0.087)	0.194 (0.162)	-0.173 (0.268)	0.804* (0.365)	0.001 (0.141)	-0.186 (0.299)	-0.099 (0.103)	0.563* (0.242)
年齢	-0.013* (0.006)	0.020 (0.013)	0.002 (0.004)	0.053** (0.015)	-0.027 (0.018)	0.024 (0.032)	-0.007 (0.007)	0.038+ (0.022)	-0.034** (0.007)	0.007 (0.017)
有配偶	0.298 (0.240)	0.509+ (0.289)	0.072 (0.175)	0.800** (0.300)	0.105 (0.461)	-0.771 (0.665)	-0.009 (0.265)	0.658 (0.560)	-0.344+ (0.188)	0.010 (0.419)
18歳未満子 1 人	-1.372** (0.343)	-1.030 (0.772)	-1.571** (0.262)	-0.557 (1.013)	-2.015** (0.656)	-1.767** (0.630)	-2.042** (0.372)		-1.326** (0.272)	-2.265* (1.046)
18歳未満子 2 人	-0.069 (0.798)	-1.704* (0.751)	-1.322** (0.455)	-1.552+ (0.834)	-1.052 (1.090)		-2.419** (0.783)	-2.162+ (1.113)	-2.435** (0.442)	-0.543 (1.944)
18歳未満子 3 人以上	-1.065 (0.956)	-2.882** (0.963)	-2.205** (0.488)				-3.400** (0.969)		-2.427** (0.669)	
本人以外の就労者 1 人	1.089** (0.243)	1.098** (0.399)	1.361** (0.164)	1.310** (0.379)	0.822+ (0.485)	0.989+ (0.552)	1.204** (0.273)	0.595 (0.467)	1.118** (0.188)	2.086** (0.795)
本人以外の就労者 2 人	0.880* (0.423)	0.961 (0.611)	1.835** (0.333)	1.526+ (0.866)	-0.690 (0.845)	1.223 (0.774)	0.296 (0.459)		1.033* (0.443)	3.162+ (1.616)
本人以外の就労者 3 人	0.719 (0.668)	1.331 (1.209)	1.574** (0.513)		-0.216 (1.195)	0.931 (1.386)	1.141 (1.094)	-1.684 (1.156)	1.455 (0.983)	
2014年調査	0.333* (0.159)	-0.135 (0.204)	-0.131 (0.102)	0.130 (0.226)	0.341 (0.363)	-0.295 (0.423)	0.212 (0.172)	0.193 (0.356)	0.277* (0.122)	-0.099 (0.283)
2019年調査	-0.047 (0.150)	-0.078 (0.211)	-0.266** (0.102)	-0.123 (0.207)	-0.376 (0.330)	-0.572 (0.412)	-0.100 (0.163)	-0.046 (0.344)	0.517** (0.128)	-0.118 (0.296)
定数項	1.523 (8.574)	23.791** (7.065)	0.703 (10.184)	-100.802+ (56.591)	-43.787** (11.700)	-47.024** (12.211)	-40.089** (7.400)	-21.717+ (11.168)	-27.365** (5.280)	-45.276** (7.828)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879
疑似決定係数	0.102	0.0686	0.184	0.165	0.111	0.105	0.180	0.159	0.229	0.219
対数尤度	-1.779e+06	-1.087e+06	-5.031e+06	-1.356e+06	-66796	-56934	-649087	-155094	-683952	-124396

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。基準カテゴリーは、精神・知的障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である。

表 5: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(限界効果)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.0161** (0.00777)	-0.00544 (0.600)	-0.0489** (2.97e-07)	-0.0474** (0.000946)	0.00126 (0.816)	0.00349 (0.726)	-0.0266** (5.90e-06)	-0.00646 (0.493)	-0.0673** (0)	-0.0388 (0.109)
知的障害	0.0229** (0.000402)	-0.0205* (0.0420)	-0.0176 (0.118)	-0.000813 (0.969)						
障害年金額 (ln)	0.00355 (0.879)	-0.0718** (0.00158)	0.00484 (0.932)	0.540+ (0.0795)	0.0434** (0.000164)	0.0552** (0.000264)	0.124** (1.76e-08)	0.0551+ (0.0539)	0.135** (1.02e-08)	0.325** (5.92e-10)
世帯員数 2 人	0.00771 (0.372)	0.0140 (0.276)	0.0803** (0)	0.0549** (0.00584)	0.00582 (0.459)	0.0340+ (0.0941)	0.0653** (8.87e-08)	0.0516* (0.0144)	0.126** (0)	0.0843* (0.0202)
世帯員数 3 人	0.0408** (6.35e-09)	0.0276+ (0.0566)	0.144** (0)	0.0960** (3.63e-06)	0.0184* (0.0492)	0.0229 (0.322)	0.0946** (0)	0.0522** (0.00632)	0.181** (0)	0.125** (0.00830)
世帯員数 4 人	0.0352** (0.000566)	0.0281 (0.121)	0.150** (0)	0.0506 (0.273)	0.0245** (0.00524)	0.0166 (0.505)	0.103** (1.02e-10)	0.0661** (0.000591)	0.196** (0)	0.145** (0.000280)
世帯員数 5 人	0.0142 (0.496)	0.0445* (0.0151)	0.153** (0)	0.0497 (0.297)	0.0187 (0.142)	-0.00578 (0.892)	0.106** (8.36e-10)	0.0401 (0.137)	0.195** (0)	0.0901 (0.511)
世帯員数 6 人以上	0.0491** (4.79e-05)	0.0281 (0.328)	0.146** (0)		0.0204+ (0.0579)	0.0174 (0.606)	0.107** (9.35e-09)		0.201** (0)	-0.0517 (0.838)
女性	0.00372 (0.450)	0.000285 (0.969)	-0.0143* (0.0295)	0.0145 (0.233)	-0.00220 (0.509)	0.0130* (0.0468)	4.71e-05 (0.993)	-0.00676 (0.528)	-0.00582 (0.333)	0.0539* (0.0232)
年齢	-0.000475+ (0.0503)	0.000885 (0.114)	0.000142 (0.661)	0.00398** (0.000314)	-0.000339 (0.155)	0.000383 (0.456)	-0.000303 (0.310)	0.00137+ (0.0808)	-0.00197** (4.61e-07)	0.000669 (0.682)
有配偶	0.0112 (0.214)	0.0222+ (0.0791)	0.00548 (0.679)	0.00595** (0.00807)	0.00133 (0.820)	-0.0125 (0.250)	-0.000354 (0.974)	0.0239 (0.243)	-0.0202+ (0.0665)	0.000981 (0.980)
18歳未満子 1 人	-0.0888** (0.00734)	-0.0677 (0.348)	-0.168** (1.46e-06)	-0.0488 (0.635)	-0.0648 (0.110)	-0.0638 (0.117)	-0.152** (0.000111)		-0.101** (7.66e-05)	-0.306+ (0.0513)
18歳未満子 2 人	-0.00259 (0.933)	-0.147 (0.159)	-0.134* (0.0213)	-0.174 (0.155)	-0.0208 (0.527)		-0.198* (0.0378)	-0.169 (0.222)	-0.230** (1.83e-05)	-0.0578 (0.802)
18歳未満子 3 人以上	-0.0608 (0.436)	-0.354+ (0.0655)	-0.262** (0.000415)				-0.335* (0.0143)		-0.229** (0.00646)	
本人以外の就労者 1 人	0.0328** (5.85e-08)	0.0363** (0.000232)	0.0895** (0)	0.0724** (7.51e-07)	0.00799* (0.0465)	0.0143* (0.0458)	0.0365** (2.50e-09)	0.0177 (0.120)	0.0553** (0)	0.137** (8.46e-06)
本人以外の就労者 2 人	0.0288** (0.00605)	0.0335* (0.0283)	0.104** (0)	0.0785** (0.00125)	-0.0135 (0.518)	0.0162* (0.0440)	0.0126 (0.475)		0.0525** (0.000731)	0.156** (2.31e-08)
本人以外の就労者 3 人	0.0251 (0.154)	0.0403* (0.0442)	0.0966** (2.37e-08)		-0.00334 (0.868)	0.0138 (0.348)	0.0354+ (0.0812)	-0.120 (0.343)	0.0644** (0.00603)	
2014年調査	0.0117* (0.0333)	-0.00590 (0.508)	-0.00942 (0.199)	0.00921 (0.565)	0.00351 (0.353)	-0.00397 (0.471)	0.00809 (0.224)	0.00673 (0.597)	0.0176* (0.0235)	-0.00936 (0.726)
2019年調査	-0.00194 (0.756)	-0.00331 (0.712)	-0.0200** (0.00941)	-0.00944 (0.551)	-0.00541 (0.251)	-0.00884 (0.136)	-0.00431 (0.536)	-0.00178 (0.892)	0.0307** (5.94e-05)	-0.0112 (0.691)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内は p 値を示す。基準カテゴリーは、精神・知的障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18 歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009 年調査である。

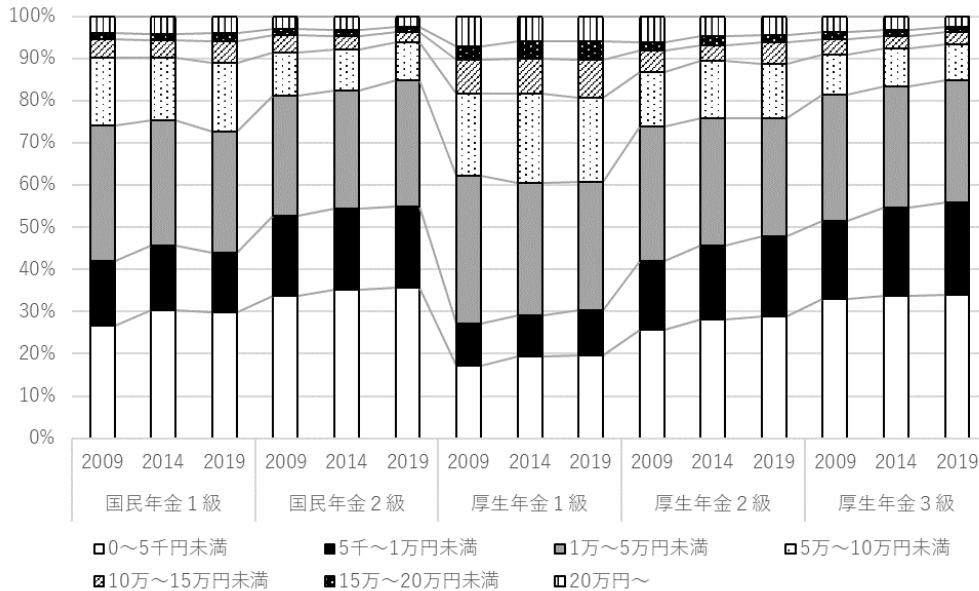
表 6:生活保護「非」併給への精神障害の影響と「非」併給に必要な年金額引上げ水準

			生活保護「非」併給率 への精神障害の限界効果 (dydx)	「非」併給に必要な精神 障害を伴う障害年金受給 者の年金額引上げ水準 〔% (95%信頼区間)〕	
国民年金	1 級	65歳未満	-0.0161**	n.s.	
		65歳以上	n.s.		
	2 級	65歳未満	-0.0489**		
		65歳以上	-0.0474**		
厚生年金	1 級	65歳未満	n.s.		19.7 (9.5 ~ 33.4)
		65歳以上			
	2 級	65歳未満	-0.0266**	n.s.	
		65歳以上			
	3 級	65歳未満	-0.0673**	49.8 (29.9 ~ 69.7)	
		65歳以上	n.s.		

出典:「精神障害による追加費用は」表 4 に基づく筆者ら計算および「生活保護『非』併給率への精神障害の限界効果」は表 5 から抜粋。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。「n.s.」は 5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す

図 2: 障害年金受給者の昨年1か月あたりの治療・療養・介助費用の分布(%)



出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づき計算。生活保護併給・不詳者を除く。費用は食費を除く。

表 7: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)

	国民年金・厚生年金			厚生年金のみ		
	全年齢	65歳未満	65歳以上	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
国民年金 1 級	0.312** (0.028)	0.410** (0.033)	0.073 (0.051)			
厚生年金 1 級	0.856** (0.031)	1.036** (0.039)	0.543** (0.053)	0.517** (0.031)	0.638** (0.038)	0.337** (0.054)
厚生年金 2 級	0.332** (0.030)	0.385** (0.036)	0.227** (0.059)			
厚生年金 3 級	0.024 (0.030)	0.052 (0.034)	0.215** (0.076)	-0.305** (0.031)	-0.334** (0.034)	-0.039 (0.078)
世帯員数 2 人	0.067+ (0.037)	0.101* (0.044)	0.039 (0.069)	-0.108* (0.044)	-0.079 (0.052)	-0.093 (0.091)
世帯員数 3 人	0.088* (0.039)	0.107* (0.045)	0.092 (0.089)	-0.113* (0.049)	-0.081 (0.055)	-0.114 (0.117)
世帯員数 4 人	0.164** (0.049)	0.176** (0.055)	0.198+ (0.108)	-0.099 (0.062)	-0.069 (0.069)	-0.167 (0.146)
世帯員数 5 人	0.132* (0.064)	0.143+ (0.074)	0.146 (0.134)	-0.158* (0.081)	-0.122 (0.090)	-0.260 (0.188)
世帯員数 6 人以上	0.145+ (0.077)	0.105 (0.091)	0.242 (0.152)	-0.128 (0.096)	-0.079 (0.109)	-0.194 (0.210)
女性	0.097** (0.023)	0.119** (0.027)	0.044 (0.044)	0.072** (0.027)	0.056+ (0.031)	0.077 (0.054)
年齢	0.015** (0.001)	0.012** (0.001)	0.017** (0.003)	0.017** (0.001)	0.014** (0.002)	0.014** (0.004)
有配偶	-0.091** (0.030)	-0.047 (0.038)	-0.132* (0.057)	-0.078* (0.034)	-0.004 (0.041)	-0.241** (0.076)
18歳未満子 1 人	-0.062 (0.059)	-0.126+ (0.066)	0.259+ (0.132)	0.104+ (0.059)	0.043 (0.064)	0.439* (0.192)
18歳未満子 2 人	-0.160* (0.075)	-0.230** (0.084)	0.074 (0.177)	-0.006 (0.078)	-0.054 (0.084)	-0.057 (0.238)
18歳未満子 3 人以上	-0.032 (0.129)	-0.049 (0.150)	0.022 (0.248)	0.106 (0.143)	-0.014 (0.157)	0.683+ (0.383)
本人以外の就労者 1 人	0.015 (0.030)	-0.019 (0.036)	0.058 (0.059)	0.073* (0.035)	0.046 (0.040)	0.088 (0.073)
本人以外の就労者 2 人	0.029 (0.044)	0.010 (0.050)	-0.045 (0.096)	0.058 (0.055)	0.004 (0.061)	0.199 (0.124)
本人以外の就労者 3 人	-0.078 (0.071)	-0.126 (0.080)	0.031 (0.160)	0.066 (0.088)	-0.026 (0.099)	0.341+ (0.191)
2014年調査	-0.095** (0.027)	-0.111** (0.032)	-0.044 (0.049)	-0.113** (0.033)	-0.103** (0.038)	-0.138* (0.064)
2019年調査	-0.110** (0.027)	-0.133** (0.032)	-0.034 (0.051)	-0.156** (0.033)	-0.147** (0.039)	-0.155* (0.066)
定数項	8.325** (0.057)	8.407** (0.076)	8.373** (0.244)	8.717** (0.087)	8.804** (0.116)	9.030** (0.324)
N	39,031	28,738	10,293	21,991	16,560	5,431
χ^2	1843	1293	167.4	1247	920.1	94.52
対数尤度	-7.350e+07	-5.320e+07	-2.030e+07	-1.620e+07	-1.250e+07	-3.606e+06

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。生活保護併給・不詳者を除く。費用は食費を除く。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である。また国民年金・厚生年金モデル(1~3式)では国民年金2級、厚生年金のみモデル(4~6式)では、厚生年金2級を基準としている。

表 8:障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)の
95%信頼区間

			治療・療養・介助費用の差〔% (95%信頼区間)〕	
			国民年金・厚生年金 (基準：国民年金 2 級)	厚生年金のみ (基準：厚生年金 2 級)
国民年金	1 級	全体	31.2 (25.8 ~ 36.6)	/
		65歳未満	41.0 (34.5 ~ 47.4)	
		65歳以上	n.s.	
	2 級	全体	< 基準 >	
		65歳未満		
		65歳以上		
厚生年金	1 級	全体	85.6 (79.5 ~ 91.7)	51.7 (45.7 ~ 57.8)
		65歳未満	103.6 (95.9 ~ 111.3)	63.8 (56.4 ~ 71.2)
		65歳以上	54.3 (44.0 ~ 64.5)	33.7 (23.1 ~ 44.3)
	2 級	全体	33.2 (27.3 ~ 39.1)	< 基準 >
		65歳未満	38.5 (31.5 ~ 45.5)	
		65歳以上	22.7 (11.1 ~ 34.3)	
	3 級	全体	n.s.	-30.5 (-36.6 ~ -24.5)
		65歳未満	n.s.	-33.4 (-40.0 ~ -26.7)
		65歳以上	21.5 (6.6 ~ 36.4)	n.s.

出典：表 7 に基づく係数およびその 95%信頼区間。

注：「n.s.」は 5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す。

表 9:障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「内」比較)

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	0.527** (0.069)	0.805** (0.085)	0.069 (0.064)	0.315** (0.107)	0.423** (0.099)	0.882** (0.113)	0.071 (0.056)	0.605** (0.109)	-0.197** (0.050)	0.320* (0.156)
知的障害	-0.131* (0.058)	-0.052 (0.112)	-0.338** (0.073)	-0.150 (0.139)						
世帯員数2人	0.206** (0.078)	0.091 (0.100)	0.024 (0.080)	0.039 (0.130)	-0.171+ (0.096)	0.024 (0.121)	-0.087 (0.083)	-0.019 (0.139)	-0.015 (0.075)	-0.456* (0.192)
世帯員数3人	0.098 (0.076)	0.198 (0.123)	0.097 (0.079)	0.039 (0.169)	-0.026 (0.103)	-0.052 (0.149)	-0.044 (0.088)	-0.106 (0.184)	-0.125 (0.081)	-0.121 (0.273)
世帯員数4人	0.244* (0.096)	0.243 (0.162)	0.166+ (0.094)	0.256 (0.198)	-0.074 (0.122)	-0.111 (0.186)	-0.161 (0.113)	-0.043 (0.237)	0.039 (0.101)	-0.652* (0.318)
世帯員数5人	0.302* (0.124)	0.140 (0.207)	0.055 (0.129)	0.289 (0.232)	-0.024 (0.158)	-0.392+ (0.225)	-0.255+ (0.150)	0.024 (0.311)	0.013 (0.129)	-0.852* (0.423)
世帯員数6人以上	0.386* (0.156)	0.086 (0.227)	-0.048 (0.156)	0.551* (0.269)	0.058 (0.170)	-0.277 (0.238)	-0.138 (0.186)	-0.025 (0.350)	-0.048 (0.160)	-0.488 (0.530)
女性	0.069 (0.048)	0.145* (0.066)	0.154** (0.046)	-0.061 (0.079)	0.001 (0.057)	0.151* (0.064)	0.093+ (0.051)	0.075 (0.083)	0.032 (0.046)	-0.101 (0.133)
年齢	0.007** (0.002)	0.015** (0.005)	0.011** (0.002)	0.029** (0.006)	0.011 (0.000)	0.002 (0.006)	0.018** (0.003)	0.029** (0.007)	0.008** (0.003)	0.022* (0.009)
有配偶	-0.323** (0.081)	-0.044 (0.087)	0.037 (0.071)	-0.028 (0.108)	-0.015 (0.074)	-0.068 (0.097)	-0.035 (0.068)	-0.147 (0.122)	0.032 (0.060)	-0.117 (0.170)
18歳未満子1人	-0.599** (0.145)	0.194 (0.234)	-0.067 (0.125)	0.276 (0.207)	-0.002 (0.123)	0.635** (0.243)	0.065 (0.110)	0.445 (0.308)	0.035 (0.088)	0.352 (0.455)
18歳未満子2人	-0.655** (0.201)	0.230 (0.288)	-0.189 (0.163)	0.032 (0.293)	-0.196 (0.154)	-0.057 (0.228)	-0.031 (0.149)	0.026 (0.417)	-0.078 (0.117)	-0.101 (0.560)
18歳未満子3人以上	-0.609+ (0.336)	-0.264 (0.405)	0.242 (0.266)	-0.091 (0.371)	0.018 (0.277)	0.366 (0.324)	0.064 (0.253)	1.339* (0.645)	-0.117 (0.220)	-0.433 (0.384)
本人以外の就労者1人	-0.032 (0.067)	0.102 (0.094)	-0.045 (0.060)	0.065 (0.105)	0.075 (0.070)	0.086 (0.086)	0.064 (0.066)	0.025 (0.116)	0.004 (0.059)	0.507** (0.189)
本人以外の就労者2人	0.109 (0.089)	-0.071 (0.142)	-0.035 (0.081)	-0.066 (0.176)	0.064 (0.105)	0.452** (0.149)	0.009 (0.102)	0.030 (0.203)	-0.022 (0.090)	0.470+ (0.284)
本人以外の就労者3人	-0.134 (0.137)	0.221 (0.230)	-0.118 (0.128)	-0.232 (0.296)	0.199 (0.160)	0.137 (0.230)	-0.001 (0.176)	0.166 (0.288)	-0.149 (0.143)	1.064+ (0.573)
2014年調査	-0.179** (0.057)	-0.029 (0.074)	-0.066 (0.053)	-0.030 (0.091)	-0.080 (0.066)	-0.029 (0.081)	-0.146* (0.064)	-0.208* (0.104)	-0.060 (0.058)	-0.204 (0.150)
2019年調査	-0.114* (0.058)	0.046 (0.077)	-0.132* (0.054)	-0.123 (0.094)	-0.031 (0.068)	-0.177* (0.078)	-0.248** (0.064)	-0.094 (0.106)	-0.092 (0.057)	-0.547** (0.160)
定数項	9.058** (0.126)	8.264** (0.361)	8.530** (0.143)	7.456** (0.488)	9.536** (0.225)	9.957** (0.433)	8.636** (0.205)	7.724** (0.539)	8.827** (0.170)	8.602** (0.685)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676
χ^2	203.9	128.2	164.5	45.06	301	96.49	59.90	78.19	56.56	51.37
対数尤度	-1.640e+07	-9.028e+06	-2.400e+07	-7.496e+06	-1.804e+06	-1.232e+06	-6.187e+06	-1.845e+06	-4.519e+06	-499307

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である

表 10:65 歳未満の障害年金受給者の就労率(制度・障害等級・障害種別、%)

		身体障害者等			精神障害			知的障害		
		2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
国民年金	1 級	29.7	32.9	35.2	7.7	10.2	16.0	27.8	31.3	31.8
	2 級	33.8	41.3	48.2	19.5	25.7	35.4	62.4	64.9	74.3
厚生年金	1 級	15.7	17.0	21.7	1.6	5.2	8.8	n.a.		
	2 級	35.4	38.4	46.4	13.5	17.1	27.7			
	3 級	56.2	62.2	70.2	24.9	38.1	53.5			

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。「n.a.」は該当サンプルが存在しないことを示す。

表 11:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労収入分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0~50万円未満	24.8	22.3	20.7	72.5	64.0	54.2	74.2	71.5	64.1
50~100万円未満	13.8	13.9	13.2	14.5	20.3	21.8	14.9	13.6	18.8
100~150万円未満	11.5	14.3	14.6	6.9	8.2	12.9	7.9	12.6	10.3
150~200万円未満	11.2	9.8	11.1	2.7	3.0	6.5	2.4	1.5	4.8
200~300万円未満	16.1	14.2	15.2	2.2	3.0	3.0	0.5	0.5	1.8
300~400万円未満	10.4	10.4	11.4	0.7	1.1	1.1	0.0	0.3	0.1
400~500万円未満	5.1	7.3	6.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0
500万円~	7.2	7.8	7.8	0.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

表 12:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労形態分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
常勤の会社員・公務員等	40.0	45.5	45.3	5.1	6.7	8.5	6.3	7.7	7.5
臨時・パート等	21.9	21.1	25.4	24.9	30.0	32.8	18.9	15.6	18.5
福祉事業所等	8.6	11.8	13.3	23.1	32.0	35.8	43.5	48.2	48.6
作業所等	3.7	4.0	3.0	22.6	18.4	12.8	20.5	22.9	19.7
自営業主	12.9	8.0	6.1	3.0	3.1	3.7	0.7	0.1	0.1
家族従業者	4.4	3.0	2.0	6.0	4.4	1.8	1.0	1.0	1.4
その他	8.6	6.6	4.9	15.3	5.4	4.7	9.3	4.5	4.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。2009年の就労形態の2つのカテゴリー「福祉事業所等」と「作業所等」は、2014、2019年とは調査票上の文言が異なるため厳密な比較はできない。2009年の「福祉事業所等」は「授産施設・福祉工場」を指し、2014年、2019年は「障害福祉サービス事業所等」を指す。また、2009年の「作業所等」は「小規模作業所等」を指し、2014年、2019年は「地域活動支援センター、小規模作業所」を指す。とはいえ、それ以外のカテゴリーの調査票上の文言は3か年同一である。

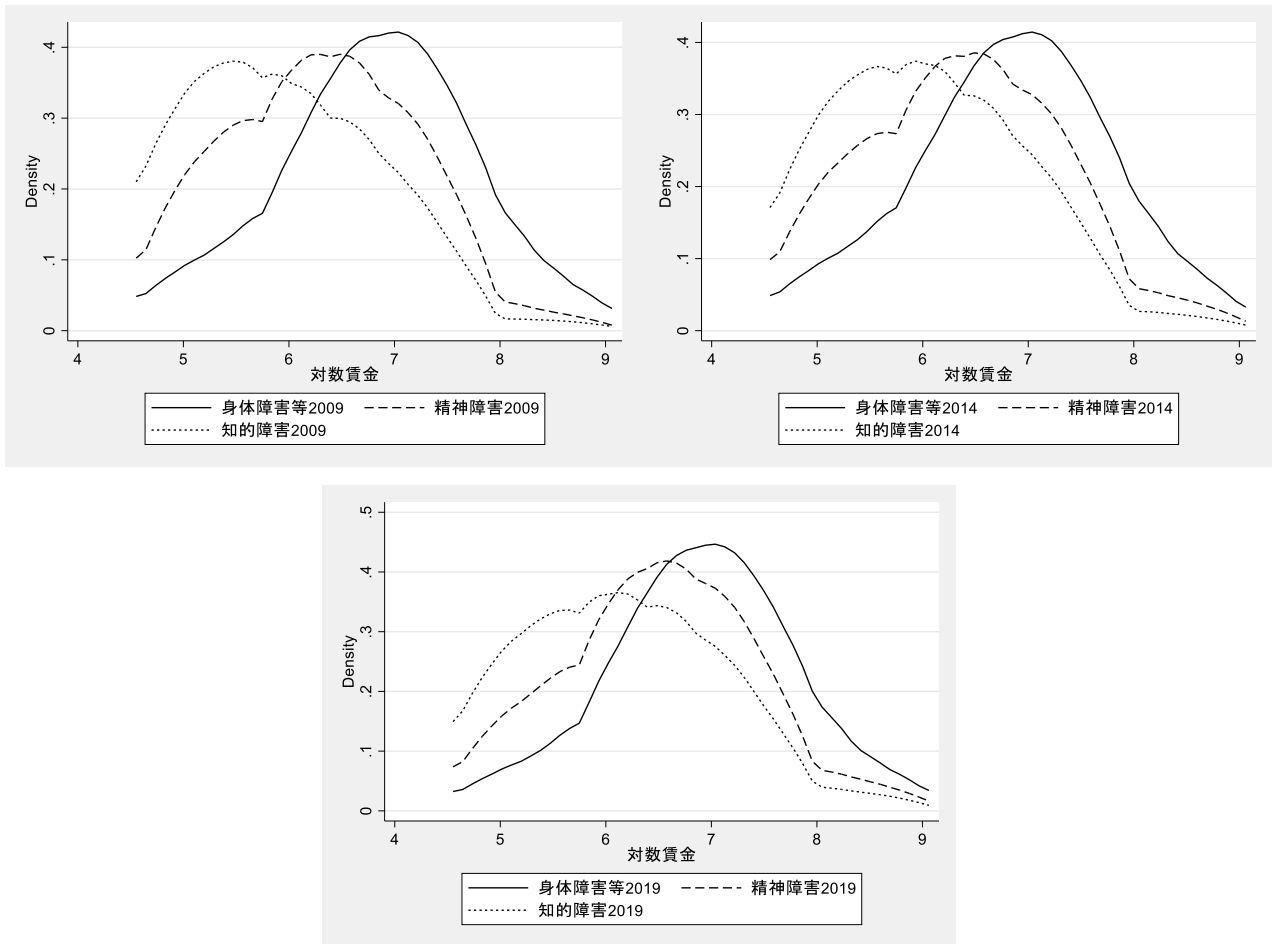
表 13:65 歳未満の就労している障害年金受給者の労働時間分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0～10時間未満	21.7	20.6	22.1	36.2	34.7	34.2	21.7	23.5	23.9
10～20時間未満	11.3	11.4	12.4	23.6	24.7	21.4	14.1	17.8	18.0
20～30時間未満	14.4	14.9	14.5	24.3	22.4	23.7	32.6	33.1	33.5
30～40時間未満	27.8	27.3	28.7	11.8	13.7	14.8	25.7	21.6	19.0
40時間～	24.9	25.8	22.3	4.1	4.6	5.9	5.9	4.0	5.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

図 3:65 歳未満の就労している障害年金受給者の時間当たり賃金率の分布(障害種・調査年別)



出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:カーネル密度推定。時間当たり賃金率はカテゴリー一値である就労収入および週当たり労働時間の中央値に基づき、1年間の就労週数を $365 \div 7$ と仮定して算出。

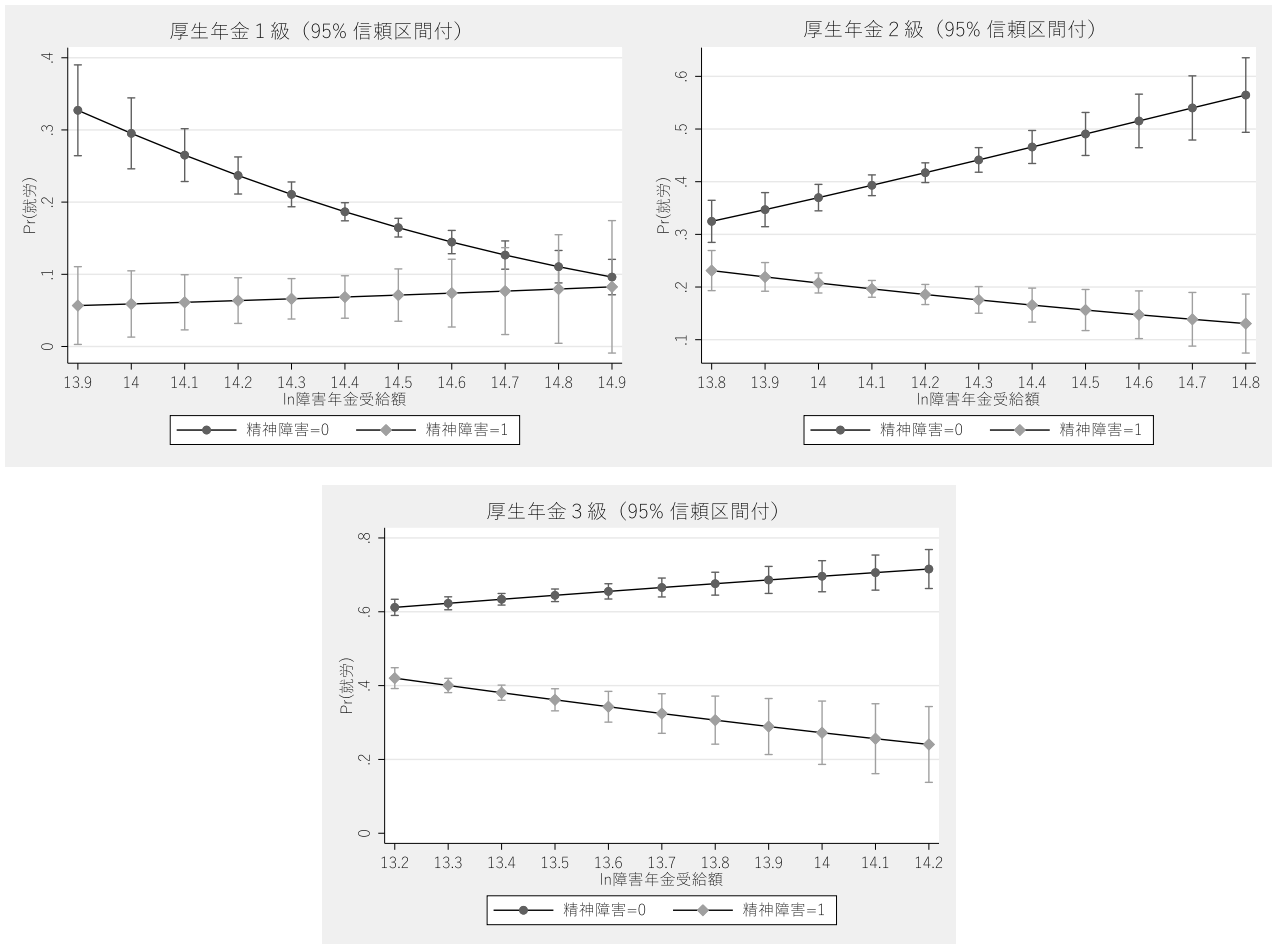
表 14:65 歳未満の障害年金受給者の就労確率の Logit Model 推定結果(係数)

	厚生年金 1 級 (1)	厚生年金 2 級 (2)	厚生年金 3 級 (3)
精神障害	-30.705* (15.401)	24.507** (5.234)	17.559** (4.967)
障害年金額 (ln)	-1.630** (0.302)	1.078** (0.243)	0.503** (0.171)
精神障害×障害年金額 (ln)	2.049+ (1.074)	-1.812** (0.371)	-1.394** (0.372)
世帯員数 2 人	-0.373* (0.155)	-0.332** (0.102)	-0.288** (0.085)
世帯員数 3 人	-0.720** (0.169)	-0.327** (0.107)	-0.241** (0.091)
世帯員数 4 人	-0.703** (0.200)	-0.331* (0.138)	-0.134 (0.117)
世帯員数 5 人	-0.848** (0.246)	-0.616** (0.178)	-0.106 (0.147)
世帯員数 6 人以上	-0.795** (0.298)	-0.476* (0.224)	-0.337+ (0.188)
女性	-0.804** (0.113)	-0.680** (0.075)	-0.607** (0.055)
年齢	-0.052** (0.006)	-0.049** (0.004)	-0.036** (0.004)
有配偶	0.816** (0.139)	0.281** (0.092)	0.373** (0.071)
18歳未満子 1 人	0.787** (0.173)	0.367** (0.135)	0.175+ (0.103)
18歳未満子 2 人	0.577* (0.233)	0.485** (0.174)	0.263+ (0.138)
18歳未満子 3 人以上	0.938* (0.412)	0.722* (0.287)	0.317 (0.243)
本人以外の就労者 1 人	-0.048 (0.112)	0.095 (0.082)	-0.012 (0.068)
本人以外の就労者 2 人	-0.004 (0.184)	0.105 (0.124)	0.165 (0.107)
本人以外の就労者 3 人	0.447+ (0.260)	0.483* (0.209)	0.007 (0.175)
2014年調査	0.069 (0.109)	0.204** (0.078)	0.420** (0.065)
2019年調査	0.475** (0.107)	0.691** (0.077)	0.938** (0.067)
定数項	24.630** (4.274)	-13.208** (3.423)	-4.631* (2.272)
N	4,687	6,317	7,208
疑似決定係数	0.0737	0.0979	0.0980
対数尤度	-462899	-2.330e+06	-2.057e+06

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18 歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009 年調査である。

図 4:65 歳未満の障害厚生年金受給者の年金額の就労確率への影響（精神障害の有無別）



出典: 表 14 に基づく予測値。

注: 厚生年金 1 級の精神障害 (=1) については、精神障害ダミーと障害年金額の交差項 (表 11 における「精神障害×障害年金(ln)」) の係数が 10% 水準でしか有意でないため、参考値である。

附表 1:記述統計量(表 4・5)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
生活保護「非」併給	0.959 (0.199)	0.953 (0.212)	0.905 (0.293)	0.912 (0.284)	0.985 (0.121)	0.983 (0.131)	0.952 (0.214)	0.956 (0.206)	0.924 (0.265)	0.867 (0.340)
精神障害	0.161 (0.368)	0.147 (0.354)	0.461 (0.498)	0.224 (0.417)	0.0934 (0.291)	0.0550 (0.228)	0.484 (0.500)	0.242 (0.428)	0.448 (0.497)	0.225 (0.418)
知的障害	0.379 (0.485)	0.114 (0.318)	0.323 (0.468)	0.0963 (0.295)						
障害年金額 (ln)	13.80 (0.0662)	13.79 (0.146)	13.59 (0.0796)	13.57 (0.0142)	14.37 (0.209)	14.37 (0.248)	14.12 (0.198)	14.10 (0.242)	13.38 (0.189)	13.56 (0.267)
世帯員数 1 人	0.279 (0.448)	0.361 (0.480)	0.202 (0.402)	0.329 (0.470)	0.194 (0.396)	0.220 (0.415)	0.213 (0.409)	0.298 (0.458)	0.199 (0.399)	0.352 (0.478)
世帯員数 2 人	0.193 (0.394)	0.359 (0.480)	0.251 (0.434)	0.432 (0.495)	0.326 (0.469)	0.487 (0.500)	0.316 (0.465)	0.498 (0.500)	0.309 (0.462)	0.410 (0.492)
世帯員数 3 人	0.269 (0.443)	0.146 (0.353)	0.291 (0.454)	0.151 (0.358)	0.240 (0.427)	0.172 (0.378)	0.242 (0.429)	0.147 (0.354)	0.249 (0.432)	0.132 (0.339)
世帯員数 4 人	0.156 (0.363)	0.0519 (0.222)	0.161 (0.368)	0.0590 (0.236)	0.150 (0.357)	0.0614 (0.240)	0.135 (0.341)	0.0444 (0.206)	0.147 (0.354)	0.0535 (0.225)
世帯員数 5 人	0.0615 (0.240)	0.0366 (0.188)	0.0562 (0.230)	0.0291 (0.168)	0.0556 (0.229)	0.0313 (0.174)	0.0595 (0.237)	0.0130 (0.113)	0.0627 (0.243)	0.0319 (0.176)
世帯員数 6 人以上	0.0422 (0.201)	0.0459 (0.209)	0.0383 (0.192)		0.0344 (0.182)	0.0274 (0.163)	0.0341 (0.181)		0.0340 (0.181)	0.0216 (0.146)
女性	0.454 (0.498)	0.593 (0.491)	0.486 (0.500)	0.548 (0.498)	0.395 (0.489)	0.416 (0.493)	0.438 (0.496)	0.452 (0.498)	0.438 (0.496)	0.560 (0.497)
年齢	44.28 (12.84)	73.90 (6.986)	43.95 (12.10)	72.25 (6.233)	54.20 (8.398)	71.28 (5.608)	51.89 (8.993)	71.12 (5.850)	51.08 (9.080)	72.97 (7.224)
有配偶	0.172 (0.378)	0.407 (0.491)	0.209 (0.407)	0.491 (0.500)	0.509 (0.500)	0.652 (0.476)	0.419 (0.493)	0.543 (0.498)	0.443 (0.497)	0.430 (0.495)
18歳未満子なし	0.942 (0.234)	0.962 (0.191)	0.928 (0.258)	0.975 (0.156)	0.900 (0.300)	0.982 (0.134)	0.878 (0.328)	0.995 (0.0687)	0.846 (0.361)	0.964 (0.187)
18歳未満子 1 人	0.0325 (0.177)	0.0162 (0.126)	0.0418 (0.200)	0.0186 (0.135)	0.0591 (0.236)	0.0182 (0.134)	0.0669 (0.250)		0.0863 (0.281)	0.0171 (0.130)
18歳未満子 2 人	0.0186 (0.135)	0.0174 (0.131)	0.0215 (0.145)	0.00636 (0.0795)	0.0406 (0.197)		0.0408 (0.198)	0.00473 (0.0687)	0.0537 (0.225)	0.0193 (0.138)
18歳未満子 3 人以上	0.00717 (0.0844)	0.00450 (0.0669)	0.00862 (0.0925)				0.0146 (0.120)		0.0137 (0.116)	
本人以外の就労者 0 人	0.541 (0.498)	0.674 (0.469)	0.490 (0.500)	0.669 (0.471)	0.509 (0.500)	0.634 (0.482)	0.523 (0.500)	0.705 (0.456)	0.498 (0.500)	0.679 (0.467)
本人以外の就労者 1 人	0.280 (0.449)	0.212 (0.409)	0.316 (0.465)	0.256 (0.437)	0.346 (0.476)	0.270 (0.444)	0.345 (0.475)	0.281 (0.450)	0.360 (0.480)	0.233 (0.423)
本人以外の就労者 2 人	0.136 (0.343)	0.0888 (0.285)	0.145 (0.352)	0.0749 (0.263)	0.111 (0.314)	0.0769 (0.267)	0.105 (0.307)		0.110 (0.313)	0.0876 (0.283)
本人以外の就労者 3 人	0.0430 (0.203)	0.0249 (0.156)	0.0501 (0.218)		0.0344 (0.182)	0.0192 (0.137)	0.0270 (0.162)	0.0142 (0.118)	0.0319 (0.176)	
2009年調査	0.377 (0.485)	0.356 (0.479)	0.373 (0.484)	0.359 (0.480)	0.296 (0.456)	0.221 (0.415)	0.270 (0.444)	0.240 (0.427)	0.267 (0.443)	0.267 (0.443)
2014年調査	0.320 (0.467)	0.331 (0.471)	0.331 (0.470)	0.330 (0.470)	0.356 (0.479)	0.384 (0.486)	0.361 (0.480)	0.384 (0.487)	0.367 (0.482)	0.383 (0.486)
2019年調査	0.303 (0.460)	0.313 (0.464)	0.297 (0.457)	0.311 (0.463)	0.349 (0.477)	0.395 (0.489)	0.369 (0.483)	0.376 (0.485)	0.366 (0.482)	0.349 (0.477)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳除く。

附表 2: 記述統計量(表 7)

	国民年金・厚生年金			厚生年金のみ		
	全年齢	65歳未満	65歳以上	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.951 (4.538)	6.673 (4.604)	7.727 (4.254)	7.226 (4.461)	6.957 (4.536)	8.046 (4.117)
国民年金 1 級	0.223 (0.416)	0.200 (0.400)	0.285 (0.452)			
国民年金 2 級	0.214 (0.410)	0.224 (0.417)	0.187 (0.390)			
厚生年金 1 級	0.192 (0.394)	0.153 (0.360)	0.299 (0.458)	0.341 (0.474)	0.266 (0.442)	0.567 (0.496)
厚生年金 2 級	0.189 (0.392)	0.199 (0.399)	0.163 (0.369)	0.336 (0.472)	0.345 (0.475)	0.309 (0.462)
厚生年金 3 級	0.182 (0.386)	0.224 (0.417)	0.0657 (0.248)	0.323 (0.468)	0.388 (0.487)	0.124 (0.330)
世帯員数 1 人	0.217 (0.412)	0.196 (0.397)	0.277 (0.447)	0.193 (0.395)	0.180 (0.384)	0.233 (0.423)
世帯員数 2 人	0.315 (0.465)	0.277 (0.447)	0.421 (0.494)	0.354 (0.478)	0.318 (0.466)	0.463 (0.499)
世帯員数 3 人	0.239 (0.427)	0.268 (0.443)	0.160 (0.367)	0.231 (0.421)	0.252 (0.434)	0.166 (0.372)
世帯員数 4 人	0.132 (0.339)	0.158 (0.364)	0.0618 (0.241)	0.130 (0.336)	0.151 (0.358)	0.0657 (0.248)
世帯員数 5 人	0.0558 (0.229)	0.0625 (0.242)	0.0369 (0.189)	0.0558 (0.230)	0.0630 (0.243)	0.0339 (0.181)
世帯員数 6 人以上	0.0401 (0.196)	0.0390 (0.194)	0.0431 (0.203)	0.0372 (0.189)	0.0368 (0.188)	0.0387 (0.193)
女性	0.459 (0.498)	0.442 (0.497)	0.504 (0.500)	0.426 (0.494)	0.422 (0.494)	0.439 (0.496)
年齢	54.87 (14.68)	48.62 (11.38)	72.33 (6.456)	56.91 (11.77)	52.15 (8.968)	71.41 (6.005)
有配偶	0.405 (0.491)	0.356 (0.479)	0.540 (0.498)	0.507 (0.500)	0.472 (0.499)	0.612 (0.487)
18歳未満子なし	0.913 (0.282)	0.896 (0.306)	0.960 (0.196)	0.889 (0.314)	0.866 (0.341)	0.962 (0.191)
18歳未満子 1 人	0.0473 (0.212)	0.0579 (0.234)	0.0178 (0.132)	0.0600 (0.237)	0.0742 (0.262)	0.0168 (0.128)
18歳未満子 2 人	0.0305 (0.172)	0.0356 (0.185)	0.0163 (0.127)	0.0395 (0.195)	0.0472 (0.212)	0.0160 (0.126)
18歳未満子 3 人以上	0.00953 (0.0972)	0.0108 (0.103)	0.00593 (0.0768)	0.0111 (0.105)	0.0130 (0.113)	0.00534 (0.0729)
本人以外の就労者 0 人	0.523 (0.499)	0.486 (0.500)	0.627 (0.484)	0.518 (0.500)	0.485 (0.500)	0.617 (0.486)
本人以外の就労者 1 人	0.322 (0.467)	0.345 (0.475)	0.255 (0.436)	0.345 (0.475)	0.368 (0.482)	0.272 (0.445)
本人以外の就労者 2 人	0.119 (0.324)	0.129 (0.335)	0.0931 (0.291)	0.108 (0.310)	0.114 (0.318)	0.0880 (0.283)
本人以外の就労者 3 人	0.0359 (0.186)	0.0398 (0.196)	0.0250 (0.156)	0.0302 (0.171)	0.0325 (0.177)	0.0230 (0.150)
2009年調査	0.310 (0.463)	0.316 (0.465)	0.296 (0.456)	0.264 (0.441)	0.272 (0.445)	0.238 (0.426)
2014年調査	0.351 (0.477)	0.348 (0.476)	0.358 (0.479)	0.367 (0.482)	0.363 (0.481)	0.382 (0.486)
2019年調査	0.339 (0.473)	0.336 (0.472)	0.347 (0.476)	0.369 (0.482)	0.365 (0.481)	0.381 (0.486)
N	39,031	28,738	10,293	21,991	16,560	5,431

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表3:記述統計量(表9)

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.717 (4.610)	7.396 (4.415)	5.901 (4.685)	7.330 (4.314)	8.202 (4.144)	8.267 (4.063)	6.889 (4.525)	7.710 (4.230)	6.163 (4.616)	7.877 (4.021)
精神障害	0.159 (0.365)	0.149 (0.356)	0.460 (0.498)	0.199 (0.399)	0.0923 (0.289)	0.0565 (0.231)	0.472 (0.499)	0.226 (0.418)	0.424 (0.494)	0.203 (0.402)
知的障害	0.387 (0.487)	0.111 (0.314)	0.317 (0.465)	0.0929 (0.290)						
世帯員数1人	0.273 (0.445)	0.355 (0.479)	0.170 (0.376)	0.280 (0.449)	0.186 (0.389)	0.212 (0.409)	0.192 (0.394)	0.247 (0.431)	0.165 (0.371)	0.293 (0.455)
世帯員数2人	0.188 (0.391)	0.353 (0.478)	0.251 (0.434)	0.410 (0.492)	0.323 (0.468)	0.479 (0.500)	0.320 (0.467)	0.448 (0.497)	0.312 (0.463)	0.425 (0.495)
世帯員数3人	0.272 (0.445)	0.151 (0.358)	0.305 (0.461)	0.156 (0.363)	0.239 (0.426)	0.171 (0.377)	0.250 (0.433)	0.167 (0.373)	0.263 (0.440)	0.141 (0.348)
世帯員数4人	0.160 (0.367)	0.0532 (0.224)	0.173 (0.379)	0.0638 (0.245)	0.153 (0.360)	0.0640 (0.245)	0.141 (0.348)	0.0692 (0.254)	0.158 (0.365)	0.0651 (0.247)
世帯員数5人	0.0636 (0.244)	0.0395 (0.195)	0.0604 (0.238)	0.0415 (0.200)	0.0597 (0.237)	0.0348 (0.183)	0.0623 (0.242)	0.0292 (0.169)	0.0659 (0.248)	0.0414 (0.199)
世帯員数6人以上	0.0440 (0.205)	0.0480 (0.214)	0.0403 (0.197)	0.0483 (0.214)	0.0399 (0.196)	0.0390 (0.194)	0.0346 (0.183)	0.0394 (0.195)	0.0365 (0.188)	0.0355 (0.185)
女性	0.454 (0.498)	0.591 (0.492)	0.485 (0.500)	0.555 (0.497)	0.392 (0.488)	0.411 (0.492)	0.433 (0.495)	0.437 (0.496)	0.432 (0.495)	0.570 (0.496)
年齢	43.93 (12.92)	73.98 (6.976)	43.71 (12.12)	72.43 (6.357)	54.20 (8.389)	71.20 (5.588)	51.88 (8.995)	71.12 (5.965)	51.00 (9.090)	73.09 (7.494)
有配偶	0.173 (0.378)	0.413 (0.492)	0.222 (0.416)	0.529 (0.499)	0.522 (0.500)	0.658 (0.474)	0.438 (0.496)	0.585 (0.493)	0.469 (0.499)	0.470 (0.499)
18歳未満子なし	0.942 (0.234)	0.963 (0.190)	0.931 (0.253)	0.951 (0.217)	0.890 (0.313)	0.963 (0.189)	0.876 (0.330)	0.962 (0.192)	0.840 (0.367)	0.957 (0.203)
18歳未満子1人	0.0321 (0.176)	0.0167 (0.128)	0.0392 (0.194)	0.0223 (0.148)	0.0597 (0.237)	0.0162 (0.126)	0.0675 (0.251)	0.0179 (0.133)	0.0900 (0.286)	0.0163 (0.127)
18歳未満子2人	0.0184 (0.134)	0.0164 (0.127)	0.0212 (0.144)	0.0171 (0.130)	0.0417 (0.200)	0.0149 (0.121)	0.0420 (0.201)	0.0155 (0.124)	0.0557 (0.229)	0.0222 (0.147)
18歳未満子3人以上	0.00747 (0.0861)	0.00443 (0.0664)	0.00825 (0.0905)	0.00986 (0.0988)	0.00862 (0.0924)	0.00585 (0.0762)	0.0145 (0.120)	0.00477 (0.0689)	0.0146 (0.120)	0.00444 (0.0665)
本人以外の就労者0人	0.528 (0.499)	0.659 (0.474)	0.450 (0.498)	0.605 (0.489)	0.498 (0.500)	0.618 (0.486)	0.501 (0.500)	0.613 (0.487)	0.463 (0.499)	0.620 (0.486)
本人以外の就労者1人	0.287 (0.452)	0.220 (0.414)	0.339 (0.473)	0.262 (0.440)	0.353 (0.478)	0.275 (0.446)	0.362 (0.481)	0.273 (0.445)	0.385 (0.487)	0.259 (0.438)
本人以外の就労者2人	0.140 (0.347)	0.0951 (0.293)	0.157 (0.364)	0.104 (0.306)	0.113 (0.317)	0.0851 (0.279)	0.109 (0.312)	0.0895 (0.286)	0.118 (0.323)	0.0976 (0.297)
本人以外の就労者3人	0.0448 (0.207)	0.0259 (0.159)	0.0542 (0.226)	0.0291 (0.168)	0.0361 (0.186)	0.0218 (0.146)	0.0283 (0.166)	0.0251 (0.156)	0.0339 (0.181)	0.0237 (0.152)
2009年調査	0.375 (0.484)	0.358 (0.480)	0.375 (0.484)	0.364 (0.481)	0.292 (0.455)	0.223 (0.417)	0.269 (0.443)	0.252 (0.434)	0.262 (0.440)	0.269 (0.444)
2014年調査	0.321 (0.467)	0.330 (0.470)	0.335 (0.472)	0.332 (0.471)	0.360 (0.480)	0.382 (0.486)	0.364 (0.481)	0.378 (0.485)	0.363 (0.481)	0.391 (0.488)
2019年調査	0.304 (0.460)	0.311 (0.463)	0.291 (0.454)	0.304 (0.460)	0.347 (0.476)	0.395 (0.489)	0.367 (0.482)	0.371 (0.483)	0.375 (0.484)	0.340 (0.474)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表 3: 記述統計量(表 14)

	厚生年金 1 級 (1)	厚生年金 2 級 (2)	厚生年金 3 級 (3)
就労率	0.159 (0.366)	0.289 (0.454)	0.515 (0.500)
精神障害 (=1)	0.0930 (0.290)	0.484 (0.500)	0.446 (0.497)
障害年金額 (ln)	14.38 (0.210)	14.12 (0.198)	13.38 (0.189)
精神障害 × 障害年金額 (ln)	1.328 (4.148)	6.799 (7.022)	5.946 (6.625)
世帯員数 1 人	0.193 (0.395)	0.213 (0.410)	0.198 (0.399)
世帯員数 2 人	0.321 (0.467)	0.317 (0.465)	0.310 (0.463)
世帯員数 3 人	0.238 (0.426)	0.242 (0.428)	0.249 (0.432)
世帯員数 4 人	0.150 (0.357)	0.135 (0.341)	0.147 (0.354)
世帯員数 5 人	0.0591 (0.236)	0.0595 (0.237)	0.0622 (0.241)
世帯員数 6 人以上	0.0393 (0.194)	0.0334 (0.180)	0.0337 (0.181)
女性	0.392 (0.488)	0.440 (0.496)	0.439 (0.496)
年齢	54.16 (8.392)	51.92 (8.993)	51.10 (9.090)
有配偶	0.512 (0.500)	0.420 (0.494)	0.444 (0.497)
18歳未満子なし	0.892 (0.311)	0.878 (0.328)	0.847 (0.360)
18歳未満子 1 人	0.0593 (0.236)	0.0671 (0.250)	0.0853 (0.279)
18歳未満子 2 人	0.0405 (0.197)	0.0408 (0.198)	0.0542 (0.227)
18歳未満子 3 人以上	0.00853 (0.0920)	0.0142 (0.119)	0.0133 (0.115)
本人以外の就労者 0 人	0.509 (0.500)	0.523 (0.499)	0.496 (0.500)
本人以外の就労者 1 人	0.345 (0.475)	0.346 (0.476)	0.363 (0.481)
本人以外の就労者 2 人	0.111 (0.314)	0.104 (0.305)	0.110 (0.313)
本人以外の就労者 3 人	0.0354 (0.185)	0.0271 (0.162)	0.0316 (0.175)
2009年調査	0.296 (0.457)	0.267 (0.442)	0.265 (0.441)
2014年調査	0.354 (0.478)	0.361 (0.480)	0.365 (0.481)
2019年調査	0.350 (0.477)	0.372 (0.483)	0.370 (0.483)
N	4,687	6,317	7,208

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。65 歳未満。不詳を除く。

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

日本における労働所得移動¹

研究分担者 四方理人(関西学院大学准教授)

1. はじめに

本研究は、1970年代後半から2010年代にかけての世代内の労働所得移動について分析を行う。世代内所得移動とは、生涯のある2時点間における個人の所得の変化である(Jantti and Jenkins 2013)。そのため、労働所得移動については、同一個人の所得を複数時点で把握する必要がある。本研究では、1970年代中頃以降の年金保険料の業務データを用いることで、日本における長期の世代内労働所得移動を明らかにする。

1980年代以降、英米ほどではないものの日本でも所得格差が拡大傾向にある(Moriguchi and Saez 2008)。また、賃金格差についても2000年代以降、男性で拡大しつつある(Lise et al., 2014; Yamada and Kawaguchi, 2015)。

このように、所得格差や賃金格差の拡大が生じているが、各時点における所得格差だけでなく、生涯所得や生涯賃金の格差も拡大しているといえるだろうか。所得移動が大きい場合は、1時点における所得格差が大きくとも、生涯でみた所得格差は大きくない可能性がある。その一方、1時点の所得格差が小さくとも、所得移動がほとんどない場合は、生涯における所得格差は大きいものとなる。したがって、賃金や所得の格差拡大が、生涯所得や生涯賃金の格差拡大を引き起こしているのかについては、個人の所得移動をみる必要がある。そこで、本稿では、長期の世代内の労働所得移動の分析を行うことで、所得移動が固定化し、生涯でみた格差がより大きくなったのか、それとも労働所得移動が増加することで、所得格差や賃金格差の拡大が相殺されたかを検証する。

日本における世代内所得移動の研究は、短い観察期間であるもののパネルデータを用いた研究が存在し、世帯所得や労働収入について、1990年代から2000年代前半にかけて、階層間の固定性が高まっているとされる研究がある(太田・坂口 2007 など)。その一方、『所得再分配調査』(厚生労働省)を用い、2年前の所得に基づいて課される住民税の情報と前年所得の情報から所得階層間移動について分析を行った大竹・小原(2010)は、1990年代の所得の階層間移動は安定的に推移しているとしている。

ただし、これらの研究では、同一個人を長期間追うことができず、労働市場における格差

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。使用データである年金局保有の「匿名年金情報」は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

がライフコースのどのタイミングで生じているのか、また、その格差は固定的かそれとも流動的なものであるのかという点が明らかにされていない。

海外の研究では、社会保険の業務データを用いて長期的な個人収入の階層間移動(mobility)について研究が行われてきた²。アメリカやドイツの例では、戦後において労働所得の階層間移動は長期的に安定していることが示されている(Kopczuk et al. 2010, Bönke et al. 2015)。そこで、日本においても年金記録データから賃金の長期的な階層間移動を把握できるのではないかと考え、年金記録データによる分析を行う。

2. 分析手法

労働所得移動の分析手法として、主に Shorrocks (1978)の手法による分析を行う。

まず、長期所得の格差と短期所得の格差は、以下の関係で書き表すことができる。

「長期所得格差=短期所得格差×(1-移動性)」

これは、長期所得の格差は、短期所得の格差より小さくなることと、個人の所得移動は、長期所得の格差を減少させることを意味する。

そこから、所得移動の移動性指標と硬直性指標を以下のように定義する。まず、個人の所得を z_t とし、個人における K 期間の平均所得を $\bar{z} = \sum_t z_{it} / K$ とおく。そして、任意の格差指標を $G(z)$ とする。本稿では、ジニ係数を格差指標 $G(\cdot)$ に用いる。ここで、長期所得と短期所得の関係は、

$$G(\bar{z}) \leq \sum_{t=1}^K G(z_t) / K$$

とおくことができる。すなわち、 K 期間の長期所得の格差は、短期所得の格差の K 期間の平均より小さい。このとき、Shorrocks の硬直性指標(R)は、

$$R = \frac{G(\bar{z})}{\sum_{t=1}^K G(z_t) / K}$$

と定義される。そして、移動性指標(M)は、 $M=1-R$ と表すことができる。ここで、全ての個人の所得が期間を通じて変化しない場合において、 $M=0$ となる。ただし、移動性指標は、間接的な指標であり、そのものの解釈はできない。

以下では、5年間の平均収入のジニ係数と各年のジニ係数の5年間の平均を比較し、長期の収入により、短期の収入に由来する格差がどの程度平準化されるかを見ることで、所得移動を測る。

また、この硬直性使用と移動性指標のほかにも、所得移動の分析として、スピアマンの順位相関と各年の同一世代内の収入から五分位階級を作成し、所得移動についてクロス表を用いて分析する。当該年の収入と1年後、5年後、10年後、15年後、20年後との収入についてのスピアマンの順位相関係数を示すことで、短期と長期の所得移動の変動について考察を行う。順位相関係数が高くなるほど所得移動が生じにくく、移動性が低下していると考えられることができる。

² 世代内所得移動についての包括的なレビューとして Jantti and Jenkins (2013)がある。同論文は、世代内所得移動だけでなく世代間所得移動についても統一的な観点から整理している。

3. 使用データ

本研究の使用データは、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」である。同データは、匿名化された2016年時点の厚生年金の被保険者(厚年一般)について1/51で抽出したものである。同データからは、2016年時点における、これまでの厚生年金加入者の性別と生年月と過去の標準報酬を把握することができる。そのため、2016年時点で厚生年金を受給している者や死亡している者も含まれることになる。ただし、公務員や自営業の者など厚生年金に加入経験がないものは含まれない。また、厚生年金に加入経験がある者であっても、公務員等の共済年金、農林年金、船員年金に加入している期間の標準報酬は含まれない。なお、厚生年金基金加入者も含まれる。したがって、公務員を除く、労働時間が週30時間以上の雇用労働者の大半がカバーされると考えられる。2016年時点までのデータを用いる理由は、2016年10月以降、厚生年金の適用拡大により大企業に働く週20時間以上の労働者も加入することになったため、それ以降短時間労働者の一部が入ってくることによる影響を避けるためである。

本データから把握できる標準報酬は、年金受給額を算定のために用いられる再評価率ごとの期間区分における累計額で把握される³。この期間区分は、表1にあるよう、4月から翌年3月の年度区分とは異なる場合がある。例えば、69年と71年は24か月分、76年と88年は20か月分の合計の収入となる。なお、1991年4月以降は4月から翌年3月の年度の区分と一致する。

ここで、この標準報酬の累計から月当たりの月収を求めるが、各個人の期間別の加入期間は分からないため、各期間の累計額をその月数で割ったものを月収とする。この月収は、各年の月当たりの平均収入と考えることができるが、各期間内に少しの月数しか被保険者期間がない場合、月当たりの収入は低くなってしまふ。各年の期間が異なっているため、月数の多い期間は、低い月収が多く出現する可能性が高い。この問題については、後述のボトムコーディングで対応する。なお、各期間の開始年を表記の年次としている。

表1 標準報酬の累積額が把握される月数

もう一つの本データの標準報酬から月収を把握する上での問題として、保険料が課せられる上限が存在する点がある。この標準報酬の上限は、賃金の上昇に合わせて期間により変更される。図1は、各年における月収が標準報酬の上限に達する個人の割合である。1975年以前では、上限に達する割合が10%を超える期間が多く、その期間については労働所得移動の分析を行う上で注意が必要となる。そのため以下の分析では、基本的には1970年代中頃以降のデータについて図表で示す。

³ 標準報酬には、通勤手当や残業手当も含まれるが賞与は含まれない。2003年以降、賞与も社会保険料が課される対象となった。補論において賞与についても、12で割り月当たりに変換し、月収に加えたデータについての分析を行う。

図1 標準報酬の上限に達する割合

これらのデータの問題に対処するため、トップコーディングとボトムコーディングを行う。トップコーディングとしては、標準報酬月額の上限に達する月収は、パレート分布を仮定し、当該年の『賃金構造基本調査』（厚生労働省）の公表データからの分布と一致するように乱数を当てはめた⁴。同調査の「一般労働者」の「所定内給与」において、各年の標準報酬月額の上限を超える分布からパレート係数を求めた。この「一般労働者」は民間企業のフルタイム労働者であり、使用データの厚生年金加入者の属性とおおむね一致する。

また、期間ごとの累積額を期間の月数で割った月収については、短期間の厚生年金の加入により低い収入になる場合が考えられる。特に、各年の期間で月数が異なっているため、その期間が長い年では、低い収入のものが現れやすいと考えられる。標準報酬には月ごとに下限が存在し、それ以下の収入は全てその月額となる。この標準報酬の下限を用いてボトムコーディングを行うこともできるが、政策的に決定されるため、毎年下限が恣意的なものとなる。そこで、各年の『賃金構造基本調査』の下位 1%の月収を線形補間により求め、その値を下限としてそれ以下の月収を除外した。この下限は、1968 年以降、標準報酬の下限を超えている。したがって、標準報酬各期間において短期間しか加入していない個人の多くが入ってこないと考えられる。

4. 分析結果①:ジニ係数と Shorroks 指標

図2は、25～60歳の労働者における労働所得のジニ係数を男女別に1976年から2016年まで示している。まず、男性のジニ係数については、1970年代から1980年代前半にかけて上昇した後、1980年代後半から1990年代前半にかけて低下し、その後1990年代中頃から2000年代中頃にかけて再び上昇している。1990年代中頃から2010年代中頃にかけてのジニ係数の上昇幅は、10%以上となっている。

一方、女性については、男性と同様1980年代後半から1990年代前半にジニ係数が低下するが、男性とは異なり1990年代後半ではほとんど上昇せず、2000年代後半以降再び低下する。結果として、1990年初頭から2010年代中頃にかけてジニ係数が10%以上低下している。

そして、男女計では、1980年代後半から1990年代前半にかけて低下し、その後やや上昇するものの、2000年代後半から再び低下し、1990年代前半と2010年代中頃のジニ係数がほぼ同じ水準となっている。したがって、1990年代前半まで男女のジニ係数の動きは同様であったが、その後、男性のジニ係数は上昇する一方、女性のジニ係数は低下した結果、男女計でのジニ係数は上昇しなかったといえる。

図2 男女別ジニ係数の推移:25～60歳

⁴ パレート分布を仮定した収入の当てはめについては、Piketty and Saez (2003)を参考にした。同様の方法は、Kopczuk et al. (2010), Bönke et al. (2015)でも用いられている。

図3は、男女計の労働所得のジニ係数を年齢別にみたものである。いずれの年次においても年齢が上がるにつれ、収入格差が拡大していることがみてとれる。そして、どの年齢層でも1980年代末から1990年代中頃にかけて労働所得格差が縮小し、その後再び拡大する。ただし、2000年代中頃から一定化もしくは縮小する。

次に、男性の労働所得の年齢別ジニ係数をみたものが図4となる。ここでも、年齢が上がるにつれ収入格差が拡大する。1980年代まで55~60歳の年齢グループにおいて大きな収入格差が存在したが、1980年代末から1990年代前半にかけて、その格差が大きく縮小した。定年が55歳から60歳に引き上げられた影響であろう。そして、1990年代後半から2000年代前半にかけて、どの年齢層でも格差が拡大傾向にある。

図3 年齢別ジニ係数の推移:男女計

図4 年齢別ジニ係数の推移:男性

図5は、5年の移動平均をとった労働所得のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数である。各年の労働所得のジニ係数は、5年の移動平均である。t期の労働所得の5年平均は、t-2期からt+2の月収を合計し、5で割ったものであり、期間内に月収が観察されない期がある観察対象は除かれる。なお、5期平均の労働所得であるが、1989年以前は、各期の月数が異なっているため5年の平均とは限らない。また、各年の月収は、Kopczuk et al. (2010)と同様に、各年の平均値で割ることで指標化している。同図では、全労働者と男性のみの系列を載せており、各年収入のジニ係数も、5年平均収入と同じ観察対象としているため、全労働者と男性労働者のそれぞれにおいて、5年平均収入のジニ係数より各年収入のジニ係数が大きい。これは、Shorrocks(1978)が示すとおりである。

まず、全労働者の5年平均収入のジニ係数は、1970年代後半から80年代前半にかけて上昇した後、やや低下し、1990年代中頃から再び上昇する。その後、2000年代後半に一定化する。全労働者の各年のジニ係数の動きも同様である。

男性労働者の5年平均収入のジニ係数は、全労働者と同様に1970年代後半から80年代前半にかけて上昇した後、やや低下し、1990年代中頃から再び上昇する。ただし、男性労働者は全労働者とは異なり2000年代後半以降も、ジニ係数は上昇し続ける。これは、その間女性労働者の収入格差が低下したことによると考えられる。

図6は、図5の値から算出したShorrocksの硬直性指標である。5年平均収入のジニ係数を各年のジニ係数の5年平均で割ったものである。この硬直性指標は、全労働者と男性労働者ともに1970年代に上昇し、その後一定に推移している。これは、1980年代以降、移動性が低い水準で推移していることを意味する。ただし、男性については硬直性指標が近年やや上昇しており、より移動性が低下している可能性がある。

図5 5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:25~60歳

図6 硬直性指標:25~60歳

図7は、全労働者における年齢別にみた5年平均収入のジニ係数と各年収入のジニ係数である。どの年齢においても、5期間平均の収入のジニ係数は、1980年年代から1990年代にかけて安定的に推移している。そして、2000年代以降やや上昇している。25~60歳では、1970年代後半から1980年代前半にかけてジニ係数が上昇していたが、年齢別にみると観察されない。

図8は、先ほどの図から算出した、年齢別にみた全労働者のShorrocksの硬直性指標である。25~29歳では、硬直性指数は比較的低い値で推移しており、ほかの年齢層より移動性が高いといえる。年齢が高くなるにつれ、その指標は高くなるが、30代後半以降ほとんど同じ水準となる。したがって、年齢が高くなるほど移動性が低下するが、35歳以降移動性が一定化しているといえる。時系列の推移は、どの年齢層でも1980年代以降安定的に推移している。

図7 年齢別5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:男女計

図8 年齢別硬直性指標:男女計

図9は、男性労働者における年齢別の5年平均収入のジニ係数と各年収入のジニ係数である。年齢が上がるにつれジニ係数が上昇する。45~49歳と50~54歳では、1970年代後半から1990年代前半にかけて収入格差がやや低下する。そのほかの年齢では、1970年代後半に格差が縮小するもののその後は、1990年代前半まで一定化している。そして、1990年代後半以降、どの年齢層でもジニ係数が上昇傾向となる。各年の収入のジニ係数も同様である。図7の25~60歳では、全労働者と男性労働者ともに1970年代後半から1980年代前半にかけて格差が拡大していたが、年齢別にみるとその格差拡大は観察されない。

図10は、男性の年齢別の5年平均収入のジニ係数を各年のジニ係数の5年平均で割った硬直性指数である。全労働者と同様に、男性においても年齢が上がると移動性が低下する。30代後半以降、その指標の水準は高い値で年齢による差はなくなる。ただし、1990年代以降、50~54歳の指標は40代の指標より低くなっている。50代は40代よりも移動性が高い。時系列の変化として、1980年前後で、25~29歳を除き、硬直性指標が上昇する。また、2000年代後半以降25~29歳で硬直性指標がやや高くなる。若年層で移動性が低下している可能性がある。

図9 年齢別5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:男性

図10 年齢別硬直性指標:男性

図5から男女計および男性における25~60歳の年齢計のジニ係数は、1970年代後半から1980年代前半にかけて上昇したが、年齢別のジニ係数においてそのような拡大は観察されない。これは、1970年代から80年代前半にかけて年齢別の賃金格差が拡大したことによると考えられる。

図 11 は、25～29 歳を基準とした年齢別の平均収入の推移である。30 代後半から 50 代後半の平均賃金が 1970 年代後半から 1980 年代中頃にかけて相対的に大きく上昇し、若年層と中年層での格差が拡大している。したがって、年齢内格差は拡大していないが、年齢間格差が拡大したことが、年齢計でみた格差拡大の要因であろう。また、2000 年代後半以降、30 代から 40 代における平均賃金が低下傾向にある。その期間は、どの年齢層でも年齢内格差は拡大していたが、年齢間格差は縮小している。男性においては、2000 年代後半以降も年齢計の収入格差が拡大しており、年齢間格差より年齢内格差の影響が強いと考えられる。

また、男性の年齢計でみた硬直性指標が 1970 年代後半から 1980 年代前半について上昇している(図 6)。これも年齢間格差の拡大が一つの要因であると考えられるが、その期間、25～29 歳以外の年齢層における硬直性指標が上昇しており、実質的な労働移動の低下が生じていたと考えられる(図 10)。そして、2000 年代後半以降において、20～29 歳における硬直性指標が上昇していることがみてとれる(図 10)。

図 11 年齢別平均賃:25～29 歳の平均賃金を1とする

5 分析結果②:順位相関

図 12 は、スピアマンの順位相関係数を 1 期後、5 期後、10 期後、15 期後、20 期後の期間ごとに載せている⁵。全労働者も男性労働者も、1 期後との順位相関係数は、1980 年代までは上下に変動するが、1990 年代以降は安定的に推移している。1980 年代までの変動は、年次により月数が異なっていることが原因の可能性はある。男女計の 5 期後との順位相関は、1970 年代後半から 1980 年代前半まで上昇した後に低下し、1990 年代後半以降再び上昇に転じるが変動の幅自体は小さい。男性の 5 期後との順位相関は、1976 年の 0.75 から 1985 年の 0.80 まで上昇している。この 1970 年代後半における男性における 5 期後との順位相関の上昇は、1 期後や 10 期後では観察されない。また、男性における 5 期後との順位相関係数は、90 年代中頃から 2010 年代初頭にかけて 0.05 程度上昇した。10 年後との順位相関は、男女計、男性ともに 1990 年代前半に低下した後、1990 年代後半以降上昇傾向にある。15 年ごとの順位相関も同様であるが、これらの傾向は男性労働者で顕著である。

図 12 スピアマンの順位相関係数:25～60 歳

図 13 は、男性労働者における年齢別にみた、1 年後、4 年後、10 年後、15 年後、20 年後のそれぞれの収入との順位相関である。1 年後との順位相関は、どの年齢層においても、1980 年代までは上下に変動するものの、1990 年代以降、安定的に推移している。ただし、25～29 歳では 2000 年代後半に上昇している。この 20 代後半における移動性の低下は、図 10 の硬直性指標の結果と

⁵ 各年後に当該年が存在しない場合、期間にその年が含まれる年次の月収を用いた。

整合的である。

5年後との順位相関は、35～39歳と40～44歳を除き、1970年代後半から1980年代前半に上昇する。その後、5年ごとの順位相関は、いずれの年齢層でも、1990年代にやや低下し、2000年代前後から上昇する。10年後との順位相関については、いずれの年齢層でも1970年代と1980年代では、上昇傾向になく、35歳以上の年齢層ではやや低下傾向となる。そして、いずれの年齢層でも、1990年代前半に低下し、その後上昇傾向に転じる。15年後と20年後の順位相関は、35歳以上では1990年代前半まで低下傾向にあり、その後上昇傾向に転じる。

以上の年齢別の順位相関から、1期後との順位相関は、25～29歳において2000年代後半以降に上昇するが、5期後や10期後との順位相関は、2000年代前半以降に、いずれの年齢層でも上昇している。硬直性指標で観察された1970年代後半から1980年代前半にかけての上昇は、順位相関では5期後との相関係数においてのみ観察される。

図13 男性の年齢別順位相関係数

6. 分析結果③:収入5分位階級による分析

本節では、男性について収入の五分位階級のクロス表を用いて分析を行う。起点の年に25～49歳の男性について収入の五分位階級と5年後の30～54歳の男性の収入五分位階級とのクロス表を作成する⁶。ここで、期間については、1978年と1983年、1986年と1991年、1992年と1997年、1998年と2003年、2004年と2009年、2010年と2015年の組合せに設定している。1978年と1983年、1986年と1991年に設定した理由は、いずれの年も4月から翌年3月の12か月の累積の標準報酬から月収を作成することができるためである。

表2は、起点となる年の五分位階級ごとに100%となるクロス表である。カッコ内は、5年後も厚生年金被保険者である残存率である。まず、いずれの期間においても第I五分位もしくは第II五分位から最も収入の高い第V五分位に移る割合は、2%以下となっている。第I五分位に残留する割合は6割程度であり、第II五分位に残留する割合は40～50%となっている。そして、第V五分位に残留する割合は70～80%程度と高く、また、2010～2015年においてその割合が最も高い。表には示していないがこの第V五分位にとどまる割合は近年上昇しており、2005～2010年では77.5%、2006～2011年では77.7%、2007～2012年では78.1%、2008～2013年では78.6%、2009～2014年では79.4%、2011～2016年では79.5となっている。

同様に、第IV五分位にとどまる割合も1998～2003年の50.7%から2010～2015年の55.2%に上昇している。第I五分位から第III五分位では、同一階級にとどまる割合は系統だって上昇しておらず、収入上位階級において残留する割合が高まっているが、収入下位階級ではその割合は高まっていない。

⁶ 各収入に0～1の一様分布となる変数を加え0.5を引くことで、各五分位の値に対し、同一の収入の者が複数いる場合、ランダムに階級に振り分けるようにしている。そのため、各階級の人数は同じになっている。

また、5年後に厚生年金被保険者にとどまっている残存率が、低い収入階層ほど低い割合になっていることも特徴的である。特に、第Ⅰ五分位では、残存率が低く、8割程度と第Ⅴ五分位より15%ほど低くなっている。特に、1998～2003年の残存率が75%と低い値になっている。したがって、低収入の労働者ほど、失業や無業もしくは短時間労働や自営業といった比較的収入の低い就業形態に移りやすいことが考えられる。

表 2 5年後とのクロス表:起点となる年に25～49歳の男性

次に、図14は、収入五分位階級別、5年後の収入の増加分である。各年の月収を消費者物価指数により2016年を基準とした金額に修正している。図からは、いずれの年においても最も収入階層の低い第Ⅰ五分位において5年間の収入の増加分が大きいことがみてとれる。これは、第Ⅰ五分位に比較的若く、その後の収入が高くなりやすい者が多く含まれていることが理由であると考えられる。しかしながら、表2でみたように第Ⅰ五分位は5年後の残存率が低いこともその理由となるだろう。第Ⅰ五分位の労働者は、失業や非正規雇用等の短時間労働への移行により多く抜けるため、残存した者だけでみると平均的な収入の増加分が大きくなっている可能性もある。

年次の推移をみると、バブル経済期と重なる1986～1991年にどの階級でも収入の増加分が大きく、第Ⅴ五分位の増加分も大きかったが、1992～1997年では大きく低下し第Ⅴ五分位の増加分が最も低くなる。また、第Ⅴ五分位の増加分は2010～2015年において再び大きく低下した。第Ⅱ五分位から第Ⅳ五分位については、徐々に増加分が小さくなっている。

図 14 収入五分位階級別、5年後の収入の増加分:起点となる年に25～49歳の男性

7. 結論

本研究は、厚生年金の標準報酬のデータから1970年代後半から2010年代にかけての世代内の労働所得移動について分析を行った。まず、各年のジニ係数の推計を行い、1990年代後半以降、男性の労働所得の格差が拡大する一方、女性の労働所得の格差は縮小し、結果として、労働者全体では労働所得の格差は安定していることを明らかにした。この結果は、賃金構造基本統計調査を用いた先行研究と同様である。

次に、長期所得の格差について、5年間平均の労働所得のジニ係数を求めた。男性の長期の労働所得の格差は、1980年代、1990年代と安定的であったが、2000年代以降拡大傾向になる。この5年平均所得のジニ係数と毎年の所得のジニ係数の比から求めた所得の硬直性指標から、1970年代に移動性が低下し、その後安定することが示される。ただし、男性の特に20代後半において、2010年代に硬直性指標が高まり、所得の移動性が低下傾向となる。

2時点の労働所得の順位相関を推計した結果、1年後の所得との順位相関は、安定的に推移してきたが、10年後もしくは15年後との順位相関は1990年代にやや低下し、2000年代に再度上昇した。長期的な所得の移動性が低下傾向にある。特に、20代後半の男性では、10年後だけで

なく、5年後や1年後との順位相関も近年上昇傾向にあった。したがって、2000年代以降、男性の労働所得の格差拡大に伴い、移動性も低下しているといえる。

最後に、男性の労働所得の五分位階級について、5年後の時点における五分位階級とのクロス表分析を行った結果、所得上位層の第V五分位と第IV五分位において、1990年代後半から徐々に同一階級内の残留率が高まっていることが分かった。これらも、2000年代に労働所得の流動性が低下していることと整合的である。ただし、第V五分位の労働所得の伸びは小さく、絶対的な意味で世代内格差が拡大しているとはいえないだろう。

以上、2000年代以降、男性の労働所得の格差拡大が生じているが、その間労働所得移動は増加せず、2000年代後半以降、移動性が低下している。したがって、単年でみた労働所得の格差拡大は、長期的な労働所得移動の増加により相殺されておらず、男性における労働所得の格差は、実質的に拡大しているといえる。

参考文献

大竹文雄・小原美紀(2010)「所得格差」樋口美雄編『労働市場と所得分配』慶應義塾大学出版会, pp.253—285.

太田清・坂口尚文(2007)「所得階層・格差は固定化してきているか」『季刊家計経済研究』No.75, pp.71-82.

浜田浩児(2007)「所得格差の固定性の計測」『季刊家計経済研究』No.73, pp.86-94.

Bönke, T., Corneo, G., & Lüthen, H. (2015). Lifetime Earnings Inequality in Germany. *Journal of Labor Economics*, 33(1), 171–208. <https://doi.org/10.1086/677559>

Cervini-Plá, M., & Ramos, X. (2012). Long-Term Earnings Inequality, Earnings Instability and Temporary Employment in Spain: 1993–2000. *British Journal of Industrial Relations*, 50(4), 714–736. <https://doi.org/10.1111/j.1467-8543.2011.00871.x>

Gottschalk, P. (1997). Inequality, Income Growth, and Mobility: The Basic Facts. *Journal of Economic Perspectives*, 11(2), 21–40. <https://doi.org/10.1257/jep.11.2.21>

Jäntti, M., & Jenkins, S. P. (2015). Chapter 10—Income Mobility. In A. B. Atkinson & F. Bourguignon (Eds.), *Handbook of Income Distribution* (Vol. 2, pp. 807–935). Elsevier.

<https://doi.org/10.1016/B978-0-444-59428-0.00011-4>

- Kopczuk, W., Saez, E., & Song, J. (2010). Earnings Inequality and Mobility in the United States: Evidence from Social Security Data Since 1937*. *The Quarterly Journal of Economics*, 125(1), 91–128. <https://doi.org/10.1162/qjec.2010.125.1.91>
- Lise, J., Sudo, N., Suzuki, M., Yamada, K., & Yamada, T. (2014). Wage, income and consumption inequality in Japan, 1981–2008: From boom to lost decades. *Review of Economic Dynamics*, 17(4), 582–612. <https://doi.org/10.1016/j.red.2014.01.001>
- Moriguchi, C., & Saez, E. (2008). The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886–2005: Evidence from Income Tax Statistics. *Review of Economics and Statistics*, 90(4), 713–734. <https://doi.org/10.1162/rest.90.4.713>
- Piketty, T., & Saez, E. (2003). Income Inequality in the United States, 1913–1998*. *The Quarterly Journal of Economics*, 118(1), 1–41. <https://doi.org/10.1162/00335530360535135>
- Seckler, M. (2022). Increasing Inequality in Long-Term Earnings: A Tale of Educational Upgrading and Changing Employment Patterns. *Review of Income and Wealth*, 68(3), 617–652. <https://doi.org/10.1111/roiw.12511>
- Shorrocks, Anthony F.(1978). Income Inequality and Income Mobility. *Journal of Economic Theory*, 19, 376–93.
- Yamada, K., & Kawaguchi, D. (2015). The changing and unchanged nature of inequality and seniority in

Japan. *The Journal of Economic Inequality*, 13(1), 129–153. <https://doi.org/10.1007/s10888-014->

9295-6

補論 標準報酬データの検討

本稿では、厚生年金の業務データから長期的な収入格差と世代内格差について検討を行っている。月収データとして期間ごとの標準報酬の累計額をその期間の月数で割ったものを用いているが、標準報酬には上限があるためその上限に達した収入については、「賃金構造基本調査」から求めたパレート分布に一致するように乱数を当てはめた。ただし、1976年より前は、その上限に達する割合が10%を超える年が多く、本稿では基本的に1976年からのデータを用いる。ここでは、その妥当性について検討するため、パレート分布の当てはめを行わず、標準報酬の上限をそのまま用いたジニ係数との比較を行う。

図A1は、1960年から2016年までの男性のジニ係数である。男性を用いた理由は、女性より収入が高く、より標準報酬の上限の扱いに敏感になるためである。図の点線が標準報酬の上限をそのまま用いたジニ係数であり、実線がパレート分布を当てはめたジニ係数である。まず、25～60歳については、パレート分布を用いた実線では、1960年から1970年代中頃にかけてジニ係数が大きく低下している。しかしながら、点線で示される標準報酬の上限をそのまま用いた25～60歳のジニ係数は、1960年代においてパレート分布を用いたものより著しく低い水準になるだけでなく、数年で大きく変動するものになっており、実際の賃金分布の変動と大きくずれていると考えられる。ただし、パレート分布を当てはめることにより、どの程度実態に近づくかについては、判断が難しい。そして、1970年代中頃以降は、上限額をそのまま用いたジニ係数の変動は小さくなり、パレート分布を用いたものと並行して変動していることがみてとれる。どちらのジニ係数においても、1990年代後から2000年代後半にかけてジニ係数が拡大している。

年齢別にみるとパレート分布を当てはめた場合、1960年代においても55～60歳のジニ係数がほかの年齢層よりも高いが、標準報酬の上限をそのまま用いた場合の50～60歳のジニ係数は、ほかの年齢層とほとんど変わらない。標準報酬の上限をそのまま用いると、格差の水準も低く、月収の変動も不自然なものになるだけでなく、年齢別の格差さえ捉えられていないといえるだろう。なお、収入が比較的低い25～29歳のジニ係数は、1970年代以降、パレート分布を当てはめたものと上限をそのまま用いたものとおおむね一致している。

このように、標準報酬データは、元の上限を用いた場合の格差の水準と変動が1970年代前半まで明らかに不自然な動きをするが、上限にパレート分布を当てはめた場合、その不自然さは修正される。しかしながら、その当てはめによりどの程度実態を捉えているか不明であるため、パレート分布を当てはめた場合と上限をそのまま用いた場合でジニ係数の動きがおおむね一致しはじめる1976年からの数値を本稿では掲載している。

図A1 標準報酬の上限に対する対応別のジニ係数の推移:男性、1960～2016年

次に、2003年まで厚生年金の保険料が賞与(ボーナス)に対して課されなかったため、2002年までの収入において賞与を把握することができない問題がある。大企業の賃金体系では、賞与が大きいことが知られており、日本の賃金格差については、賞与が大きく寄与すると考えられるため、賞

与を考慮しないと格差が過小に推計されることになる。そこで、標準報酬について、月収とは別に賞与も把握できるようになった 2003 年以降のデータを用いて、月収のみのデータとジニ係数および順位相関にどの程度差が存在するかについて検討する。なお、1 回の賞与につき 150 万円が保険料の課される上限となるが、年に複数回の賞与が支払われる場合があるため、年間賞与が上限を超えているかどうかは正確に知ることはできない。そのため、賞与についてのトップコーディングを行わない値となる。

図 A2 は、賞与を含む場合と月収のみの場合の男性のジニ係数を比較したものである。実線は、年間の標準報酬を 12 で割った月収のジニ係数であり、点線はその月収に年間の賞与を 12 で割った月当たり賞与を加えた賞与込みの月収のジニ係数を示す。どの年齢層においても、月収のみより賞与込みのジニ係数が大きくなっており、月収のみのジニ係数は賞与を含む年間収入のジニ係数より過少評価となる。25～60 歳のジニ係数を比較すると、賞与込みのジニ係数は、月収のみの場合より、0.02 ほど高い水準となっている。この差は、各年でほぼ一定であり、同じ動きをしている。したがって、全年齢層でみた場合、月収のみの収入であっても、ジニ係数の変動の評価については問題が小さいと考えられる。しかしながら、25～29 歳では、2003 年の月収のみと賞与込みのジニ係数の差が 0.021 であったが、2016 年にはその差が 0.029 まで広がっており、月収のみの場合は収入格差の拡大の幅も過小に推計することになる。45～49 歳については、月収のみと賞与込みのジニ係数の差は安定しており、同じ動きになっているが、55～59 歳については、2003 年より 2016 年におけるその差が大きくなっている。

図 A2 賞与を含む場合と月収のみの場合のジニ係数の比較:男性

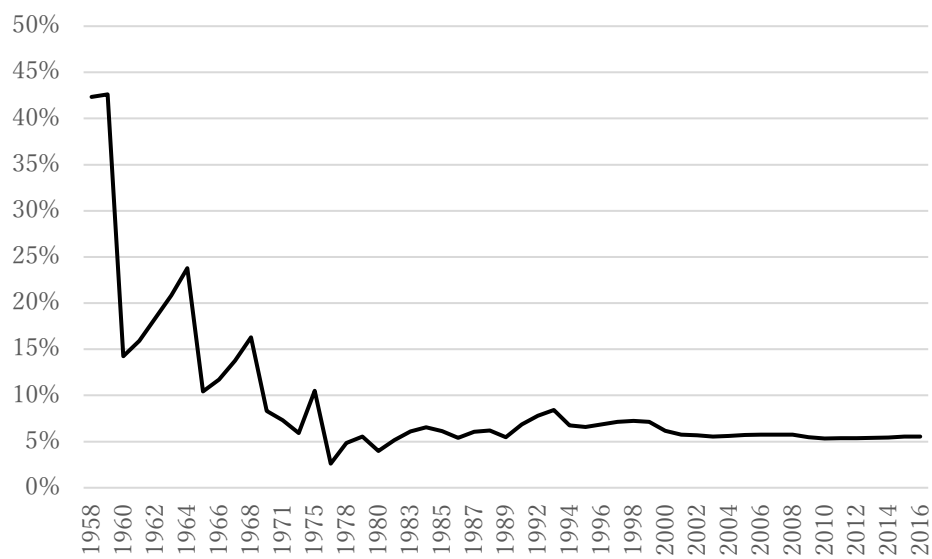
最後に、月収のみの収入と賞与込みの収入についてそれぞれ 1 年後の収入との順位相関係数をとったものが図 A3 となる。図 A2 と同じく、実線が月収のみの収入で、点線が賞与込みの収入の順位相関係数である。月収のみと比べて賞与込みのほうが、1 年後の収入との相関が強くなる。賞与込みのほうが、収入の移動性が低くなる。年齢別にみると順位相関係数が最も高い 45～49 歳では賞与込みと月収のみの差がほとんどないが、順位相関係数が最も低い 25～29 歳については、その差が大きいことがみてとれる。まだ、どの年齢層でも賞与込みと月収のみの順位相関係数の差は安定しており、収入移動の変動については、月収のみであっても捉えられていると考えられる。

図 A3 賞与を含む収入についての 1 年後との順位相関

表 1 標準報酬の累積額が把握される月数

開始年	月	終了年	月	月数
1967	4	1968	3	12
1968	4	1969	10	19
1969	11	1971	10	24
1971	11	1973	10	24
1973	11	1975	3	17
1975	4	1976	7	16
1976	8	1978	3	20
1978	4	1979	3	12
1979	4	1980	9	18
1980	10	1982	3	18
1982	4	1983	3	12
1983	4	1984	3	12
1984	4	1985	9	18
1985	10	1986	3	6
1986	4	1987	3	12
1987	4	1988	3	12
1988	4	1989	11	20
1989	12	1991	3	16

図 1 標準報酬の上限に達する割合



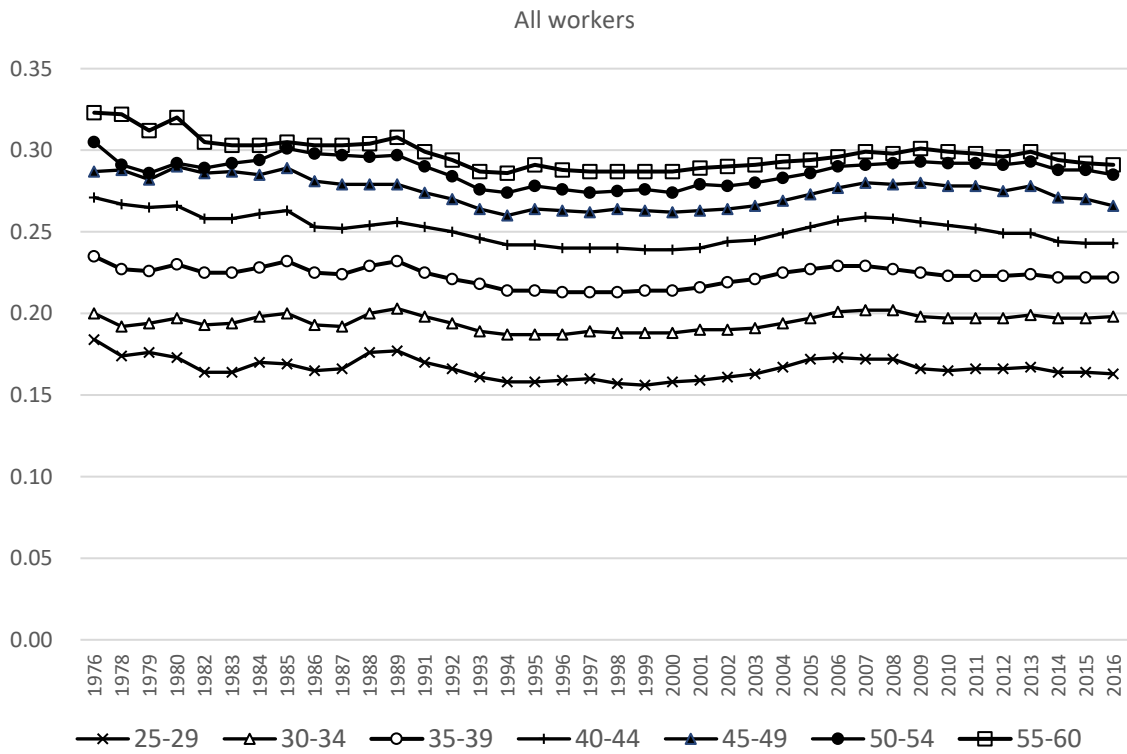
出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図2 男女別ジニ係数の推移:25～60歳



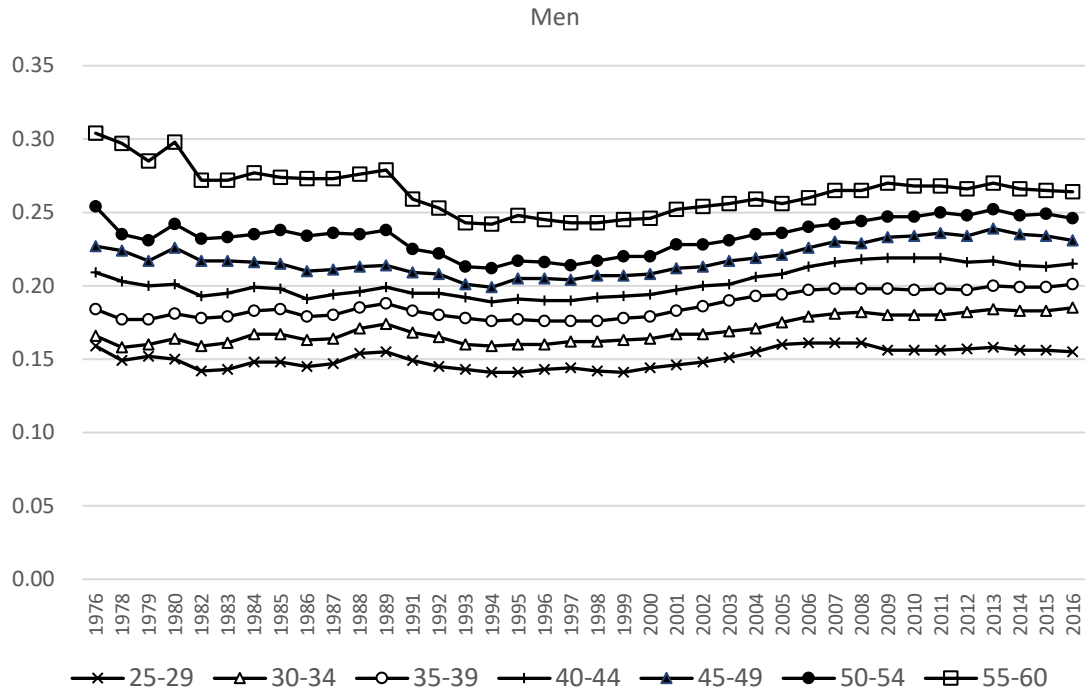
出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図3 年齢別ジニ係数の推移:男女計



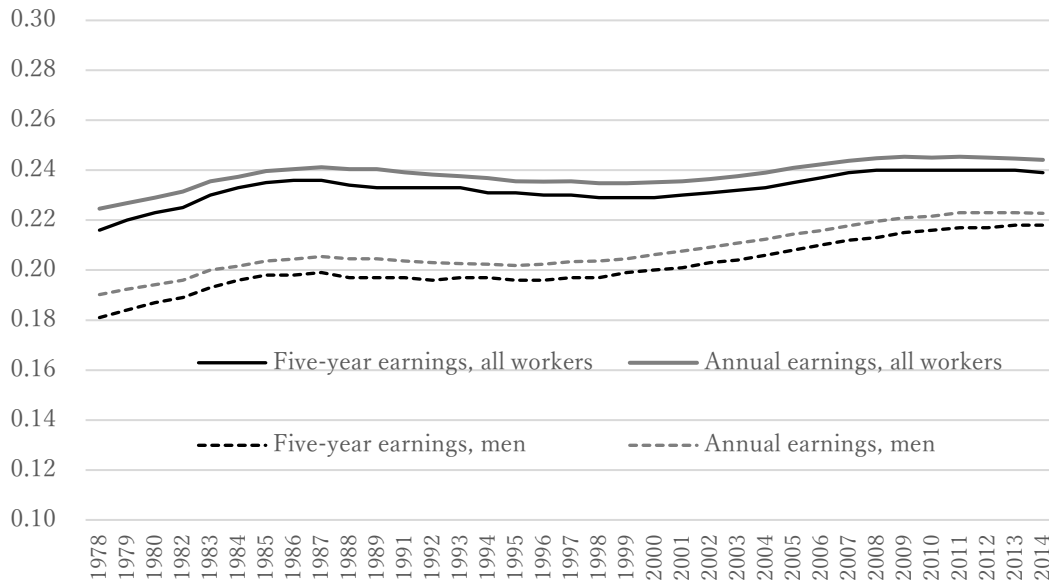
出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図4 年齢別ジニ係数の推移:男性



出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図5 5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:25~60歳



注:5年平均収入のジニ係数は、 $\bar{z} = (z_{it-2} + z_{it-1} + z_{it} + z_{it+1} + z_{it+2})/5$ とした、 \bar{z} のジニ係数 $G(\bar{z})$ である。

各年のジニ係数は、各年のジニ係数の5年の移動平均 $(\sum_{t=z-2}^{t=z+2} G(z_t) / 5)$ である。

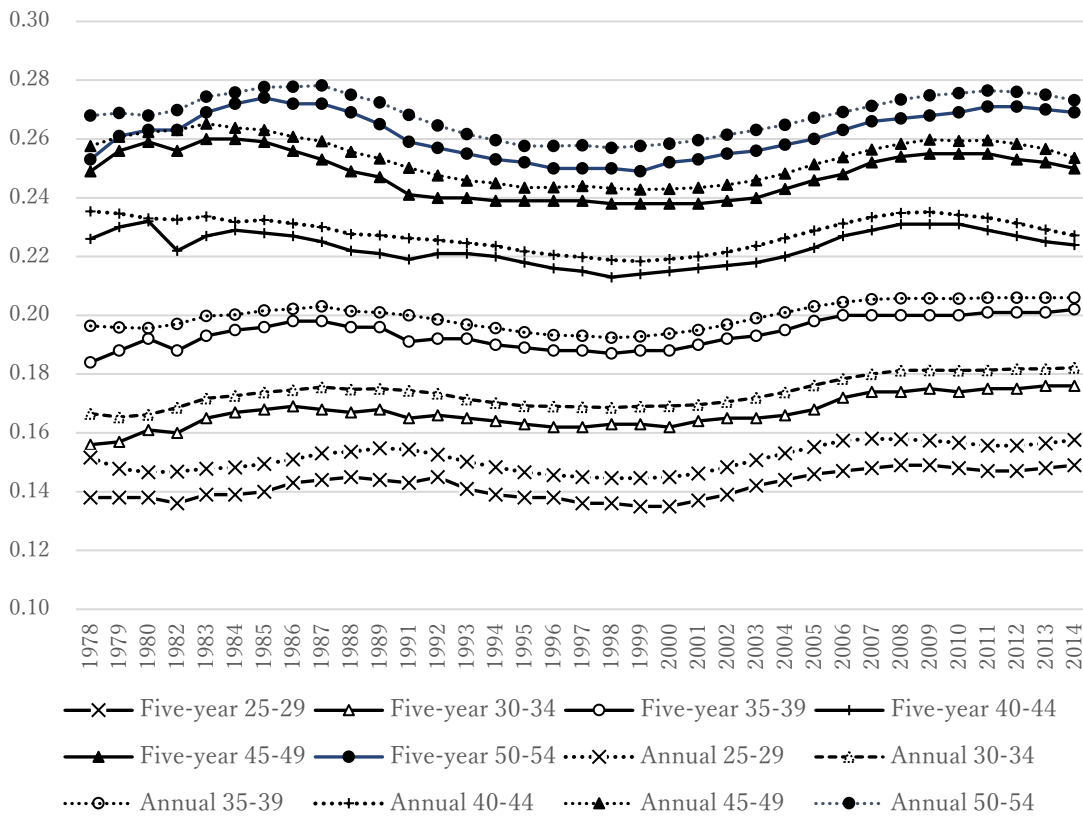
出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図6 硬直性指標:25~60歳



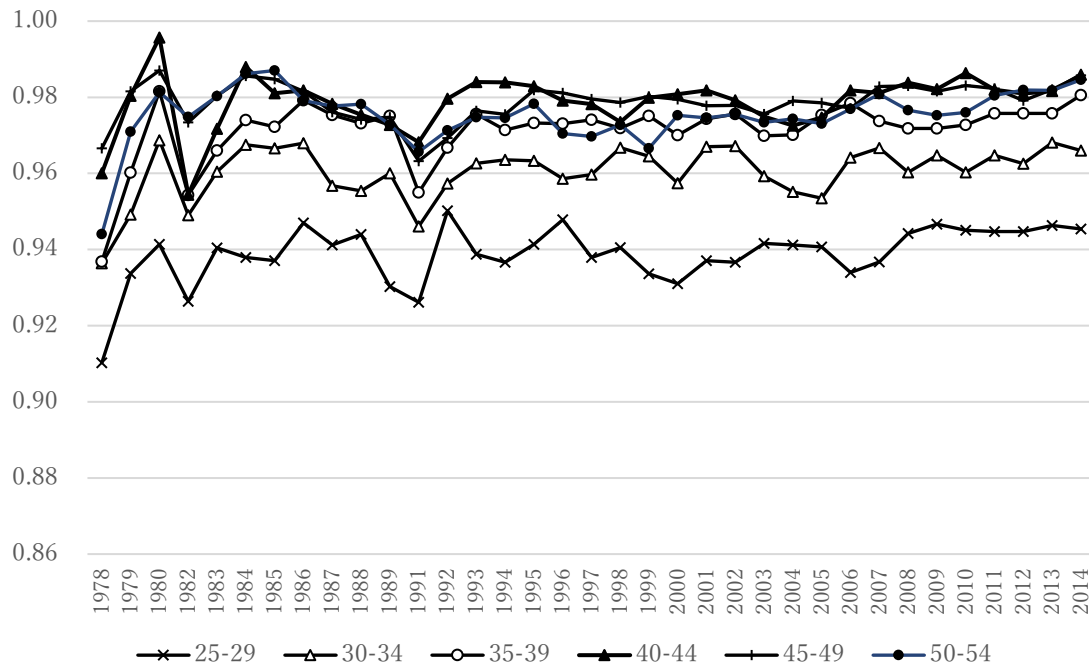
注:図5の値より作成

図7 年齢別5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:男女計



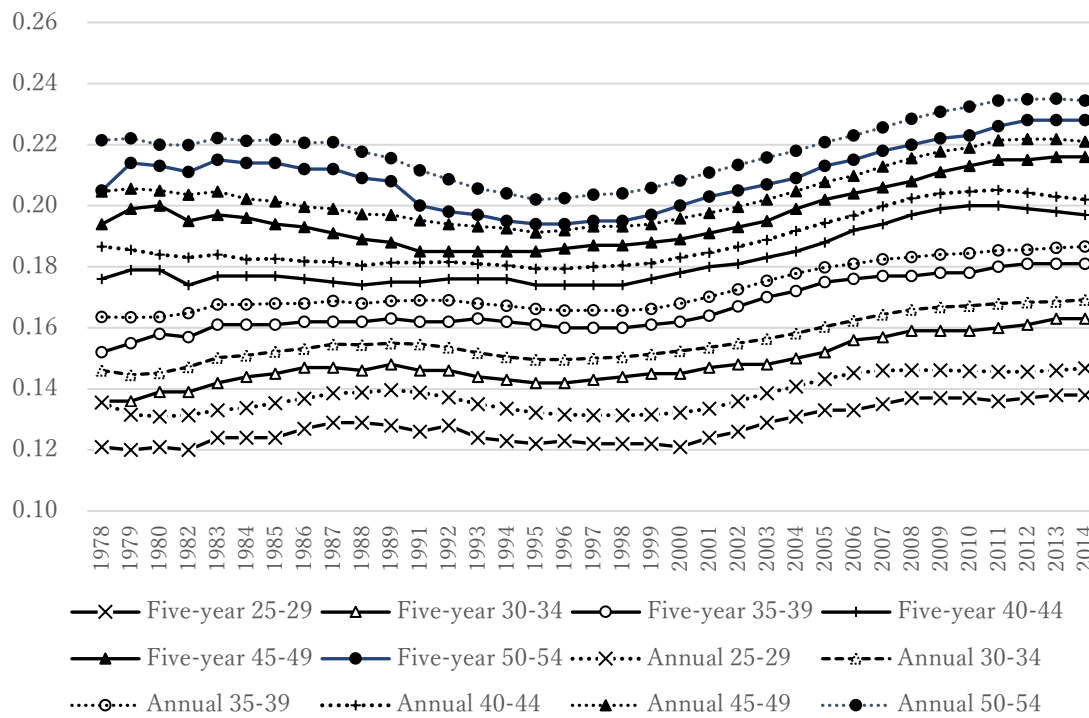
注:図5を参照

図8 年齢別硬直性指標:男女計



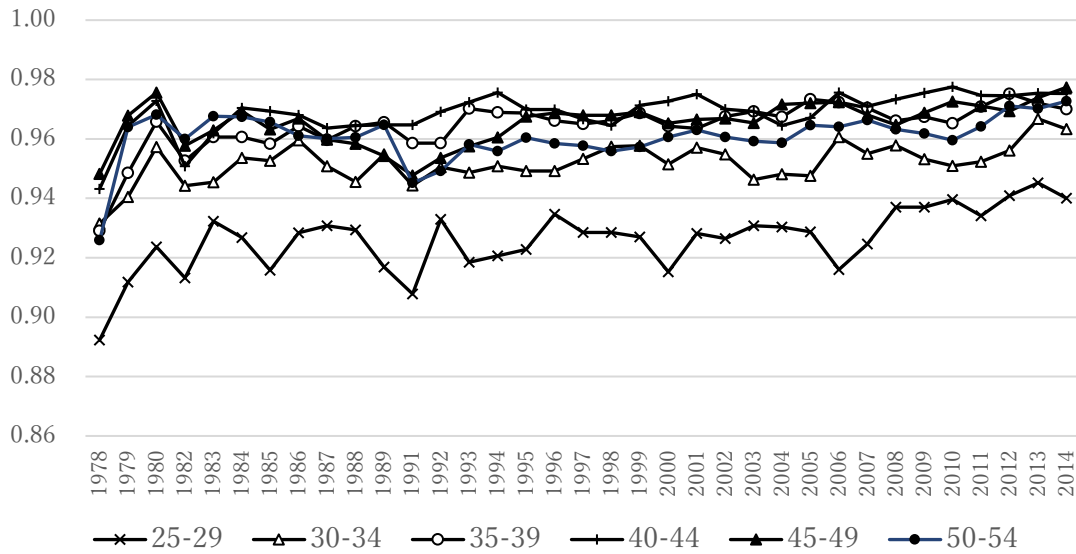
注:図7の値より作成

図9 年齢別5年の移動平均のジニ係数と各年の労働所得のジニ係数:男性



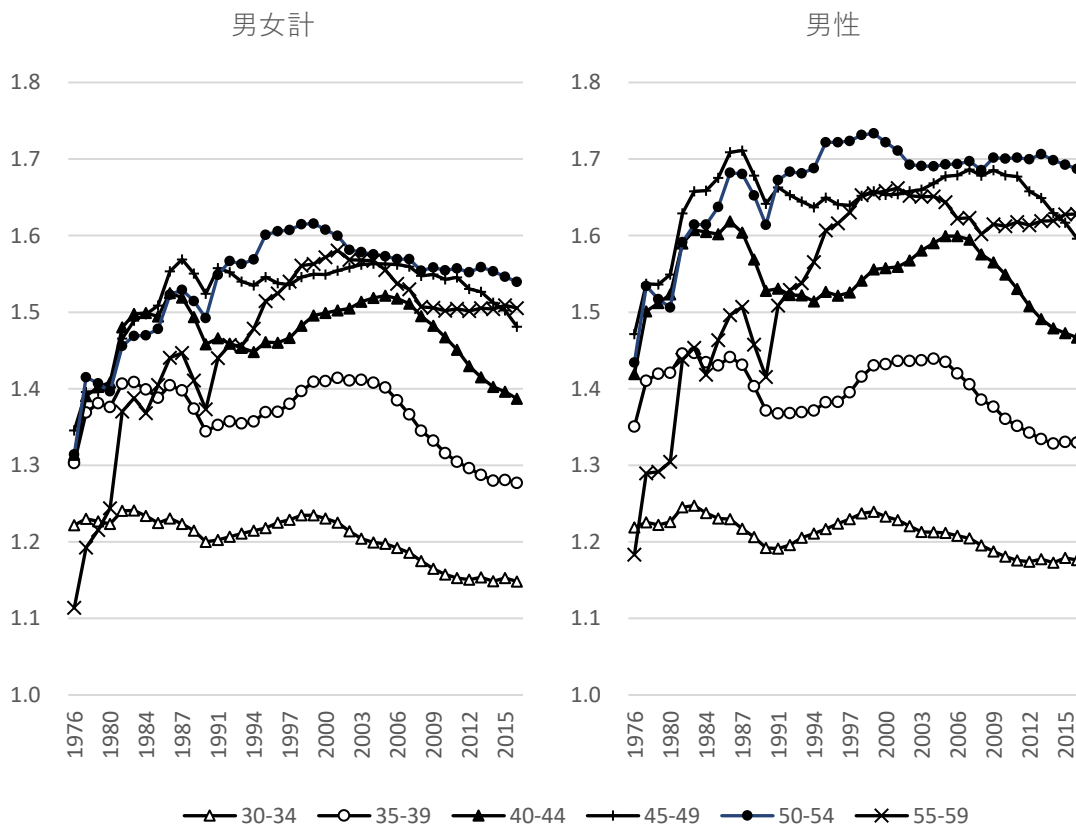
注:図5を参照

図10 年齢別硬直性指標:男性



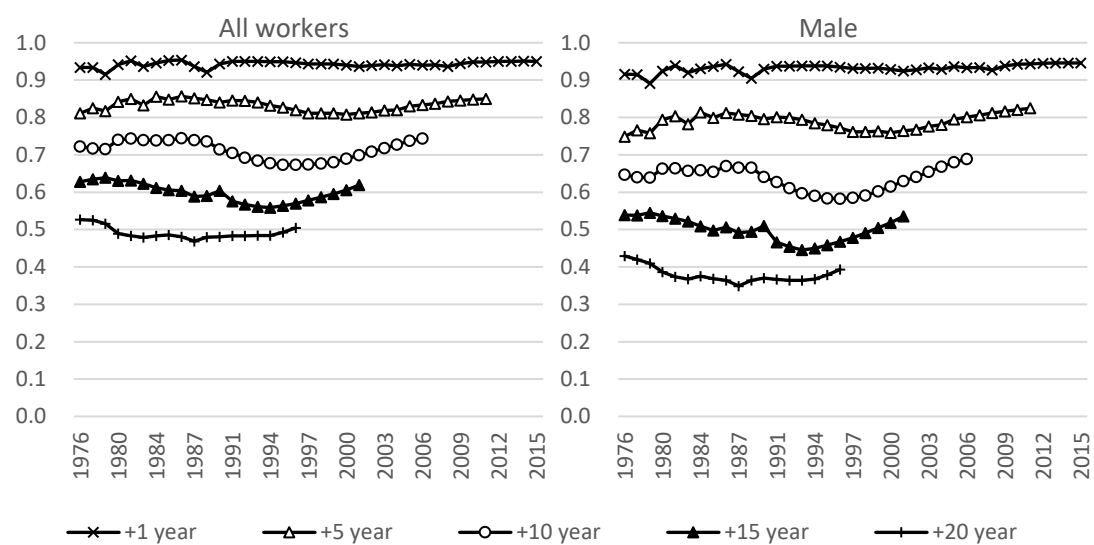
注:図9より作成

図11 年齢別平均賃:25~29歳の平均賃金を1とする



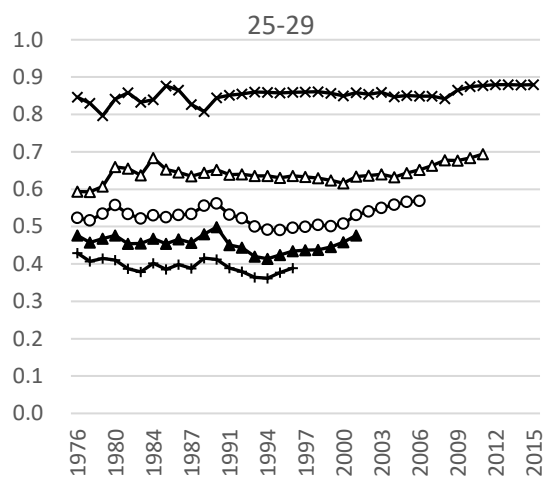
出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図 12 スピアマンの順位相関係数:25～60 歳



出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図 13 男性の年齢別順位相関係数



出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

表2 5年後とのクロス表:起点となる年に25~49歳の男性

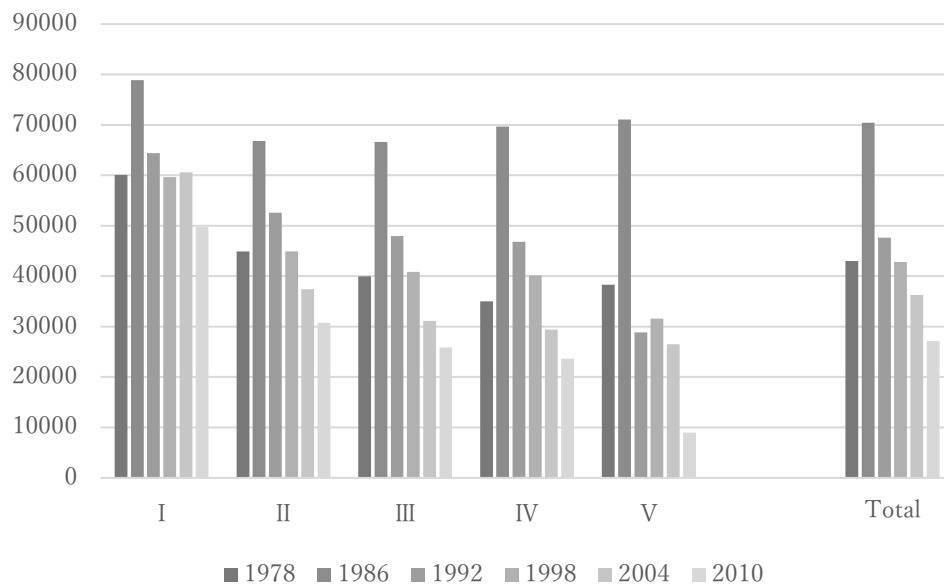
		1983					Survival rate			1991					Survival rate		
(a)		I	II	III	IV	V		(b)		I	II	III	IV	V			
1978	I	59.2	27.0	9.3	3.3	1.2	100	(76.8)	1986	I	59.3	28.4	8.3	2.7	1.4	100	(85.2)
	II	20.3	42.6	27.2	8.3	1.6	100	(88.7)		II	19.4	46.8	25.1	7.0	1.7	100	(92.3)
	III	8.8	18.9	42.4	25.8	4.2	100	(91.9)		III	4.7	21.2	46.0	24.0	4.2	100	(94.3)
	IV	2.8	12.9	18.3	47.9	18.0	100	(94.2)		IV	2.2	3.8	23.0	53.2	17.8	100	(95.6)
	V	1.5	1.2	5.4	16.9	75.0	100	(95.4)		V	1.0	0.9	2.0	18.8	77.3	100	(96.8)

		1997					Survival rate			2003					Survival rate		
(c)		I	II	III	IV	V		(d)		I	II	III	IV	V			
1992	I	61.9	27.7	7.1	2.2	1.0	100	(81.9)	1998	I	58.8	29.4	8.3	2.4	1.1	100	(75.2)
	II	19.7	47.8	24.9	6.3	1.3	100	(90.5)		II	20.3	45.7	25.7	6.8	1.5	100	(85.5)
	III	7.1	20.6	46.2	22.4	3.8	100	(92.3)		III	8.5	19.8	44.5	22.8	4.4	100	(88.4)
	IV	3.4	4.4	21.2	53.7	17.2	100	(94.0)		IV	4.6	5.6	20.3	50.7	18.8	100	(90.7)
	V	1.8	1.4	2.9	17.0	76.8	100	(94.8)		V	2.8	1.9	3.5	18.7	73.1	100	(92.2)

		2009					Survival rate			2015					Survival rate		
(e)		I	II	III	IV	V		(f)		I	II	III	IV	V			
2004	I	55.5	29.7	9.9	3.5	1.4	100	(80.3)	2010	I	58.4	29.0	9.0	2.6	1.0	100	(82.9)
	II	18.2	45.2	26.8	7.9	1.9	100	(89.5)		II	16.9	47.4	27.0	7.2	1.4	100	(91.8)
	III	6.9	19.6	44.9	23.8	4.7	100	(92.9)		III	5.5	19.7	46.5	24.3	4.0	100	(94.0)
	IV	3.4	5.0	19.7	52.8	19.2	100	(94.5)		IV	2.7	3.6	20.1	55.2	18.4	100	(95.6)
	V	1.5	1.2	2.8	17.5	77.0	100	(95.4)		V	1.3	1.0	2.1	16.2	79.4	100	(96.5)

出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

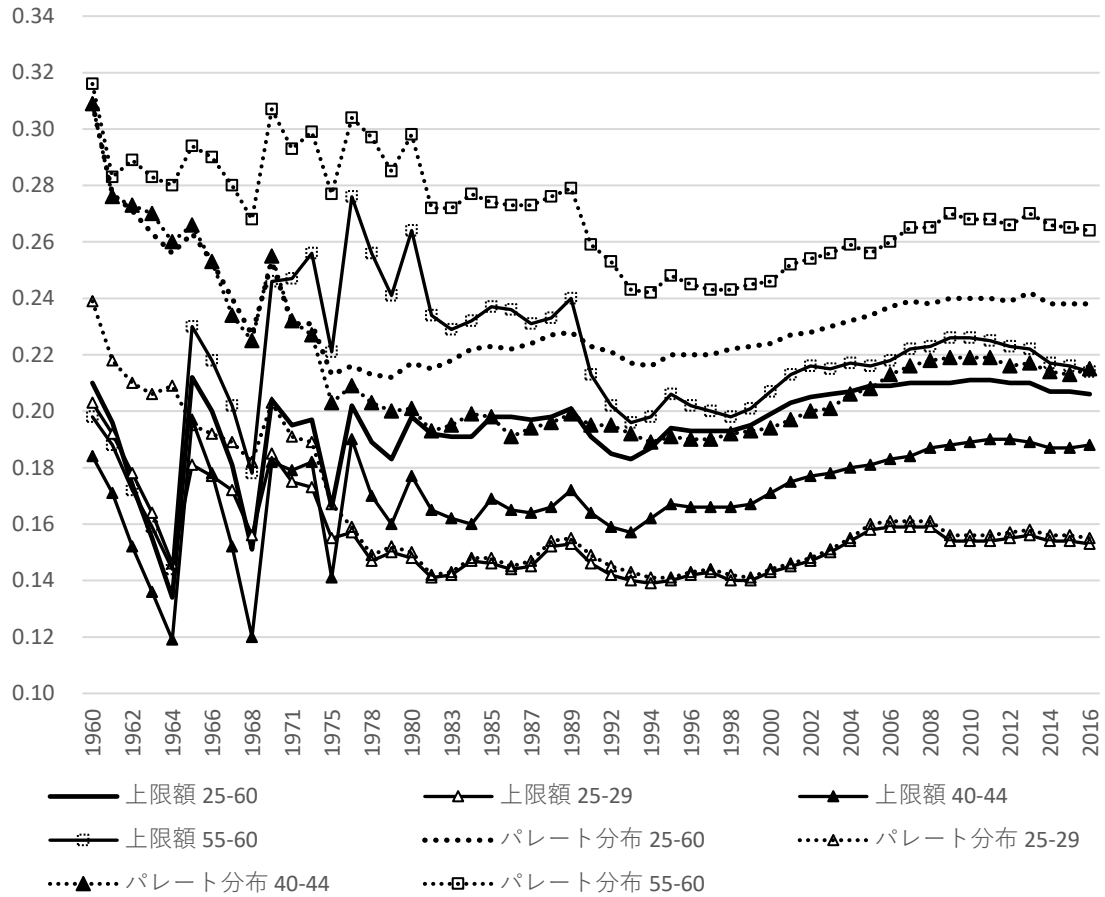
図 14 収入五分位階級別、5年後の収入の増加分:起点となる年に25～49歳の男性



出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

補論

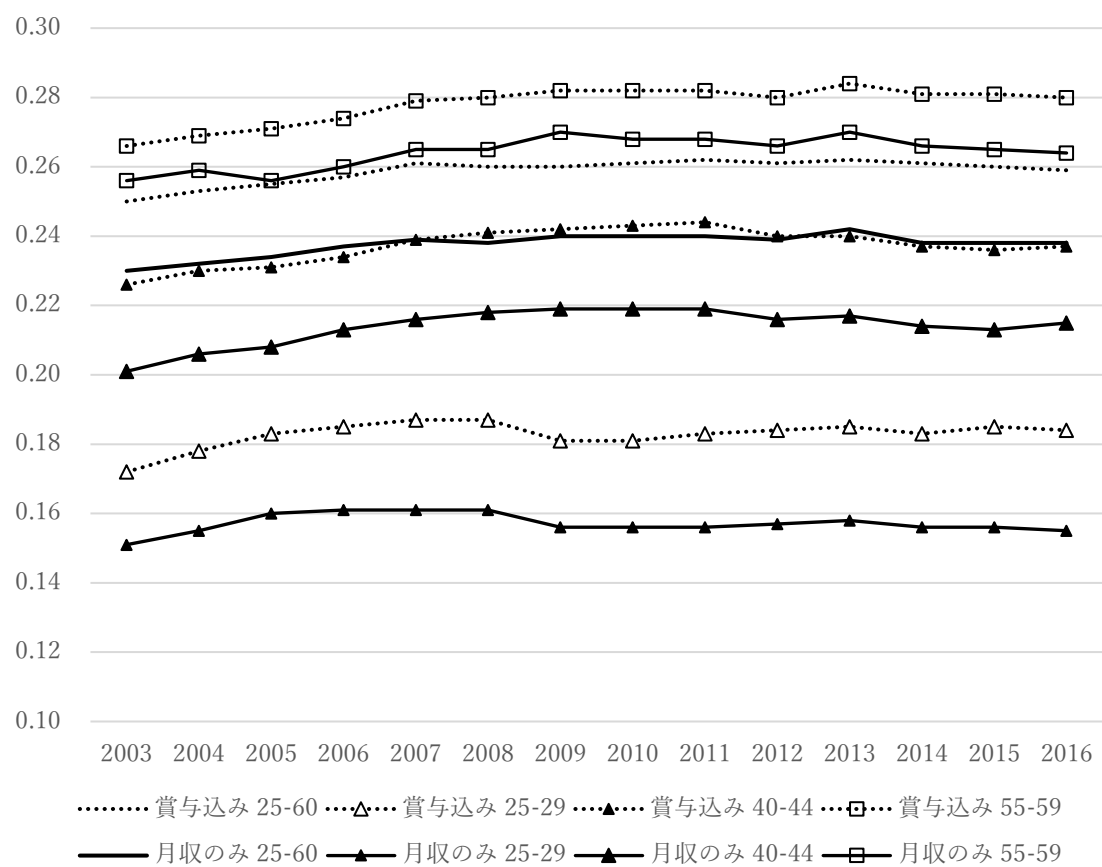
図 A1 標準報酬の上限に対する対応別のジニ係数の推移: 男性、1960~2016 年



注: 点線は、標準報酬の上限額をそのまま用いたジニ係数であり、実線は標準報酬の上限の場合、パレート分布を仮定し、「賃金構造基本調査」から求めたパレート係数を用いて乱数を発生させたジニ係数である。過去に旧公共企業体共済に加入していた場合、標準報酬の上限以上の標準報酬額が入っているが、全て上限額に当てはめ直した。

出所: 厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

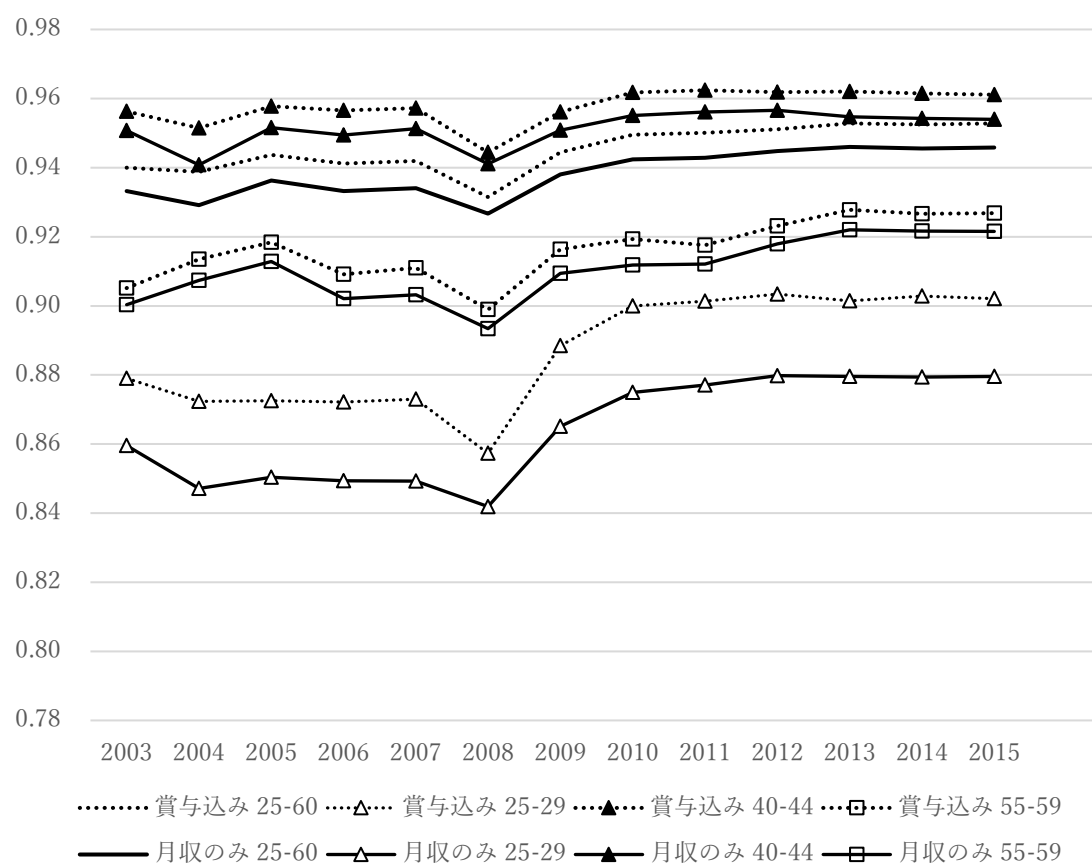
図 A2 賞与を含む場合と月収のみの場合のジニ係数の比較:男性



注:実線は、年間の標準報酬を12で割った月収のジニ係数であり、点線はその月収に年間の賞与を12で割った月当たり賞を加えた賞与込みの月収のジニ係数を示す。

出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

図 A3 賞与を含む収入についての1年後との順位相関:男性



注:実線は、年間の標準報酬を12で割った月収の順位相関であり、点線はその月収に年間の賞与を12で割った月当たり賞与を加えた賞与込みの月収の順位相関を示す。

出所:厚生年金の標準報酬の月換算額より筆者作成

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」

**障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、
厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合の推計**

研究代表者 山田 篤裕 (慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 百瀬 優 (流通経済大学経済学部教授)

1. はじめに

日本の障害年金制度は、「初診日」、つまり、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日を保険事故の発生時点としている¹。そのため、厚生年金保険から支給される障害厚生年金を受給するためには、初診日の前日に保険料納付要件を満たしていることに加えて、初診日に厚生年金保険の被保険者であることが求められる。

例えば、障害の原因となった傷病が発生した日である「発病日」が厚生年金保険の被保険者期間中にあり、障害の状態が障害等級1級から3級のいずれかに該当した場合でも、もし初診日が被保険者資格喪失後であれば障害厚生年金は受給できない。つまり、この場合、過去の厚生年金保険料の納付は障害厚生年金に結びつかない。それどころか、障害等級1級・2級であれば、国民年金から支給される障害基礎年金は受給できるが、障害等級3級なら、障害基礎年金を受給することさえできない。

一般に保険は、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であるため、こうしたケースが存在するのは当然であるとも考えられる。その一方で、私保険とは異なる社会保険においては、被保険者資格喪失後も一定期間内であれば、保険加入中と同様に扱うことが容認されるという考え方もあり得る。そうした事例は、海外の制度においても見られる(永野 2023)。また、厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もあり得る²。

こうした考え方に基づいて制度を見直すことの是非を判断するためには、まず、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を把握する必要がある。そこで本稿では、年金局から提供された、2015～2020年度の6時点分の受給権者の匿名情報(以下、「匿名年金情報」と略す)を用い、障害基礎年金のみの受給権者(20歳前傷病による障害基礎年金を除く＝第30条の4を除く)を抽出した上、厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を推計した。さらに、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、今回は、初診日前に厚生年金

¹ 初診日が保険事故発生時点とされている理由については、本報告書所収の百瀬優「障害厚生年金の被保険者要件の見直し」を参照。

² 障害年金と遺族年金では制度の性格が異なるため、単純な比較はできないが、遺族厚生年金では、死亡という保険事故の発生時点で厚生年金保険の被保険者でなくても、長期要件を満たせば、一定範囲の遺族に遺族厚生年金が支給される。

保険料を納付していたケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルに絞り込んでいる。

本稿の結果を先に述べれば、主な知見として以下の4点が挙げられる。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は4割前後、10年以上ある割合は2割前後であった。同じく20年以上ある割合は1割弱であった。

第二に、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚生年金保険料納付率(以下、「厚年納付率」と略記)」と定義すると、障害基礎年金のみの受給権者(20歳前傷病による障害基礎年金を除く第30条の4を除く)のうち、厚年納付率が3分の1以上ある割合は2割、2分の1以上ある割合は1割、3分の2以上ある割合は4~5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が1歳高くなるごとに2%前後低く、厚生年金保険料納付月数1か月長くなるごとに0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で10~20%高く、障害等級2級と比較して、障害等級1級で6~7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015年度と比較して、2017~2020年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高かった。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

ただし、本研究で利用した匿名年金情報では、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)について、データ取得時点までの厚生年金保険料の納付記録の有無や納付期間の長短を把握することはできるが、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付履歴を把握することはできない。この点に関し、結果解釈の際には留意が必要である。

2. 分析方法

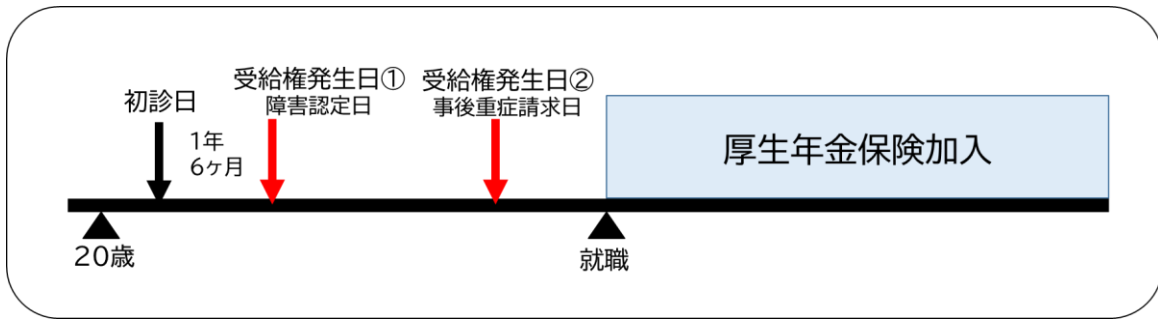
(1) 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケース

匿名年金情報(受給権者データ)において、厚生年金保険料の納付記録が存在する一方で、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケースとして、以下のA~Dの4ケースが考えられる。

A) 就職前に初診日(障害基礎年金受給権発生)

- ① 就職前に初診日があり、障害認定日に障害基礎年金の受給権が発生し、その後に就職した。
- ② 就職前に初診日があり、事後重症請求日に障害基礎年金の受給権が発生し、その後に就職した。

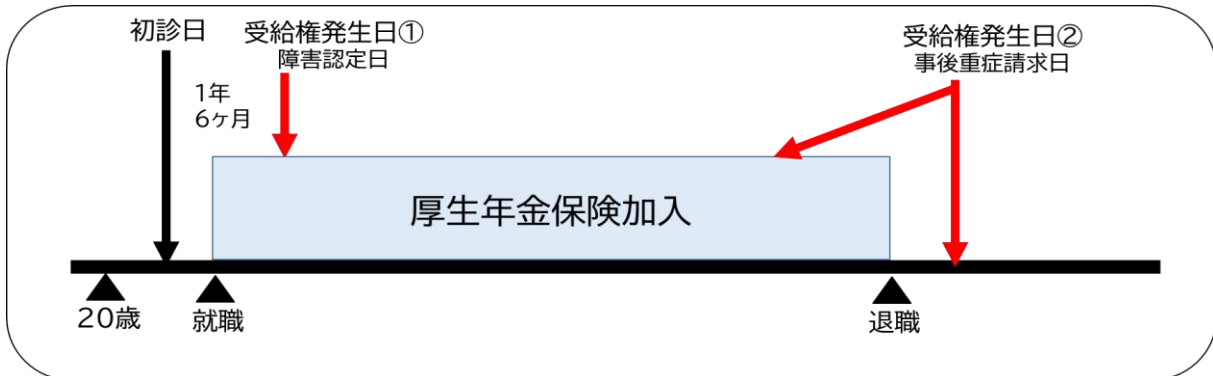
図 1: 就職前に初診日かつ就職前に障害基礎年金受給権発生(ケース A)



B) 就職前に初診日

- ① 就職前に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 就職前に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事後重症請求日に受給権が発生した(請求日が退職前でも退職後でも同じ)。

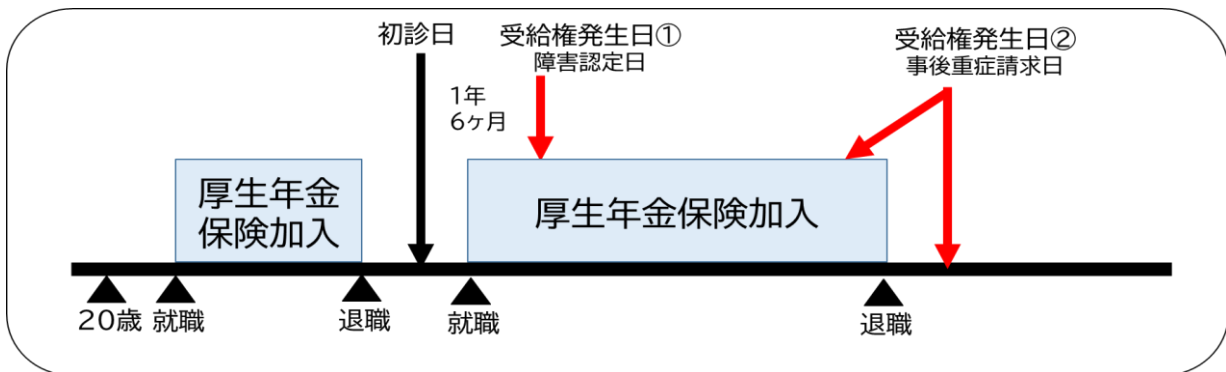
図 2: 就職前に初診日かつ就職後に障害基礎年金受給権発生(ケース B)



C) 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日

- ① 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事後重症請求日に受給権が発生した(請求日が退職前でも退職後でも同じ)。

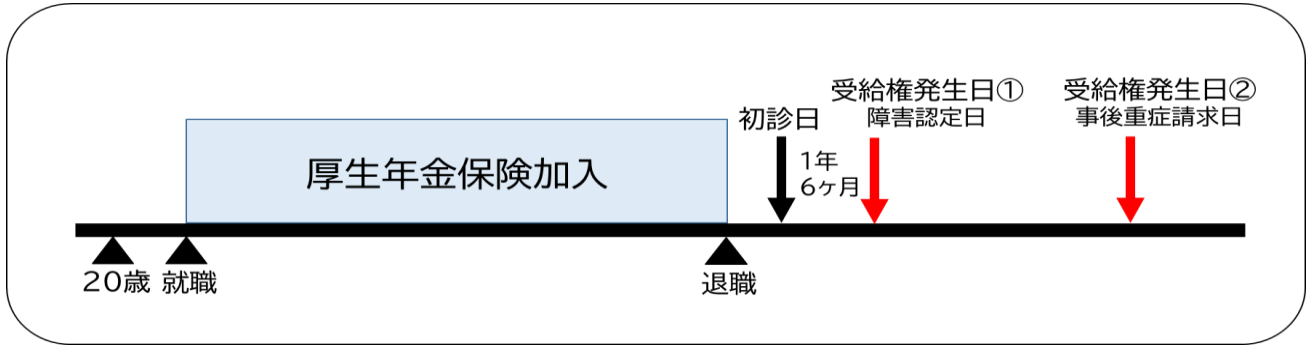
図 3: 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日(ケース C)



D) 退職後に初診日

- ① 退職後に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 退職後に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事故重症請求日に受給権が発生した。

図 4:退職後に初診日(ケース D)



(2) 分析対象となるケース

A から D の 4 ケースとも、厚生年金保険料の納付記録を有する障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)が生じるケースであり、その点では共通している。その一方で、A と B のケースは初診日前に厚生年金保険料を納付しておらず、初診日「後」に厚生年金保険料を納付したケースであるのに対し、C と D のケースは保険事故発生日である初診日「前」に厚生年金保険料を納付していたケースとなる。

本稿では、初診日前に厚生年金保険料を納付していた C や D のケースがどのぐらい存在するのか、そのなかでも特に厚生年金保険料の納付記録が短期間とはいえないケースがどのぐらい存在するのか推計を試みる。

ただし、今回提供された匿名年金情報には、初診日に関する変数が含まれていないため、C や D に該当するサンプルを識別することができない。

そこで、まず「基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年である」という条件で、なるべく C や D のケースに近似可能なサンプルに絞り込むこととする。事後重症請求を除けば、原則として、受給権発生日より 1 年 6 か月前に初診日があるので、この条件により抽出されているのは、原則として、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)でデータ取得時点より 1 年 6 か月前から 2 年 6 か月前に初診日があるサンプルないしデータ取得時点より 1 年 6 か月前から 3 年 6 か月前に初診日があるサンプルとなる。これらのサンプルのうち、初診日から受給権発生までの間に、初めて厚生年金保険料を納付し始めるサンプルはかなり限られるとみなして差支えないであろう。

また「厚生年金保険料の納付期間が一定期間(例えば 5 年以上)あること」という条件をさらに加えるならば、初診日からデータ取得時点までの期間より、納付期間の方が明らかに長いため、仮に初診日後の厚生年金保険料納付があったとしても、少なくとも初診日前に厚生年金保険に加入していた期間が存在するサンプルとなる。

以上のように、サンプルを絞る条件を 1 つないし 2 つ課すことにより、B の②(事後重症請求)に該当するサンプルが一部混じる可能性を完全に排除できないにせよ、(A や B に該当する)初診日前に厚生年金保険料を納付していない(初診日後にのみ厚生年金保険料を納付している)サンプルを基本的に除外することができ

る。

(3) 分析対象となるサンプル

匿名年金情報(受給権者データ)は、2015～2020 年度までの 6 時点分あり、各時点 46～47 万が抽出³されており、サンプルサイズは 278 万である。

ここから分析対象となるサンプルを以下の方法で抽出した。

表 1 のように障害年金の受給権者に関するデータは、6 つの年金種別と 10 のファイル番号で、各制度で受給権のあるサンプルを識別できるようになっている。

表 1:年金種別とファイル番号

年金種別	内容	ファイル番号									
		1	2	3	6	7	8	10	11	12	13
		新法 (基礎 + 上乘)	新法 (基礎のみ)	新法 (上乘のみ)	新法 (短期)	旧法 (厚年)	旧法 (船保)	新法 (三共済)	新法 (農林共済)	旧法 (三共済)	旧法 (農林共済)
障害	3	旧厚年	障害年金				3,712				
		旧船保	障害年金					71			
		旧共済	障害共済年金							53	69
	6	旧短期	障害年金			2,937					
	13	新法	障害基礎年金・障害厚生年金	19,326	2,929	13,785					
		新共済	障害共済年金						53	131	
	26	新短期	障害基礎年金 (障害福祉年金裁定替え)				17,741				
	53	新短期	障害基礎年金				32,590				
63	新短期	障害基礎年金 (20 歳前)				48,391					

この中、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)は、年金種別 53「新短期:障害基礎年金」かつファイル番号 6「新法:短期」のサンプルとなる。6 時点合計で 3 万 3 千サンプルが該当する。なおファイル番号 6 の「短期」とは、匿名年金情報と共に提供された資料によれば、旧法においては「老齢給付以外の国民年金において規定される給付」を指し、新法においては「旧法における定義に相当する給付[具体的には、同一事由の厚生年金を発生しない事由における障害基礎年金(1号・3号・任意加入期間中における障害または 20

³ 説明資料によれば、受給権者 ID 番号(基礎年金番号をハッシュ化したものであり本物ではない)順にソートした上で、ある開始番号から 100 人間隔で抽出(100 分の 1 抽出)が行われている。なお一人で複数の受給権(複数のレコード)を持つ場合に、一方は抽出されるが、もう一方は抽出されない、ということが起こらないよう、抽出前に、いったん基礎年金番号が同じものを一行に繋いだデータが先に作成され、そこから上記抽出作業が行われているとのことである。

歳前の障害によるもの及び新法において障害基礎年金に裁定替えされた旧法の障害福祉年金が該当する。)および遺族基礎年金(2号期間を持たない被保険者等の死亡によるもの。)並びに寡婦年金」を指す。

また比較対象サンプルは、年金種別 13「新法:障害基礎年金・障害厚生年金」かつファイル番号 1「新法:基礎+上乘せ」である。6年度合計で1万9千サンプルが該当する。すなわち、この比較対象サンプルにより、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較が行える。

なお匿名年金情報(受給権者データ)には、重複 ID が存在する。重複 ID があるサンプルは全データの27%を占め、重複 ID の出現回数は2回がほとんどで全データの25%を占める(附表1参照)。

ただし、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)である、年金種別 53「新短期:障害基礎年金」かつファイル番号 6「新法:短期」に限定すると、重複 ID のあるサンプルは34%を占め、やや高い。同様に、比較対象とした、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)である、年金種別 13「新法:障害基礎年金・障害厚生年金」かつファイル番号 1「新法:基礎+上乘せ」に限定すると、重複 ID のあるサンプルは34%を占め、こちらもやや高い(附表2参照)。

重複 ID は老齢年金の受給権があることによるものがほとんどである⁴。本編では重複 ID のあるサンプルを含む結果を示したが、重複 ID を除く場合の対応する推計結果も参考までに附表として本稿末に全て示した。重複 ID を含むといっても、障害年金以外の受給権データを含めている訳ではなく、障害年金のみの受給権者データであることに変わりはない。

(3) 分析方法

分析方法であるが、上述のとおり、まず障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年であるサンプルに限定した上で、厚生年金保険料の納付状況の分布を観察する。その納付状況については、納付期間だけではなく、上述の厚生年金保険料納付率(厚年納付率)という指標も用いる。厚年納付率とは、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料の納付した期間の割合として定義している。

さらに特定の疾患により、年齢や厚生年金保険料の納付状況が同じにも関わらず、障害厚生年金の受給状況が異なるかどうか確認するため、計量経済学的手法を用い、基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年であるケースに限定して、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行う。

⁴ どの制度の受給権と重複しているのかについてはであるが、ほとんどが老齢年金の受給権との重複である。障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)かつ重複 ID のあるサンプルを100%とした場合、年金種別 11「新法:老齢基礎年金・老齢厚生年金」が95%を占め、さらにファイル番号でその内訳をみるとファイル番号 1「新法(基礎+上乘せ)」が68%、ファイル番号 2「新法(基礎のみ)」が12%、ファイル番号 5「新法(独自のみ)」が15%となっている。同様に、比較対象とした、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)かつ重複 ID のあるサンプルを100%とした場合、年金種別 11「新法:老齢基礎年金・老齢厚生年金」が97%を占め、さらにファイル番号でその内訳をみるとファイル番号 1「新法(基礎+上乘せ)」が79%、ファイル番号 5「新法(独自のみ)」が18%となっている。

3. 分析結果

(1) サンプルサイズの確認

障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルに限定した場合、6 時点でどれほどのサンプルサイズが確保できるかを確認したのが表 2 である。直近 1 年で限定した場合、6 時点で 859 サンプルが確保できるが、各年度別だと 131～150 サンプル前後となり、さらに細かく分類する場合にはサンプルサイズはやや小さい。一方、直近 2 年で限定した場合、6 時点で 2,041 サンプルが確保でき、各年度別でも 309～375 サンプル前後となり、細かく分類する場合でも一定程度のサンプルサイズが確保可能である⁵。

表 2: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の受給権発生日期間別の N

受給権発 生後	調査年						Total
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
1年超	5,138	5,164	5,341	5,243	5,490	5,355	31,731
1年以下	148	144	146	131	150	140	859
Total	5,286	5,308	5,487	5,374	5,640	5,495	32,590

受給権発 生後	調査年						Total
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
2年超	4,911	4,970	5,138	5,065	5,286	5,179	30,549
2年以下	375	338	349	309	354	316	2,041
Total	5,286	5,308	5,487	5,374	5,640	5,495	32,590

(2) 厚生年金保険料納付期間の分布

障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)のうち、基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルについて、厚生年金保険料納付済期間の分布を 6 時点について示したのが表 3 である⁶。

厚生年金保険料の納付済期間が 5 年以上ある割合は、基礎年金の受給権発生日 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後である。同じく 20 年以上ある割合は時点間で 6～11%と相違はあるが、6 時点平均でみると、基礎年金の受給権発生日 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルでは 9%である⁷。

⁵ 重複 ID を除く場合、直近 1 年で限定すると 6 時点で 751 サンプル、直近 2 年で限定すると 6 時点で 1,734 サンプルとなり、含む場合と比べ各々 13%、15% サンプルサイズは小さい(附表 3 参照)。

⁶ 初診日後から初めて厚生年金保険料を支払い始めた可能性のあるケースを最大限除外した上、初診日前に厚生年金保険料納付したことのある、受給権発生日 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間および厚生年金保険料納付率の分布については「補論」を参照されたい。

⁷ 重複 ID を除いた場合でも、数%ポイント低いですが、割合としてみれば、ほぼ同じ傾向である(附表 4 参照)。また、そもそも基礎年金の受給権発生日 1 年以下あるいは 2 年以下という限定をしないで(すなわち初診日前に厚生年金保険料を納付していない受給権者を相当数含む)、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)全体の厚生年金保険料納付済期間の分布をみると、6 時点間平均で、重複 ID を含む場合、中央値は 18 か月、平

表 3: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の
厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	25.0	24.3	19.2	22.1	23.3	20.0	22.4
1か月以上5年未満	37.2	30.6	39.7	38.2	34.7	37.1	36.2
5年以上10年未満	13.5	22.9	20.6	15.3	18.7	17.9	18.2
10年以上20年未満	16.2	13.2	14.4	17.6	16.7	17.9	16.0
20年以上	8.1	9.0	6.2	6.9	6.7	7.1	7.3
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	148	144	146	131	150	140	859

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上5年未満	34.4	34.9	39.8	37.5	33.1	38.0	36.2
5年以上10年未満	16.0	21.6	18.1	19.1	17.8	17.1	18.2
10年以上20年未満	14.4	12.7	13.8	13.9	15.5	16.1	14.4
20年以上	11.2	8.6	6.9	9.7	8.2	6.7	8.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

(3) 厚生年金保険料納付率の分布

前項と同様、20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚年納付率」と定義し、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルについて、その厚年納付率の分布を 6 時点について示したのが表 4 である。

厚生年金保険料の厚年納付率が 3 分の 1 以上ある割合は、6 時点平均で、基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4 ~5%となっている⁸。

均値は 56 か月、25%タイル値(第 1 四分位)は 0 か月、75%タイル値(第 3 四分位)は 75 か月である。重複 ID を除くと、中央値は 10 か月、平均値は 42 か月、25%タイル値は 0 か月、75%タイル値は 59 か月となった。重複 ID のサンプルによって異なるが、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の 4 人に 1 人が 6~7 年以上、厚生年金保険料を納付していることになる(附表 5 参照)。

⁸ 前項と同様、重複 ID を除く場合では、数%ポイント低いが、割合としてみれば、ほぼ同じ傾向である(附表 6 参照)。また、そもそも基礎年金の受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下という限定をしないで(すなわち初診日前に厚生年金保険料を納付していない受給権者を相当数含む)、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)全体の厚生年金保険料の納付率の分布をみると、6 時点間平均で、重複 ID を除かない場合、中央値は 4%、平均値は 12%、25%タイル値(第 1 四分位)は 0%、75%タイル値(第 3 四分位)は 17%である。重複 ID を除くと、中央値は 3%、平均値は 11%、25%タイル値は 0%、75%タイル値は 16%となった。中央値と平均値の相

表 4: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の
 厚年納付率の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	25.0	24.3	19.2	22.1	23.3	20.0	22.4
1か月以上3分の1未満	51.4	54.9	61.0	54.2	54.7	58.6	55.8
3分の1以上 2分の1未満	10.1	5.6	11.0	11.5	12.0	10.0	10.0
2分の1以上 3分の2未満	6.8	9.7	4.1	9.9	8.0	6.4	7.5
3分の2以上	6.8	5.6	4.8	2.3	2.0	5.0	4.4
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	148	144	146	131	150	140	859

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上3分の1未満	50.9	57.1	58.7	56.6	52.3	55.4	55.1
3分の1以上 2分の1未満	9.6	8.3	10.0	10.7	11.3	12.7	10.4
2分の1以上 3分の2未満	7.5	6.8	5.4	8.4	7.1	6.7	7.0
3分の2以上	8.0	5.6	4.3	4.5	4.0	3.2	5.0
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

(4) 障害基礎年金のみの受給権者と障害厚生年金の受給権者の属性の違い

厚生年金の保険料納付実績が一定以上ある、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の属性と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の属性との間に差がないか、とりわけ特定の障害・傷病による差がないかを確認する。より具体的には、基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付率が 10 年以上あるいは 20 歳から現在までの納付率が 2 分の 1 以上である、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)を比較する。それぞれについて、基本属性を比較した結果が表 5 である。

厚生年金保険料の納付実績が 10 年以上あるサンプルのなかで比較すると、障害基礎年金のみの受給権者の方が、女性比率は 15%ポイント高く、年齢は 2 歳高く、厚生年金保険料の納付済期間は 6 年短く、障害等級 1 級の割合が 6%ポイント高く、診断書コードでは肢体障害が 13%ポイント高く、傷病名コードでは脳血管疾患が 10%ポイント高い。つまりいずれの属性も統計的に有意な差が見出された。厚生年金保険料の納付率が 2 分の 1 以上あるサンプルのなかで比較しても、同様にいずれの属性でも有意な差が確認できた⁹。

違が大きいは値の大きい一部サンプルに平均値が引っ張られていることを意味する(附表 7 参照)。

⁹ 重複 ID を除いた場合、厚生年金保険料の納付実績が 10 年以上のサンプルについて、障害等級で統計的な有意差(5%水準)を確認できなかった。また、厚生年金保険料の納付率が 2 分の 1 以上あるサンプルでは、年齢および傷病名コードで有意差を確認できなかった(附表 8 参照)。

表 5: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の基本属性の比較

	厚生年金保険料納付済期間10年以上			厚生年金保険納付率2分の1以上		
	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test
N	469 (24.1%)	1,480 (75.9%)		244 (15.8%)	1,300 (84.2%)	
性別 (被保険者)						
1 男性	287 (61.2%)	1,129 (76.3%)	<0.001	173 (70.9%)	1,030 (79.2%)	0.004
2 女性	182 (38.8%)	351 (23.7%)		71 (29.1%)	270 (20.8%)	
年齢	56.972 (6.889)	54.409 (7.526)	<0.001	54.869 (9.146)	52.819 (9.195)	0.001
厚生年金保険料納付済月数	225.853 (89.522)	294.791 (104.699)	<0.001	278.992 (92.417)	306.798 (107.996)	<0.001
障害等級						
1	107 (22.8%)	248 (16.8%)	0.011	63 (25.8%)	224 (17.2%)	0.006
2	362 (77.2%)	1,231 (83.2%)		181 (74.2%)	1,075 (82.7%)	
診断書コード						
1 永久固定 または 共済組合支給※	20 (4.3%)	44 (3.0%)	<0.001	10 (4.1%)	40 (3.1%)	<0.001
2 呼吸器疾患	0 (0.0%)	17 (1.1%)		0 (0.0%)	16 (1.2%)	
3 循環器疾患	3 (0.6%)	23 (1.6%)		4 (1.6%)	17 (1.3%)	
4 聴力・口腔	14 (3.0%)	68 (4.6%)		4 (1.6%)	56 (4.3%)	
5 眼の障害	20 (4.3%)	70 (4.7%)		6 (2.5%)	64 (4.9%)	
6 肢体障害	162 (34.5%)	317 (21.4%)		98 (40.2%)	286 (22.0%)	
7 精神障害	161 (34.3%)	589 (39.8%)		83 (34.0%)	495 (38.1%)	
8 腎・肝疾患、糖尿病	84 (17.9%)	329 (22.2%)		37 (15.2%)	304 (23.4%)	
9 血液・造血器・その他	5 (1.1%)	23 (1.6%)		2 (0.8%)	22 (1.7%)	
傷病名コード						
6 精神障害	154 (32.8%)	539 (36.4%)		79 (32.4%)	447 (34.4%)	
7 脳血管疾患	119 (25.4%)	222 (15.0%)		69 (28.3%)	199 (15.3%)	
8 眼の疾患	18 (3.8%)	58 (3.9%)		6 (2.5%)	55 (4.2%)	
9 循環器系の疾患	3 (0.6%)	35 (2.4%)		4 (1.6%)	28 (2.2%)	
11 脊柱の外傷	5 (1.1%)	22 (1.5%)	<0.001	4 (1.6%)	22 (1.7%)	<0.001
12 上肢の外傷	2 (0.4%)	7 (0.5%)		1 (0.4%)	10 (0.8%)	
13 下肢の外傷	3 (0.6%)	5 (0.3%)		1 (0.4%)	6 (0.5%)	
14 その他の外傷	2 (0.4%)	21 (1.4%)		2 (0.8%)	17 (1.3%)	
16 耳の疾患	2 (0.4%)	18 (1.2%)		1 (0.4%)	13 (1.0%)	
17 脊柱の疾患	12 (2.6%)	10 (0.7%)		7 (2.9%)	9 (0.7%)	
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	4 (0.9%)	12 (0.8%)		2 (0.8%)	7 (0.5%)	
19 中枢神経の疾患	32 (6.8%)	73 (4.9%)		17 (7.0%)	70 (5.4%)	
20 呼吸器の疾患	0 (0.0%)	13 (0.9%)		0 (0.0%)	12 (0.9%)	
21 腎疾患	52 (11.1%)	154 (10.4%)		25 (10.2%)	145 (11.2%)	
22 肝疾患	1 (0.2%)	9 (0.6%)		1 (0.4%)	8 (0.6%)	
23 消化器系の疾患	0 (0.0%)	2 (0.1%)		0 (0.0%)	2 (0.2%)	
24 血液、造血器の疾患	1 (0.2%)	0 (0.0%)				
25 糖尿病	38 (8.1%)	177 (12.0%)		15 (6.1%)	160 (12.3%)	
26 新生物	10 (2.1%)	60 (4.1%)		3 (1.2%)	53 (4.1%)	
27 その他	11 (2.3%)	43 (2.9%)		7 (2.9%)	37 (2.8%)	

注: 年齢と納付済月数(厚年)の括弧内の数値は標準偏差を示す。

さらに各属性を統御し、厚生年金の保険料納付実績が一定以上ある、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の属性と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の属性との間に差がないか、計量経済学的手法を用いて検討する。

被説明変数は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある場合(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)を1、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)を0とおく二値変数であり、説明変数は、性別、年齢、厚生年金保険料の納付済期間(月数)、診断書コードである。推計はLogit Modelで行う。

基礎年金の受給権発生日が直近2年以下の障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある場合(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)と障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のサンプルを用いるが、推計する際、厚生年金保険料の納付実績でさらに限定したサブサンプルを用いる。具体的には厚生年金保険料の納付期間が5年以上、10年以上、20年以上という三つのサブサンプルと、20歳以降からの厚年納付率が3分の1以上、2分の1以上、3分の2以上の三つのサブサンプルを用いる。

推計結果は表6に示した。各変数の値は障害厚生年金の受給権者となる確率に対する限界効果を表す。また、対応する記述統計量については附表9に示した。

納付実績の閾値(5年以上、3分の1以上等)によるが、障害厚生年金の受給権者となる確率は、年齢が1歳高くなるごとに2%前後低くなり、厚生年金保険料納付月数1か月長くなるごとに0.2%高くなる。

また厚生年金保険料の納付実績が5年以上、10年以上、3分の1以上、2分の1以上で、診断書コードが精神障害である場合、肢体障害と比較し、障害厚生年金の受給権者となる確率は相対的に12~16%高い。聴力・口腔や眼の障害の場合も、肢体障害と比較し、15~23%高い。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者が障害基礎年金のみの受給権者になってしまう確率が精神障害よりも相対的に高いことを意味する。

さらに年度ダミーに注目すると、2015年度と比較して、2017~2020年度は障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高い。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

表 6: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率 [Logit Model 推定 (dy/dx)、「診断コード」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00923 (0.487)	-0.0301+ (0.0914)	-0.0152 (0.453)	-0.0103 (0.696)	-0.00799 (0.680)	-0.00991 (0.645)	-0.00756 (0.768)
年齢	-0.00991** (0)	-0.0151** (0)	-0.0165** (0)	-0.0190** (0)	-0.0157** (0)	-0.0192** (0)	-0.0218** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00221** (0)	0.00183** (0)	0.00169** (0)	0.00150** (0)	0.00182** (0)	0.00185** (0)	0.00180** (0)
永久固定 または 共済組合支給※	0.125* (0.0106)	0.0962+ (0.0776)	0.0904+ (0.0987)	0.103+ (0.0635)	0.0962+ (0.0836)	0.0961+ (0.0550)	0.0933* (0.0318)
呼吸器疾患	0.202** (0.00488)	0.270** (2.77e-05)					
循環器疾患	0.181** (0.00828)	0.142* (0.0378)	0.227** (0.00348)	0.179** (0.00888)	0.165* (0.0460)	0.0498 (0.552)	0.108+ (0.0653)
聴力・口腔	0.209** (1.41e-05)	0.228** (3.73e-07)	0.185** (1.01e-05)	0.161** (0.000153)	0.203** (1.18e-06)	0.178** (6.64e-06)	0.126** (0.000190)
眼の障害 眼・聴力・口腔	0.135** (0.000222)	0.155** (8.83e-05)	0.145** (0.000348)	0.208** (2.07e-10)	0.171** (4.92e-05)	0.168** (5.62e-05)	0.141** (8.91e-06)
精神障害	0.143** (0)	0.149** (0)	0.146** (1.63e-09)	0.110** (0.000154)	0.156** (6.12e-10)	0.116** (6.26e-06)	0.0668* (0.0130)
腎・肝疾患、糖尿病 内科疾患	0.0819** (0.000411)	0.105** (8.35e-05)	0.114** (2.70e-05)	0.147** (8.10e-08)	0.137** (1.51e-06)	0.141** (1.54e-07)	0.116** (1.49e-06)
血液・造血器・その他 その他の障害	0.152** (0.00369)	0.145* (0.0300)	0.131+ (0.0623)	0.188** (0.00150)	0.182** (0.00936)	0.170** (0.00447)	
2016年	0.0209 (0.351)	0.0184 (0.535)	0.0401 (0.242)	0.0549 (0.162)	0.0405 (0.225)	0.0353 (0.319)	0.0327 (0.361)
2017年	0.0807** (0.000213)	0.101** (0.000359)	0.0942** (0.00273)	0.110** (0.00162)	0.0982** (0.00122)	0.107** (0.000645)	0.0770* (0.0131)
2018年	0.0922** (2.62e-05)	0.0966** (0.000646)	0.102** (0.00100)	0.0927** (0.00946)	0.0962** (0.00147)	0.0907** (0.00359)	0.0772* (0.0159)
2019年	0.0597** (0.00583)	0.0663* (0.0187)	0.0705* (0.0254)	0.0984** (0.00546)	0.0740* (0.0152)	0.109** (0.000356)	0.0935** (0.00264)
2020年	0.0787** (0.000438)	0.0831** (0.00443)	0.0894** (0.00570)	0.122** (0.000831)	0.0816** (0.00955)	0.113** (0.000476)	0.0977** (0.00235)
N	4,107	2,638	1,932	1,118	2,064	1,528	1,035
pseudo R-squared	0.311	0.226	0.200	0.206	0.148	0.163	0.190
log likelihood	-1961	-1278	-856.1	-385.2	-928.9	-561.5	-269.8

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。基準カテゴリーは男性、肢体障害、2015 年度。

傷病名コードでみると、肢体障害の半数は脳血管疾患である(附表 10 参照)。そこで別途、診断コードの代わりに傷病名コードを説明変数とした推計結果が表 7 である。対応する記述統計量については附表 11 に示し

た¹⁰。傷病名コードの基準カテゴリーは糖尿病である。

表 7:基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害
厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model
推定(dy/dx)、「傷病コード」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.0136 (0.625)	0.00495 (0.868)	0.00323 (0.911)	-0.0625* (0.0463)	-0.0117 (0.685)	-0.0612* (0.0182)	-0.0696** (0.00372)
脳血管疾患	-0.145** (4.24e-06)	-0.155** (8.60e-06)	-0.165** (7.24e-07)	-0.176** (7.22e-08)	-0.187** (8.61e-08)	-0.184** (7.89e-09)	-0.125** (3.43e-06)
眼の疾患	-0.0549 (0.188)	-0.0451 (0.334)	-0.0207 (0.662)	0.0203 (0.630)	-0.0234 (0.645)	-0.0232 (0.633)	-0.00319 (0.935)
循環器系の疾患	0.0859 (0.169)	0.0512 (0.376)	0.113* (0.0480)	0.0451 (0.270)	0.0561 (0.356)	-0.0287 (0.613)	0.00263 (0.941)
脊柱の外傷	0.0249 (0.744)	-0.00595 (0.947)	-0.0286 (0.765)	-0.192* (0.0311)	-0.0525 (0.532)	-0.115 (0.132)	-0.186* (0.0122)
上肢の外傷	0.109 (0.236)	-0.000359 (0.997)	-0.0465 (0.733)	-0.200 (0.256)	0.00742 (0.943)	-0.0718 (0.545)	-0.0924 (0.368)
下肢の外傷	-0.183 (0.109)	-0.295** (0.00977)	-0.288* (0.0166)	-0.197 (0.202)	-0.251* (0.0488)	-0.179 (0.230)	-0.115 (0.236)
その他の外傷	0.119 (0.104)	0.108 (0.205)	0.0856 (0.337)		0.0979 (0.143)	-0.0875 (0.377)	-0.165 (0.155)
耳の疾患	0.197* (0.0249)	0.182** (0.00739)	0.131* (0.0490)	-0.00433 (0.949)	0.0911 (0.145)	0.0162 (0.772)	
脊柱の疾患	-0.182* (0.0113)	-0.269** (0.000569)	-0.257** (0.000902)	-0.216** (0.00416)	-0.302** (0.000303)	-0.250** (0.00209)	-0.0237 (0.599)
関節疾患関節リウマチ、変 形性関節症等	-0.0423 (0.517)	0.0134 (0.856)	0.0281 (0.732)	-0.0151 (0.894)	0.0172 (0.853)	-0.0713 (0.413)	
中枢神経の疾患	-0.110** (0.00627)	-0.124** (0.00741)	-0.120* (0.0130)	-0.119* (0.0146)	-0.121* (0.0170)	-0.126** (0.00771)	-0.0925* (0.0255)
呼吸器の疾患	0.221** (0.00840)	0.209** (0.000157)					
腎疾患	-0.0981** (0.00361)	-0.0919* (0.0161)	-0.0824* (0.0270)	-0.0558 (0.104)	-0.0854* (0.0277)	-0.0798* (0.0203)	-0.0398 (0.151)
肝疾患	0.204 (0.178)	0.0888 (0.565)	0.0751 (0.529)	0.0205 (0.814)	0.0688 (0.536)	-0.00699 (0.939)	
新生物	0.0470 (0.304)	0.0349 (0.458)	0.0535 (0.240)	0.00121 (0.979)	0.0659 (0.143)	0.0256 (0.484)	0.00586 (0.835)
その他	-0.0462 (0.301)	-0.0612 (0.270)	-0.0150 (0.804)	-0.0484 (0.481)	-0.0338 (0.580)	-0.0971 (0.104)	-0.0807 (0.199)
N	4,096	2,633	1,933	1,107	2,065	1,530	1,031
pseudo R-squared	0.317	0.234	0.214	0.211	0.159	0.169	0.198
log likelihood	-1940	-1263	-840.9	-381.3	-917.3	-557.9	-267

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。傷病名コード以外に、表 6 と同様、性別、年齢、厚生年金保険料納付
済月数、調査年度ダミーで統御。基準となる傷病名コードは糖尿病である。

¹⁰ 対応する重複 ID を除く推計結果とその記述統計量は附表 14 と 15 に示した。

この推計結果に基づくと、脳血管疾患である場合、障害厚生年金の受給権者となる確率は、糖尿病と比較して、13～19%低い。同確率は、脊柱の疾患では(ただし3分の2以上を除く)22～30%低く、中枢神経の疾患で9～13%低かった。一方で、同確率は、精神障害である場合には、一定の納付実績以上の場合のみ(具体的には20年以上、2分の1・3分の2以上)有意差があり、6～7%低かった¹¹。

さらに診断名コードや傷病名コードと関連の高い障害等級の変数を、これらのコードの代わりに説明変数として投入した推計結果が表8である。対応する記述統計量については、附表16に示した。この推計結果に基づくと、障害等級1級である場合、障害厚生年金の受給権者となる確率は、障害等級2級と比較して、6～7%低い¹²。

表8:基礎年金の受給権発生日が直近2年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「障害等級」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00567 (0.667)	-0.0273 (0.124)	-0.0159 (0.430)	-0.0165 (0.530)	-0.00666 (0.727)	-0.0137 (0.519)	-0.00583 (0.815)
年齢	-0.0106** (0)	-0.0159** (0)	-0.0170** (0)	-0.0189** (0)	-0.0161** (0)	-0.0191** (0)	-0.0220** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00218** (0)	0.00180** (0)	0.00163** (0)	0.00144** (0)	0.00176** (0)	0.00180** (0)	0.00184** (0)
障害等級1級	-0.0948** (2.65e-07)	-0.0671** (0.00278)	-0.0641** (0.00689)	-0.0651** (0.00927)	-0.0704** (0.00449)	-0.0607* (0.0115)	-0.0638** (0.00892)
2016年	0.0272 (0.227)	0.0283 (0.346)	0.0495 (0.155)	0.0690+ (0.0868)	0.0488 (0.149)	0.0544 (0.131)	0.0418 (0.247)
2017年	0.0831** (0.000163)	0.106** (0.000243)	0.0951** (0.00311)	0.108** (0.00315)	0.101** (0.00109)	0.113** (0.000480)	0.0816** (0.00990)
2018年	0.0952** (1.61e-05)	0.104** (0.000265)	0.107** (0.000684)	0.0966** (0.00868)	0.0982** (0.00129)	0.101** (0.00160)	0.0884** (0.00527)
2019年	0.0637** (0.00315)	0.0734** (0.00940)	0.0753* (0.0170)	0.0932* (0.0102)	0.0788* (0.0101)	0.114** (0.000261)	0.0918** (0.00338)
2020年	0.0827** (0.000201)	0.0913** (0.00175)	0.0948** (0.00327)	0.127** (0.000659)	0.0879** (0.00509)	0.121** (0.000209)	0.102** (0.00139)
N	4,106	2,637	1,948	1,132	2,080	1,543	1,060
pseudo R-squared	0.302	0.210	0.181	0.162	0.128	0.135	0.158
log likelihood	-1986	-1304	-881	-408.5	-953.7	-582.8	-282.6

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値はp値を示す。基準カテゴリーは男性、障害等級2級、2015年度。

4. おわりに

本稿では、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を明らかにすべく、年金

¹¹ 肢体障害のうち、脳血管疾患は半数、中枢神経の疾患が2割、脊柱の疾患が5%を占める(附表10参照)。

¹² 対応する重複IDを除く推計結果とその記述統計量は附表17と18に示した。

局から提供された受給権者に関する「匿名年金情報(2015～2020 年度の 6 時点分)」を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)を抽出した上、厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を、いくつかの閾値を設定した上で推計した。さらに、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、今回は、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年である」サンプルに絞り込んでいる¹³。主な知見として 4 点挙げられる。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が 5 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後であった。同じく 20 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルで 9%であった。

第二に、障害基礎年金のみの受給権者(20 歳前傷病による障害基礎年金を除く第 30 条の 4 を除く)のうち、厚年納付率(20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合)が 3 分の 1 以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4～5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が 1 歳高くなるごとに 2%前後低く、厚生年金保険料納付月数 1 か月長くなるごとに 0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で 10～20%高く、障害等級 2 級と比較して、障害等級 1 級で 6～7%低かった逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級 1 級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015 年度と比較して、2017～2020 年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に 7～11%高かった。2016 年度については 2015 年度との統計的な有意差を確認できなかった。

これらの結果を解釈すれば、以下の可能性を指摘できる。年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級 1 級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、冒頭で指摘した初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢とともに増大していく可能性がある。事実、2015 年度と比較して相対的に 2017 年度以降に障害厚生年金の受給確率が高くなったのは、2016 年 10 月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、本稿の残された課題である。

本稿の結果に基づけば、受給権発生日後 1 年ないしは 2 年の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を

¹³ ただし、この絞り込みだけでは、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたサンプルが一部混じる可能性を完全には排除できない。

除く)であっても、厚生年金保険料の納付記録を有する者が少なくない。10年以上あるいは20年以上の長期の納付記録を有する者も、2割前後あるいは1割弱存在すると推測される。このようなケースを減らすためには、上で述べたような可能性から、厚生年金保険の更なる適用拡大が有効であると考えられる。その一方で、本研究だけでは、障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を判断することはできない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくないという本稿の推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向での見直しを検討する余地はあるものと考えられる。

最後に、本稿の留保を述べれば、以下のとおりである。匿名年金情報では、各受給権者が受給権を有する年金の種類、受給権発生日、厚生年金保険料の納付期間などは確認できるが、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができない。そのため、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付期間を把握することができない。把握できるのは、あくまでも、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付期間を有する者がどのくらい存在するのか、また、その納付期間の月数がどのくらいなのかだけである。この点について結果解釈の際には留意が必要である。

(補論) 初診日前に厚生年金保険料を納めたことのある障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料の納付状況の推定結果

政策的関心によっては、厚生年金保険料を納付していない場合を含めての納付状況の情報が重要な場合もあれば、厚生年金保険料を少しでも納付した場合の納付状況の情報が重要な場合もあるかもしれない。

そこで補論では、後者の状況(前者についてはすでに本論の表3および表4で示したとおり)について推計する。具体的には、初診日後から初めて厚生年金保険料を納付し始めた可能性があるケースを最大限除外した上、推定される初診日前(=受給権発生日より18か月前)に厚生年金保険料納付したことのある、受給権発生後1年以下あるいは2年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)について、その厚生年金保険料納付状況の分布を推計する。納付状況は、本論の表3と表4と同じカテゴリーで分類する。

本論でも述べたように匿名年金情報では初診日情報や厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認できないため、本推計では、初診日は受給資格期間の18か月前であると機械的に仮定し、事後重症のケースは考えないものとする。その上で以下の手順で推計する。

- (1) 障害基礎年金のみ受給権発生日1年あるいは2年以下のサンプルに限定(本論の分析と同じ)。
- (2) データ取得時点(年度末月)と受給権発生日(最小0か月、最大12か月あるいは最大24か月)までの月数に定数18か月(=機械的に仮定された初診日から受給権発生までの月数)を加えた月数(A)を計算。
- (3) 厚生年金保険納付月数がA以下となるサンプルを除いた上で、厚生年金保険料の納付状況を推計。

この推計の問題点は、例えば受給権発生日がデータ取得月とちょうど同じであったとしても、少なくとも18か月以上の厚生年金保険料納付期間がなければ、初診日後に厚生年金保険料を納めた可能性を完全には排除できないため、自動的に除かれることである。その中には、実際には、初診日前に厚生年金保険料を納付しているサンプルも当然含まれることになる。上記手順で除外されるサンプルは、厚生年金保険料納付月数が0

であるサンプルが 2 割、(機械的に仮定された)初診日後からデータ取得月までの期間が厚生年金保険料の納付期間より長いサンプルが 2 割、計 4 割となり、少なくない割合である。

推計結果は表 9 および表 10 のとおりである。

表 9:受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)かつ機械的に仮定された初診日前に厚生年金保険料納付期間がある場合の厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上5年未満	30.9	25.3	28.6	29.7	26.7	36.2	29.6
5年以上10年未満	24.7	37.9	35.7	27.0	32.6	26.6	30.8
10年以上20年未満	29.6	21.8	25.0	31.1	29.1	26.6	27.1
20年以上	14.8	14.9	10.7	12.2	11.6	10.6	12.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	81	87	84	74	86	94	506

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上5年未満	34.4	34.9	39.8	37.5	33.1	38.0	36.2
5年以上10年未満	16.0	21.6	18.1	19.1	17.8	17.1	18.2
10年以上20年未満	14.4	12.7	13.8	13.9	15.5	16.1	14.4
20年以上	11.2	8.6	6.9	9.7	8.2	6.7	8.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

表 10: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)かつ
機械的に仮定された初診日前に厚生年金保険料納付期間がある場合の厚年納付率の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年)に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上3分の1未満	56.8	65.5	66.7	58.1	61.6	68.1	63.0
3分の1以上2分の1未満	18.5	9.2	17.9	20.3	20.9	14.9	16.8
2分の1以上3分の2未満	12.4	16.1	7.1	17.6	14.0	9.6	12.7
3分の2以上	12.4	9.2	8.3	4.1	3.5	7.5	7.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	81	87	84	74	86	94	506

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年)に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上3分の1未満	53.5	63.5	63.6	58.6	58.4	62.6	60.0
3分の1以上2分の1未満	17.8	14.6	18.2	18.4	20.5	20.9	18.4
2分の1以上3分の2未満	13.9	12.0	10.2	14.9	13.5	11.2	12.6
3分の2以上	14.9	9.9	8.0	8.1	7.6	5.4	9.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	202	192	187	174	185	187	1,127

参考文献

永野仁美(2023)「独仏瑞における障害者所得保障-3か国の比較」(本報告書所収)

百瀬優(2023)「障害厚生年金の被保険者要件の見直し」(本報告書所収)

附表 1: 重複 ID のあるサンプルの比率(出現回数別)

同じ基礎番号 の出現回数	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1回	73.0	72.8	73.0	72.9	72.5	72.5	72.8
2回	24.9	25.2	25.2	25.4	25.9	26.1	25.4
3回	2.1	2.0	1.8	1.6	1.6	1.4	1.7
4回	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
5回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	459,617	459,862	467,182	466,188	464,489	465,257	2,782,595

附表 2: 同じ ID が 2 回以上出現する比率(障害年金に関わる年金種別・ファイル番号別)

年金種別	内容	ファイル番号										
		1	2	3	6	7	8	10	11	12	13	
		新法 (基礎+上乘)	新法 (基礎のみ)	新法 (上乘のみ)	新法 (短期)	旧法 (厚年)	旧法 (船保)	新法 (三共済)	新法 (農林共済)	旧法 (三共済)	旧法 (農林共済)	
障害	3	旧厚年 障害年金					60%					
		旧船保 障害年金						61%				
		旧共済 障害共済年金								57%	67%	
	6	旧短期 障害年金				49%						
	13	新法 障害基礎年金・障害厚生年金	34%	37%	49%							
		新共済 障害共済年金							94%	95%		
	26	新短期 障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え)				31%						
	53	新短期 障害基礎年金				34%						
63	新短期 障害基礎年金(20歳前)				5%							

附表 3: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の受給権発生前期間別の N(重複 ID 除く)

受給権発 生後	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1年超	3,436	3,378	3,501	3,422	3,574	3,525	20,836
1年以下	128	122	118	119	137	127	751
Total	3,564	3,500	3,619	3,541	3,711	3,652	21,587

受給権発 生後	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
2年超	3,259	3,220	3,328	3,271	3,400	3,375	19,853
2年以下	305	280	291	270	311	277	1,734
Total	3,564	3,500	3,619	3,541	3,711	3,652	21,587

附表 4: 受給権発生前 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の分布(重複 ID 除く)

(a) 基礎年金の受給権発生前が直近 1 年以下

納付済期間月数(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	28.1	27.1	22.9	23.5	25.6	22.1	24.9
1か月以上5年未満	38.3	32.0	43.2	38.7	35.8	37.0	37.4
5年以上10年未満	14.8	23.0	18.6	15.1	19.0	17.3	18.0
10年以上20年未満	12.5	10.7	11.9	16.8	15.3	16.5	14.0
20年以上	6.3	7.4	3.4	5.9	4.4	7.1	5.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	128	122	118	119	137	127	751

(b) 基礎年金の受給権発生前が直近 2 年以下

納付済期間月数(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	27.5	25.7	25.4	21.9	28.0	24.6	25.6
1か月以上5年未満	36.1	35.4	41.9	38.2	34.1	37.9	37.2
5年以上10年未満	16.1	20.4	16.8	20.0	17.7	16.6	17.9
10年以上20年未満	12.8	11.4	12.7	13.0	14.8	14.4	13.2
20年以上	7.5	7.1	3.1	7.0	5.5	6.5	6.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	305	280	291	270	311	277	1734

附表 5: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 重複 ID 含む

	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0	16	72	53.5	83.5	0	480.0
2016	0	17	76	56.5	87.7	0	480.0
2017	0	17	74	55.7	86.1	0	480.0
2018	0	18	77	56.6	86.7	0	480.0
2019	0	19	74	55.4	84.3	0	480.0
2020	0	23	77	56.8	83.4	0	480.0
Total	0	18	75	55.8	85.3	0	480.0

(b) 重複 ID 除く

	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0	9	56	41.1	65.2	0	394.0
2016	0	10	60	41.1	64.6	0	408.0
2017	0	10	58	41.0	64.7	0	416.0
2018	0	11	60	41.9	65.1	0	433.0
2019	0	11	60	41.5	64.5	0	431.0
2020	0	13	61	42.4	63.4	0	413.0
Total	0	10	59	41.5	64.6	0	433.0

附表 6: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の
厚生年金保険料の厚年納付率の分布(重複 ID 除く)

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	28.1	27.1	22.9	23.5	25.6	22.1	24.9
1か月以上3分の1未満	50.0	52.5	58.5	54.6	54.0	57.5	54.5
3分の1以上2分の1未満	9.4	5.7	11.9	9.2	11.7	8.7	9.5
2分の1以上3分の2未満	7.0	9.0	4.2	10.1	7.3	6.3	7.3
3分の2以上	5.5	5.7	2.5	2.5	1.5	5.5	3.9
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	128	122	118	119	137	127	751

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	27.5	25.7	25.4	21.9	28.0	24.6	25.6
1か月以上3分の1未満	49.8	53.2	57.7	57.4	51.5	53.4	53.7
3分の1以上2分の1未満	9.5	8.9	9.6	9.6	11.6	11.6	10.2
2分の1以上3分の2未満	6.9	6.8	4.8	8.2	5.8	7.2	6.6
3分の2以上	6.2	5.4	2.4	3.0	3.2	3.3	3.9
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	305	280	291	270	311	277	1,734

附表 7: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料の厚年納付率の分布

(a) 重複 ID 含む

調査年	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.89
2016	0.00	0.04	0.18	0.12	0.17	0.00	0.91
2017	0.00	0.04	0.18	0.12	0.17	0.00	0.92
2018	0.00	0.05	0.18	0.12	0.17	0.00	0.90
2019	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.95
2020	0.00	0.05	0.18	0.12	0.16	0.00	0.89
Total	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.95

(b) 重複 ID 除く

調査年	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.89
2016	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.91
2017	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.92
2018	0.00	0.03	0.17	0.11	0.16	0.00	0.88
2019	0.00	0.03	0.16	0.11	0.15	0.00	0.95
2020	0.00	0.04	0.16	0.11	0.15	0.00	0.82
Total	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.95

附表 8:基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の基本属性の比較(重複 ID 除く)

	厚生年金保険料納付済期間10年以上			厚生年金保険納付率2分の1以上		
	基礎のみ	基礎+上乘せ	Test	基礎のみ	基礎+上乘せ	Test
N	335 (21.2%)	1,245 (78.8%)		182 (14.1%)	1,113 (85.9%)	
性別 (被保険者)						
1 男性	208 (62.1%)	955 (76.7%)	<0.001	127 (69.8%)	877 (78.8%)	0.007
2 女性	127 (37.9%)	290 (23.3%)		55 (30.2%)	236 (21.2%)	
年齢	54.209 (6.173)	52.771 (6.907)	<0.001	51.697 (8.411)	51.129 (8.718)	0.413
厚生年金保険料納付済月数	209.821 (74.704)	283.244 (100.236)	<0.001	248.885 (80.407)	291.792 (105.189)	<0.001
障害等級						
1	69 (20.6%)	198 (15.9%)	0.112	39 (21.4%)	186 (16.7%)	0.276
2	266 (79.4%)	1,046 (84.0%)		143 (78.6%)	926 (83.2%)	
診断書コード						
1 永久固定 または 共済組合支給※	11 (3.3%)	28 (2.2%)	0.012	6 (3.3%)	29 (2.6%)	0.013
2 呼吸器疾患	0 (0.0%)	11 (0.9%)		0 (0.0%)	10 (0.9%)	
3 循環器疾患	3 (0.9%)	16 (1.3%)		4 (2.2%)	11 (1.0%)	
4 聴力・口腔	11 (3.3%)	52 (4.2%)		2 (1.1%)	45 (4.0%)	
5 眼の障害	13 (3.9%)	57 (4.6%)		6 (3.3%)	55 (4.9%)	
6 肢体障害	103 (30.7%)	258 (20.7%)		60 (33.0%)	242 (21.7%)	
7 精神障害	131 (39.1%)	553 (44.4%)		73 (40.1%)	468 (42.0%)	
8 腎・肝疾患、糖尿病	58 (17.3%)	251 (20.2%)		29 (15.9%)	234 (21.0%)	
9 血液・造血管器・その他	5 (1.5%)	19 (1.5%)		2 (1.1%)	19 (1.7%)	
傷病名コード						
6 精神障害	125 (37.3%)	503 (40.4%)		68 (37.4%)	423 (38.0%)	
7 脳血管疾患	77 (23.0%)	187 (15.0%)		40 (22.0%)	173 (15.5%)	
8 眼の疾患	10 (3.0%)	48 (3.9%)		6 (3.3%)	47 (4.2%)	
9 循環器系の疾患	3 (0.9%)	23 (1.8%)		4 (2.2%)	17 (1.5%)	
11 脊柱の外傷	2 (0.6%)	20 (1.6%)	0.009	2 (1.1%)	20 (1.8%)	0.345
12 上肢の外傷	1 (0.3%)	6 (0.5%)		1 (0.5%)	9 (0.8%)	
13 下肢の外傷	2 (0.6%)	4 (0.3%)		1 (0.5%)	5 (0.4%)	
14 その他の外傷	2 (0.6%)	19 (1.5%)		2 (1.1%)	17 (1.5%)	
16 耳の疾患	1 (0.3%)	11 (0.9%)		0 (0.0%)	9 (0.8%)	
17 脊柱の疾患	6 (1.8%)	7 (0.6%)		3 (1.6%)	7 (0.6%)	
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	4 (1.2%)	7 (0.6%)		2 (1.1%)	4 (0.4%)	
19 中枢神経の疾患	20 (6.0%)	59 (4.7%)		11 (6.0%)	59 (5.3%)	
20 呼吸器の疾患	0 (0.0%)	8 (0.6%)		0 (0.0%)	7 (0.6%)	
21 腎疾患	34 (10.1%)	113 (9.1%)		20 (11.0%)	108 (9.7%)	
22 肝疾患	1 (0.3%)	7 (0.6%)		1 (0.5%)	7 (0.6%)	
23 消化器系の疾患	0 (0.0%)	2 (0.2%)		0 (0.0%)	2 (0.2%)	
24 血液、造血管器の疾患	1 (0.3%)	0 (0.0%)				
25 糖尿病	30 (9.0%)	139 (11.2%)		12 (6.6%)	126 (11.3%)	
26 新生物	6 (1.8%)	46 (3.7%)		2 (1.1%)	41 (3.7%)	
27 その他	10 (3.0%)	36 (2.9%)		7 (3.8%)	32 (2.9%)	

附表9:表6の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.547 (0.498)	0.640 (0.480)	0.726 (0.446)	0.835 (0.372)	0.720 (0.449)	0.779 (0.415)	0.853 (0.354)
女性	0.453 (0.498)	0.360 (0.480)	0.274 (0.446)	0.165 (0.372)	0.280 (0.449)	0.221 (0.415)	0.147 (0.354)
年齢	50.46 (10.88)	53.32 (8.714)	54.98 (7.462)	57.58 (5.559)	52.21 (9.708)	53.09 (9.212)	54.05 (8.606)
厚生年金保険料納付済月数	153.5 (141.6)	228.5 (123.7)	277.7 (105.4)	352.2 (71.11)	261.9 (117.3)	302.0 (106.2)	340.4 (95.42)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0256 (0.158)	0.0284 (0.166)	0.0331 (0.179)	0.0331 (0.179)	0.0300 (0.171)	0.0327 (0.178)	0.0329 (0.178)
呼吸器疾患	0.00609 (0.0778)	0.00796 (0.0889)					
循環器疾患	0.0105 (0.102)	0.0140 (0.118)	0.0135 (0.115)	0.0161 (0.126)	0.0126 (0.112)	0.0137 (0.116)	0.0155 (0.123)
聴力・口腔	0.0258 (0.159)	0.0349 (0.183)	0.0424 (0.202)	0.0465 (0.211)	0.0383 (0.192)	0.0393 (0.194)	0.0483 (0.215)
眼の障害	0.0338 (0.181)	0.0413 (0.199)	0.0466 (0.211)	0.0519 (0.222)	0.0436 (0.204)	0.0458 (0.209)	0.0483 (0.215)
肢体障害	0.208 (0.406)	0.232 (0.422)	0.248 (0.432)	0.294 (0.456)	0.226 (0.419)	0.251 (0.434)	0.271 (0.444)
精神障害	0.535 (0.499)	0.452 (0.498)	0.388 (0.487)	0.283 (0.450)	0.441 (0.497)	0.378 (0.485)	0.329 (0.470)
腎・肝疾患、糖尿病	0.142 (0.349)	0.176 (0.380)	0.214 (0.410)	0.259 (0.438)	0.193 (0.395)	0.223 (0.417)	0.256 (0.437)
血液・造血器・その他	0.0136 (0.116)	0.0140 (0.118)	0.0145 (0.120)	0.0161 (0.126)	0.0145 (0.120)	0.0157 (0.124)	
2015年	0.164 (0.371)	0.159 (0.366)	0.163 (0.370)	0.167 (0.373)	0.163 (0.370)	0.167 (0.373)	0.186 (0.389)
2016年	0.151 (0.358)	0.149 (0.356)	0.139 (0.346)	0.142 (0.349)	0.141 (0.349)	0.142 (0.349)	0.146 (0.353)
2017年	0.179 (0.384)	0.179 (0.383)	0.177 (0.381)	0.176 (0.381)	0.175 (0.380)	0.175 (0.380)	0.173 (0.378)
2018年	0.168 (0.374)	0.176 (0.381)	0.178 (0.382)	0.174 (0.380)	0.175 (0.380)	0.170 (0.375)	0.158 (0.365)
2019年	0.177 (0.381)	0.179 (0.384)	0.183 (0.387)	0.181 (0.385)	0.183 (0.386)	0.189 (0.392)	0.182 (0.386)
2020年	0.161 (0.368)	0.158 (0.365)	0.161 (0.368)	0.159 (0.366)	0.162 (0.368)	0.158 (0.365)	0.156 (0.363)
N	4,107	2,638	1,932	1,118	2,064	1,528	1,035

附表 10: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の傷病名と診断コードのクロス集計

(a) 重複 ID 除く

傷病名コード	診断書コード									N
	1 永久固定/ 共済組合支 給	2 呼吸器疾患	3 循環器疾患	4 聴力・口腔	5 眼の障害/ 眼・聴力・ 口腔	6 肢体障害	7 精神障害	8 腎・肝疾 患、糖尿 病 /内科疾患	9 血液・造血 器・その他	
1 呼吸器系結核	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1
6 精神障害	5.5	0.0	2.9	1.3	0.9	0.3	95.6	0.0	0.0	1,990
7 脳血管疾患	19.2	0.0	0.0	54.4	3.6	49.3	1.7	0.0	0.0	418
8 眼の疾患	11.0	0.0	0.0	0.0	78.2	0.3	0.0	0.0	0.0	97
9 循環器系の疾患	2.7	0.0	94.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	40
11 脊柱の外傷	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	0.0	0.0	36
12 上肢の外傷	13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	17
13 下肢の外傷	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	8
14 その他の外傷	1.4	0.0	0.0	3.8	0.0	1.4	1.1	0.0	0.0	36
16 耳の疾患	0.0	0.0	0.0	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16
17 脊柱の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	27
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	25
19 中枢神経の疾患	1.4	11.1	0.0	12.7	0.0	18.6	1.0	0.0	0.0	154
20 呼吸器の疾患	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10
21 腎疾患	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.1	0.0	222
22 肝疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	11
23 消化器系の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	8.2	5
24 血液、造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	2
25 糖尿病	16.4	0.0	0.0	0.0	14.5	0.3	0.0	46.2	0.0	237
26 新生物	6.8	16.7	0.0	7.6	1.8	3.7	0.3	0.9	69.4	84
27 その他	8.2	11.1	2.9	0.0	0.9	10.8	0.1	1.1	18.4	97
Total (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3,535
N	73	18	34	79	110	651	2,073	448	49	3,535

(b) 重複 ID 含む

傷病名コード	診断書コード									N
	1 永久固定/ 共済組合支 給	2 呼吸器疾患	3 循環器疾患	4 聴力・口腔	5 眼の障害/ 眼・聴力・ 口腔	6 肢体障害	7 精神障害	8 腎・肝疾 患、糖尿 病 /内科疾患	9 血液・造血 器・その他	
1 呼吸器系結核	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1
6 精神障害	12.4	0.0	2.3	1.9	0.7	0.4	95.4	0.0	0.0	2,117
7 脳血管疾患	16.2	0.0	0.0	48.1	2.9	50.6	1.9	0.0	0.0	545
8 眼の疾患	9.5	0.0	0.0	0.0	79.9	0.2	0.0	0.0	0.0	124
9 循環器系の疾患	1.9	0.0	95.3	0.9	0.0	1.1	0.1	0.2	0.0	56
11 脊柱の外傷	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	44
12 上肢の外傷	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	19
13 下肢の外傷	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	11
14 その他の外傷	1.0	0.0	0.0	2.8	0.0	1.3	1.0	0.0	0.0	38
16 耳の疾患	0.0	0.0	0.0	26.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28
17 脊柱の疾患	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	39
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	42
19 中枢神経の疾患	4.8	8.0	0.0	12.3	0.0	18.1	1.0	0.0	0.0	196
20 呼吸器の疾患	0.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16
21 腎疾患	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.1	0.0	305
22 肝疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	14
23 消化器系の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	7.1	5
24 血液、造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	3
25 糖尿病	14.3	0.0	0.0	0.0	13.7	0.2	0.0	43.5	0.0	289
26 新生物	11.4	16.0	0.0	7.5	1.4	3.3	0.3	0.9	71.4	106
27 その他	6.7	8.0	2.3	0.0	1.4	9.1	0.1	0.9	16.1	107
Total (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4,107
N	105	25	43	106	139	853	2,198	582	56	4,107

附表 11: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「診断コード」に基づく変数、重複 ID 除く]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.0124 (0.375)	-0.0369+ (0.0530)	-0.0214 (0.321)	-0.00260 (0.924)	-0.0112 (0.581)	-0.00855 (0.696)	-0.00680 (0.783)
年齢	-0.00973** (0)	-0.0148** (0)	-0.0152** (0)	-0.0171** (0)	-0.0152** (0)	-0.0189** (0)	-0.0192** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00244** (0)	0.00201** (0)	0.00183** (0)	0.00173** (0)	0.00198** (0)	0.00201** (0)	0.00176** (8.06e-11)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0955+ (0.0857)	0.0514 (0.429)	0.0484 (0.464)	0.0818 (0.191)	0.0761 (0.256)	0.0921 (0.103)	0.0976* (0.0459)
呼吸器疾患	0.156+ (0.0703)	0.236** (0.00682)					
循環器疾患	0.137+ (0.0752)	0.0962 (0.211)	0.172+ (0.0515)	0.132+ (0.0966)	0.129 (0.167)	-0.0185 (0.852)	0.0552 (0.500)
聴力・口腔	0.190** (0.00113)	0.200** (0.000115)	0.147** (0.000894)	0.146** (0.00152)	0.174** (0.000222)	0.170** (0.000137)	0.107** (0.00548)
眼の障害 眼・聴力・口腔	0.104* (0.0135)	0.129** (0.00636)	0.114* (0.0170)	0.151** (0.000345)	0.138** (0.00614)	0.120* (0.0108)	0.114** (0.00102)
精神障害	0.138** (0)	0.147** (2.50e-09)	0.152** (7.27e-09)	0.100** (0.000612)	0.152** (2.21e-08)	0.104** (0.000123)	0.0690** (0.00905)
腎・肝疾患、糖尿病 内科疾患	0.0599* (0.0246)	0.0767* (0.0130)	0.0903** (0.00374)	0.112** (0.000195)	0.109** (0.000958)	0.107** (0.000435)	0.0927** (0.000446)
血液・造血器・その他 その他の障害	0.134* (0.0209)	0.118 (0.109)	0.0932 (0.201)	0.162** (0.000417)	0.145+ (0.0510)	0.148* (0.0107)	
2016年	0.0247 (0.311)	0.0363 (0.274)	0.0534 (0.168)	0.0378 (0.390)	0.0404 (0.268)	0.0187 (0.627)	0.00858 (0.822)
2017年	0.0858** (0.000240)	0.117** (0.000162)	0.107** (0.00184)	0.131** (0.000591)	0.109** (0.000842)	0.111** (0.000988)	0.0784* (0.0154)
2018年	0.0908** (0.000115)	0.100** (0.00122)	0.110** (0.00129)	0.0850* (0.0275)	0.101** (0.00210)	0.0826* (0.0144)	0.0693* (0.0374)
2019年	0.0589* (0.0108)	0.0800** (0.00892)	0.0912** (0.00799)	0.113** (0.00187)	0.0802* (0.0135)	0.112** (0.000540)	0.0814** (0.00990)
2020年	0.0588* (0.0144)	0.0687* (0.0329)	0.0748* (0.0378)	0.0859* (0.0347)	0.0665+ (0.0533)	0.0822* (0.0203)	0.0604+ (0.0805)
N	3,535	2,188	1,569	862	1,752	1,285	866
pseudo R-squared	0.327	0.228	0.203	0.223	0.153	0.167	0.180
log likelihood	-1649	-1024	-648.3	-249.6	-751.5	-436.6	-195.4

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。基準カテゴリーは男性、肢体障害、2015 年。

附表 12: 附表 11 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.551 (0.497)	0.646 (0.478)	0.736 (0.441)	0.847 (0.360)	0.718 (0.450)	0.775 (0.418)	0.848 (0.360)
女性	0.449 (0.497)	0.354 (0.478)	0.264 (0.441)	0.153 (0.360)	0.282 (0.450)	0.225 (0.418)	0.152 (0.360)
年齢	48.36 (10.21)	51.26 (8.029)	53.05 (6.785)	55.75 (4.855)	50.22 (9.094)	51.18 (8.673)	52.23 (8.133)
厚生年金保険料納付済月数	141.6 (134.4)	217.6 (117.6)	267.3 (99.87)	342.8 (66.81)	245.9 (113.2)	285.4 (103.0)	323.6 (93.23)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0207 (0.142)	0.0215 (0.145)	0.0249 (0.156)	0.0255 (0.158)	0.0240 (0.153)	0.0272 (0.163)	0.0277 (0.164)
呼吸器疾患	0.00509 (0.0712)	0.00640 (0.0798)					
循環器疾患	0.00962 (0.0976)	0.0133 (0.114)	0.0121 (0.109)	0.0139 (0.117)	0.0114 (0.106)	0.0117 (0.107)	0.0115 (0.107)
聴力・口腔	0.0223 (0.148)	0.0320 (0.176)	0.0402 (0.196)	0.0452 (0.208)	0.0348 (0.183)	0.0366 (0.188)	0.0462 (0.210)
眼の障害	0.0311 (0.174)	0.0393 (0.194)	0.0446 (0.207)	0.0534 (0.225)	0.0422 (0.201)	0.0475 (0.213)	0.0508 (0.220)
肢体障害	0.184 (0.388)	0.209 (0.407)	0.230 (0.421)	0.281 (0.450)	0.207 (0.405)	0.235 (0.424)	0.262 (0.440)
精神障害	0.586 (0.493)	0.504 (0.500)	0.436 (0.496)	0.324 (0.468)	0.491 (0.500)	0.421 (0.494)	0.368 (0.483)
腎・肝疾患、糖尿病	0.127 (0.333)	0.160 (0.367)	0.197 (0.398)	0.240 (0.427)	0.174 (0.379)	0.205 (0.404)	0.233 (0.423)
血液・造血器・その他	0.0139 (0.117)	0.0146 (0.120)	0.0153 (0.123)	0.0174 (0.131)	0.0148 (0.121)	0.0163 (0.127)	
2015年	0.156 (0.363)	0.146 (0.353)	0.148 (0.355)	0.150 (0.357)	0.152 (0.359)	0.156 (0.363)	0.173 (0.379)
2016年	0.148 (0.355)	0.147 (0.354)	0.138 (0.345)	0.139 (0.346)	0.142 (0.349)	0.140 (0.347)	0.142 (0.349)
2017年	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.171 (0.377)	0.171 (0.376)	0.171 (0.377)	0.170 (0.376)	0.169 (0.375)
2018年	0.170 (0.375)	0.177 (0.382)	0.177 (0.381)	0.168 (0.374)	0.172 (0.378)	0.164 (0.371)	0.152 (0.360)
2019年	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)	0.198 (0.399)	0.202 (0.402)	0.195 (0.396)	0.203 (0.402)	0.200 (0.400)
2020年	0.164 (0.370)	0.163 (0.370)	0.168 (0.374)	0.171 (0.376)	0.168 (0.374)	0.167 (0.373)	0.164 (0.370)
N	3,535	2,188	1,569	862	1,752	1,285	866

附表 13:表 7 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.517 (0.500)	0.428 (0.495)	0.359 (0.480)	0.254 (0.435)	0.410 (0.492)	0.344 (0.475)	0.292 (0.455)
脳血管疾患	0.133 (0.340)	0.159 (0.366)	0.176 (0.381)	0.215 (0.411)	0.157 (0.364)	0.175 (0.380)	0.199 (0.399)
眼の疾患	0.0303 (0.171)	0.0361 (0.187)	0.0393 (0.194)	0.0443 (0.206)	0.0368 (0.188)	0.0399 (0.196)	0.0417 (0.200)
循環器系の疾患	0.0137 (0.116)	0.0186 (0.135)	0.0197 (0.139)	0.0253 (0.157)	0.0184 (0.134)	0.0209 (0.143)	0.0213 (0.145)
脊柱の外傷	0.0107 (0.103)	0.0125 (0.111)	0.0140 (0.117)	0.0172 (0.130)	0.0140 (0.118)	0.0170 (0.129)	0.0175 (0.131)
上肢の外傷	0.00464 (0.0680)	0.00494 (0.0701)	0.00466 (0.0681)	0.00452 (0.0671)	0.00630 (0.0791)	0.00719 (0.0845)	0.0107 (0.103)
下肢の外傷	0.00269 (0.0518)	0.00304 (0.0550)	0.00414 (0.0642)	0.00452 (0.0671)	0.00436 (0.0659)	0.00458 (0.0675)	0.00679 (0.0822)
その他の外傷	0.00928 (0.0959)	0.0106 (0.103)	0.0119 (0.108)		0.0126 (0.112)	0.0124 (0.111)	0.0145 (0.120)
耳の疾患	0.00684 (0.0824)	0.00912 (0.0951)	0.0103 (0.101)	0.00994 (0.0992)	0.00969 (0.0980)	0.00915 (0.0952)	
脊柱の疾患	0.00952 (0.0971)	0.0103 (0.101)	0.0114 (0.106)	0.0126 (0.112)	0.0107 (0.103)	0.0105 (0.102)	0.00970 (0.0981)
関節疾患関節リウマ チ、変形性関節症等	0.0103 (0.101)	0.00949 (0.0970)	0.00828 (0.0906)	0.00542 (0.0735)	0.00678 (0.0821)	0.00588 (0.0765)	
中枢神経の疾患	0.0479 (0.213)	0.0498 (0.217)	0.0543 (0.227)	0.0696 (0.255)	0.0499 (0.218)	0.0569 (0.232)	0.0679 (0.252)
呼吸器の疾患	0.00391 (0.0624)	0.00570 (0.0753)					
腎疾患	0.0745 (0.263)	0.0893 (0.285)	0.107 (0.309)	0.129 (0.336)	0.0939 (0.292)	0.111 (0.314)	0.126 (0.332)
肝疾患	0.00342 (0.0584)	0.00380 (0.0615)	0.00517 (0.0718)	0.00813 (0.0898)	0.00484 (0.0694)	0.00588 (0.0765)	
糖尿病	0.0706 (0.256)	0.0904 (0.287)	0.111 (0.314)	0.132 (0.339)	0.103 (0.304)	0.114 (0.318)	0.126 (0.332)
新生物	0.0259 (0.159)	0.0323 (0.177)	0.0362 (0.187)	0.0397 (0.195)	0.0349 (0.183)	0.0366 (0.188)	0.0388 (0.193)
その他	0.0261 (0.160)	0.0273 (0.163)	0.0279 (0.165)	0.0289 (0.168)	0.0271 (0.162)	0.0288 (0.167)	0.0281 (0.165)
N	4,096	2,633	1,933	1,107	2,065	1,530	1,031

附表 14: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「傷病コード」に基づく説明変数、重複 ID 除く]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.0393 (0.200)	0.0387 (0.236)	0.0364 (0.241)	-0.0272 (0.376)	0.0203 (0.531)	-0.0335 (0.227)	-0.0321 (0.160)
脳血管疾患	-0.107** (0.00283)	-0.109** (0.00577)	-0.126** (0.000776)	-0.110** (0.00313)	-0.144** (0.000365)	-0.136** (0.000271)	-0.0829** (0.00763)
眼の疾患	-0.0528 (0.262)	-0.0288 (0.600)	0.00169 (0.977)	0.00888 (0.864)	-0.0184 (0.763)	-0.0299 (0.580)	-0.00333 (0.942)
循環器系の疾患	0.0785 (0.303)	0.0387 (0.583)	0.0889 (0.206)	0.0261 (0.655)	0.0443 (0.559)	-0.0803 (0.317)	-0.0256 (0.677)
脊柱の外傷	0.102 (0.175)	0.0808 (0.374)	0.0972 (0.283)	-0.0913 (0.334)	0.0663 (0.437)	-0.0282 (0.706)	-0.131 (0.140)
上肢の外傷	0.171+ (0.0782)	0.0634 (0.635)	0.0125 (0.944)	-0.226 (0.233)	0.0713 (0.557)	-0.0676 (0.589)	-0.0848 (0.404)
下肢の外傷	-0.162 (0.295)	-0.312* (0.0173)	-0.311* (0.0235)	-0.231 (0.205)	-0.249 (0.114)	-0.204 (0.209)	-0.127 (0.267)
その他の外傷	0.122 (0.126)	0.0971 (0.290)	0.0514 (0.620)		0.0878 (0.281)	-0.0759 (0.435)	-0.132 (0.192)
耳の疾患	0.258* (0.0460)	0.217* (0.0158)	0.124+ (0.0771)		0.121+ (0.0765)		
脊柱の疾患	-0.0931 (0.365)	-0.206* (0.0339)	-0.214** (0.00944)	-0.0969 (0.181)	-0.280** (0.00120)	-0.176+ (0.0609)	
関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	-0.0657 (0.420)	-0.0260 (0.785)	-0.0160 (0.871)	-0.388* (0.0185)	-0.0556 (0.650)	-0.0780 (0.435)	
中枢神経の疾患	-0.0923* (0.0438)	-0.109* (0.0398)	-0.112* (0.0435)	-0.114* (0.0335)	-0.108+ (0.0660)	-0.116* (0.0335)	-0.0711 (0.108)
呼吸器の疾患	0.275* (0.0107)						
腎疾患	-0.0864* (0.0237)	-0.0835+ (0.0563)	-0.0783+ (0.0637)	-0.0331 (0.349)	-0.0774+ (0.0869)	-0.0745+ (0.0552)	-0.0183 (0.533)
肝疾患	0.262 (0.218)	0.0118 (0.945)	0.0157 (0.910)	-0.0143 (0.890)	0.00784 (0.958)	0.00484 (0.958)	
新生物	0.0774 (0.135)	0.0669 (0.214)	0.0756 (0.142)	0.0162 (0.723)	0.0861+ (0.0868)	0.0450 (0.239)	0.00179 (0.958)
その他	-0.0514 (0.288)	-0.0630 (0.306)	-0.0320 (0.636)	-0.0960 (0.186)	-0.0370 (0.599)	-0.114+ (0.0759)	-0.0802 (0.222)
N	3,525	2,174	1,569	845	1,752	1,277	859
pseudo R-squared	0.332	0.233	0.213	0.221	0.162	0.170	0.176
log likelihood	-1631	-1013	-639	-248.7	-743.5	-433.9	-195.9

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。傷病名コード以外に、表 6 と同様、性別、年齢、厚生年金保険料納付済月数、調査年度ダミーで統御。基準となる傷病名コードは糖尿病である。

附表 15: 附表 14 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.565 (0.496)	0.477 (0.500)	0.400 (0.490)	0.290 (0.454)	0.456 (0.498)	0.384 (0.487)	0.327 (0.469)
脳血管疾患	0.119 (0.323)	0.146 (0.353)	0.168 (0.374)	0.214 (0.411)	0.146 (0.353)	0.167 (0.373)	0.197 (0.398)
眼の疾患	0.0275 (0.164)	0.0340 (0.181)	0.0370 (0.189)	0.0462 (0.210)	0.0354 (0.185)	0.0415 (0.200)	0.0431 (0.203)
循環器系の疾患	0.0113 (0.106)	0.0161 (0.126)	0.0166 (0.128)	0.0201 (0.140)	0.0154 (0.123)	0.0164 (0.127)	0.0163 (0.127)
脊柱の外傷	0.0102 (0.101)	0.0124 (0.111)	0.0140 (0.118)	0.0166 (0.128)	0.0137 (0.116)	0.0172 (0.130)	0.0163 (0.127)
上肢の外傷	0.00482 (0.0693)	0.00506 (0.0710)	0.00446 (0.0667)	0.00473 (0.0687)	0.00628 (0.0790)	0.00783 (0.0882)	0.0116 (0.107)
下肢の外傷	0.00227 (0.0476)	0.00276 (0.0525)	0.00382 (0.0617)	0.00473 (0.0687)	0.00400 (0.0631)	0.00470 (0.0684)	0.00698 (0.0833)
その他の外傷	0.0102 (0.101)	0.0120 (0.109)	0.0134 (0.115)		0.0137 (0.116)	0.0149 (0.121)	0.0175 (0.131)
耳の疾患	0.00454 (0.0672)	0.00644 (0.0800)	0.00765 (0.0871)		0.00742 (0.0858)		
脊柱の疾患	0.00766 (0.0872)	0.00690 (0.0828)	0.00829 (0.0907)	0.00947 (0.0969)	0.00799 (0.0891)	0.00783 (0.0882)	
関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.00709 (0.0839)	0.00736 (0.0855)	0.00701 (0.0835)	0.00237 (0.0486)	0.00514 (0.0715)	0.00470 (0.0684)	
中枢神経の疾患	0.0437 (0.204)	0.0460 (0.210)	0.0504 (0.219)	0.0698 (0.255)	0.0468 (0.211)	0.0548 (0.228)	0.0687 (0.253)
呼吸器の疾患	0.00284 (0.0532)						
腎疾患	0.0630 (0.243)	0.0773 (0.267)	0.0937 (0.291)	0.116 (0.320)	0.0816 (0.274)	0.100 (0.300)	0.112 (0.315)
肝疾患	0.00312 (0.0558)	0.00368 (0.0606)	0.00510 (0.0712)	0.00828 (0.0907)	0.00457 (0.0674)	0.00626 (0.0789)	
糖尿病	0.0672 (0.250)	0.0879 (0.283)	0.108 (0.310)	0.130 (0.337)	0.0965 (0.295)	0.108 (0.311)	0.120 (0.325)
新生物	0.0238 (0.153)	0.0299 (0.170)	0.0331 (0.179)	0.0367 (0.188)	0.0320 (0.176)	0.0337 (0.180)	0.0338 (0.181)
その他	0.0275 (0.164)	0.0294 (0.169)	0.0293 (0.169)	0.0308 (0.173)	0.0280 (0.165)	0.0305 (0.172)	0.0303 (0.171)
N	3,525	2,174	1,569	845	1,752	1,277	859

附表 16:表 8 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.547 (0.498)	0.640 (0.480)	0.726 (0.446)	0.835 (0.372)	0.721 (0.449)	0.779 (0.415)	0.853 (0.354)
女性	0.453 (0.498)	0.360 (0.480)	0.274 (0.446)	0.165 (0.372)	0.279 (0.449)	0.221 (0.415)	0.147 (0.354)
年齢	50.46 (10.89)	53.33 (8.715)	55.03 (7.456)	57.62 (5.554)	52.26 (9.711)	53.15 (9.215)	54.09 (8.619)
厚生年金保険料納付済 ¹	153.5 (141.6)	228.5 (123.7)	278.3 (105.4)	352.4 (71.12)	262.6 (117.3)	302.5 (106.1)	341.1 (95.72)
障害等級 1 級	0.163 (0.369)	0.172 (0.377)	0.182 (0.386)	0.215 (0.411)	0.166 (0.372)	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)
障害等級 2 級	0.837 (0.369)	0.828 (0.377)	0.818 (0.386)	0.785 (0.411)	0.834 (0.372)	0.814 (0.389)	0.808 (0.394)
2015年	0.164 (0.371)	0.159 (0.366)	0.163 (0.369)	0.167 (0.373)	0.163 (0.369)	0.167 (0.373)	0.184 (0.388)
2016年	0.151 (0.358)	0.149 (0.356)	0.140 (0.347)	0.144 (0.351)	0.143 (0.350)	0.144 (0.351)	0.147 (0.354)
2017年	0.179 (0.384)	0.179 (0.383)	0.177 (0.381)	0.177 (0.382)	0.175 (0.380)	0.174 (0.380)	0.175 (0.380)
2018年	0.168 (0.374)	0.176 (0.381)	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.175 (0.380)	0.169 (0.375)	0.158 (0.365)
2019年	0.177 (0.381)	0.179 (0.384)	0.181 (0.385)	0.178 (0.383)	0.181 (0.385)	0.187 (0.390)	0.178 (0.383)
2020年	0.161 (0.368)	0.159 (0.365)	0.162 (0.369)	0.160 (0.367)	0.163 (0.369)	0.159 (0.366)	0.158 (0.364)
N	4,106	2,637	1,948	1,132	2,080	1,543	1,060

附表 17: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率〔Logit Model 推定(dy/dx)、「障害等級」に基づく説明変数、重複 ID 除く〕

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00795 (0.569)	-0.0309 (0.103)	-0.0193 (0.370)	-0.00704 (0.798)	-0.00790 (0.693)	-0.0113 (0.605)	-0.0101 (0.684)
年齢	-0.0105** (0)	-0.0156** (0)	-0.0155** (0)	-0.0172** (0)	-0.0155** (0)	-0.0189** (0)	-0.0188** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00240** (0)	0.00196** (0)	0.00174** (0)	0.00167** (0)	0.00190** (0)	0.00195** (0)	0.00171** (0)
障害等級 1 級	-0.0910** (9.71e-06)	-0.0623* (0.0148)	-0.0654* (0.0142)	-0.0512+ (0.0560)	-0.0672* (0.0151)	-0.0498+ (0.0633)	-0.0630* (0.0165)
2016年	0.0293 (0.227)	0.0423 (0.204)	0.0566 (0.148)	0.0457 (0.311)	0.0415 (0.256)	0.0299 (0.446)	0.0129 (0.735)
2017年	0.0879** (0.000175)	0.122** (9.92e-05)	0.107** (0.00213)	0.133** (0.000792)	0.111** (0.000742)	0.118** (0.000536)	0.0810* (0.0139)
2018年	0.0939** (6.65e-05)	0.107** (0.000558)	0.111** (0.00117)	0.0825* (0.0387)	0.100** (0.00216)	0.0864* (0.0124)	0.0747* (0.0244)
2019年	0.0634** (0.00554)	0.0873** (0.00411)	0.0949** (0.00518)	0.112** (0.00272)	0.0839** (0.00939)	0.116** (0.000348)	0.0814* (0.0101)
2020年	0.0643** (0.00687)	0.0779* (0.0146)	0.0799* (0.0246)	0.0918* (0.0262)	0.0730* (0.0318)	0.0905* (0.0105)	0.0657+ (0.0539)
N	3,534	2,187	1,579	870	1,762	1,294	886
pseudo R-squared	0.319	0.213	0.182	0.189	0.137	0.147	0.159
log likelihood	-1668	-1044	-667.1	-261.4	-767.9	-448.2	-201.6

附表 18: 附表 17 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.551 (0.497)	0.646 (0.478)	0.736 (0.441)	0.847 (0.360)	0.719 (0.450)	0.775 (0.418)	0.848 (0.360)
女性	0.449 (0.497)	0.354 (0.478)	0.264 (0.441)	0.153 (0.360)	0.281 (0.450)	0.225 (0.418)	0.152 (0.360)
年齢	48.36 (10.21)	51.26 (8.030)	53.08 (6.781)	55.78 (4.855)	50.25 (9.099)	51.21 (8.676)	52.27 (8.162)
厚生年金保険料納付済月	141.6 (134.4)	217.6 (117.6)	267.7 (99.99)	343.0 (66.87)	246.4 (113.3)	285.9 (103.1)	324.2 (93.52)
障害等級 1 級	0.144 (0.351)	0.155 (0.362)	0.169 (0.375)	0.203 (0.403)	0.152 (0.359)	0.174 (0.379)	0.188 (0.391)
障害等級 2 級	0.856 (0.351)	0.845 (0.362)	0.831 (0.375)	0.797 (0.403)	0.848 (0.359)	0.826 (0.379)	0.812 (0.391)
2015年	0.156 (0.363)	0.146 (0.354)	0.148 (0.355)	0.149 (0.357)	0.152 (0.359)	0.155 (0.362)	0.172 (0.377)
2016年	0.148 (0.355)	0.147 (0.354)	0.138 (0.345)	0.139 (0.346)	0.142 (0.350)	0.141 (0.348)	0.143 (0.351)
2017年	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.172 (0.378)	0.172 (0.378)	0.172 (0.377)	0.171 (0.376)	0.170 (0.376)
2018年	0.169 (0.375)	0.177 (0.382)	0.176 (0.381)	0.168 (0.374)	0.172 (0.377)	0.164 (0.370)	0.152 (0.360)
2019年	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)	0.197 (0.398)	0.200 (0.400)	0.194 (0.395)	0.202 (0.401)	0.196 (0.397)
2020年	0.164 (0.370)	0.163 (0.370)	0.169 (0.375)	0.171 (0.377)	0.169 (0.374)	0.168 (0.374)	0.166 (0.372)
N	3,534	2,187	1,579	870	1,762	1,294	886

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

国民年金保険料の納付状況に関する「匿名年金情報」の集計¹

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

1. はじめに

公的年金制度は、「予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備える」〔厚生労働省(2022: 282)〕重要な社会保障制度の一つであり、このうち20～59歳の全ての人が加入する国民年金は、国民皆年金である日本の公的年金制度の根幹を成している。ところが、2000年前後から国民年金保険料の納付率が低迷し、年金制度への不信もあいまって、保険料の未納対策が年金制度における最重要課題の一つとなっている。

しかし、後述のように、国民年金保険料を納付するのは第1号被保険者のみであり、かつ納付率という指標は猶予・免除の適用を受けた期間を除いた保険料が納付されるべき月数のうち実際に納付された月数の割合であり、保険料を納付している人の割合を示している訳ではない。一方で、厚生労働省は年度末時点の「未納者」の人数を毎年発表しているが、ここでいう「未納者」は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されている。そのため、一部の期間については保険料を納付したという人や、年度末時点で保険料の免除・猶予の適用を受けている人は「未納者」に含まれていない。

そこで本研究では、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」を独自に集計することにより、2020年末における国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料納付状況、とりわけ保険料未納の実態について詳細な把握を試みた。

本稿の構成は次のとおりである。まず次節において、国民年金保険料の納付に関わる制度を概観した上で、納付率および未納者数に関する既存統計を確認する。続く第3節では、本研究で用いるデータの詳細を説明し、第4節では集計結果の確認を行う。第5節は本研究のまとめである。

2. 背景

(1) 国民年金保険料の納付に関する制度概要

日本の公的年金制度は、20～59歳の全ての人が加入して基礎年金を受け取る国民年金と、被用者のみが加入する厚生年金の二つで構成されている。このうち国民年金は、被保険者が第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の三つに分かれており、厚生年金の被保険者は第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者、そして、それ以外の人は全て第1号被保険者となる。第2号被保険者と第3号被保険者の基礎年金の給付にかかる費用は厚生年金が基礎年金拠出金という形で一括して負担する仕

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」の一環として実施された。「匿名年金情報」は当該事業の一環として利用が認められた。情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げる。

組みのため、国民年金保険料を納付するのは第1号被保険者のみである。

国民年金の保険料は所得によらず定額であるが、保険料の納付が経済的に困難である場合等に備えて、免除や猶予の仕組みも設けられている。免除制度は、前年の所得が一定以下である場合や、失業等の理由がある場合に利用することができ、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階がある²。2019年4月からは、産前産後期間(出産の前月から4か月間)の国民年金保険料も免除されている。一方、納付猶予制度は50歳未満で所得が一定以下の場合が対象であり、これを利用すると保険料の納付が10年間猶予される。また、学生の場合は学生納付特例制度の対象となり、これを利用すると保険料の納付が同じく10年間猶予される³。

ところが、国民年金保険料は、給与・賞与から天引きされる厚生年金保険料と異なり自ら納付することになるため、期限までに保険料が納付されず未納状態となる可能性がある。納付期限が過ぎた後も2年以内であれば遅れて納付することができるが、それを過ぎるとその期間の未納が確定する。国民年金保険料が未納のままになると、その期間に比例して老齢基礎年金の受給額が減ってしまう。さらに、未納期間が長期化して受給資格期間の条件を満たさなくなると、老齢年金を全く受け取れない無年金の状態になってしまう。障害年金や遺族年金を受給することができなくなる場合もある。

(2) 国民年金保険料の納付率

こうした国民年金保険料の未納の深刻さを端的に表す指標として最もよく用いられているのは、国民年金保険料の納付率である。直近2022年度の納付率(現年度分)は76.1%であり、過去最低であった2011年度の58.6%に比べれば10%ポイント以上上昇しているものの、歴史的には依然として低い水準にある(図1)。そのため、国は納付率の目標値を設定し、その達成に向けて財産差押えなどの滞納処分の強化や、保険料免除・猶予制度の周知徹底といった収納対策の強化を図っている。

しかし、ここで注意が必要なのは、国民年金保険料の納付率は、保険料を納付している人の割合を示す指標では全くないということである。納付率は、保険料が納付されるべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数および産前産後免除月数を除く)のうち、実際に納付された月数の割合である。したがって、例えば納付率が80%であるときに、これを国民年金第1号被保険者の5人に1人が保険料未納であると解釈するのは誤りであるし、ましてや国民年金保険料を納付するのが第1号被保険者のみであることを無視して国民の5人に1人が保険料未納であるとみなすような主張は論外である。

また、納付率という指標はしばしば年金制度への信頼のバロメーターであるとみなされがちであるが、これも納付率に影響を与えるほかの要因を無視した偏った評価である。まず、納付率の分母である納付対象月数には保険料を免除または猶予された月数は含まれていないため、納付率の動向は保険料の免除・猶予に関する

² 障害年金や生活保護の受給者なども保険料の全額免除の対象となる(法定免除制度)。また、保険料の免除は老齢基礎年金の減額につながるため、10年以内であれば免除された分の保険料を後から納付(追納)することができる。ただし、産前産後期間については、保険料が免除されても老齢基礎年金が減額されることはない。

³ 以降本稿では、「納付猶予」というときは50歳未満を対象とする保険料納付制度を、単に「猶予」というときは納付猶予制度と学生納付特例制度の両方を指すものとする。

る制度変更や適用状況に左右される⁴。加えて、保険料未納の主因は経済的理由にあることから⁵、納付率は景気動向にも左右され得る⁶。

(3) 国民年金保険料の未納者の数

これに対し、厚生労働省「国民年金の加入・保険料納付状況」（各年度版）では国民年金保険料の「未納者」の数が明示されており、2020年度末時点では115万人であると報告されている。第1号被保険者の総数は約1,450万人であるので、これに占める割合は7.9%である（図2）。ただし、第2号被保険者等（厚生年金被保険者）や第3号被保険者、任意被保険者を含む公的年金制度加入者の総数は6,765万人であるので、これに占める第1号被保険者の割合は21.4%である（図3）。そのため、公的年金制度加入者全体に占める保険料の「未納者」の割合はわずか1.7%となる（図2）。

しかし、ここでいう「未納者」は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されている。そのため、過去2年間に保険料未納の期間があったとしても、一部の期間については保険料を納付したという人や、年度末時点では保険料の全額免除や納付猶予、学生納付特例の適用を受けていたという人は「未納者」に含まれていない。

また、厚生労働省が3年ごとに実施している「国民年金被保険者実態調査」では、国民年金保険料の納付状況について詳細な調査を行っているが、過去2年間の保険料が全て未納であった人と一部の期間については保険料を納付したという人は区別されているものの、「国民年金の加入・保険料納付状況」と同様、調査前年度末に保険料の全額免除や納付猶予、学生納付特例の適用を受けていたという人は「未納者」に含まれていない⁷。

そこで本研究では、国民年金第1号被保険者の保険料納付状況、とりわけ未納の状況をより詳細に把握するために、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」の独自集計を行った。

3. データについて

本研究で用いるデータは、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金被保険者（第2号被保険者を除く）に関する「匿名年金情報」である。「匿名年金情報」は、被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免

⁴ 加入手続の遅滞による未加入者が含まれていないことにも注意が必要である。例えば、1990年代後半の納付率の大幅な低下は、未届者への職権適用を開始したことによって未納が顕在化した影響が大きい。こうした未加入者の存在も、無年金・低年金の一因である。なお、未届者への職権適用開始などにより、100万人以上いた未加入者はその後大きく減少し、2016年の推計では、未加入者の数は8.9万人である（厚生労働省「平成28年公的年金加入状況等調査」）。

⁵ 厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」（2017年）によれば、過去2年間の保険料が全て未納であった人のうち65.8%は世帯年収が300万円未満である。また、保険料の未納経験がある人のうち、66.4%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」であることを未納理由としている。

⁶ ただし、大津（2021）による分析では、2011～2018年度における国民年金保険料の納付率上昇については、景気回復の影響はほとんどなく、年次効果（寄与率53.0%）と、保険料の全額免除・猶予比率の上昇（寄与率46.3%）によってほとんど説明された。なお、年次効果には様々な要素が含まれ得るので一義的な解釈をすることは困難であるが、財産差押えなどの滞納処分を含む収納対策の強化が大きく関係しているのではないかと推察される。

⁷ 「国民年金被保険者実態調査」では、年齢階級（5歳階級）別の集計も行われているが、本研究では各歳の集計を行っている。「国民年金の加入・保険料納付状況」では年齢階級別の集計は公表されていない。この点も、本研究と既存調査の重要な違いとなる。

除期間、過去 11 年間の月ごとの保険料納付状況について 100 分の 1 の確率で抽出されたものである。本研究では、そこから国民年金の第 3 号被保険者と任意加入被保険者を除外し、強制加入の第 1 号被保険者についてのみ、年度ごとに過去 2 年間の納付状況に関する集計を行った(N=142,871)。

また、保険料納付状況の集計結果を過去 2 年間に限定したのは、集計結果を厚生労働省「国民年金の加入・納付状況」と比較しやすいようにするためである⁸。過去 2 年間の保険料納付状況は、各月の保険料納付状況の記録に基づいて下記の①～⑯の 16 通りに分類した。

- ① 未納無し、継続して第 1 号被保険者、免除・猶予期間無し
- ② 未納無し、継続して第 1 号被保険者、免除期間有り
- ③ 未納無し、継続して第 1 号被保険者、免除無し、納付猶予有り
- ④ 未納無し、継続して第 1 号被保険者、免除無し、納付猶予無し、学生納付特例有り
- ⑤ 未納無し、第 1 号被保険者でない期間有り、免除・猶予期間無し
- ⑥ 未納無し、第 1 号被保険者でない期間有り、免除期間有り
- ⑦ 未納無し、第 1 号被保険者でない期間有り、免除無し、納付猶予有り
- ⑧ 未納無し、第 1 号被保険者でない期間有り、免除無し、納付猶予無し、学生納付特例有り
- ⑨ 未納有り、継続して第 1 号被保険者、免除・猶予期間無し、納付期間無し
- ⑩ 未納有り、継続して第 1 号被保険者、免除・猶予期間無し、免除期間有り
- ⑪ 未納有り、継続して第 1 号被保険者、免除・猶予期間有り、一部免除期間の未納無し
- ⑫ 未納有り、継続して第 1 号被保険者、免除・猶予期間有り、一部免除期間の未納有り
- ⑬ 未納有り、第 1 号被保険者でない期間有り、免除・猶予期間無し、納付期間無し
- ⑭ 未納有り、第 1 号被保険者でない期間有り、免除・猶予期間無し、免除期間有り
- ⑮ 未納有り、第 1 号被保険者でない期間有り、免除・猶予期間有り、一部免除期間の未納無し
- ⑯ 未納有り、第 1 号被保険者でない期間有り、免除・猶予期間有り、一部免除期間の未納有り

なお分類に際して、産前産後の免除期間⁹は「免除」に含めず、保険料が納付されたものとして扱うこととした。また、免除または猶予の適用を受けた期間の保険料が追納されている場合は、当初から納付されたものとして扱うこととした。さらに、付加年金を受け取るための付加保険料に関する納付状況は考慮に入れておらず、本体部分の納付状況についてのみ分類をしている。

4. 集計結果

(1) 国民年金第 1 号被保険者の過去 2 年間の保険料納付状況

表 1 は、2020 年度末における国民年金第 1 号被保険者の人数を、過去 2 年間の保険料の納付状況別に集計したものである。集計結果は、サンプルの集計値を 100 倍(抽出率の逆数)して母集団の推計値として示している。

⁸ ただし、厚生労働省「国民年金の加入・納付状況」では強制加入の第 1 号被保険者と任意被保険者の区別がされていないなどの違いがあるため、本研究における集計結果と完全には一致しない。

⁹ 2019 年 4 月より、産前産後期間(出産の前月から 4 か月間)の国民年金保険料は免除されることとなった。通常の免除制度と異なり、この場合は老齢基礎年金の受給額が影響を受けることがない。

集計結果を見ると、2020年度末の国民年金1号被保険者の総数1428.7万人のうち、過去2年間に保険料の未納がない人は1108.5万人(第1号被保険者総数に占める割合は77.6%)、保険料の未納がある人は320.2万人(同22.4%)であった。保険料の未納がない人のうち、2年間継続して第1号被保険者であったのは807.3万人(同56.5%)であり、残る301.1万人(21.1%)は第1号被保険者でない期間があった。一方、保険料の未納がある人は、2年間継続して第1号被保険者であったのが221.7万人(同15.5%)、第1号被保険者でない期間があった人は98.5万人(同6.9%)であった。

続いて細かい納付状況について確認すると、過去2年間に保険料の未納がなく、かつ継続して第1号被保険者であった人のなかで、免除・猶予の適用を受けた期間がない、すなわち保険料を過去2年分全て納付している人<①>は371.7万人(同26.0%)であった。第1号被保険者でない期間があるが第1号被保険者であった期間の保険料は全て納付しているという人<⑤>は110.9万人(同7.8%)であり、両者を合わせても<①+⑤>482.6万人(同33.8%)に過ぎなかった。

過去2年間に保険料の未納がなく、かつ継続して第1号被保険者であった人のなかで、保険料の免除(全額免除または一部免除)の適用を受けた期間がある人<②>は315.4万人(同22.1%)であった。一方、過去2年間に保険料の未納がなく、かつ第1号被保険者でない期間があった人のなかでは、保険料が免除された期間のある人<⑥>は74.4万人(同5.2%)であった。両者を合わせると<②+⑥>、389.8万人(同27.3%)であった。

また、過去2年間に保険料の未納がなく、かつ継続して第1号被保険者であった人のなかで、保険料が免除された期間はないが納付猶予制度の適用を受けた期間はあるという人<③>は38.4(同2.7%)であった。過去2年間に保険料の未納がなく、かつ第1号被保険者でない期間があった人のなかでは、保険料が免除された期間はないが納付猶予制度の適用を受けた期間はあるという人<⑦>は16.0万人(同1.1%)であり、両者を合計すると54.4万人(同3.8%)であった。

さらに、過去2年間に保険料の未納がなく、かつ継続して第1号被保険者であった人のなかで、保険料が免除された期間も納付猶予の適用も受けた期間もないが学生納付特例の適用を受けた期間はあるという人<④>は81.9万人(同5.7%)であった。過去2年間に保険料の未納がなく、かつ第1号被保険者でない期間があった人のなかでは、保険料が免除された期間も納付猶予の適用も受けた期間もないが学生納付特例の適用を受けた期間があるという人<⑧>は99.9万人(同7.0%)であったので¹⁰、両者を合わせると181.8万人(同12.7%)であった¹¹。過去2年間に保険料の未納はないが、何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人<②+③+④+⑥+⑦+⑧>は、実に625.9万人(同43.8%)に上ることになる。

続いて、過去2年間に保険料の未納がある人に着目を見ると、継続して第1号被保険者であり、かつ免除・猶予の適用を受けた期間がないという人のうち、保険料を納付した期間もない、すなわち過去2年分の保険料が全て未納であるという人<⑨>は103.7万人(同7.3%)、保険料を納付している期間が一部あるという人<⑩>は35.5(同2.5%)であった。一方、過去2年間に保険料の未納があり、第1号被保険者でない期間があり、かつ免除・猶予の適用を受けた期間がないという人については、保険料を納付した期間がない、すなわち過去2年間に第1号被保険者であった期間の保険料が全て未納であるという人<⑬>は53.4万人(同3.7%)、保険料を納付している期間が一部あるという人<⑭>は20.1万人(同1.4%)であった。これらを足し合わせると<

¹⁰ ここには過去2年の間に20歳に達して国民年金に加入することになった人が多数含まれていると推察される。

¹¹ 国民年金第1号被保険者に占める学生の多さがうかがえる。

⑨+⑩+⑬+⑭>、212.7 万人(同 14.9%)であった。

一方、過去 2 年間に保険料の未納があり、かつ免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、第 1 号被保険者でない期間があった人も含めて(⑪+⑫+⑮+⑯)107.5 万人(同 7.5%)いた。このなかには一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人もおり、その数は 44.4 万人(同 3.1%)であった。また、過去 2 年間に保険料の未納がないが、免除・猶予の適用を受けている期間がある人と合わせると<②+③+④+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫+⑮+⑯>、733.4 万人(同 51.3%)であった。

(2) 年齢別の保険料納付状況

図 4 は、2020 年度末における国民年金第 1 号被保険者の人数を、過去 2 年間の保険料未納の有無に分けて年齢別(各歳)に示したものである¹²。表 1 と同じく、集計結果はサンプルの集計値を 100 倍(抽出率の逆数)した母集団の推計値として示している。

はじめに未納有りの割合に着目すると、割合が高いのは 20 歳代半ばから 30 歳代半ばにかけてで、30%前後である。年齢が上がるにつれて未納有りの割合は低くなる傾向にあり、40 歳前後では未納有りの割合は 25%前後、40 歳代半ば以降はおおむね 20%台前半である。一方、20%歳代前半の未納有りの割合も低く、22 歳は最も低い 10.5%、21 歳も 12.4%である。

しかし、未納有りの割合が高い 20 歳代半ばから 30 歳代半ばにかけては、第 1 号被保険者の人数がそもそも少ないため、未納有りの人数も各歳 6~7 万人台前後であり、40 歳台後半から 50 歳代前半にかけての未納有りの人数が各歳おおむね 8 万人台であるのに比べて少ない。

より特徴的なのは、学生が多いために第 1 号被保険者の人数が際立って多いと考えられる 22 歳以下である。第 1 号被保険者の人数は 20 歳が 99.1 万人、21 歳が 85.8 万人、22 歳が 80.6 万人であり、20~22 歳の合計(265.5 万人)だけで第 1 号被保険者全体(1428.7 万人)の 18.6%を占める。未納有りの人数は 20 歳が 17.4 万人、21 歳が 10.7 万人、22 歳が 8.5 万人であり、20~22 歳の合計(36.5 万人)は全年齢の未納有りの人数(320.2 万人)の 11.4%を占める。22 歳以下の未納者のなかには、学生の身分でありながら学生納付特例制度の申請を行わず、かといって保険料を納付する訳でもない人が相当数含まれているものと思われる。このことは、次々と 20 歳を迎える学生に対して学生納付特例制度の申請をどこまで徹底できるかが、国民年金保険料の納付率や未納者数に大きな影響を及ぼすことを示唆している。

なお、年齢別(各歳)でも表 1 と同じ分類の保険料納付状況の集計も行い、さらに、2020 年度末における国民年金第 1 号被保険者についてだけでなく、2016 年度末、2017 年度末、2018 年度末、2019 年度末の国民年金第 1 号被保険者についてもそれぞれ同様の集計を行った。その結果は本稿末尾に参考表として掲載している。

5. おわりに

本研究では、年金局から提供を受けた 2020 年度末時点の国民年金第 1 号被保険者の無作為抽出データ(匿名年金情報)を独自に集計し、過去 2 年間の保険料納付状況、特に保険料未納の実態について詳細な把握を行った。得られた知見は、主に次の 3 点に整理できよう。

¹² なお、各月 1 日生まれの人は 20 歳になる前の月から国民年金の被保険者となる。そのため、2001 年 4 月 1 日生まれの人は 2020 年度末時点で 19 歳ではあるが、既に国民年金の被保険者となっている。ただし、そのような人は 0.2 万人とわずかであったので、集計に際しては 20 歳に含めた。

第1に、過去2年間に保険料が未納であった期間がある人は320.2万人で、第1号被保険者全体の22.4%を占めていた。このうち、過去2年間の保険料が全て未納である人は103.7万人(第1号被保険者全体に占める割合は7.3%)で、ここに第1号被保険者でなかった期間がある人や、一部の期間については保険料を納付していたという人を含めると212.7万人(同14.9%)であった。一方で、過去2年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人も107.5万人(同7.5%)いた。このなかには一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人も44.4万人(同3.1%)含まれている。

第2に、過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、625.9万人(同43.8%)であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方があるという人を加えると733.4万人で、第1号被保険者に占める割合は51.3%と、半数を超えていた。

第3に、過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢別にみると、20歳代半ばから30歳代半ばが30%前後で、20歳代前半や高齢層に比べて高かった。しかし、これを人数で見ると、20歳代半ばから30歳代半ばにかけての各歳の未納者数はむしろほかの年齢層より低かった。第1号被保険者全体の18.6%を占める20～22歳は、未納者全体の11.4%(36.5万人)を占めていた。

以上の知見を踏まえて、若干の政策的含意について述べたい。まず、過去2年間に何らかの免除・猶予の適用を受けた人が国民年金第1号被保険者の半数以上を占めているということは、それだけ第1号被保険者には低所得者が多く、保険料の負担能力がある人が少ないことを示している。加えて、過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方あるという人が100万人以上いるということは、免除・猶予の適用基準を満たしていながら手続を行っていなかった期間がある人や、基準を満たさないものの保険料を納付する経済的余力がない人が相当数いることが示唆される。前者の存在を踏まえると、保険料の免除・猶予制度の周知徹底も重要であるが、自ら申請しなければ免除・猶予を受けることができない現行制度の限界も認める必要がある。一方、後者については、一部免除の適用を受けた保険料を減額されながら未納となっている人が40万人以上いることも踏まえると、免除・猶予の基準を緩和する必要があるのではないかと考えられる。

次に、20～22歳の各歳の第1号被保険者数と未納者数がほかの年齢層よりも顕著に高いことを考えると、学生納付特例の申請手続を行わず、かといって保険料を納付する訳でもない学生の未納者が相当数いることが推察される。このことは、学生納付特例の対象者が申請手続を遅滞なく行っているかどうか国民年金保険料の納付率に大きな影響を及ぼしていることを示唆している¹³。毎年100万人近くが20歳到達により第1号被保険者となるなかで、彼らに遅滞なく学生納付特例の手続を行わせることは、間違いなく至難の業であり、手続の勧奨や事務手続にかかる負担も大きい。大学等への進学者が少数であった制度の創設期と異なり、20～22歳の大多数が学生である現状においては、この年齢層に保険料の納付義務を課し続けることが妥当かどうか議論されてもよいのではないだろうか。

最後に、本研究の限界を述べて本稿を終えたい。第1に、本研究の集計対象からは、2020年度末時点では国民年金第1号被保険者でないが、過去2年間に国民年金第1号被保険者であった期間があり、かつその期間に保険料の未納がある人が含まれていない。第2に、本研究で使用したデータは第1号被保険者の悉皆データから完全なランダムで抽出したサンプルを集計したものであるため、これに抽出率の逆数を掛けた母集団の推計値は、信頼性がかなり高い。その一方で、未納者の社会経済的な属性の情報が含まれていないため、未納に至った経緯や背景については把握することができないが、これらについては多数の研究蓄積がある

¹³ 加えて、かつて国民年金への加入が免除されていた学生が、無年金障害者となるリスクを避けるために強制適用の対象となったにもかかわらず、いまだにそのようなリスクを抱えた人がいる可能性も示唆している。

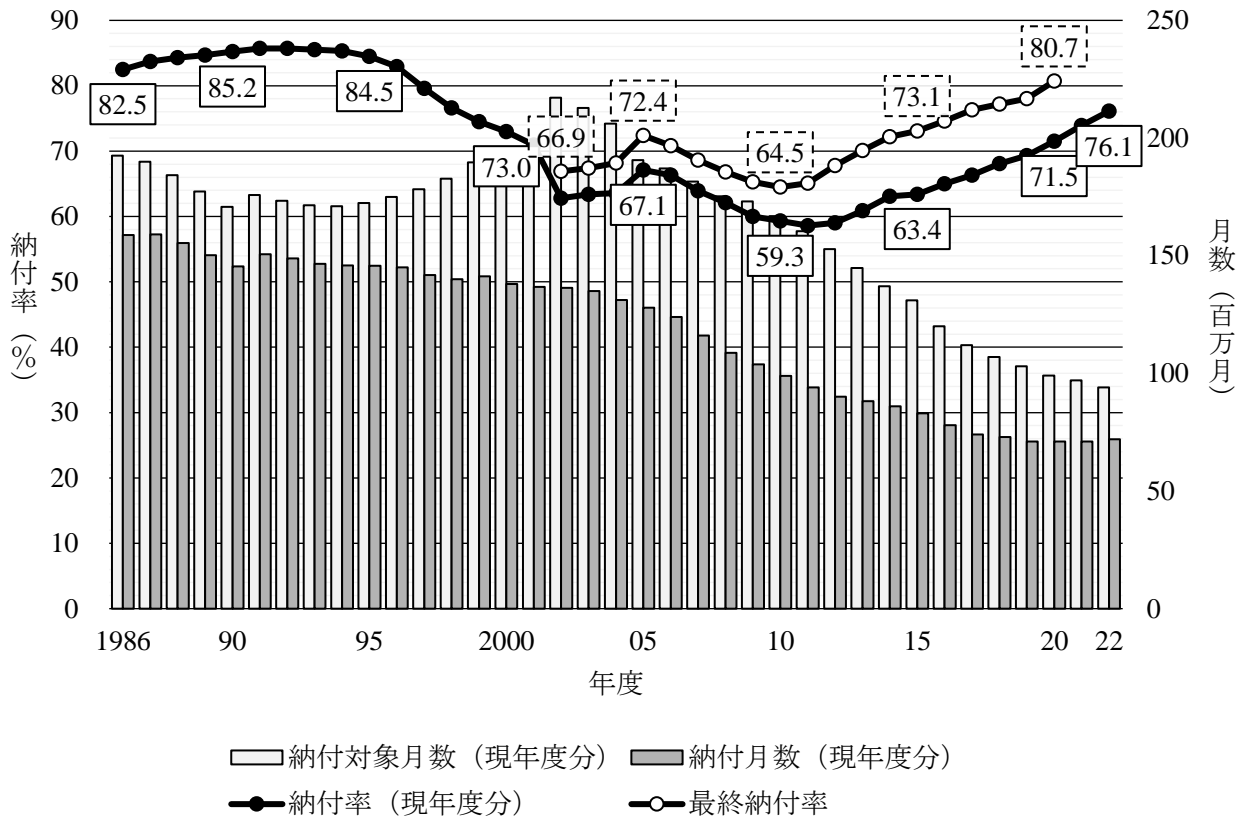
ので、これらを参照されたい¹⁴。

参考文献

- 阿部彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正－未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』43、pp.134－154。
- 臼杵政治・中嶋邦夫・北村智起(2007)「国民年金1号被保険者の加入・納付行動の分析－なぜ、保険料を払わないのか－」『リスクと保険』(3)、pp.21－41。
- 大津唯(2021)「高齢者の貧困問題と公的年金制度の課題」『日台若手研究者共同研究事業（福祉グループ）最終報告書 Aging in Place を共創する』、第1章、pp.11－26。
- 小椋正立・千葉友太郎(1991)「公平性から見たわが国の社会保険料負担について」『フィナンシャル・レビュー』19、pp.27－53。
- 厚生労働省(2022)「令和4年版厚生労働白書」。
- 駒村康平(2001)「社会保険料未納の実証分析」丸尾直美・益村眞知子・吉田雅彦・飯島大邦『ポスト福祉国家の総合政策』ミネルヴァ書房、pp.107－119。
- 駒村康平、山田篤裕(2007)「年金制度への強制加入の根拠－国民年金未納・未加入に関する実証分析－」『会計検査研究』35、pp.31－49。
- 齊藤由里恵「国民年金保険料納付率の決定要因－都道府県データによる分析－」国際公共経済研究22、pp.191-198。
- 四方理人・駒村康平・稲垣誠一・小林哲郎(2012)「国民年金保険料納付行動と年金額通知効果」『行動経済学』5、pp.92－102。
- 中嶋邦夫・臼杵政治(2005)「国民年金の未納要因－主観的な視点の考慮－」『ニッセイ基礎研 REPORT』2005年6月号、pp.1－6。
- 中橋創(2011)「国民年金の未納と代替行動」『京都産業大学論集 社会科学系列』28、pp.273－286。
- 丸山桂・駒村康平(2005)「国民年金の空洞化問題と年金制度のありかた」城戸喜子、駒村康平編『社会保証制度の新たな制度設計』慶應義塾大学出版会、pp.223－250。
- 山口三十四(2007)「同時方程式による国民年金の納付率に関する計量的分析」中央大学『経済学論纂』47(3・4)、pp.263－282。
- 山口三十四・佐藤真理(2008)「国民年金と国民健康保険に関する計量的分析」『尾道大学経済情報論集』8(1)、pp.57－79。
- 山田篤裕(2009)「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態－社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析－」『社会政策研究』(9)、pp.64－93。

¹⁴ 国民年金保険料の未納の決定要因については、マクロデータ(都道府県別の統計データ)を用いた研究と、ミクロデータ(厚生労働省による調査の個票データや独自のアンケート調査)を用いた研究がある。マクロデータを用いた研究は、小椋・千葉(1991)、駒村(2001)、丸山・駒村(2005)、山口(2007)、山口・佐藤(2008)、齊藤(2011)、中橋(2011)が挙げられる。ミクロデータを用いた研究は、性別や年齢階層など分析対象が限定されているものを除外しても、阿部(2001)、中嶋・杵臼・北村(2005)、杵臼・中嶋・北村(2007)、駒村・山田(2007)、山田(2009)、四方・駒村・稲垣・小林(2012)がある。

図1 国民年金保険料の納付率等の推移

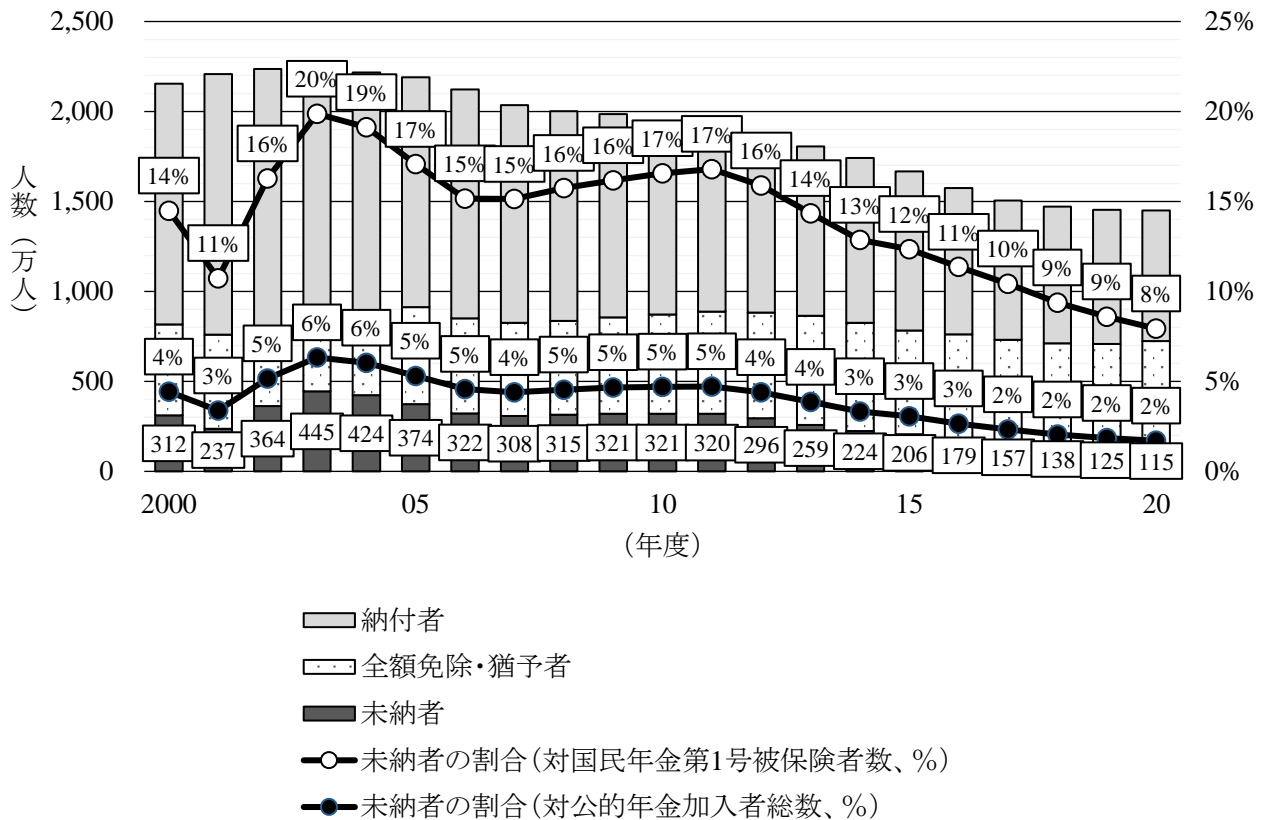


(注1) 納付率は、納付対象月数に対する納付月数の比率である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数および産前産後免除月数を除く)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数および納付月数には免除に係る追納月数は含まれていない。

(注2) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。2001年度分以前については把握されていない。

(出所) 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」、同「厚生年金保険・国民年金事業年報」(2021年度)、同「令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況」より筆者作成。

図2 国民年金第1号被保険者の保険料納付状況の推移



(注1) 各年度末時点。任意加入被保険者を含む。

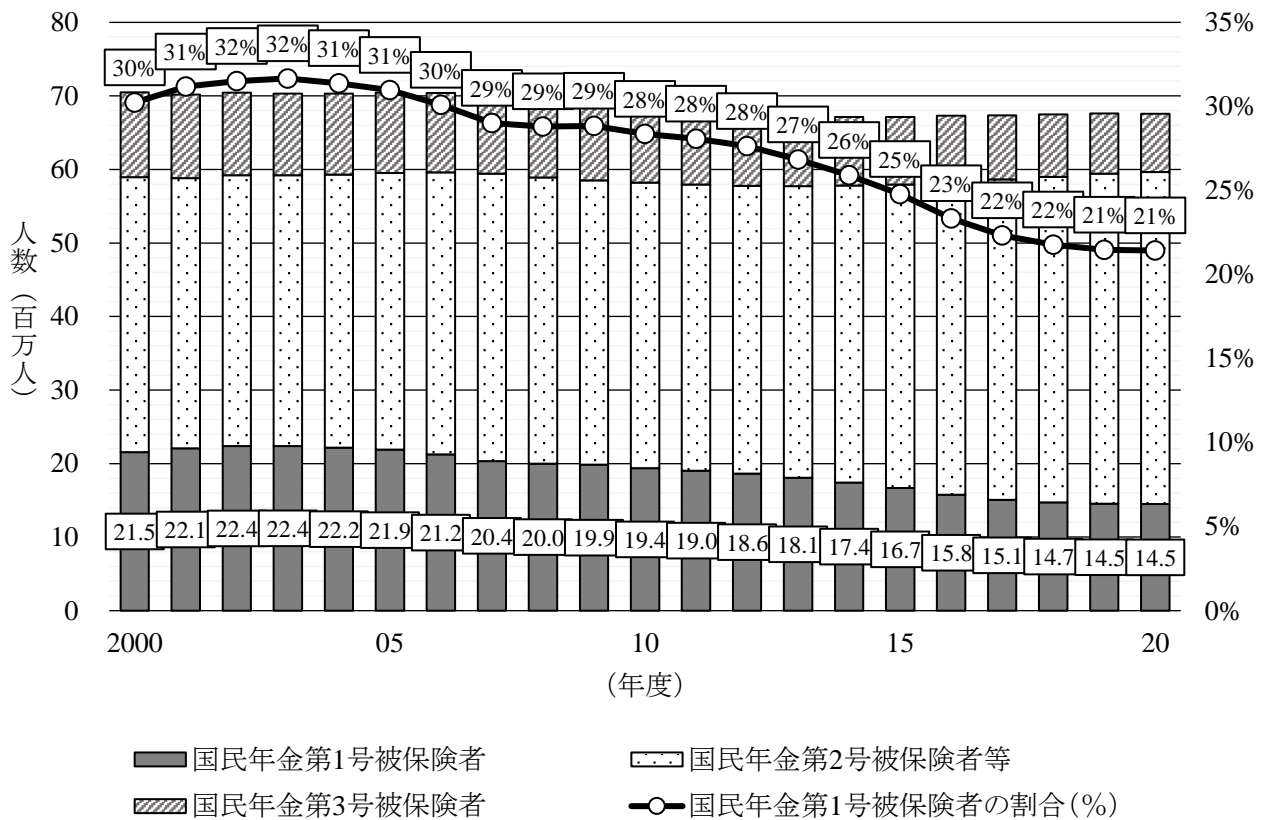
(注2) 未納者は、国民年金第1号被保険者であって、かつ過去2年間の保険料が未納となっている者である。

(注3) 全額免除・猶予者は、法定免除および申請全額免除、学生納付特例、納付猶予制度(2015年度以前は若年者納付猶予制度)の適用者の合計である。

(注4) 納付者の人数は、国民年金第1号被保険者の人数から未納者の人数および全額免除・猶予者の人数を差し引いて算出したものである。

(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(各年度版)、同「国民年金の加入・納付状況」(各年度版)より筆者作成。

図3 公的年金制度の加入者数の推移(被保険者の種類別)



(注1) 各年度末時点。国民年金第1号被保険者は、任意加入被保険者を含む。
 (注2) 国民年金第2号被保険者等には、厚生年金の被保険者ではあるが60歳以上であり国民年金の被保険者とはならない人も含む。
 (注3) 国民年金第2号被保険者等および国民年金第3号被保険者のなかには、過去2年間に国民年金第1号被保険者であった者で未納期間を有する者が含まれている。
 (出所) 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」より筆者作成。

表1 国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料納付状況

	未納無し							
	1108.5 万人 (77.6%)							
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り			
	807.3 万人 (56.5%)				301.1 万人 (21.1%)			
	免除・ 猶予期間 無し	免除・猶予期間有り			免除・ 猶予期間 無し	免除・猶予期間有り		
		435.6 万人 (30.5%)				190.3 万人 (13.3%)		
		免除期間 有り	免除期間無し			免除期間 有り	免除期間無し	
		納付猶予 期間有り	学生納付 特例のみ			納付猶予 期間有り	学生納付 特例のみ	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
人数(万人)	371.7	315.4	38.4	81.9	110.9	74.4	16.0	99.9
割合	26.0%	22.1%	2.7%	5.7%	7.8%	5.2%	1.1%	7.0%

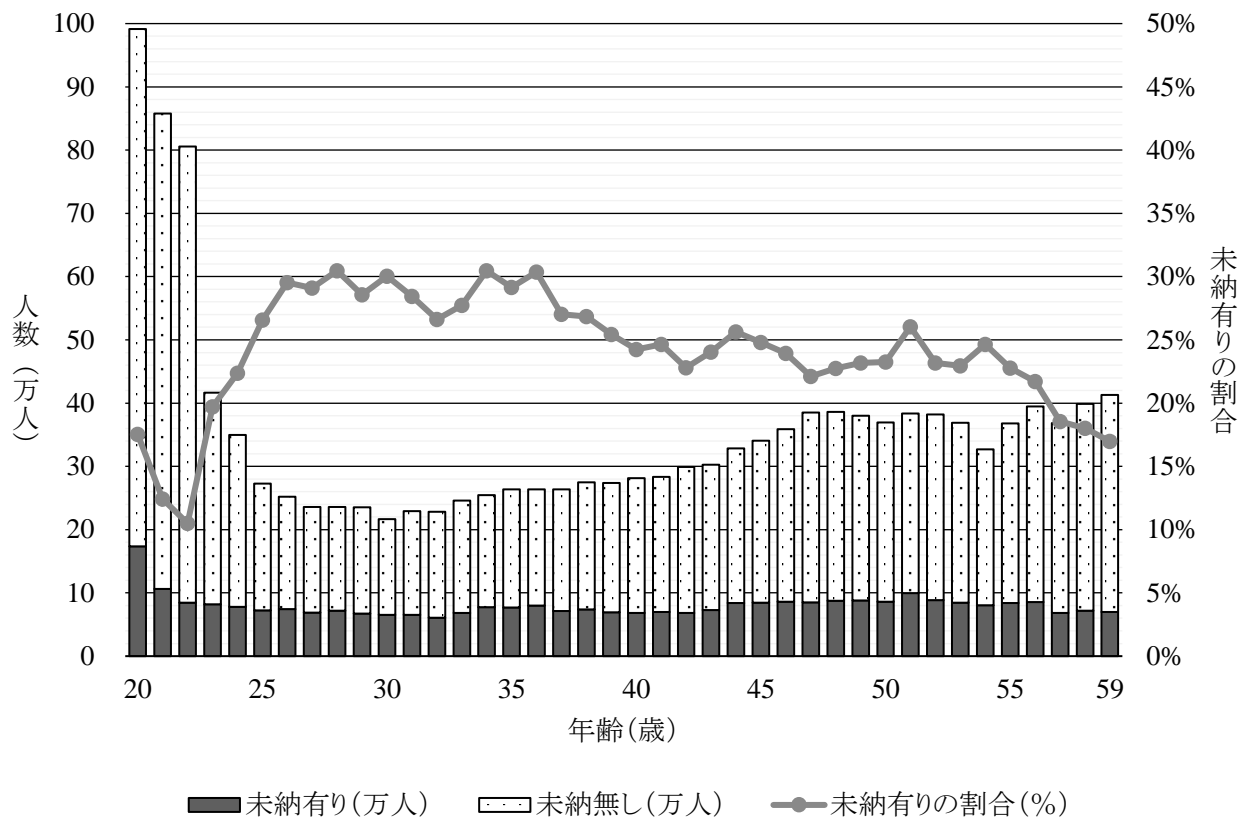
	未納有り							
	320.2 万人 (22.4%)							
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り			
	221.7 万人 (15.5%)				98.5 万人 (6.9%)			
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り	
	139.2 万人 (9.7%)		82.5 万人 (5.8%)		73.5 万人 (5.1%)		25.0 万人 (1.7%)	
	納付期間 無し	納付期間 有り	一部免除 期間の 未納無し	一部免除 期間の 未納有り	納付期間 無し	納付期間 有り	一部免除 期間の 未納無し	一部免除 期間の 未納有り
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
人数(万人)	103.7	35.5	45.4	37.1	53.4	20.1	17.7	7.3
割合	7.3%	2.5%	3.2%	2.6%	3.7%	1.4%	1.2%	0.5%

(注1) 2020年度末時点。任意加入被保険者を除く。人数は、サンプルの集計値を100倍(抽出率の逆数)した母集団の推計値である。

(注2) 産前産後の免除期間は「免除」に含めず、保険料が納付されたのと同じものとして扱っている。免除または猶予の適用を受けた期間の保険料が追納されている場合は、当初から納付されたのと同じものとして扱っている。付加保険料に関する納付状況は考慮に入れておらず、本体部分についてのみの納付状況である。

(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

図4 国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料未納の有無(年齢別)



(注1) 2020年度末時点。任意加入被保険者を除く。人数は、サンプルの集計値を100倍(抽出率の逆数)した母集団の推計値である。過去2年間に1ヵ月分でも未納があれば「未納有り」としている。
 (注2) 各月1日生まれの人は20歳になる前の月から国民年金の被保険者となる。そのため、2001年4月1日生まれの人は2020年度末時点で19歳ではあるが、既に国民年金の被保険者となっている。ただし、そのような人は0.2万人とわずかであったので、集計に際しては20歳に含めている。
 (出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

参考表1 国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料納付状況(年齢別、人数)

(1) 2016年度末時点

年齢	未納無し								小計	未納有り								小計	合計
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ		納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	16.3	4.0	2.7	56.0	78.9	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	1.9	0.5	0.2	18.4	97.3
21歳	1.0	0.4	0.2	4.4	12.1	5.3	3.4	45.6	72.4	0.3	0.1	0.3	0.1	4.3	1.9	3.1	0.6	10.7	83.2
22歳	13.6	4.5	3.0	45.4	0.7	1.5	0.8	0.4	69.8	2.7	1.3	2.6	0.9	1.2	0.6	0.9	0.2	10.4	80.1
23歳	7.3	4.6	3.2	13.8	1.0	1.8	0.8	0.5	32.9	2.5	1.0	2.7	1.0	1.3	0.6	1.1	0.2	10.2	43.1
24歳	6.7	4.8	3.3	7.6	1.3	1.6	1.1	0.3	26.7	2.7	1.1	1.9	1.1	1.6	0.7	0.8	0.3	10.1	36.8
25歳	5.4	4.9	3.2	3.3	1.5	1.7	0.9	0.1	21.0	2.8	0.7	2.2	1.4	1.9	0.6	0.7	0.3	10.8	31.8
26歳	4.8	5.0	3.0	1.7	1.9	1.8	0.7	0.1	19.0	2.8	0.8	1.8	1.0	1.4	0.7	0.7	0.2	9.4	28.4
27歳	4.7	5.3	2.9	0.8	1.7	1.4	0.7	0.1	17.6	2.8	1.0	1.8	1.1	1.5	0.7	0.7	0.1	9.6	27.2
28歳	5.4	6.0	2.9	0.8	1.6	1.7	0.6	0.1	19.1	3.0	1.1	1.6	1.1	1.4	0.7	0.7	0.3	9.8	28.9
29歳	5.9	5.7	2.8	0.5	1.7	1.6	0.4	0.1	18.6	3.0	1.2	1.6	1.1	1.4	0.7	0.4	0.3	9.9	28.4
30歳	6.0	5.9	1.9	0.3	1.8	1.6	0.5	0.1	17.9	2.8	1.1	1.7	1.6	1.5	0.6	0.6	0.1	9.9	27.8
31歳	6.2	5.9	0.7	0.2	1.6	1.5	0.3	0.1	16.5	3.6	1.3	1.8	1.9	1.4	0.7	0.4	0.3	11.4	27.9
32歳	7.8	6.2	0.1	0.3	2.0	1.8	0.1	0.0	18.3	3.9	1.3	1.7	1.7	1.3	0.6	0.3	0.3	10.9	29.2
33歳	8.1	6.6	0.0	0.2	1.8	1.5	0.2	0.0	18.3	4.1	1.4	1.4	1.8	1.3	0.7	0.3	0.3	11.4	29.7
34歳	8.2	7.0	0.0	0.1	1.7	1.6	0.1	0.0	18.8	4.7	1.5	1.4	1.7	1.4	0.5	0.4	0.3	11.7	30.5
35歳	8.5	6.9	0.0	0.1	1.5	1.5	0.1	0.0	18.8	4.4	1.6	1.3	2.1	1.2	0.7	0.4	0.3	12.0	30.8
36歳	8.8	7.6	0.1	0.1	1.7	1.6	0.1	0.0	20.0	4.2	1.4	1.2	1.9	1.1	0.6	0.3	0.3	11.0	31.0
37歳	9.0	8.3	0.0	0.1	1.7	1.5	0.0	0.0	20.6	4.1	1.5	1.3	1.9	1.0	0.6	0.3	0.1	10.8	31.5
38歳	11.0	7.8	0.0	0.0	1.5	1.4	0.1	0.0	21.7	4.4	1.7	1.4	1.8	0.8	0.4	0.2	0.3	10.9	32.6
39歳	11.2	8.2	0.0	0.0	1.6	1.5	0.1	0.0	22.6	4.7	1.8	1.3	1.8	1.0	0.5	0.4	0.2	11.6	34.2
40歳	10.5	8.3	0.0	0.1	1.5	1.4	0.1	0.0	22.0	4.3	1.7	1.1	1.7	0.9	0.5	0.3	0.2	10.7	32.7
41歳	12.1	9.0	0.0	0.1	1.5	1.5	0.0	0.0	24.3	3.9	1.8	1.2	2.1	1.0	0.5	0.3	0.2	10.9	35.3
42歳	13.0	9.8	0.0	0.1	1.6	1.8	0.0	0.0	26.3	4.5	2.0	1.4	2.0	1.2	0.4	0.2	0.2	11.9	38.2
43歳	13.7	10.8	0.0	0.0	1.6	1.6	0.0	0.0	27.7	4.8	1.7	1.5	2.0	1.0	0.5	0.4	0.3	12.2	39.9
44歳	14.1	10.4	0.0	0.0	1.6	1.6	0.1	0.0	27.8	6.3	2.0	1.3	2.0	1.1	0.3	0.5	0.1	13.6	41.4
45歳	13.6	11.9	0.0	0.0	1.6	1.5	0.0	0.0	28.7	6.1	1.9	1.4	2.2	1.1	0.4	0.2	0.2	13.4	42.1
46歳	13.0	10.9	0.0	0.0	1.8	1.6	0.0	0.0	27.4	6.3	1.6	1.3	2.0	1.1	0.4	0.3	0.2	13.0	40.4
47歳	12.8	10.3	0.0	0.0	1.6	1.5	0.0	0.0	26.2	6.1	1.7	1.4	1.9	0.8	0.3	0.2	0.2	12.5	38.7
48歳	13.4	10.1	0.0	0.0	1.3	1.6	0.0	0.0	26.5	5.7	1.7	1.4	1.8	0.9	0.3	0.3	0.1	12.1	38.6
49歳	13.5	10.7	0.0	0.0	1.9	1.7	0.0	0.0	27.8	5.9	1.6	1.4	2.0	0.9	0.5	0.3	0.2	12.6	40.5
50歳	10.7	9.2	0.0	0.0	1.4	1.1	0.0	0.0	22.4	4.5	1.2	1.0	1.6	0.8	0.3	0.2	0.2	9.8	32.2
51歳	12.4	9.2	0.0	0.0	1.8	1.4	0.0	0.0	24.8	4.8	1.6	1.1	1.6	0.7	0.3	0.2	0.2	10.5	35.2
52歳	12.8	10.2	0.0	0.0	1.5	1.6	0.0	0.0	26.1	5.0	1.7	1.1	2.0	0.6	0.4	0.3	0.2	11.2	37.3
53歳	13.1	9.7	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	25.6	4.1	1.4	1.0	1.7	0.7	0.3	0.3	0.2	9.5	35.1
54歳	13.5	9.5	0.0	0.0	1.9	1.5	0.0	0.0	26.4	3.7	1.2	0.9	1.6	0.8	0.3	0.1	0.2	8.9	35.3
55歳	13.7	9.6	0.0	0.0	2.2	1.3	0.0	0.0	26.8	4.2	1.3	0.9	1.7	0.7	0.4	0.2	0.2	9.5	36.3
56歳	15.3	9.7	0.0	0.0	2.2	1.6	0.0	0.0	28.8	3.9	1.3	0.9	1.9	0.6	0.4	0.2	0.2	9.4	38.2
57歳	16.3	10.2	0.0	0.0	2.8	1.5	0.0	0.0	30.8	3.9	1.5	1.0	1.9	0.6	0.4	0.2	0.2	9.5	40.4
58歳	18.3	11.3	0.0	0.0	3.2	1.7	0.0	0.0	34.4	4.3	1.7	1.1	2.1	0.6	0.4	0.2	0.2	10.5	44.9
59歳	19.6	12.0	0.0	0.0	4.2	1.8	0.0	0.0	37.6	4.1	1.4	1.0	2.0	0.7	0.4	0.2	0.3	10.0	47.6
合計	415.1	314.0	27.6	80.0	95.3	68.4	13.8	103.6	1117.7	159.4	54.8	54.4	64.5	60.4	22.5	18.0	8.9	442.7	1560.4

(2) 2017 年度末時点

年齢	未納無し								小計	未納有り								小計	合計
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			
	納付期間	免除期間	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間	免除期間	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ		納付期間	納付期間	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間	納付期間	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7	3.7	3.0	56.8	79.1	0.0	0.0	0.0	0.0	16.4	2.2	0.3	0.1	19.0	98.2
21歳	1.1	0.4	0.3	4.6	12.2	5.2	3.6	47.4	74.6	0.2	0.1	0.2	0.0	4.5	1.5	3.0	0.6	10.2	84.8
22歳	13.2	4.2	3.1	43.0	0.8	1.3	0.6	0.3	66.5	2.2	0.9	2.1	0.6	1.3	0.5	0.9	0.1	8.7	75.2
23歳	7.1	4.6	3.3	15.0	0.8	1.5	0.8	0.5	33.5	2.4	0.7	2.4	0.9	1.5	0.5	1.4	0.2	9.9	43.4
24歳	6.9	4.5	3.0	8.1	1.2	2.0	0.7	0.2	26.4	2.4	0.9	2.0	0.8	1.5	0.8	0.9	0.2	9.4	35.8
25歳	5.0	4.7	3.0	3.6	1.7	1.9	0.8	0.2	20.8	2.7	0.8	1.9	0.8	1.5	0.7	0.9	0.2	9.4	30.2
26歳	4.5	4.7	3.1	1.5	1.6	1.7	0.9	0.1	18.2	2.6	0.9	1.6	0.8	1.7	0.8	0.7	0.2	9.3	27.5
27歳	4.3	4.8	2.9	0.8	1.4	1.6	0.5	0.2	16.5	2.3	1.0	1.8	0.9	1.7	0.7	0.7	0.2	9.4	25.8
28歳	4.6	4.5	2.5	0.7	1.5	1.5	0.5	0.1	15.9	2.3	1.0	1.4	0.9	1.5	0.7	0.8	0.3	8.8	24.7
29歳	5.1	5.1	2.4	0.5	1.6	1.4	0.6	0.1	16.9	2.6	1.0	1.4	1.1	1.5	0.6	0.7	0.2	9.1	26.0
30歳	5.7	5.5	2.3	0.4	1.6	1.8	0.3	0.1	17.5	2.6	1.2	1.3	1.1	1.5	0.6	0.5	0.2	8.8	26.4
31歳	6.1	5.9	1.7	0.2	1.7	1.4	0.3	0.1	17.4	2.8	1.1	1.5	1.2	1.4	0.7	0.5	0.1	9.4	26.7
32歳	6.5	6.4	0.3	0.2	1.5	1.5	0.2	0.1	16.5	3.1	1.3	1.3	1.6	1.2	0.6	0.4	0.2	9.8	26.3
33歳	7.4	6.3	0.3	0.1	1.6	1.5	0.1	0.1	17.3	3.2	1.3	1.5	1.4	1.3	0.8	0.5	0.2	10.1	27.4
34歳	7.9	6.6	0.1	0.2	1.7	1.7	0.2	0.0	18.4	3.8	1.4	1.5	1.5	1.3	0.4	0.5	0.3	10.6	29.0
35歳	8.4	7.8	0.1	0.1	1.3	1.5	0.2	0.0	19.4	3.8	1.3	1.2	1.6	1.2	0.5	0.4	0.2	10.1	29.4
36歳	8.5	7.5	0.1	0.1	1.4	1.5	0.1	0.0	19.2	3.6	1.4	1.3	1.4	1.1	0.4	0.4	0.2	9.7	29.0
37歳	9.2	7.9	0.1	0.0	1.6	1.5	0.1	0.0	20.5	3.7	1.6	1.3	1.5	0.8	0.5	0.3	0.2	9.8	30.3
38歳	9.6	7.7	0.1	0.1	1.7	1.3	0.1	0.0	20.5	3.8	1.8	1.3	1.5	1.1	0.6	0.3	0.2	10.5	31.1
39歳	10.1	8.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.1	0.0	20.8	4.0	1.5	1.4	1.6	0.9	0.5	0.3	0.3	10.5	31.2
40歳	11.1	8.4	0.0	0.0	1.6	1.6	0.1	0.0	22.8	3.3	1.7	1.3	1.6	1.0	0.5	0.3	0.3	9.9	32.7
41歳	10.8	8.8	0.1	0.0	1.5	1.3	0.1	0.0	22.5	3.7	1.6	1.1	1.5	1.0	0.4	0.3	0.2	9.7	32.2
42歳	11.7	9.7	0.0	0.0	1.6	1.4	0.1	0.0	24.6	4.0	1.8	1.0	1.5	0.9	0.4	0.2	0.2	10.0	34.6
43歳	12.0	9.4	0.1	0.1	1.5	1.7	0.1	0.0	24.7	3.8	1.6	1.4	1.8	0.9	0.5	0.4	0.2	10.5	35.2
44歳	13.6	10.4	0.0	0.1	1.7	1.7	0.1	0.0	27.5	5.2	1.8	1.2	1.6	0.9	0.5	0.3	0.2	11.7	39.1
45歳	13.8	11.2	0.0	0.0	1.7	1.5	0.1	0.0	28.4	5.0	1.9	1.5	1.7	1.0	0.5	0.4	0.2	12.2	40.6
46歳	14.1	10.8	0.0	0.0	1.6	1.5	0.1	0.0	28.1	5.2	2.1	1.2	1.8	1.0	0.6	0.3	0.2	12.4	40.5
47歳	13.7	11.1	0.0	0.0	1.7	1.6	0.1	0.0	28.2	5.6	1.9	1.5	1.8	1.0	0.6	0.4	0.2	12.9	41.0
48歳	13.4	10.6	0.1	0.0	1.3	1.5	0.1	0.0	26.9	5.2	1.7	1.4	1.8	1.0	0.5	0.4	0.2	12.1	39.0
49歳	12.5	10.2	0.0	0.0	1.6	1.4	0.1	0.0	25.8	4.6	1.7	1.4	1.6	1.0	0.4	0.2	0.2	11.0	36.8
50歳	12.7	10.1	0.0	0.0	1.8	1.5	0.0	0.0	26.1	4.9	1.7	1.3	1.7	0.7	0.5	0.3	0.2	11.4	37.5
51歳	10.9	8.9	0.0	0.0	1.5	1.2	0.0	0.0	22.6	4.4	1.4	1.0	1.6	1.0	0.2	0.2	0.2	10.0	32.5
52歳	12.0	9.8	0.0	0.0	1.6	1.2	0.0	0.0	24.7	4.4	1.4	1.0	1.6	0.7	0.3	0.2	0.2	9.8	34.4
53歳	12.9	9.9	0.0	0.0	1.8	1.5	0.0	0.0	26.2	4.2	1.5	1.1	1.6	0.8	0.3	0.3	0.2	10.0	36.2
54歳	12.9	9.2	0.0	0.0	2.1	1.2	0.0	0.0	25.3	3.6	1.6	0.8	1.4	0.6	0.3	0.3	0.1	8.7	34.0
55歳	13.8	10.2	0.0	0.0	2.2	1.3	0.0	0.0	27.5	3.6	1.4	0.9	1.6	0.7	0.4	0.2	0.1	8.7	36.2
56歳	14.6	9.7	0.0	0.0	2.4	1.3	0.0	0.0	28.0	3.6	1.4	0.8	1.6	0.7	0.3	0.2	0.2	8.7	36.7
57歳	15.3	10.2	0.0	0.0	2.8	1.4	0.0	0.0	29.8	3.3	1.3	1.0	1.6	0.6	0.4	0.1	0.1	8.5	38.3
58歳	16.9	10.4	0.0	0.0	3.2	1.7	0.0	0.0	32.2	3.3	1.5	1.0	1.7	0.7	0.4	0.2	0.3	9.1	41.3
59歳	19.9	11.6	0.0	0.0	3.9	1.8	0.0	0.0	37.2	3.7	1.5	1.1	1.9	0.6	0.4	0.2	0.2	9.6	46.8
合計	399.7	307.5	29.0	79.5	92.9	65.7	14.3	106.3	1094.7	138.6	53.3	51.0	54.2	61.7	22.6	19.6	8.4	409.2	1504.0

(3) 2018 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	15.6	4.0	3.6	58.6	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	15.3	2.1	0.5	0.1	18.0	99.8
21歳	1.2	0.3	0.3	4.0	13.6	5.3	3.2	46.7	74.5	0.2	0.1	0.2	0.1	4.4	1.8	2.8	0.4	9.9	84.4
22歳	13.2	4.1	2.6	45.1	0.8	1.5	0.6	0.3	68.3	1.9	1.0	2.2	0.5	1.2	0.5	0.8	0.2	8.3	76.5
23歳	6.8	4.6	3.4	13.3	1.1	1.9	0.8	0.4	32.4	1.8	0.7	2.2	0.6	1.6	0.7	1.1	0.2	9.0	41.4
24歳	6.1	4.6	3.1	8.6	1.6	2.0	1.1	0.3	27.4	2.1	0.7	1.9	0.7	1.6	0.8	1.0	0.2	9.0	36.4
25歳	4.9	4.4	2.5	3.5	1.7	1.9	0.8	0.2	19.8	1.9	0.8	1.7	0.7	2.0	0.7	0.6	0.2	8.6	28.4
26歳	4.2	4.7	2.9	1.6	1.7	2.2	0.7	0.1	18.0	2.2	0.8	1.7	0.9	1.7	0.7	0.7	0.1	8.8	26.8
27歳	4.2	4.5	2.6	0.8	1.8	1.7	0.7	0.1	16.4	1.8	0.8	1.4	0.9	1.4	0.8	0.7	0.2	7.9	24.3
28歳	4.3	4.9	2.7	0.4	1.7	1.7	0.5	0.2	16.2	2.3	0.8	1.1	0.9	1.4	0.6	0.7	0.1	7.8	24.0
29歳	4.4	4.7	2.2	0.5	1.6	1.6	0.4	0.1	15.5	2.3	0.7	1.3	1.0	1.5	0.7	0.6	0.2	8.2	23.8
30歳	5.3	5.2	2.3	0.3	1.6	1.5	0.4	0.0	16.5	2.6	1.0	1.4	0.8	1.3	0.6	0.6	0.2	8.6	25.1
31歳	5.2	5.7	2.2	0.2	1.6	1.5	0.4	0.0	17.0	2.3	1.0	1.2	0.9	1.3	0.6	0.4	0.2	7.9	24.8
32歳	5.8	5.6	2.1	0.3	1.7	1.4	0.3	0.0	17.2	2.8	1.0	1.2	1.0	1.1	0.5	0.4	0.1	8.2	25.3
33歳	6.3	6.5	1.0	0.2	1.6	1.6	0.2	0.1	17.4	2.9	1.0	1.2	1.0	1.2	0.5	0.3	0.2	8.2	25.6
34歳	7.4	6.2	0.8	0.1	1.6	1.6	0.2	0.0	17.9	3.4	1.2	1.2	1.0	1.2	0.5	0.4	0.2	9.1	27.1
35歳	8.2	6.8	0.8	0.2	1.7	1.3	0.2	0.0	19.1	3.7	1.3	1.2	1.3	1.0	0.5	0.4	0.2	9.5	28.6
36歳	8.6	7.6	0.8	0.1	1.6	1.6	0.1	0.1	20.4	3.2	1.2	1.2	1.1	1.1	0.5	0.4	0.1	8.7	29.1
37歳	8.1	7.1	0.7	0.1	1.7	1.4	0.2	0.0	19.3	3.0	1.1	1.1	1.1	1.1	0.4	0.4	0.2	8.5	27.8
38歳	9.0	7.3	0.6	0.1	1.5	1.6	0.1	0.0	20.1	3.4	1.3	1.1	1.1	1.1	0.4	0.3	0.2	8.9	29.1
39歳	9.8	7.7	0.5	0.0	1.7	1.4	0.1	0.0	21.3	3.2	1.4	1.1	1.3	1.1	0.5	0.4	0.1	8.9	30.2
40歳	10.0	7.9	0.5	0.0	1.5	1.3	0.1	0.0	21.3	3.7	1.4	1.1	1.3	0.9	0.4	0.3	0.1	9.3	30.6
41歳	10.3	8.1	0.5	0.1	1.6	1.5	0.1	0.0	22.1	3.6	1.5	1.1	1.2	0.9	0.6	0.3	0.1	9.2	31.3
42歳	10.6	8.1	0.4	0.0	1.7	1.5	0.1	0.0	22.4	3.4	1.3	0.9	1.3	1.1	0.5	0.2	0.2	8.8	31.2
43歳	12.1	9.2	0.4	0.0	1.6	1.3	0.1	0.0	24.7	3.3	1.5	1.1	1.3	0.9	0.4	0.2	0.2	8.8	33.5
44歳	12.7	9.7	0.4	0.0	1.7	1.4	0.1	0.0	26.0	4.7	1.5	1.3	1.4	0.9	0.4	0.3	0.2	10.7	36.6
45歳	12.8	10.3	0.4	0.0	1.7	1.6	0.1	0.0	26.8	5.0	1.9	1.3	1.5	0.9	0.5	0.4	0.2	11.7	38.4
46歳	13.6	11.0	0.4	0.0	1.6	1.5	0.1	0.0	28.3	4.7	1.9	1.3	1.5	0.8	0.5	0.4	0.2	11.2	39.5
47歳	13.0	11.2	0.4	0.0	1.6	1.7	0.1	0.0	28.0	4.5	1.8	1.1	1.3	0.9	0.4	0.3	0.2	10.6	38.6
48歳	13.3	10.7	0.3	0.0	1.7	1.5	0.1	0.0	27.6	4.7	1.5	1.2	1.7	1.0	0.4	0.3	0.2	11.0	38.6
49歳	13.0	10.9	0.4	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0	27.6	3.9	1.8	1.3	1.6	0.8	0.6	0.2	0.2	10.3	38.0
50歳	12.8	10.7	0.1	0.1	1.8	1.5	0.0	0.0	26.9	4.1	1.6	1.1	1.7	0.8	0.4	0.2	0.3	10.1	37.0
51歳	12.3	10.7	0.0	0.0	1.8	1.4	0.0	0.0	26.3	3.7	1.9	1.2	1.7	1.0	0.4	0.3	0.1	10.3	36.6
52歳	11.4	9.9	0.0	0.0	1.8	1.3	0.0	0.0	24.3	3.3	1.4	0.7	1.5	0.7	0.4	0.3	0.2	8.5	32.7
53歳	12.8	9.4	0.0	0.0	1.7	1.1	0.0	0.0	25.1	3.8	1.4	0.9	1.5	0.6	0.4	0.2	0.3	9.0	34.0
54歳	13.4	9.8	0.0	0.0	2.1	1.6	0.0	0.0	27.0	5.0	1.7	1.2	1.6	0.7	0.3	0.2	0.2	10.8	37.7
55歳	13.7	9.9	0.0	0.0	2.6	1.1	0.0	0.0	27.3	3.5	1.5	0.8	1.5	0.7	0.4	0.2	0.1	8.7	36.0
56歳	13.9	9.6	0.0	0.0	2.5	1.5	0.0	0.0	27.5	3.3	1.2	0.9	1.5	0.7	0.4	0.1	0.1	8.1	35.6
57歳	14.8	10.3	0.0	0.0	2.6	1.3	0.0	0.0	29.0	3.0	1.3	0.9	1.5	0.8	0.4	0.1	0.2	8.2	37.2
58歳	15.3	10.2	0.0	0.0	3.5	1.7	0.0	0.0	30.7	2.9	1.5	0.8	1.5	0.6	0.5	0.1	0.2	8.2	38.9
59歳	18.5	11.4	0.0	0.0	3.9	1.7	0.0	0.0	35.5	3.5	1.5	1.0	1.6	0.7	0.5	0.2	0.2	9.1	44.6
合計	383.2	301.2	38.0	79.7	97.9	68.0	15.2	107.4	1090.6	124.3	49.0	46.7	46.6	59.8	22.9	18.0	7.3	374.5	1465.1

(4) 2019 年度末時点

年齢	未納無し								小計	未納有り								小計	合計
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ		納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	3.7	3.1	54.8	79.2	0.0	0.0	0.0	0.0	17.0	2.4	0.5	0.2	20.0	99.3
21歳	1.1	0.4	0.2	4.3	12.6	5.5	3.4	48.4	75.9	0.2	0.1	0.3	0.0	4.7	1.7	3.2	0.4	10.6	86.5
22歳	13.1	4.0	2.4	45.9	1.1	1.6	0.7	0.3	69.2	2.1	1.1	2.3	0.4	1.4	0.5	0.9	0.2	8.9	78.1
23歳	6.6	4.3	2.7	13.5	1.2	1.8	1.0	0.6	31.7	1.3	0.6	2.3	0.7	1.5	0.6	1.3	0.2	8.5	40.1
24歳	6.1	4.6	2.7	7.5	1.7	1.9	1.1	0.3	25.9	1.7	0.7	1.8	0.6	1.8	0.8	1.0	0.2	8.7	34.6
25歳	4.8	4.8	2.5	3.6	1.9	1.8	0.9	0.2	20.5	1.9	0.7	1.6	0.6	2.1	0.9	1.0	0.2	9.0	29.6
26歳	4.4	4.8	2.5	1.4	1.8	1.7	0.7	0.2	17.5	1.7	0.7	1.5	0.8	1.6	0.9	0.7	0.2	8.1	25.5
27歳	4.2	4.8	2.2	0.9	1.9	1.5	0.6	0.1	16.2	1.8	0.8	1.4	0.7	1.7	0.7	0.7	0.2	8.0	24.1
28歳	4.3	5.1	2.4	0.6	1.8	1.8	0.5	0.2	16.6	1.9	0.9	1.3	0.7	1.5	0.8	0.5	0.2	7.8	24.3
29歳	4.3	4.9	2.1	0.5	1.7	1.8	0.6	0.1	15.8	2.0	0.7	1.1	0.6	1.5	0.5	0.7	0.2	7.3	23.2
30歳	4.7	5.0	2.0	0.4	1.6	1.6	0.5	0.1	15.7	2.0	0.8	1.1	0.8	1.4	0.6	0.4	0.1	7.3	23.0
31歳	5.3	5.9	1.7	0.3	1.7	1.6	0.3	0.0	16.8	2.2	0.9	1.2	0.8	1.4	0.6	0.5	0.2	7.7	24.5
32歳	5.1	5.6	1.9	0.2	1.7	1.5	0.3	0.1	16.4	2.3	0.9	1.1	0.7	1.4	0.5	0.5	0.2	7.6	24.0
33歳	5.9	6.2	1.4	0.1	1.5	1.4	0.3	0.1	16.8	2.4	1.0	1.2	0.9	1.2	0.6	0.4	0.2	7.8	24.6
34歳	6.9	6.0	0.9	0.1	1.7	1.6	0.2	0.1	17.5	2.9	1.2	1.1	1.1	1.3	0.4	0.4	0.2	8.5	26.0
35歳	6.9	7.1	0.8	0.1	1.6	1.7	0.2	0.0	18.4	2.8	1.4	1.3	1.0	1.0	0.5	0.4	0.2	8.6	27.0
36歳	7.8	7.0	0.9	0.1	1.6	1.2	0.2	0.0	18.7	2.8	1.1	1.3	1.0	1.1	0.6	0.5	0.2	8.6	27.2
37歳	8.1	6.9	0.6	0.0	1.7	1.5	0.2	0.0	19.0	3.0	1.3	1.1	1.1	1.0	0.5	0.3	0.2	8.4	27.4
38歳	8.4	7.2	0.6	0.1	1.4	1.4	0.1	0.0	19.2	3.1	1.3	1.0	1.1	1.0	0.4	0.3	0.2	8.4	27.6
39歳	8.9	7.3	0.6	0.0	1.6	1.3	0.2	0.0	20.0	2.6	1.3	1.0	1.0	1.1	0.4	0.3	0.1	7.9	27.9
40歳	9.2	8.2	0.7	0.1	1.5	1.4	0.1	0.0	21.2	2.6	1.2	1.2	1.1	0.8	0.5	0.3	0.2	7.9	29.1
41歳	10.1	8.2	0.5	0.0	1.5	1.2	0.1	0.0	21.6	2.8	1.3	1.2	1.2	1.1	0.4	0.3	0.1	8.4	30.0
42歳	10.9	8.5	0.5	0.0	1.6	1.3	0.1	0.0	22.9	3.0	1.4	0.9	1.3	1.0	0.5	0.2	0.1	8.5	31.4
43歳	10.7	8.9	0.4	0.0	1.6	1.2	0.1	0.0	23.0	2.7	1.3	1.2	1.3	0.9	0.4	0.3	0.1	8.3	31.3
44歳	11.6	9.4	0.4	0.0	1.5	1.5	0.1	0.0	24.5	3.8	1.6	1.0	1.3	0.8	0.4	0.4	0.1	9.4	33.9
45歳	12.2	10.7	0.5	0.1	1.5	1.5	0.1	0.0	26.5	3.9	1.9	1.3	1.5	1.0	0.5	0.3	0.1	10.5	37.0
46歳	13.3	10.8	0.3	0.0	1.9	1.7	0.0	0.0	28.0	3.8	1.8	1.1	1.4	0.9	0.5	0.4	0.2	10.0	38.1
47歳	13.1	10.9	0.4	0.0	1.6	1.5	0.1	0.0	27.6	4.1	1.5	1.1	1.6	1.0	0.4	0.4	0.2	10.2	37.9
48歳	13.5	10.8	0.5	0.0	2.0	1.6	0.1	0.0	28.6	4.0	1.6	1.3	1.4	0.9	0.4	0.3	0.2	9.9	38.5
49歳	12.1	10.6	0.3	0.0	1.8	1.4	0.0	0.0	26.3	4.2	1.5	1.2	1.5	0.9	0.5	0.3	0.1	10.3	36.5
50歳	13.1	10.9	0.1	0.0	1.9	1.5	0.0	0.0	27.4	4.0	1.7	1.3	1.7	0.9	0.5	0.3	0.2	10.5	38.0
51歳	13.6	10.6	0.0	0.0	2.0	1.4	0.0	0.0	27.7	4.2	1.8	1.1	1.8	0.8	0.6	0.3	0.3	10.7	38.4
52歳	13.0	11.1	0.0	0.0	2.1	1.5	0.0	0.0	27.6	3.8	1.8	1.2	1.5	0.9	0.4	0.3	0.2	10.1	37.7
53歳	10.9	9.4	0.0	0.0	1.9	1.3	0.0	0.0	23.5	3.2	1.4	0.9	1.5	0.6	0.4	0.2	0.1	8.3	31.8
54歳	12.6	9.9	0.0	0.0	1.9	1.0	0.0	0.0	25.4	4.3	1.3	0.8	1.6	0.7	0.4	0.2	0.2	9.5	34.9
55歳	14.5	10.8	0.0	0.0	2.3	1.2	0.0	0.0	28.9	4.0	1.5	1.1	1.7	0.7	0.4	0.2	0.2	9.8	38.7
56歳	13.0	9.9	0.0	0.0	2.8	1.6	0.0	0.0	27.3	3.1	1.2	0.8	1.3	0.7	0.3	0.1	0.2	7.7	35.0
57歳	14.6	10.3	0.0	0.0	3.3	1.4	0.0	0.0	29.6	2.9	1.2	0.9	1.6	0.7	0.3	0.2	0.1	7.9	37.5
58歳	15.4	10.6	0.0	0.0	3.4	1.6	0.0	0.0	31.0	2.4	1.2	0.9	1.4	0.5	0.3	0.2	0.2	7.1	38.0
59歳	17.5	10.5	0.0	0.0	4.2	1.4	0.0	0.0	33.6	2.8	1.0	0.9	1.5	0.7	0.5	0.2	0.1	7.7	41.3
合計	371.8	302.6	35.8	79.8	101.8	66.1	15.8	105.5	1079.1	110.2	46.6	46.1	44.0	63.1	23.4	19.7	7.0	360.2	1439.3

(5) 2020 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2	3.8	2.7	52.0	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	2.6	0.5	0.1	17.4	99.1
21歳	1.2	0.4	0.3	4.7	14.4	4.9	3.4	45.8	75.2	0.2	0.1	0.2	0.0	4.4	1.8	3.6	0.3	10.7	85.8
22歳	13.9	4.8	3.1	46.9	1.0	1.3	0.9	0.3	72.1	2.3	0.8	2.3	0.4	1.2	0.6	0.6	0.2	8.5	80.6
23歳	6.7	4.8	2.9	14.3	1.3	1.9	1.0	0.6	33.4	1.8	0.5	2.5	0.5	1.2	0.4	1.1	0.2	8.2	41.6
24歳	6.2	4.9	2.8	7.8	1.8	2.3	1.2	0.3	27.1	1.9	0.5	1.8	0.7	1.2	0.6	0.9	0.2	7.8	35.0
25歳	4.1	5.3	2.6	3.3	1.8	1.9	1.0	0.1	20.0	1.5	0.6	1.7	0.6	1.3	0.6	0.7	0.3	7.3	27.3
26歳	3.8	5.2	2.5	1.7	1.8	2.0	0.7	0.1	17.8	1.7	0.5	1.4	0.7	1.7	0.6	0.7	0.2	7.4	25.2
27歳	4.1	5.5	1.9	0.9	1.7	1.9	0.7	0.1	16.7	1.7	0.7	1.2	0.7	1.2	0.7	0.5	0.2	6.9	23.6
28歳	4.1	5.4	1.9	0.5	2.0	1.9	0.5	0.1	16.4	1.7	0.7	1.3	0.7	1.3	0.7	0.6	0.2	7.2	23.6
29歳	4.7	5.6	2.1	0.4	1.5	1.9	0.6	0.1	16.8	1.9	0.5	1.2	0.6	1.2	0.5	0.6	0.2	6.7	23.6
30歳	4.5	5.2	1.8	0.2	1.3	1.7	0.4	0.1	15.2	2.1	0.7	1.1	0.7	1.0	0.5	0.4	0.1	6.5	21.7
31歳	4.8	5.7	1.9	0.2	1.6	1.7	0.4	0.1	16.4	2.0	0.7	1.1	0.6	1.2	0.4	0.4	0.2	6.5	22.9
32歳	5.5	5.4	1.9	0.2	1.7	1.7	0.3	0.0	16.8	2.1	0.7	0.8	0.7	0.7	0.4	0.4	0.2	6.1	22.8
33歳	5.6	6.2	1.8	0.1	1.9	1.9	0.3	0.0	17.8	2.2	0.7	1.1	0.8	1.1	0.4	0.4	0.2	6.8	24.6
34歳	6.2	6.1	1.7	0.1	1.8	1.5	0.3	0.0	17.7	2.9	0.7	1.2	0.9	0.9	0.6	0.3	0.2	7.8	25.5
35歳	7.3	6.6	1.1	0.1	1.6	1.7	0.2	0.1	18.7	2.8	0.9	1.2	1.0	1.0	0.3	0.4	0.1	7.7	26.4
36歳	7.4	6.7	0.8	0.1	1.6	1.5	0.1	0.0	18.4	3.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.4	0.2	0.2	8.0	26.4
37歳	8.0	7.1	0.7	0.1	1.6	1.6	0.1	0.0	19.3	2.6	1.1	1.2	0.7	0.7	0.4	0.3	0.1	7.1	26.4
38歳	8.6	7.5	0.9	0.1	1.5	1.4	0.2	0.0	20.1	2.5	1.0	1.2	1.0	0.9	0.4	0.3	0.2	7.4	27.5
39歳	8.8	7.7	0.6	0.1	1.6	1.5	0.1	0.0	20.4	2.6	1.1	1.1	0.8	0.8	0.3	0.3	0.1	7.0	27.4
40歳	9.3	8.2	0.6	0.1	1.5	1.6	0.1	0.0	21.3	2.5	0.9	1.0	0.7	0.9	0.4	0.2	0.2	6.8	28.1
41歳	9.6	7.9	0.7	0.0	1.5	1.5	0.1	0.0	21.4	2.8	1.0	1.1	0.9	0.7	0.3	0.2	0.1	7.0	28.4
42歳	10.4	8.8	0.5	0.0	1.7	1.5	0.1	0.0	23.1	2.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.4	0.3	0.2	6.8	29.9
43歳	10.8	8.2	0.6	0.0	1.6	1.7	0.1	0.0	23.0	2.8	1.0	1.0	1.0	0.8	0.4	0.3	0.2	7.3	30.2
44歳	11.0	9.2	0.6	0.0	1.9	1.8	0.1	0.0	24.4	3.7	1.1	0.9	1.0	0.8	0.4	0.3	0.1	8.4	32.8
45歳	11.5	9.9	0.4	0.0	1.9	1.7	0.1	0.0	25.6	3.6	1.1	1.0	1.1	0.8	0.4	0.3	0.1	8.5	34.1
46歳	12.6	10.5	0.5	0.0	2.0	1.6	0.1	0.0	27.3	3.7	1.2	1.0	1.2	0.9	0.3	0.2	0.1	8.6	35.9
47歳	13.6	11.9	0.4	0.0	2.1	1.8	0.1	0.0	30.0	3.3	1.3	1.3	1.2	0.8	0.3	0.2	0.1	8.5	38.5
48歳	13.9	11.7	0.5	0.0	2.0	1.6	0.1	0.0	29.8	3.4	1.3	1.2	1.1	0.8	0.3	0.3	0.3	8.8	38.6
49歳	13.4	11.3	0.4	0.0	2.0	2.1	0.1	0.0	29.2	3.5	1.3	1.1	1.3	0.8	0.4	0.3	0.2	8.8	38.0
50歳	13.5	11.2	0.1	0.0	1.9	1.7	0.0	0.0	28.4	3.4	1.0	1.3	1.3	0.8	0.4	0.3	0.2	8.6	37.0
51歳	13.0	11.6	0.0	0.0	1.9	1.9	0.0	0.0	28.4	3.8	1.4	1.3	1.8	0.9	0.3	0.3	0.2	10.0	38.4
52歳	13.8	11.4	0.0	0.0	2.2	2.0	0.0	0.0	29.4	3.4	1.3	1.0	1.7	0.7	0.3	0.3	0.2	8.9	38.2
53歳	13.0	11.4	0.0	0.0	2.1	1.9	0.0	0.0	28.4	3.4	1.3	1.0	1.3	0.6	0.4	0.3	0.3	8.5	36.9
54歳	10.7	10.6	0.0	0.0	1.9	1.5	0.0	0.0	24.6	3.6	0.9	0.9	1.4	0.6	0.3	0.2	0.1	8.1	32.7
55歳	13.4	10.8	0.0	0.0	2.4	1.8	0.0	0.0	28.4	3.5	1.1	1.0	1.4	0.7	0.3	0.2	0.2	8.4	36.8
56歳	14.6	11.8	0.0	0.0	2.9	1.6	0.0	0.0	30.9	3.9	1.1	1.1	1.3	0.6	0.3	0.1	0.2	8.6	39.5
57歳	14.4	10.8	0.0	0.0	3.1	1.7	0.0	0.0	30.0	2.6	1.0	0.8	1.2	0.4	0.5	0.1	0.2	6.8	36.8
58歳	16.6	10.8	0.0	0.0	3.7	1.6	0.0	0.0	32.7	2.8	0.9	0.9	1.1	0.7	0.3	0.2	0.3	7.2	39.9
59歳	17.1	11.2	0.0	0.0	4.1	1.8	0.0	0.0	34.3	2.3	1.0	0.9	1.3	0.8	0.4	0.1	0.2	7.0	41.3
合計	371.7	315.4	38.4	81.9	110.9	74.4	16.0	99.9	1108.5	103.7	35.5	45.4	37.1	53.4	20.1	17.7	7.3	320.2	1428.7

(注 1) 任意加入被保険者を除く。サンプルの集計値を 100 倍 (抽出率の逆数) した母集団の推計値である。

(注 2) 産前産後の免除期間は「免除」に含めず、保険料が納付されたのと同じものとして扱っている。免除または猶予の適用を受けた期間の保険料が追納されている場合は、当初から納付されたのと同じものとして扱っている。付加保険料に関する納付状況は考慮に入れておらず、本体部分についてのみの納付状況である。

(注 3) 各月 1 日生まれの人は 20 歳になる前の月から国民年金の被保険者となるため、各年度末時点では 4 月 1 日生まれの 19 歳が国民年金の被保険者となっているが、そのような人は少数であるため、集計に際しては 20 歳に含めている。

(出所) 「匿名年金情報」より筆者集計。

参考表 2 国民年金第 1 号被保険者の過去 2 年間の保険料納付状況(年齢別、割合)

(1) 2016 年度末時点

年齢	未納無し								小計	未納有り								小計	合計
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り					
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り			
	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間		納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間	納付期間		
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り		無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
20歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	4.1%	2.8%	57.5%	81.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.2%	2.0%	0.5%	0.2%	18.9%	100.0%
21歳	1.2%	0.5%	0.3%	5.3%	14.6%	6.4%	4.1%	54.8%	87.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.1%	5.2%	2.3%	3.8%	0.8%	12.9%	100.0%
22歳	16.9%	5.6%	3.7%	56.7%	0.8%	1.9%	1.0%	0.4%	87.1%	3.4%	1.6%	3.2%	1.1%	1.5%	0.7%	1.2%	0.3%	12.9%	100.0%
23歳	16.9%	10.6%	7.4%	32.1%	2.3%	4.1%	1.8%	1.1%	76.3%	5.7%	2.3%	6.2%	2.2%	3.0%	1.5%	2.5%	0.3%	23.7%	100.0%
24歳	18.3%	13.0%	8.9%	20.6%	3.5%	4.4%	3.1%	0.7%	72.5%	7.2%	2.9%	5.3%	3.0%	4.4%	1.8%	2.1%	0.8%	27.5%	100.0%
25歳	16.9%	15.5%	10.1%	10.4%	4.8%	5.4%	2.7%	0.4%	66.1%	8.9%	2.3%	7.0%	4.5%	6.0%	1.9%	2.2%	1.0%	33.9%	100.0%
26歳	16.8%	17.5%	10.6%	5.8%	6.8%	6.3%	2.5%	0.5%	66.8%	9.7%	2.7%	6.4%	3.6%	5.0%	2.4%	2.6%	0.8%	33.2%	100.0%
27歳	17.3%	19.5%	10.8%	2.8%	6.2%	5.1%	2.5%	0.5%	64.7%	10.4%	3.5%	6.5%	4.1%	5.4%	2.4%	2.6%	0.3%	35.3%	100.0%
28歳	18.6%	20.8%	10.2%	2.8%	5.5%	6.0%	2.0%	0.3%	66.1%	10.4%	3.8%	5.6%	3.7%	4.9%	2.4%	2.3%	0.9%	33.9%	100.0%
29歳	20.9%	19.9%	9.7%	1.7%	5.8%	5.6%	1.5%	0.2%	65.3%	10.7%	4.3%	5.6%	3.9%	5.0%	2.6%	1.5%	1.1%	34.7%	100.0%
30歳	21.4%	21.1%	6.9%	1.0%	6.3%	5.6%	1.7%	0.2%	64.2%	10.0%	4.0%	6.1%	5.6%	5.3%	2.2%	2.1%	0.4%	35.8%	100.0%
31歳	22.4%	21.1%	2.4%	0.8%	5.9%	5.4%	0.9%	0.2%	59.1%	12.8%	4.7%	6.6%	6.7%	4.9%	2.5%	1.5%	1.1%	40.9%	100.0%
32歳	26.7%	21.2%	0.2%	0.9%	6.9%	6.1%	0.5%	0.1%	62.6%	13.2%	4.6%	5.7%	5.7%	4.3%	2.0%	1.1%	0.9%	37.4%	100.0%
33歳	27.2%	22.1%	0.1%	0.6%	5.9%	5.1%	0.6%	0.1%	61.7%	13.8%	4.8%	4.9%	6.1%	4.4%	2.3%	1.0%	1.0%	38.3%	100.0%
34歳	27.0%	22.9%	0.1%	0.3%	5.6%	5.1%	0.4%	0.1%	61.5%	15.3%	5.0%	4.4%	5.5%	4.5%	1.7%	1.1%	0.9%	38.5%	100.0%
35歳	27.7%	22.5%	0.1%	0.4%	4.9%	5.0%	0.4%	0.1%	61.1%	14.3%	5.1%	4.3%	6.9%	3.8%	2.2%	1.4%	0.9%	38.9%	100.0%
36歳	28.4%	24.5%	0.3%	0.3%	5.5%	5.3%	0.3%	0.1%	64.7%	13.4%	4.5%	4.0%	6.1%	3.5%	1.9%	1.0%	0.9%	35.3%	100.0%
37歳	28.6%	26.3%	0.1%	0.3%	5.4%	4.6%	0.0%	0.1%	65.6%	13.1%	4.8%	4.3%	6.1%	3.1%	1.8%	0.8%	0.3%	34.4%	100.0%
38歳	33.6%	23.9%	0.0%	0.1%	4.6%	4.1%	0.2%	0.0%	66.6%	13.4%	5.1%	4.1%	5.6%	2.4%	1.3%	0.7%	0.8%	33.4%	100.0%
39歳	32.9%	23.9%	0.1%	0.1%	4.7%	4.2%	0.2%	0.0%	66.1%	13.6%	5.2%	3.8%	5.2%	3.0%	1.5%	1.1%	0.5%	33.9%	100.0%
40歳	32.2%	25.5%	0.1%	0.2%	4.7%	4.3%	0.2%	0.0%	67.2%	13.0%	5.1%	3.5%	5.2%	2.8%	1.4%	0.9%	0.7%	32.8%	100.0%
41歳	34.4%	25.6%	0.1%	0.1%	4.3%	4.4%	0.1%	0.0%	69.0%	11.0%	5.1%	3.5%	5.9%	2.8%	1.3%	0.9%	0.4%	31.0%	100.0%
42歳	34.0%	25.7%	0.0%	0.1%	4.1%	4.7%	0.1%	0.0%	68.8%	11.7%	5.3%	3.7%	5.2%	3.1%	1.2%	0.5%	0.5%	31.2%	100.0%
43歳	34.3%	26.9%	0.1%	0.1%	4.0%	3.9%	0.1%	0.0%	69.5%	12.0%	4.4%	3.6%	4.9%	2.6%	1.4%	1.0%	0.8%	30.5%	100.0%
44歳	34.0%	25.2%	0.0%	0.1%	3.9%	3.8%	0.1%	0.0%	67.1%	15.2%	4.9%	3.2%	4.8%	2.6%	0.8%	1.1%	0.3%	32.9%	100.0%
45歳	32.3%	28.3%	0.0%	0.0%	3.8%	3.6%	0.0%	0.0%	68.1%	14.4%	4.4%	3.3%	5.3%	2.5%	0.9%	0.6%	0.5%	31.9%	100.0%
46歳	32.1%	27.0%	0.0%	0.0%	4.4%	4.0%	0.1%	0.1%	67.8%	15.6%	4.0%	3.2%	5.0%	2.6%	0.9%	0.7%	0.4%	32.2%	100.0%
47歳	33.0%	26.5%	0.1%	0.1%	4.1%	4.0%	0.0%	0.0%	67.7%	15.7%	4.3%	3.5%	4.9%	2.1%	0.7%	0.5%	0.5%	32.3%	100.0%
48歳	34.8%	26.1%	0.0%	0.1%	3.4%	4.0%	0.0%	0.0%	68.5%	14.7%	4.5%	3.7%	4.6%	2.2%	0.7%	0.7%	0.4%	31.5%	100.0%
49歳	33.4%	26.4%	0.1%	0.0%	4.6%	4.3%	0.0%	0.0%	68.8%	14.5%	3.9%	3.4%	5.0%	2.1%	1.2%	0.7%	0.4%	31.2%	100.0%
50歳	33.4%	28.4%	0.0%	0.0%	4.3%	3.5%	0.0%	0.0%	69.6%	14.0%	3.8%	3.0%	5.1%	2.5%	0.9%	0.7%	0.5%	30.4%	100.0%
51歳	35.1%	26.1%	0.0%	0.0%	5.1%	3.9%	0.0%	0.0%	70.3%	13.6%	4.7%	3.2%	4.4%	2.0%	0.9%	0.4%	0.5%	29.7%	100.0%
52歳	34.2%	27.4%	0.0%	0.0%	4.1%	4.2%	0.0%	0.0%	70.0%	13.3%	4.6%	2.8%	5.3%	1.7%	1.1%	0.7%	0.5%	30.0%	100.0%
53歳	37.4%	27.5%	0.0%	0.0%	4.0%	3.9%	0.0%	0.0%	72.9%	11.7%	3.8%	2.8%	4.7%	1.9%	0.9%	0.7%	0.5%	27.1%	100.0%
54歳	38.1%	27.0%	0.0%	0.0%	5.4%	4.2%	0.0%	0.0%	74.7%	10.5%	3.4%	2.6%	4.6%	2.2%	0.9%	0.4%	0.7%	25.3%	100.0%
55歳	37.8%	26.4%	0.0%	0.0%	6.0%	3.5%	0.0%	0.0%	73.8%	11.5%	3.6%	2.6%	4.6%	2.0%	1.0%	0.4%	0.4%	26.2%	100.0%
56歳	40.1%	25.3%	0.0%	0.0%	5.9%	4.1%	0.0%	0.0%	75.3%	10.3%	3.3%	2.4%	5.0%	1.6%	1.0%	0.4%	0.5%	24.7%	100.0%
57歳	40.4%	25.1%	0.0%	0.0%	7.0%	3.8%	0.0%	0.0%	76.4%	9.7%	3.7%	2.4%	4.6%	1.6%	0.9%	0.5%	0.4%	23.6%	100.0%
58歳	40.8%	25.0%	0.0%	0.0%	7.0%	3.8%	0.0%	0.0%	76.6%	9.5%	3.8%	2.4%	4.6%	1.2%	1.0%	0.4%	0.5%	23.4%	100.0%
59歳	41.3%	25.2%	0.0%	0.0%	8.7%	3.7%	0.0%	0.0%	79.0%	8.6%	2.8%	2.0%	4.3%	1.5%	0.9%	0.4%	0.6%	21.0%	100.0%
合計	26.6%	20.1%	1.8%	5.1%	6.1%	4.4%	0.9%	6.6%	71.6%	10.2%	3.5%	3.5%	4.1%	3.9%	1.4%	1.2%	0.6%	28.4%	100.0%

(2) 2017 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
20歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.0%	3.8%	3.0%	57.9%	80.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	2.2%	0.3%	0.1%	19.4%	100.0%
21歳	1.3%	0.5%	0.3%	5.4%	14.4%	6.1%	4.2%	55.9%	88.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	5.3%	1.8%	3.6%	0.7%	12.0%	100.0%
22歳	17.6%	5.5%	4.1%	57.3%	1.1%	1.8%	0.8%	0.4%	88.5%	2.9%	1.2%	2.8%	0.7%	1.8%	0.7%	1.2%	0.2%	11.5%	100.0%
23歳	16.4%	10.6%	7.6%	34.7%	1.8%	3.3%	1.8%	1.1%	77.2%	5.6%	1.5%	5.5%	2.0%	3.5%	1.2%	3.1%	0.5%	22.8%	100.0%
24歳	19.1%	12.5%	8.3%	22.6%	3.2%	5.6%	1.9%	0.6%	73.8%	6.6%	2.4%	5.7%	2.1%	4.3%	2.1%	2.4%	0.5%	26.2%	100.0%
25歳	16.4%	15.6%	10.0%	12.0%	5.6%	6.1%	2.5%	0.7%	68.8%	8.8%	2.5%	6.2%	2.8%	5.0%	2.4%	2.9%	0.6%	31.2%	100.0%
26歳	16.4%	17.2%	11.4%	5.4%	5.8%	6.2%	3.4%	0.4%	66.2%	9.5%	3.2%	5.8%	3.0%	6.3%	2.8%	2.4%	0.7%	33.8%	100.0%
27歳	16.6%	18.5%	11.0%	3.1%	5.4%	6.3%	1.8%	0.9%	63.7%	8.9%	4.0%	6.9%	3.6%	6.4%	2.7%	2.8%	0.9%	36.3%	100.0%
28歳	18.6%	18.3%	10.2%	2.8%	5.9%	6.0%	2.2%	0.2%	64.2%	9.5%	4.0%	5.5%	3.8%	6.2%	2.6%	3.2%	1.1%	35.8%	100.0%
29歳	19.8%	19.6%	9.4%	2.0%	6.2%	5.5%	2.1%	0.3%	64.9%	10.1%	3.7%	5.4%	4.1%	5.9%	2.3%	2.6%	0.9%	35.1%	100.0%
30歳	21.5%	20.8%	8.6%	1.4%	6.0%	6.6%	1.3%	0.3%	66.5%	9.8%	4.4%	5.0%	4.2%	5.5%	2.1%	1.7%	0.8%	33.5%	100.0%
31歳	22.7%	22.1%	6.5%	0.8%	6.2%	5.2%	1.2%	0.2%	64.9%	10.4%	4.1%	5.6%	4.6%	5.2%	2.5%	2.0%	0.5%	35.1%	100.0%
32歳	24.6%	24.3%	1.1%	0.6%	5.7%	5.7%	0.6%	0.2%	62.7%	11.9%	5.1%	4.9%	6.2%	4.6%	2.1%	1.7%	0.9%	37.3%	100.0%
33歳	27.0%	22.9%	0.9%	0.5%	5.8%	5.4%	0.4%	0.3%	63.3%	11.5%	4.6%	5.5%	5.1%	4.9%	2.9%	1.6%	0.7%	36.7%	100.0%
34歳	27.2%	22.8%	0.5%	0.6%	5.7%	5.8%	0.7%	0.1%	63.4%	13.2%	4.8%	5.0%	5.2%	4.5%	1.4%	1.7%	0.9%	36.6%	100.0%
35歳	28.4%	26.3%	0.3%	0.5%	4.5%	5.1%	0.6%	0.0%	65.9%	12.9%	4.4%	3.9%	5.3%	3.9%	1.7%	1.4%	0.5%	34.1%	100.0%
36歳	29.5%	25.8%	0.3%	0.2%	5.0%	5.2%	0.4%	0.0%	66.4%	12.5%	4.7%	4.5%	4.9%	3.7%	1.4%	1.3%	0.7%	33.6%	100.0%
37歳	30.3%	26.0%	0.4%	0.1%	5.4%	5.0%	0.3%	0.1%	67.6%	12.2%	5.2%	4.2%	5.0%	2.7%	1.5%	1.1%	0.6%	32.4%	100.0%
38歳	30.8%	24.7%	0.2%	0.2%	5.5%	4.2%	0.4%	0.1%	66.1%	12.3%	5.7%	4.3%	4.7%	3.4%	2.0%	1.0%	0.7%	33.9%	100.0%
39歳	32.2%	25.5%	0.1%	0.1%	4.2%	4.2%	0.3%	0.0%	66.5%	12.9%	4.9%	4.4%	5.0%	2.9%	1.5%	0.9%	0.9%	33.5%	100.0%
40歳	34.0%	25.6%	0.1%	0.1%	4.8%	4.9%	0.2%	0.0%	69.7%	10.2%	5.3%	3.9%	4.9%	3.1%	1.4%	0.8%	0.8%	30.3%	100.0%
41歳	33.4%	27.2%	0.2%	0.1%	4.8%	3.9%	0.3%	0.0%	69.9%	11.4%	5.0%	3.4%	4.6%	3.0%	1.1%	0.9%	0.7%	30.1%	100.0%
42歳	34.0%	28.0%	0.1%	0.1%	4.6%	3.9%	0.3%	0.0%	71.0%	11.5%	5.1%	2.9%	4.3%	2.7%	1.1%	0.7%	0.7%	29.0%	100.0%
43歳	34.2%	26.6%	0.2%	0.1%	4.3%	4.7%	0.2%	0.0%	70.3%	10.8%	4.4%	3.8%	5.1%	2.4%	1.5%	1.1%	0.6%	29.7%	100.0%
44歳	34.7%	26.5%	0.1%	0.1%	4.4%	4.3%	0.2%	0.0%	70.2%	13.2%	4.5%	3.2%	4.1%	2.3%	1.3%	0.7%	0.5%	29.8%	100.0%
45歳	34.1%	27.6%	0.0%	0.1%	4.2%	3.7%	0.1%	0.0%	69.9%	12.4%	4.6%	3.6%	4.1%	2.6%	1.3%	1.0%	0.6%	30.1%	100.0%
46歳	34.7%	26.6%	0.1%	0.0%	4.0%	3.7%	0.1%	0.0%	69.3%	12.9%	5.3%	2.9%	4.5%	2.4%	1.4%	0.7%	0.5%	30.7%	100.0%
47歳	33.4%	27.0%	0.1%	0.0%	4.0%	3.9%	0.1%	0.0%	68.6%	13.7%	4.6%	3.6%	4.4%	2.4%	1.4%	0.9%	0.4%	31.4%	100.0%
48歳	34.3%	27.1%	0.1%	0.0%	3.4%	3.9%	0.2%	0.0%	69.1%	13.2%	4.3%	3.5%	4.7%	2.5%	1.2%	0.9%	0.6%	30.9%	100.0%
49歳	34.0%	27.8%	0.0%	0.0%	4.3%	3.7%	0.2%	0.0%	70.0%	12.6%	4.5%	3.7%	4.4%	2.6%	1.0%	0.7%	0.5%	30.0%	100.0%
50歳	33.9%	27.0%	0.0%	0.0%	4.8%	4.0%	0.0%	0.0%	69.7%	13.1%	4.6%	3.4%	4.5%	2.0%	1.3%	0.8%	0.6%	30.3%	100.0%
51歳	33.6%	27.4%	0.0%	0.0%	4.7%	3.7%	0.0%	0.0%	69.4%	13.4%	4.3%	3.2%	4.8%	3.0%	0.7%	0.7%	0.6%	30.6%	100.0%
52歳	34.9%	28.6%	0.0%	0.0%	4.6%	3.5%	0.0%	0.0%	71.6%	12.8%	4.1%	2.9%	4.8%	1.9%	0.8%	0.6%	0.6%	28.4%	100.0%
53歳	35.7%	27.4%	0.0%	0.0%	5.1%	4.1%	0.0%	0.0%	72.3%	11.7%	4.3%	2.9%	4.4%	2.2%	0.7%	0.8%	0.7%	27.7%	100.0%
54歳	37.9%	27.0%	0.0%	0.0%	6.1%	3.4%	0.0%	0.0%	74.5%	10.6%	4.8%	2.3%	4.1%	1.8%	0.9%	0.7%	0.2%	25.5%	100.0%
55歳	38.1%	28.2%	0.0%	0.0%	5.9%	3.6%	0.0%	0.0%	75.9%	9.8%	3.8%	2.4%	4.3%	1.9%	1.0%	0.5%	0.3%	24.1%	100.0%
56歳	39.6%	26.4%	0.0%	0.0%	6.6%	3.6%	0.0%	0.0%	76.3%	9.7%	3.7%	2.1%	4.4%	1.9%	0.9%	0.5%	0.5%	23.7%	100.0%
57歳	40.1%	26.7%	0.0%	0.0%	7.3%	3.7%	0.0%	0.0%	77.9%	8.7%	3.3%	2.6%	4.2%	1.6%	1.1%	0.3%	0.2%	22.1%	100.0%
58歳	40.9%	25.2%	0.0%	0.0%	7.7%	4.0%	0.0%	0.0%	77.9%	7.9%	3.7%	2.3%	4.2%	1.7%	1.0%	0.5%	0.6%	22.1%	100.0%
59歳	42.5%	24.8%	0.0%	0.0%	8.4%	3.8%	0.0%	0.0%	79.6%	7.9%	3.2%	2.3%	4.0%	1.3%	0.8%	0.4%	0.4%	20.4%	100.0%
合計	26.6%	20.4%	1.9%	5.3%	6.2%	4.4%	0.9%	7.1%	72.8%	9.2%	3.5%	3.4%	3.6%	4.1%	1.5%	1.3%	0.6%	27.2%	100.0%

(3) 2018 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
20歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.6%	4.0%	3.6%	58.7%	81.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	2.1%	0.5%	0.1%	18.1%	100.0%
21歳	1.4%	0.3%	0.3%	4.7%	16.1%	6.3%	3.7%	55.3%	88.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.1%	5.2%	2.1%	3.3%	0.5%	11.8%	100.0%
22歳	17.2%	5.4%	3.3%	59.0%	1.1%	2.0%	0.8%	0.4%	89.2%	2.5%	1.3%	2.8%	0.6%	1.6%	0.7%	1.0%	0.2%	10.8%	100.0%
23歳	16.4%	11.0%	8.3%	32.2%	2.7%	4.5%	2.0%	1.0%	78.2%	4.4%	1.7%	5.3%	1.4%	3.9%	1.7%	2.7%	0.6%	21.8%	100.0%
24歳	16.9%	12.6%	8.5%	23.8%	4.5%	5.4%	3.0%	0.7%	75.2%	5.7%	2.0%	5.3%	1.9%	4.5%	2.2%	2.7%	0.7%	24.8%	100.0%
25歳	17.1%	15.6%	8.8%	12.3%	5.9%	6.8%	2.7%	0.6%	69.7%	6.7%	2.8%	5.9%	2.6%	6.9%	2.5%	2.0%	0.8%	30.3%	100.0%
26歳	15.5%	17.4%	10.7%	5.9%	6.4%	8.3%	2.5%	0.5%	67.1%	8.1%	3.0%	6.4%	3.4%	6.5%	2.6%	2.4%	0.4%	32.9%	100.0%
27歳	17.4%	18.7%	10.5%	3.4%	7.3%	6.8%	2.7%	0.6%	67.4%	7.4%	3.4%	5.6%	3.6%	5.7%	3.1%	3.0%	0.8%	32.6%	100.0%
28歳	17.9%	20.3%	11.2%	1.5%	6.9%	7.0%	2.1%	0.6%	67.5%	9.5%	3.2%	4.4%	3.6%	6.0%	2.6%	2.8%	0.5%	32.5%	100.0%
29歳	18.6%	19.7%	9.2%	2.2%	6.5%	6.9%	1.8%	0.5%	65.3%	9.6%	3.1%	5.5%	4.0%	6.3%	2.8%	2.5%	0.8%	34.7%	100.0%
30歳	21.1%	20.6%	9.1%	1.3%	6.2%	6.0%	1.5%	0.2%	65.8%	10.3%	4.2%	5.4%	3.3%	5.3%	2.6%	2.3%	0.8%	34.2%	100.0%
31歳	21.1%	23.1%	8.9%	1.0%	6.5%	6.2%	1.5%	0.2%	68.3%	9.3%	3.9%	5.0%	3.5%	5.2%	2.4%	1.6%	0.8%	31.7%	100.0%
32歳	22.8%	21.9%	8.4%	1.0%	6.8%	5.6%	1.1%	0.1%	67.8%	11.1%	4.1%	4.7%	4.1%	4.3%	1.9%	1.5%	0.4%	32.2%	100.0%
33歳	24.7%	25.3%	3.9%	0.7%	6.1%	6.1%	0.8%	0.2%	67.8%	11.3%	3.9%	4.6%	4.0%	4.5%	2.1%	1.1%	0.7%	32.2%	100.0%
34歳	27.3%	23.0%	2.9%	0.4%	6.0%	5.8%	0.7%	0.1%	66.2%	12.6%	4.4%	4.4%	3.8%	4.5%	1.8%	1.4%	0.7%	33.8%	100.0%
35歳	28.5%	23.6%	2.8%	0.5%	5.9%	4.7%	0.8%	0.0%	66.7%	12.9%	4.7%	4.1%	4.4%	3.6%	1.7%	1.5%	0.6%	33.3%	100.0%
36歳	29.5%	26.1%	2.7%	0.2%	5.5%	5.6%	0.3%	0.2%	70.0%	10.8%	4.2%	4.2%	3.9%	3.7%	1.6%	1.3%	0.3%	30.0%	100.0%
37歳	29.2%	25.6%	2.3%	0.4%	6.1%	5.1%	0.6%	0.1%	69.5%	10.8%	4.1%	4.0%	4.0%	3.8%	1.5%	1.4%	0.8%	30.5%	100.0%
38歳	31.0%	25.0%	2.1%	0.3%	5.0%	5.4%	0.4%	0.1%	69.3%	11.5%	4.4%	3.6%	3.9%	3.8%	1.5%	1.1%	0.8%	30.7%	100.0%
39歳	32.6%	25.6%	1.8%	0.1%	5.5%	4.6%	0.2%	0.1%	70.5%	10.6%	4.5%	3.6%	4.2%	3.5%	1.5%	1.2%	0.4%	29.5%	100.0%
40歳	32.6%	25.8%	1.7%	0.1%	4.8%	4.2%	0.4%	0.1%	69.6%	12.2%	4.6%	3.5%	4.3%	3.1%	1.2%	1.0%	0.5%	30.4%	100.0%
41歳	33.0%	25.9%	1.4%	0.2%	5.0%	4.8%	0.3%	0.0%	70.6%	11.4%	4.7%	3.6%	3.7%	2.9%	1.9%	0.8%	0.4%	29.4%	100.0%
42歳	34.0%	26.0%	1.3%	0.1%	5.4%	4.9%	0.2%	0.0%	71.9%	10.8%	4.3%	2.8%	4.1%	3.5%	1.6%	0.6%	0.6%	28.1%	100.0%
43歳	36.1%	27.5%	1.3%	0.1%	4.7%	3.9%	0.2%	0.0%	73.8%	9.7%	4.4%	3.3%	3.9%	2.6%	1.1%	0.7%	0.4%	26.2%	100.0%
44歳	34.6%	26.4%	1.0%	0.1%	4.7%	3.8%	0.2%	0.1%	70.9%	12.8%	4.0%	3.6%	3.8%	2.5%	1.1%	0.8%	0.5%	29.1%	100.0%
45歳	33.3%	26.8%	0.9%	0.0%	4.3%	4.0%	0.2%	0.1%	69.6%	12.9%	5.0%	3.5%	4.0%	2.2%	1.2%	1.0%	0.5%	30.4%	100.0%
46歳	34.5%	28.0%	1.1%	0.0%	4.1%	3.8%	0.3%	0.0%	71.8%	11.9%	4.8%	3.2%	3.9%	2.1%	1.1%	0.9%	0.4%	28.2%	100.0%
47歳	33.7%	29.0%	0.9%	0.1%	4.2%	4.5%	0.2%	0.0%	72.6%	11.7%	4.6%	2.9%	3.5%	2.3%	1.1%	0.8%	0.5%	27.4%	100.0%
48歳	34.5%	27.6%	0.8%	0.1%	4.3%	4.0%	0.2%	0.0%	71.5%	12.1%	3.9%	3.1%	4.4%	2.7%	1.1%	0.8%	0.4%	28.5%	100.0%
49歳	34.1%	28.7%	1.0%	0.0%	4.5%	4.4%	0.1%	0.0%	72.8%	10.1%	4.8%	3.4%	4.3%	2.2%	1.4%	0.6%	0.4%	27.2%	100.0%
50歳	34.5%	28.9%	0.1%	0.2%	4.9%	4.1%	0.0%	0.0%	72.7%	11.0%	4.3%	2.9%	4.6%	2.1%	1.1%	0.6%	0.7%	27.3%	100.0%
51歳	33.7%	29.4%	0.1%	0.0%	4.8%	3.8%	0.0%	0.0%	71.8%	10.2%	5.1%	3.4%	4.7%	2.6%	1.0%	0.8%	0.3%	28.2%	100.0%
52歳	34.7%	30.2%	0.0%	0.0%	5.4%	3.8%	0.0%	0.0%	74.2%	10.2%	4.2%	2.2%	4.6%	2.1%	1.2%	0.9%	0.5%	25.8%	100.0%
53歳	37.6%	27.7%	0.0%	0.0%	5.0%	3.3%	0.0%	0.0%	73.6%	11.1%	4.1%	2.6%	4.4%	1.6%	1.1%	0.6%	0.9%	26.4%	100.0%
54歳	35.5%	26.0%	0.0%	0.0%	5.6%	4.3%	0.0%	0.0%	71.4%	13.3%	4.4%	3.3%	4.2%	1.8%	0.7%	0.4%	0.4%	28.6%	100.0%
55歳	38.0%	27.4%	0.0%	0.1%	7.2%	3.1%	0.0%	0.0%	75.8%	9.6%	4.2%	2.3%	4.3%	2.0%	1.0%	0.5%	0.3%	24.2%	100.0%
56歳	38.9%	27.0%	0.0%	0.0%	7.1%	4.2%	0.0%	0.0%	77.1%	9.2%	3.3%	2.5%	4.2%	2.0%	1.0%	0.3%	0.4%	22.9%	100.0%
57歳	39.9%	27.6%	0.0%	0.0%	7.0%	3.5%	0.0%	0.0%	78.0%	8.0%	3.4%	2.3%	4.1%	2.2%	1.2%	0.3%	0.5%	22.0%	100.0%
58歳	39.3%	26.1%	0.0%	0.0%	9.1%	4.4%	0.0%	0.0%	79.0%	7.5%	3.9%	2.2%	4.0%	1.4%	1.2%	0.3%	0.5%	21.0%	100.0%
59歳	41.6%	25.5%	0.0%	0.0%	8.8%	3.8%	0.0%	0.0%	79.7%	7.9%	3.4%	2.2%	3.5%	1.6%	1.1%	0.3%	0.3%	20.3%	100.0%
合計	26.2%	20.6%	2.6%	5.4%	6.7%	4.6%	1.0%	7.3%	74.4%	8.5%	3.3%	3.2%	3.2%	4.1%	1.6%	1.2%	0.5%	25.6%	100.0%

(4) 2019 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
20歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.8%	3.7%	3.2%	55.2%	79.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.2%	2.4%	0.5%	0.2%	20.2%	100.0%
21歳	1.3%	0.5%	0.3%	5.0%	14.6%	6.3%	4.0%	55.9%	87.7%	0.2%	0.1%	0.4%	0.0%	5.4%	2.0%	3.7%	0.4%	12.3%	100.0%
22歳	16.8%	5.1%	3.1%	58.8%	1.3%	2.1%	0.9%	0.4%	88.6%	2.7%	1.3%	3.0%	0.6%	1.8%	0.7%	1.2%	0.2%	11.4%	100.0%
23歳	16.5%	10.7%	6.7%	33.5%	2.9%	4.5%	2.5%	1.5%	78.9%	3.3%	1.4%	5.7%	1.6%	3.7%	1.6%	3.2%	0.5%	21.1%	100.0%
24歳	17.7%	13.4%	7.9%	21.6%	4.9%	5.5%	3.1%	0.7%	74.9%	4.9%	2.1%	5.3%	1.8%	5.2%	2.3%	2.9%	0.5%	25.1%	100.0%
25歳	16.2%	16.4%	8.5%	12.2%	6.3%	6.1%	3.1%	0.7%	69.5%	6.5%	2.4%	5.5%	2.0%	7.0%	3.0%	3.2%	0.8%	30.5%	100.0%
26歳	17.1%	18.7%	9.9%	5.6%	7.1%	6.5%	2.9%	0.6%	68.4%	6.7%	2.7%	5.9%	3.3%	6.1%	3.4%	2.8%	0.7%	31.6%	100.0%
27歳	17.5%	19.7%	9.0%	3.7%	7.7%	6.3%	2.7%	0.5%	67.1%	7.3%	3.3%	5.8%	2.9%	6.9%	2.9%	2.9%	1.0%	32.9%	100.0%
28歳	17.8%	20.8%	9.8%	2.3%	7.4%	7.3%	2.1%	0.6%	68.1%	7.8%	3.7%	5.4%	3.0%	6.0%	3.2%	2.1%	0.6%	31.9%	100.0%
29歳	18.6%	21.2%	8.9%	1.9%	7.5%	7.6%	2.4%	0.3%	68.4%	8.8%	2.9%	4.8%	2.7%	6.3%	2.2%	2.9%	0.9%	31.6%	100.0%
30歳	20.3%	21.7%	8.5%	1.6%	7.1%	6.9%	2.0%	0.2%	68.3%	8.6%	3.5%	4.8%	3.0%	6.2%	2.7%	1.7%	0.5%	31.7%	100.0%
31歳	21.7%	24.1%	6.9%	1.2%	6.9%	6.5%	1.2%	0.2%	68.8%	9.0%	3.8%	4.8%	3.1%	5.6%	2.2%	2.0%	0.8%	31.3%	100.0%
32歳	21.2%	23.3%	7.8%	0.8%	7.2%	6.4%	1.3%	0.4%	68.4%	9.7%	3.6%	4.4%	3.0%	5.8%	2.1%	2.3%	0.8%	31.6%	100.0%
33歳	23.9%	25.0%	5.6%	0.5%	6.2%	5.6%	1.1%	0.3%	68.3%	9.6%	4.2%	4.7%	3.6%	4.8%	2.3%	1.8%	0.8%	31.7%	100.0%
34歳	26.6%	23.1%	3.6%	0.5%	6.5%	6.2%	0.6%	0.3%	67.3%	11.0%	4.7%	4.1%	4.3%	5.0%	1.6%	1.3%	0.7%	32.7%	100.0%
35歳	25.6%	26.1%	3.0%	0.4%	6.0%	6.3%	0.6%	0.0%	68.2%	10.5%	5.2%	4.9%	3.8%	3.7%	2.0%	1.3%	0.6%	31.8%	100.0%
36歳	28.6%	25.8%	3.2%	0.2%	5.7%	4.3%	0.7%	0.0%	68.5%	10.4%	4.1%	4.6%	3.8%	4.1%	2.1%	1.8%	0.6%	31.5%	100.0%
37歳	29.4%	25.2%	2.3%	0.1%	6.1%	5.5%	0.7%	0.0%	69.3%	11.0%	4.6%	3.9%	4.0%	3.8%	1.9%	0.9%	0.5%	30.7%	100.0%
38歳	30.3%	26.1%	2.2%	0.2%	5.2%	5.0%	0.5%	0.0%	69.5%	11.1%	4.6%	3.7%	4.1%	3.7%	1.5%	1.1%	0.8%	30.5%	100.0%
39歳	31.9%	26.2%	2.2%	0.1%	5.9%	4.8%	0.5%	0.1%	71.7%	9.2%	4.8%	3.7%	3.7%	4.0%	1.6%	1.0%	0.4%	28.3%	100.0%
40歳	31.6%	28.1%	2.4%	0.2%	5.1%	4.9%	0.4%	0.1%	72.7%	9.0%	4.2%	4.0%	3.8%	2.9%	1.8%	1.1%	0.6%	27.3%	100.0%
41歳	33.7%	27.2%	1.6%	0.1%	5.0%	4.1%	0.3%	0.0%	72.0%	9.5%	4.2%	3.9%	3.9%	3.6%	1.5%	1.0%	0.4%	28.0%	100.0%
42歳	34.6%	27.0%	1.7%	0.1%	5.2%	4.0%	0.3%	0.0%	73.0%	9.4%	4.6%	2.9%	4.0%	3.3%	1.6%	0.8%	0.4%	27.0%	100.0%
43歳	34.3%	28.3%	1.4%	0.1%	5.2%	3.8%	0.3%	0.1%	73.5%	8.7%	4.3%	4.0%	4.2%	2.8%	1.2%	1.0%	0.4%	26.5%	100.0%
44歳	34.2%	27.7%	1.2%	0.1%	4.5%	4.5%	0.2%	0.0%	72.3%	11.2%	4.8%	2.9%	3.9%	2.3%	1.2%	1.1%	0.4%	27.7%	100.0%
45歳	33.0%	28.9%	1.4%	0.1%	4.1%	4.0%	0.2%	0.0%	71.7%	10.5%	5.2%	3.5%	4.0%	2.6%	1.2%	0.9%	0.3%	28.3%	100.0%
46歳	35.0%	28.4%	0.9%	0.0%	5.0%	4.3%	0.1%	0.0%	73.6%	9.9%	4.7%	3.0%	3.5%	2.4%	1.4%	1.0%	0.5%	26.4%	100.0%
47歳	34.7%	28.9%	1.0%	0.1%	4.3%	3.9%	0.1%	0.0%	73.0%	10.9%	3.9%	2.9%	4.3%	2.5%	1.0%	1.1%	0.4%	27.0%	100.0%
48歳	35.1%	28.0%	1.3%	0.1%	5.3%	4.3%	0.2%	0.0%	74.2%	10.4%	4.1%	3.2%	3.5%	2.4%	0.9%	0.7%	0.5%	25.8%	100.0%
49歳	33.0%	29.1%	0.8%	0.0%	4.9%	3.9%	0.1%	0.0%	71.9%	11.6%	4.2%	3.4%	4.0%	2.6%	1.3%	0.8%	0.3%	28.1%	100.0%
50歳	34.4%	28.7%	0.1%	0.1%	5.0%	4.0%	0.0%	0.0%	72.3%	10.6%	4.4%	3.3%	4.5%	2.3%	1.2%	0.8%	0.6%	27.7%	100.0%
51歳	35.5%	27.6%	0.0%	0.1%	5.2%	3.6%	0.0%	0.0%	72.0%	10.9%	4.6%	2.8%	4.8%	2.1%	1.4%	0.8%	0.7%	28.0%	100.0%
52歳	34.5%	29.3%	0.0%	0.0%	5.4%	4.0%	0.0%	0.0%	73.3%	10.1%	4.7%	3.1%	4.0%	2.3%	1.1%	0.7%	0.5%	26.7%	100.0%
53歳	34.3%	29.5%	0.0%	0.0%	6.0%	4.2%	0.0%	0.0%	74.0%	9.9%	4.4%	3.0%	4.6%	1.8%	1.2%	0.8%	0.3%	26.0%	100.0%
54歳	36.2%	28.4%	0.0%	0.0%	5.3%	2.9%	0.0%	0.0%	72.8%	12.4%	3.8%	2.2%	4.7%	1.9%	1.3%	0.5%	0.5%	27.2%	100.0%
55歳	37.5%	27.9%	0.0%	0.0%	6.0%	3.2%	0.0%	0.0%	74.7%	10.3%	4.0%	2.8%	4.4%	1.8%	0.9%	0.6%	0.5%	25.3%	100.0%
56歳	37.3%	28.3%	0.0%	0.0%	8.0%	4.5%	0.0%	0.0%	78.0%	8.8%	3.4%	2.3%	3.7%	2.1%	0.9%	0.4%	0.5%	22.0%	100.0%
57歳	38.9%	27.5%	0.0%	0.0%	8.7%	3.8%	0.0%	0.0%	78.9%	7.6%	3.1%	2.3%	4.4%	1.9%	0.9%	0.5%	0.3%	21.1%	100.0%
58歳	40.4%	27.8%	0.0%	0.0%	9.0%	4.2%	0.0%	0.0%	81.4%	6.2%	3.2%	2.3%	3.7%	1.4%	0.8%	0.5%	0.6%	18.6%	100.0%
59歳	42.4%	25.5%	0.0%	0.0%	10.1%	3.4%	0.0%	0.0%	81.4%	6.9%	2.3%	2.1%	3.7%	1.6%	1.2%	0.6%	0.3%	18.6%	100.0%
合計	25.8%	21.0%	2.5%	5.5%	7.1%	4.6%	1.1%	7.3%	75.0%	7.7%	3.2%	3.2%	3.1%	4.4%	1.6%	1.4%	0.5%	25.0%	100.0%

(5) 2020 年度末時点

年齢	未納無し								未納有り								小計	合計	
	継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り				継続して第1号被保険者				第1号被保険者でない期間有り						
	免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り		免除・猶予期間無し		免除・猶予期間有り				
	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付猶予期間有り	学生納付特例のみ	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り	納付期間無し	納付期間有り	一部免除期間の未納無し	一部免除期間の未納有り			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
20歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.4%	3.9%	2.7%	52.5%	82.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.4%	2.6%	0.5%	0.1%	17.5%	100.0%
21歳	1.4%	0.5%	0.3%	5.5%	16.8%	5.7%	4.0%	53.4%	87.6%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	5.2%	2.1%	4.2%	0.3%	12.4%	100.0%
22歳	17.3%	5.9%	3.8%	58.2%	1.2%	1.7%	1.1%	0.3%	89.5%	2.8%	1.0%	2.9%	0.5%	1.5%	0.7%	0.8%	0.3%	10.5%	100.0%
23歳	16.0%	11.6%	6.9%	34.3%	3.1%	4.7%	2.4%	1.4%	80.3%	4.3%	1.2%	6.0%	1.1%	2.9%	1.0%	2.5%	0.5%	19.7%	100.0%
24歳	17.6%	14.1%	8.0%	22.2%	5.2%	6.5%	3.3%	0.8%	77.6%	5.3%	1.5%	5.0%	1.9%	3.5%	1.8%	2.7%	0.5%	22.4%	100.0%
25歳	15.1%	19.3%	9.6%	12.0%	6.6%	6.9%	3.5%	0.5%	73.4%	5.6%	2.2%	6.3%	2.2%	4.8%	2.1%	2.4%	1.0%	26.6%	100.0%
26歳	14.9%	20.8%	9.8%	6.7%	7.2%	7.8%	2.8%	0.5%	70.5%	6.9%	2.1%	5.5%	2.6%	6.7%	2.3%	2.6%	0.9%	29.5%	100.0%
27歳	17.5%	23.2%	8.1%	3.7%	7.1%	8.1%	2.9%	0.3%	70.9%	7.4%	2.8%	5.1%	2.8%	5.2%	2.9%	2.0%	0.8%	29.1%	100.0%
28歳	17.6%	22.7%	8.0%	2.2%	8.4%	7.9%	2.2%	0.5%	69.5%	7.3%	2.8%	5.5%	2.9%	5.4%	2.9%	2.5%	1.0%	30.5%	100.0%
29歳	20.0%	23.9%	8.8%	1.6%	6.4%	7.9%	2.4%	0.4%	71.4%	8.2%	2.3%	5.1%	2.6%	5.2%	2.1%	2.5%	0.6%	28.6%	100.0%
30歳	20.5%	24.1%	8.5%	0.8%	6.0%	7.8%	1.9%	0.3%	70.0%	9.6%	3.1%	4.9%	3.2%	4.6%	2.1%	1.8%	0.6%	30.0%	100.0%
31歳	20.8%	24.9%	8.4%	1.0%	6.8%	7.5%	1.9%	0.3%	71.6%	8.8%	2.9%	4.8%	2.5%	5.1%	1.9%	1.8%	0.7%	28.4%	100.0%
32歳	24.2%	23.7%	8.4%	1.0%	7.4%	7.4%	1.2%	0.0%	73.4%	9.0%	3.2%	3.6%	3.2%	3.2%	1.9%	1.7%	0.9%	26.6%	100.0%
33歳	22.6%	25.2%	7.3%	0.5%	7.6%	7.6%	1.3%	0.1%	72.3%	8.9%	2.7%	4.4%	3.0%	4.5%	1.7%	1.5%	0.8%	27.7%	100.0%
34歳	24.4%	24.1%	6.5%	0.3%	7.0%	6.0%	1.2%	0.0%	69.5%	11.5%	2.7%	4.7%	3.5%	3.7%	2.3%	1.3%	0.7%	30.5%	100.0%
35歳	27.8%	25.1%	4.0%	0.4%	6.0%	6.6%	0.7%	0.3%	70.9%	10.6%	3.4%	4.7%	3.7%	3.9%	1.3%	1.3%	0.3%	29.1%	100.0%
36歳	28.1%	25.5%	3.1%	0.4%	6.1%	5.8%	0.5%	0.1%	69.6%	11.6%	3.7%	4.2%	3.7%	3.9%	1.6%	0.9%	0.7%	30.4%	100.0%
37歳	30.5%	26.9%	2.6%	0.3%	6.1%	6.1%	0.5%	0.0%	73.0%	9.9%	4.0%	4.5%	2.8%	2.8%	1.4%	1.2%	0.5%	27.0%	100.0%
38歳	31.2%	27.3%	3.3%	0.3%	5.5%	5.0%	0.5%	0.1%	73.1%	9.1%	3.5%	4.4%	3.5%	3.4%	1.3%	1.1%	0.5%	26.9%	100.0%
39歳	32.1%	28.3%	2.3%	0.3%	5.9%	5.4%	0.3%	0.0%	74.6%	9.4%	3.8%	3.9%	3.0%	2.9%	1.0%	1.0%	0.5%	25.4%	100.0%
40歳	32.9%	29.1%	2.2%	0.3%	5.3%	5.7%	0.4%	0.0%	75.8%	8.9%	3.1%	3.7%	2.5%	3.2%	1.5%	0.9%	0.5%	24.2%	100.0%
41歳	33.9%	27.8%	2.5%	0.1%	5.4%	5.3%	0.4%	0.0%	75.3%	9.7%	3.6%	3.8%	3.1%	2.3%	0.9%	0.7%	0.5%	24.7%	100.0%
42歳	34.8%	29.5%	1.6%	0.1%	5.8%	5.1%	0.3%	0.0%	77.2%	7.5%	3.2%	3.4%	3.1%	2.7%	1.2%	1.0%	0.7%	22.8%	100.0%
43歳	35.6%	27.2%	2.0%	0.0%	5.3%	5.5%	0.3%	0.0%	76.0%	9.2%	3.3%	3.2%	3.2%	2.5%	1.2%	0.9%	0.6%	24.0%	100.0%
44歳	33.5%	27.9%	1.7%	0.0%	5.6%	5.3%	0.2%	0.0%	74.4%	11.4%	3.5%	2.9%	3.0%	2.5%	1.2%	0.8%	0.4%	25.6%	100.0%
45歳	33.8%	29.1%	1.2%	0.1%	5.6%	5.0%	0.4%	0.0%	75.2%	10.6%	3.3%	2.8%	3.3%	2.4%	1.2%	0.8%	0.4%	24.8%	100.0%
46歳	35.1%	29.4%	1.3%	0.0%	5.5%	4.5%	0.3%	0.1%	76.1%	10.2%	3.3%	2.8%	3.4%	2.5%	0.9%	0.6%	0.3%	23.9%	100.0%
47歳	35.3%	30.9%	1.1%	0.0%	5.6%	4.6%	0.3%	0.0%	77.9%	8.6%	3.3%	3.3%	3.1%	2.2%	0.9%	0.5%	0.4%	22.1%	100.0%
48歳	36.1%	30.2%	1.3%	0.0%	5.1%	4.2%	0.3%	0.0%	77.3%	8.9%	3.4%	3.1%	2.9%	2.2%	0.9%	0.7%	0.8%	22.7%	100.0%
49歳	35.2%	29.7%	0.9%	0.1%	5.3%	5.4%	0.2%	0.0%	76.8%	9.2%	3.3%	3.0%	3.5%	2.0%	1.0%	0.7%	0.6%	23.2%	100.0%
50歳	36.6%	30.3%	0.2%	0.0%	5.1%	4.6%	0.0%	0.0%	76.8%	9.2%	2.7%	3.4%	3.6%	2.2%	1.0%	0.8%	0.5%	23.2%	100.0%
51歳	33.8%	30.2%	0.1%	0.0%	4.8%	5.0%	0.0%	0.0%	74.0%	9.9%	3.7%	3.4%	4.6%	2.4%	0.8%	0.7%	0.5%	26.0%	100.0%
52歳	36.0%	29.8%	0.0%	0.0%	5.8%	5.3%	0.0%	0.0%	76.8%	8.9%	3.4%	2.6%	4.3%	1.8%	0.8%	0.7%	0.5%	23.2%	100.0%
53歳	35.3%	31.0%	0.0%	0.0%	5.6%	5.2%	0.0%	0.0%	77.1%	9.2%	3.4%	2.6%	3.4%	1.7%	1.1%	0.7%	0.8%	22.9%	100.0%
54歳	32.8%	32.4%	0.0%	0.0%	5.7%	4.5%	0.0%	0.0%	75.4%	10.9%	2.9%	2.7%	3.6%	1.9%	0.8%	0.7%	0.4%	24.6%	100.0%
55歳	36.5%	29.2%	0.0%	0.0%	6.5%	5.0%	0.0%	0.0%	77.2%	9.6%	3.0%	2.7%	3.8%	1.8%	0.8%	0.5%	0.6%	22.8%	100.0%
56歳	37.0%	29.8%	0.0%	0.1%	7.3%	4.2%	0.0%	0.0%	78.3%	9.7%	2.8%	2.8%	3.3%	1.6%	0.7%	0.3%	0.4%	21.7%	100.0%
57歳	39.1%	29.4%	0.0%	0.0%	8.4%	4.5%	0.0%	0.0%	81.5%	7.1%	2.7%	2.1%	3.4%	1.2%	1.3%	0.4%	0.4%	18.5%	100.0%
58歳	41.6%	27.1%	0.0%	0.0%	9.3%	4.1%	0.0%	0.0%	82.0%	7.0%	2.3%	2.3%	2.8%	1.6%	0.8%	0.6%	0.6%	18.0%	100.0%
59歳	41.5%	27.2%	0.0%	0.0%	10.0%	4.4%	0.0%	0.0%	83.0%	5.5%	2.4%	2.1%	3.2%	1.8%	1.0%	0.3%	0.5%	17.0%	100.0%
合計	26.0%	22.1%	2.7%	5.7%	7.8%	5.2%	1.1%	7.0%	77.6%	7.3%	2.5%	3.2%	2.6%	3.7%	1.4%	1.2%	0.5%	22.4%	100.0%

(注 1) 任意加入被保険者を除く。

(注 2) 産前産後の免除期間は「免除」に含めず、保険料が納付されたのと同じものとして扱っている。免除または猶予の適用を受けた期間の保険料が追納されている場合は、当初から納付されたのと同じものとして扱っている。付加保険料に関する納付状況は考慮に入れておらず、本体部分についてのみの納付状況である。

(注 3) 各月 1 日生まれの人は 20 歳になる前の月から国民年金の被保険者となるため、各年度末時点では 4 月 1 日生まれの 19 歳が国民年金の被保険者となっているが、そのような人は少数であるため、集計に際しては 20 歳に含めている。

(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

老齢年金の受給資格期間短縮が国民年金保険料の納付行動に及ぼした影響¹

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

1. はじめに

2012年の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法)」により、老齢年金を受け取るための資格期間(保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間等の合算期間)は、25年から10年へと短縮(以下、これを「期間短縮」と略記)されることとなった。この期間短縮は「無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点」(厚生労働省 2017: 283)に基づき、実施されたものである。

期間短縮は、当初、消費税の10%引上げに合わせ施行される予定であったため、消費税引上げ延期に伴い度々延期された²。しかし、「無年金の問題は喫緊の課題であり、できる限り早期に実施する必要がある」(厚生労働省 2017:283)ことから、消費税10%への引上げ(2019年10月)前であったにもかかわらず、2016年の年金機能強化法改正により2017年8月1日に施行された。

期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る対象者は約40万人であり、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人とされていた(厚生労働省 2016: 1)。しかし実際には「短縮により受給権が発生するであろうと年金請求を行ったところ、従前の短縮前の受給要件を満たしている者が一定数存在」(厚生労働省 2019: 93)していることも明らかになり、結果的に、より多くの人々が制度改革の恩恵を受けることとなった。

筆者らの知る限り、期間短縮は比較的新しい制度改革であり、制度改革の恩恵を受けた人数以外、その影響に関する知見は限られているようである。期間短縮には一定の貧困削減効果があったことが確認されている(山田 2021)。一方、期間短縮に関する社会保障審議会年金部会の議論では「10年間納付すればよいという誤解」により、保険料納付意欲を低下させ、その結果、さらなる低年金・低所得者を増大させる可能性も

¹ 本研究は、令和4年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。本稿の実証分析で用いられた「匿名年金情報」および「国民年金被保険者実態調査」の調査票情報は当該事業の一環として特別に利用が認められた。データ提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げる。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表値と必ずしも一致しない。

² 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)では消費税は2015年10月に10%に引き上げることが明記されていた。しかし2014年4月に5%から8%へ引き上げられた際の駆け込み需要の反動による消費落ち込みを踏まえ、2014年11月に2017年4月に延期することとなった。その後さらに2016年6月の新興国経済の落ち込みを踏まえ、再び引上げは延期され、実際に消費税が10%に引き上げられたのは、2019年10月となった(日本経済新聞 2018年10月15日)。

懸念されていた(厚生労働省 2011: 14; 2012: 8-9)にもかかわらず、その懸念に関する知見はより限られているようである。

実際、かつての 25 年という資格期間設定が、納付行動(未加入や未納)に影響を与えていた可能性は、いくつかの統計・研究で示されてきたところである。例えば、老齢基礎年金の新規裁定者の納付済期間と免除期間の合計期間が「25 年に達したところで人数が増え、25 年を超えると一旦人数が減少するという傾向」(厚生労働省 2011:4)が確認されている。また任意加入しない限り、「35 歳」が 25 年間という受給資格期間を満たすための限界年齢であることから、その年齢の前後で納付行動が異なるかどうか検証され、いずれも 35 歳前後で納付行動に統計的な有意な差があることから、25 年という受給資格期間による影響は存在するとの知見が積み重ねられてきた(阿部 2001; 鈴木・周 2001; 鈴木・周 2006; 湯田 2006; 山田 2009)。

本稿では 2017 年 8 月 1 日に行われた期間短縮により、国民年金保険料の納付行動あるいは納付意欲が変化していないか、「匿名年金情報」および「国民年金被保険者調査」調査票情報の 2 つのデータに基づき明らかにすることを目的とする。

2. 分析の枠組み

(1) データおよび分析対象

本稿では「匿名年金情報」および「国民年金被保険者調査」調査票情報の 2 つのデータを使用する。

「匿名年金情報」とは年金局が保有する情報の一部で 2016~2020 年度までの 5 年分の国民年金被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免除期間、納付状況(第 1 号被保険者であった期間のみで、最大で直近 11 年間)の変数のみ 100 分の 1 で抽出したものである。サンプルサイズは各年度 22~25 万、5 年度分全体で 120 万ある。

この中、本稿の分析対象としたのは、2020 年度末時点における国民年金被保険者第 1 号被保険者の 2016 年 7 月~2019 年 3 月分の保険料納付状況である。分析対象から 2016 年 6 月分以前を除外したのは、2016 年 7 月に保険料の納付猶予制度の対象が 30 歳未満から 50 歳未満に拡大された影響を除外するためである。また、2019 年 4 月分以降を除外したのは、納付状況のデータが 2020 年度末時点のものであり、2019 年 4 月分以降はまだ納付期限から時効となる 2 年を過ぎておらず、未納となっている保険料がその後納付される可能性が残されているためである。

また、期間短縮時の年齢とその時点での資格期間の長さ、あるいは将来達成可能な資格期間との関係によって、期間短縮前後で納付行動に変化が生じている可能性がある。例えば 60 歳到達後に任意加入しないと仮定し、50 歳以上ですでに達成した(あるいは将来達成可能な)資格期間が 10 年未満である場合、受給資格を得る機会が制度改正により新たに生じたことで、保険料未納を避けようとするかもしれない。また同様に 60 歳到達後は任意加入しないと仮定し、35 歳以上で、すでに達成した(あるいは将来達成可能な)資格期間が 25 年以上である場合、すでに受給資格を得る可能性が高いため、制度改正前より保険料未納に抵抗感がなくなるかもしれない。このように、資格期間と年齢の組合せにより、制度改正前後での保険料納付行動には異なる可能性があるため、分析時には、資格期間と年齢階級を適宜区分する。

「国民年金被保険者実態調査」は厚生労働省年金局所管の調査であり、「国民年金第 1 号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的」としている(厚生労働省 2022:1)。本稿の分析では、2017 年調査および 2020 年調査を用いた。

「国民年金被保険者実態調査」は 2 種類の調査からなる。第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の所得・課税状況、世帯構成、本人の状況(障害者、寡婦等)について市区町村職員が転記する「所得等調査」である。しかし本稿の分析に利用が許可されたのは「郵送調査」のみである。

「郵送調査」の調査客体数は最新の 2020 年調査で 6 万 3 千人であり、分析に十分なサンプルサイズを確保でき、また過去 2 年間の保険料納付状況(6 区分)は年金局が所管する情報から把握されており、正確性が期されている。

さらに 2017 年調査と 2020 年調査は、本人が記憶しているおおよその受給資格期間(10 年未満、10 年以上 25 年未満、25 年以上の 3 区分)と今後の国民年金保険料の納付意欲に関する設問が追加されている。期間短縮は 2017 年 8 月 1 日に行われたため、2017 年調査と 2020 年調査を比較することにより、本人が記憶しているおおよその受給資格期間ごとに、過去 2 年間の納付状況および今後の納付意欲が、期間短縮という制度改正前後でどのように変化したか検証可能なデータとなっている。

なお学生は納付行動がそのほかの者とは大きく異なることが予想されるため、本稿の分析対象から除いた。

(2) 分析枠組

将来的に達成可能な受給資格期間が 10 年以上 25 年未満であった人は、期間短縮により受給資格期間を満たせる可能性が復活したことで、保険料を積極的に支払うようになる可能性がある一方、25 年から 10 年へと受給資格期間の要件が緩和されたことで、逆に保険料を納付しなくなる可能性もある。

受給資格期間と年齢階級の組合せごとに、納付状況や納付意欲が期間短縮前後で異なるかどうかを、計量経済学的手法を用いて検証すれば、どちらの可能性がもっともらしいか明らかにすることができる。

より具体的には「匿名年金情報」では、データ取得時点までの受給資格期間が入手可能であるので、その受給資格期間と今後納付可能な期間とを合計することで、最長で将来的に何年の受給資格期間が達成可能か計算できる。将来国民年金保険料を納付可能な期間の上限について、60 歳まで(任意加入しない場合を想定)と、70 歳まで(任意加入する場合を想定)の 2 つを設定した。

その上で、2017 年 7 月時点における将来的に達成可能な受給資格期間を、10 年未満、10 年以上 25 年未満、25 年以上の 3 つに区分した。老齢年金の受給に必要な資格期間が 2017 年 8 月以降、25 年から 10 年に短縮されたことにより、将来的に達成可能な受給資格期間が 10 年未満である場合、受給資格期間を満たそうとして未納率は下がる可能性がある。一方、将来的に達成可能な受給資格期間が 10 年以上 25 年未満あるいは 25 年以上である場合、老齢年金の受給に必要な資格期間を相対的に容易に満たせるようになることから、未納率は上がる可能性がある。

「匿名年金情報」では、月次の未納状況の変数が入手可能であるため、被説明変数を月ごとの未納の有無とし、説明変数として、将来的に達成可能な受給資格期間 3 区分および 2017 年 8 月以降かどうかの交差項を用いることで、期間短縮という制度改正前後で、未納率が変化したかを検証する。

「匿名年金情報」では個人属性は、受給資格期間や年齢(月齢)や性別以外に入手できないので、観測されない(変数として入手できない)異時点間で変化しない個人属性(性別等)を統御するため、線形確率モデルで固定効果推定を行った。なお、観測期間(2016 年 7 月～2019 年 3 月)のうち、全期間が第 1 号被保険者であった人のみにサンプルを絞った分析(完全パネル)と、観測期間の一部に第 1 号被保険者であった期間がある人全てを対象とする分析(不完全パネル)の 2 種類の分析を行った。

また「国民年金被保険者実態調査」でも、本人の記憶に基づくものであるが、調査時点における受給資格期

間³が10年未満、10年以上25年未満、25年以上の3つ三つの区分で把握されている。

被説明変数を、調査年度前の過去2年間⁴の実際の保険料納付状況(1号期間滞納および一部納付)と、これからの国民年金の保険料納付に対する拒否(もうこれ以上納めない)とし、説明変数として年齢階級と制度改正後となる2020年調査ダミーの交差項を用い、本人が記憶する受給資格期間に基づく3区分別に推計することで、期間短縮という制度改正前後で、未納行動が変化したかを検証する。

ただし、今後の納付拒否に関してのみ、2017年調査の調査期間が2017年10月～2018年3月であるため、少なくとも制度改正後2か月を経過した時点での設問となる。つまり今後の納付拒否の分析については、制度改正以降の2時点間の変化をみることになり、このため純粋な制度改正前後の効果をみるができない。しかし、制度改正の全効果が改正直後に瞬時に全て現れたのではなく、徐々に被保険者の間に浸透していったとすれば、2時点間の変化の有無を確認することは、相応の意味があると考えられるため、同じ分析枠組を用いることとした。

「国民年金被保険者調査」は「匿名年金情報」とは異なり、就業状況、都市規模、世帯消費額、年金制度の周知など、さまざまな個人属性が把握できる。交差項以外にこれらを説明変数として加え、個人属性を統御し、Logitモデルに基づきオッズ比を推計する。

3. 「匿名年金情報」に基づく分析結果

(1) 月ごとの未納率の推移

2017年7月末時点での将来的に達成可能な受給資格期間(以下、「達成可能期間」と略記)の3区分(10年未満、10年以上25年未満、25年以上)ごとに、年齢階級別に未納率の変化を、2016年7月～2019年3月の33か月間、月ごとに示したのが図1である。年齢階級は2017年7月末時点での年齢で区分されている。

いずれの年齢階級でも、達成可能期間10年未満および10年以上25年未満において未納率は33か月間に大幅に低下している。例えば50歳以上について、10年未満の未納率は90%から70%まで20%ポイント低下している。また、50歳以上について10年以上25年未満についても50%から40%へと10%ポイント低下している。ほかの年齢階級でも同様の傾向が観察される。一方で、25年以上についてはどの年齢階級でも、そうした低下はみられない。

このことは達成可能期間階級ごとに、未納率低下のトレンドが異なっており、制度変更の効果を検出するためには、達成可能期間階級ごとのトレンドについても統御しなければならないことを示唆している。

またいずれの年齢階級、達成可能期間についても、2017年8月の制度改正前後で未納率の傾きが、折れ線グラフで把握できるほど変化したことは図1からは確認できない。

(2) 回帰分析の推定結果

そこで達成可能期間階級ごとの未納率低下のトレンドの相違を統御した上で、期間短縮という制度改正の効

³ 本人の記憶に基づく受給資格期間は、2017年調査と2020年調査の質問10「これまで保険料を納めた期間(厚生年金等に加入していた期間も含みます。)や免除されていた期間など、『老後に年金を受けるために必要な期間』について、あなたご自身の期間はどのくらいあると思いますか？当てはまるものを1つ一つだけ選んでください。」という質問に基づく。

⁴ 2017年調査については、2015年度と2016年度、2020年調査については2018年度と2019年度の保険料納付状況が把握されている。

果を線形確率モデルに基づき検証した結果が表 1 である。括弧内に示されているのはロバスト標準誤差である。プーリング回帰モデルや変量効果モデルの結果も示されているが、観測されない異時点間で変化しない個人属性(性別等)が統御された固定効果モデルの推計結果に注目する。制度改正の効果を表す変数は「制度改正時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド」である。被説明変数は各月の未納率であり、線形確率モデルであるので、係数を 100 倍した値が、未納率に何%ポイントの影響を制度改正が与えたか示すことになる。

制度改正時の年齢が 50 歳以上のサンプルにおいては、いずれも当該変数の係数は統計的に有意でない(表 1(1)、(2))。一方で 35～49 歳(60 歳まで加入を仮定)および 45～59 歳(70 歳まで任意加入を仮定)は、当該変数の係数は統計的に有意であり、この結果は達成可能期間 25 年未満の人の未納率の(達成可能期間が 25 年以上の人に対する相対的な)低下速度が、制度改正後に毎月 0.3%ポイント落ちたと解釈できる(表 1(3)～(6))。

(3) 頑健性の確認

表 1 では、2017 年 8 月以降を 1 とするダミー変数が、期間短縮という制度改正の効果を表していると想定していた。しかし、制度改正の前月である 7 月は、保険料の免除・納付猶予の申請年度が切り替わる月であり、その影響を捉えてしまっている可能性もある。そこで表 1 の頑健性を確認するために、2017 年 7 月以降を 1 とするダミー変数を制度変更ダミーに置き換えて用いた推計と、その前後に保険料の納付状況に影響を与えるイベントが無い 2017 年 12 月以降を 1 とするダミー変数を制度変更ダミーに置き換えて用いた推計を行った。結果は、表 2 のとおりである。

制度改正の効果を表さない「偽」変数となる「制度改正時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド」に着目すると、表 1 と同様、35～49 歳(60 歳まで加入を仮定)および 45～59 歳(70 歳まで任意加入を仮定)の当該変数の係数は統計的に有意であり、達成可能期間 25 年未満の人の未納率の(達成可能期間が 25 年以上の人に対する相対的な)低下速度が 2017 年 7 月以降あるいは 2017 年 12 月以降に 0.3～0.4%ポイント落ちたことが確認できた。

そのため、2017 年 8 月以降を 1 とする制度改正の効果を表していると想定していたダミー変数が、前月の免除・納付猶予の申請年度の切替わりの効果や、単に趨勢的な未納率の低下速度の変化の影響を含んでいる可能性を否定できない。一方で、期間短縮という制度改正の影響は、制度改正の事前情報⁵が納付行動に影響を与える可能性や、制度改正の周知にかかる可能性を考慮すると、2017 年 7 月や 2017 年 12 月に現れる可能性もあるため、表 1 の結果が頑健でないと否定することもできない。

4. 「国民年金被保険者実態調査」に基づく分析結果

(1) 1 号期間滞納に関する分析

次に「国民年金被保険者実態調査」を用い、過去 2 年間の納付状況および今後の納付意欲という 2 つの別の指標を用い、制度改正の影響を検証する。

「国民年金被保険者実態調査」では、表 3 で示したように、保険料納付状況に応じて調査対象者を 6 区分し

⁵ 冒頭でも述べたように、実際の改正の 5 年前の 2012 年「年金機能強化法」により、もともとは 2015 年に期間短縮されることになっていた。

ている。この中、本稿では学生を分析対象から除いているため、学生納付特例者も分析対象から外れることになる。さらに申請全額免除者と納付猶予者については調査前年度末の納付状況しか分からないため、過去2年間の未納に関する分析からは除外した。ただし今後の納付意欲に関する分析には含めている。

本人の記憶する受給資格期間別に、1号期間滞納者(過去2年間、保険料未納)の割合が2017年と2020年の間にどのように変化したのか示したのが表4である。集計にあたっては、集計乗率に基づき重みづけしている(以下同じ)。年齢階級の列に2017年と2020年の差が統計的に有意であるか示した。

資格期間が10年未満であると考えている35~39歳を除けば、いずれの資格期間・年齢階級でも2017年から2020年までの間に1号期間滞納者の割合は低下した。しかし、統計的に有意に低下したと確認できるのは、資格期間が25年以上であると考えている45~59歳、10年以上25年未満であると考えている35~49歳、そして10年未満であると考えている30~34歳および50~54歳である。

さらに1号期間滞納者と一部納付者を合わせて「未納」と定義し、同様に、2017年から2020年までの未納者の割合の変化を示したのが表5である。傾向は、1号期間滞納者の割合低下とほぼ同じで、多くの場合で2017年から2020年までの間に低下しているが、統計的に有意に低下したと確認できるのは、資格期間が25年以上であると考えている45~59歳、10年以上25年未満であると考えている35~49歳であった。ただし、資格期間が10年未満であると考えている者についてはいずれの年齢階級でも5%水準では統計的に有意でなかった。

さらにさまざまな個人属性や年金制度に関する周知度(表6に詳述)と、1号期間滞納率との相関をLogit分析に基づくオッズ比により示したのが表7である(記述統計量は附表3参照)。推計にあたっては、クロス集計と同様、集計乗率に基づき重みづけしている(以下同じ)。また括弧内に示されているのはロバスト標準誤差である。各々の推計式は本人が記憶する受給資格期間別の推計である(1)、(5)式は全サンプルでの推計)。また推計式(5)~(8)は推計式(1)~(4)に年金制度に関する周知度を変数として追加したものである。

ここでは各推計式における「各年齢階級×2020年ダミー」のオッズ比が、制度改正の影響として解釈される。当該オッズ比は年金制度に関する周知度に関する変数を投入していない推計式(1)~(4)において、いずれも統計的に有意でない。

年金制度に関する周知度の変数を投入することで、交差項「各年齢階級×2020年ダミー」のオッズ比は一部の年齢階級のみ統計的に有意となる(推計式(5)~(8))。有意となったオッズ比は本人が記憶する受給資格期間が10年以上25年未満の55~59歳と、10年未満の25~29歳と35~39歳であり1を超えており、これらの年齢階級では1号期間滞納確率が2017年よりも相対的に高いことを意味する。しかし、交差項でない10年未満の25~29歳および35~39歳のオッズ比は各々0.3、0.5となっており1よりも小さく、1号期間滞納率は相対的に低い。一方で、交差項でない10年以上25年未満の55~59歳のオッズ比は2.4で、1より比較的大きな値であり、1号期間滞納率は相対的に高い。

このことから、当該交差項を制度改正の効果とみなすなら、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満かつ55~59歳の場合において、期間短縮は1号期間滞納率を上昇させた可能性があるとして解釈できる。

また年金制度に関する知識(周知度)に注目すると、年金を受給するには資格期間が10年以上であることを知っており、かつ本人の記憶する資格期間が10年未満の場合のみ、オッズ比が統計的に有意であり1.1と1を上回っている。25年以上あるいは10年以上25年未満の場合、オッズ比は逆に0.9と1を下回っている。つまり資格期間が10年以上という知識は、本人が記憶する受給資格期間が10年未満である場合、1号期間滞納率を相対的に高めている可能性が示唆される。一方で、本人が記憶するいずれの資格期間階級でも、免除

制度や保険料納付猶予制度を知っている場合、1号期間滞納となるオッズ比は低く(1を下回り)、逆に免除・猶予期間の追納可能期間を知っている場合は1号期間滞納となるオッズ比は高い(1を上回る)。また世代間再分配の仕組みを知っている場合、本人の記憶する受給資格期間が25年以上あるいは10年以上25年未満において1号期間滞納となるオッズ比は高い。

それ以外の変数に注目すると、過去の納付行動に関する研究で指摘されてきたことが再確認できる。具体的には、所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、未納確率は相対的に低い傾向にあり、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)である場合、本人の記憶するいずれの受給資格期間においても未納となるオッズ比は統計的に有意で1を上回り未納確率が相対的に高い傾向にある。

(2) 未納に関する分析

1号期間滞納者と一部納付者を合わせ「未納」と定義し被説明変数として、同じ説明変数でLogit分析に基づきオッズ比を推計した結果が表8である(記述統計量は附表3参照)。

ここでも各推計式における交差項「各年齢階級×2020年ダミー」のオッズ比は、制度改正の影響として解釈される。1号期間滞納に関する推計結果とは異なり、当該オッズ比は年金制度に関する周知度の変数を投入していない推計式(1)～(4)においても統計的に有意となっている。本人の記憶する受給資格期間が25年以上の場合、当該オッズ比はいずれも1を下回り、未納確率が相対的に低い傾向がうかがえる。また、10年以上25年未満の場合、当該交差項は25歳以上59歳までの年齢階級で全て1を上回り、未納確率は相対的に高い傾向がうかがえる。さらに本人の記憶する受給資格期間が10年未満の場合には、当該交差項は50～54歳で1を下回る一方、45～49歳と55～59歳では1を上回り、未納確率が相対的に低い傾向と高い傾向が年齢階級によって異なっていた。

年金制度に関する周知度の変数を投入すると、さらに本人の記憶する受給資格期間が10年未満の場合、当該交差項で、さらに25～29歳および35～39歳が統計的に有意となり、そのオッズ比は1を上回り、未納確率が相対的に高い傾向があった。また年金制度に関する知識(周知度)の変数を入れない場合の推計式と同じく、本人が記憶する受給資格が10年未満の場合、50～54歳の交差項は統計的に有意かつ1を下回り、未納確率が相対的に低い傾向があった。

このことから、当該交差項を未納確率に対する制度改正の影響とみなせるのであれば、本人が記憶する受給資格期間が25年以上あるいは50～54歳かつ本人の記憶する受給資格期間が10年未満の場合、期間短縮は未納率を低下させた一方、それ以外の場合は、期間短縮はいずれも未納率を上昇させた可能性があるとして解釈可能である。

また年金制度に関する周知度に注目すると、1号期間滞納の推計では、年金を受給するには資格期間が10年以上であることを知っている場合、本人の記憶する資格期間が10年未満のみ、オッズ比が統計的に有意で1を上回っており1号期間滞納確率が高い傾向にあるが、未納の場合には当該カテゴリーのオッズ比は有意ではない。一方で、世代間再分配や追納制度の知識があるとオッズ比は統計的に有意で1より大きく未納確率が相対的に高い傾向にあり、保険料納付猶予制度を知っているとオッズ比は有意で1より小さく未納確率は相対的に低い傾向にある。

1号期間滞納の分析と同様に、それ以外の変数に注目すると、過去の納付行動に関する研究で指摘されてきたことが同じく再確認できる。具体的には、所得の代理変数である消費額が高いほど、生命保険料・個人年

金保険料納付額が高いほど、未納確率は相対的に低い傾向にあり、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)である場合、本人の記憶するいずれの受給資格期間においても未納となるオッズ比は統計的に有意で1を上回り未納確率が相対的に高い傾向にある。

(3) 納付拒否に関する分析

最後に、完納者、一部納付者、1号期間滞納者、申請全額免除者、納付猶予者の全てを含め、これからの国民保険料について「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」「10年に届くまで納めることを目指す」「もうこれ以上納めない」の構成割合を、本人が記憶する受給資格期間・年齢階級別に、2017年と2020年を比較したのが表9である。「10年に届くまで納めることを目指す」という回答は、定義により、本人の記憶する資格期間が10年未満である場合のみ存在する選択肢である。

「もうこれ以上納めない」という選択肢に注目すると、本人の記憶する資格期間が10年以上25年未満の55～59歳で2017年から2020年までの間に7%ポイント構成比は下がっており、比較的大きな差があるが、統計的には有意な差でない。一方で、自分の資格期間が10年未満の55～59歳では「もうこれ以上納めない」は同期間に3%しか下がっていないが、「10年に届くまで納めることを目指す」という割合が21%ポイント増大していることもあり、統計的に有意な差となっている。

さらに個人属性を統御するため、「もうこれ以上納めない」と回答した場合を「(今後の)納付拒否」と定義して被説明変数として、前項の分析と同じ説明変数でLogit分析に基づきオッズ比を前項までの分析と同様に推計した結果が表10である(記述統計量は附表4参照)。

交差項でない年齢階級のオッズ比に注目すると、本人の記憶する受給資格期間の別にかかわらず、45歳以上の年齢階級から統計的に有意であり、かつ年齢階級55～59歳までのオッズ比の値は大きくなっており、45歳以上では年齢が高くなるほど、だんだんと「もうこれ以上納めない(納付拒否)」となる確率が相対的に高くなっていくことが示唆される。

次に各年齢階級と2020年ダミーとの交差項に注目する。この交差項は、前項までの分析と異なり、期間短縮という制度改革の純粋な効果とみなすことはできない。先にも述べたように、今後の納付拒否に関する調査時点は、2017年調査の期間が2017年10月～2018年3月であるため(1号期間滞納や未納は調査前年度と前々年度2年間の納付実績に基づくため、2017年調査の数値は改正前の状況である)、少なくともすでに制度改革後2か月が経過している。つまり2017年調査と2020年調査を比較することは、制度改革以降の2時点間の変化をみることになり、制度改革による純粋な効果とはみなせない。しかし、今後の納付意欲に対する制度改革の効果が改正時に瞬時に全て現れたのではなく、改正後に徐々に被保険者の間に浸透していったとすれば、2時点間の変化の有無を確認することは、それなりに意味があると考えられる。

当該交差項のオッズ比が有意であるのは、年金制度に関する周知度を入れるかどうかにかかわらず、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満の55～59歳と10年未満の55～59歳であり、いずれもオッズ比は1を下回り、納付拒否率は相対的に低いことが分かる。

このことから、当該交差項を今後の納付意欲に対する制度改革後に徐々に現れてきた改正による影響とみなせるのであれば、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満の55～59歳と10年未満の55～59歳の場合、期間短縮は今後の納付を拒否する割合を低下させたとの解釈が可能である。

一方で、1号期間滞納の分析と同様、年金を受給するには資格期間が10年以上であることを知っている場合、本人の記憶する資格期間が10年未満の場合のみ、オッズ比が統計的に有意であり1.1と1を上回ってい

る。25年以上の場合、オッズ比は逆に0.9と1を下回っている。つまり資格期間が10年以上という知識は、本人の記憶する受給資格期間が10年未満である場合、今後の納付を拒否する割合を相対的に高めている可能性がある。

5. おわりに

本稿では2017年8月1日に行われた年金の受給資格期間の25年から10年への短縮(期間短縮)により、国民年金保険料の納付行動あるいは納付意欲が特に35歳以降で変化していないか、「匿名年金情報」(2020年度末時点における国民年金被保険者第1号被保険者の2016年7月～2019年3月分の保険料納付状況)および「国民年金被保険者調査」(2017年、2020年)調査票情報の2つのデータに基づき検討した。

本稿の分析結果による主要な知見は以下5点にまとめられる。

第一に、「匿名年金情報」に基づく分析結果によれば、制度改正時に30～49歳であったサンプルの分析では、達成可能期間25年未満の人の未納率の相対的な低下速度が、期間短縮により毎月0.3%ポイント遅くなったことが観察された。ただし、50歳以上では同様の効果は観察されなかった。

第二に、「国民年金被保険者実態調査」に基づく分析結果によれば、本人の記憶する受給資格期間が10年以上25年未満かつ55～59歳の場合、期間短縮は1号期間滞納率を上昇させた可能性がある。また未納率については期間短縮の効果は正負混在しており、本人の記憶する受給資格期間が25年以上あるいは50～54歳かつ本人の記憶する受給資格期間が10年未満の場合、期間短縮は相対的に未納率を低下させたが、それ以外の場合には期間短縮はいずれも相対的に未納率を上昇させた可能性がある。

第三に、「年金の受給資格を得るために必要な資格期間が10年以上必要である」という制度理解があると、本人の記憶する受給資格期間が10年未満である場合、1号期間滞納率や今後の保険料納付を拒否する割合が相対的に高い一方、未納率についてはそうした傾向を確認できなかった。

第四に、55～59歳で本人の記憶する受給資格期間が10年未満あるいは25年未満である場合、期間短縮は今後の保険料納付を拒否する確率を低下させた可能性がある。

第五に、世帯所得の代理変数である世帯消費額が高いほど、生命保険料・個人年金保険料納付額が高いほど、あるいは免除制度や保険料納付猶予制度に関する制度理解があると1号期間滞納率や未納率は相対的に低い傾向にある一方で、雇用者(非正規雇用のみならず常用雇用を含む)である場合、本人の記憶するいずれの受給資格期間においても1号期間滞納率や未納率は自営業者と比べ相対的に高い傾向にある。このことは過去の納付行動に関する研究で指摘されてきたことが、本稿が用いた新たなデータに基づいても再確認できたことを意味する。

若干の政策含意を述べれば、受給資格期間短縮が一部の属性集団において、1号期間滞納率や今後の保険料納付意欲を低下させ、月ごとの未納率の低下傾向をやや緩和させたとすれば、保険料免除制度や保険料納付猶予制度の周知あるいは大津(2023)で提言されたような申請に頼らない積極的的制度活用、そして雇用者への被用者保険のさらなる適用拡大は重要な政策的対応となる。

なお本稿の分析では、受給資格期間短縮という制度改正の効果が、トレンド項や年齢階級と、制度改正時点前後を表すダミー変数との交差項でとらえられることを前提としている。そのため、当該交差項に他の制度改正の効果が入り込んでいる可能性や、逆にほかの制度改正の効果と相殺されていて統計的に有意となっていない可能性もある。また未納率低下のトレンドを統御するかどうか、あるいはどの指標あるいはどの基準カテゴリーを採用するかで、期間短縮の効果は異なって捉えられる(補論も参照)。こうした可能性や相違をさらに精緻

な方法で検討することが、今後の研究課題として残されている。

(補論)「匿名年金情報」に基づき「すでに達成した受給資格期間」階級を用いた場合の納付行動の変化に関する分析

納付行動の変化を検証するためのサブグループの作成方法として、「匿名年金情報」を用いた分析では「将来達成可能な受給資格期間」に基づく一方、「国民年金被保険者実態調査」を用いた分析では(本人の記憶している、という違いもあるが)「すでに達成した受給資格期間」に基づく。そこで「匿名年金情報」を用いた分析でも、「すでに達成した受給資格期間」に基づくサブグループを用い、本論第 3 節と同様の推計を行った。本論第 3 節の図 1、表 2 に対応する図表が、各々補論の図 2、表 11 に対応する(記述統計量は附表 5 参照)。

固定効果モデルの「10 年未満×制度変更ダミー×トレンド項」の係数に注目すると、受給資格期間が 10 年未満であった人は、25 年以上であった人に比べ、未納率の月ごとの低下幅が 0.2~0.3%ポイント小さい⁶。このことから、受給資格期間が 10 年未満であった人は、受給資格期間の条件達成が容易になったことで納付意欲がやや低下した可能性が示唆される。

一見、この結果は、「国民年金被保険者実態調査」に基づく結果解釈(50~54 歳かつ本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満の場合、期間短縮は相対的に未納率を低下させた)とは齟齬があるようにもみえる。しかし、2 つのデータに基づく分析を比較する際は、基準カテゴリーが異なることに留意する必要がある。「匿名年金情報」に基づく分析では、改正時点で同じ年齢階級内で、25 年以上の資格期間である人と比較している。「国民年金被保険者実態調査」に基づく分析では、5 歳刻みでの年齢階級変数しか識別できない(各歳年齢変数は郵送調査には入っていない)。つまり改正時点での同じ年齢階級に揃えての比較はできない(調査は 3 年おきである)ため、受給資格期間階級を揃えた上で、各調査時点における 40~44 歳の人と比較している。また「国民年金被保険者実態調査」の分析では、世帯消費額、都市規模、年金制度の周知度等、より細かく個人属性を統御しているとはいえ、改正前後の過去 2 年間の累積でみた納付率の 2 時点間の差(対する「匿名年金情報」では月ごとの納付率の差)だけをみているため、納付率低下というトレンドを十分統御できていない可能性もある。

その一方で、年金を受給するための資格期間が 10 年以上という知識が、本人の記憶する受給資格期間が 10 年未満である場合、今後の納付を拒否する割合を相対的に高めているという「国民年金被保険者実態調査」での分析結果は、月ごとの未納率の低下幅が改正後に小さくなったという「匿名年金情報」での分析結果を補完しているといえよう。

参考文献

阿部彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』43 : 134-154。

大津唯(2023)「国民年金保険料の納付状況に関する『匿名年金情報』の集計」(本報告書所収)。

厚生労働省(2011)「受給資格期間の短縮について(第 2 回社会保障審議会年金部会、資料 2)」

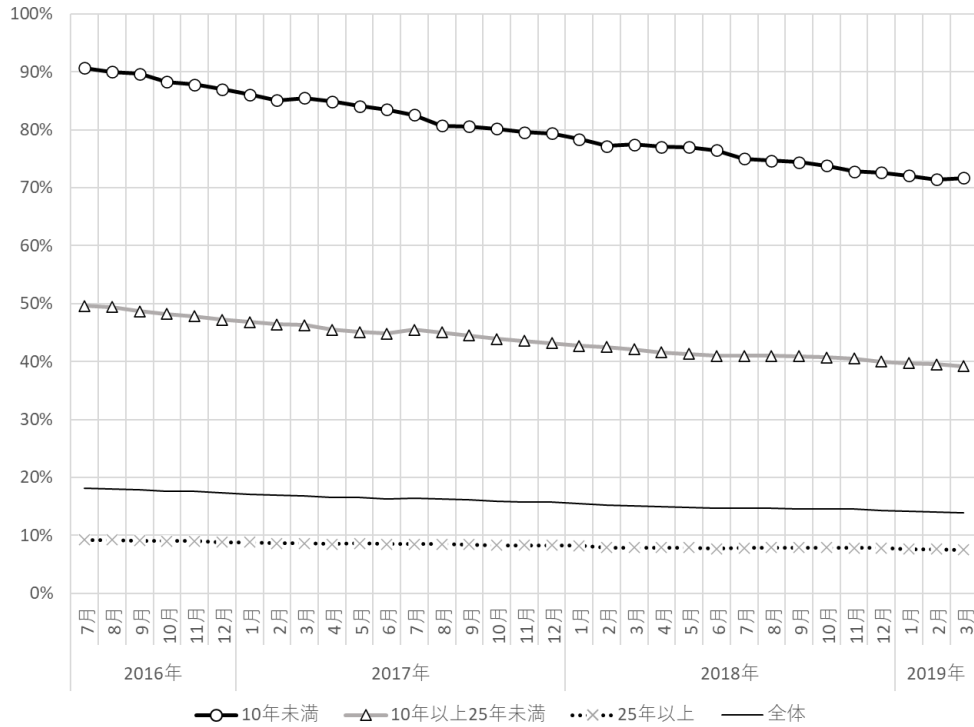
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ofqi-att/2r9852000001ofvn.pdf>, 2023 年 3 月 1 日閲覧)

——(2012)「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理(第 9 回社会保障審議会年金部

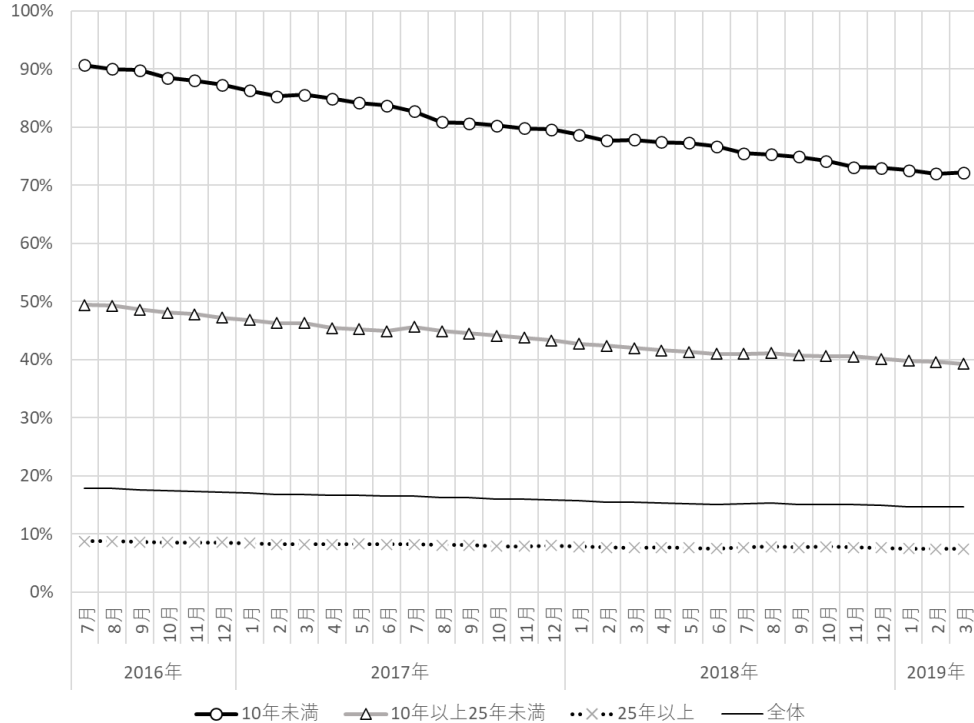
⁶ なお、月ごとの「10 年以上 25 年未満×制度変更ダミー×トレンド項」の係数は有意でない。

- 会、参考資料)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020q4b-att/2r98520000020q98.pdf>、2020年9月1日閲覧)
- (2016)「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)の概要(第27回社会保障審議会年金事業管理部会、資料2-1)」(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/si2_7.pdf、2023年3月1日閲覧)
- (2017)「平成29年版厚生労働白書」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/index.html>、2023年3月1日閲覧)
- (2019)「公的年金財政状況報告—平成29年度」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198528_00001.html、2023年3月1日閲覧)
- (2022)「令和2年国民年金被保険者実態調査結果の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-15a-r02-01.pdf>、2023年3月1日閲覧)
- 鈴木亘・周燕飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』42:44-60。
- ・——(2006)「コホート効果を考慮した国民年金未加入者の経済分析」『季刊社会保障研究』41(4):385-395。
- 山田篤裕(2009)「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態—社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析—」『社会政策研究』9:64-93。
- 山田篤裕(2021)「受給資格期間短縮が低所得高齢者に与えた影響」『日本年金学会誌』40:4-15。
- 湯田道生(2006)「国民年金・国民健康保険未加入者の計量分析」『経済研究』57(4):344-357。

図 1:2017 年 7 月末時点で将来的に達成可能な受給資格期間の期間別の未納率
 (1) 60 歳以降は任意加入しないと仮定 / 50 歳以上 / 不完全パネル

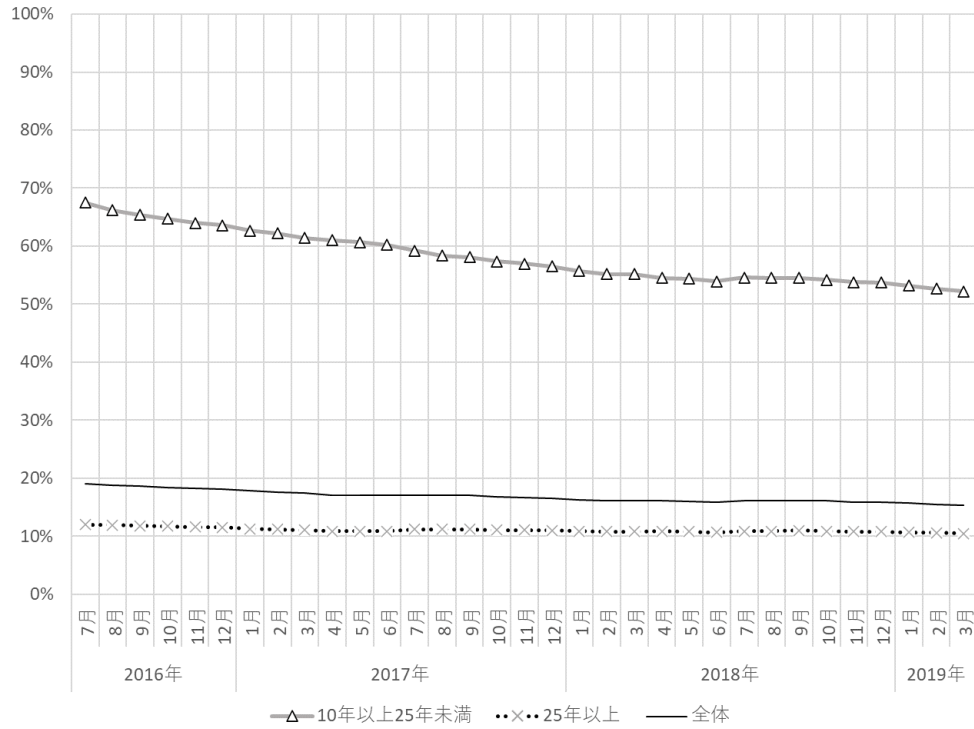


(2) 60 歳以降は任意加入しないと仮定 / 50 歳以上 / 完全パネル

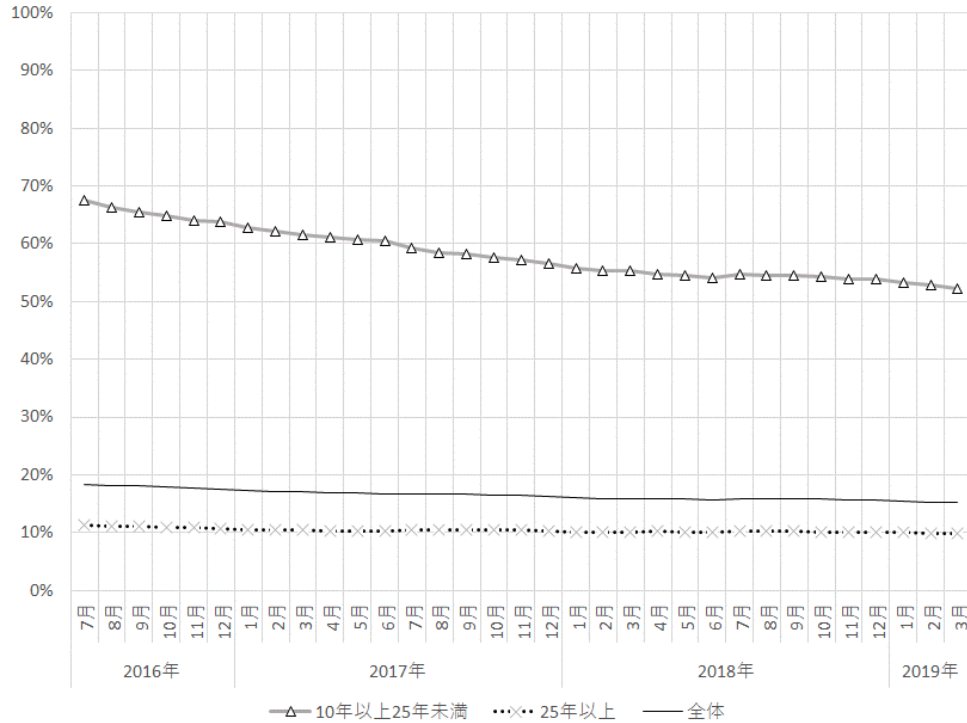


出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

図 1:2017 年 7 月末時点で将来的に達成可能な受給資格期間の期間別の未納率(つづき)
 (3) 60 歳以降は任意加入しないと仮定/35~49 歳/不完全パネル



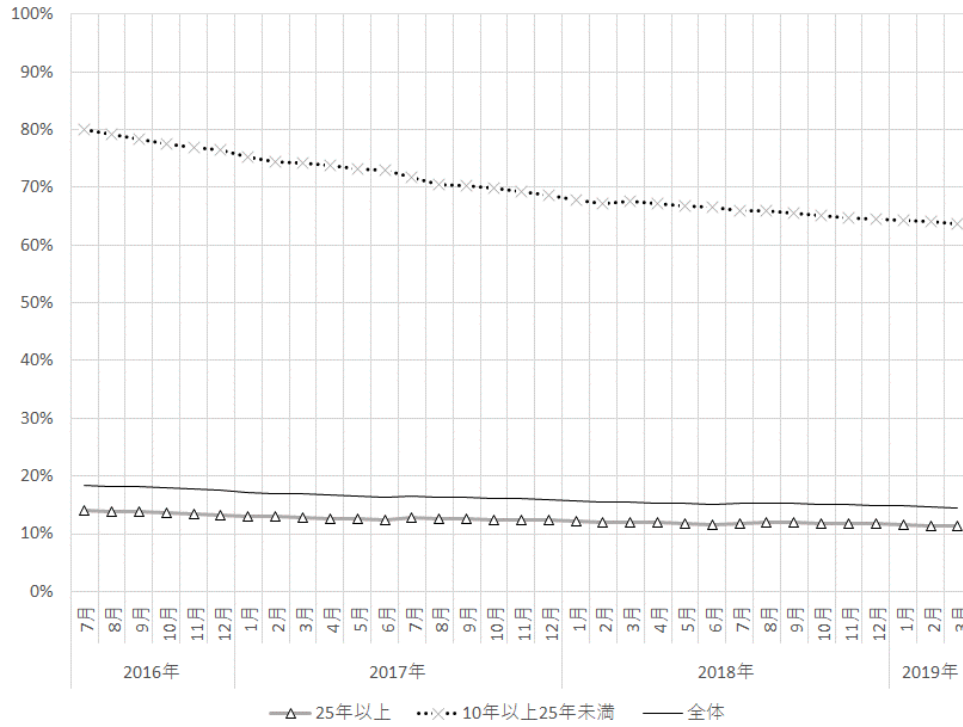
(4) 60 歳以降は任意加入しないと仮定/35~49 歳/完全パネル



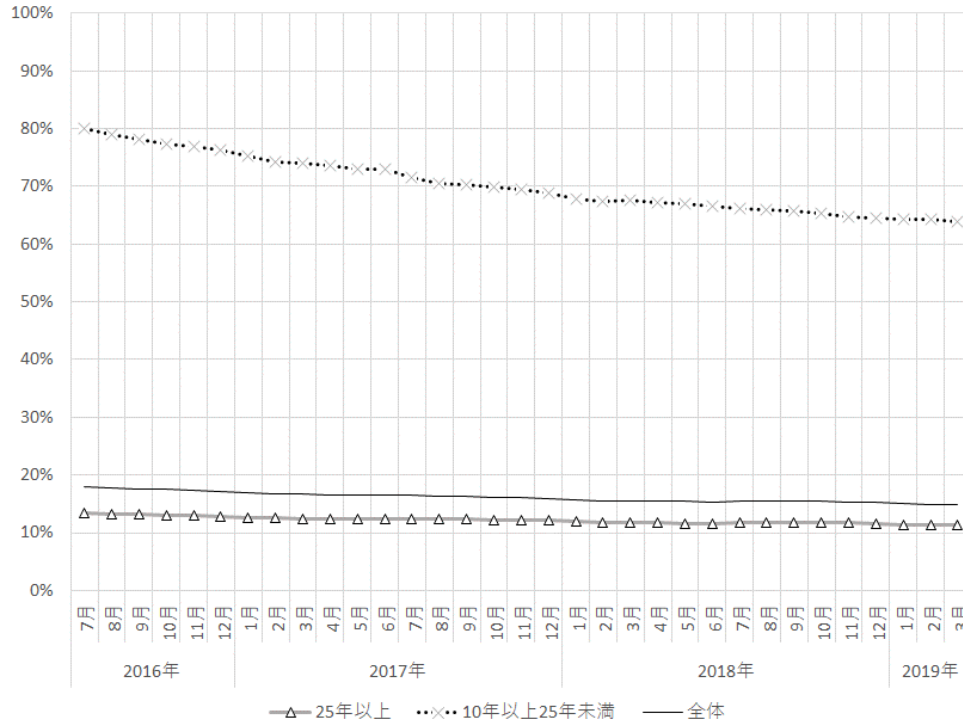
出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果。

図 1:2017 年 7 月末時点で将来的に達成可能な受給資格期間の期間別の未納率(つづき)

(5) 70 歳まで任意加入と仮定 / 45~59 歳 / 不完全パネル



(6) 70 歳まで任意加入と仮定 / 45~59 歳 / 完全パネル



出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果
(1) 60歳以降は任意加入しないと仮定/50歳以上/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.8658*** [0.6364]	4.9079*** [0.6034]	
10年以上25年未満	2.7183*** [0.5076]	2.6994*** [0.3476]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.1497 [0.1291]	-0.0868 [0.1063]	-0.0839 [0.1064]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-0.8059 [0.7658]	-0.9042 [0.8777]	-0.9075 [0.8777]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.7272 [0.5739]	-0.636 [0.4846]	-0.636 [0.4846]
トレンド項 (納付対象月)	0.0002 [0.0002]	0.0003* [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0060*** [0.0009]	-0.0061*** [0.0009]	-0.0061*** [0.0009]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0034*** [0.0007]	-0.0034*** [0.0005]	-0.0034*** [0.0005]
制度変更ダミー × トレンド項	0.0002 [0.0002]	0.0001 [0.0002]	0.0001 [0.0002]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー × トレンド項			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0012 [0.0011]	0.0013 [0.0013]	0.0013 [0.0013]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0011 [0.0008]	0.0009 [0.0007]	0.0009 [0.0007]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0479*** [0.0008]	-0.0512*** [0.0040]	
月齢	-0.0008*** [0.0000]	-0.0008*** [0.0001]	
定数項	0.4853*** [0.1156]	0.3945*** [0.0767]	0.9560*** [0.0814]
観測値数	635,900	635,900	635,900
自由度調整済み決定係数	0.242		
決定係数 (Within)		0.014	0.014
決定係数 (Between)		0.267	0.257
決定係数 (Overall)		0.242	0.232

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(2) 60歳以降は任意加入しないと仮定/50歳以上/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.9430*** [0.6410]	4.9430*** [0.6040]	
10年以上25年未満	2.7032*** [0.5213]	2.7032*** [0.3518]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.1317 [0.1324]	-0.1317 [0.1064]	-0.1317 [0.1064]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-0.947 [0.7708]	-0.947 [0.8819]	-0.947 [0.8819]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.6326 [0.5898]	-0.6326 [0.4914]	-0.6326 [0.4914]
トレンド項 (納付対象月)	0.0003 [0.0002]	0.0003+ [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0061*** [0.0009]	-0.0061*** [0.0009]	-0.0061*** [0.0009]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0034*** [0.0008]	-0.0034*** [0.0005]	-0.0034*** [0.0005]
制度変更ダミー × トレンド項	0.0002 [0.0002]	0.0002 [0.0002]	0.0002 [0.0002]
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー × トレンド項			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0014 [0.0011]	0.0014 [0.0013]	0.0014 [0.0013]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0009 [0.0009]	0.0009 [0.0007]	0.0009 [0.0007]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0441*** [0.0008]	-0.0441*** [0.0043]	
月齢	-0.0008*** [0.0000]	-0.0008*** [0.0001]	
定数項	0.3941*** [0.1177]	0.3941*** [0.0748]	0.9979*** [0.0818]
観測値数	575,520	575,520	575,520
自由度調整済み決定係数	0.255		
決定係数 (Within)		0.015	0.015
決定係数 (Between)		0.294	0.286
決定係数 (Overall)		0.256	0.246

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(3) 60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.2632*** [0.3463]	4.1794*** [0.2602]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.4776*** [0.0951]	-0.3647*** [0.0808]	-0.3605*** [0.0808]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	-2.0678*** [0.3957]	-2.0241*** [0.3659]	-2.0281*** [0.3659]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0005*** [0.0001]	-0.0004*** [0.0001]	-0.0008*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0055*** [0.0005]	-0.0054*** [0.0004]	-0.0054*** [0.0004]
制度変更ダミー×トレンド項	0.0007*** [0.0001]	0.0005*** [0.0001]	0.0005*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	0.0030*** [0.0006]	0.0029*** [0.0005]	0.0029*** [0.0005]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0463*** [0.0006]	-0.0490*** [0.0029]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.7006*** [0.0846]	0.6379*** [0.0583]	1.2047*** [0.0598]
観測値数	1,392,869	1,392,869	1,392,869
自由度調整済み決定係数	0.180		
決定係数 (Within)		0.011	0.011
決定係数 (Between)		0.195	0.185
決定係数 (Overall)		0.180	0.170

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(4) 60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.2385*** [0.3568]	4.2385*** [0.2635]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.3891*** [0.0971]	-0.3891*** [0.0799]	-0.3891*** [0.0799]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	-2.0097*** [0.4077]	-2.0097*** [0.3708]	-2.0097*** [0.3708]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0004** [0.0001]	-0.0004*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0054*** [0.0005]	-0.0054*** [0.0004]	-0.0054*** [0.0004]
制度変更ダミー×トレンド項	0.0006*** [0.0001]	0.0006*** [0.0001]	0.0006*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	0.0029*** [0.0006]	0.0029*** [0.0005]	0.0029*** [0.0005]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0423*** [0.0006]	-0.0423*** [0.0031]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.6219*** [0.0860]	0.6219*** [0.0569]	1.2334*** [0.0596]
観測値数	1,249,215	1,249,215	1,249,215
自由度調整済み決定係数	0.196		
決定係数 (Within)		0.012	0.012
決定係数 (Between)		0.229	0.220
決定係数 (Overall)		0.196	0.186

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(5) 70 歳まで任意加入と仮定 / 45~59 歳 / 不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.3323*** [0.4649]	4.4523*** [0.3786]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.4398*** [0.1072]	-0.2747** [0.0857]	-0.2712** [0.0858]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	-1.7151** [0.5394]	-1.8106*** [0.5272]	-1.8134*** [0.5272]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0008*** [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0054*** [0.0007]	-0.0056*** [0.0006]	-0.0056*** [0.0006]
制度変更ダミー×トレンド項	0.0006*** [0.0002]	0.0004** [0.0001]	0.0004** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	0.0025** [0.0008]	0.0026*** [0.0008]	0.0026*** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0590*** [0.0006]	-0.0624*** [0.0031]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	0.9604*** [0.0958]	0.7650*** [0.0620]	1.0491*** [0.0627]
観測値数	1,156,442	1,156,442	1,156,442
自由度調整済み決定係数	0.158		
決定係数 (Within)		0.009	0.009
決定係数 (Between)		0.174	0.162
決定係数 (Overall)		0.158	0.147

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 1: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(6) 70 歳まで任意加入と仮定 / 45~59 歳 / 完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.5386*** [0.4744]	4.5386*** [0.3846]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.2740* [0.1106]	-0.2740** [0.0860]	-0.2740** [0.0860]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	-1.9231*** [0.5499]	-1.9231*** [0.5372]	-1.9231*** [0.5372]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0005*** [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0057*** [0.0007]	-0.0057*** [0.0006]	-0.0057*** [0.0006]
制度変更ダミー×トレンド項	0.0004* [0.0002]	0.0004** [0.0001]	0.0004** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	0.0028*** [0.0008]	0.0028*** [0.0008]	0.0028*** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0552*** [0.0007]	-0.0552*** [0.0034]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	0.7433*** [0.0982]	0.7433*** [0.0609]	1.0576*** [0.0623]
観測値数	1,048,443	1,048,443	1,048,443
自由度調整済み決定係数	0.167		
決定係数 (Within)		0.010	0.010
決定係数 (Between)		0.193	0.184
決定係数 (Overall)		0.167	0.158

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果
 (1) 2017年7月以降とした場合 / 60歳以降は任意加入しないと仮定 / 35~49歳 / 不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間（25年以上=0、25年未満=1）	4.1661*** [0.3897]	4.0920*** [0.2717]	
介入後ダミー（2017年6月以前=0、2017年7月以降=1）	-0.5884*** [0.1035]	-0.4697*** [0.0788]	-0.4651*** [0.0788]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-1.8540*** [0.4283]	-1.8230*** [0.3593]	-1.8277*** [0.3594]
トレンド項（納付対象月）	-0.0006*** [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]	-0.0010*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0053*** [0.0006]	-0.0052*** [0.0004]	-0.0052*** [0.0004]
介入後ダミー×トレンド項	0.0009*** [0.0002]	0.0007*** [0.0001]	0.0007*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0027*** [0.0006]	0.0026*** [0.0005]	0.0026*** [0.0005]
性別（男性=0、女性=1）	-0.0463*** [0.0006]	-0.0490*** [0.0029]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.8128*** [0.0953]	0.7483*** [0.0607]	1.3042*** [0.0623]
観測値数	1,392,869	1,392,869	1,392,869
自由度調整済み決定係数	0.180		
決定係数（Within）		0.011	0.011
決定係数（Between）		0.195	0.185
決定係数（Overall）		0.180	0.170

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(2) 2017年12月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.4200*** [0.2333]	4.3145*** [0.2545]	
介入後ダミー (2017年11月以前=0、2017年12月以降=1)	-0.2757*** [0.0828]	-0.2152* [0.0908]	-0.2120* [0.0909]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-2.6290*** [0.3561]	-2.5587*** [0.4009]	-2.5612*** [0.4009]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0001 [0.0001]	0 [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0057*** [0.0003]	-0.0056*** [0.0004]	-0.0056*** [0.0004]
介入後ダミー×トレンド項	0.0004*** [0.0001]	0.0003* [0.0001]	0.0003* [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0038*** [0.0005]	0.0037*** [0.0006]	0.0037*** [0.0006]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0463*** [0.0006]	-0.0490*** [0.0029]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.4399*** [0.0566]	0.4078*** [0.0577]	0.9921*** [0.0590]
観測値数	1,392,869	1,392,869	1,392,869
自由度調整済み決定係数	0.180		
決定係数 (Within)		0.011	0.011
決定係数 (Between)		0.195	0.185
決定係数 (Overall)		0.180	0.170

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)
 (3) 2017年7月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.1453*** [0.4016]	4.1453*** [0.2743]	
介入後ダミー (2017年6月以前=0、2017年7月以降=1)	-0.4856*** [0.1055]	-0.4856*** [0.0775]	-0.4856*** [0.0775]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-1.8009*** [0.4413]	-1.8009*** [0.3644]	-1.8009*** [0.3644]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0005*** [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]	-0.0010*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0053*** [0.0006]	-0.0053*** [0.0004]	-0.0053*** [0.0004]
介入後ダミー×トレンド項	0.0007*** [0.0002]	0.0007*** [0.0001]	0.0007*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0026*** [0.0006]	0.0026*** [0.0005]	0.0026*** [0.0005]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0423*** [0.0006]	-0.0423*** [0.0031]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.7197*** [0.0968]	0.7197*** [0.0587]	1.3193*** [0.0617]
観測値数	1,249,215	1,249,215	1,249,215
自由度調整済み決定係数	0.196		0.012
決定係数 (Within)		0.012	0.012
決定係数 (Between)		0.229	0.220
決定係数 (Overall)		0.196	0.186

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)
(4) 2017年12月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間（25年以上=0、25年未満=1）	4.3960*** [0.2404]	4.3960*** [0.2584]	
介入後ダミー（2017年11月以前=0、2017年12月以降=1）	-0.2220** [0.0852]	-0.2220* [0.0905]	-0.2220* [0.0905]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-2.5555*** [0.3669]	-2.5555*** [0.4054]	-2.5555*** [0.4054]
トレンド項（納付対象月）	0 [0.0001]	0 [0.0001]	-0.0005*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0057*** [0.0004]	-0.0057*** [0.0004]	-0.0057*** [0.0004]
介入後ダミー×トレンド項	0.0003** [0.0001]	0.0003* [0.0001]	0.0003* [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0037*** [0.0005]	0.0037*** [0.0006]	0.0037*** [0.0006]
性別（男性=0、女性=1）	-0.0423*** [0.0006]	-0.0423*** [0.0031]	
月齢	-0.0005*** [0.0000]	-0.0005*** [0.0000]	
定数項	0.3948*** [0.0577]	0.3948*** [0.0575]	1.0266*** [0.0596]
観測値数	1,249,215	1,249,215	1,249,215
自由度調整済み決定係数	0.196		
決定係数（Within）		0.012	0.012
決定係数（Between）		0.229	0.220
決定係数（Overall）		0.196	0.186

出典：「匿名年金情報」に基づく推計結果

注：*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(5) 2017年7月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.2246*** [0.5213]	4.3824*** [0.4007]	
介入後ダミー (2017年6月以前=0、2017年7月以降=1)	-0.5258*** [0.1169]	-0.3475*** [0.0837]	-0.3434*** [0.0837]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-1.5132** [0.5796]	-1.6483** [0.5250]	-1.6522** [0.5250]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0010*** [0.0002]	-0.0006*** [0.0001]	-0.0011*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0053*** [0.0008]	-0.0055*** [0.0006]	-0.0055*** [0.0006]
介入後ダミー×トレンド項	0.0008*** [0.0002]	0.0005*** [0.0001]	0.0005*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0022* [0.0008]	0.0024** [0.0008]	0.0024** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0590*** [0.0006]	-0.0624*** [0.0031]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	1.0605*** [0.1080]	0.8563*** [0.0644]	1.1356*** [0.0653]
観測値数	1,156,442	1,156,442	1,156,442
自由度調整済み決定係数	0.158		
決定係数 (Within)		0.009	0.009
決定係数 (Between)		0.174	0.162
決定係数 (Overall)		0.158	0.147

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(6) 2017年12月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.5374*** [0.3166]	4.5784*** [0.3547]	
介入後ダミー (2017年11月以前=0、2017年12月以降=1)	-0.3418*** [0.0923]	-0.2448* [0.0952]	-0.2433* [0.0952]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-2.1329*** [0.4996]	-2.1480*** [0.5612]	-2.1476*** [0.5612]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0005*** [0.0001]	-0.0003** [0.0001]	-0.0007*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0057*** [0.0005]	-0.0058*** [0.0005]	-0.0058*** [0.0005]
介入後ダミー×トレンド項	0.0005*** [0.0001]	0.0004* [0.0001]	0.0003* [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0031*** [0.0007]	0.0031*** [0.0008]	0.0031*** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0590*** [0.0006]	-0.0624*** [0.0031]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	0.7665*** [0.0638]	0.6288*** [0.0609]	0.9224*** [0.0612]
観測値数	1,156,442	1,156,442	1,156,442
自由度調整済み決定係数	0.158		
決定係数 (Within)		0.009	0.009
決定係数 (Between)		0.174	0.162
決定係数 (Overall)		0.158	0.147

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(7) 2017年7月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.4639*** [0.5322]	4.4639*** [0.4066]	
介入後ダミー (2017年6月以前=0、2017年7月以降=1)	-0.3319** [0.1203]	-0.3319*** [0.0837]	-0.3319*** [0.0837]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-1.7659** [0.5913]	-1.7659*** [0.5345]	-1.7659*** [0.5345]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0006*** [0.0002]	-0.0006*** [0.0001]	-0.0010*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0056*** [0.0008]	-0.0056*** [0.0006]	-0.0056*** [0.0006]
介入後ダミー×トレンド項	0.0005** [0.0002]	0.0005*** [0.0001]	0.0005*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0025** [0.0009]	0.0025** [0.0008]	0.0025** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0552*** [0.0007]	-0.0552*** [0.0034]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	0.8182*** [0.1107]	0.8182*** [0.0630]	1.1274*** [0.0648]
観測値数	1,048,443	1,048,443	1,048,443
自由度調整済み決定係数	0.167		
決定係数 (Within)		0.010	0.010
決定係数 (Between)		0.193	0.184
決定係数 (Overall)		0.167	0.158

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(8) 2017年12月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	4.6105*** [0.3227]	4.6105*** [0.3616]	
介入後ダミー (2017年11月以前=0、2017年12月以降=1)	-0.2518** [0.0964]	-0.2518** [0.0963]	-0.2518** [0.0963]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー	-2.1912*** [0.5084]	-2.1912*** [0.5710]	-2.1912*** [0.5710]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0004*** [0.0001]	-0.0004*** [0.0001]	-0.0007*** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	-0.0058*** [0.0005]	-0.0058*** [0.0005]	-0.0058*** [0.0005]
介入後ダミー×トレンド項	0.0004** [0.0001]	0.0004** [0.0001]	0.0004** [0.0001]
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×介入後ダミー×トレンド項	0.0032*** [0.0007]	0.0032*** [0.0008]	0.0032*** [0.0008]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0552*** [0.0007]	-0.0552*** [0.0034]	
月齢	-0.0004*** [0.0000]	-0.0004*** [0.0000]	
定数項	0.6259*** [0.0656]	0.6259*** [0.0606]	0.9451*** [0.0614]
観測値数	1,048,443	1,048,443	1,048,443
自由度調整済み決定係数	0.167		
決定係数 (Within)		0.010	0.010
決定係数 (Between)		0.193	0.184
決定係数 (Overall)		0.167	0.158

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 3:「国民年金被保険者実態調査」での保険料納付状況の類型

	2017年調査	2020年調査
①完納者	2015年度及び2016年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者	2018年度及び2019年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者
②一部納付者	2015年度及び2016年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者	2018年度及び2019年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者
③1号期間滞納者	2015年度及び2016年度の納付対象月保険料を全く納付していない者	2018年度及び2019年度の納付対象月保険料を全く納付していない者
④申請全額免除者	2016年度末に保険料の申請全額免除を受けている者	2019年度末に保険料の申請全額免除を受けている者
⑤学生納付特例者	2016年度末に保険料の学生納付特例を受けている者	2019年度末に保険料の学生納付特例を受けている者
⑥納付猶予者	2016年度末に保険料の納付猶予を受けている者	2019年度末に保険料の納付猶予を受けている者

出典:「国民年金被保険者実態調査」各年度調査の用語の解説 (https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/shakai_hoken/k-nenkin/h23/index.html#08, 2022年3月15日閲覧)

表 4:1号期間滞納者の割合の変化(2017年と2020年の比較)

(1) 自分自身の資格期間が25年以上であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
40～44歳	17.4	14.5	-2.9	217	212
45～49歳**	13.4	7.3	-6.1	461	407
50～54歳**	11.5	6.6	-4.9	585	531
55～59歳*	9.7	6.8	-2.9	835	669

(2) 自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
25～29歳	30.1	24.3	-5.8	315	270
30～34歳	23.4	19.8	-3.6	572	503
35～39歳*	21.7	16.1	-5.6	751	731
40～44歳**	20.2	15.1	-5.1	835	930
45～49歳*	28.4	21.9	-6.5	651	732
50～54歳	31.7	30.1	-1.6	508	530
55～59歳	38.4	32.7	-5.7	339	430

(3) 自分自身の資格期間が10年未満であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
20～24歳	35.7	31.8	-3.9	473	526
25～29歳	43.1	38.2	-4.9	638	560
30～34歳*	54.8	46.2	-8.6	422	408
35～39歳	56.7	58.0	1.3	296	358
40～44歳	67.3	60.7	-6.6	274	339
45～49歳	69.9	62.7	-7.2	253	305
50～54歳*	60.6	48.6	-12.0	247	322
55～59歳	38.4	33.6	-4.8	232	248

出典:「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注: ** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1

表 5:未納者の割合の変化(2017 年と 2020 年の比較)

(1) 自分自身の資格期間が 25 年以上であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
40～44歳	28.7	28.2	-0.5	217	212
45～49歳**	26.7	17.2	-9.5	461	407
50～54歳**	24.5	16.3	-8.2	585	531
55～59歳**	21.8	15.7	-6.1	835	669

(2) 自分自身の資格期間が 10 年以上 25 年未満であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
25～29歳	52.8	46.5	-6.3	315	270
30～34歳	43.5	39.0	-4.5	572	503
35～39歳*	38.5	31.5	-7.0	751	731
40～44歳**	38.0	29.4	-8.6	835	930
45～49歳*	46.5	38.3	-8.2	651	732
50～54歳	47.5	48.7	1.2	508	530
55～59歳	55.5	50.7	-4.8	339	430

(3) 自分自身の資格期間が 10 年未満であると考えている者

	2017	2020	(差)	N(2017)	N(2020)
20～24歳	50.6	44.8	-5.8	473	526
25～29歳†	62.3	55.4	-6.9	638	560
30～34歳	73.4	66.1	-7.3	422	408
35～39歳	78.0	76.9	-1.1	296	358
40～44歳	81.7	77.0	-4.7	274	339
45～49歳	80.3	80.5	0.2	253	305
50～54歳†	77.0	65.7	-11.3	247	322
55～59歳	47.7	47.1	-0.6	232	248

出典:「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注: ** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1。括弧内は標準誤差を表す。

表 6: 国民年金制度の周知度に関する変数の詳細

変数	調査票上の文言
周知度：資格期間10年以上	老後に年金を受けるためには、通常、 <u>保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて10年以上必要</u> である
周知度：満額年金要件	満額の年金を老後に受けるためには、 <u>保険料を40年納付する必要</u> があり、保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる
周知度：給付水準の実質価値維持	物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、 <u>受けられる年金の実質的な価値がなるべく変わらないような仕組み</u> である
周知度：障害年金の存在	病気や事故で障害が残ったときに受けられる <u>障害年金</u> がある
周知度：遺族年金の存在	本人の死亡時に、遺族の方が受けられる <u>遺族年金</u> がある
周知度：2分の1国庫負担	年金額の $1/2$ は税金でまかなわれている
周知度：社会保険料控除	保険料を納めると、 <u>その年に納めた保険料額の全額が税金の計算のときに所得から差し引かれる</u> ので、納めなければならない税金は少なくなる
周知度：上乗せ給付の存在	任意でより多くの保険料を支払うことにより、付加年金などの <u>上乗せの給付</u> が利用できる
周知度：年金生活者支援給付金の存在	受け取る年金の額が少なく、年金以外の所得も少ない場合は、税金でまかなわれる給付金（年金生活者支援給付金）が受け取れる
周知度：世代間再分配	現在働いている世代が納める保険料によって、現在の <u>高齢者の年金給付をまかなう仕組み</u> となっている
周知度：未納期間の追納可能期間	保険料を納め忘れた場合でも、 <u>過去2年分までさかのぼって納めることができる</u>
周知度：滞納保険料の強制徴収	保険料の納付は義務であり、 <u>滞納した保険料は財産の差押など強制徴収の対象</u> となり得る
周知度：免除制度	経済的な理由で保険料を納めることができない場合、世帯の所得などに応じて保険料の全部、または一部が免除される制度（免除制度）がある
周知度：保険料納付猶予制度	所得の少ない50歳未満の方のために保険料の全部が猶予される制度（保険料納付猶予制度）がある
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間	保険料を免除または猶予された期間のうち、過去10年間分については、さかのぼって保険料を納める仕組み（追納制度）がある

出典：「国民年金被保険者実態調査」調査票の質問 1 および質問 2 (https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/shakai_hoken/k-nenkin/h23/index.html#08、2022年3月15日閲覧)

注：文言の下線は質問票に表記されているとおりである。また2020年調査とは異なり、2017年調査では「周知度：年金生活者支援給付金の存在」については平成31年10月までに実施される旨、「周知度：未納期間の追納可能期間」については平成30年9月までは過去5年分までさかのぼって納めることができる旨、脚注が示されている。

表 7: 1号期間滞納率に関する Logit 分析(オッズ比)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
女性	0.792** (0.0101)	0.787** (0.0619)	0.861** (0.0336)	0.857** (0.00795)	0.760** (0.0342)	0.803** (0.0563)	0.799** (0.0537)	0.819** (0.0306)
20～24歳	1.472* (0.272)			0.334** (0.0345)	1.153 (0.207)			0.287** (0.0309)
25～29歳	1.306 (0.222)		1.416* (0.198)	0.335** (0.0365)	1.071 (0.125)		1.203+ (0.132)	0.297** (0.0635)
30～34歳	1.099 (0.0997)		1.042 (0.0421)	0.516** (0.0287)	0.953 (0.0621)		0.961 (0.0446)	0.463** (0.0663)
35～39歳	1.117+ (0.0717)		1.086** (0.0210)	0.628** (0.0639)	1.004 (0.0535)		1.056 (0.0373)	0.538** (0.0229)
45～49歳	1.034+ (0.0178)	0.689** (0.0241)	1.541** (0.109)	1.099 (0.178)	1.032 (0.0537)	0.756** (0.0310)	1.473** (0.0889)	1.148 (0.110)
50～54歳	0.971 (0.0236)	0.641** (0.0293)	1.930** (0.0322)	0.907 (0.120)	1.000 (0.0402)	0.668** (0.0278)	2.067** (0.0964)	0.827 (0.122)
55～59歳	0.657** (0.0493)	0.556** (0.0267)	2.663** (0.435)	0.287* (0.150)	0.671** (0.0456)	0.619** (0.0530)	2.383** (0.332)	0.289* (0.161)
2020年	0.730** (0.0602)	0.689** (0.0699)	0.684** (0.0874)	0.750** (0.0411)	0.713** (0.0699)	0.623** (0.0617)	0.695** (0.0919)	0.651** (0.0760)
20～24歳×2020年	1.125 (0.205)			1.085 (0.127)	1.130 (0.169)			1.068 (0.144)
25～29歳×2020年	1.172** (0.0630)		1.122 (0.183)	1.097 (0.112)	1.168+ (0.102)		1.088 (0.152)	1.212** (0.0597)
30～34歳×2020年	1.183** (0.0726)		1.330+ (0.202)	1.012 (0.0460)	1.098** (0.0261)		1.203+ (0.126)	1.036 (0.0414)
35～39歳×2020年	1.034 (0.0341)		1.073+ (0.0437)	1.198 (0.171)	1.061 (0.0402)		1.028 (0.0193)	1.469** (0.0312)
45～49歳×2020年	1.056 (0.0696)	0.812 (0.127)	1.076 (0.0864)	1.178 (0.418)	1.006 (0.0595)	0.806+ (0.102)	1.074 (0.164)	1.155 (0.325)
50～54歳×2020年	1.101+ (0.0637)	0.774+ (0.108)	1.481 (0.415)	0.671 (0.224)	1.063 (0.0671)	0.833* (0.0720)	1.354 (0.308)	0.750 (0.238)
55～59歳×2020年	1.099** (0.0228)	1.032 (0.131)	1.127 (0.135)	1.085 (0.133)	1.160** (0.0496)	1.148 (0.117)	1.209* (0.101)	1.136 (0.267)

表 7:1号期間滞納率に関する Logit 分析(オッズ比)(つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
世帯消費月額 (ln)	0.735** (0.0555)	0.696** (0.0395)	0.756** (0.0602)	0.793** (0.0350)	0.779** (0.0505)	0.739** (0.0434)	0.787** (0.0589)	0.792** (0.0547)
大都市	1.072* (0.0295)	1.130* (0.0598)	1.069* (0.0319)	1.101+ (0.0607)	1.085* (0.0355)	1.185* (0.0875)	1.044 (0.0403)	1.102 (0.0667)
小都市・市町村	0.773** (0.0445)	0.695** (0.0237)	0.810** (0.0488)	0.842** (0.0349)	0.759** (0.0531)	0.674** (0.0230)	0.783** (0.0614)	0.827** (0.0415)
生命保険料月額 (ln)	0.955** (0.00336)	0.979** (0.00157)	0.963** (0.00358)	0.951** (0.00463)	0.957** (0.00497)	0.982** (0.00212)	0.962** (0.00607)	0.952** (0.00538)
個人年金保険料月額 (ln)	0.929** (0.0117)	0.913** (0.0110)	0.923** (0.0149)	0.963+ (0.0202)	0.935** (0.0129)	0.916** (0.0145)	0.929** (0.0151)	0.968+ (0.0190)
家族従業者	0.583** (0.0678)	0.688** (0.0200)	0.593** (0.0565)	0.569* (0.135)	0.593** (0.0791)	0.683** (0.0342)	0.608** (0.0605)	0.584* (0.135)
常用雇用	1.732** (0.107)	2.165** (0.188)	2.105** (0.299)	1.230** (0.0342)	1.659** (0.0988)	2.020** (0.155)	2.021** (0.319)	1.205** (0.0821)
週労働30時間以上	1.785** (0.292)	2.149** (0.524)	1.832** (0.225)	1.504** (0.217)	1.632** (0.217)	2.103* (0.650)	1.731** (0.182)	1.419* (0.203)
週労働20時間以上30時間未満	1.540** (0.0259)	2.100** (0.219)	1.664** (0.0951)	1.181** (0.0636)	1.435** (0.00728)	1.777** (0.142)	1.527** (0.0830)	1.174** (0.0715)
週労働20時間未満	1.681** (0.0452)	2.243** (0.340)	1.778** (0.0300)	1.192** (0.0687)	1.631** (0.0471)	2.090** (0.320)	1.850** (0.130)	1.227** (0.0530)
臨時	2.627** (0.193)	4.792** (0.295)	2.423** (0.271)	2.142** (0.165)	2.131** (0.108)	3.432** (0.546)	2.037** (0.145)	1.918** (0.108)
無業	1.480** (0.140)	1.994** (0.0775)	1.394** (0.118)	1.335 (0.289)	1.482** (0.140)	1.942** (0.108)	1.449** (0.0680)	1.392+ (0.251)

表 7:1号期間滞納率に関する Logit 分析(オッズ比) (つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
周知度：資格期間10年以上					0.957 (0.0289)	0.885* (0.0461)	0.899** (0.0327)	1.117** (0.0216)
周知度：満額年金要件					0.954** (0.0115)	1.220** (0.0226)	0.888** (0.0320)	0.883 (0.0868)
周知度：給付水準の実質価値維持					1.386** (0.150)	1.195* (0.107)	1.266* (0.133)	1.360 (0.259)
周知度：障害年金の存在					1.013 (0.0175)	0.995 (0.0389)	1.014 (0.0323)	1.003 (0.0119)
周知度：遺族年金の存在					1.029 (0.0420)	0.984 (0.0224)	0.880* (0.0453)	1.015 (0.118)
周知度：2分の1国庫負担					1.199* (0.0873)	1.252** (0.101)	1.199** (0.0600)	0.992 (0.0777)
周知度：社会保険料控除					1.296** (0.0520)	1.329** (0.0378)	1.423** (0.121)	1.120** (0.0464)
周知度：上乘せ給付の存在					2.272** (0.399)	2.193** (0.184)	1.911** (0.279)	2.406** (0.779)
周知度：年金生活者支援給付金の存在					0.946 (0.0494)	0.847** (0.0108)	0.971 (0.109)	0.765** (0.0690)
周知度：世代間再分配					1.473** (0.175)	1.689** (0.159)	1.228* (0.116)	1.133 (0.136)
周知度：未納期間の追納可能期間					0.997 (0.130)	0.990 (0.0835)	0.914 (0.124)	1.103 (0.195)
周知度：滞納保険料の強制徴収					0.990 (0.124)	0.785** (0.0633)	0.919 (0.148)	1.217 (0.162)
周知度：免除制度					0.505** (0.116)	0.491** (0.0763)	0.503** (0.108)	0.497* (0.153)
周知度：保険料納付猶予制度					0.637** (0.0886)	0.700** (0.0711)	0.642** (0.100)	0.699+ (0.140)
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間					1.254** (0.0845)	1.340** (0.134)	1.137** (0.0174)	1.373+ (0.264)
定数項	18.42+ (28.45)	15.33+ (24.45)	7.901 (10.22)	40.35** (55.30)	5.899 (9.231)	5.363 (8.574)	4.168 (5.466)	28.12* (42.78)
N	17,488	3,314	6,921	4,555	17,099	3,246	6,762	4,461
pseudo R-squared	0.0787	0.0758	0.0704	0.0690	0.133	0.118	0.109	0.122
log likelihood	-6.844e+06	-1.017e+06	-2.534e+06	-1.688e+06	-6.290e+06	-953684	-2.366e+06	-1.558e+06

出典：「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注：** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。基準カテゴリーは 40～44 歳、2017 年、中都市、自営業主。

表 8:未納率に関する Logit 分析(オッズ比)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
女性	0.845*	0.773**	0.942	0.916	0.797**	0.761**	0.848*	0.840*
	(0.0669)	(0.0259)	(0.0740)	(0.0653)	(0.0598)	(0.00417)	(0.0688)	(0.0608)
20~24歳	1.709**			0.382**	1.488**			0.348**
	(0.0877)			(0.108)	(0.103)			(0.105)
25~29歳	1.542**		1.587**	0.365**	1.315*		1.400**	0.319**
	(0.0365)		(0.0938)	(0.0998)	(0.149)		(0.123)	(0.0900)
30~34歳	1.252**		1.131**	0.552**	1.117		1.091	0.475**
	(0.0661)		(0.0531)	(0.0852)	(0.103)		(0.0858)	(0.0845)
35~39歳	1.198**		1.082**	0.777	1.122*		1.099**	0.631**
	(0.0219)		(0.0250)	(0.147)	(0.0648)		(0.0181)	(0.0872)
45~49歳	0.981	0.887	1.385*	0.901	1.009	0.969	1.361*	0.978
	(0.0381)	(0.173)	(0.192)	(0.0701)	(0.0680)	(0.170)	(0.205)	(0.116)
50~54歳	0.904*	0.856	1.501	0.916	0.968	0.903	1.684*	0.931
	(0.0390)	(0.193)	(0.404)	(0.132)	(0.0368)	(0.207)	(0.416)	(0.155)
55~59歳	0.644**	0.824	2.010*	0.188**	0.707**	0.942	2.042**	0.194**
	(0.0473)	(0.249)	(0.615)	(0.0108)	(0.0660)	(0.271)	(0.520)	(0.0255)
2020年	0.741**	0.922	0.677**	0.721**	0.723**	0.864	0.686**	0.616**
	(0.0442)	(0.178)	(0.0387)	(0.0641)	(0.0509)	(0.216)	(0.0355)	(0.0290)
20~24歳×2020年	1.327**			1.308**	1.334**			1.229
	(0.143)			(0.109)	(0.0868)			(0.173)
25~29歳×2020年	1.153**		1.273**	1.044	1.144		1.249**	1.123*
	(0.0501)		(0.106)	(0.103)	(0.0967)		(0.0479)	(0.0569)
30~34歳×2020年	1.090		1.363**	1.050	1.018		1.235**	1.048
	(0.0876)		(0.118)	(0.0578)	(0.0585)		(0.0694)	(0.0389)
35~39歳×2020年	0.992		1.080**	1.076	0.965		0.971	1.327**
	(0.0239)		(0.0226)	(0.127)	(0.0364)		(0.0391)	(0.0498)
45~49歳×2020年	1.084+	0.674**	1.170*	1.766**	1.036	0.648**	1.204+	1.627**
	(0.0519)	(0.0737)	(0.0717)	(0.173)	(0.0593)	(0.0783)	(0.133)	(0.121)
50~54歳×2020年	1.114**	0.651**	1.697**	0.613**	1.051	0.654*	1.511**	0.630**
	(0.0410)	(0.0632)	(0.185)	(0.113)	(0.0661)	(0.128)	(0.0820)	(0.109)
55~59歳×2020年	1.073	0.710+	1.293**	1.319**	1.097	0.740	1.273**	1.378+
	(0.0492)	(0.145)	(0.0623)	(0.133)	(0.0929)	(0.192)	(0.0249)	(0.238)

表 8:未納率に関する Logit 分析(オッズ比)(つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
世帯消費月額 (ln)	0.736** (0.0444)	0.704** (0.0357)	0.767** (0.0417)	0.802** (0.0385)	0.776** (0.0379)	0.732** (0.0244)	0.795** (0.0414)	0.796** (0.0546)
大都市	1.092** (0.00119)	1.170** (0.0312)	1.076** (0.0119)	1.154** (0.0334)	1.076** (0.0138)	1.139** (0.0518)	1.035 (0.0261)	1.166** (0.0640)
小都市・市町村	0.779** (0.0463)	0.817 (0.118)	0.800** (0.0296)	0.823** (0.0423)	0.764** (0.0500)	0.790+ (0.110)	0.770** (0.0366)	0.831** (0.0443)
生命保険料月額 (ln)	0.970+ (0.0171)	0.993 (0.0105)	0.980 (0.0158)	0.960** (0.0126)	0.970+ (0.0158)	0.992 (0.00847)	0.978 (0.0153)	0.959** (0.0130)
個人年金保険料月額 (ln)	0.929** (0.0106)	0.923** (0.0123)	0.930** (0.0139)	0.942** (0.00353)	0.933** (0.00885)	0.921** (0.0105)	0.935** (0.0119)	0.947** (0.00741)
家族従業者	0.602** (0.0564)	0.755** (0.0551)	0.614** (0.0564)	0.483** (0.0151)	0.621** (0.0725)	0.748** (0.0612)	0.644** (0.0674)	0.517** (0.0439)
常用雇用	1.557** (0.258)	1.813** (0.314)	1.822** (0.383)	1.139 (0.135)	1.507* (0.261)	1.749** (0.245)	1.782** (0.389)	1.136 (0.169)
週労働30時間以上	1.851** (0.195)	2.646** (0.0500)	1.670** (0.256)	1.610** (0.180)	1.709** (0.143)	2.533** (0.109)	1.590** (0.218)	1.572** (0.138)
週労働20時間以上30時間未満	1.371* (0.192)	1.722** (0.291)	1.451* (0.240)	1.021 (0.105)	1.285* (0.145)	1.490** (0.199)	1.364** (0.148)	1.029 (0.112)
週労働20時間未満	1.426* (0.256)	1.898** (0.318)	1.400 (0.316)	1.041 (0.115)	1.403* (0.221)	1.817** (0.273)	1.464+ (0.315)	1.076 (0.126)
臨時	2.094* (0.640)	2.501 (1.530)	1.924* (0.526)	1.810* (0.447)	1.696+ (0.521)	1.871 (1.154)	1.600+ (0.424)	1.685** (0.296)
無業	1.077 (0.256)	1.200 (0.451)	1.046 (0.223)	0.887 (0.205)	1.088 (0.243)	1.174 (0.431)	1.115 (0.218)	0.948 (0.224)

表 8: 未納率に関する Logit 分析(オッズ比) (つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
周知度：資格期間10年以上					0.908** (0.0247)	0.850** (0.0262)	0.890** (0.0242)	1.078 (0.0752)
周知度：満額年金要件					1.006 (0.0401)	1.164** (0.0606)	0.982 (0.0602)	0.844** (0.0542)
周知度：給付水準の実質価値維持					1.483** (0.0283)	1.359** (0.0615)	1.412** (0.0151)	1.676** (0.0474)
周知度：障害年金の存在					1.041** (0.0137)	1.066 (0.0647)	1.031** (0.00393)	0.977 (0.0411)
周知度：遺族年金の存在					1.063** (0.0207)	0.961 (0.0522)	0.896* (0.0397)	1.164** (0.0135)
周知度：2分の1国庫負担					1.191** (0.0525)	1.205** (0.0740)	1.166** (0.0565)	1.040 (0.0676)
周知度：社会保険料控除					1.255** (0.0758)	1.154 (0.122)	1.352** (0.101)	1.079 (0.0736)
周知度：上乘せ給付の存在					2.212** (0.421)	1.775** (0.373)	1.873** (0.284)	2.770** (0.504)
周知度：年金生活者支援給付金の存在					1.030 (0.0762)	1.015 (0.121)	1.107 (0.112)	0.737** (0.0593)
周知度：世代間再分配					1.539** (0.0981)	1.440* (0.238)	1.392** (0.0349)	1.262** (0.0881)
周知度：未納期間の追納可能期間					0.811* (0.0739)	0.755+ (0.110)	0.745** (0.0649)	0.852+ (0.0825)
周知度：滞納保険料の強制徴収					0.763+ (0.111)	0.683** (0.0488)	0.689* (0.101)	0.957 (0.127)
周知度：免除制度					0.457** (0.0348)	0.530** (0.0618)	0.459** (0.0276)	0.395** (0.0594)
周知度：保険料納付猶予制度					0.607** (0.0517)	0.676** (0.0290)	0.618** (0.0531)	0.553** (0.0205)
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間					1.297** (0.0411)	1.330** (0.0714)	1.151** (0.0381)	1.676** (0.0289)
定数項	38.25* (66.17)	26.85+ (48.59)	16.63* (23.46)	86.51* (156.4)	15.27+ (24.38)	15.55 (26.86)	9.951+ (12.85)	76.05** (121.3)
N	17,488	3,314	6,921	4,555	17,099	3,246	6,762	4,461
pseudo R-squared	0.0789	0.0602	0.0565	0.0805	0.140	0.0984	0.110	0.156
log likelihood	-8.147e+06	-1.711e+06	-3.210e+06	-1.512e+06	-7.441e+06	-1.610e+06	-2.960e+06	-1.357e+06

出典：「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注：** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。基準カテゴリーは 40～44 歳、2017 年、中都市、自営業主。

表 9:今後の納付意欲の変化(2017年と2020年の比較)

(1) 自分自身の資格期間が25年以上であると考えている者

	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める			もうこれ以上納めない			計		N	
	2017	2020	(差)	2017	2020	(差)	2017	2020	2017	2020
40～44歳	90.5	86.9	-3.6	9.5	13.1	3.6	100.0	100.0	318	324
45～49歳	93.6	94.2	0.6	6.4	5.8	-0.6	100.0	100.0	678	551
50～54歳	90.9	93.3	2.4	9.1	6.7	-2.4	100.0	100.0	676	599
55～59歳	75.4	75.3	-0.1	24.6	24.7	0.1	100.0	100.0	949	766

(2) 自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると考えている者

	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める			もうこれ以上納めない			計		N	
	2017	2020	(差)	2017	2020	(差)	2017	2020	2017	2020
25～29歳	86.4	84.8	-1.6	13.6	15.2	1.6	100.0	100.0	508	434
30～34歳	91.8	91.3	-0.5	8.2	8.7	0.5	100.0	100.0	912	832
35～39歳	91.8	93.3	1.5	8.2	6.7	-1.5	100.0	100.0	1,232	1,217
40～44歳	92.9	91.6	-1.3	7.1	8.4	1.3	100.0	100.0	1,441	1,475
45～49歳	85.7	85.9	0.2	14.3	14.1	-0.2	100.0	100.0	1,180	1,239
50～54歳	81.4	84.0	2.6	18.6	16.0	-2.6	100.0	100.0	595	649
55～59歳	61.6	68.4	6.8	38.4	31.6	-6.8	100.0	100.0	401	533

(3) 自分自身の資格期間が10年未満であると考えている者

	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める			10年に届くまで納めることを目指す			もうこれ以上納めない			計		N	
	2017	2020	(差)	2017	2020	(差)	2017	2020	(差)	2017	2020	2017	2020
20～24歳	62.9	64.7	1.8	31.7	28.6	-3.1	5.4	6.7	1.3	100.0	100.0	976	1,050
25～29歳	48.8	43.3	-5.5	43.3	48.4	5.1	7.9	8.3	0.4	100.0	100.0	1,062	1,007
30～34歳	36.1	32.3	-3.8	53.6	56.5	2.9	10.3	11.2	0.9	100.0	100.0	797	841
35～39歳	34.6	28.7	-5.9	53.5	55.4	1.9	11.9	15.9	4.0	100.0	100.0	667	763
40～44歳	25.2	26.3	1.1	62.4	59.8	-2.6	12.3	13.8	1.5	100.0	100.0	552	730
45～49歳	22.2	20.0	-2.2	60.2	63.3	3.1	17.6	16.8	-0.8	100.0	100.0	463	643
50～54歳	24.8	25.9	1.1	60.9	59.3	-1.6	14.3	14.8	0.5	100.0	100.0	274	373
55～59歳**	41.2	23.7	-17.5	31.3	51.9	20.6	27.4	24.4	-3.0	100.0	100.0	238	276

出典:「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注: ** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1。括弧内は標準誤差を表す。

表 10: 今後の納付拒否率に関する Logit 分析(オッズ比)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
女性	1.107 (0.124)	1.137* (0.0664)	1.178 (0.259)	1.022 (0.132)	1.087 (0.104)	1.160* (0.0778)	1.109 (0.245)	1.034 (0.0810)
20～24歳	0.927 (0.194)			0.694* (0.103)	0.759 (0.155)			0.618** (0.0951)
25～29歳	1.084 (0.487)		1.935 (1.130)	0.599** (0.0792)	0.985 (0.392)		1.673 (0.921)	0.614** (0.0917)
30～34歳	0.914 (0.208)		1.078 (0.227)	0.655 (0.170)	0.863 (0.162)		1.016 (0.205)	0.673 (0.177)
35～39歳	1.100 (0.245)		1.084 (0.347)	1.071 (0.132)	1.039 (0.217)		1.039 (0.327)	1.069 (0.126)
45～49歳	1.534** (0.180)	0.670** (0.0410)	2.144** (0.576)	1.730** (0.343)	1.521** (0.187)	0.722** (0.0564)	2.088** (0.562)	1.572+ (0.411)
50～54歳	1.756** (0.181)	1.048 (0.110)	2.960** (0.641)	1.241* (0.132)	1.854** (0.188)	1.095 (0.0967)	2.979** (0.683)	1.249* (0.116)
55～59歳	4.518** (0.749)	3.606** (1.030)	7.899** (2.657)	2.836** (0.537)	4.893** (0.910)	3.959** (1.076)	7.575** (2.223)	3.163** (0.484)
2020年	1.260 (0.203)	1.310 (0.721)	1.185+ (0.117)	1.216* (0.119)	1.270 (0.202)	1.241 (0.657)	1.217 (0.158)	1.183 (0.126)
20～24歳×2020年	0.884 (0.134)			0.933 (0.139)	0.886 (0.158)			0.975 (0.151)
25～29歳×2020年	0.839 (0.347)		1.019 (0.520)	0.812 (0.242)	0.824 (0.331)		0.966 (0.506)	0.832 (0.243)
30～34歳×2020年	0.947 (0.290)		0.940 (0.266)	1.011 (0.300)	0.908 (0.279)		0.904 (0.270)	0.995 (0.316)
35～39歳×2020年	0.753 (0.193)		0.667 (0.207)	0.976 (0.143)	0.735 (0.184)		0.634 (0.224)	1.002 (0.195)
45～49歳×2020年	0.791 (0.207)	0.904 (0.536)	0.810 (0.261)	0.685 (0.196)	0.742 (0.215)	0.885 (0.607)	0.713 (0.243)	0.765 (0.273)
50～54歳×2020年	0.704 (0.168)	0.599 (0.333)	0.748 (0.144)	0.813 (0.285)	0.665 (0.192)	0.596 (0.339)	0.684 (0.194)	0.892 (0.311)
55～59歳×2020年	0.705** (0.0905)	0.779 (0.355)	0.539* (0.162)	0.652* (0.112)	0.683** (0.0892)	0.756 (0.374)	0.522* (0.137)	0.639* (0.123)

表 10: 今後の納付拒否率に関する Logit 分析(オッズ比) (つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
世帯消費月額 (ln)	0.724** (0.0766)	0.555** (0.0438)	0.773** (0.0511)	0.880 (0.0760)	0.747** (0.0779)	0.574** (0.0434)	0.793** (0.0498)	0.896 (0.0936)
大都市	0.930 (0.155)	0.808 (0.243)	0.867 (0.102)	1.193+ (0.120)	0.957 (0.146)	0.811 (0.243)	0.879 (0.0867)	1.248** (0.0914)
小都市・市町村	1.042 (0.110)	1.131 (0.239)	0.863 (0.0943)	1.317** (0.0931)	1.074 (0.111)	1.147 (0.252)	0.885 (0.0837)	1.361** (0.106)
生命保険料月額 (ln)	0.976** (0.00397)	0.987 (0.00817)	0.980** (0.00728)	0.964* (0.0170)	0.983** (0.00348)	0.991 (0.0111)	0.985** (0.00442)	0.972 (0.0171)
個人年金保険料月額 (ln)	0.972* (0.0119)	0.962** (0.0144)	0.982 (0.0119)	1.011 (0.0224)	0.979+ (0.0123)	0.963* (0.0178)	0.988 (0.00990)	1.020 (0.0221)
家族従業者	0.956 (0.124)	1.291* (0.151)	0.919 (0.191)	0.768 (0.223)	0.966 (0.0962)	1.414** (0.182)	0.841 (0.161)	0.794 (0.205)
常用雇用	1.181 (0.153)	1.582 (0.497)	0.945 (0.119)	1.016 (0.182)	1.183 (0.133)	1.726 (0.583)	0.925 (0.118)	0.966 (0.169)
週労働30時間以上	1.112 (0.129)	1.388** (0.156)	0.913 (0.164)	0.938 (0.124)	1.038 (0.0951)	1.442** (0.177)	0.844 (0.125)	0.820 (0.145)
週労働20時間以上30時間未満	1.473** (0.146)	2.099** (0.345)	1.323* (0.173)	0.975 (0.0789)	1.390** (0.141)	2.106** (0.272)	1.225 (0.158)	0.891 (0.0942)
週労働20時間未満	1.644** (0.190)	2.444** (0.521)	1.501** (0.0679)	1.121 (0.143)	1.575** (0.215)	2.472** (0.530)	1.412** (0.128)	1.067 (0.170)
臨時	1.807** (0.404)	4.449** (2.291)	1.408 (0.496)	0.996 (0.209)	1.622** (0.277)	4.166** (2.141)	1.285 (0.531)	0.884 (0.192)
無業	1.812** (0.254)	2.653** (0.456)	1.652** (0.179)	1.330** (0.120)	1.759** (0.278)	2.760** (0.504)	1.557** (0.174)	1.233* (0.121)

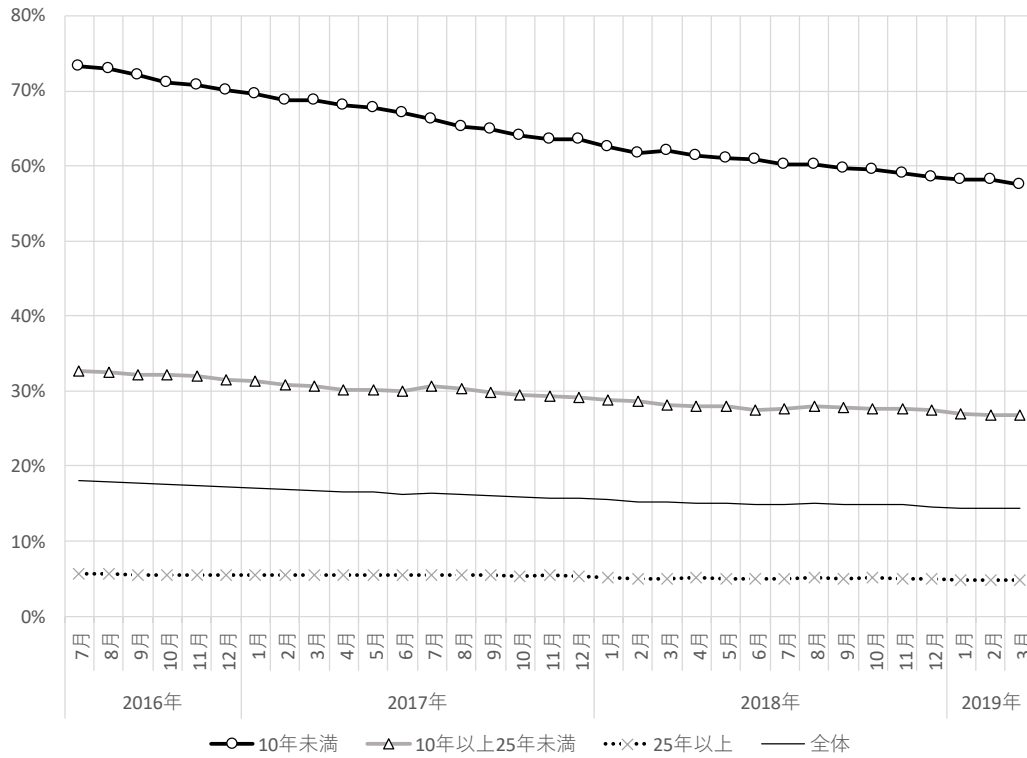
表 10: 今後の納付拒否率に関する Logit 分析(オッズ比) (つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
周知度：資格期間10年以上					1.045 (0.0543)	0.933** (0.0149)	1.114 (0.158)	1.083* (0.0371)
周知度：満額年金要件					1.170* (0.0903)	1.268* (0.134)	1.116 (0.118)	1.183+ (0.116)
周知度：給付水準の実質価値維持					1.160** (0.0581)	1.080+ (0.0440)	1.178 (0.156)	1.120+ (0.0729)
周知度：障害年金の存在					0.907 (0.0676)	1.060 (0.0635)	0.960 (0.123)	0.767** (0.0624)
周知度：遺族年金の存在					1.027 (0.0553)	1.041 (0.0530)	1.026 (0.161)	0.935 (0.0934)
周知度：2分の1国庫負担					1.153 (0.141)	1.182** (0.0610)	1.207 (0.157)	0.978 (0.134)
周知度：社会保険料控除					1.128* (0.0544)	0.934 (0.158)	1.226** (0.0807)	1.255** (0.0763)
周知度：上乘せ給付の存在					1.391** (0.0828)	1.108 (0.0953)	1.450** (0.106)	1.442+ (0.286)
周知度：年金生活者支援給付金の存在					0.958 (0.159)	1.019 (0.126)	0.993 (0.189)	0.796 (0.111)
周知度：世代間再分配					1.522** (0.0840)	1.719** (0.240)	1.389** (0.0696)	1.435** (0.114)
周知度：未納期間の追納可能期間					0.906 (0.0764)	0.959 (0.0792)	0.764+ (0.108)	1.122 (0.113)
周知度：滞納保険料の強制徴収					1.241* (0.117)	1.067 (0.171)	1.330** (0.0697)	1.360** (0.151)
周知度：免除制度					0.818 (0.169)	0.610** (0.0779)	0.819 (0.108)	1.265 (0.246)
周知度：保険料納付猶予制度					0.732** (0.0202)	0.784+ (0.115)	0.677** (0.0576)	0.785** (0.0736)
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間					1.109* (0.0546)	1.208 (0.233)	1.085 (0.121)	1.018 (0.111)
定数項	3.145 (2.481)	55.95** (52.18)	1.460 (0.701)	0.531 (0.404)	1.443 (0.985)	29.35** (22.95)	0.744 (0.281)	0.269 (0.232)
N	23,247	4,126	10,822	8,299	22,773	4,039	10,601	8,133
pseudo R-squared	0.0656	0.130	0.0763	0.0389	0.0841	0.140	0.100	0.0649
log likelihood	-5.164e+06	-1.457e+06	-2.242e+06	-1.366e+06	-4.934e+06	-1.403e+06	-2.129e+06	-1.298e+06

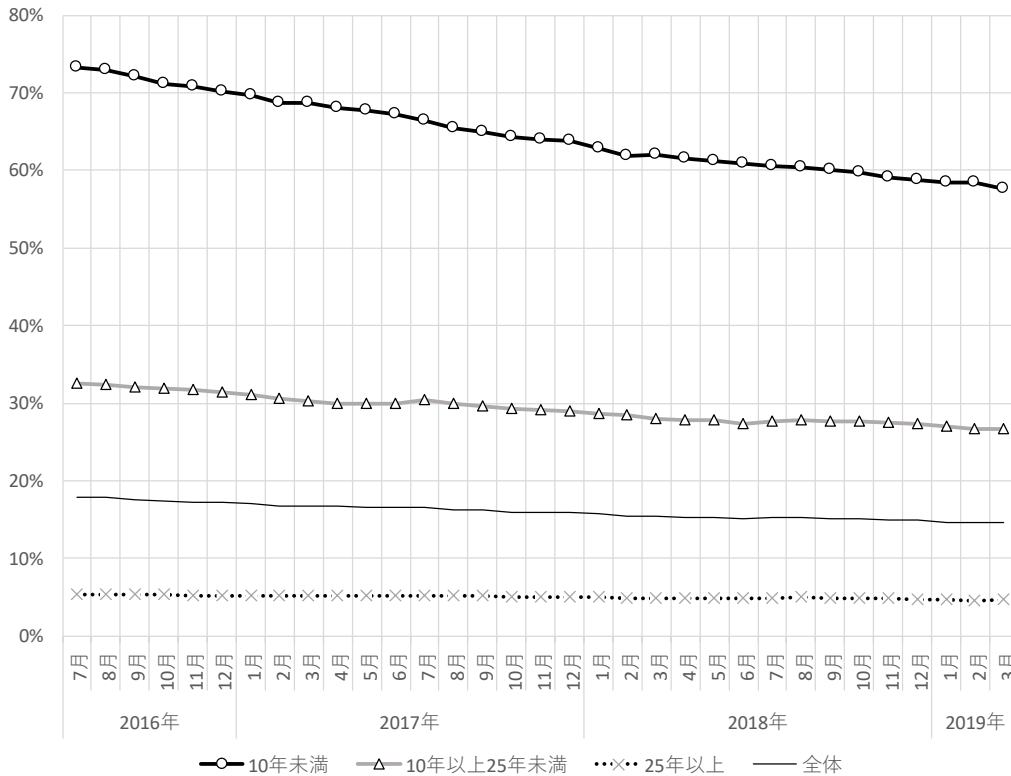
出典：「国民年金被保険者実態調査」(調査票情報)に基づき、集計乗率により重みづけした推計結果

注：** p<0.05, * p<0.01, † p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。基準カテゴリーは 40～44 歳、2017 年、中都市、自営業主。

図 2:2017 年 7 月末時点ですでに達成した受給資格期間別の未納率
(1) 50 歳以上／不完全パネル

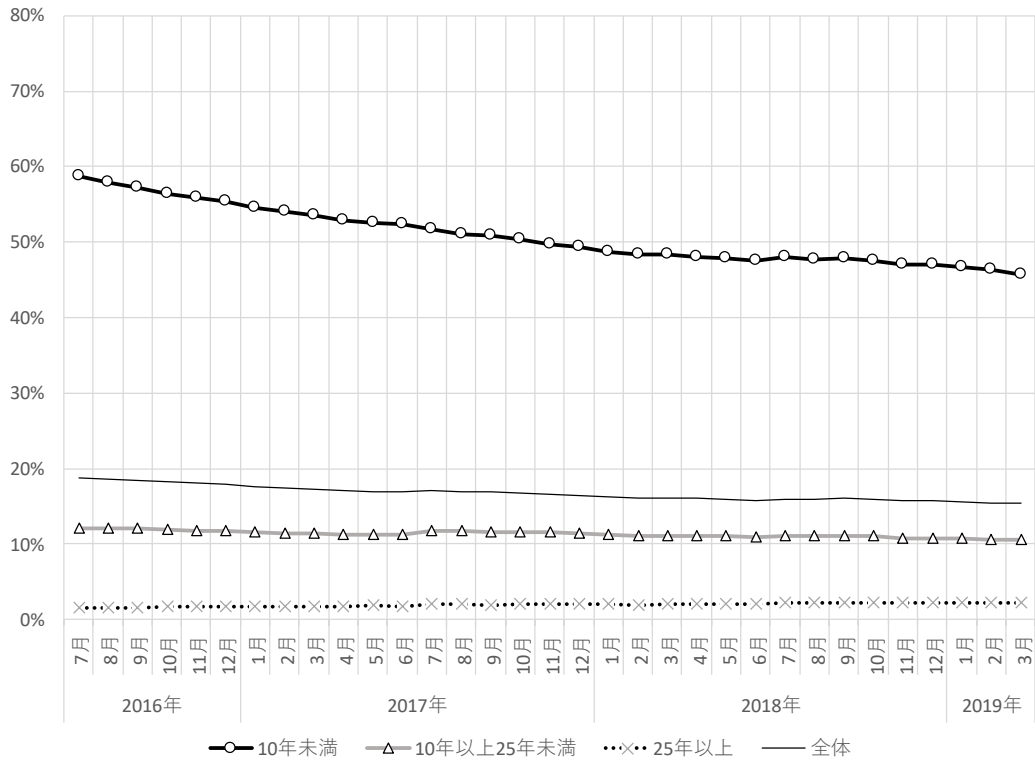


(2) 50 歳以上／完全パネル

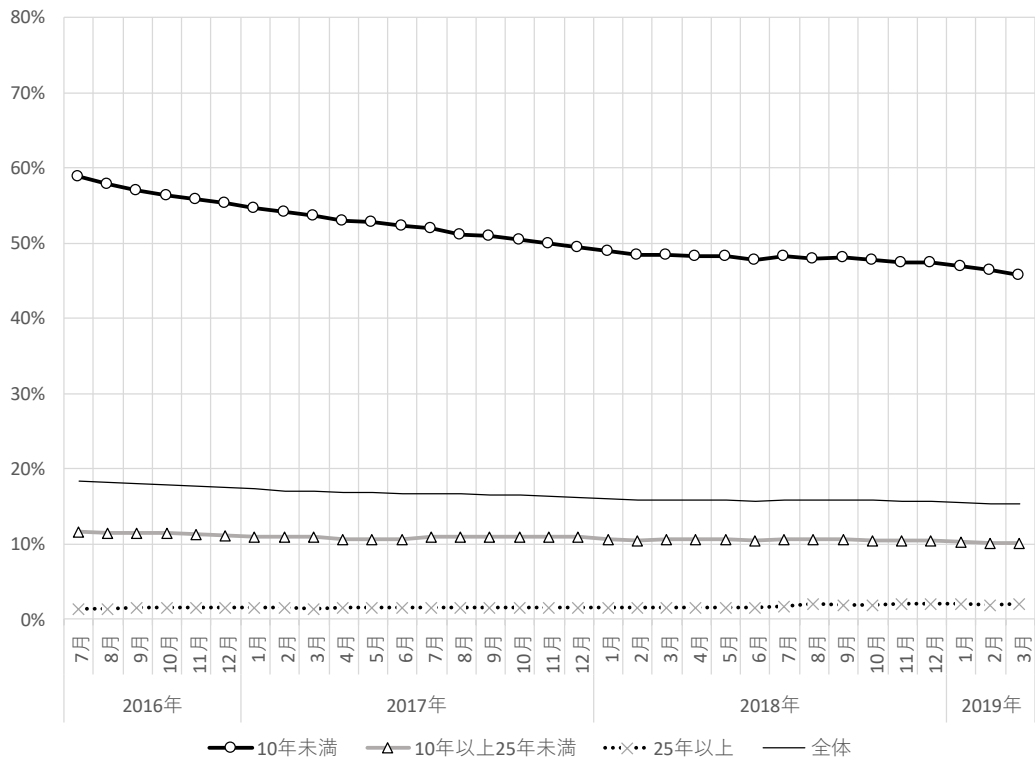


出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

図 2:2017 年 7 月末時点ですでに達成した受給資格期間別の未納率(つづき)
 (3) 35~49 歳 / 不完全パネル



(4) 35~49 歳 / 完全パネル



出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

表 11: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果
(1) 50 歳以上/不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.5042*** [0.5607]	4.3066*** [0.4252]	
10年以上25年未満	1.8120*** [0.3896]	1.7195*** [0.2478]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	0.1946+ [0.1149]	0.0315 [0.1025]	0.0297 [0.1025]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-1.4401* [0.6448]	-1.2442* [0.5929]	-1.2421* [0.5930]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.6857 [0.4390]	-0.5569 [0.3546]	-0.5552 [0.3547]
トレンド項 (納付対象月)			
	-0.0001 [0.0002]	-0.0002 [0.0001]	-0.0002+ [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0057*** [0.0008]	-0.0054*** [0.0006]	-0.0054*** [0.0006]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0023*** [0.0006]	-0.0021*** [0.0004]	-0.0021*** [0.0004]
制度変更ダミー × トレンド項			
	-0.0003+ [0.0002]	0.0000 [0.0001]	0.0000 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー × トレンド項			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0021* [0.0009]	0.0018* [0.0009]	0.0018* [0.0009]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0010 [0.0006]	0.0008 [0.0005]	0.0008 [0.0005]
性別 (男性=0、女性=1)			
	-0.0415*** [0.0008]	-0.0422*** [0.0041]	
月齢			
	0.0000 [0.0000]	0.0000 [0.0001]	
定数項			
	0.1047 [0.1023]	0.2122** [0.0738]	0.9590*** [0.0817]
観測値数			
	613,210	613,210	613,210
自由度調整済み決定係数			
	0.261		
決定係数 (Within)			
		0.014	0.014
決定係数 (Between)			
		0.299	0.295
決定係数 (Overall)			
		0.261	0.255

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 11: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(2) 50 歳以上/完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.3146*** [0.5682]	4.3146*** [0.4289]	
10年以上25年未満	1.6779*** [0.3986]	1.6779*** [0.2472]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.0292 [0.1163]	-0.0292 [0.1010]	-0.0292 [0.1010]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-1.1644+ [0.6531]	-1.1644+ [0.5985]	-1.1644+ [0.5985]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.5466 [0.4493]	-0.5466 [0.3550]	-0.5466 [0.3550]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0003+ [0.0002]	-0.0003* [0.0001]	-0.0002* [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0054*** [0.0008]	-0.0054*** [0.0006]	-0.0054*** [0.0006]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0021*** [0.0006]	-0.0021*** [0.0004]	-0.0021*** [0.0004]
制度変更ダミー × トレンド項	0.0000 [0.0002]	0.0000 [0.0001]	0.0000 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー × トレンド項			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0017+ [0.0009]	0.0017+ [0.0009]	0.0017+ [0.0009]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0008 [0.0007]	0.0008 [0.0005]	0.0008 [0.0005]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0395*** [0.0008]	-0.0395*** [0.0043]	
月齢	0.0001** [0.0000]	0.0001 [0.0001]	
定数項	0.2380* [0.1033]	0.2380*** [0.0714]	0.9979*** [0.0818]
観測値数	575,520	575,520	575,520
自由度調整済み決定係数	0.268		
決定係数 (Within)		0.015	0.015
決定係数 (Between)		0.308	0.304
決定係数 (Overall)		0.268	0.262

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 11: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(3) 35~49 歳 / 不完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.7815*** [0.2998]	4.5151*** [0.2222]	
10年以上25年未満	0.7831*** [0.1262]	0.7705*** [0.0980]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	0.1031 [0.0884]	-0.0965 [0.0982]	-0.0985 [0.0982]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-2.4866*** [0.3413]	-2.1797*** [0.3126]	-2.1764*** [0.3126]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.1221 [0.1438]	-0.1634 [0.1382]	-0.1651 [0.1382]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0007*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]	0.0001 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0061*** [0.0004]	-0.0057*** [0.0003]	-0.0057*** [0.0003]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0009*** [0.0002]	-0.0009*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]
制度変更ダミー × トレンド項	-0.0001 [0.0001]	0.0001 [0.0001]	0.0001 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0036*** [0.0005]	0.0031*** [0.0005]	0.0031*** [0.0005]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0002 [0.0002]	0.0002 [0.0002]	0.0002 [0.0002]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0395*** [0.0006]	-0.0400*** [0.0029]	
月齢	0.0010*** [0.0000]	0.0010*** [0.0000]	
定数項	-0.0826 [0.0763]	0.1024 [0.0693]	1.2193*** [0.0597]
観測値数	1,342,682	1,342,682	1,342,682
自由度調整済み決定係数	0.212		
決定係数 (Within)		0.011	0.011
決定係数 (Between)		0.246	0.226
決定係数 (Overall)		0.212	0.194

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

表 11: 受給資格期間短縮の影響に関する線形確率モデル分析の推定結果(つづき)

(4) 35~49 歳 / 完全パネル

被説明変数：未納ダミー	プーリング回帰	変量効果	固定効果
受給資格期間 (Ref: 25年以上)			
10年未満	4.5318*** [0.3074]	4.5318*** [0.2230]	
10年以上25年未満	0.7961*** [0.1258]	0.7961*** [0.0941]	
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	-0.1203 [0.0848]	-0.1203 [0.0939]	-0.1203 [0.0939]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー			
10年未満 × 制度変更ダミー	-2.2283*** [0.3497]	-2.2283*** [0.3144]	-2.2283*** [0.3144]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	-0.1841 [0.1432]	-0.1841 [0.1344]	-0.1841 [0.1344]
トレンド項 (納付対象月)	-0.0009*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]	0.0001 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項			
10年未満 × トレンド項	-0.0058*** [0.0004]	-0.0058*** [0.0003]	-0.0058*** [0.0003]
10年以上25年未満 × トレンド項	-0.0009*** [0.0002]	-0.0009*** [0.0001]	-0.0009*** [0.0001]
制度変更ダミー × トレンド項	0.0002 [0.0001]	0.0002 [0.0001]	0.0002 [0.0001]
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー × トレンド項			
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0032*** [0.0005]	0.0032*** [0.0005]	0.0032*** [0.0005]
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	0.0003 [0.0002]	0.0003 [0.0002]	0.0003 [0.0002]
性別 (男性=0、女性=1)	-0.0376*** [0.0006]	-0.0376*** [0.0030]	
月齢	0.0010*** [0.0000]	0.0010*** [0.0000]	
定数項	0.0894 [0.0733]	0.0894 [0.0650]	1.2334*** [0.0595]
観測値数	1,249,215	1,249,215	1,249,215
自由度調整済み決定係数	0.223		
決定係数 (Within)		0.012	0.012
決定係数 (Between)		0.261	0.241
決定係数 (Overall)		0.223	0.204

出典:「匿名年金情報」に基づく推計結果

注:*** p<0.001, ** p<0.05, * p<0.01, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を表す。

附表 1: 受給資格期間短縮分析の記述統計量

(1) 60歳以降は任意加入しないと仮定/50歳以上/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	635,900	0.158	0.365	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	635,900	0.038	0.192	0	1
10年以上25年未満	635,900	0.135	0.341	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	635,900	0.618	0.486	0	1
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	635,900	0.023	0.150	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	635,900	0.082	0.274	0	1
トレンド項 (納付対象月)	635,900	694.287	9.531	678	710
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	635,900	26.472	132.943	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	635,900	93.407	236.881	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	635,900	433.053	340.429	0	710
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	635,900	16.158	105.159	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	635,900	57.160	191.773	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	635,900	0.487	0.500	0	1
月齢	635,900	642.225	23.894	588	695

(2) 60歳以降は任意加入しないと仮定/50歳以上/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	575,520	0.160	0.367	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	575,520	0.041	0.199	0	1
10年以上25年未満	575,520	0.141	0.348	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	575,520	0.606	0.489	0	1
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	575,520	0.025	0.156	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	575,520	0.085	0.279	0	1
トレンド項 (納付対象月)	575,520	694.000	9.522	678	710
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	575,520	28.731	138.266	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	575,520	97.653	241.347	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	575,520	424.546	342.309	0	710
達成可能な受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	575,520	17.576	109.562	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	575,520	59.738	195.655	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	575,520	0.475	0.499	0	1
月齢	575,520	641.763	23.807	588	695

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 1: 受給資格期間短縮分析の記述統計量(つづき)
 (3) 60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,392,869	0.168	0.374	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,392,869	0.123	0.328	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,392,869	0.615	0.487	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,392,869	0.074	0.262	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,392,869	694.210	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	1,392,869	85.070	227.621	0	710
制度変更ダミー×トレンド項	1,392,869	430.742	340.965	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	1,392,869	51.945	183.556	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,392,869	0.442	0.497	0	1
月齢	1,392,869	520.176	51.476	408	619

(4) 60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,249,215	0.165	0.371	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,249,215	0.129	0.335	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,249,215	0.606	0.489	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,249,215	0.078	0.268	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,249,215	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	1,249,215	89.374	232.486	0	710
制度変更ダミー×トレンド項	1,249,215	424.546	342.309	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	1,249,215	54.673	187.915	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,249,215	0.436	0.496	0	1
月齢	1,249,215	520.729	51.274	408	619

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 1: 受給資格期間短縮分析の記述統計量(つづき)

(5) 70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,156,442	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,156,442	0.064	0.244	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,156,442	0.616	0.486	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,156,442	0.039	0.192	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,156,442	694.242	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	1,156,442	44.249	169.574	0	710
制度変更ダミー×トレンド項	1,156,442	431.696	340.746	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	1,156,442	26.998	134.852	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,156,442	0.470	0.499	0	1
月齢	1,156,442	611.284	40.725	528	695

(6) 70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,048,443	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,048,443	0.068	0.252	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,048,443	0.606	0.489	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,048,443	0.041	0.199	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,048,443	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×トレンド項	1,048,443	47.204	174.751	0	710
制度変更ダミー×トレンド項	1,048,443	424.546	342.309	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×トレンド項	1,048,443	28.877	139.268	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,048,443	0.461	0.498	0	1
月齢	1,048,443	610.887	40.578	528	695

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の受給資格期間短縮分析の記述統計量
 (1) 2017年7月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,392,869	0.168	0.374	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,392,869	0.123	0.328	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,392,869	0.645	0.479	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,392,869	0.078	0.268	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,392,869	694.210	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,392,869	85.070	227.621	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,392,869	451.393	335.096	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,392,869	54.495	187.565	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,392,869	0.442	0.497	0	1
月齢	1,392,869	520.176	51.476	408	619

(2) 2017年12月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,392,869	0.168	0.374	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,392,869	0.123	0.328	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,392,869	0.495	0.500	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,392,869	0.059	0.236	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,392,869	694.210	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,392,869	85.070	227.621	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,392,869	347.444	351.275	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,392,869	41.711	166.025	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,392,869	0.442	0.497	0	1
月齢	1,392,869	520.176	51.476	408	619

(3) 2017年7月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,249,215	0.165	0.371	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,249,215	0.129	0.335	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,249,215	0.636	0.481	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,249,215	0.082	0.274	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,249,215	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,249,215	89.374	232.486	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,249,215	445.455	336.767	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,249,215	57.366	192.011	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,249,215	0.436	0.496	0	1
月齢	1,249,215	520.729	51.274	408	619

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の受給資格期間短縮分析の記述統計量(つづき)

(4) 2017年12月以降とした場合/60歳以降は任意加入しないと仮定/35~49歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,249,215	0.165	0.371	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,249,215	0.129	0.335	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,249,215	0.485	0.500	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,249,215	0.062	0.242	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,249,215	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,249,215	89.374	232.486	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,249,215	340.606	351.104	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,249,215	43.864	169.975	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,249,215	0.436	0.496	0	1
月齢	1,249,215	520.729	51.274	408	619

(5) 2017年7月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,156,442	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,156,442	0.064	0.244	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,156,442	0.646	0.478	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,156,442	0.040	0.197	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,156,442	694.242	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,156,442	44.249	169.574	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,156,442	452.305	334.827	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,156,442	28.327	137.943	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,156,442	0.470	0.499	0	1
月齢	1,156,442	611.284	40.725	528	695

(6) 2017年12月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,156,442	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,156,442	0.064	0.244	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,156,442	0.496	0.500	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,156,442	0.031	0.173	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,156,442	694.242	9.533	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,156,442	44.249	169.574	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,156,442	348.452	351.288	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,156,442	21.664	121.452	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,156,442	0.470	0.499	0	1
月齢	1,156,442	611.284	40.725	528	695

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 2: 制度変更月でない月を説明変数とした場合の受給資格期間短縮分析の記述統計量(つづき)

(7) 2017年7月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,048,443	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,048,443	0.068	0.252	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,048,443	0.636	0.481	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,048,443	0.043	0.203	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,048,443	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,048,443	47.204	174.751	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,048,443	445.455	336.767	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,048,443	30.299	142.453	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,048,443	0.461	0.498	0	1
月齢	1,048,443	610.887	40.578	528	695

(8) 2017年12月以降とした場合/70歳まで任意加入と仮定/45~59歳/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,048,443	0.161	0.368	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間 (25年以上=0、25年未満=1)	1,048,443	0.068	0.252	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,048,443	0.485	0.500	0	1
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー	1,048,443	0.033	0.179	0	1
傾きダミー (納付対象月)	1,048,443	694.000	9.522	678	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×傾きダミー	1,048,443	47.204	174.751	0	710
制度変更ダミー×傾きダミー	1,048,443	340.606	351.104	0	710
制度変更時点で達成可能な受給資格期間×制度変更ダミー×傾きダミー	1,048,443	23.167	125.455	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,048,443	0.461	0.498	0	1
月齢	1,048,443	610.887	40.578	528	695

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表3:1号期間滞納率・未納率に関するLogit分析(記述統計量)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
1号期間滞納	0.324 (0.468)	0.171 (0.376)	0.286 (0.452)	0.489 (0.500)	0.323 (0.468)	0.172 (0.377)	0.284 (0.451)	0.489 (0.500)
未納	0.764 (0.424)	0.627 (0.484)	0.755 (0.430)	0.880 (0.325)	0.763 (0.425)	0.628 (0.483)	0.754 (0.431)	0.880 (0.325)
女性	0.515 (0.500)	0.559 (0.497)	0.518 (0.500)	0.473 (0.499)	0.515 (0.500)	0.561 (0.496)	0.518 (0.500)	0.471 (0.499)
20~24歳	0.0687 (0.253)			0.0999 (0.300)	0.0690 (0.253)			0.100 (0.300)
25~29歳	0.128 (0.335)		0.0727 (0.260)	0.226 (0.419)	0.129 (0.336)		0.0736 (0.261)	0.227 (0.419)
30~34歳	0.130 (0.337)		0.141 (0.348)	0.159 (0.366)	0.131 (0.338)		0.141 (0.348)	0.161 (0.367)
35~39歳	0.132 (0.338)		0.187 (0.390)	0.124 (0.329)	0.132 (0.338)		0.189 (0.391)	0.124 (0.329)
40~44歳	0.140 (0.348)	0.107 (0.309)	0.221 (0.415)	0.115 (0.319)	0.140 (0.347)	0.107 (0.309)	0.220 (0.414)	0.115 (0.319)
45~49歳	0.140 (0.347)	0.226 (0.419)	0.171 (0.377)	0.0973 (0.296)	0.139 (0.346)	0.227 (0.419)	0.170 (0.376)	0.0973 (0.296)
50~54歳	0.130 (0.337)	0.286 (0.452)	0.122 (0.327)	0.0977 (0.297)	0.130 (0.337)	0.288 (0.453)	0.121 (0.326)	0.0975 (0.297)
55~59歳	0.130 (0.337)	0.380 (0.486)	0.0858 (0.280)	0.0810 (0.273)	0.129 (0.336)	0.378 (0.485)	0.0858 (0.280)	0.0789 (0.270)
2017年	0.501 (0.500)	0.533 (0.499)	0.488 (0.500)	0.483 (0.500)	0.502 (0.500)	0.533 (0.499)	0.489 (0.500)	0.483 (0.500)
2020年	0.499 (0.500)	0.467 (0.499)	0.512 (0.500)	0.517 (0.500)	0.498 (0.500)	0.467 (0.499)	0.511 (0.500)	0.517 (0.500)
20~24歳×2020年	0.0323 (0.177)			0.0490 (0.216)	0.0325 (0.177)			0.0493 (0.217)
25~29歳×2020年	0.0591 (0.236)		0.0328 (0.178)	0.106 (0.307)	0.0593 (0.236)		0.0331 (0.179)	0.106 (0.307)
30~34歳×2020年	0.0620 (0.241)		0.0659 (0.248)	0.0777 (0.268)	0.0625 (0.242)		0.0663 (0.249)	0.0785 (0.269)
35~39歳×2020年	0.0676 (0.251)		0.0939 (0.292)	0.0676 (0.251)	0.0677 (0.251)		0.0941 (0.292)	0.0681 (0.252)
45~49歳×2020年	0.0729 (0.260)	0.106 (0.308)	0.0919 (0.289)	0.0553 (0.229)	0.0725 (0.259)	0.106 (0.307)	0.0912 (0.288)	0.0554 (0.229)
50~54歳×2020年	0.0656 (0.248)	0.134 (0.341)	0.0617 (0.241)	0.0553 (0.229)	0.0653 (0.247)	0.135 (0.342)	0.0608 (0.239)	0.0551 (0.228)
50~54歳×2020年	0.0654 (0.247)	0.173 (0.378)	0.0494 (0.217)	0.0426 (0.202)	0.0649 (0.246)	0.172 (0.377)	0.0497 (0.217)	0.0415 (0.199)
世帯消費月額(ln)	11.82 (0.694)	11.92 (0.642)	11.83 (0.677)	11.76 (0.722)	11.82 (0.693)	11.92 (0.640)	11.83 (0.675)	11.76 (0.722)
大都市	0.284 (0.451)	0.275 (0.446)	0.280 (0.449)	0.295 (0.456)	0.284 (0.451)	0.276 (0.447)	0.280 (0.449)	0.296 (0.456)
中都市	0.216 (0.412)	0.222 (0.416)	0.219 (0.414)	0.213 (0.409)	0.216 (0.412)	0.222 (0.416)	0.220 (0.415)	0.212 (0.409)
小都市・市町村	0.500 (0.500)	0.503 (0.500)	0.501 (0.500)	0.492 (0.500)	0.499 (0.500)	0.502 (0.500)	0.500 (0.500)	0.492 (0.500)

附表 3: 1号期間滞納率・未納率に関する Logit 分析(記述統計量)(つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
生命保険料月額 (ln)	5.182 (4.611)	6.523 (4.383)	5.416 (4.574)	4.335 (4.594)	5.192 (4.611)	6.537 (4.379)	5.432 (4.572)	4.331 (4.594)
個人年金保険料月額 (ln)	1.159 (3.102)	1.850 (3.770)	1.189 (3.133)	0.791 (2.613)	1.162 (3.106)	1.853 (3.771)	1.194 (3.139)	0.790 (2.611)
自営業主	0.250 (0.433)	0.308 (0.462)	0.279 (0.449)	0.218 (0.413)	0.251 (0.433)	0.307 (0.461)	0.281 (0.449)	0.218 (0.413)
家族従業者	0.0905 (0.287)	0.113 (0.316)	0.101 (0.302)	0.0724 (0.259)	0.0902 (0.286)	0.112 (0.315)	0.101 (0.301)	0.0726 (0.260)
常用雇用	0.126 (0.332)	0.0866 (0.281)	0.124 (0.330)	0.137 (0.344)	0.126 (0.332)	0.0872 (0.282)	0.124 (0.330)	0.138 (0.345)
週労働30時間以上	0.0942 (0.292)	0.0658 (0.248)	0.0813 (0.273)	0.117 (0.321)	0.0943 (0.292)	0.0653 (0.247)	0.0812 (0.273)	0.117 (0.322)
週労働20時間以上30時間未満	0.106 (0.308)	0.0978 (0.297)	0.107 (0.309)	0.103 (0.305)	0.105 (0.307)	0.0964 (0.295)	0.106 (0.308)	0.103 (0.304)
週労働20時間未満	0.0809 (0.273)	0.0836 (0.277)	0.0756 (0.264)	0.0845 (0.278)	0.0804 (0.272)	0.0841 (0.278)	0.0742 (0.262)	0.0847 (0.279)
臨時	0.0240 (0.153)	0.0160 (0.125)	0.0220 (0.147)	0.0288 (0.167)	0.0242 (0.154)	0.0160 (0.126)	0.0222 (0.147)	0.0289 (0.168)
無業	0.229 (0.420)	0.230 (0.421)	0.209 (0.407)	0.239 (0.426)	0.229 (0.420)	0.232 (0.422)	0.210 (0.407)	0.238 (0.426)
周知度：資格期間10年以上					0.426 (0.495)	0.328 (0.470)	0.382 (0.486)	0.487 (0.500)
周知度：満額年金要件					0.334 (0.472)	0.264 (0.441)	0.309 (0.462)	0.374 (0.484)
周知度：給付水準の実質価値維持					0.631 (0.483)	0.484 (0.500)	0.618 (0.486)	0.718 (0.450)
周知度：障害年金の存在					0.323 (0.468)	0.271 (0.444)	0.299 (0.458)	0.364 (0.481)
周知度：遺族年金の存在					0.244 (0.430)	0.166 (0.372)	0.211 (0.408)	0.305 (0.460)
周知度：2分の1国庫負担					0.615 (0.487)	0.524 (0.499)	0.600 (0.490)	0.674 (0.469)
周知度：社会保険料控除					0.539 (0.498)	0.457 (0.498)	0.506 (0.500)	0.603 (0.489)
周知度：上乗せ給付の存在					0.540 (0.498)	0.391 (0.488)	0.508 (0.500)	0.643 (0.479)
周知度：年金生活者支援給付金の存在					0.808 (0.394)	0.799 (0.401)	0.806 (0.396)	0.833 (0.373)
周知度：世代間再分配					0.148 (0.355)	0.0890 (0.285)	0.122 (0.328)	0.200 (0.400)
周知度：未納期間の追納可能期間					0.281 (0.450)	0.227 (0.419)	0.241 (0.428)	0.326 (0.469)
周知度：滞納保険料の強制徴収					0.375 (0.484)	0.395 (0.489)	0.339 (0.473)	0.397 (0.489)
周知度：免除制度					0.204 (0.403)	0.201 (0.400)	0.173 (0.378)	0.208 (0.406)
周知度：保険料納付猶予制度					0.672 (0.469)	0.681 (0.466)	0.665 (0.472)	0.664 (0.472)
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間					0.577 (0.494)	0.549 (0.498)	0.553 (0.497)	0.611 (0.488)
N	17,488	3,314	6,921	4,555	17,099	3,246	6,762	4,461

出典:「国民年金被保険者実態調査」に基づく計算結果

附表 4: 今後の納付拒否率に関する Logit 分析 (記述統計量)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
これ以上納めない	0.135 (0.341)	0.163 (0.370)	0.139 (0.346)	0.115 (0.319)	0.134 (0.341)	0.163 (0.369)	0.139 (0.346)	0.114 (0.318)
女性	0.512 (0.500)	0.551 (0.497)	0.521 (0.500)	0.479 (0.500)	0.511 (0.500)	0.552 (0.497)	0.521 (0.500)	0.478 (0.500)
20~24歳	0.0447 (0.207)			0.125 (0.331)	0.0448 (0.207)			0.126 (0.331)
25~29歳	0.111 (0.314)		0.0756 (0.264)	0.213 (0.409)	0.112 (0.315)		0.0759 (0.265)	0.214 (0.410)
30~34歳	0.129 (0.335)		0.146 (0.353)	0.171 (0.377)	0.130 (0.336)		0.146 (0.353)	0.172 (0.378)
35~39歳	0.144 (0.352)		0.197 (0.398)	0.147 (0.355)	0.145 (0.352)		0.199 (0.399)	0.147 (0.354)
40~44歳	0.177 (0.381)	0.130 (0.336)	0.230 (0.421)	0.130 (0.336)	0.176 (0.381)	0.129 (0.335)	0.230 (0.421)	0.129 (0.335)
45~49歳	0.170 (0.375)	0.255 (0.436)	0.188 (0.391)	0.103 (0.304)	0.170 (0.375)	0.256 (0.436)	0.187 (0.390)	0.104 (0.305)
50~54歳	0.114 (0.318)	0.266 (0.442)	0.0957 (0.294)	0.0617 (0.241)	0.114 (0.317)	0.267 (0.443)	0.0949 (0.293)	0.0617 (0.241)
55~59歳	0.111 (0.314)	0.350 (0.477)	0.0676 (0.251)	0.0480 (0.214)	0.110 (0.313)	0.349 (0.477)	0.0676 (0.251)	0.0468 (0.211)
2017年	0.496 (0.500)	0.538 (0.499)	0.498 (0.500)	0.474 (0.499)	0.497 (0.500)	0.538 (0.499)	0.499 (0.500)	0.475 (0.499)
2020年	0.504 (0.500)	0.462 (0.499)	0.502 (0.500)	0.526 (0.499)	0.503 (0.500)	0.462 (0.499)	0.501 (0.500)	0.525 (0.499)
20~24歳 × 2020年	0.0217 (0.146)			0.0607 (0.239)	0.0217 (0.146)			0.0609 (0.239)
25~29歳 × 2020年	0.0527 (0.224)		0.0337 (0.181)	0.104 (0.305)	0.0528 (0.224)		0.0339 (0.181)	0.104 (0.305)
30~34歳 × 2020年	0.0636 (0.244)		0.0697 (0.255)	0.0872 (0.282)	0.0641 (0.245)		0.0700 (0.255)	0.0883 (0.284)
35~39歳 × 2020年	0.0737 (0.261)		0.0984 (0.298)	0.0782 (0.269)	0.0736 (0.261)		0.0987 (0.298)	0.0775 (0.267)
45~49歳 × 2020年	0.0865 (0.281)	0.114 (0.317)	0.0967 (0.296)	0.0596 (0.237)	0.0864 (0.281)	0.114 (0.317)	0.0962 (0.295)	0.0600 (0.238)
50~54歳 × 2020年	0.0579 (0.234)	0.124 (0.329)	0.0497 (0.217)	0.0358 (0.186)	0.0576 (0.233)	0.124 (0.330)	0.0490 (0.216)	0.0357 (0.185)
50~54歳 × 2020年	0.0557 (0.229)	0.159 (0.365)	0.0391 (0.194)	0.0264 (0.160)	0.0555 (0.229)	0.158 (0.365)	0.0391 (0.194)	0.0257 (0.158)
世帯消費月額 (ln)	11.74 (0.715)	11.85 (0.668)	11.75 (0.701)	11.68 (0.749)	11.74 (0.714)	11.85 (0.666)	11.75 (0.700)	11.68 (0.748)
大都市	0.281 (0.450)	0.278 (0.448)	0.278 (0.448)	0.288 (0.453)	0.282 (0.450)	0.279 (0.449)	0.278 (0.448)	0.288 (0.453)
中都市	0.235 (0.424)	0.231 (0.422)	0.234 (0.424)	0.239 (0.426)	0.236 (0.424)	0.231 (0.422)	0.235 (0.424)	0.239 (0.426)
小都市・市町村	0.483 (0.500)	0.491 (0.500)	0.488 (0.500)	0.474 (0.499)	0.483 (0.500)	0.490 (0.500)	0.487 (0.500)	0.473 (0.499)

附表 4: 今後の納付拒否率に関する Logit 分析(記述統計量)(つづき)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満	全サンプル	25年以上	10年以上25 年未満	10年未満
生命保険料月額 (ln)	4.656 (4.589)	6.210 (4.457)	4.848 (4.570)	3.634 (4.427)	4.658 (4.590)	6.232 (4.450)	4.852 (4.570)	3.623 (4.425)
個人年金保険料月額 (ln)	0.947 (2.832)	1.686 (3.632)	0.958 (2.843)	0.564 (2.228)	0.950 (2.836)	1.696 (3.639)	0.962 (2.849)	0.563 (2.224)
自営業主	0.198 (0.398)	0.272 (0.445)	0.212 (0.409)	0.142 (0.349)	0.198 (0.399)	0.272 (0.445)	0.213 (0.409)	0.143 (0.350)
家族従業者	0.0760 (0.265)	0.0979 (0.297)	0.0822 (0.275)	0.0569 (0.232)	0.0757 (0.265)	0.0978 (0.297)	0.0819 (0.274)	0.0568 (0.231)
常用雇用	0.0856 (0.280)	0.0705 (0.256)	0.0884 (0.284)	0.0894 (0.285)	0.0859 (0.280)	0.0708 (0.257)	0.0886 (0.284)	0.0900 (0.286)
週労働30時間以上	0.0748 (0.263)	0.0620 (0.241)	0.0699 (0.255)	0.0875 (0.283)	0.0749 (0.263)	0.0619 (0.241)	0.0697 (0.255)	0.0882 (0.284)
週労働20時間以上30時間未満	0.106 (0.308)	0.0962 (0.295)	0.110 (0.313)	0.107 (0.309)	0.106 (0.308)	0.0948 (0.293)	0.110 (0.313)	0.106 (0.308)
週労働20時間未満	0.0929 (0.290)	0.0902 (0.286)	0.0875 (0.283)	0.101 (0.302)	0.0923 (0.289)	0.0901 (0.286)	0.0863 (0.281)	0.101 (0.301)
臨時	0.0302 (0.171)	0.0182 (0.134)	0.0275 (0.164)	0.0395 (0.195)	0.0303 (0.171)	0.0186 (0.135)	0.0274 (0.163)	0.0400 (0.196)
無業	0.337 (0.473)	0.293 (0.455)	0.323 (0.468)	0.377 (0.485)	0.337 (0.473)	0.294 (0.456)	0.323 (0.468)	0.375 (0.484)
周知度：資格期間10年以上					0.411 (0.492)	0.325 (0.468)	0.383 (0.486)	0.489 (0.500)
周知度：満額年金要件					0.328 (0.470)	0.265 (0.441)	0.314 (0.464)	0.378 (0.485)
周知度：給付水準の実質価値維持					0.619 (0.486)	0.488 (0.500)	0.606 (0.489)	0.700 (0.458)
周知度：障害年金の存在					0.295 (0.456)	0.262 (0.440)	0.274 (0.446)	0.339 (0.473)
周知度：遺族年金の存在					0.238 (0.426)	0.171 (0.377)	0.214 (0.410)	0.303 (0.460)
周知度：2分の1国庫負担					0.615 (0.487)	0.532 (0.499)	0.604 (0.489)	0.670 (0.470)
周知度：社会保険料控除					0.561 (0.496)	0.471 (0.499)	0.540 (0.498)	0.635 (0.482)
周知度：上乘せ給付の存在					0.554 (0.497)	0.411 (0.492)	0.527 (0.499)	0.658 (0.474)
周知度：年金生活者支援給付金の存在					0.815 (0.388)	0.800 (0.400)	0.808 (0.394)	0.831 (0.375)
周知度：世代間再分配					0.147 (0.354)	0.0906 (0.287)	0.133 (0.339)	0.194 (0.396)
周知度：未納期間の追納可能期間					0.279 (0.449)	0.237 (0.426)	0.248 (0.432)	0.341 (0.474)
周知度：滞納保険料の強制徴収					0.382 (0.486)	0.395 (0.489)	0.356 (0.479)	0.411 (0.492)
周知度：免除制度					0.150 (0.357)	0.169 (0.374)	0.135 (0.341)	0.160 (0.367)
周知度：保険料納付猶予制度					0.585 (0.493)	0.636 (0.481)	0.577 (0.494)	0.570 (0.495)
周知度：免除・猶予期間の追納可能期間					0.525 (0.499)	0.524 (0.499)	0.503 (0.500)	0.556 (0.497)
N	23,247	4,126	10,822	8,299	22,773	4,039	10,601	8,133

出典:「国民年金被保険者実態調査」に基づく計算結果

附表 5: 受給資格期間短縮分析の記述統計量

(1) 50 歳以上/不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	635,900	0.158	0.365	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	613,210	0.095	0.293	0	1
10年以上25年未満	613,210	0.209	0.406	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	635,900	0.618	0.486	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	613,210	0.058	0.233	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	613,210	0.126	0.332	0	1
トレンド項 (納付対象月)	635,900	694.287	9.531	678	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	613,210	65.946	203.531	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	613,210	144.831	282.053	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	635,900	433.053	340.429	0	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	613,210	40.283	163.085	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	613,210	88.538	232.774	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	635,900	0.487	0.500	0	1
月齢	635,900	642.225	23.894	588	695

(2) 50 歳以上/完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	575,520	0.160	0.367	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	575,520	0.099	0.298	0	1
10年以上25年未満	575,520	0.212	0.408	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	575,520	0.606	0.489	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	575,520	0.060	0.237	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	575,520	0.128	0.334	0	1
トレンド項 (納付対象月)	575,520	694.000	9.522	678	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	575,520	68.564	207.103	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	575,520	146.878	283.513	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	575,520	424.546	342.309	0	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	575,520	41.943	166.205	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	575,520	89.851	234.247	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	575,520	0.475	0.499	0	1
月齢	575,520	641.763	23.807	588	695

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

附表 5: 受給資格期間短縮分析の記述統計量(つづき)

(3) 35~49 歳 / 不完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,392,869	0.168	0.374	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	1,342,682	0.182	0.386	0	1
10年以上25年未満	1,342,682	0.630	0.483	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,392,869	0.615	0.487	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	1,342,682	0.110	0.313	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	1,342,682	0.384	0.486	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,392,869	694.210	9.533	678	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	1,342,682	126.186	267.698	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	1,342,682	437.530	335.096	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	1,392,869	430.742	340.965	0	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	1,342,682	77.015	219.131	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	1,342,682	268.746	340.639	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,392,869	0.442	0.497	0	1
月齢	1,392,869	520.176	51.476	408	619

(4) 35~49 歳 / 完全パネル

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
未納ダミー	1,249,215	0.165	0.371	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上)					
10年未満	1,249,215	0.185	0.388	0	1
10年以上25年未満	1,249,215	0.626	0.484	0	1
制度変更ダミー (受給資格期間短縮前=0、後=1)	1,249,215	0.606	0.489	0	1
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー	1,249,215	0.112	0.316	0	1
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー	1,249,215	0.379	0.485	0	1
トレンド項 (納付対象月)	1,249,215	694.000	9.522	678	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × トレンド項					
10年未満 × トレンド項	1,249,215	128.442	269.552	0	710
10年以上25年未満 × トレンド項	1,249,215	434.312	335.920	0	710
制度変更ダミー × トレンド項	1,249,215	424.546	342.309	0	710
受給資格期間 (Ref: 25年以上) × 制度変更ダミー					
10年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	1,249,215	78.573	221.066	0	710
10年以上25年未満 × 制度変更ダミー × トレンド項	1,249,215	265.684	339.907	0	710
性別 (男性=0、女性=1)	1,249,215	0.436	0.496	0	1
月齢	1,249,215	520.729	51.274	408	619

出典:「匿名年金情報」に基づく計算結果

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

国民年金保険料の納付状況の月次推移：
「匿名年金情報」を利用して¹

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

1. はじめに

国民年金保険料の未納対策は、公的年金制度における最重要課題の一つである。しかし、保険料未納の実態が統計的に十分把握されているとは言い難い。例えば、未納対策の成果を測る指標として「納付率」がしばしば用いられるが、これはあくまでも「猶予・免除の適用を受けた期間を除いた保険料が納付されるべき月数のうち、実際に納付された月数の割合」であり、保険料の未納者の規模を把握できる指標ではない。

一方、厚生労働省が毎年発表している年度末時点の「未納者」数は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されており、一部の期間については保険料を納付した人や、年度末時点で保険料の免除・猶予の適用を受けている人は「未納者」に含まれていない。そこで大津(2023)では年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(以下、「匿名年金情報」と称する)を用いて、過去2年間の詳細な保険料未納の実態に関する独自の集計を行った。しかし、保険料の納付期限から2年間が経過して時効となった後の保険料の最終的な納付状況や、その経時的な変化については明らかにされていない。

そこで本研究では、「匿名年金情報」を用いて2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況を月ごとに集計し、その推移を確認することとした。「匿名年金情報」には2009年4月分～2021年3月分の保険料納付状況が含まれているが、2020年度末時点の状況であり、2019年4月分以降は納付期限を迎える前のデータとなる。そのため、集計対象は2019年3月分までとしている。

本稿の構成は次の通りである。まず次節において、本研究で使用するデータについて説明する。続く第3節では集計結果の確認を行う。第4節は本研究のまとめである。

2. データについて

本研究で用いるデータは、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金被保険者(第2号被保険者を除く)に関する「匿名年金情報」である。「匿名年金情報」は、被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免除期間、過去11年間の月ごとの保険料納付状況について100分の1の割合で抽出されたものである。本研究では、そこから国民年金の第3号被保険者と任意加入被保険者を除外し、強制加入の第1号被保険者に

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」の一環として実施された。「匿名年金情報」は当該事業の一環として利用が認められた。情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。

ついでのみ集計を行った。

なお、「匿名年金情報」における保険料納付状況は 20 以上のコードに分けて記載されていたため、これを「納付」、「未納」、「全額免除」、「一部免除納付」、「一部免除未納」、「学生納付特例」、「納付猶予」、「その他」の 8 つのカテゴリーに集約して集計した。それぞれのカテゴリーの内容は表 1 の通りである。

また、サンプルは 2020 年度末時点の年齢に応じて、すなわち出生年度に応じて次の①～④の 4 つのコホート(以下「出生コホート」という。)に分割し、出生コホート別の集計を行った。

- ① 2020 年度末時点の年齢が 50～59 歳 = 1961～70 年度生まれ
- ② 2020 年度末時点の年齢が 40～49 歳 = 1971～80 年度生まれ
- ③ 2020 年度末時点の年齢が 30～39 歳 = 1981～90 年度生まれ
- ④ 2020 年度末時点の年齢が 20～29 歳 = 1991～2000 年度生まれ²

作成した集計表は、2020 年度末時点に国民年金第 1 号被保険者であった人の 2009 年 4 月分～2019 年 3 月分の保険料納付状況別の割合の月次推移と、そこから算出される 2010 年 4 月～2019 年 3 月の対前年同月差の推移である。対前年同月差の推移についての集計を行っているのは、後に見るように納付状況別の割合の推移に一定の季節性が認められるためである。

なお、国民年金第 1 号被保険者でない期間については分母から除外して集計を行っており、集計対象者が 1,000 を下回る月については、割合を表示しないこととした。月ごとの出生コホート別の観測値数は表 2 に示す通りである。

3. 集計結果

(1) 納付状況別割合の月次推移

図 1 は、2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であった人の 2009 年 4 月分～2019 年 3 月分の保険料納付状況別の割合の月次推移を、出生コホート別に示したものである。

まず、1961～70 年度生まれのコホートについて大まかな傾向を確認すると、最も特徴的なのは、未納の割合が大幅に低下していることである。未納の割合は 2009 年 4 月には 28.6%であったが、2019 年 3 月には 12.6%となり、16.0%ポイントも低下をしている。これに対し、最も大きく伸びたのは全額免除の割合であり、2009 年 4 月には 23.9%であったのが、2019 年 3 月には 33.7%となり、9.8%ポイント上昇している。したがって、未納の割合の大幅な低下の過半は全額免除の増加によって説明できる。納付の割合も、2009 年 4 月の 43.7%から 2019 年 4 月の 48.1%へ 4.4%ポイント上昇しているが、全額免除の増加幅に比べれば半分以下であり、未納の割合の低下の約 4 分の 1 を説明できるに留まる。

1971～80 年度生まれのコホートではこの傾向がより顕著であり、未納の割合は 2009 年 4 月の 32.0%から 2019 年 3 月の 13.9%へと 18.1%ポイントも低下している。これに対し、全額免除の割合は 2009 年 4 月の 22.5%から 2019 年 3 月の 33.4%へと 10.9%ポイント上昇しており、未納の割合の低下の過半を説明できる。納付の割合は 2009 年 4 月の 40.1% から 2019 年 3 月の 45.8%へ 5.7%ポイント上昇しているが、全額免除の増加幅の半分程度で、やはり未納の割合の低下の約 4 分の 1 を説明できるに留まる。

² 2001 年 4 月 1 日生まれで、2020 年度末時点では 19 歳である人を含む。各月 1 日生まれの人は 20 歳になる前の月から国民年金の被保険者となる仕組みとなっている。

1981～90年度生まれのコホートでも未納の割合は大幅に低下しており、2009年4月の30.0%から2019年3月に15.6%へと14.4%ポイント低下している。これに対し、全額免除の割合は2009年4月の17.8%から2019年3月の30.8%へと12.0%ポイント、納付の割合は2009年4月の29.6%から2019年3月の39.1%へと9.5%ポイント上昇しており、いずれも他のコホートに比べて伸び幅が大きい。

前2つのコホートと決定的に異なるのは、学生納付特例と納付猶予制度の動向である。学生納付特例制度の割合は、2009年度と2010年度は10%前後の水準であったが、その後は年度が替わるごとに段階的に低下し、2016年度以降は1%を下回っている。これは、2009年度には1988年度生まれと1989年度生まれが、2010年度には1989年度生まれと1990年度生まれがそれぞれ21歳と20歳で、大半が学生であったのが、それ以降は年度末ごとにこの世代の学生が卒業して減少していったことを反映していると考えられる。一方、納付猶予制度の割合は2009年度から2013年度にかけて10%前後でやや右肩上がりで推移した後、いったん低下傾向となり、2016年6月には7.2%となったが、2016年7月に9.6%に跳ね上がると、それ以降は再び10%前後で横ばいに推移をしている。これは、もともと納付猶予制度の対象が「30歳未満」であったために、このコホートが徐々に30歳に到達することによって、その割合が低下していったのが、2016年7月から納付猶予制度の対象が50歳未満に拡大されたために、再び元の水準に戻ったものと考えられる。

1991～2000年度生まれのコホートは、観測値数が1,000を超えて数値が表示されるのが、このコホートで最年長の1991年度生まれが20歳に到達する2011年度の途中からである。学生を多く含んでいるため、ほぼ全ての期間を通して最も割合が高いのは学生納付特例制度である。そのため他のコホートに比べて明瞭ではないが、未納の割合が減少傾向にあることと、納付の割合と全額免除の割合が上昇傾向にあることは確認できる³。納付猶予制度の割合も概ね10%台前半と、他のコホートより高い水準で推移している。

以上をまとめると、いずれのコホートにおいても共通して見られるのは、2009年4月～2019年3月においては未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇しているということである。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートでは、納付猶予制度の割合が、2016年7月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね10%前後で推移をしている。

観測期間における納付状況割合の大まかな推移はこの通りであるが、詳細な月ごとの動きを見ようとすると、毎年6月から7月にかけて割合が大きく変化していることに気が付く。これは、後にみるように保険料の免除・納付猶予の申請年度が7月～翌年6月となっているためである。また、学生納付特例制度の割合は学校の年度が替わる4月に段階的に変化する。従って、納付状況の割合の月次推移には、一定の季節性が存在すると考えられる。そこで、より詳細な月次の動向を的確に把握するために、対前年同月差の推移を確認することとした。

(2) 納付状況別割合の対前年同月差の推移

図2は、2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2010年4月分～2019年3月分の保険料納付状況別の対前年同月差の推移を、出生コホート別に示したものである。

まず、1961～70年度生まれのコホートの推移を確認すると、未納の割合の対前年同月差は、もともと0%ポイ

³ 2017年度以降は全額免除の割合が低下傾向にあるが、これは実際に全額免除の適用者が増えた訳ではなく、本研究において2020年度末時点で第1号被保険者であった人の第1号被保険者であった期間のみを集計対象としていることから、この時期以降はサンプル中に含まれる学生の割合が徐々に高くなり、その結果として学生納付特例の割合は増え、相対的に他の割合が低下したのと考えられる。

ント前後であったのが 2010 年 7 月に 0.7%ポイント低下して以降、一貫して前年の同じ月に比べて減少している。2012 年には減少幅が大きく拡大し、2013 年 2 月には-4.0%ポイントとなったが、2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後上昇して減少幅が縮小、2016 年 7 月に 0.5%ポイント低下して減少幅が再び拡大した後は、減少幅の縮小傾向が続いている。

これと対照的な動きを示しているのが、全額免除の割合である。もともと 1.0%ポイントであった全額免除の割合の対前年同月差は、2010 年 7 月に 0.8%ポイント上昇、2012 年には月を追うごとに上昇して 2%ポイント台半ばとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下して上昇幅が縮小、2016 年 7 月には 0.3%ポイント上昇、2017 年 7 月に 0.5%ポイント低下した後は、0%ポイント前後で横ばいに推移している。

このように、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響することが伺える。ただし、全額免除の割合の前年の同じ月に対する増加幅は、未納の割合の前年の同じ月に対する減少幅に比べて小さい。2012 年から 2013 年にかけては一部免除納付の割合と一部免除未納の割合の対前年同月差が、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が大幅なプラスとなっており、特に 2016 年以降の未納の割合の動向には、全額免除よりも納付の割合の動向が影響しているように見える。

1971～80 年度生まれのコホートにおいても、同様の傾向が観察されている。このコホートにおける未納の割合の対前年同月差は、2010 年 7 月以降は-1%ポイント前後、2011 年 7 月以降は-2%ポイント前後と徐々に低下すると、2012 年には大幅に低下して 2013 年 2 月に-5.2%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月にはそれぞれ 1%ポイント前後上昇すると、2016 年 7 月に 0.5%ポイント低下したものの、その後は上昇傾向が続いている。

これに対し、全額免除の割合は、2010 年 7 月以降は 1%ポイント台後半で推移すると、2012 年には大きく上昇、2013 年 2 月には 3.2%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下、その後は横ばいに推移している。また、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が 1%ポイント前後で推移しており、このことが未納の割合の対前年同月差の継続的なマイナスの主因となっている。

このコホートで特徴的なのは、2016 年 7 月から 2017 年 6 月にかけての動きである。この期間は、未納の割合、一部免除納付の割合、および一部免除未納の割合の対前年同月差がその前後より 1%ポイント近く低い。これは、2016 年 7 月に納付猶予制度の対象が「30 歳未満」から「50 歳未満」に拡大されたことにより、このコホートの 2%程度の人が新たに納付猶予制度の適用を受けることになったためである。

1981～90 年度生まれのコホートにおいても、学生納付特例の動向を捨象すれば、概ね同様の傾向が見られる。このコホートにおける未納の割合の対前年同月差は、2012 年に大幅に低下し、それまで-1%ポイント前後であったのが、2013 年 4 月には-5.5%ポイントとなっている。その後は 2013 年 7 月と 2014 年 7 月にどちらも 1%ポイント以上も対前年の同じ月に対する低下幅が縮小したものの、2016 年 7 月に 1%ポイント低下して 2017 年 6 月までは低下傾向が続いた。

これに対し、全額免除の割合は、2010 年 7 月以降は 1%ポイント台前半で推移すると、2012 年には大きく上昇、2013 年 2 月には 4.1%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下、その後は徐々に低下して 2017 年以降は 0%ポイント前後で横ばいに推移している。また、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が 1～2%ポイントで推移しており、このことが未納の割合の対前年同月差の継続的なマイナスの主因となっている。

2016 年 7 月から 2017 年 6 月にかけては、2016 年 7 月に納付猶予制度の対象が「30 歳未満」から「50 歳未

満」に拡大され、このコホートにおける納付猶予制度の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加している。これにより、この時期の未納の割合の対前年同月差の低下が生じているものと考えられるが、同時に納付の割合の対前年度差もその前後に比べて1%ポイント近く低下している。

1991～2000年度生まれのコホートについては、数値が表示されるのが2012年10月からであるのに加え、学生納付特例の影響が大きいと見出しにくい。ただし、2013年6月までは、未納の割合が前年の同じ月に対して5～7%ポイント低下し、2013年7月にはこの減少幅が大きく縮小しているのは、全額免除の動向と対照的な動きとなっており、両者が関連していることがうかがえる。

以上をまとめると、いずれのコホートにおいても、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響することが伺える。また、2014年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、このことがこの時期の未納の割合の減少の大きな要因となっている。また、2016年7月に納付猶予制度の対象が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大したことも、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

なお、免除や納付猶予の割合が毎年7月に大きく変わるのには、免除・納付猶予の申請年度が前年の所得に基づいて各年7月に切り替わるためである。観測期間中に所得基準の実質的な変更は無かったので⁴、この期間の免除・納付猶予申請の増減は、2016年7月の納付猶予制度の対象拡大を別とすれば、第1号被保険者の所得水準の変化の反映であると考えられる。加えて、免除・納付猶予の適用は本人の申請に基づくので、制度に対する認知度の向上が、免除・納付猶予の増加に寄与している可能性もある。

(3) 完全パネルデータによる確認

以上の集計結果は、月によって観測値数が異なる不完全なパネルデータに基づくものため、月次推移が観測値数の変化によって影響を受けている可能性も否定できない。そこで観測期間中に一貫して第1号被保険者であった人に対象を限定した完全パネルデータに基づいて同様の集計を行ったのが、図3および図4である。

これらから、完全パネルデータに基づく月次推移は、不完全パネルデータに基づくものと概ね同様の傾向にあることが確認された。ただし、1991～2000年度生まれのコホートの集計結果が表示されていないのは、最年長である1991年度生まれの人でも国民年金の被保険者となったのが2001年度以降であり、観測期間中に一貫して第1号被保険者である人は存在しないためである。

4. おわりに

本研究では、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」を独自に集計することにより、2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況の推移を月次で確認した。主な知見は、次の2点である。

第1に、この期間の長期的な傾向としては、いずれのコホートにおいても未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートでは、納付猶予制度の対象が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大した2016年7月より前の一

⁴ 本研究の集計対象期間(2009年4月～2019年3月)に限定しても、2011年4年と2017年の二度、保険料免除の基準変更が行われている。しかし、いずれも税制改正における所得控除の変更に伴って、実質的な免除基準を維持するために行われたものである。

時期を除いて、概ね 10%前後で推移をしている。

第2に、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014 年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016 年 7 月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

以上から、少なくとも短期的には、未納の割合の変動が免除・猶予の適用状況に大きく左右されていることが分かる。免除・猶予の適用は本人の申請に基づくので、免除・猶予の適用状況は制度の認知度にも左右されるが、一方で実質的な所得基準は変わっていないことから、第 1 号被保険者の所得水準の変化という外的な要因によっても影響を受ける。また、納付猶予制度の対象拡大の影響がそうであったように、制度の在り方そのものにも大きく左右される。国民年金保険料の未納の解消は公的年金制度における主要な政策目標となっているが、その評価に当たっては、外的要因や制度変更が保険料未納の動向に大きな影響を与えていることに留意することが不可欠である。

参考文献

大津唯(2023)「国民年金保険料の納付状況に関する『匿名年金情報』の集計」(本報告書所収)。

表 1 本研究における保険料納付状況の分類

	項目名	内容
1	納付	納付*、または産前産後免除
2	未納	未納*
3	全額免除	全額免除(法定免除・申請全額免除)**
4	一部免除納付	一部免除に係る納付**
5	一部免除未納	一部免除に係る未納
6	学生納付特例	学生納付特例**
7	納付猶予	納付猶予
8	その他	後納、特例追納、または新後納納付

(注)* 付加年金に加入している場合は、本体部分の保険料についてのみの状況である。

** 免除または猶予された保険料の追納をした場合も含む。

表 2 出生コホート別の観測値数

出生年度 納付月		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	全体
		2009 年	4 月	25,082	22,899	14,445
	5 月	25,143	22,961	14,623	0	62,727
	6 月	25,190	22,980	14,773	0	62,943
	7 月	25,254	23,062	14,960	0	63,276
	8 月	25,292	23,099	15,115	0	63,506
	9 月	25,343	23,154	15,283	0	63,780
	10 月	25,368	23,209	15,480	0	64,057
	11 月	25,400	23,255	15,663	0	64,318
	12 月	25,470	23,313	15,855	0	64,638
2010 年	1 月	25,552	23,365	16,030	0	64,947
	2 月	25,588	23,420	16,182	0	65,190
	3 月	25,662	23,487	16,341	0	65,490
	4 月	25,721	23,573	16,240	0	65,534
	5 月	25,746	23,605	16,389	0	65,740
	6 月	25,776	23,627	16,484	0	65,887
	7 月	25,843	23,641	16,645	0	66,129
	8 月	25,898	23,669	16,851	0	66,418
	9 月	25,933	23,701	16,984	0	66,618
	10 月	25,980	23,733	17,166	0	66,879
	11 月	26,017	23,728	17,272	0	67,017
	12 月	26,079	23,769	17,413	0	67,261
2011 年	1 月	26,092	23,801	17,602	0	67,495

納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
	2 月	26,119	23,838	17,785	0	67,742
	3 月	26,195	23,943	17,968	5	68,111
	4 月	26,251	24,026	17,738	175	68,190
	5 月	26,275	24,044	17,718	331	68,368
	6 月	26,314	24,081	17,693	487	68,575
	7 月	26,390	24,135	17,683	641	68,849
	8 月	26,451	24,161	17,698	798	69,108
	9 月	26,468	24,238	17,711	967	69,384
	10 月	26,493	24,269	17,676	1,149	69,587
	11 月	26,507	24,273	17,654	1,321	69,755
	12 月	26,573	24,343	17,693	1,518	70,127
	2012 年	1 月	26,637	24,374	17,710	1,684
2 月		26,685	24,382	17,726	1,862	70,655
3 月		26,773	24,433	17,779	2,017	71,002
4 月		26,895	24,533	17,633	2,070	71,131
5 月		26,920	24,562	17,615	2,243	71,340
6 月		26,950	24,594	17,591	2,409	71,544
7 月		27,029	24,682	17,632	2,559	71,902
8 月		27,079	24,721	17,668	2,742	72,210
9 月		27,148	24,764	17,695	2,928	72,535
10 月		27,202	24,808	17,711	3,091	72,812
11 月		27,199	24,826	17,693	3,251	72,969
12 月		27,290	24,903	17,717	3,434	73,344
2013 年	1 月	27,369	24,952	17,746	3,610	73,677
	2 月	27,394	24,980	17,754	3,761	73,889
	3 月	27,497	25,069	17,828	3,908	74,302
	4 月	27,572	25,160	17,639	3,949	74,320
	5 月	27,601	25,186	17,599	4,084	74,470
	6 月	27,637	25,225	17,592	4,268	74,722
	7 月	27,762	25,349	17,681	4,461	75,253
	8 月	27,800	25,356	17,695	4,648	75,499
	9 月	27,866	25,407	17,690	4,787	75,750
	10 月	27,868	25,456	17,674	4,954	75,952
	11 月	27,886	25,483	17,649	5,093	76,111
	12 月	27,965	25,511	17,686	5,261	76,423

納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
2014 年	1 月	28,008	25,548	17,674	5,427	76,657
	2 月	28,049	25,573	17,668	5,590	76,880
	3 月	28,128	25,648	17,756	5,738	77,270
	4 月	28,265	25,733	17,692	5,614	77,304
	5 月	28,338	25,735	17,687	5,803	77,563
	6 月	28,359	25,746	17,698	5,960	77,763
	7 月	28,360	25,759	17,747	6,114	77,980
	8 月	28,403	25,811	17,755	6,329	78,298
	9 月	28,425	25,812	17,789	6,484	78,510
	10 月	28,479	25,847	17,796	6,674	78,796
	11 月	28,511	25,888	17,800	6,823	79,022
	12 月	28,559	25,924	17,822	6,997	79,302
2015 年	1 月	28,613	25,966	17,831	7,195	79,605
	2 月	28,664	26,003	17,798	7,335	79,800
	3 月	28,730	26,094	17,848	7,473	80,145
	4 月	28,847	26,179	17,861	7,320	80,207
	5 月	28,886	26,203	17,887	7,483	80,459
	6 月	28,888	26,206	17,868	7,659	80,621
	7 月	28,926	26,247	17,896	7,846	80,915
	8 月	28,985	26,280	17,923	8,077	81,265
	9 月	29,037	26,289	17,931	8,281	81,538
	10 月	29,115	26,394	17,982	8,492	81,983
	11 月	29,138	26,395	17,979	8,624	82,136
	12 月	29,202	26,456	18,044	8,850	82,552
2016 年	1 月	29,276	26,515	18,096	9,082	82,969
	2 月	29,350	26,555	18,117	9,251	83,273
	3 月	29,413	26,659	18,175	9,427	83,674
	4 月	29,508	26,727	18,229	9,324	83,788
	5 月	29,537	26,781	18,285	9,541	84,144
	6 月	29,556	26,832	18,315	9,764	84,467
	7 月	29,632	26,917	18,330	10,066	84,945
	8 月	29,707	26,941	18,384	10,295	85,327
	9 月	29,769	27,002	18,444	10,581	85,796
	10 月	29,745	26,949	18,454	10,816	85,964
	11 月	29,810	26,973	18,455	11,081	86,319

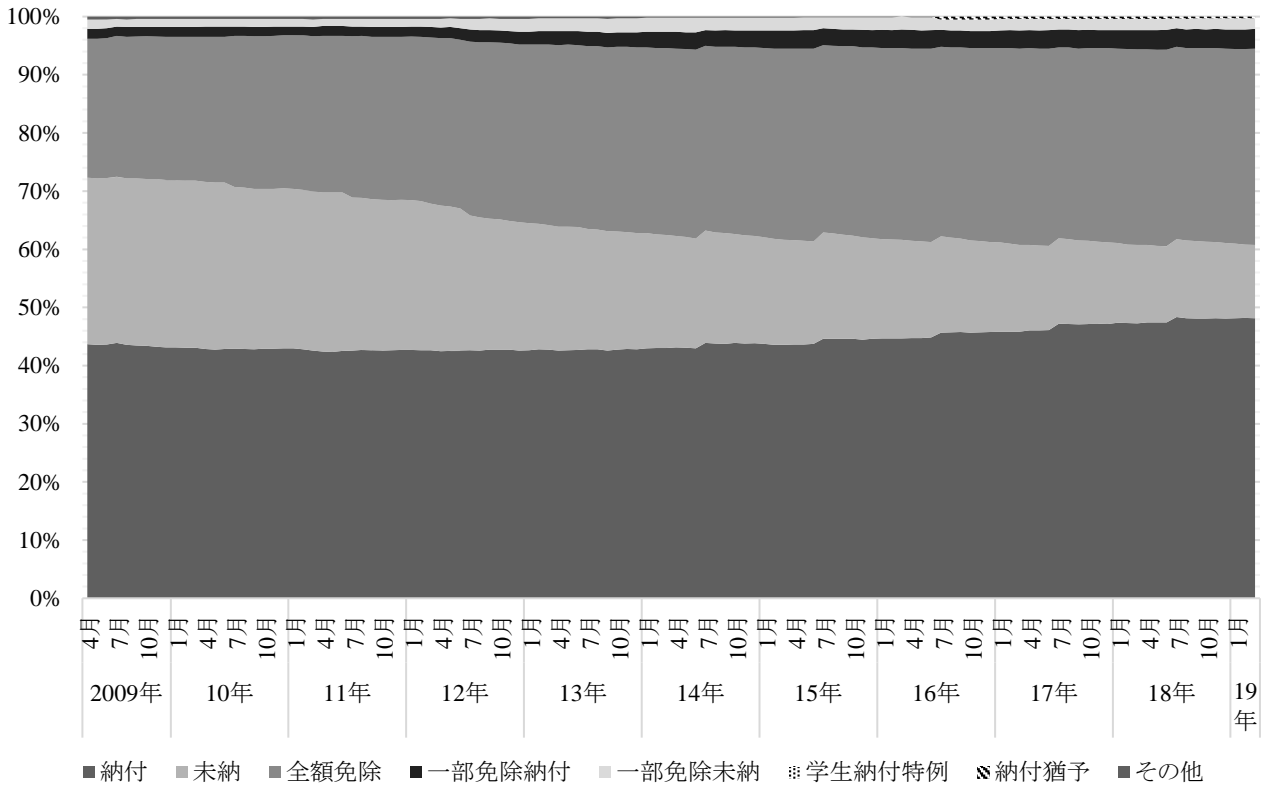
納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
2017 年	12 月	29,858	27,040	18,539	11,366	86,803
	1 月	29,929	27,087	18,585	11,622	87,223
	2 月	29,983	27,133	18,602	11,874	87,592
	3 月	30,073	27,205	18,666	12,136	88,080
	4 月	30,200	27,309	18,706	12,041	88,256
	5 月	30,234	27,358	18,733	12,352	88,677
	6 月	30,262	27,388	18,764	12,637	89,051
	7 月	30,336	27,430	18,821	13,024	89,611
	8 月	30,423	27,493	18,880	13,354	90,150
	9 月	30,499	27,529	18,950	13,719	90,697
	10 月	30,582	27,579	19,015	14,049	91,225
	11 月	30,616	27,608	19,046	14,374	91,644
2018 年	12 月	30,734	27,685	19,110	14,750	92,279
	1 月	30,837	27,767	19,170	15,070	92,844
	2 月	30,934	27,849	19,199	15,415	93,397
	3 月	31,032	27,947	19,317	15,778	94,074
	4 月	31,238	28,083	19,478	16,139	94,938
	5 月	31,282	28,139	19,551	16,810	95,782
	6 月	31,341	28,192	19,627	17,493	96,653
	7 月	31,489	28,264	19,689	18,217	97,659
	8 月	31,572	28,346	19,761	18,924	98,603
	9 月	31,661	28,429	19,828	19,694	99,612
	10 月	31,774	28,526	19,939	20,466	100,705
	11 月	31,836	28,573	20,023	21,099	101,531
2019 年	12 月	31,968	28,671	20,125	21,787	102,551
	1 月	32,117	28,757	20,243	22,499	103,616
	2 月	32,211	28,809	20,338	23,153	104,511
	3 月	32,356	28,952	20,478	23,847	105,633

(注)2020 年度末時点に第 1 号被保険者であるサンプルのなかで、各月において第 1 号被保険者であった人数を示している。

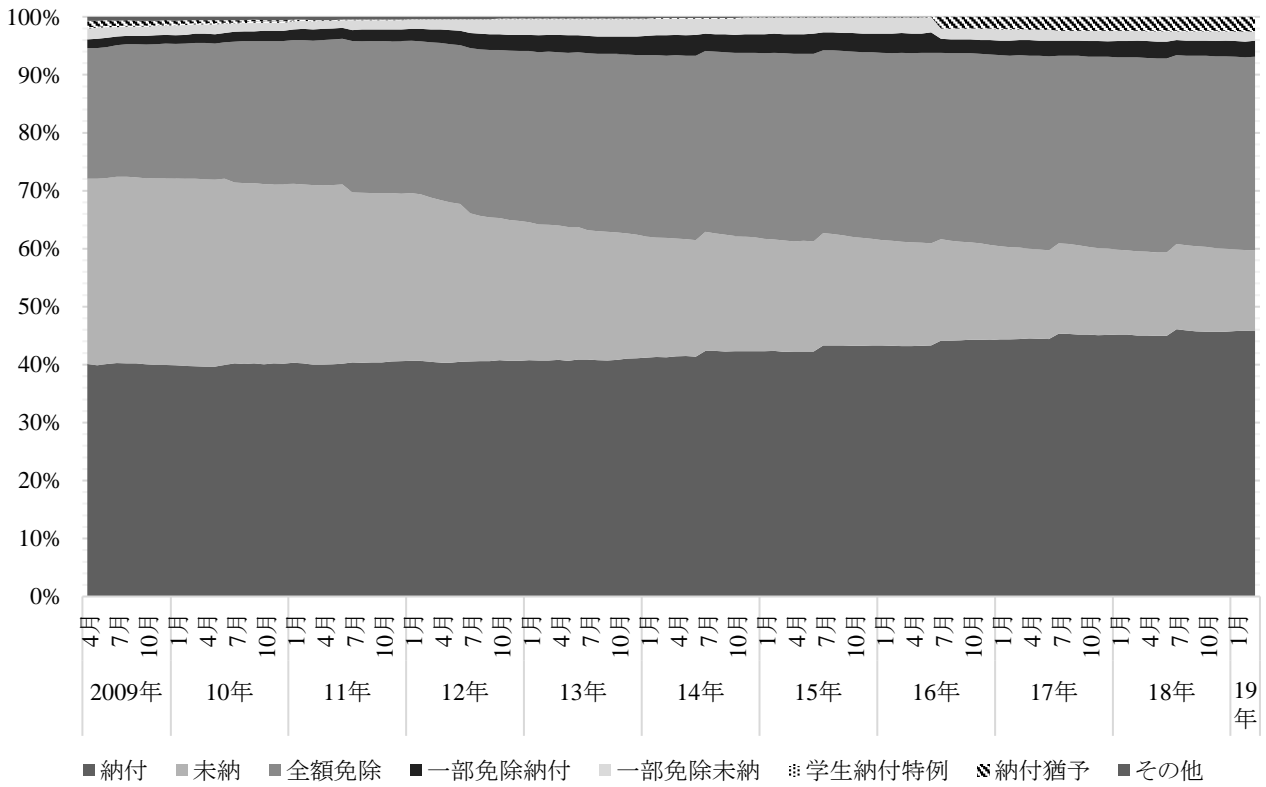
(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

図1 国民年金保険料の納付状況別割合の月次推移(不完全パネル)

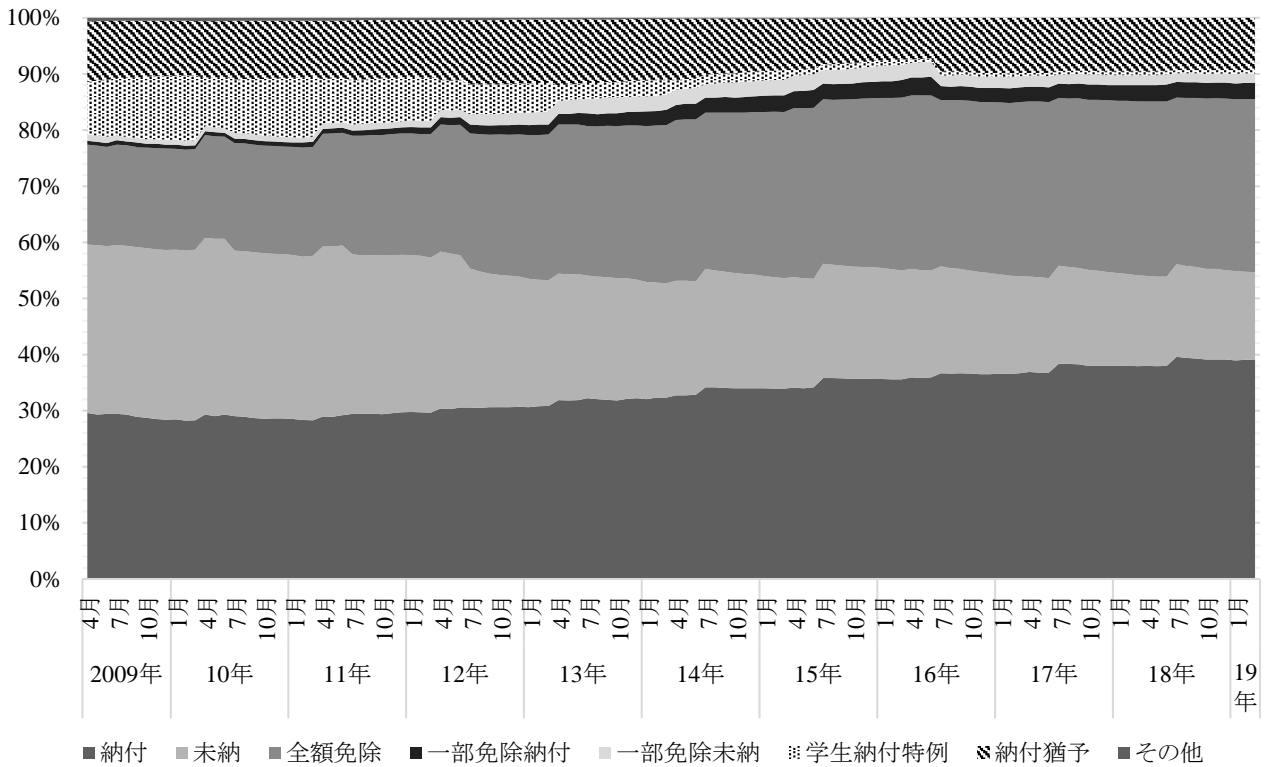
(1) 1961~70年度生まれ



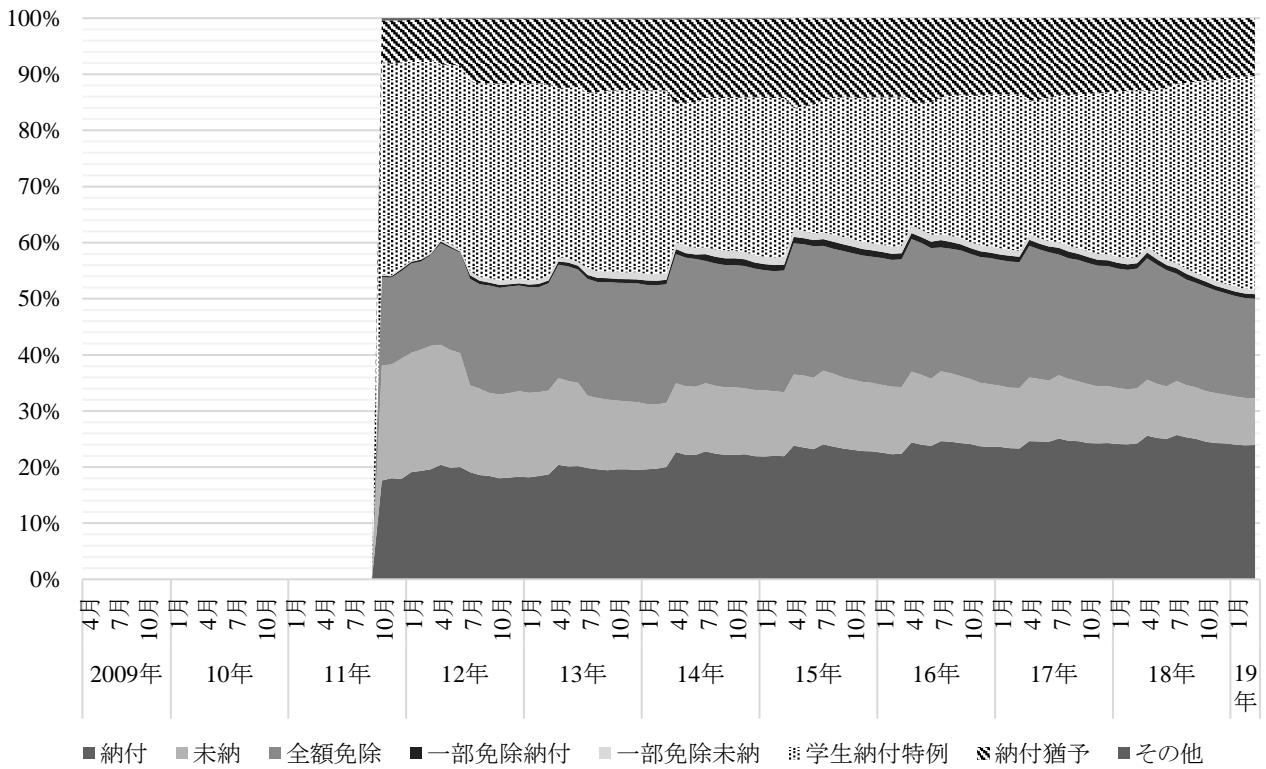
(2) 1971~80年度生まれ



(3) 1981～90 年度生まれ



(4) 1991～2000 年度生まれ

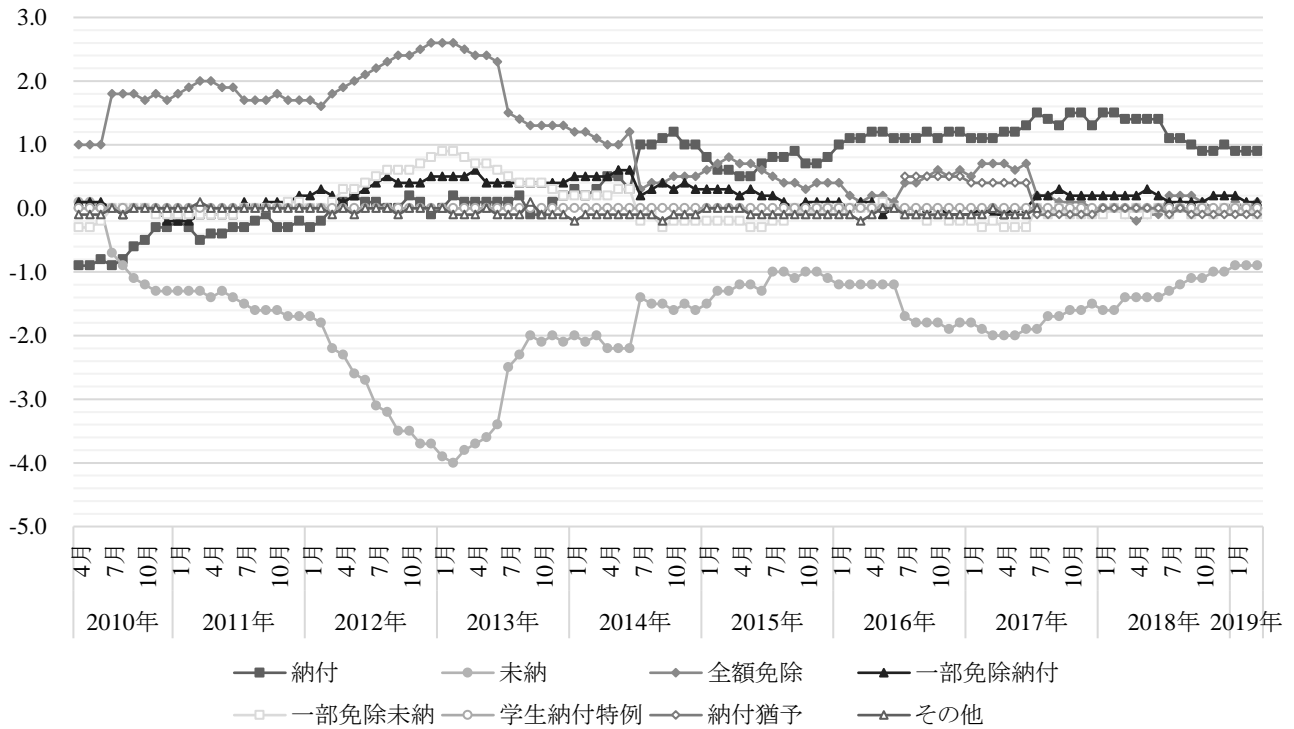


(注)2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であった人に関する集計。第 1 号被保険者であった期間のみを集計対象としている。なお、1991～2000 年度生まれには 2001 年 4 月 1 日生まれの人も含む。

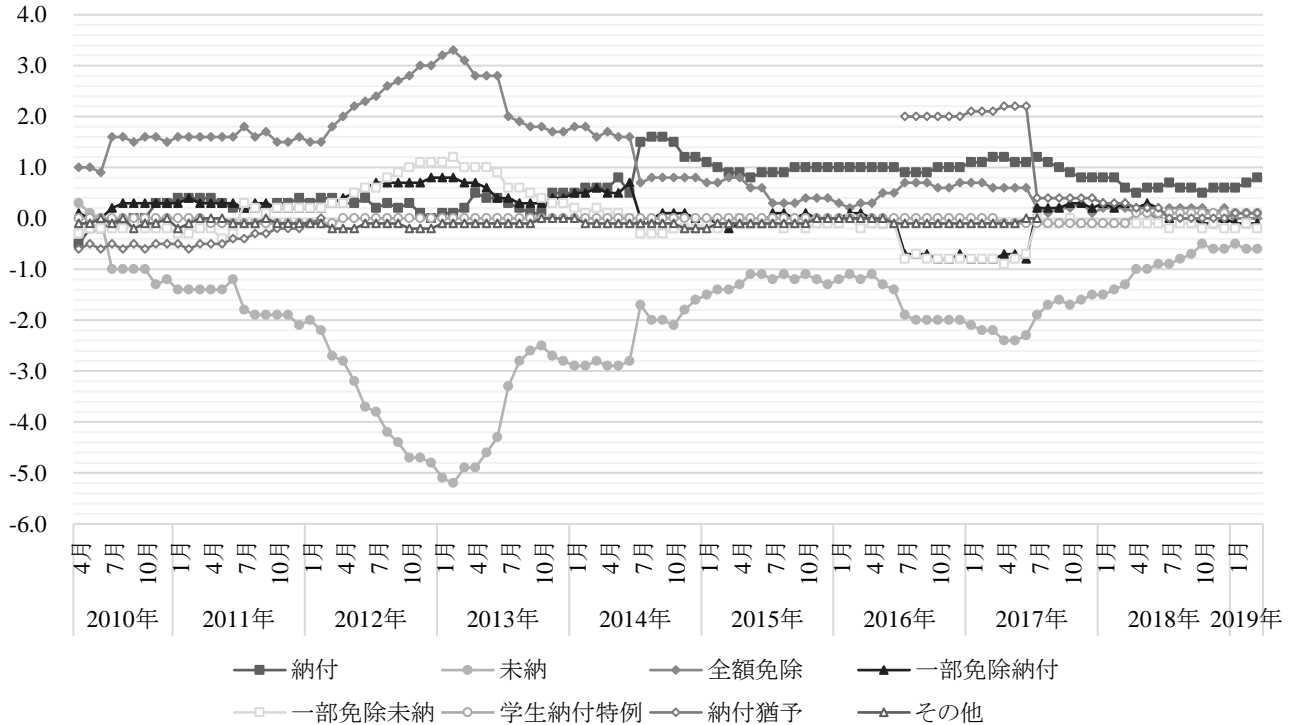
(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

図2 国民年金保険料の納付状況別割合の対前年同月差の推移(不完全パネル)

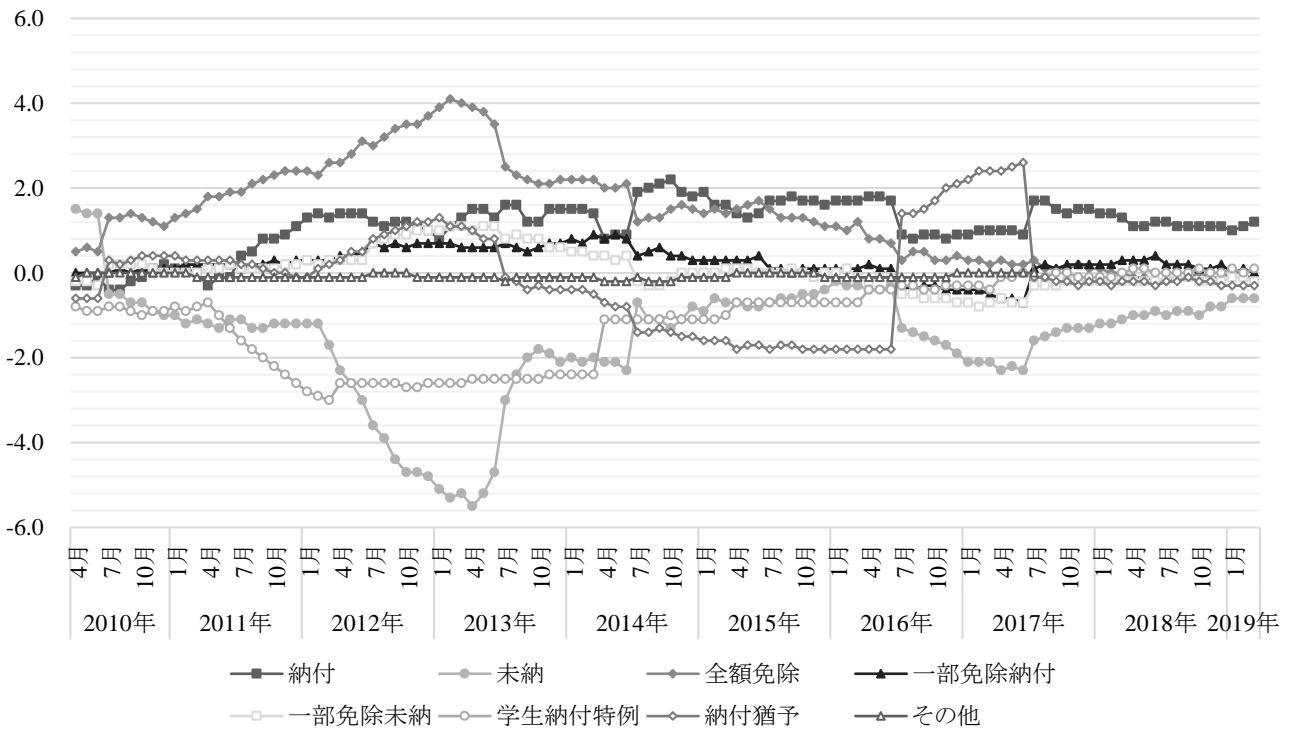
(1) 1961~70年度生まれ



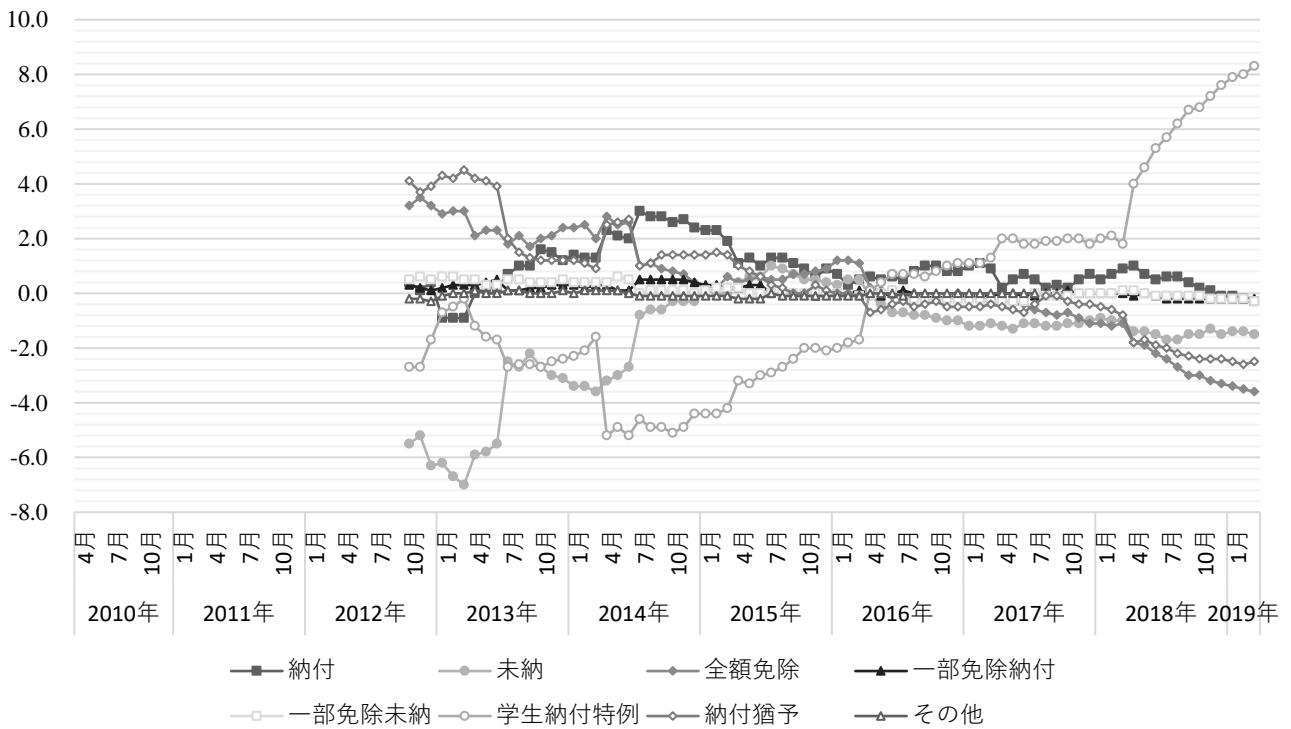
(2) 1971~80年度生まれ



(3) 1981～90 年度生まれ



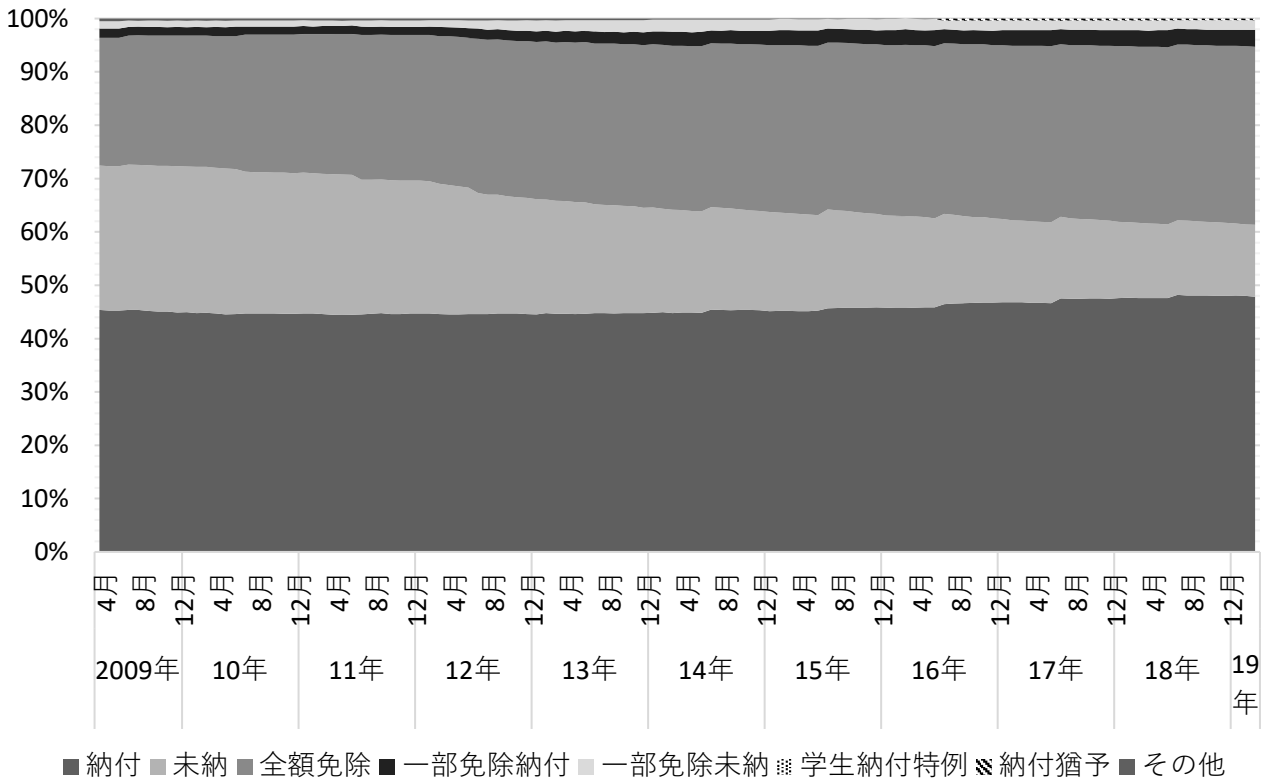
(4) 1991～2000 年度生まれ



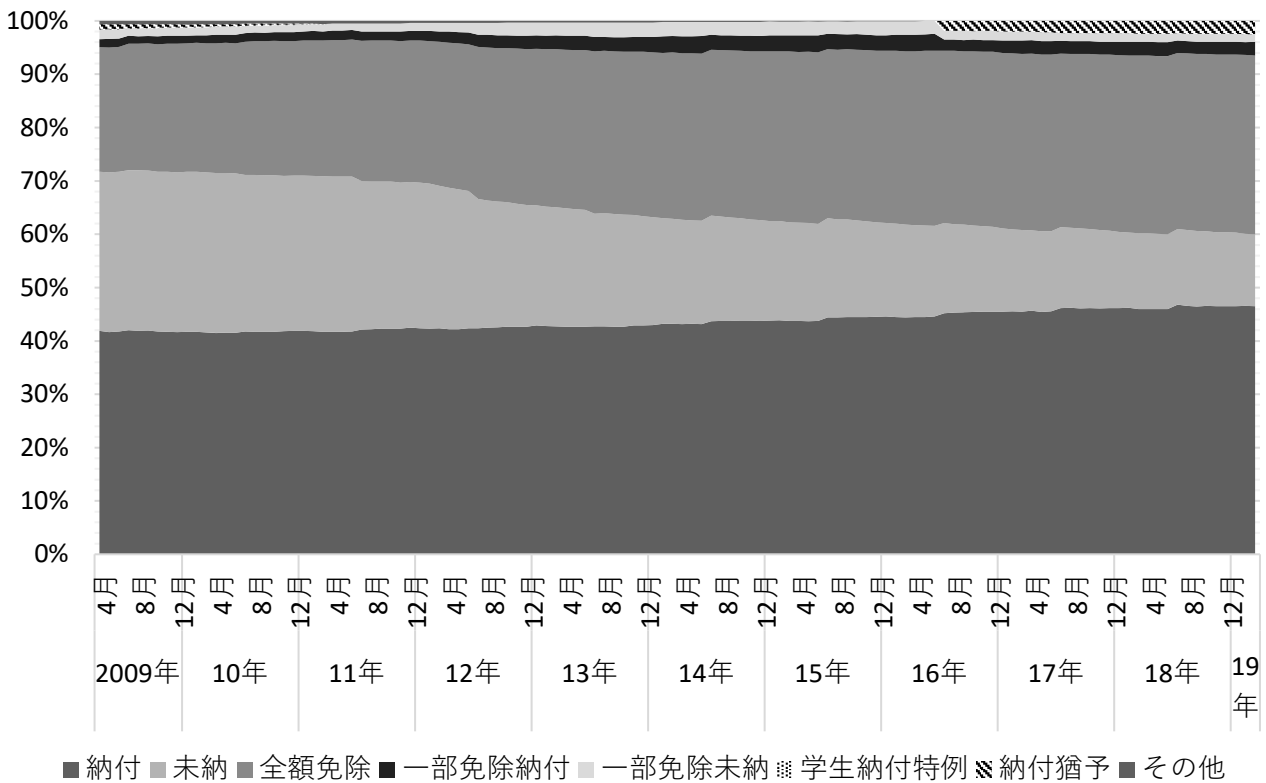
(注・出所) 図 1 に同じ。

図3 国民年金保険料の納付状況別割合の月次推移(完全パネル)

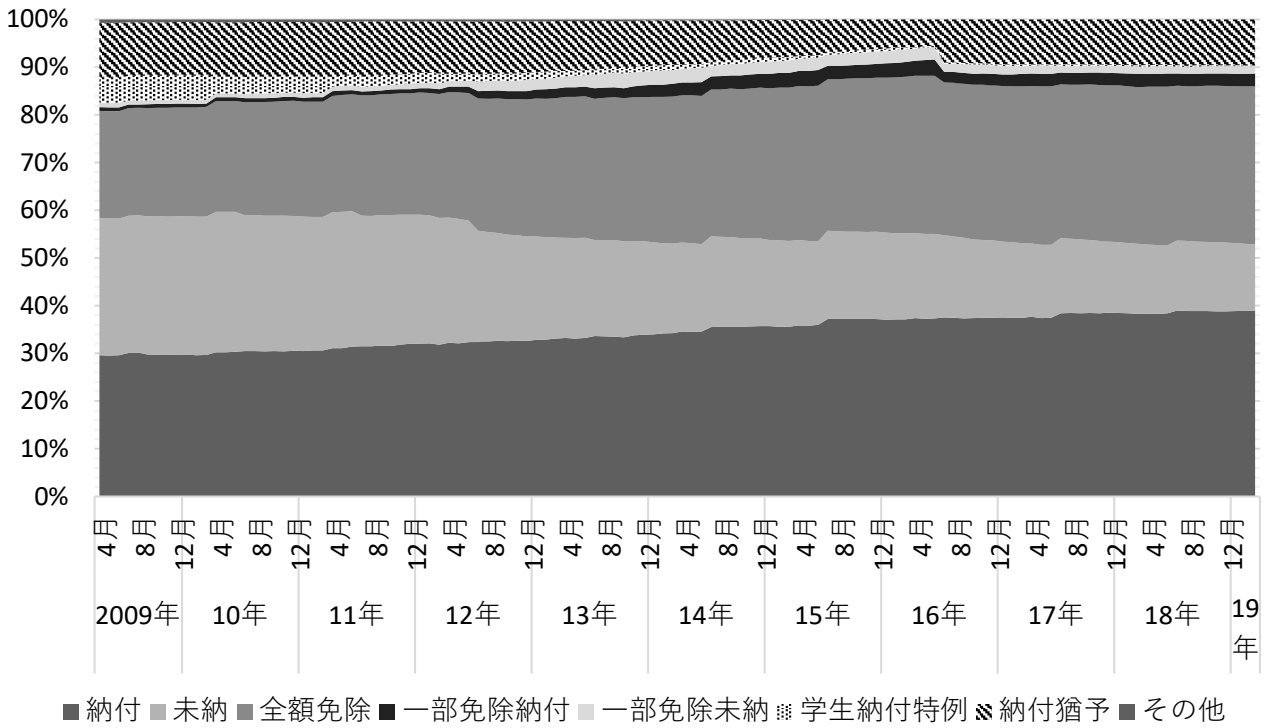
(1) 1961~70年度生まれ(N = 20,998)



(2) 1971~80年度生まれ(N = 17,699)



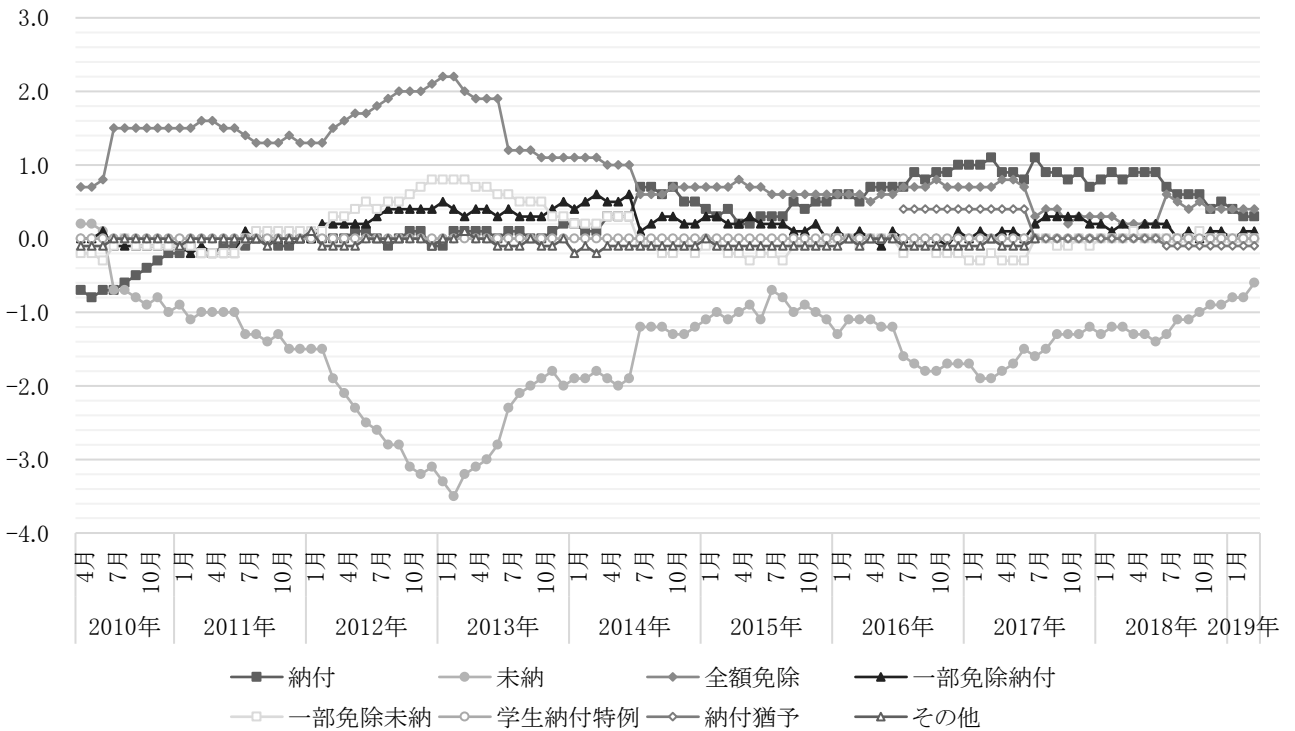
(3) 1981～90 年度生まれ (N = 8,410)



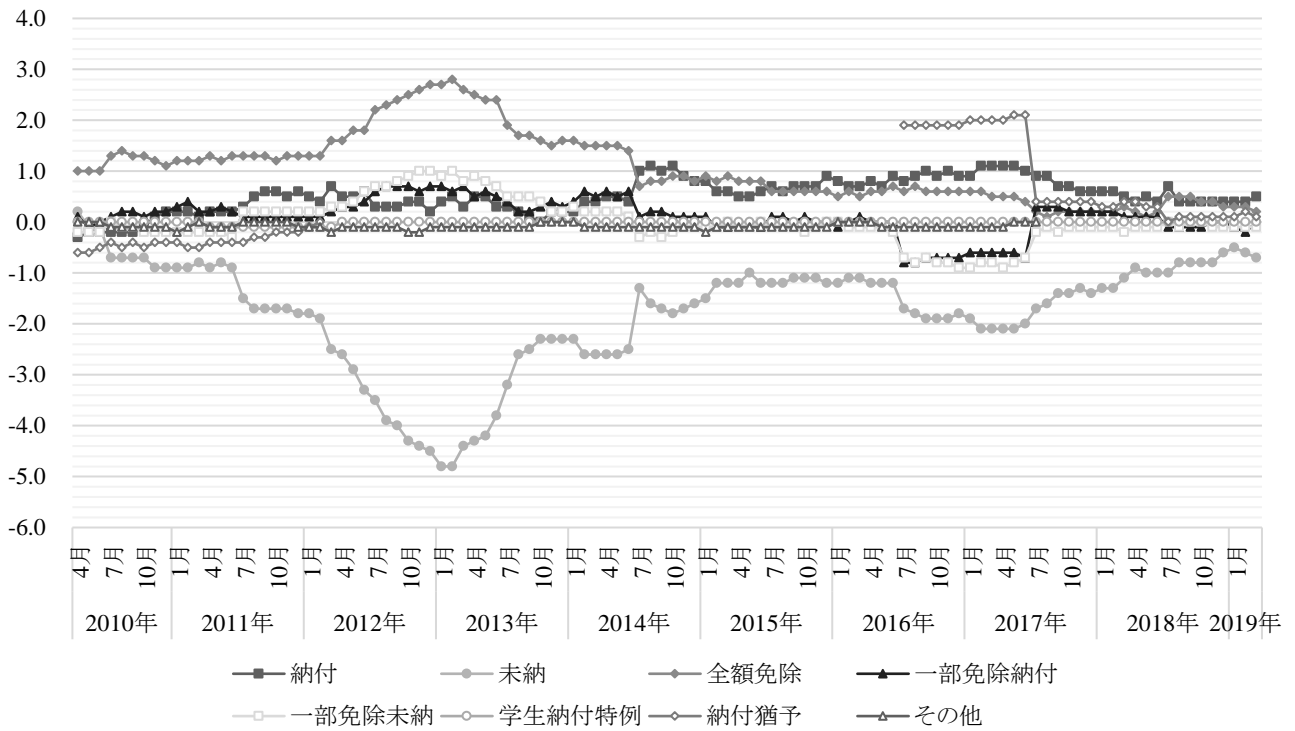
(注) 2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であり、かつ 2009 年 4 月以降を一貫して第 1 号被保険者であった人のみを集計。1991～2000 年度生まれのコホートは、対象者がいないため表示していない。
 (出所) 「匿名年金情報」より筆者集計。

図 4 国民年金保険料の納付状況別割合の対前年同月差の推移 (完全パネル)

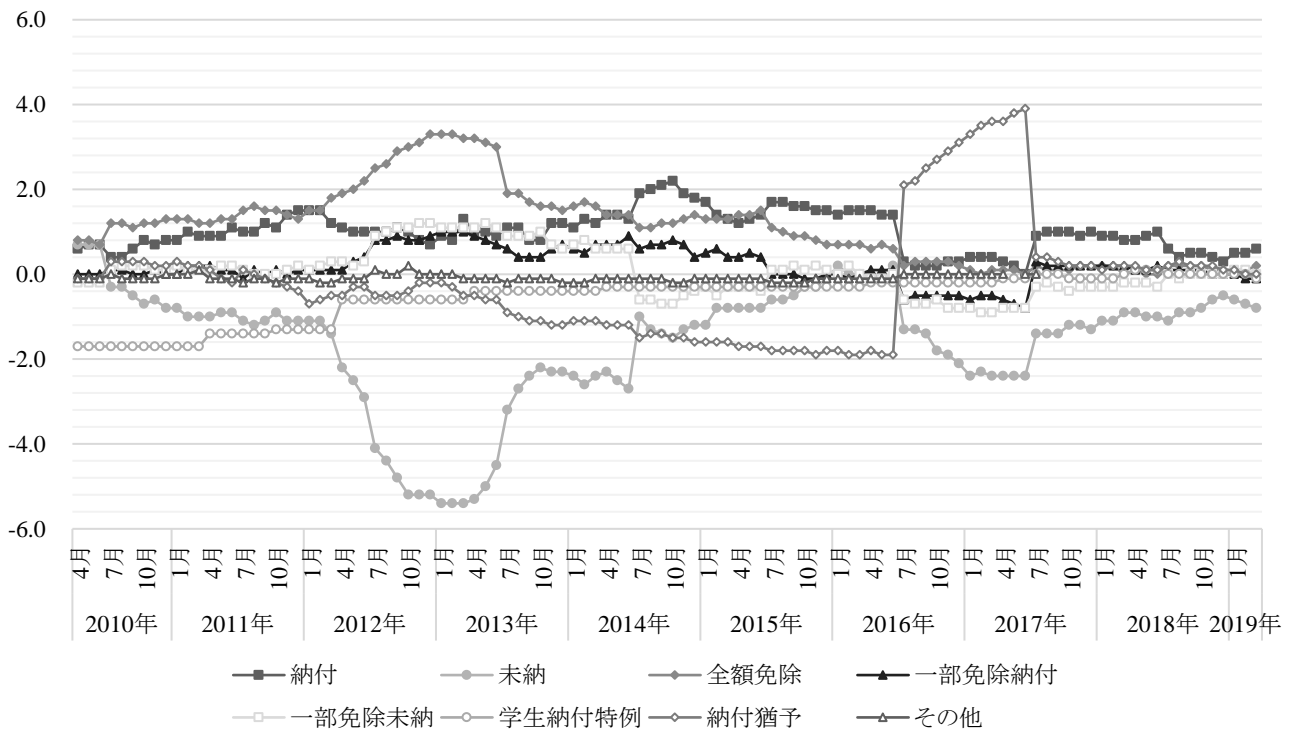
(1) 1961～70 年度生まれ (N = 20,998)



(2) 1971～80 年度生まれ (N = 17,699)



(3) 1981～90 年度生まれ (N = 8,410)



(注・出所) 図 3 に同じ。

(別添5)

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
大津唯	遺族年金受給者の就業状況に関する分析	社会政策	第15巻2号	21-32	2023
四方理人	賃金の軌道からみたライフコースでの賃金格差：年金保険料の記録データによる分析	週刊社会保障	第3171号	48-53	2022
四方理人	就職氷河期世代の所得格差	週刊社会保障	第3234号	42-47	2023
四方理人	厚生年金の支給開始年齢引き上げと低所得問題	個人金融	第18巻3号	12-21	2023
四方理人・渡辺久里子	配偶関係別にみた高齢女性の貧困と公的年金制度	社会政策	第15巻2号	8-20	2023
田中聡一郎	日本の資産分配：OECDの国際比較から	共済新報	第63巻11号	10-17	2022
田中聡一郎	高齢者の所得格差の要因分解	週刊社会保障	第3232号	48-53	2023
永野仁美	目的から考える障害年金の要保障事由	障害法	6号	29-41	2022
藤井麻由・渡辺久里子	年金等が障害者の就労・家計に及ぼす影響	社会政策	第15巻2号	33-44	2023
百瀬優	遺族年金の性格と現行制度の課題	年金と経済	第41巻3号	3-9	2022
山田篤裕	公的年金の部分繰下げ受給による貧困回避の可能性	週刊社会保障	第3199号	42-47	2022
山田篤裕・荒木宏子	精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化：Blinder-Oaxaca分解に基づく検証	医療経済研究	第34巻2号	68-86	2023

厚生労働大臣
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
 (国立保健医療科学院長)

機関名 慶應義塾大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 伊藤 公平

次の職員の(元号) 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 慶應義塾大学経済学部・教授
 (氏名・フリガナ) 山田 篤裕・ヤマダ アツヒロ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 流通経済大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 上野裕一

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 経済学部・教授
- (氏名・フリガナ) 百瀬 優・モモセ ユウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2023 年 3月 10日

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)—殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 上智大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 嘩道 佳明

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業）
- 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究
- 研究者名 （所属部署・職名）法学部国際関係法学科・教授
（氏名・フリガナ）永野 仁美・ナガノ ヒトミ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容：)

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2023年3月28日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 関西学院大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 村田 治

次の職員の(元号) 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)

3. 研究者名(所属部署・職名) 総合政策学部・准教授

(氏名・フリガナ) 四方 理人(シカタ マサト)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年3月31日

厚生労働大臣
（国立医薬品食品衛生研究所長）殿
（国立保健医療科学院長）

機関名 駒澤大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 各務 洋子

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究（21AA2008）
3. 研究者名 （所属部署・職名）経済学部・准教授
（氏名・フリガナ）田中 聡一郎・タナカ ソウイチロウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
 (国立保健医療科学院長)

機関名 国立大学法人埼玉大学
 大学院人文社会科学研究所

所属研究機関長 職名 人文社会科学研究所長

氏名 井口 欣也

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院人文社会科学研究所
 (氏名・フリガナ) 大津 唯・オオツ ユイ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2022年 12月 21日

厚生労働大臣 殿

機関名 神奈川大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 小熊 誠

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 経済学部 助教

（氏名・フリガナ） 渡辺 久里子（ワタナベ クリコ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 5年 4月 12日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 北海道教育大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 蛇 穴 治 夫

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 北海道教育大学教育学部国際地域学科 ・ 講師
(氏名・フリガナ) 藤 井 麻 由 ・ フ ジ イ マ ユ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。